



## 第2編 「地方分権」と地方政治の再編



## 第1章 地方分権開始期の自治体

### 第1節 長期化する停滞と県計画

#### 280 「静岡県新世紀創造計画 1995-2004 未来への挑戦あふれる活力輝く静岡」〔抄〕

1995・12・22

『静岡県新世紀創造計画 1995 - 2004 未来への挑戦あふれる活力 輝く静岡』、

1996・2、12～67頁

#### 第1部 基本構想

#### 第1章 新世紀の創造に向けて

##### 1 県づくりの目標

〔前略〕県としては、県民の多様な期待にこたえ、真に豊かで活力に満ちた個性輝く社会の実現をめざします。

このため、県民が活躍する基盤あるいは舞台ともいうべき3つの公共財、すなわち

- ・ 空港、道路、情報や研究開発基盤などの社会資本
- ・ 生物の生存基盤であるとともに、私たちの精神生活を豊かにしてくれる良好な自然環境
- ・ 医療、福祉、交通、学習など生活に密着した社会システム

の整備、充実に努め、次の時代を切り開いていく新しい仕組みを構築していきます。

新世紀に向け、進取の気概と豊かな感性を持って、新しい静岡県を創造していくため、「未来への挑戦 あふれる活力 輝く静岡」を県づくりの目標とします。

##### 2 計画の理念

県づくりの目標を達成していく基本的な理念として、「自立と共生」、「交流と連携」、「継承と創造」を掲げます。

基本理念は、新世紀の県づくりに取り組む姿勢、行動のよりどころとなるものです。

#### 自立と共生

高齢化や少子化の進行、地球規模での環境問題、都市と農山漁村との格差の顕在化など、地域社会を取り巻く課題を解決していくためには、個人や地域が自らの意思と責任で行動するとともに、お互いに尊重し合い、共同して取り組んでいくことが必要です。

それぞれの世代、男性と女性、都市と農山漁村などが主体性を持ち、お互いに尊重し合い、それぞれの能力と特性を発揮し、豊かな自然のなかで、安全で活力ある社会を形成していくための基本理念として、「自立と共生」を掲げます。

#### 交流と連携

個人や地域は、互いが持つ知識や技術を交換し、それぞれの特徴を利用し能力を補完しあうことによって、豊かな生活を実現し、魅力と活力あふれる地域社会をつくりあげていくことができます。地域が相互に交流、連携することで、良い刺激を受けることは、地域運営の総合的な能力を高めるためにも大切なことです。

陸・海・空が一体となった交通基盤の整備や快適で魅力ある都市機能の充実などにより、国内外との活発な交流を促進し、地域レベル、国際レベルの連携・協力関係を強化して、活力ある地域を形成していくための基本理念として、「交流と連携」を掲げます。

### 継承と創造

恵まれた気候、美しい豊かな自然のもとで、先人たちが歴史や風土にはぐくまれた独自の文化を醸成し、全国でも屈指の多彩で高度な産業を展開してきたことで、本県は豊かで住みよい県として高い評価を得てきました。先人から受け継がれてきた文化や技術を尊び、継承するとともに、さらに豊かな社会をつくりあげていくための新しい価値を創造していく必要があります。

文化の伝承、技術開発や産業育成に積極的に取り組む風土を生かして、新たな文化や産業の創造や、明日の静岡県を切り開く人材を育成していくための基本理念として、「継承と創造」を掲げます。

## 第2章 現在の静岡県

〔前略〕

### 2 日本の中の静岡県

本県は、東京圏、名古屋圏、近畿圏とともに太平洋ベルトを形成し、わが国の経済的、社会的発展に大きな役割を果たしてきました。特色ある産業が数多く集積していますが、なかでも製造業の割合が高い、全国屈指の「ものづくり県」となっています。〔以下略〕

### 3 世界の中の静岡県

本県の経済力は、タイやノルウェーなどのひとつの国に匹敵する規模を有しています。このような経済力の高まりや、グローバル化の進展を背景に、最近では、海外各地域との直接的な交流が増加しています。

1994年に海外渡航した県民は約34万人で、行き先は、渡航者の多い順に、米国、韓国、香港、台湾、中国、オーストラリアとなっています。

県内企業が有する海外事業所などの数は、1994年に555事業所で、10年前との比較では3.5倍に増加しています。進出先は、アジア地域が最も多く、次いで北アメリカ地域となっています。

県内港湾を通した輸出入の状況では、1993年の輸出入額が1兆7,500億円で、この5年間で16%増加しています。相手先は、米国との輸出入が最も多くなっていますが、アジア

地域との輸出入が増えています。〔以下略〕

### 第3章 時代の潮流と展望

静岡県将来に大きな影響を与える時代の潮流として、次のようなものを挙げるができます。

高齢化と少子化の進行

生活の質の向上や多様な選択肢への希求

環境問題の重要性の高まり

地球時代の到来

情報化、技術の進歩

地域間交流の活発化

産業構造の変化

#### 1 高齢化と少子化の進行

わが国では、平均寿命の延びに伴い、65歳以上の人口が大幅に増加する一方で、晩婚化や非婚化の進行などにより、少子化が急速に進んでいます。21世紀には、これまでに経験したことのない本格的な高齢化社会と人口減少の局面を迎えるものと予測されています。

本県でも2010年頃をピークに総人口が減少に転じ、2015年頃には4人に1人が65歳以上の高齢者になると予測されます。〔以下略〕

#### 4 地球時代の到来

〔前略〕

#### ■新たな技術課題の実現予測時期

| 分野                  | 課 題                                                                                         | 実現予測時期                                              |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 材 料<br>プロセス         | 地球環境保護のための二酸化炭素固定技術の実用化<br>変換効率 50%以上の太陽電池の実用化<br>常温超伝導体の開発                                 | 2008 年頃<br>2010 年頃<br>2017 年頃                       |
| 情 報<br>エレクト<br>ロニクス | アクセス時間 1 ナノ秒の L S I メモリ素子の開発<br>1 ギガビットメモリ級以上の超 L S I の実用化<br>10 ナノメートルサイズのパターンを加工できる技術の実用化 | 2000 年頃<br>2002 年頃<br>2003 年頃                       |
| 医 療<br>保 健          | がんの転移を防ぐ手段の実用化<br>がん遺伝子とがん化の関係の解明<br>がん発生予防薬の開発<br>アルツハイマー型痴呆が予防可能<br>アルツハイマー型痴呆などが治療可能に    | 2007 年頃<br>2009 年頃<br>2013 年頃<br>2011 年頃<br>2015 年頃 |
| 宇 宙                 | 人工衛星を利用した世界的航空管制システムの実用化<br>宇宙からの大気汚染の短時間での観測技術の実用化<br>宇宙輸送費用の 1/10 以下への低減                  | 2001 年頃<br>2002 年頃<br>2010 年頃                       |

|              |                                                                                                                                       |                                                |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 海 洋<br>地 球   | オゾン層の形成、変動、消滅機構の解明<br>火山噴火による火砕流、熱雲の発生と規模が予測可能に<br>2～3日前の確実な火山噴火予知<br>マグニチュード7以上地震の数日前までに予測できる技術の開発<br>化石燃料の利用と地球環境保全のバランスを維持できる技術の開発 | 2002年頃<br>2005年頃<br>2006年頃<br>2010年頃<br>2011年頃 |
| 鉱 物<br>水 資 源 | 都市ゴミから有価物を経済的に回収する方法の実用化<br>精度の良い降雨予測技術の確立による降水の有効利用<br>河川等の水質浄化技術の実用化                                                                | 2001年頃<br>2004年頃<br>2005年頃                     |
| エネルギー        | 非フロン系空調システムが主流に<br>高レベル放射性廃棄物の固化体の処分技術の実用化<br>核燃料サイクルを含めた高速増殖炉システムの実用化                                                                | 2001年頃<br>2009年頃<br>2017年頃                     |

## 5 情報化、技術の進歩

〔前略〕

情報化や技術の進歩は、産業の高度化を促進するとともに、医療、福祉、教育、消費など生活の様々な分野に、大きな変化を与えるものと予測されています。

| 分野                | 課 題                                                                                                                 | 実現予測時期                               |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 環 境               | 地球環境問題に影響のないフロン・ハロン代替品の実用化<br>窒素酸化物の排出量の少ないディーゼル車の普及<br>世界の二酸化炭素排出量が現在より20%減少                                       | 1998年頃<br>2003年頃<br>2015年頃           |
| 農林水産              | 遺伝子操作による作物の品種改良の実用化<br>微生物などで自然に分解される包装資材の普及<br>地球規模での農林資源、農林環境の変化の常時監視システム<br>生物資源のDNA、細胞レベルでの保存、利用技術の普及           | 2002年頃<br>2003年頃<br>2004年頃<br>2006年頃 |
| 生 産               | 使用材料のほとんどが再利用できる設計、生産、回収システムの普及<br>全世界的な地球環境保全対策の普及                                                                 | 2004年頃<br>2011年頃                     |
| 都 市<br>建 築<br>土 木 | 原子力発電所の安全でかつ合理的な解体撤去技術の確立<br>都市廃棄物を半減させるような廃棄物再利用技術の開発<br>汚れている大都市都市圏近傍の閉鎖性海域の浄化<br>近隣住宅単位でのエネルギー、廃棄物その他リサイクルの普及    | 2004年頃<br>2004年頃<br>2006年頃<br>2006年頃 |
| 通 信               | 個人IDコードにより自由に通信できる追跡接続交換の実用化<br>極超低損失光ファイバーによる長距離無中継伝送の実用化<br>国際ISDNの形成により国内ISDNの自動接続が可能に                           | 2001年頃<br>2003年頃<br>2004年頃           |
| 交 通               | 現在の新幹線設備を利用した時速300km連続走行可能な車両の実用化<br>航空機の位置及び時間による4次元管理システムの開発<br>新材料の利用、車両構造技術の改善による列車走行騒音、振動の大幅減少                 | 1998年頃<br>2003年頃<br>2003年頃           |
| 社会生活              | 繊維製品、食品包装資材等家庭用資材のリサイクル技術システムの普及<br>大気汚染の原因とされている汚染物質（NO <sub>x</sub> 等）の除去技術の実用化<br>二酸化炭素削減のための太陽光（熱）による冷暖房システムの普及 | 2002年頃<br>2003年頃<br>2004年頃           |

資料：科学技術庁「第5回技術予測調査（平成4年度）」より静岡県企画課作成

## 6 地域間交流の活発化

交通網や情報通信網の整備の進展などに伴い、経済活動や生活行動の範囲が広域化し、地域間の人、もの、情報の交流が一層活発になっています。〔以下略〕

## 第4章 将来の静岡県

時代の潮流などを踏まえて、県土構造、人口・経済、県民生活の3つの面から、将来の静岡県の姿を概観します。

### 1 県土構造

安全が確保された県土のうえに、都市や農山漁村などが、それぞれの特性を生かしながら共生する活力と魅力あふれる地域が形成されます。

●第一東名自動車道、東海道新幹線、清水港、御前崎港、田子の浦港など、既存の交通基盤の整備充実に加え、静岡空港、第二東名自動車道、中部横断自動車道、伊豆縦貫自動車道、三遠南信自動車道などの新たな交通基盤の整備が進み、陸・海・空の総合的な交通ネットワークが形成され、国内外との活発な交流が展開されます。

●太平洋沿岸の様々な規模の都市がそれぞれの個性を生かして、機能を分担しあうことにより、都市機能の高度化や東西の連携の強化が進み、ひとつの都市ベルトが形成されます。

●河川の上・下流や伊豆半島などで、南北の連携が活発になり、都市の持つ様々なサービス機能や農山漁村の持つ自然、文化などが共有される一体感のある地域が形成されます。

### 2 人口・経済などの見通し

社会経済に関する本県のこれまでの動向や、国の見通しを踏まえて、本県の人口・世帯、労働力、経済、県土利用を見通すと、次のとおりです。

#### (1) 人口・世帯

本県の人口は、晩婚化などによる出生率の低下の影響を受けて、増加率は低い水準にとどまりますが、第二次ベビーブーム世代が、出産適齢期に入ることなどから、計画の期間内においては、引き続き増加し、平成16年には本県人口は390万人に達すると見込まれます。

世帯については、単独世帯や核家族世帯の増加により、世帯数の増加と一世帯当たり人員の減少が今後も続き、平成16年の一般世帯数は130万世帯、一世帯当たり人員は3.0人になると見込まれます。

#### (2) 労働力

本県の労働力人口は、生産年齢人口は減少しますが、女性や高齢者の就業機会の増加が見込まれることから、全体としては微増となり、平成16年には233万人になると見込まれます。

#### (3) 経済

平成4年度に13兆3,455億円であった実質県内総生産は、平成16年度には18兆2,900



億円程度(いずれも昭和60年価格)に達すると見込まれます。この間の実質経済成長率は、平成4年度までの過去10か年が年平均5.3%であったのに対し、年平均2.7%程度になると見込まれます。

平成4年度に303万円であった一人当たり県民所得は、平成16年度には397万円程度になると見込まれます。

#### (4) 県土利用

県土の利用は、国土利用計画法に基づく静岡県国土利用計画や静岡県土地利用基本計画により、総合的かつ計画的に進めます。

今後は、個々の土地需要の量的な調整だけにとどまらず、県土に限られた資源であることを前提に、土地の持つ公共性などを認識し、利用価値に見合った適正な地価の水準を確保しながら、土地の持つ適性を十分に踏まえ、次のような質的な向上を図ることに配慮した土地利用を進めます。

- 自然と共生した県土利用
- 災害に強い安全な県土利用
- 快適でうるおいある県土利用

県土利用については、第三次静岡県国土利用計画(目標年次:平成17年)において、次のとおり見込まれています。

- 農用地については、住宅地、工業用地などへの転換による減少が見込まれますが、優良農用地の確保を図るとともに、農用地の利用集積、生産基盤の整備を進めることにより、762km<sup>2</sup>程度と見込まれます。
- 森林については、その生産機能や国土保全、自然環境保全などの公益的機能を総合的に発揮しうる適正な森林規模の確保を図ることにより、4,984km<sup>2</sup>程度と見込まれます。
- 水面・河川・水路については、ダムの新設や河川改修などにより、296km<sup>2</sup>程度と見込まれます。
- 道路については、高規格幹線道路、農道、林道などの整備により、341km<sup>2</sup>程度と見込まれます。
- 住宅地については、人口、世帯数の増加などに対応しつつ、良質な住宅地の供給を図ることにより、340km<sup>2</sup>程度と見込まれます。
- 工業用地については、厳しい経済環境のなか、産業構造の変化に対応しつつ、環境保全に配慮し、地域社会との調和を図りながら、新たな産業の創出、国内外からの企業誘致を進めることにより、74km<sup>2</sup>程度と見込まれます。〔以下略〕

#### 第5章 「輝く静岡」創造プログラム

将来の県づくりを進めるうえで、特に大きな意味を持つ重点施策を、「輝く静岡」創造プ

ログラムとして提示します。この10のプログラムでは、施設整備というハードに加えて、様々な仕組みを構築し運営するソフトを、一体的に組み合わせ、相互に関連する施策や事業を総合的に推進していきます。

1 うるおい、ふれあい 人と自然の共生プログラム

自然への認識を深めるとともに、本県の財産である海や山、森林の保全と利活用を進めるなど、人と自然が共生する環境をつくりあげ、豊かな自然と良好な環境を将来の世代に継承していきます。〔中略〕

2 いきいき、すこやか 長寿社会彩成プログラム

県民だれもが、いつでも、どこでも、高度な保健・医療・福祉サービスを受けられる仕組みを構築し、生涯にわたり健康を維持し、安心して、いきいきと暮らすことができる、健やかな長寿社会を形成していきます。〔中略〕

3 にぎわい、はつらつ 都市創造プログラム

豊かな生活を醸し出す、商業・娯楽機能などの高次な都市機能の集積や、うるおいのある都市景観の形成など、快適で安全な都市環境の整備により、国際的な交流のステージにふさわしい、魅力あふれる都市を形成していきます。〔中略〕

4 わくわく、のびのび 生涯学習プログラム

ライフステージに応じた多様な学習環境や文化、芸術に親しめる環境を整え、県民が生涯を通して、自己の充実や生活の向上をめざして学習するとともに、将来の静岡県を担う多彩な人材が育つ、生涯学習社会を形成していきます。〔中略〕

5 ゆうゆう、らくらく 総合交通体系プログラム

国土の東西や南北の交通網、海や空の交通など、日本の中央部に位置する本県にふさわしい交通ネットワークを形成し、人・もの・情報が縦横に行きかう、活気に満ちた県土を構築していきます。〔中略〕

6 いきかう、したしむ 世界と静岡の交流プログラム

地球時代の到来を迎え、世界に魅力ある情報を発信するとともに、異なる文化や習慣を持つ人々との交流を通じて、互いの理解を深め、文化、学術など幅広い分野において、静岡と世界をつなぐネットワークを形成していきます。〔中略〕

7 うみだす、そだてる 独創的産業振興プログラム

技術進歩や高度情報化を積極的に先取りし、様々な産業を支える人材を育て、付加価値が高く、国際競争力のある、独創的な産業の展開をめざしていきます。〔中略〕

8 ひらめく、きわめる 学術・文化振興プログラム

国内外の頭脳の結集や学術研究の拠点の整備などにより、文化の創造や産業の発展をリードし、世界へ向けて情報発信できる、優れた研究と文化活動が活発に行われる学術・文化

県を構築していきます。〔中略〕

#### 9 どこでも、かんたん 高度情報化プログラム

情報通信技術の飛躍的な進展などを生かし、県民生活や産業活動、公共部門での高度情報化を進め、快適で利便性の高い社会を形成していきます。〔中略〕

#### 10 あんしん、あんぜん 防災先進県プログラム

発生が予想される東海地震をはじめとする大規模災害に対し、安全が確保される県土の形成を進め、県民が安心して暮らせる社会を構築していきます。〔中略〕

### 第6章 施策展開の基本方向

次の時代を切り開いていく新しい仕組みを構築し、真に豊かで活力とゆとりに満ちた個性輝く県づくりを進めていくため、次の5つを施策展開の基本方向として設定し、施策や事業の展開を図ります。

施策展開の基本方向は、第2部「基本計画」を組み立てていく柱になります。

#### 1 健康で心ふれあう安心社会

私たちは、本県の持つ様々な特性を生かして、豊かで住みよい地域社会を形成してきました。より豊かで温かみのある社会をつくっていくためには、個人や地域が、その持てる能力を発揮して、互いに支え合っていくことが重要です。

高齢化と少子化が進行するなかで、県民一人ひとりが、生涯にわたって健康を維持するとともに、様々な分野で活躍ができ、互いに支え合える社会の仕組みの構築が求められています。また、農山漁村と都市が互いの長所を生かしながら共生できる仕組みづくりや、地震や災害、犯罪などからの安全の確保も求められています。

県民それぞれが、自立し、持てる能力を発揮するとともに、地域相互が様々な連携を強めるなかで、災害にも強く、健康で安全に暮らすことのできる、温かみのある安心社会を形成していきます。

#### ■施策の方向

##### ①多様な社会参加の推進

高齢化や少子化などの進行に伴い、地域社会の活力低下が懸念されるなかで、県民一人ひとりが個性や能力を発揮しながら地域の一員として自主的に社会に参画できる条件整備を進め、多様な住民ニーズが充足されるとともに、温かみが感じられる地域社会を形成します。

##### ②都市と農山漁村の共生

都市地域と農山漁村地域との活発な交流を促し、都市の持つ文化、医療などのサービス機能と、農山漁村の持つ豊かな自然を生かした保健休養、水源かん養、食糧の生産などの機能とを相互に享受、補完できる条件整備を進めます。

③いきいきとした健康・福祉社会の実現

高齢化や少子化の進行、家族形態の変化などに伴い、増大し、多様化する保健・医療・福祉ニーズにこたえ、いつでも、どこでも、質の高い多様なサービスを受けられるとともに、自らの自覚と責任に基づいた健康づくりを実践できる体制を整備します。

④災害に強い安全な地域づくり

東海地震や神奈川県西部の地震災害や、自然災害から、県民の生命・身体・財産の安全を確保するため、総合的な防災対策を推進します。

⑤安全で安心できる暮らしの確保

交通安全対策や犯罪防止対策などを推進するとともに、消費生活の充実や良好な衛生環境の確保などを図り、安全で安心できる県民生活を確保します。

2 自然を生かす美しい県土

地球規模での環境悪化が懸念されているなかで、私たちが生きていく上でかけがえのない自然を大切に、未来に引き継いでいくために、変化に富んだ本県の自然を保全し、より豊かな自然環境を創造していくとともに、環境への負荷が少ないライフスタイルへの転換をすすめていくことが求められています。

また、自然と共生した快適な生活への希求が高まっているなか、自然環境と調和し、自然との関わりを大切にしたいうるおいある生活環境の整備が求められています。

地球にやさしいライフスタイルの確立、環境と調和した快適な生活空間の整備などによって、自然と共生した美しい県土を創造していきます。

■施策の方向

①地球的視野に立った環境の保全と創造

自然との共生志向が高まるなか、地球的規模での環境問題への対応や、森林、河川、海岸などの自然環境の保全と創造を進めることにより、豊かな自然や良好な環境を未来に引き継ぎます。

②資源の効率的な活用

生活の質の向上などに伴い、エネルギーや水の消費量、ごみ排出量が増加傾向にあるなか、限りある資源を効率的に活用するため、省資源・省エネルギー対策を推進するとともに、リサイクル社会を構築します。あわせて、公益的機能を持つ森林資源や海洋資源の有効活用を進めます。

③うるおいある生活基盤の整備

うるおいとゆとりのある、より快適な生活への希求が高まっているなか、緑豊かで快適な都市環境や良好な住環境を整備します。

④魅力ある農山漁村の形成

過疎化や高齢化が進む農山漁村の定住条件の向上を図るため、美しい自然と調和した快適で魅力ある生活環境と生産基盤を一体的に整備します。

### 3 世界に広がる出会いと連携

人・もの・情報の活発な交流は、地域ににぎわいと明るさに満ちた活力をもたらします。

本県は、これまで、東西の交流のなかで発展してきましたが、全国的に高速交通体系が整備されるなかで、陸・海・空の総合的な交通基盤を一層充実するとともに、国際的な交流のステージともなりうる、高次の機能が集積する都市を整備して、魅力をさらに高め、国内外との交流を一層活発化し、発展を図っていくことが求められています。

交通基盤、情報通信基盤などの社会資本の整備、都市機能の高度化などにより活発な交流を促進し、国内外との連携を深め、世界に向けて魅力を発信する県土を形成していきます。

また、国会をはじめとする首都機能の移転についても、積極的な対応を図ります。

#### ■施策の方向

##### ①総合交通体系の整備

総合交通体系基本構想に沿って、国内外と活発に人やものが行きかう、陸・海・空が一体となった総合的な交通ネットワークを構築します。また、公共交通の充実を図るとともに、地域特性を生かした交流拠点などを整備します。

##### ②都市機能の高度化

快適でゆとりある生活への志向が高まるとともに、国内外との交流のステージとしての都市の役割が増大しているなかで、防災機能の充実にも配慮しつつ、都市の持つ特性と適正な機能分担に応じて、高次の都市機能の集積や魅力ある都市景観の創出などを進めます。

##### ③高度な情報通信体系の整備

マルチメディア時代に対応できる情報通信基盤の整備を促進するとともに、情報拠点の整備などによる地域の情報化や県民サービスの向上を図る行政の情報化を推進します。

##### ④国内外との活発な交流

国際化推進プランに沿って、海外との多様な交流や協力の促進、県境を越えた地域交流の推進などにより、地域の活性化を進めます。

##### ⑤世界に向けた情報発信

個性的、独創的な地域づくりの支援、国際的なイベントの開催などにより、静岡の魅力を高め、その魅力を世界に向けて発信します。

### 4 未来を創る人と文化

先人たちが築き上げた土壌の上に、一人ひとりの創造的な営みが積み重ねられることにより、豊かな感性が育ち多彩な文化が創出されていきます。

心の豊かさや生活の質の向上への希求にこたえる、文化やレクリエーションを楽しむ環



境づくりを進め、こうした環境のなかで、次代を担う子どもたちが育ち個性を発揮していくことが求められています。

歴史や風土にはぐくまれた文化や伝統を継承し、生涯にわたる学習活動や高度な学術研究を振興するとともに、文化、芸術、スポーツを身近に楽しめる環境の整備などを進め、一人ひとりの能力が発揮され、優れた人材が集まり育つなかで、新たな文化を創造し、未来に輝く個性豊かな県づくりを推進していきます。

#### ■施策の方向

##### ①豊かでゆとりに満ちた生涯学習社会の形成

学習情報や機会を提供する体制づくりを進め、生涯にわたり自らの興味や関心に応じて多様な学習ができる環境を整備するとともに、活動の成果を地域のなかで生かすことができる仕組みを構築します。

##### ②明るい未来を開く青少年の育成

自立と共生をめざす学校教育を推進するとともに、青少年を健やかにはぐくむ環境を整備して、次代を担う豊かな感性を持つ、個性的な人材を育成します。

##### ③香り高い文化の創出

伝統や歴史に培われた文化を継承するとともに、新たな文化の創出を図り、県民が文化芸術活動に親しむことのできる、文化の香る環境づくりを進めます。

##### ④優れた学術研究の振興

高度な学術研究の振興と高等教育の充実を図り、創造性にあふれる優れた人材が集まり育つ環境を整備します。

##### ⑤豊かな自由時間を楽しむ環境づくり

労働時間の短縮などに伴って増加する自由時間を、多様に過ごすことができるよう、地域の特性を生かした、多彩なスポーツや観光レクリエーションを振興します。

#### 5 独創性ある多彩な産業

情報化や技術の高度化が進展するなかで、国内外との競争が一層激化するなど、本県産業には厳しい経済環境に直面しています。

多彩な産業の集積の上に、新たな技術の導入、人材の育成・確保、経営力の向上により、既存産業の充実や新分野の開拓を進め、本県産業を一層発展させていくことが求められています。

これまでに集積された多彩な技術、新しい科学技術、高度な情報システムの活用などにより、産業の活力向上や新たな産業の創造を図るとともに、人材の育成、就業環境の整備などを進め、独創性にあふれた多彩な産業を展開していきます。

#### ■施策の方向

①競争力の強い先進的な産業の育成

科学技術の急速な進歩、情報化や国際化の進展による交流の活発化と競争の激化、生活や消費の多様化による新市場の拡大などに対応した、競争力の強い先進的な産業を育成します。

②地域を支える産業の活力向上

国際化の進展、国内外の競争の激化、消費者ニーズの変化など、県内産業を取り巻く環境の変化に的確に対応できるよう、これまで地域を支えてきた各種産業の活力向上を図ります。

③産業を担う人材の育成

技術の進歩、情報化、国際化の進展などの時代の変化に的確に対応でき、本県産業の未来を切り開く、企業家、技術者、技能者、後継者などの人材を育成します。

④豊かな就業環境の整備

産業構造の変化、女性の社会進出の活発化、働く意欲の高い高齢者の増加に対応し、安定した就業機会を確保するとともに、働きやすくゆとりある就業条件を実現します。

第7章 計画推進のために

県民の積極的参加を求めるとともに、地方分権の推進による地域の自主性の発揮、市町村との緊密な連携、規制緩和による民間活力の向上、効果的、効率的な行財政運営に努めます。

①積極的な県民参加

県づくりを進めるに当たって、県民の意向を県政に積極的に反映していくためには、県民の主体的な参加が不可欠です。

このため、県政の広報はもとより、県が有する情報の積極的な提供に努めながら、常に県民の声に耳を傾けるとともに、県民の日の制定をはじめ、様々な参加の機会を設けて多様な県民参加を推進し、県民の意識や暮らしに根ざす施策を展開していきます。

②地方分権に向けての積極的な取組み

住民の多様化するニーズにこたえ、個性豊かで魅力と活力ある地域を築いていくためには、住民に身近な地方公共団体が、自主的、自律的にその意思を決定し、執行していくことが重要であり、国、県及び市町村の役割分担の明確化や権限配分の適正化、これを支える地方公共団体の財政基盤の強化などが必要です。

県は、こうした地方分権の理念を踏まえ、自らの行政推進能力の向上や財政基盤の強化に努めながら、市町村と連携し、地方の発想や創意工夫を生かしたきめ細やかな施策の展開を図っていきます。また、国に対しては、権限移譲や財源措置など、地方分権の実現を積極的に働きかけていきます。

### ③市町村との連携強化

活力に満ちた個性あふれる地域を築いていくためには、市町村の主体性を大切にすることが重要です。同時に、県民の活動範囲が多様化し、日常生活圏が市町村の行政区域を越えて拡大している今日、広域的な行政の必要性が一層高まっています。

このため、県は、広域行政機構の機能の充実を支援するとともに、市町村との連携を一層密接にしながら、市町村間の連絡、調整を担うコーディネーターの役割を果たしていきます。また、人材の交流や財政的支援などを行い、地域に根ざした市町村施策の実現に協力していきます。

### ④規制緩和による民間活力の向上と県民生活の質的向上

公的規制は、わが国の社会のなかで様々な役割を担っていますが、社会経済環境の変化によりその役割が薄らいできたものもあります。形骸化した規制は、民間の活発な活動や県民生活の質的向上を阻害する場合があります。

このため、県としては、所掌している規制の合理性を十分に検討するとともに、国に対しても、規制の緩和や廃止を、積極的に働きかけていきます。

### ⑤効果的、効率的な行財政運営

多様化、高度化する県民ニーズや、社会経済環境の変化に伴って発生する様々な行政課題に、的確、迅速に対応して、より質の高い県民サービスを提供していくため、意欲あふれる職員を養成するとともに、常に時代の変化を見据え、柔軟性のある行財政システムの構築をしていきます。

また、事業執行に当たっては、事業の優先度や緊急度を考慮するとともに、計画的な用地の確保に努め、あわせて、簡素で合理的な事務の遂行を図ることにより、効果的、効率的な行財政運営を行ってきます。

## 第2節 自治体経営

### 281 〔行財政のリエンジニアリングの推進に関する県議会での知事方針説明〕1994・9・26

『県議会平成6年9月定例会会議録』

○知事（石川嘉延君）ただいま提出いたしました補正予算案並びにその他の議案につきまして、その概要を御説明申し上げますとともに、当面する県政の課題について、所信並びに諸般の報告を申し述べたいと存じます。〔中略〕

次に、行財政のリエンジニアリングの推進についてであります。

二十一世紀の新たな発展に向かって、適切な行財政運営を行うための仕組みや手法の構



築を目指し、本年度から行財政のリエンジニアリングとして、全庁的に行財政の本格的な見直しを行うこととし、推進組織である行財政対策委員会を開催し、各部局に対して具体的な検討を指示したところであります。

また、地方分権の動向とこれに伴う諸課題に対処するため、庁内に地方分権研究会を設置し、具体的な研究、検討を重ねていくこととしたほか、市町村への権限移譲を考える会を同時に設置して、住民に最も身近な市町村に視点を置いた権限移譲の推進方策を検討することといたしております。〔後略〕

## 282 〔県行財政の見直しについての県議会質疑〕 1994・9・30

『県議会平成6年9月定例会会議録』

○三十三番（寺田伊勢雄君）〔前略〕 次に、県行財政の見直しについてであります。

まず、県行財政のリエンジニアリングについて伺います。

県は、八月十八日、第一回行財政対策委員会を開き、県民本意の見直し、新たな視点からの見直し、ゼロベースからの再設計を基本に、一、組織機構の見直し、二、事務の改善、三、規制緩和と権限の移譲を検討課題とすることなどを決めたとのことであります。民間では、スクラップ・アンド・ビルドとかリストラとかという言葉が薄れて、リエンジニアリングという言葉がここしばらくもてはやされてきました。国際競争に勝つために、外国に負けない高品質の需要者、消費者に喜ばれる製品をどのように開発するか、一円でも安い製品をつくるためにどのようにコストダウンをするのか、一分でも早く相手先に届ける手だてはないか、使用中の製品に関するソフトや部品のフォローをどうするか等々、円高対応も絡め必死の努力が続いております。

行政は対応が遅いと言われるものの、県民のニーズにこたえるために年間の新規事業は多く、日々新しい事態に対応せざるを得ないところだと思います。また一方、一つの事業をつぶすことの判断や対応の難しさから、既成の事業を引きずりがちであります。また、だからといって、職員を幾らでもふやすというわけにはいきません。そして、一つの事業を行うにつけやめるにつけ、必ず財政の問題がついて回ります。したがって、行財政の見直しは、常に古くて新しい課題であると考えております。

さてそこで、今なぜ県行財政のリエンジニアリングとも言うべきものを推進しようとするのか、そしてそのポイントは何か、知事の考えを伺います。そして行政は、県民に密着すればするほど縦割りでなく横割り行政に近づくと思いますが、県民のニーズにこたえるための改善をどのように考えているかも伺います。

○知事（石川嘉延君） 寺田委員にお答えをいたします。〔中略〕

次に、県行財政の見直しについてのうち、県行財政のリエンジニアリングについてでございます。

本県では、簡素で効率的な行財政運営を行うため、毎年度、予算や組織の見直しを図ってきたところでございます。しかしながら、近年におきます厳しい財政状況や時代を画する大きな社会・経済環境の転換期を迎えまして、これらに的確に対応し、二十一世紀へのさらなる発展に向かって県政の重要課題を推進していくためには、新たな視点に立った行財政の仕組みや執行体制を構築していく必要があると存じます。これまでずっと続けてまいりました、いろいろ節約でありますとか、部分的な手直しでありますとか、そういう手法については、いろいろ限界もあるのではないかというふうに考えるわけでございます。

そこで、本年度から組織機構や事務事業の執行方法につきまして見直しをするに当たりましては、近年、民間において導入をされて、さまざまな成果を上げつつあると言われるリエンジニアリングの考え方等にも注目をいたしまして、この手法を取り入れてみようということで取り組んでおるところでございます。この取り入れに当たりましては、いろいろ民間企業での実践例なども勉強をこれまでしてまいりました。そういうことで、行政にもかなり有効な手法ではないかという判断に立ちまして、今後、県民本位に最も望ましい行政サービスの提供を目指すと同時に、行政の生産性向上の観点から、ゼロベースから行政の中身を見直してみたい、あるいは、組織機構のあり方についても見直してみたいということで取り組もうと考えているわけでございます。先般、庁内に設けました行財政対策委員会を開催いたしまして、時代の変化に対応した組織のあり方や執行体制、OA化、事務決裁手続の簡素化などについて、それぞれ具体的なテーマを用意いたしまして、それぞれ検討を指示したところでございます。

いずれにいたしましても、こうした取り組みを通じまして、県民のさまざまな行政ニーズに全庁挙げて一体となって対応し、さらには、時代を先取りした創造的な行政が展開できるような執行体制の構築を目指しまして努力をしてまいりたいと考えております。〔後略〕

## 283 〔静岡県行財政改革大綱〕 1995・9・22

県『静岡県行財政改革大綱』4頁

### 第2 行財政改革推進の基本方針

本県では、国や他県に先駆けて行財政改革を積極的に推進しているが、高齢化や少子化の進行、国際化や地方分権の進展、自然環境への関心の高まりなど、県政を取り巻く内外の社会経済環境が急激に変化する中で、時代の要請への的確な対応を図り、地方分権論議の高まりに応えていくためには、地方の時代にふさわしい、信頼に足る新たな行財政の仕

組みを確立していく必要がある。

加えて、本県では、21世紀初頭までの間に、主要プロジェクトの推進を中心とした社会資本の整備をはじめ、県土の活性化や県民福祉の増進を積極的に図ることとしている。

こうしたことから、本県においては、地方の時代をリードする雄県を目指して、新たな行財政運営の仕組みを確立していく必要があるため、以下の点を基本として、今後、さらに積極的に行財政改革を推進していくものとする。

#### 1 基本姿勢

##### (1) 「常に行革」

本県では、「常に行革」の精神で、かねてより行財政改革を実施してきており、この精神は今後とも引き継いでいくものとする。

##### (2) 「県民本位」

県民の公共の福祉を実現するため、県民の立場に立った、県民本位の行財政改革を実現していくものとする。

##### (3) 「ゼロベースからの再設計」

既存のプロセスや執行体制を、ゼロベースから抜本的に見直し、新たな視点に立って、生産性の高い効果的な行財政運営を推進していくものとする。

〔後略〕

#### 284 〔行財政改革大綱についての県議会質疑〕 1996・10・1

『県議会平成8年9月定例会会議録』

○三十四番（鈴木良治君）〔中略〕第一は、当面する県の行財政問題について六点伺います。

第一点は、地方行革についてであります。

今、国、地方の政治と行財政が行き詰まりを見せ、新たな支配体制の再編、構築が模索される中で、地方分権と地方行革、リストラ、地方財政の立て直しが進められようとしています。石川知事は、この流れに先乗りして、日本一の行革県を目指し、ゼロベースからの再設計というリエンジニアリングを提唱し、静岡県行財政改革大綱の具体化と実行に意欲を燃やしています。知事のねらいは、大規模プロジェクト中心の新世紀創造計画を遂行する上で、行政改革を必要不可欠なものとして、そのバックボーンに位置づけようというものであります。

そこで、行財政改革大綱が掲げる基本姿勢について伺います。

基本姿勢は、一、常に行革、二、県民本位、三、ゼロベースからの再設計の三点が挙げられておりますが、これまでの県の取り組みを見る限り、三と一が先行し、生産性の高い

行財政運営の具体化に力を注いでいるのが特徴であります。すなわち、昨年度から、三Cタイムの導入や文書や事務等の半減をねらうハーフ運動、職員提案制度のしずおか百人委員会など、民間大企業が実施している事務の合理化の手法を取り入れているのが目立つのであります。しかし、公務労働の本質である県民本位の目標と視点を忘れていれば、本末転倒であります。県当局は、二に掲げる県民本位をどのように具体化しているのか、お伺いをいたします。

次に、生産性の高い行財政運営の取り組みは、職員の意識改革にとどまらず、最終的には組織内定数管理の弾力化と流動化により、大規模プロジェクト事業のためのマンパワー確保につながるのではないのでしょうか。見解を伺います。〔後略〕

○知事（石川嘉延君） 鈴木議員にお答えをいたします。

初めに、当面する県行財政問題についてのうち、地方行革についてであります。

県政運営の指針であります行財政改革大綱の策定に当たりまして、常に行革の精神を継承しつつ、県民の立場に立って抜本的な改革を推進すべく、県民本位の姿勢を大綱の基本理念に据えたところであります。ここで県民本位とは、先見性を持って県民の皆様の声を真摯に受けとめ、県民のニーズにこたえた行政の展開を図ることと考えております。その具体的な施策の展開の前段階では、県議会でのさまざまな御意見、御提言を謙虚に受けとめることは当然のことでございますが、それに加えまして、私自身が緑飲トークと名づけました、県民との直接対話をする場を設けて、声を伺ってみる、あるいは県政モニターその他さまざまな場面、チャンネルを通じまして県に寄せられました県民の御意見、これらも十分踏まえながら、さらに、それらを総合計画審議会等の場にも持ち出して、新世紀創造計画に反映をいたし、それを今後の県政運営の指針として推進をしてまいろうと考えておるところでございます。

また、それを推進するための組織体制の整備充実につきましては、それを担う職員の人材養成と意識改革、これが大変重要だと考えまして、官民の管理職の官民の合同研修会がありますとか、百人委員会に集いました若手職員にも、民間のいろいろ生産性向上に向けた取り組みについて勉強いたさせるとか、さまざまな手法、方法を講じて、人材養成、意識改革に取り組んでおるところでございます。また、生産性の高い行財政運営については、この目指すものは、職員の資質を高め、行政の生産性の向上を図ることにより、主要プロジェクト推進のためのマンパワーの確保にとどまらず、医療や福祉、環境、文化、産業など、よりきめ細かな県民サービスを提供していくためのものでございます。

いずれにいたしましても、行財政改革の推進に当たりましては、県民の皆様の声を真摯に受けとめ、地方の時代の雄県にふさわしい、新たな行財政システムの構築に向け、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。〔後略〕

**285 「リエンジニアリングを浸透させるための職員の意識改革」** 1998・4・24

県『静岡県行財政改革大綱（改定版）』、27 頁

## 3 活力にあふれた行政運営の推進

## (3) 意欲あふれる職員の配置

職員の意識改革、若手職員の意欲発揮の場の創設、政策形成への若手職員の参画の推進を目指して以下のような取組を行ってきた。

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |        |      |    |       |   |       |    |       |    |   |    |   |    |    |   |    |   |    |    |    |    |   |    |    |    |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------|----|-------|---|-------|----|-------|----|---|----|---|----|----|---|----|---|----|----|----|----|---|----|----|----|
| 9 年度までの取組     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 年度     |      |    |       |   |       |    |       |    |   |    |   |    |    |   |    |   |    |    |    |    |   |    |    |    |
| リエンジニアリング提案制度 | ・ゼロベースから抜本的に事務のやり方を変える提案。<br>(320件)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 7      |      |    |       |   |       |    |       |    |   |    |   |    |    |   |    |   |    |    |    |    |   |    |    |    |
| 事務ハーフ管理者研修    | ・事務の抜本的改革のできる人材づくりのため、リエンジニアリングの考え方を学び、改革・改善を提案。<br>(119件)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 7～9    |      |    |       |   |       |    |       |    |   |    |   |    |    |   |    |   |    |    |    |    |   |    |    |    |
| 派遣研修公募制度      | ・国や民間企業への長期派遣研修の公募制。<br><table><tr><td>年度</td><td>派遣者</td></tr><tr><td>8</td><td>24 人</td></tr><tr><td>9</td><td>23 人</td></tr><tr><td>10</td><td>22 人</td></tr></table>                                                                                                                                                                                                                                                        | 年度     | 派遣者  | 8  | 24 人  | 9 | 23 人  | 10 | 22 人  | 4～ |   |    |   |    |    |   |    |   |    |    |    |    |   |    |    |    |
| 年度            | 派遣者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |      |    |       |   |       |    |       |    |   |    |   |    |    |   |    |   |    |    |    |    |   |    |    |    |
| 8             | 24 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |      |    |       |   |       |    |       |    |   |    |   |    |    |   |    |   |    |    |    |    |   |    |    |    |
| 9             | 23 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |      |    |       |   |       |    |       |    |   |    |   |    |    |   |    |   |    |    |    |    |   |    |    |    |
| 10            | 22 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |      |    |       |   |       |    |       |    |   |    |   |    |    |   |    |   |    |    |    |    |   |    |    |    |
| 職の公募制度        | ・職員が希望する職や業務を直接申し出る機会を設けることにより、チャレンジ精神と向上意欲の醸成とともに、職員の資質の向上と組織の活性化の実現。<br><table><tr><td rowspan="2">年<br/>度</td><td colspan="2">課長職</td><td colspan="2">補佐以下</td></tr><tr><td>応募</td><td>登用</td><td>応募</td><td>登用</td></tr><tr><td>8</td><td>26</td><td>3</td><td>77</td><td>22</td></tr><tr><td>9</td><td>23</td><td>5</td><td>93</td><td>22</td></tr><tr><td>10</td><td>24</td><td>6</td><td>92</td><td>24</td></tr></table> | 年<br>度 | 課長職  |    | 補佐以下  |   | 応募    | 登用 | 応募    | 登用 | 8 | 26 | 3 | 77 | 22 | 9 | 23 | 5 | 93 | 22 | 10 | 24 | 6 | 92 | 24 | 7～ |
| 年<br>度        | 課長職                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        | 補佐以下 |    |       |   |       |    |       |    |   |    |   |    |    |   |    |   |    |    |    |    |   |    |    |    |
|               | 応募                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 登用     | 応募   | 登用 |       |   |       |    |       |    |   |    |   |    |    |   |    |   |    |    |    |    |   |    |    |    |
| 8             | 26                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 3      | 77   | 22 |       |   |       |    |       |    |   |    |   |    |    |   |    |   |    |    |    |    |   |    |    |    |
| 9             | 23                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 5      | 93   | 22 |       |   |       |    |       |    |   |    |   |    |    |   |    |   |    |    |    |    |   |    |    |    |
| 10            | 24                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 6      | 92   | 24 |       |   |       |    |       |    |   |    |   |    |    |   |    |   |    |    |    |    |   |    |    |    |
| しずおか 100 人委員会 | ・若手職員の政策形成への積極的参加の機会を設ける集団提案制度<br><table><tr><td>年度</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>7</td><td>119 人</td></tr><tr><td>8</td><td>124 人</td></tr><tr><td>9</td><td>152 人</td></tr></table>                                                                                                                                                                                                                                           | 年度     | 参加者数 | 7  | 119 人 | 8 | 124 人 | 9  | 152 人 | 7～ |   |    |   |    |    |   |    |   |    |    |    |    |   |    |    |    |
| 年度            | 参加者数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |      |    |       |   |       |    |       |    |   |    |   |    |    |   |    |   |    |    |    |    |   |    |    |    |
| 7             | 119 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |      |    |       |   |       |    |       |    |   |    |   |    |    |   |    |   |    |    |    |    |   |    |    |    |
| 8             | 124 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |      |    |       |   |       |    |       |    |   |    |   |    |    |   |    |   |    |    |    |    |   |    |    |    |
| 9             | 152 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |      |    |       |   |       |    |       |    |   |    |   |    |    |   |    |   |    |    |    |    |   |    |    |    |

**286 「行政の生産性向上のための取組」** 1998・4・24

県『静岡県行財政改革大綱（改定版）』、28 頁

## 3 活力にあふれた行政運営の推進

## (4) 行政の生産性の向上

実勤務時間を増やすことなく、多様化する行政ニーズに対応した、よりきめの細かい新たな県民サービスを提供するため、業務の生産性の向上を図る。

| 9年度までの取組 |                                                                     | 年度  |
|----------|---------------------------------------------------------------------|-----|
| 3Cタイムの導入 | ・会議や打合わせ等を行わないこととし、業務を集中して処理する時間帯を設けることによる事務の効率化の実現。                | 7～  |
| ハーフ運動    | ・作成文書・資料の半減<br>・保管文書・資料の半減<br>・決裁までの回議者数の半減<br>・会議の半減<br>・事務処理時間の半減 | 7～9 |

## 287 【業務棚卸表】 2002・9

県総務部行政改革室『静岡県型行政運営システム  
～節約から行政の生産性の向上に向けて～』、7～10頁

### 5 業務棚卸表との出会い

管理職対象の「リエンジニアリング研修」

- ・講師は、静岡県立大学 北大路信郷教授
- ・リエンジニアリングの考え方の習得を目的

(平成7～9年度)

| 項目   | 内容                       | 備考                      |
|------|--------------------------|-------------------------|
| 受講者  | 本庁課長級職員119人              | 部下の主幹・係長も一部受講<br>(426人) |
| 講師   | 北大路静岡県立大学教授              |                         |
| 研修期間 | 3～4ヶ月に5回                 |                         |
| 手法   | 業務棚卸表から管理者が課題発表          | 主幹・係長が業務棚卸表を作成          |
| 成果発表 | 「リエンジニアリング企画書」を作成し、5分で発表 | 知事をはじめ幹部職員の前で発表         |

この他、出先所長、次長等 595 人実施 合計 1,140 人に研修を実施

評価・分析機能に着目

- ・課題発表・分析ツールとして「業務棚卸表」を活用
- ・斬新な切り口の改革提案が数多く出される。

### 6 業務棚卸表の概要



### 業務棚卸表とは

組織単位（係・スタッフ又は室）がその目的を達成するために、一定期間内に実施する業務の作戦体系を示し、具体的に何をどこまでやるのか、業務の構造を記述したもの。

#### ① 最重要事項は「顧客（県民）満足」

常に、県民がどういう状態になるのが望ましい姿なのかを意識する。つまり、「誰のために仕事をしているのか。その仕事を通じて何をどのような状態にしようとしているのか」を意識すること。

#### ② 達成すべき目的やねらいは何か

－目的と手段：目的達成のための樹木構造－

業務棚卸表は、上位目的とそれを達成するための手段という樹木構造を表現することにより、係・スタッフ又は室が遂行する作戦の体系を記述することをねらいとしている。

つまり、県民満足の視点で住民がどういう状態になるのが望ましいのか、そういう状態になるためにはどのように（どこに重点をおいて）仕事をすればいいのかを業務棚卸表をもとにして検討する。

#### ③ 管 理 指 標

- ・目的達成度の評価尺度と、その実績、目標値、達成期限を設定
- ・上位の目的には、需要側成果の「アウトカム指標」
- ・下位の手段には、供給側成果の「アウトプット指標」

#### ④ 投 入 資 源

- ・人工量を表記（労働量）
- ・事業費を表記（予算量）

## 7 業務棚卸表の例と14年度の変更点

(注) ☐は今年度変更点、☒は変更しても良いこととした点

業務棚卸表

|                                                   |                                                   |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|--|--|---|-------|-----|------|--|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----------------|
| 所属                                                | 都市住宅部都市整備総務下水道室(公共下水道係)                           |  |  | ② | 係 表番号 | 400 | 内線電話 |  | 3082 | (予算額の単位:百万円) |              |              |              |              |              |                 |
|                                                   | 総合計画の位置付け                                         |  |  |   |       |     |      |  |      |              | H10<br>予算額   | H11<br>予算額   | H12<br>予算額   | H13<br>予算額   | H14<br>予算額   | H10~14<br>計     |
| 第1章「環境の世紀」を拓く“持続可能な社会”づくり                         |                                                   |  |  |   |       |     |      |  |      |              | 2,133        | 2,003        | 1,840        | 2,170        | 1,066        | 7,146           |
| 3 良好な生活環境の確保                                      |                                                   |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| (1) 水環境の保全                                        |                                                   |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 総合計画目標                                            |  |  |   |       |     |      |  |      |              | H9実績         | H10実績        | H11実績        | H12実績        | H13実績        | 目標(年度)<br>(H22) |
| ③ 市民の健康と安全に生活環境を保全するため、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止をめざします。 | 河川(1)の河川水質を環境基準(BOD、COD)達成率                       |  |  |   |       |     |      |  |      |              | 86.6%        | 89.1%        | 91.6%        | 92.4%        | 100%         | ⑤               |
| ⑥ 任務                                              | 生活排水の水質浄化                                         |  |  |   |       |     |      |  |      |              | 28ヶ所         | 34ヶ所         | 35ヶ所         | 38ヶ所         | 40ヶ所         | 45ヶ所(H14)       |
| ① 目的                                              | 下水道施設の増設・改良により、水質改善が見込まれる数(※1)の削減(※1)下水道管及率(処理人口) |  |  |   |       |     |      |  |      |              | 38.2%(143万人) | 40.3%(151万人) | 41.7%(157万人) | 43.7%(165万人) | 45.4%(177万人) | 48.0%(H14)      |
| ③ 業務概要                                            | 市町村が行う下水道事業(※2)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              | 50市町         | 51市町         | 51市町         | 51市町         | 51市町         | 72市町村(H14)      |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※3)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              | 36市町         | 40市町         | 40市町         | 47市町         | 48市町村        | 57市町村(H14)      |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※4)市町村数                                 |  |  |   |       |     |      |  |      |              | 43%          | 44%          | 44%          | 45%          | 46.5%        | 50.0%(H14)      |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※5)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              | 2.2万人        | 2.3万人        | 2.4万人        | 2.9万人        | 3.0万人        | 5.0万人(H14)      |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※6)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※7)市町村数                                 |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※8)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※9)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※10)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※11)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※12)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※13)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※14)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※15)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※16)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※17)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※18)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※19)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※20)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※21)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※22)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※23)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※24)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※25)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※26)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※27)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※28)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※29)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※30)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※31)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※32)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※33)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※34)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※35)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※36)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※37)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※38)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※39)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※40)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※41)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※42)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※43)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※44)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※45)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※46)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※47)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※48)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※49)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※50)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※51)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※52)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※53)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※54)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※55)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※56)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※57)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※58)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※59)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※60)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※61)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※62)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※63)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※64)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※65)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※66)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※67)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※68)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※69)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※70)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※71)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※72)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※73)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※74)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※75)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※76)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※77)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※78)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※79)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※80)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※81)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※82)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※83)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※84)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※85)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※86)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※87)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※88)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※89)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※90)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※91)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※92)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※93)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※94)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※95)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※96)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※97)市町村数                                |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※98)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※99)市町村数                              |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※100)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※101)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※102)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※103)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※104)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※105)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※106)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※107)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※108)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※109)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※110)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※111)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※112)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※113)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※114)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※115)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※116)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※117)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※118)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※119)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※120)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※121)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※122)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※123)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※124)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※125)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※126)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※127)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※128)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※129)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※130)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※131)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※132)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※133)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※134)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※135)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※136)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※137)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※138)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※139)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※140)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※141)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※142)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※143)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※144)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※145)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※146)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※147)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※148)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※149)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※150)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※151)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※152)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※153)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※154)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※155)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※156)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※157)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※158)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※159)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※160)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※161)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※162)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※163)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※164)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※165)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※166)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※167)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※168)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※169)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※170)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※171)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※172)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※173)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※174)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※175)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※176)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※177)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※178)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※179)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※180)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※181)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※182)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※183)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※184)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※185)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※186)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※187)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※188)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※189)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ① 目的                                              | 下水道事業の高度化(※190)市町村数                               |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ③ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※191)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              |              |              |              |                 |
| ⑥ 業務概要                                            | 市町村に対する業務委託(※192)市町村数                             |  |  |   |       |     |      |  |      |              |              |              | </           |              |              |                 |

## 業務棚卸表（個表）の見方

| 業務コード          |                   | 目的（手段）・業務概要              | 管理指標            | 実 績                | 目 標                | 期限        | 困難度      | 人工数         | 備 考             |
|----------------|-------------------|--------------------------|-----------------|--------------------|--------------------|-----------|----------|-------------|-----------------|
| 係・スタッフ（又は室）レベル | 目的                | 最終的に実現しようとしている状態         | 目的の達成度を示す尺度     | 管理指標で表した目的の達成度     | 目標年度における目的の達成度     | 総合計画の目標年度 | 目標達成の困難度 | 該当の組織単位の職員数 | 当該年度の予算の事業名、予算額 |
|                | 任務目的              | 総合計画の目的を実現するため、中間的にめざす状態 | 同上              | 同上                 | 同上                 | 同上        | 同上       |             |                 |
|                | 業務概要              | 目的達成のための業務の概要            |                 |                    |                    |           |          |             |                 |
|                | 01                | 目的達成のための手段（＝大分類）         | 業務の進捗度や活動量を示す尺度 | 管理指標で表した業務の進捗度や業務量 | 目標年度における業務の進捗度や業務量 | 当面の目標年度   | 目標達成の困難度 | 投入する人工数     |                 |
|                | 0101              | 大分類達成のための手段（＝中分類）        |                 |                    |                    |           |          |             |                 |
| 010101         | 中分類達成のための手段（＝小分類） |                          |                 |                    |                    |           |          |             |                 |

## 〔業務棚卸表の見方〕

- 目的及び目的管理指標は、原則として、総合計画で示している「目的・目標」を記載しています。
- なお、目的を達成するための下位目的が設定できる場合は、中間的にめざす段階の目的（任務目的）を表示するケースもあります。
- 困難度欄は、「☆☆☆」が挑戦目標、「☆☆」は満足目標、「☆」は最低目標を表しています。
- 総合計画設定以外の目標、期限、困難度及び人工数は、各係・スタッフ（又は室）の段階で検討した「こうしたい」という希望数値を表したものです。
- 管理指標の欄が「内部的業務」と記載されているものは、対外的な業務を直接実施おらず、かつ業務が多岐にわたるために包括的な管理指標の設定ができないものです。
- 実績欄や目的欄に「検討中」と記載されているものは、管理指標の具体的に測定する手法が現在のところ見当たらないものです。
- 管理指標に関する記載の内、減少傾向にあるものを止めるための施策については、\*印を付けた上で、必要に応じ備考欄に説明を加えてあります。

〔以下略〕

## 288 〔業務棚卸表に関する知事答弁〕 1997・9・29

『県議会平成9年9月定例会会議録』

○知事（石川嘉延君） 中澤議員にお答えをいたします。

初めに、行財政改革についてのうち、行政の生産性の向上についてであります。

このことにつきましては、平成六年度から民間で広く行われております業務改革の考え方、いわゆるリエンジニアリングを行財政改革の基本に据えまして、ハーフ運動を初めとしたさまざまな取り組みを行いました結果、ようやく基盤固めもできましたことから、本年度、行政改革室を設置し、全庁挙げての本格的な取り組みを開始したところであります。

まず、事務事業の抜本的見直しを進めるために、ことし六月から展開をしておりますサマーレビューの中で、それぞれの行政目的と施策を明示した業務棚卸表を本庁のすべての課、室で作成したところでございます。現在は、この業務棚卸表をもとに、縦割り行政の弊害を排除し、部門ごとに発生する業務の重複を解消するための組織の大きくくり化を初め、民間のフラットな組織形態を導入することにより、より迅速、的確に意思決定ができる組織のあり方、また、これまで職員が行ってきました業務を、外部の人的資源を活用して実

施することにより行政のスリム化を目指す、いわゆるアウトソーシングの手法などについて具体的に検討をいたしております。

また、定員管理の観点からは、最少の人員で最大の効果を上げる執行体制の実現に向けて、新たな観点に立った中長期の定員管理計画を作成中であります。また、行財政改革の実現には、何よりも組織みずからの継続的かつ不断の見直しが必要でありますことから、業務棚卸表に基づきまして、事務事業の必要性や達成速度を評価、分析をする新たな業務評価システムの構築にも、あわせて取り組んでおります。こうした取り組みを通じまして、具体的な成果を着実に積み重ねることによりまして、来るべき地方分権の時代にふさわしい、簡素で効率的な行財政の仕組みを構築してまいりたいと考えております。まとめましたものにつきましては、来年度予算から反映をしていきたいというふうに考えております。

次に、サマーレビューの成果についてであります。ただいまのような具体的ないろいろな作業を行っておりまして、今後のスケジュールにつきましては、県議会の自民党・県民クラブから御提案のございました補助金等の抜本的見直しや外郭団体の見直し等の課題も含めまして、関係部局による分科会を設置をして、いろいろ現在検討作業を行っております。例えば補助金等につきましては、種類、目的別に類型化を行うなど、現在各分科会を設けまして、十月末の素案の決定に向けまして作業をしております。これらの先ほど申し上げました業務棚卸表に基づきますいろいろな見直しの成果は、この補助金や外郭団体の見直し等の問題も含めまして、来年度の予算編成とか組織、定数の編成作業にも反映をいたすとともに、中長期的に継続的に取り組む必要のある課題も出てまいりますので、すぐに取り組む課題、中長期に取り組む課題、それらを仕分けして、今後の計画的な遂行、これについて県民の方にもわかりやすいような形で提示をし、実行に移していきたいと考えております。〔後略〕

## 289 〔平成9年度行政機構改革〕 1998・10

県広報協会『平成10年版県政概要』18頁、19頁

### 第2節 機構と人事

#### 1 行政機構の改革

新世紀創造計画に盛り込まれた各種プロジェクト等の着実な推進を図るとともに、平成7年9月に策定した新「行財政改革大綱」に掲げる「常に行政〔革〕」、「県民本位」及び「セ〔ゼ〕ロベースからの再設計」の3つの基本姿勢に立ち職員総数の抑制を図りながら、こ

れまで以上に生産性の高い執行体制を目指していくこととし、次の基本方針に基づき組織の見直しを行った。

〈基本方針〉

- (1) 保健、福祉、防災等県民に身近な行政サービスの一層の充実を図る。
- (2) 美しい県土を次世代へ継承する環境行政を積極的に推進する。
- (3) 大規模イベントを核とし、国内外を視野に入れた新たな交流・創造を目指す総合行政を推進する。
- (4) 新世紀創造計画に盛り込まれた各種プロジェクト等の着実な推進と高等教育機関の一層の整備充実を図る。
- (5) 生産性の高い公平・公正な執行体制の確立を図る。

〔中略〕

(1) 総務部

- (ア) 行政改革、地方分権、規制緩和等を積極的に推進するため、人事的に新たに「行政改革室長」及び「行政改革スタッフ」を置いた。

(中略)

(5) 健康福祉部

- (ア) 保健、医療、福祉の一体的・総合的な施策推進を図るため、民生部と保健衛生部を統合して「健康福祉部」を新設した。(後略)

**290 〔定員管理計画の策定〕 1998・4**

県『静岡県行財政改革大綱（改定版）』31頁、32頁

人的資源の有効活用

1) 適正な定数管理

① 定員管理計画（平成10年2月に作成）

ア 定員管理の基本的な考え方

- ・行財政改革大綱の「常に行革」、「県民本位」及び「ゼロベースからの再設計」を基本とする。
- ・リエンジニアリングの考え方に基づき、県民本位の視点に立って、ゼロベースから抜本的に見直すことにより、生産性の高い簡素で効率的な行財政の仕組を構築していくこととする。
- ・業務棚卸表の手法に基づき、行政目的と達成度を一層明確にして、既存事業の思い切った見直しや施策の重点化を図り、県民の福祉を実現する積極的な県政運営を行う体

制を構築する。

- ・国、市町村及び民間との役割分担の明確化を図るとともに、縦割り行政や硬直的な行政運営の弊害をなくし、併せて、市町村との連携の強化及び民間活力の一層の活用を図ることにより、県民が総合的なサービスを受けることができる仕組みの構築を目指す。
- ・新たな行政課題や多様化する行政需要に対応していくため、限られた人的資源を最大限に効果的、効率的に配置することを基本とする。

#### イ 定員管理の目標

これまでの一律削減などの定員管理手法を改め、増大する行政需要に組織を肥大化することなく行政の生産性の向上により的確に対応できるシステムを構築することにより、職員の減員を図るものとする。（後略）

### 第3節 1990年代の自治体財政

#### 291 〔空港建設、第二東名自動車道、地価対策、地震対策等の社会資本の整備を掲げた平成2年度予算〕 1990・2

県議会事務局『静岡県議会の業績』第11巻、1991・3、308～309頁

〔平成2年〕2月28日開会、会期を3月23日までの24日間と決定し、総額9,535億円の平成2年度一般会計予算など、知事提出議案65件を一括上程し、斉藤知事から提案理由の説明があった。

知事はまず、東欧諸国の急激な民主化の動きなど、歴史的な変革の時代を迎えようとしており、また、国内的には、本格的な高齢化社会の到来や情報化、国際化等の進展、さらに産業構造の変化、技術の高度化、意識・生活の多様化など、社会経済環境は引き続き大きく変化しつつある。平成2年度は、第一に、空港建設、第二東名自動車道の推進、地価対策、地震対策、自然環境保全対策など、「社会資本の整備」。第二に、「産業の振興」。第三に、在宅介護支援地域センターの設置、県民総合健康センターの整備、救急医療情報センターの開設など、「福祉、医療の充実」。第四に、音楽堂建設構想の推進、婦人総合センターの建設など「教育、文化、スポーツの振興」。第五に、「国際化の推進」。以上5つの柱に基づき、重点施策を推進していく。その結果、平成2年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の歳出総額は1兆1,011億円、前年度当初比10.1%の伸びとなり、地方財政計画を上回る積極型予算となった。一方、このための財源は、県税4,730億円、地方交付税601億円、国庫支出金1,747億8,300万円、県債717億5,400万円等を充当し、県民から寄せられたさ



まざまな要望を踏まえ、各種事業の積極的な取組みに努めたとの所信が述べられた。

〔後略〕

**292 〔静岡空港の整備、リゾート構想についての企画企業委員会での質疑〕 1990・7・13**

『県議会平成2年6月定例会会議録』

○二十五番（伊東伊佐美君）企画企業委員会における審査の概要について御報告申し上げます。

今回、当委員会に付託された議案はありませんので、所管事項について調査が行われました。

最初に、企画調整部関係から申し上げます。

まず、静岡空港の整備について、委員から、国の第六次空港整備五箇年計画への採択に向けて何か障害はあるかとただしたところ、当局から、五月に運輸省のヒアリングを受け、その後の陳情の中で、航空需要、建設費、地元のコンセンサス形成及び空域の調整の四点についての課題が示されましたが、第一点目の航空需要については、新幹線等の高速交通と直結した空港の整備により、全国的にもユニークなアクセス条件のよい空港となる可能性があり、空港周辺の地域開発と相まって、現段階で想定している航空需要は十分期待できる、二点目の建設費についても、静岡と同様に第六次計画への採択を目指している他の地方空港の中には、静岡空港の数倍の事業費を想定しているものもあり、静岡が特に高いわけではない、三点目の地元のコンセンサスであるが、昨年十二月の基本計画案の発表以来、現在までに約四十回に及ぶ地元説明会を開催し、地元の方々の御理解を得つつあると考えており、早く代替農地対策等を提示してほしいとも言われているので、引き続き地元の方々の御理解を得るよう努めていきたい、四点目の空域調整については、運輸省と防衛庁に対して共存共栄の道を求めてほしいと要請しているところである、以上の四点についてはいずれもクリアできると考えており、静岡空港の実現には不退転の決意で取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、リゾート地域の整備について、ゴルフ場建設の計画もあるようであるが、今後、国との協議、調整の中で見直しがあるのかとただしたところ、現在基本構想の原案となる基礎調査を国に提出して六省庁と協議、調整を進めているが、ゴルフ場は単体のものは認めていない、多様なニーズ対応できる長期滞在型のリゾート地づくりを目指すため、他のスポーツ・文化施設などと一体的に整備されるものしか認めていない、しかし、自然環境の保全や農薬使用の問題などから、県も今後厳しく対応することとしているので、国との協議、調整を進め、基本構想を提出する段階においては再度関係の市町などの意向も伺い

ながら、地域振興の観点から真に必要なものかどうか、自然環境の保全に十分配慮されているかなどについて慎重に検討を行っていきたいとの答弁がありました。

そのほか、清水市における中部電力の石炭火力発電所建設計画への県の対応のあり方、外国人留学生に対する教材費の助成、新総合計画の見直し、市町村の大学誘致に対する県の指導のあり方などについても質問等があったのであります。〔後略〕

## 293 第二東名自動車道関連の都市計画を決定 1991・7・16

県議会事務局『静岡県議会の業績』第12巻、1995・3、130～131頁

第二東名自動車道と関連のアクセス道路については、平成元年1月31日の第28回国土開発幹線自動車道建設審議会で基本計画が決定されて以降、都市計画の策定手続きが行われてきた。平成2年11月9日に静岡県第二東名連絡協議会において都市計画の原案が承認され、その後、平成2年11月26日から平成3年1月末日まで、関係21市町村で地元説明会が延べ186回開催され、出席者総数は12,973人であった。

続いて、平成3年3月12日から3月26日までおこなわれた都市計画案の公告及び縦覧は、縦覧者総数4,405人、意見書数1,906通の多数にのぼった。

その後、平成3年7月16日の県都市計画審議会において原案どおり議決され、9月20日付けで建設大臣の認可を受け、第二東名自動車道の建設計画は正式に軌道に乗ることになった。

## 294 第二東名自動車道等が整備計画などへ格上げ 1991・12・3

県議会事務局『静岡県議会の業績』第12巻、1995・3、142～144頁

第二東名自動車道は、平成3年12月3日に開催された第29回国土開発幹線自動車道建設審議会で、9月24日に都市計画決定した全区間（長泉町～引佐町の間）が基本計画から整備計画に格上げされた。

また、中部横断自動車道は、約12kmの区間が基本計画に組み入れられ、第一東名自動車道の追加インターチェンジも、磐田原インターチェンジ（仮称）が整備計画に位置付けられた。一般国道の自動車専用道路として整備される三遠南信自動車道のうち、新たに佐久間町から引佐町の間の約30kmが、12月3日に基本計画として決定された旨、建設省道路局長から知事へ通知された。

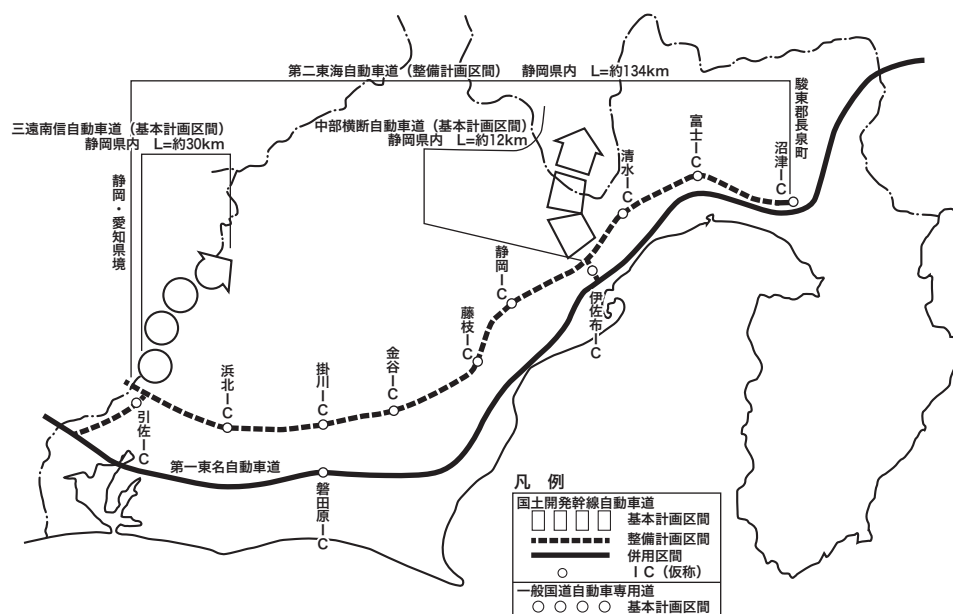
このため、本県的高速道路ネットワークの整備が進み、県土の均衡ある産業・経済等の発展に大きな役割を果たすものと期待されている。

第29回国土開発幹線自動車建設審議会での審議結果（静岡県関係）

| 路線名      | 審 議 結 果                                   |
|----------|-------------------------------------------|
| 第二東名自動車道 | 整備計画への格上げ（長泉町～愛知県境）<br>本線 134km 連絡路約 17km |
| 中部横断自動車道 | 基本計画への格上げ（県内全区間約 12km）                    |
| 第一東名自動車道 | 磐田原インターチェンジ（仮称）の設置                        |

第二東名自動車道の整備計画の概要（静岡県関係）

| 車 線 数             | 本線 6 車線 連絡路 4 車線                                                  |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 設 計 速 度           | 本線 120km/h 連絡路 80km/h                                             |
| インターチェンジ<br>設 置 数 | 本線 8 カ所（長泉町、富士市、清水市、静岡市、藤枝市、<br>金谷町、掛川市、浜北市）<br>連絡路 2 カ所（清水市、引佐町） |



今回決定の静岡県内の国土開発幹線自動車道計画及び一般国道自動車専用道

## 295 大規模スポーツ公園を小笠山北西麓に決定 1992・2・7

県議会事務局『静岡県議会の業績』第12巻、1995・3、198～199頁

スポーツ王国・静岡県の生涯スポーツの拠点として、大規模スポーツ公園の建設計画が平成2年度から進められているが、建設地については、平成4年2月7日に「小笠山」に決定し、同年6月25日には中心的施設を「小笠山北西麓を中心とする区域」に整備することに決定した。

「健康とスポーツと自然」をテーマに、幅広い年齢層の県民のそれぞれの目的や能力にあった健康スポーツ、レクリエーション活動が可能な施設で、生涯スポーツの拠点となる広域的な公園を目指し、また、平成15年開催予定の国民体育大会をはじめとする各種スポーツの全国大会、国際大会の開催が可能な競技施設を緑豊かな自然を保全しながら整備することを基本目標としている。

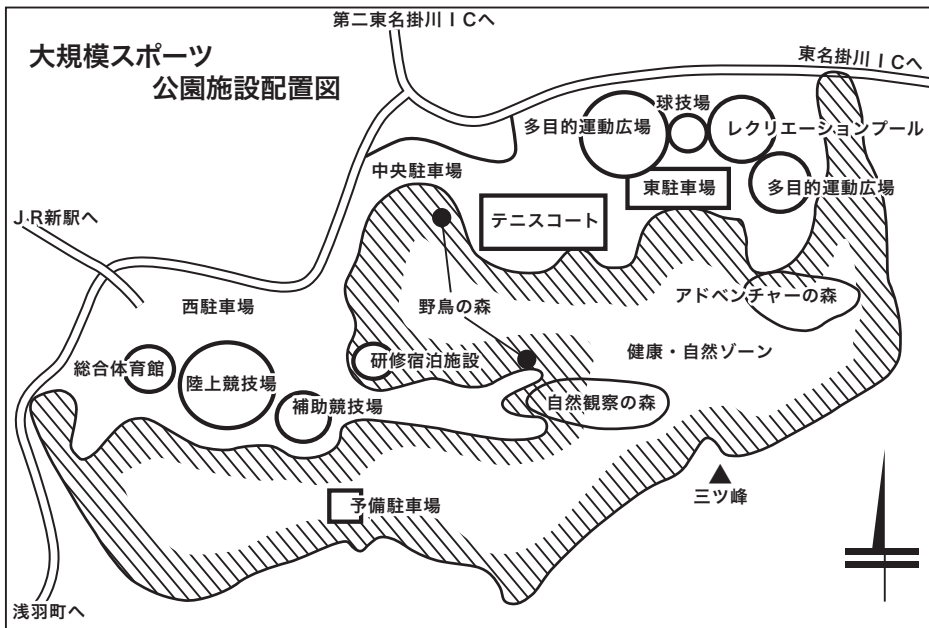
建設予定地は標高30～215mの丘陵地であり、公園計画区域の面積は、国有地を含め約280haとなっている。

導入施設の概要は、次のとおりである。

- ・運動施設：約28ha 陸上競技場、体育館、テニスコート等
- ・レクリエーション施設：約34ha レクリエーション広場等
- ・周辺緑地等：約18ha
- ・管理施設：約20ha 駐車場、研修・宿泊施設等
- ・自然とのふれあい施設：約10ha 自然観察の森、小径

年間利用者数は、概ね100万人を想定している。

平成4年度においては、「大規模スポーツ公園建設計画策定」に着手し、基本計画の策定、環境影響調査、地形・地質調査等を実施した。



大規模スポーツ公園施設配置図

296 〔静岡空港など大規模プロジェクト推進の平成5年度予算〕 1993・2・24

『県議会平成5年2月定例会会議録』

○知事職務代理者（副知事 二橋正弘君）〔前略〕 こうした社会・経済環境を踏まえて編成いたしました平成五年度当初予算について御説明申し上げます。

今回の予算につきましては、新総合計画の中期発展プランに盛り込まれた事業の着実な実行、具体化に努めることを基本とし、特に、静岡空港、第二東名自動車道、大規模スポーツ公園、東静岡地区新都市拠点整備、音楽公園、こどもの国などの大規模プロジェクトの積極的な推進を図るとともに、医療、保健、福祉の充実、産業の振興、教育、文化、スポーツの振興、環境保全対策等につきましても、適切な対応を図ったところであります。また、県内経済の現況にかんがみ、公共事業、県単独事業の積極的な推進、中小企業向け貸付金の新設、拡充など、景気に十分配慮した施策に重点的に取り組むこととしております。なお、各種のプロジェクトや施策の推進に必要な組織、人員の見直し等による執行体制の充実にも配慮いたしております。

景気の低迷により、十七年ぶりで県税収入の予算計上額が前年度に比べてマイナスとなるなど極めて厳しい財政環境にあることから、国庫補助金や県債の確保、基金の積極的な活用などによる財源の確保に努めるとともに、事務事業の重点化、効率化、行財政の簡素

合理化の徹底を図り、中長期的な観点に立った財政運営にも十分配慮しつつ、年間総合予算として編成いたしました。

この結果、一般会計予算の歳出総額は一兆千百八十二億円、前年度当初予算比三・五％の伸びとなり、地方財政計画や国の予算を上回る積極型の予算となったところであります。

以下、その概要について御説明申し上げます。

重点施策の第一は、「快適で安全な県土を築く」であります。

まず、広域交通体系の整備についてであります。

静岡空港につきましては、第六次空港整備五箇年計画の期間内に設置許可を得ることを目指して、最大の課題となっております静浜飛行場との空域調整について鋭意協議を重ねているところであります。

去る十二月十五日には、運輸省、防衛庁及び県による三者協議の一環として、航空自衛隊静浜基地において訓練の状況等を実地に視察するなど、着実に前進しているものと考えております。

引き続き、課題の早期解決に向けて努力してまいりますとともに、周辺地域の農業対策や道路、河川の整備について、地権者を初め地元の皆様方の御理解、御協力を得ながら積極的な取り組みを図ってまいります。

さらに、空港関連事業に要する財源の確保を図るため、空港建設基金を積み増すことといたします。

次に、道路網の整備についてであります。

第二東名自動車道につきましては、昨年十一月に神奈川県境から長泉町までの区間についてのルートが公表されましたので、今後、都市計画決定に向けて、環境影響評価と関連する調査を進めてまいります。

また、長泉町から愛知県境までの区間につきましては、整備促進に向けて、建設発生土対策、農業振興対策、インターチェンジ周辺の都市基盤整備等の調査を引き続き実施するとともに、本線事業予定地や代替地の先行取得を、日本道路公団と十分協議しながら、県土地開発公社を活用して行なってまいります。

さらに、伊豆縦貫自動車道等の高規格幹線道路や狭隘なトンネル、交通渋滞箇所の解消等生活基盤道路などの整備についても積極的に推進することといたします。

次に、都市機能の充実強化についてであります。

東静岡地区新都市拠点整備事業につきましては、国鉄清算事業団からの土地取得の協議を鋭意進めておりますが、県民・国際プラザゾーンの九ヘクタールについては年度内に取得を完了したいと考えております。なお、引き続き、平成五年度においても隣接する情報センターゾーンの用地取得についての交渉を進めるとともに、県民・国際プラザゾーンの



早期整備を図る上で必要な土地区画整理事業などの関連する事業の積極的な推進を図ってまいります。

また、静岡市及び清水市の新都市拠点整備に係る用地取得を進めるための貸し付けを行うとともに、地方拠点都市地域につきましては、さきに選定いたしました県東部地域を早期に指定できますよう手続を進めてまいります。

次に、快適で魅力ある生活環境づくりについてであります。

まず、大規模スポーツ公園につきましては、平成十五年に開催が予定される国民体育大会やその前年に開催予定のワールドカップサッカーの主会場として、その整備を進めることとしておりますが、平成五年度においては公園の造成計画の作成、主要な施設の基本設計等を実施するとともに、用地取得についても国や地元との調整を進めるなど、公園の建設に向け鋭意努力してまいります。

また、こどもの国につきましては、施設内容や規模、配置などの基本計画をこの三月末までに策定し、平成五年度からは詳細な公園設計に着手するなど、できる限り早い時期に開園できるよう努めてまいる考えであります。

さらに、有度山丘陵の整備や沼津御用邸記念公園を初めとする公園緑地の整備にも積極的に努めるとともに、富士山の自然環境保全、浜名湖の効果的な浄化手法などについても研究してまいります。〔後略〕

## 297 法人事業税の超過課税の延長 1993

県議会事務局『静岡県議会の業績』第12巻、1995・3、322頁

昭和54年度から実施している地震対策を目的とする法人事業税の超過課税は、地震対策事業の飛躍的な進展が図られたことや前回延長時の経緯を踏まえて、平成6年3月31日の期限をもって区切りとした。しかし、本県では交通基盤整備が緊急の課題となっていることから、これらの整備を推進するため、引き続き法人事業税の超過課税を実施することとなった。

- |           |                                              |
|-----------|----------------------------------------------|
| 1 適用期間    | 5年間                                          |
| 2 対象法人    | ・ 資本金等が1億円超の法人<br>・ 資本金等が1億円以下で、所得が年3千万円超の法人 |
| 3 税率      | 標準税率の1.05倍（現行 1.07倍）                         |
| 4 特別な財政需要 | 高規格幹線道路などの交通基盤整備                             |

## 298 アクトシティ浜松が落成 1994・10・7

県議会事務局『静岡県議会の業績』第12巻、1995・3、399～400頁

浜松市のＪＲ浜松駅北口に、浜松市が民間と共同で建設を進めてきた「アクトシティ浜松」が、10月7日一部の施設（平成7年4月オープン予定の研修交流センターと楽器博物館）を残して完成し、石川嘉延知事、栗原勝市長を初め関係者や来賓の合計約2,200人を集めて落成式が行われた。この後、8日から開館し、開館記念行事などで賑わった。

アクトシティは、全国7位の高さの地上212m45階建てのアクトタワー、日本で初めての四面舞台を備えた大ホール、フランス製パイプオルガンを備え主にクラシック音楽向けの中ホール、国際会議や講演会など様々なコンベンションに対応できるコンgresセンター、展示イベント・ホール、客室数324のホテルオークラ・アクトシティ浜松ホテル、優美なアーケードのガレリア・モール、動く歩道などからなっている。平成7年に全体が完成した後の敷地面積は43,300㎡、延床面積は230,600㎡。建設費は浜松市の施設部分が約660億円、全体では約1,600億円。

音楽と文化、経済などの諸分野での交流や情報発信の拠点として、また音楽の町浜松の新しい町づくりの核として、アクトシティは今後の運営面に大いに期待が持たれている。

## 299 「静岡県高齢者保健福祉計画（ふじのくに高齢者プラン21）」の策定 1994・3・28

県議会事務局『静岡県議会の業績』第12巻、1995・3、375～376頁

21世紀の高齢社会に向けて、高齢者に対する保健福祉施策の基本的考え方、サービスの目標及び提供体制の確保等を定め、高齢者が「いつでも、どこでも、だれでも」気軽に保健福祉サービスを利用できるようにするため本計画を策定し、3月28日に発表した。

計画策定にあたっては、市町村の代表、保健・医療・福祉関係団体の代表、県議会の代表、学識経験者等からなる高齢者保健福祉計画策定懇話会を設置し、その意見や助言を計画に反映した。

### 1 計画の基本的考え方

「活力ある豊かな高齢社会の実現」を基本理念として、要援護の高齢者に対する施策と健康な高齢者に対する施策を展開する。

### 2 計画の目的

#### （1）計画の性格

・「高齢者保健福祉推進十か年戦略」を踏まえた、老人福祉法第20条の9及び老人保健法第46条の19の規定に基づき策定した計画

- ・市町村の高齢者保健福祉計画の達成を支援するサービスの供給体制の確保に関する計画

(2) 計画の内容

- ・要援護の高齢者が「いつでも、どこでも、だれでも」必要とする保健福祉サービスを一体的に利用できる提供体制の整備
- ・健康な高齢者の健康づくり、生きがいづくり

(3) 計画の期間

平成5年度から11年度までの7か年計画

3 主なサービスの実施目標

| サービス名 |               | 単位             | 平成5年度実績A | 平成11年度目標B | B/A   |
|-------|---------------|----------------|----------|-----------|-------|
| 在宅    | ホームヘルプサービス    | ホームヘルパー 人      | 887      | 2,951     | 3.3 倍 |
|       | デ イ サ ー ビ ス   | デイサービスセンター か所  | 107      | 262       | 2.4   |
|       | シ ョ ー ト ス テ イ | ショートステイ専用ベッド 床 | 680      | 1,691     | 2.5   |
|       | 在宅介護支援センター    | か所             | 42       | 174       | 4.1   |
| 施設    | 特別養護老人ホーム     | 床              | 5,131    | 7,401     | 1.4   |
|       | ケ ア ハ ウ ス     | 人              | 250      | 2,440     | 9.8   |
|       | 老 人 保 健 施 設   | 床              | 1,444    | 5,663     | 3.9   |

4 計画を推進するための支援策

- (1) 計画を的確に推進するための進行管理体制の整備（計画を推進するためのフォローアップ組織の設置）
- (2) 要援護高齢者一人ひとりの月間サービス提供計画表（マンスリー・ケア・プラン）の作成
- (3) 国庫補助負担制度の充実を強く要望
- (4) 市町村が民間の特別養護老人ホーム等を誘致するための支援
- (5) 保健、医療、福祉の総合的な人材の確保（県立大学4年制看護学部及び短期大学部医療福祉系学科創設）
- (6) 介護等機器の開発

300 〔9月補正による平成7年度累計予算1兆3,280億円〕 1995

県議会事務局『静岡県議会の業績』第13巻、1999・3、78頁

9月25日開会。会期を10月13日までの19日間と決定し、知事提出議案44件及び議員提出議案1件並びに平成6年度公営企業会計決算4件を一括上程し、石川知事から提案理由の説明があった。

知事はまず、我が国経済は個人消費、設備投資の回復が本格化していないことなどを背景に、景気は足踏み状態が長引く中で弱含みで推移している、県内経済も景気の足踏み状態が見られる一方、雇用情勢は一段と厳しさが増している、県としては引き続き景気対策に積極的に取り組むこととし、的確かつ機動的な施策の展開に努めると所信を述べた。

次に、静岡県新世紀創造計画、行財政改革、地方分権の推進、静岡県福祉のまちづくり条例、地震対策、静岡空港、清水港湾湾計画の改定、高規格幹線道路網の整備、テクノスーパーライナー、新しい4年制大学、県民の文化・芸術の振興、温泉博覧会、全国植樹祭、学術フォーラムの開催など当面する県政の諸課題について説明があり、続いて、9月補正予算について、厳しい財政環境の中で景気回復に資するため、公共投資と中小企業向け制度融資の拡大を中心とした景気対策や地震対策300日アクションプログラムの実行、主要プロジェクトの着実な推進、県政が直面する課題への適切な対応について積極的に取り組むこととした、一般会計補正予算の規模は689億円で、これを加えた本年度予算の累計額は1兆3,280億2千万円となり、これは昨年同期と比較すると684億2千万円、5.4%の増となっていると説明があった。〔後略〕

### 301 円相場が戦後最高値を記録 1995

県議会事務局『静岡県議会の業績』第13巻、1999・3、127～128頁

年初めのメキシコ通貨危機をきっかけに、各国主要通貨に対してドル安基調が進んでいたところへ、米国系ファンドなど投機筋の思惑的な動きが強まり、為替相場が大変動した。その中で、円は独マルクなどとともに一気に上昇した。

年初1ドル100円台を維持していた円相場は、〔平成7年〕3月以降急速に騰勢を強めて戦後最高値を更新し、3月8日に90円を突破した。その後、4月19日には一時79円75銭の戦後最高値を記録し、1カ月余りで約10円も値上がりする上昇ぶりを見せた。年初時点と比較すると、対ドルでは実に20%も通貨価値が切り上がった。

この間、円は当初、マルクなどとともに買い上げられ、ドル全面安の展開が続いた。しかし、3月末にドイツ連銀が公定歩合引き下げを実施したのに対し、日銀は短期金利低め誘導での対応をとって公定歩合操作を見送ったため、市場の失望を買い、相場は一時円独歩高の様相を呈した。こうした日銀の対応に対し、政府サイドからも批判が噴出し、連立与党側からも、逆に円高を再加速させることになった日銀の対応に強い批判が噴出した。

一方、政府は4月14日に経済対策閣僚会議を開き、「緊急円高・経済対策」を決定し、我が国として自ら緊急にとり得る措置を取りまとめた。また日銀は、政府の緊急対策に合わせ、0.75%の公定歩合引き下げを決定し、公定歩合を1%とした。

しかし円高対策が新味に乏しいとの印象に加え、史上最低水準1.0%への利下げ断行も既に市場関係者によって相場に織り込まれており、はっきりした円高抑止効果を得ることはできなかった。4月16日にAPEC蔵相会議に合わせて行われた日米蔵相会談でも、米財務長官は「(日本の円高対策に対する)市場の積極的な受け止め方はなかった」と指摘した。

本県では、政府の「緊急円高・経済対策」を踏まえ、4月19日に「緊急円高・景気対策」を実施した。その主な内容は次のとおりである。

#### 1 金融支援

- (1) ・経済変動対策特別資金の貸付利率の引き下げ     2.9%→2.5%  
・経営改善資金の貸付利率の引き下げ     3.4%→3.0%

#### (2) 経済変動対策特別資金等県制度融資の活用促進

- \* 貸付利率の引き下げ実施期日     5月1日

#### 2 円高影響調査

中小企業に対する影響の実態把握

- ・繊維、家具、サンダル業等への影響に関する緊急調査
- ・中小企業の円高に対する中長期的な対応策の調査
- ・東、中、西部3か所における景気懇談会の開催

#### 3 中小企業・下請企業対策

##### (1) 円高に対する緊急相談・指導

- ・円高関連緊急巡回総合相談・指導
- ・下請中小企業アドバイザーによる円高対策巡回指導

##### (2) 下請発注企業への発注量確保の要請

##### (3) 商工関係団体への「円高対策事業」の早期実施の要請

- ・商工会議所及び商工会における緊急個別相談、集中巡回相談の実施
- ・中小企業団体中央会における円高に関する相談体制の強化等

##### (4) 新たな産業の育成、新分野進出への支援等

- ・貸工場等インキュベート施設整備の前倒し施行
- ・異業種交流の促進等による中小企業の新分野進出、新商品開発への支援
- ・技術アドバイザー派遣事業の充実
- ・工業技術センターにおける技術支援分野の拡充

#### 4 雇用対策

- (1) 雇用調整助成金の特例措置の利用促進
- (2) 特別求人開拓の早期推進等による求人確保

5 規制緩和の推進、輸入の促進

- (1) 県内企業に対する海外からの部品調達に必要な情報・ノウハウの提供
- (2) 日本貿易振興会、静岡県国際経済振興会等の実施する輸入相談、輸入促進セミナー、輸入展示商談会等への支援

また、政府が先の緊急円高・経済対策を具体化・補強するための諸施策を6月27日に打ち出したことを踏まえ、本県も4月19日の緊急円高・景気対策に加え、以下の円高・景気対策を実施した。

1 金融支援

- (1) 県制度融資の貸付利率の引き下げ（7月10日実施） 引き下げ幅0.3%～0.4%  
経済変動対策特別資金については、特例措置として、現行制度融資の最低貸付利率である2.5%を下回る2.2%に引き下げ
- (2) 経済変動対策特別資金の融資枠の拡大  
7年度当初融資枠140億円→200億円（6月補正予算）

2 中小企業・下請企業対策

- (1) 地域産業技術改善費の増額  
創業者等が行う研究開発に対して助成する事業の拡充及び地域企業が行う大型研究開発に対して助成する制度の新設
- (2) 円高に対する緊急相談・指導  
・専門アドバイザーチームによる総合指導の実施や一般アドバイザーによる巡回指導の拡充  
・日米自動車交渉の合意に伴う影響調査

3 雇用対策

緊急円高雇用対策推進事業の実施

- ・県内企業の労働力過不足状況調査の実施、労働力過不足情報交換会の開催

**302 中部横断自動車道建設促進連合会設立 1995・11・16**

県議会事務局『静岡県議会の業績』第13巻、1999・3、160頁

〔平成7年〕11月16日、清水市と長野県佐久市を結ぶ中部横断自動車道の建設を、静岡・山梨両県で一体的に促進していくため、関係団体による中部横断自動車道建設促進連合会を発足し、甲府市内で関係者約100人が出席し、設立総会が開催された。



この連合会は、8月29日に行われた静岡・山梨両県知事会議で、中部横断自動車道の重要性が再確認されたのを受けて、両県にある既存の促進団体を一体化し、新たに連合会として設立された。

今後、連合会では、現在基本計画区間になっている清水市－山梨県増穂町の58kmを次期国土開発幹線自動車道建設審議会で整備区間に格上げすることを目指して、国、関係機関への陳情を行い、また、関係団体との連絡調整を強化し、建設促進を図っていく。

### 303 総合計画（新世紀創造計画）の策定 1995・12・22

県議会事務局『静岡県議会の業績』第13巻、1999・3、161～162頁

総合計画審議会からの中間答申を踏まえ、新しい総合計画「新世紀創造計画」の中間素案を〔平成7年〕2月13日に発表した。11月28日には総合計画審議会から最終答申がされ、これを踏まえて12月22日に同計画を策定した。計画の期間は平成7年度（1995年度）から16年度（2004年度）までの10年間である。また、平成7年度から10年度までの4カ年を期間とする実施計画を別途作成することとしている。

計画の策定に当たっては、県民の声を計画に反映させるため、「私が描く未来の静岡」提言募集、移動知事室やさわやか緑飲フォーラムを開催したほか、各種アンケート調査結果を活用した。

#### 計画の概要

##### （第1部 基本構想）

##### （1）県づくりの目標

真に豊かで活力に満ちた個性輝く社会の実現をめざして、次の時代を切り開いていく新しい社会の仕組みを構築していく。

「未来への挑戦 あふれる活力 輝く静岡」を県づくりの目標とする。

##### （2）計画の理念

次の3項目を新世紀の県づくりに取り組む姿勢、行動のよりどころとする。

「自立と共生」・「交流と連携」・「継承と創造」

##### （3）将来の静岡県

将来の静岡県の姿を概観

ア 人口（平成16年）…390万人

イ 世帯（平成16年）…一般世帯数130万世帯、一世帯当たり人員3.0人

ウ 労働力（平成16年）…労働力人口223万人

エ 経済…平成16年度の県内総生産18兆2,900億円、成長率（実質）年率2.7%程度

オ 県土利用…平成17年を目標年次とする県土利用を提示

カ 県民生活の姿…10年後の県民の暮らしを16の指標で提示

(4) 「輝く静岡」創造プログラム

将来の県づくりを進める上で、特に大きな意味を持つ重点施策を、10のプログラムとして提示

ア うるおい、ふれあい 人と自然の共生プログラム

イ いきいき、すこやか 長寿社会形成プログラム

ウ にぎわい、はつらつ 都市創造プログラム

エ わくわく、のびのび 生涯学習プログラム

オ ゆうゆう、らくらく 総合交通体系プログラム

カ いきかう、したしむ 世界と静岡の交流プログラム

キ うみだす、そだてる 独創的産業振興プログラム

ク ひらめく、きわめる 学術・文化振興プログラム

ケ どこでも、かんたん 高度情報化プログラム

コ あんしん、あんぜん 防災先進県プログラム

(5) 施策展開の基本方向

次の5項目を基本方向として設定し、施策や事業の展開を図る。

ア 健康で心ふれあう安心社会                      エ 未来を創る人と文化

イ 自然を生かす美しい県土                      オ 独創性ある多彩な産業

ウ 世界に広がる出会いと連携

(第2部 基本計画)

施策展開の基本方向で示した5つの柱に基づき、施策や事業を体系的・総合的に推進する。

(第3部 地域計画)

(1) 地域別計画

次の9地域について、それぞれの特性を踏まえ、目標像、地域づくりの基本方向と主要な施策を提示する。

①伊豆              ②熱海・伊東              ③駿東・田方              ④富士              ⑤静岡庵

⑥志太・榛原              ⑦中東遠              ⑧北遠              ⑨西遠

(2) 新世紀への展望

9地域を超えた広域的な5圏域を想定し、より長期的な観点からその方向性を展望し、新世紀に向かって新たな静岡県をイメージした。

①やすらぎ創造圏              ②かがやき創造圏              ③ときめき創造圏              ④はばたき創造圏

⑤きらめき創造圏

### 304 静岡空港設置許可申請書を提出 1995・12・19

県議会事務局『静岡県議会の業績』第13巻、1999・3、163～164頁

静岡空港の騒音対策や動植物、自然などの環境対策を盛り込んだ環境影響評価書を作成し、〔平成7年〕1月31日に公告し、3月3日までの1か月間、地元の市役所・町役場など9か所で縦覧して、環境影響評価の手続きを終了した。3月16日から4月17日までに、島田市地権者の会・金谷町地権者会本部会・榛原町の3地権者会とそれぞれ同意書取得の協議に当たっての「覚書」を締結した。8月12日には島田市・金谷町・榛原町で地権者と知事との懇談会を開催した。

10月13日には県議会において、空港整備法に基づき第三種空港（静岡空港）を県が設置し管理することについて県と関係市町が協議することを議決し、これにより11月10日に協議が成立した。

12月1日には石川知事、宗彦九郎県議会議長、山下善彦副議長、高速交通対策特別委員会及び企画生活文化委員会の両委員長、各会派代表者（共産党を除く）が運輸大臣等を訪れ、静岡空港設置許可申請書の受理に向けて、同空港の建設促進に関する要望を行った。

また、同日付けで島田市にある静岡空港建設準備事務所に農業対策課が設置された。

知事は12月19日に運輸省を訪れ、運輸大臣あての静岡空港設置許可申請書を提出した。申請は空港を島田市と榛原町にまたがる台地上の190haに建設し、長さ2,500m、幅60mの滑走路、誘導路、エプロンなどを備える内容となっている。供用開始予定を平成15年11月1日とし、事業費は本体部で570億円（国の直轄事業費70億円を含む）が見込まれている。

県はこれまでに284人の本来の地権者のうち96.1%に当たる273人から用地提供の同意書を取得した。一方、未同意地権者11人のうち空港反対を主張する榛原町の3人は滑走路付近の所有地を提供して53人（12月19日現在）が共有地権者となっている。

12月25日、平成8年度政府予算案に静岡空港整備事業費が県の要望どおり用地買収費などについて満額の26億5,000万円（事業費ベース53億円）が計上された。

### 305 〔新世紀創造計画策定も県財政は厳しい状況 2月定例会〕 1996

県議会事務局『静岡県議会の業績』第13巻、1999・3、167～168頁

2月26日開会。会期を3月22日までの26日間と決定し、知事提出議案90件を一括上程し、石川知事から提案理由の説明があった。

知事はまず、世界経済を考えた時、アジア地域は世界の発展の原動力となる地域であり、アジアとの経済交流なくして日本及び本県の経済発展はあり得ない、そのためにも静岡空

港開設に鋭意努力するとともに、県内企業の国際化のための情報収集、提供などに積極的に取り組み、地方公共団体レベル、民間レベルの草の根交流や国際協力を進めていきたい、県内経済については、設備投資が緩やかな持ち直し基調を保ち、個人消費には改善がみられるものの、生産活動は足踏み状態にあり、雇用情勢も依然厳しい状況が続いているため、経済環境の変化や景気の動向に十分配慮しながら、的確かつ機動的な施策の展開に努めていきたいとの所信を述べた。

次に、こうした社会経済の仕組みが大きく変革する中、本県の着実な発展を図り、真の豊かさを実感できる県民生活を実現していくために、昨年12月22日、平成7年度から16年度までの10年間を計画期間とし、静岡県新世紀創造計画を策定した、平成8年度予算については、新世紀創造計画の着実な推進を図ることを目的とし、とりわけ、活力にあふれた感性豊かで洗練された静岡の創造と安全な県土づくりに取り組むこととしている。しかしながら、県財政は引き続き厳しい環境にあり、歳出面では事業の徹底した見直し等行政改革の推進により、一層の経費の効率化、節減を図り、歳入面では国庫補助金などの特定財源の確保に努め、中長期的な視点に立った行財政運営にも配慮した結果、一般会計の歳出総額は1兆2,715億円、前年度当初予算比2.3%の伸びとなり、地方財政計画の伸びを下回ることとなった、しかし、社会環境基盤整備のための単独事業は地方財政計画を大幅に上回る10.1%増を確保し、めりはりをきかせた予算を編成したとの説明があった。〔後略〕

### 306 〔財政構造改革元年、一般歳出を厳しく抑制 2月定例会〕 1997

県議会事務局『静岡県議会の業績』第13巻、1999・3、270～271頁

2月24日開会。会期を3月19日までの24日間と決定し、知事提出議案94件を一括上程し、石川知事から提案理由の説明があった。

まず知事は、21世紀にかけて、国内外の様々な局面において、これまでの社会・経済の仕組みが見直され、新たな枠組みが作り上げられていく歴史的な転換期にある、こうした中、知事就任以来、低迷する経済情勢の中で、財政状況の厳しいもと、豊かさが実感できる県民生活の実現と、本県のさらなる発展を目指し、新世紀創造計画を策定し、長期的視点に立ち県政運営の舵取りに努めてきた、今後とも21世紀の静岡県づくりに向けてさらに邁進していくと所信を述べた。

次に、我が国経済は景気は回復傾向にある、国においては、平成9年度予算を財政構造改革元年と位置付け、一般歳出を厳しく抑制するほか各種の断行を行うこととしている、県内経済も、生産活動においては総じて緩やかに増加しているが、業種間・企業間に格差が見られるが、雇用情勢は改善傾向にある、こうした経済環境を踏まえて、歳入は、地方

消費税の導入による県税収入の増収、消費譲与税の大幅な減収や地方消費税の2分の1が市町村に交付されることなどにより、実質的な伸びは低いものとなり、歳出は景気対策等のため大量に発行した県債の本格的償還期を迎え、公債費負担が急増するなど非常に厳しい財政環境での予算編成を行った、歳出面で、将来の負担を抑制する財政の構造改革を目指し、枠設定単独事業など大幅な事業の見直しや重点化、経費の一層の効率化、節減を図って、徹底した行財政改革を推進するとともに、歳入面では国庫補助金等の特定財源の確保に努めつつ、基金を有効に活用しながら、年間総合予算として編成した、結果、一般会計の歳出総額は1兆2,985億円、前年度当初予算比2.1%増と、昭和59年度以来の低い伸びとなり、地方消費税関係の収入から支出される市町村交付金や都道府県間の清算金を除く実質的な伸び率は0.6%の減で、昭和31年度以来の減となった、また行政組織も、行財政のリエンジニアリングの取り組みを踏まえ、組織の肥大化や職員総数の増加を抑制しながら、県政の重要課題に積極的に取り組み、県民一人ひとりには真に豊かな生活を送ることができる社会システムを構築するため、部局の再編を含めた見直しを行うこととした、今回の予算は歳出の抑制を図った厳しいものであるが、21世紀に向け県勢の発展と県民福祉の向上を図っていくため、こころ豊かな生活環境づくり、未来へ贈る豊かな自然環境の整備、感性豊かで洗練された静岡の創造、21世紀への礎づくりの4つの項目に重点を当てて取り組むこととしたとの説明があった。〔後略〕

### 307 〔法人2税減収、消費譲与税廃止、公債費急増等厳しい財政状況 2月定例会〕 1998

県議会事務局『静岡県議会の業績』第13巻、1999・3、383～384頁

2月25日開会。会期を3月20日までの24日間と決定し、知事提出議案92件を一括上程し、石川知事から提案理由の説明があった。

知事はまず、我が国経済は、純輸出は増加傾向にあるものの、設備投資は伸びが鈍化しており、個人消費は低調な動きとなっているほか、住宅建設も依然弱い動きが続いているなど、景気はこのところ停滞している、県内経済についても、生産活動の一部に抑制の動きが見られているなど、景況感に厳しさがうかがわれている、政府においては、民需中心に経済を順調な回復軌道に乗せ、豊かな国民生活を実現することを経済運営の基本とし、金融システムの安定性確保や規制緩和の推進などの施策に取り組んでいくこととしているところである、県としても、こうした厳しい経済情勢を踏まえ、昨年末に中小企業対策相談窓口の設置や不況対策資金の融資条件の緩和等を実施したところであるが、さらに、県制度融資の融資枠の拡大などの金融支援、企業倒産に伴う離職者の早期再就職の促進など、的確かつ機動的な施策の展開に努めると所信を述べた。



続いて、こうした経済環境等を踏まえ編成した平成10年度当初予算は、歳入については、平成9年度から導入された地方消費税の平年度化により、県税は表面上増収が見込まれるものの、景気の低迷により法人二税の減収が見込まれることや消費譲与税の廃止などもあり、歳入の実質的な伸びはほとんど見込めない状況にある、また、歳出については、景気対策等のため大量に発行した県債の本格的な償還期を迎えていることから、公債費が急増するなど、昨年度に引き続き、極めて厳しい財政環境の中での予算となった、このため、歳出面では、「ゼロベースからの再設計」を基本として実施したサマーレビューの成果の反映を図るなど、行財政改革のさらなる徹底に努めた結果、一般会計の歳出総額は1兆3,510億円となり、前年度当初予算比4.0%の伸びとなったが、地方消費税関係の収入から支出される市町村交付金や都道府県間の清算金を除く実質的な伸び率は0.8%の減となり、昨年度当初予算に引き続き、二年連続の実質的なマイナス予算となった、また、行政組織についても、新行財政改革大綱の基本方向にのっとり、県政の重要課題に積極的に取り組み、県民一人一人が真に豊かな生活を送ることができる社会システムを構築するとともに、あわせて、組織の肥大化や職員総数の増加を抑制しながら、生産性の高い県民本位の行政システムの確立を目指して部局の再編を含めた見直しを行うこととした、今回の予算は、当面する厳しい社会経済情勢を踏まえ、歳出の抑制を図ったものであるが、21世紀に向けて、県勢発展と県民福祉の向上を推進するため、経費の効率化、重点化を徹底しながら、「分権の時代にふさわしい行政の構築」、「県民と共に創る明るく潤いのある社会の実現」、「民間の活力を促し未来にはばたく静岡県づくり」、「誰もが快適で安心して暮らせる地域づくり」の四項目を重点として積極的に取り組むこととしたとの説明があった。〔後略〕

### 308 静岡文化芸術大学の起工式 1998・6・19

県議会事務局『静岡県議会の業績』第13巻、1999・3、464頁

浜松市に平成12年(2000年)4月に開学が予定されている静岡文化芸術大学の起工式が、〔平成10年〕6月19日に浜松市野口町の建設予定地で行われた。

式典には、同大学設立準備財団の石川嘉延理事長や学長予定者の木村尚三郎東大名誉教授などの関係者が出席した。

建設されるのは、地上12階地下1階建の高層棟と地上5階建の低層棟の校舎や体育館など、延床面積約5万平方メートルであり、完成は平成12年2月、総事業費約216億円である。

同大学は、公設民営方式により県が主体となって設立する学校法人が運営にあたり、一学年の定員は、文化政策学部とデザイン学部の2学部で300人である。



### 309 「静岡スタジアム エコパ」の工事着工 1998・6・19

県議会事務局『静岡県議会の業績』第13巻、1999・3、465頁

〔平成10年〕6月19日、知事や県議会関係者ら多数の出席の下に小笠山総合運動公園のスタジアム（愛称「静岡スタジアム エコパ」）の工事安全祈願祭が行われ、工事着工となった。

このスタジアムは、2002年ワールドカップサッカーをはじめとする国際大会や平成15年静岡国体などの全国大会が開催可能な球技場兼用の陸上競技場であり、イベント時には5万人の観客を収容できる地上6階・地下1階、延床面積8万1,200㎡、せり出し式の可動スタンドを備えた施設である。

工事は、平成10年度に基礎工事、平成11年度に躯体工事、平成12年度に屋根、フィールド、仕上げ工事を実施のうえ、平成13年3月に完成の予定である。

### 310 静岡県コンベンションアーツセンター（グランシップ）の完成 1998

県議会事務局『静岡県議会の業績』第13巻、1999・3、472頁

新たな文化の創造拠点として、人、もの、文化、情報が交わり、人々が集い、憩う“県民の心のオアシス”となることを理念として、平成7年度より静岡市東静岡地区に整備を進めてきた静岡県コンベンションアーツセンター（グランシップ）が〔平成10年〕8月末に建物本体の工事が完成した。

グランシップ広場、駐車場の整備を行うとともに、テストランを行いながら来場者の誘導や音響・照明等のチェックを重ね、平成11年3月の正式オープンに向けて準備を進めている。

#### ■施設の概要

建設地：静岡市池田地内 階数：地上12階・地下2階・塔屋1階

敷地面積：36,009㎡ 建物全長：約200m

建築面積：13,647㎡ 建物最大幅：約80m

延べ面積：60,630㎡ 最高高さ：約60m

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造+鉄骨造

・大ホール・海：平土間約1,720㎡ 最大約4,600人収容

・中ホール・大地：演劇仕様879席 会議仕様1,209席

・会議ホール・風：最大約500席 6カ国同時通訳対応

・静岡芸術劇場：固定席 最大403席

- ・会議室：大、中、小（19室）・・・9F.10F.11F.12F
  - ・その他、交流ホール（立食形式 約500人…6F）、展示ギャラリー（724㎡…6F）  
映像ホール（99席…2F）、練習室、リハーサル室など
- 建築工事費 502億円（用地取得費等を除く）

### 311 静岡空港本体部起工式 1998・11・20

県議会事務局『静岡県議会の業績』第13巻、1999・3、482～483頁

榛原町坂口の空港建設地において、〔平成10年〕11月20日に空港本体部工事着工に伴う安全祈願祭と起工式が行われ、石川嘉延知事をはじめ、県選出の国会議員、県議会議員、空港周辺市町の首長や地権者団体、地元の代表など300人を超える人が参加した。

起工式で、石川嘉延知事は式辞の中で、「不況は必ず回復軌道に乗る。その後の世界的規模での交流の時代に、『静岡には世界への窓口がない』と後悔することがないように」と平成18年春の開港に向けて全力で取り組む決意を表明した。

県議会を代表して佐野康輔副議長が、「21世紀に向けて、さらなる発展を遂げるためには必ず実現しなければならないプロジェクトであり、開港に向けて、最大限の支援をしていく」と祝辞を述べたのに続き、原田昇左右衆議院議員、大口善徳衆議院議員、川井祐一静岡空港建設促進協議会会長などの来賓が祝辞を述べた。

この後、工事開始セレモニーが行われ、石川知事や来賓、地権者の代表などが工事開始のスイッチを押した。

### 312 緊急事態にある静岡県の財政 1999

県議会事務局『静岡県議会の業績』第14巻、2003・3、158頁

長引く景気の低迷により、歳入の中心である県税収入が平成10年度と平成11年度の2か年度にわたり大幅に落ち込む中、県税などの一般財源を必要とする人件費、公債費などの義務的経費が増加していることに加え、財政5基金が底をつくという状況となった。

県は、これまでも、財政の健全化を図るため、施策・事業の見直しや事務の合理化などの行財政改革に積極的に取り組んできたが、平成12年度当初予算を試算すると、一般財源が約1,100億円不足するものと見込まれた。この不足額1,100億円に対しては、仮に基金を全額取り崩しても、なお、平成12年度当初予算の編成ができない状況にあり、また、財政運営に当たっては、国の指導下に入る「財政再建団体」という地方自治体にとっては最悪の状態をも視野に入れなければならない状況となった。

【静岡県の財政状況】

○県税収入の大幅な落ち込み……11年度見込みは、元年度の水準以下

・元年度 4,500 億円→3年度 5,260 億円→10年度 4,730 億円→11年度 4,340 億円

○県債残高の累増に伴う公債費（義務的経費）の急増……毎年 100 ～ 170 億円増加

・県債残高 元年度末 5,200 億円→11年度末見込み 1 兆 8,200 億円

・年間予算額 元年度 9,500 億円→11年度（9月現計）1 兆 3,900 億円

・公債費支出額 7年度 960 億円→9年度 1,300 億円→11年度見込み 1,550 億円

○経常収支比率の急速な悪化（元年度 66.2%→9年度 87.5%→10年度 96.4%）

→ 財政の硬直化の進行

○底をつく財政5基金の残高

・3年度～9年度末 1,600 億円以上→10年度末 1,340 億円→11年度末 550 億円

（注）金額は、四捨五入により概数とした。

## 第4節 地方分権下の都市計画行政

### 313 静岡県の都市計画ガイドブック 都市計画をより身近なものとするために』〔抄〕

1998・12

静岡県立中央図書館所蔵

静岡県都市住宅部都市計画課・静岡県都市計画協会

『静岡県の都市計画ガイドブック 都市計画をより身近なものとするために』、1988・12、

1～44頁

## 1 都市計画の位置づけ

### （1）都市計画とは

都市計画とは、都市の将来のあるべき姿を想定し、それに必要な規制誘導あるいは整備を行い、都市のいたずらな膨張拡大を適正に誘導する方法もしくは手段です。すなわち土地利用、都市施設その他の計画を定め、必要な制限あるいは、市街地開発事業や都市施設整備事業などを行うことにより、都市全体の機能が最大限に活用されるようにするものです。

※ 都市計画法では、「都市計画」とは「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」と定義されています（法第4条）。

都市計画法は、「都市計画」を遂行するうえで必要となる都市計画の内容、手続き、制限、事業等を規定したもので、具体的な遂行にあたっては下図に示すような各種の法律の適用を受けています。

(図表〔略〕)

## (2) 都市計画区域

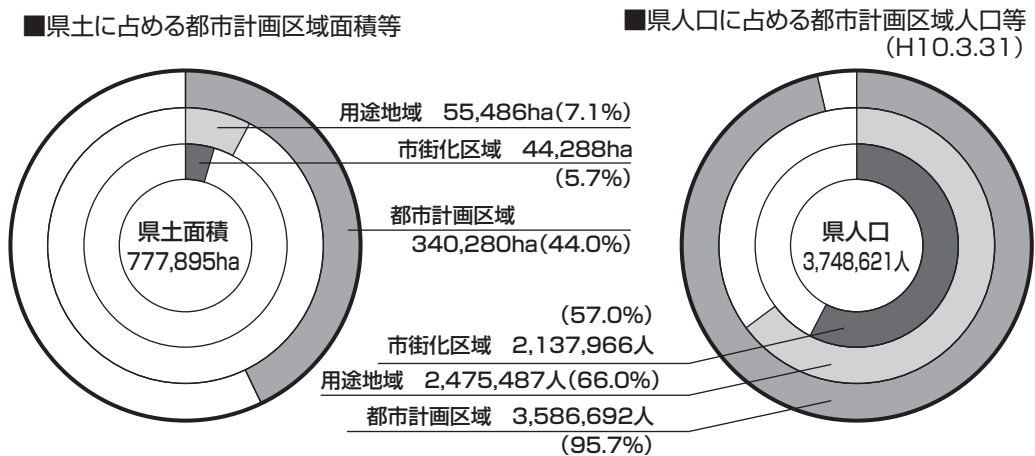
都市計画区域は、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するため都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域です。

具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要があります。区域を指定します。

また、都市計画区域が指定されると、都市計画を策定する場となり、次のような指定の効果があります。

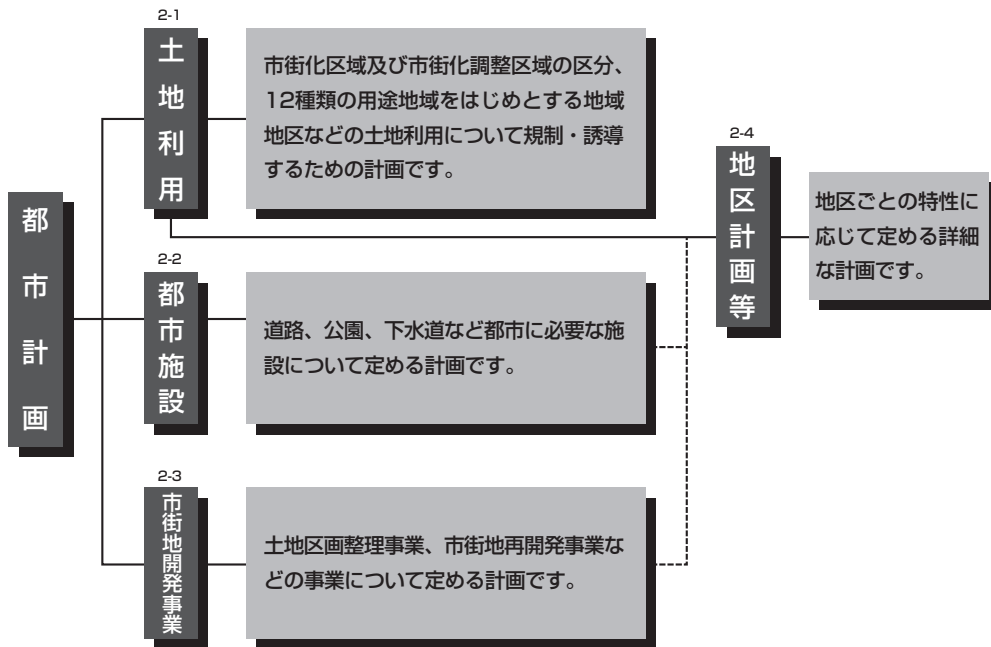
- 一定規模以上の開発行為について許可が必要です。
- 都市計画事業の推進のため、都市計画税を徴収することができます。
- 建築物の建築については、建築主事の確認が必要です。

本県では、27 区域、60 市町村において、都市計画区域が定められています。



## 2 都市計画の内容

都市計画は、まちづくりの根幹となる①土地利用に関する計画、②都市施設の整備に関する計画、③市街地開発事業に関する計画の3本の柱で構成され、さらに④地区計画等の地区レベルの詳細な計画を加え、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを一体的かつ総合的に定めることになっています。



（図表〔略〕）

## 2-1 土地利用

都市計画の基本理念を具体的に実行するため、都市計画において将来にわたっての合理的な土地利用を定めると同時に、それを実現していくための規制・誘導手段を定めるものです。

具体的には、市街化区域及び市街化調整区域、用途地域などがあり、それぞれの都市の特性や発展動向に応じた土地利用に関する計画を定める必要があります。

### （1）市街化区域及び市街化調整区域

都市の無秩序な市街地の拡大を抑制し、効率的な公共投資と計画的な市街地形成を進めるため、都市計画区域を優先的に市街化すべき区域と、当面できるかぎり市街化を抑制すべき区域とに分けて、段階的な市街化を図ることを目的とする制度が「市街化区域及び市街化調整区域」（線引き）です。（都市計画法第7条）

■市街化区域内では、市街地の開発事業や都市施設の整備を積極的に進めるほか、一定の基準にかなった民間の開発行為は許可されます。

■市街化調整区域内においては、特定の場合を除き、開発行為、建築行為は原則として禁止され、都市施設についても市街化を促進するおそれのある整備は原則として行いません。

■市街化区域及び市街化調整区域においては、その区分及び各区域の「整備、開発又は保

全の方針」を都市計画に定めるものとします。

## (2) 地域地区

地域地区は、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物や土地の区画形質の変更などについての必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を誘導するものです。(都市計画法第8条)

### ①用途地域

土地利用計画の基本となるものであり、それぞれの地域特性に合わせて建築物の用途及び形態の制限を行うことにより、適正な都市機能と良好な都市環境を有する市街地の形成を図るものです。

〔中略〕

### ⑧美観地区

条例により建築物の敷地、構造または建築設備を規制することにより、市街地の美観を維持するために定める地区です。

### ⑨風致地区

風致地区は、条例により建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等を規制することにより、都市における良好な自然的景観を維持し、都市環境保全を図るために定める地区です。

〔中略〕

## (7) 開発行為

都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、許可を受けるよう定められています(都市計画法第29条、附則第4項)

### ①開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で、土地に新たな切土・盛土を行ったり、土地の区画を道路・水路・擁壁などで分けたりすることを「開発行為」といいます。

### ②開発許可制度

開発許可制度は、都市計画区域内の適正な市街地としての水準を確保するために「開発行為」を規制し、又は誘導しようとする制度です。

開発行為を行う場合は、あらかじめ県知事(中核市・委任市の場合は各々の長)の許可を受けなければなりません。

開発行為は、開発面積や予定建築物の用途などに応じて、道路・公園・排水施設などが一定の基準(技術基準)に適合している場合に許可されますが、市街化調整区域は、無秩序な宅地化の防止のために、原則として全ての開発行為が禁止された区域であるた



め、当該区域で開発行為を行おうとする場合には、技術基準のほか、更に特定の要件（立地基準）に適合することが必要となります。

## 2-2 都市施設〔略〕

## 2-3 市街地開発事業

市街地開発事業は、都市計画で定められた土地利用計画を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成するため、道路、公園、下水道等の公共施設の整備に合わせて良好な住環境を確保するために、面的な広がりをもった区域で総合的、一体的に行われる事業です。

### （1）土地区画整理事業

土地区画整理事業は、都市基盤が未整備な市街地を、健全な市街地にするため、土地の交換分合整頓（換地）により、道路、公園などの公共施設の整備とともに宅地の区画形状を整える事業であり、区域内土地の利用価値増進の範囲内で、権利者が公共施設用地等を生み出すために必要な土地を公平に供給する（減歩）という仕組みを持った事業です。

この事業は、計画的に市街地形成を実現する上で有効かつ最良の方法であるので、「都市計画の母」とも呼ばれています。〔以下略〕

### （2）新住宅市街地開発事業

新住宅市街地開発事業は、人口集中の著しい市街地周辺の地域において、健全な住宅市街地を開発し、居住環境良好な住宅地を大規模に供給することを目的とした事業です。

公的機関が買収により土地を取得し造成された宅地を処分するため、比較的短期間のうち大量の住宅地を供給できます。

### （3）市街地再開発事業

市街地再開発事業は、低層で老朽化した建物が密集し、公共施設が不足していることなどにより、生活環境が悪化し、活力が失われた市街地において、敷地の共同利用、高度利用により、建築物の不燃化共同化を行うとともに道路、駅前広場等オープンスペースを確保し、快適で安全なまちにつくりかえる事業であり、土地区画整理事業が減歩・換地という平面的整備手法であるのに対し、市街地再開発事業は、関係権利者の従前の土地、建物等に関する権利を再開発ビルの床等に関する権利に変換する立体的整備手法です。

市街地再開発事業には、権利変換方式による第一種事業と、用地買収方式による第二種事業とがあります。〔以下略〕

## 2-4 地区計画等

### （1）地区計画等とは

地区計画は、都市全体の骨格を対象に計画される都市計画と個々の建築計画との中間的な位置にあり、用途地域等の都市計画と調和を図りながら、地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりのルールを定めるものです。

また、計画策定の段階から地区住民等の意向を十分に反映することが義務づけられており、住民参加のまちづくりを目指す手法でもあります。

一般的な地区計画は、スプロール化する恐れがある地域に、道路、公園、広場などの地区施設をあらかじめ定めることにより良好な開発を誘導したり、市街地開発事業などを行っている地区で建築物の用途、壁面位置の制限、敷地規模を定めるなど、将来にわたって、良好な環境を確保することを目的としています。

このほか、地区の特性や整備・誘導を目的により、いろいろな地区計画のメニューが用意されており、これらを総称して地区計画等と呼んでいます。(図表〔略〕)

## (2) 地区計画の内容〔略〕

### 3 都市計画に関する調査、指針等〔略〕

#### 4 マスタープラン

都市計画は、都市の将来像を見据えた各種のマスタープランに基づき進める必要があります。

##### (1) 都市基本計画（県が策定する広域的都市計画区域としての根幹的計画）

都市基本計画は、おおむね5年毎に実施される都市計画基礎調査を受けて一体の都市として整備、開発又は保全するための都市計画のマスタープランで、県が広域都市計画区域毎に策定しています。

土地利用・公共施設等の現況調査及び市街化動向の将来予測調査により自然と調和した活力ある都市形成に資するため広域的、根幹的な見地から都市計画の調整を行いつつ、

①計画の基本となる将来人口などの指標、骨格的土地利用及び市街地整備の基本方針

②整備必要地区、根幹的都市施設及び整備目標

③市街地整備の手法、整備主体及び整備時期

などの事項について定め、今後個別の都市計画を具体的に展開していく指針としています。

従って、都市基本計画は、線引き都市については「整備・開発・保全の方針」の都市計画決定に先立つ広域的な調整の場であり、「整備・開発・保全の方針」の都市計画のもとになるものです。また、市町村が「市町村マスタープラン」を策定する際には、広域的都市計画区域としての根幹的計画となるものです。

##### (2) 都市計画に関する基本方針（「都市計画法」第18条の2）

#### 「市町村（都市計画）マスタープラン」

市町村の都市計画に関する基本方針（市町村都市計画マスタープラン）は、平成4年の都市計画法の改正により創設された市町村が定める計画です。

近年の住民ニーズや価値観の多様化に対応して、都市をゆとりと豊かさを実感できる人間居住の場として整備し、個性的で快適な都市づくりを進めるためには、住民の理解と参

加のもとに、望ましい都市像と都市整備の目標を明確にし、都市計画施策を総合的、体系的に展開していくことが重要です。

都市計画マスタープランは、住民にとって身近な行政機関である市町村が、創意工夫のもとに策定過程で住民意見を反映させ計画を公表することにより、住民と協調するかたちで都市づくりの具体性のある将来ビジョンを定めるものです。

従来から市町村の将来像を示す計画としては、総合計画や国土利用計画市町村計画があり、線引き都市では、都市の総合的なマスタープランとして、県が定めている「整開保」〔整備・開発・保全の方針〕や都市基本計画があります。

市町村は、都市計画マスタープランを定めることにより、これら計画と有機的関係を保ちながら連携して都市計画を推進していくこととなります。

これにより「マスタープラン」と「個別の都市計画制度」を2層の関係とすると、都市全体の見地から定める「整開保」を第1段目の計画、地区レベルのまちづくりのビジョンとなる都市計画マスタープランを第2段目の計画とする2段2層の都市計画体系が構築されたこととなります。

〔中略〕

## 8 まちづくりに関する協定

地域にあった魅力あるまちづくりを進めるため、住民の間で合意して決める協定があります。

### (1) 緑地協定

都市緑地保全法に定められた制度で、地域住民の自主的な緑地の意思を尊重しながら地域の緑化を推進しようとするものです。

緑地協定は、地域住民の全員の合意で、緑地の保全又は緑化に関することを定め、市町村長の許可を受けて成立するものです。(図表〔略〕)

### (2) 建築協定

建築基準法において、住宅地の良好な住環境や、商店街としての利便を高度に維持・増進することを目的とし、地域住民の合意により、法の一般基準を超えた基準を定めることを認めた制度で、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠等について定めることができます。〔後略〕

## 314 掛川市生涯学習まちづくり土地条例 1991・3・27

平成3年3月27日、掛川市条例第9号

昭和54年に全国初の生涯学習都市宣言をし、平成2年に地球・美感・徳育都市を宣言し

た掛川市は、その基本理念に基づき、美しいまちづくり、徳のある人づくりを進めつつ、自然と農住商工とレクリエーション施設が美しく共存した考え深い市民の大勢いる理想都市を目指している。

掛川市と市民は、まちづくり及び土地に関する所有、利用、調査、評価、取引等について、自然環境の保全を含む公共の福祉優先の立場から、相互に適正な方針と協定計画を持つ必要がある。また、地価の上昇があった場合においては、報徳推譲の精神に基づき、その利益を市民全体に還元し社会的公正の確保に資さなければならない。

そのため、この条例を制定し、土地が私有物であっても高い公共性を併せ持つことを生涯学習し、土地の利用は、五共益五良質体制（地権者、地元集落、開発事業者、進出企業・転入者及び市の五者がともに益し、ともに良質である体制）により、市民参加のもとに総合的かつ計画的に行うものとする。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、土地が市民のための限られた生態系にも係る貴重な資源であって、地域社会を存立させている共通の基盤であることにかんがみ、土地の公共性に基づくその適正利用に関する生涯学習並びに市民主体の土地施策の策定及び実施における積極的な市民参加について定め、もって快適で良質なまちづくりに資することを目的とする。

### （基本原則）

第2条 市に所在する土地は、地域社会の共通の必要性並びに地域の自然的、社会的、経済的及び文化的環境を考慮し、かつ、この条例の定めるところに従って適正に利用されなければならない。

2 土地は、投機的取引、生活及び生産に直接必要のない代替地要求並びに地価信仰の対象とされてはならない。

3 土地の開発によって特に利益を受ける者は、その利益に応じて適切かつ公平な負担を負わなければならない。

### （市の責務）

第3条 市は、前条に定める基本原則にのっとり、まちづくりへの積極的な市民参加を図ることによって、土地に関する市民の生涯学習を奨励するとともに、市民主体の土地施策の策定及び実施を総合的かつ計画的に行わなければならない。

### （土地の利用又は取引にあたる者の責務）

第4条 市に所在する土地の利用又は取引（これを支援する行為を含む。）にあたる者は、第2条に定める基本原則にのっとり、市民参加に基づいて市が策定及び実施する土地施策に従わなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、第2条に定める基本原則にのっとり、土地に関する生涯学習並びに市による土地施策の策定及び実施に積極的に参加するとともに、その施策に協力しなければならない。

## 第2章 土地に関する施策

(特別計画協定促進区域の指定)

第6条 市長は、次の各号の一に該当する区域について、適正な土地利用を図ろうとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、掛川市生涯学習土地審議会（以下「審議会」という。）の議を経て、特別計画協定促進区域（以下「促進区域」という。）として指定することができる。ただし、農業振興地域に係る区域にあつては、農業委員会と協議するものとする。

- (1) 市街地周辺農地等で宅地、業務用地等に転換することにより、高度な利用を図るべき区域
- (2) 耕作が放棄された農地及び適正な施業が行われていない森林等で、高度な利用を図るべき区域
- (3) 森林及び原野を農地、宅地、レクリエーション施設用地等に転換することにより、有効な利用を図るべき区域
- (4) 道路、河川等の重要な公共施設と一体的な土地利用を図るべき区域
- (5) 優良な農地及び森林で将来とも保全すべき区域
- (6) 動植物の保護、史跡の保存その他良質な環境として保全すべき区域
- (7) 前6号に定めるもののほか、市長がこの条例の目的を達成するために必要と認める区域

2 市長は、前項の規定により審議会の議を経るにあたっては、あらかじめ、当該促進区域の自治会の意見を聴いて、その旨及びその促進区域案を公告し、公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による公告があつたときは、市民及び当該促進区域に係る土地又は家屋の所有者（以下「土地等の所有者」という。）は、同項の縦覧期間の満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

4 市長は、前項の意見書の提出があつたときは、その趣旨を審議会に報告しなければならない。

5 市長は、促進区域を指定したときは、その旨及びその区域を告示するとともに、当該促進区域内の市民及び土地等の所有者に対して、その内容を説明しなければならない。

(まちづくり計画案の確定)



第7条 自治会の代表者及び土地等の所有者又はその代表者は、快適で良質なまちづくりを推進するため、次に掲げる事項について、当該促進区域に係るまちづくり計画案を策定しなければならない。

- (1) 名称
- (2) まちづくりの目標及び方針
- (3) 区域
- (4) 土地の利用の方法
- (5) その他快適で良質なまちづくりを推進するために必要な事項  
(まちづくり計画協定の締結)

第8条 市長は、促進区域のまちづくり計画案がまちづくりに関する市の総合的な計画に適合していると認めるときは、当該促進区域のまちづくり計画案を推進するため、必要な事項について、当該促進区域に係る自治会の代表者及び土地等の所有者又はその代表者との間にまちづくり計画協定を締結することができる。

- 2 前項のまちづくり計画協定を締結するには、土地等の所有者の10分の8以上の同意が必要なければならない。
- 3 市長は、まちづくり計画協定を締結しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、まちづくり計画協定を締結したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 5 前3項の規定は、まちづくり計画協定を変更又は廃止する場合について準用する。

(特別計画協定区域の指定)

第9条 市長は、まちづくり計画協定が締結された区域を特別計画協定区域（以下「協定区域」という。）として指定するものとする。

- 2 市長は、協定区域を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 3 前項の規定は、協定区域の変更又は廃止について準用する。
- 4 市長は、協定区域を指定したときは、当該協定区域に係る土地の利用又は取引等について必要な調査及び研究に努めるものとする。

(協定区域内における行為の届出)

第10条 協定区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届けなければならない。

- (1) 土地に関する所有権、地上権若しくは賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）の移転又は設定をする契約（予約を含む。以下「土地売買等の契約」という。）の締結



- (2) 建築物及び特定工作物の新築又は増築
- (3) 土地の用途の変更
- (4) 土地の区画又は形質の変更
- (5) 土石の採取又は鉱物の採掘
- (6) 木竹の伐採

2 前項の規定は、次の各号に掲げる行為については適用しない。

- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- (2) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (4) 国及び地方公共団体が行う行為

3 第1項の届出は、法令に基づく許可、認可等の申請又は届出をする日の前2週間（法令に基づく許可、認可等の申請又は届出を要しない行為にあつては、当該行為に着手しようとする日の前2週間）までに行わなければならない。

（勧告等）

第11条 市長は、前条第1項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為がまちづくり計画協定に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該土地売買等の契約の締結の中止その他届出に係る事項について必要な措置を講じるべきことを助言又は勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

（公表）

第12条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、第10条の規定による届出をしなかった者があるときは、その者の氏名を公表することができる。

〔中略〕

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。（平成3年5月規則第14号で、同3年6月1日から施行）

2 この条例の施行の際、現に工事等に着手している行為については、この条例の規定は適用しない。〔後略〕

315 『第二東名自動車道 都市計画決定のあゆみ』〔抄〕 1992・3

静岡県立中央図書館所蔵

静岡県土木部高速道路建設室『第二東名自動車道 都市計画決定のあゆみ』、14～35頁

第1章 第二東海自動車道（第二東名）のおいたち

1 高規格幹線道路における第二東海自動車道（第二東名）の位置づけ

国土庁が昭和62年に発表した「第四次全国総合開発計画」において、21世紀に向け多局〔極〕分散型の国土を形成し、地域相互の分担と連携関係の深化を図るため、東京圏を初めとして、関西圏、名古屋圏さらには地方中枢都市を中心とする広域的な圏域を全国的に連携する交流ネットワーク構想を推進することとしており、その実現のために、14,000kmの高規格幹線道路網の形成が必要とされている。これら14,000kmの内容は、従前の国土開発幹線自動車道等（7,600km）及び本州四国連絡道路（180km）ならびに、これらと接続する新たな高規格幹線道路網を形成する路線6,220kmからなっており、そのうち、国土開発幹線自動車道法（以下、国幹道法という）に基づく高規格幹線道路（国土開発幹線自動車道）11,520kmと、建設大臣の指定に基づく高規格幹線道路（一般国道の自動車専用道路）2,480kmの2つがある。第二東海自動車道及び第一東海自動車道は国幹道法に基づく高規格幹線道路として位置付けられており、三大都市圏の連携を強化するとともに、全国的交流ネットワークの形成の国土軸の根幹をなす、重要な役割を担う道路である。

また、県下には県土の南北軸を構成する中部横断自動車道（清水市～長野県佐久市）伊豆縦貫自動車道（沼津市～下田市）及び三遠南信自動車道（三ヶ日町～長野県飯田市）がある。

〔中略〕

3 第二東海自動車道（第二東名）の基本計画

第二東海自動車道（第二東名）は、現東名高速道路と一体となって21世紀の我が国の基幹をなす路線であることに鑑み、将来における一層の高速交通機能を確保するとともに現東名高速道路との適切な交通機能を分担し、高い信頼性の確保を図るとの基本理念の基に、平成元年1月31日開催の第28回国土開発幹線自動車道建設審議会の議を経て、同年2月27日に基本計画が決定された。

1. 計画の理念

●車線数

将来の交通需要から、全線6車線を基本とする。

●設計速度

大都市間では設計速度140km/h以上に相当する道路構造を確保するように今後、検討を進める。（基本計画では大都市間の設計速度を現在の道路構造令の規定により設計速度

120km/hとしている。)

### ●路線決定にあたっての基本的考え方

- ・ 高速交通の確保を図るため、高速走行可能な構造（平面線形及び縦断線形）が確保できるルートとする。
- ・ 安全性、確実性を確保するため、積雪・凍結・霧など交通障害の発生が予想される地域を避ける。
- ・ 地域との調和を図るため、周辺土地利用、環境保全に配慮する。

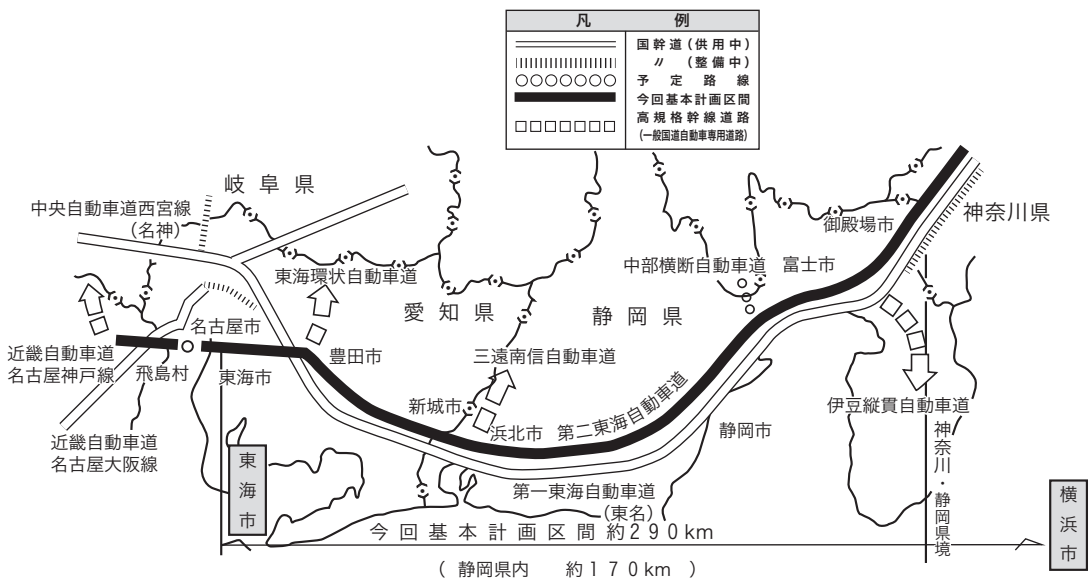
### ●第二東名・名神高速道路と現東名・名神高速道路との連絡について

交通機能の分担、交通障害時の代替性を確保するため、適切な間隔（数十キロ）で第二東名・名神と現東名・名神を連絡する。

連絡に当たっては、現東名・名神及び第二東名・名神に接続する高規格幹線道路を有効に活用する。

## 2. ルート及び計画概要

東京～名古屋間ではルートは、東京近郊を除いておおむね現東名の北側を通過し、名古屋～神戸間では、大阪までの間は関ヶ原付近の雪を避けるため現名神より南側を通過する。全体として現東名・名神よりルートが直線に近くなるので、全体としての距離の短縮も数十キロとなる予定である。〔表略〕



〔中略〕

## 第2章 都市計画道路、第二東名自動車道等の都市計画決定

### 1 都市計画決定の意義

新たな、高速道路が、地域社会の産業、経済及び文化などに様々なインパクトを与え、活性化をもたらすことは、現東名の開業以来、経験してきたところである。

基本計画の発表により第二東名の位置が、概ね現東名の北側に計画されることが明らかにされた点から、より一層、県土の効率的かつ合理的な土地利用の推進を押し進める上で、現東名及び第二東名を基軸とする道路体系を確立する必要がある。また、新たな交通拠点となるインターチェンジ周辺は必然的に都市的需要の拡大が生じることが見込まれるので、健全な市街地の育成を図り、既存の市街地と一体となった合理的な都市形成を進め、機能的な都市活動を展開する必要がある。以上のことを踏まえ、21世紀における活力ある快適な町づくりの施策を展開する上において最も基本となる第二東名本線を都市計画として位置づけ、都市計画法に基づく都市施設として都市計画決定を行うものである。

〔図略〕

## 2 都市計画決定に際しての基本事項

第二東名自動車の都市計画決定に際し、今後の「町づくり」の総合的施策を展開する上で、本線部と併せてインターチェンジ関連道路の計画策定及びインターチェンジ周辺土地利用構想の策定を基本の「柱」として定め作業を進めた。

### 1. 第二東名自動車道に係る基本事項

#### ①都市計画決定権者－「静岡県知事」

知事決定の要件〔略〕

#### ②都市計画道路の名称－「第二東名自動車道」

第一東名自動車道（現東名）は、既に長期にわたり、一般の方々に「東名自動車道」あるいは、「東名高速道路」と呼ばれ、親しまれていることから、都市計画道路の名称は同様に「第二東名自動車道」と定めた。

法律に基づく路線名〔略〕

#### ③都市計画決定の区間設定について

第二東名が本県の中山間地に位置づけられることにあたり、全路線中都市計画区域外の通過は約43.6%におよび、特に芝川町は都市計画区域非適用都市である。

通常、都市計画は都市計画区域内において定めるが、本路線の機能及び事業の実現性等を考慮し都市計画区域の内外を問わず長泉町から引佐町の全区間（連絡路を含む）を同時に都市計画決定するものとする。

なお都市計画決定の区間は広域都市計画ごととなるが、芝川町については隣接の庵原広域に含める。

地域別延長及び比率

|    | 都 市 計 画 区 域 |             |          | 都市計画<br>区 域 外 | 合 計      |
|----|-------------|-------------|----------|---------------|----------|
|    |             | 市街化区域（用途地域） | 市街化調整区域等 |               |          |
| 延長 | 75.4 km     | 2.0 km      | 73.4 km  | 58.3 km       | 133.7 km |
| 比率 | 56.4 %      | 1.5 %       | 54.9 %   | 43.6 %        | 100 %    |

都市計画法第11条都市施設〔略〕

## 2. アクセス道路に係る基本事項

第二東名自動車道の各インターチェンジと都市の骨格道路に連絡するアクセス道路等を計画し、道路網の強化を図ることによって、機能的な都市活動の展開を可能とするため以下の都市においてアクセス道路計画を策定する。

アクセス道路計画策定都市

| I. C名（仮称）   | 都 市 名      |
|-------------|------------|
| 沼津 I. C 関連  | 沼津市、長泉町    |
| 富士 I. C 関連  | 富士市、富士宮市   |
| 伊佐布 I. C 関連 | 清水市        |
| 静岡 I. C 関連  | 静岡市        |
| 藤枝 I. C 関連  | 藤枝市、焼津市    |
| 金谷 I. C 関連  | 金谷町        |
| 掛川 I. C 関連  | 掛川市、袋井市、森町 |
| 浜北 I. C 関連  | 浜北市        |

## 3. I.C.周辺部の土地利用構想等の策定に係る基本事項

第二東名自動車道の各インターチェンジは交通の結節点となり必然的に都市需要の拡大が生じることが見込まれるので、スプロール化の防止を図りつつ健全な市街地の育成に資するための各インターチェンジ周辺部における土地利用構想を策定し、今後の都市整備の基本的方向を関係市町村に示すことを目的とする。

なお、本土地利用構想の策定にあたっては、学識経験者、国の機関及び県で構成する委員会を設け検討を加えるものとする。〔後略〕

### 316 〔建設大臣宛環境庁長官回答 都市計画道路第二東名自動車道（長泉町～富士宮市）ほか6区間の環境影響評価書について〕 1991・9・17

県庁所蔵

県都市計画課「第92回 静岡県都市計画地方審議会議事録 平成3年7月16日」

環企審第161号  
平成3年9月17日

建設大臣殿

環境庁長官 印

都市計画道路第二東名自動車道（長泉町～富士宮市）ほか6区間の  
環境影響評価書について（回答）

平成3年7月26日付け建設省都計発第86号及び建設省道高発第67号をもって意見を求められた標記については、下記のとおり回答する。

記

1. 都市計画道路第二東名自動車道（長泉町～富士宮市）、都市計画道路第二東名自動車道（富士川町～金谷町）、都市計画道路第二東名自動車道（掛川市～引佐町）、第二東海自動車道横浜東海線（鳳来町～豊田市）、近畿自動車道飛鳥神戸線（亀山市～亀山市）、近畿自動車道飛鳥神戸線（土山町～大津市）及び都市計画道路第二名神自動車道宇治田原城陽線（宇治田原町～城陽市）（以下、「本計画道路」という。）は、大気汚染及び騒音の予測に用いる走行速度が小型車類については140km/h、大型車類については100km/hと設定されているところであるが、実際の走行速度が設定され、供用するに当たっては、試験走行を含む調査・研究を行い、その結果を勘案し、大気汚染、騒音及び振動の問題が生じないように十分配慮する必要があること。
2. 本計画道路周辺において、騒音等に係る環境保全目標が供用開始時点より達成されるよう、遮音壁又は環境施設帯を設置する等所要の対策を講じる必要があること。特に、インターチェンジ部及びトンネル坑口部の周辺において、騒音等に係る環境保全目標が達成されるよう、十分留意するとともに、本計画道路周辺に、住居系の土地利用がなされている地域又はこのような土地利用が計画されている地域が存在する場合にあっては、当該地域における騒音及び大気汚染の防止を図るため、原則として環境施設帯を設置する必要があること。なお、遮音壁又は環境施設帯を設置する区間及びこれらの構造等については、関係地方公共団体と十分協議する必要があること。
3. 本計画道路に接続する予定の道路の計画策定に当たっては、二酸化窒素に係る総量規制地域の環境保全に十分配慮する必要があること。
4. 本計画道路と他の主要道路との連絡等施設において交通混雑に伴う大気汚染等の環境悪化が起こらないよう、交差点改良、交通情報提供施設設置等の所要の対策を講じる必要があること。
5. サービスエリア及びパーキングエリアからの排水並びにトンネル洗浄水については、適切な処理を行う等の水質汚濁防止対策を講じる必要があること。特に、第二東海自動車道（長泉町～引佐町）においては、サービスエリア及びパーキングエリアの計画



の具体化に当たって、関係地方公共団体と協議し、当該施設からの排水が下流水域の水質に及ぼす影響について検討し、その結果に基づいて所要の対策を講じる必要があること。

6. 本計画道路が鈴鹿国定公園区域内及び各県立自然公園区域内を通過する区間並びに東海自然歩道にかかる区間については、関係地方公共団体と十分協議し、自然公園等の保護及び適正な利用に支障が生じないように、十分配慮する必要があること。
7. 事業の実施に当たっては、必要に応じより詳細な調査を実施し、貴重な動植物の生育環境の保全及び周辺景観との調和のための対策を講じる等自然環境の保全に十分配慮する必要があること。
8. 本事業に係る工事については広範囲にわたる大規模なものとなることから、関係地方公共団体と調整を図りつつ、工事に伴う騒音公害の発生の防止、濁水流出の防止、適切な工事用車両の通行ルートを採用、工事用車両からの粉じんの発生の防止等、工事中の環境保全に万全を期す必要があること。また、工事に伴って発生する残土については、再利用を図るなど処分所要量の削減のための対策を講じるとともに、残土処分に伴う環境保全上の問題が生じることのないよう最善を尽くす必要があること。
9. 工事中及び供用開始後を通じ、関係地方公共団体と調整を図りつつ十分な環境監視を行い、環境保全目標と比較評価することにより、所要の対策を講じる必要があること。
10. 今後の事業の具体化に当たっては、環境保全の観点から関係地方公共団体等と十分調整する必要があること。

## 第5節 地域組織とNPO形成

### 317 静岡県新総合計画中期発展プラン 1992・1・28

『静岡県新総合計画 中期発展プラン』、1992・3、129頁

## 第2章 基本計画

### Ⅲ 健康で心ふれあう地域をつくる

#### 第5節 活力あるコミュニティの形成

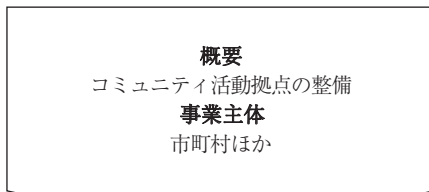
住民の地域福祉や地域教育への自発的、主体的な参加を通じ、生きがいの場として、また、そこに暮らす人々の連帯による自立した地域づくりの場として、新しい時代にふさわしいコミュニティの形成に努めます。

##### ①多様なコミュニティ活動のための拠点施設の整備

コミュニティ活動の拠点として、コミュニティセンター、地区集会所やコミュニティ広

場の整備を促進します。

### 活動拠点としての地区集会所等の整備

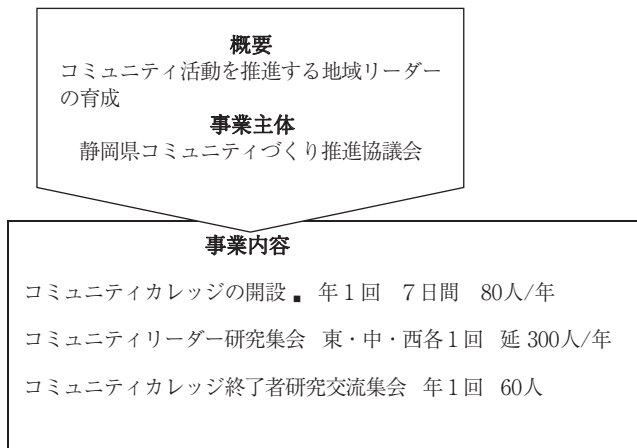


| 今後の計画 | コミュニティセンター | 地区集会所 |
|-------|------------|-------|
| 平成3年度 | 2          | 58    |
| 平成4年度 | 11         | 84    |
| 平成5年度 | 13         | 92    |
| 平成6年度 | 9          | 96    |

### ②コミュニティ活動の支援体制の充実

コミュニティ活動を推進するための人づくりやコミュニティ情報の提供など支援体制の充実を図ります。

### 地域リーダー育成講習会などの充実



#### ■ コミュニティカレッジ

コミュニティに関する講義などにより、住み良い地域づくりの担い手となるリーダーを育成する研修事業。

318 【ボランティア活動について】 1993・10・5

『県議会平成5年9月定例会会議録』

### ○十七番（石橋康弘君）〔前略〕

まず第一に、ボランティア活動についてであります。

〔中略〕

現在、県内東部地域において、日本で最初の実施地区として、この運動が進められようとしておりますが、こうした住民と行政、企業が一体化した新しいボランティアシステムの育成を支援していくことを提案するものでございます。私は、二十一世紀は余暇の時代であるとともに、一方では、真のボランティアの時代であると考えております。石川知事におかれましても、公約の中で、子供から大人まで、だれもが参加できるボランティア活動の普及を推進していくとお約束なさっております。

そこで、地域社会における福祉、環境美化、スポーツ、青少年の健全育成など多様なボランティア活動が、よりよい生活環境の創造に向けた活発な地域づくりの実践活動として展開されるよう、県としても支援していく必要があるものと考えますが、私が提案した、住民、行政、企業が一体化した新しいボランティアシステムの育成を含めて、知事の御所見をお伺いいたします。

〔後略〕

○知事（石川嘉延君） 石橋議員にお答え申し上げます。

まず、ボランティア活動につきましての御質問がございましたが、福祉ボランティアの組織化、ネットワーク化についてでございます。

人口の急速な高齢化、核家族化など、福祉を取り巻く環境が大きく変化しております中で、住民の善意に基づき自発的に行われますボランティア活動は、地域における住民相互の連帯を強化し、だれもが人間として豊かに生きることができる地域福祉社会を築いていく上で大変重要な役割を果たしております。このため、県といたしましては、多くの県民や企業の方々からの寄附により設置されました静岡県ふれあい基金により、県ボランティア協会の活動を支援し、ボランティアの育成や参加促進のための啓発、指導者育成研修会等を行い、ボランティアの育成強化に努めてきたところでございます。この結果、現在、趣味の団体や地域的行事への参加団体などの自主的団体を含めまして千七十八団体、十一万人余のボランティアの方々が、県下各地域で活動を行っているところでございます。石橋議員御指摘のとおりでございます。

〔中略〕

次に、地域づくりとボランティア活動についてでございます。魅力ある個性豊かな地域づくりは、住民、行政、企業が連携をして協力し合いながら進めていく必要がございます。特に、福祉はもとより、多様な分野におきます住民の自主的な活動が地域づくりの実践活動として展開されることが重要であると考えております。県といたしましては、従来から地域活動の活発な展開が図られますように、地域住民が行いますコミュニティー施設の整備に対する助成でありますとか、地域づくりの実践団体の育成などに取り組んでいるとこ

ろでございます。

特に、地域づくりは人づくりという考え方のもとに、平成三年度から、市町村職員を初め民間の企業や団体の職員などを対象に、「静岡・未来・人づくり塾」を開設をしております、これを契機といたしまして、市町村においても、住民を対象とした地域づくり塾が開設されますなど、地域リーダーの養成が進められております。石橋議員から御提案のございました新しいボランティアシステム、すなわち住民と自治体と企業が協力しながら知恵を出して汗を流すという地域主導型の新しい地域づくりの手法、これは全国的にも注目を集めておるところでございまして、現在、こうした制度の研究を国の段階でも進めておりますし、また、これらの動きと連動いたしまして、三島市のボランティアグループなどが、こういった取り組みを始めておるといふふうにも伺っております。これらの動きを注意深く見守り、県としても各種の施策を通じまして、このような自発的な動きが、よい成果として地域に結実いたしますように支援をしまいたいと考えております。

〔後略〕

### 319 【ボランティア活動に対する社会的評価】 1992・7・29

生涯学習審議会「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（答申）」40～41頁

## 第3部 四つの課題についての充実・振興方策

### 9 評価

#### (2) ボランティア活動に対する社会的評価

ボランティア活動を今後一層支援し、発展させるために必要な社会的な評価の在り方として、例えば次のような点について検討する必要がある。

- ① 学校外のボランティア活動の経験やその経験を通して得た成果を適切に学校における教育指導に生かすこと。
- ② ボランティア活動の経験やその成果を賞賛すること。
- ③ ボランティア活動の経験やその成果を資格要件として評価すること。
- ④ ボランティア活動の経験やその成果を入学試験や官公庁・企業等の採用時における評価の観点の一つとすること。

履歴書にボランティア活動歴を記載することを奨励したり、そのために履歴書の様式を工夫すること等も検討に値する事柄であろう。

ボランティア活動の経験やその成果は、社会的な評価項目の一つとして考えられるものであるが、社会的評価を行う場合は、無償性、自発性等ボランティア活動の基本的理念を

損なうことのないよう留意する必要がある。

また、ボランティア活動を社会において量的・質的に把握する統計的な調査研究を行うことが望ましい。

**320 〔ボランティア活動の推進について〕 1994・11・30**

『県議会平成6年11月定例会会議録』

○十二番（松本義廣君）〔前略〕

医療、保健の質問に続いては、それらの分野においてはもちろんのこと、近未来のあらゆる分野において、その社会的必要性が増大するボランティア活動の推進に関する質問をいたします。

〔中略〕

今後、真に豊かで活力ある静岡県づくりには、福祉面の充実を筆頭として、県民の各分野に向けた、自発的で積極的な参加が欠かせません。したがって、県としては、県民のボランティア活動に対する関心をさらに高め、だれでも参加できる条件整備を促進する必要があると存じますが、知事はいかがお考えか伺います。

〔後略〕

○知事（石川嘉延君）〔前略〕

次に、ボランティア活動の推進についてであります。

これからの本格的な少子・高齢化社会に向けまして、公的福祉サービスの充実はもとより、ボランティア等の住民参加による福祉活動の促進が重要となりますことから、県といたしましては、福祉を育てる県民運動を初め、福祉教育や福祉施設等での体験学習などを推進をまいりました。また、地域におきますボランティア活動の推進を図るために、情報提供、研修、活動のあっせんなどを行う市町村社会福祉協議会のボランティアセンターに助成するなど、推進体制の整備を促進しているところでございます。

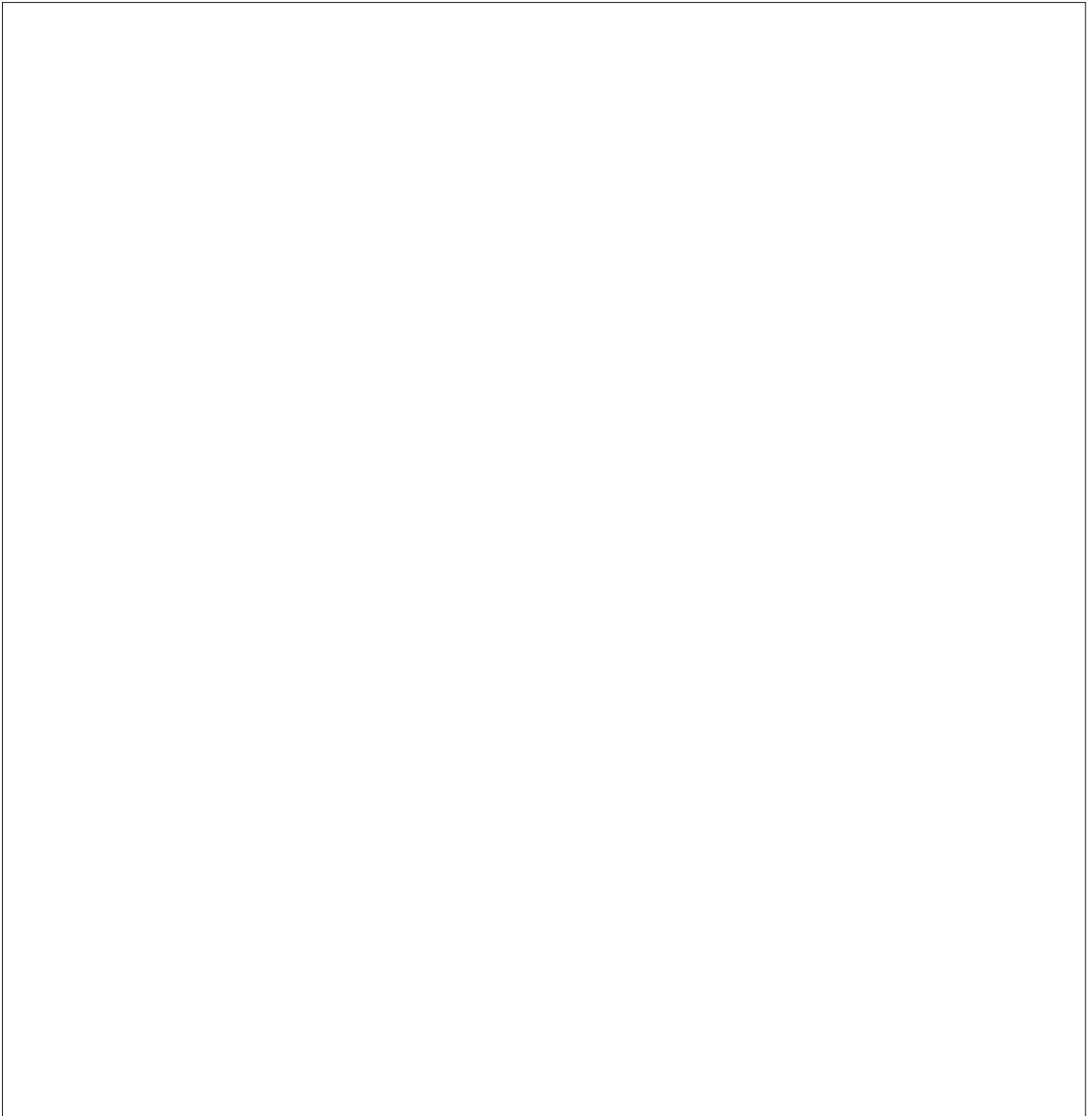
しかし、二十一世紀を目前にして、だれもが安心して心豊かに生活できる地域社会の実現のためには、福祉にとどまらず、スポーツ、文化、自然保護、国際交流など幅広い分野の活動に、県民の積極的な参加が必要となってきております。〔中略〕本県におきましても、今後、さまざまな分野でのボランティア活動の促進を図るために、総合的な方策が必要だろうと考えまして、現在、全庁的な組織により検討をすることといたしております。さらに、子供から高齢者に至るまで、県民がそれぞれの人生の段階でライフステージに応じまして参加できる活動プログラムや、時間貯蓄あるいは有償方式など、新しいシステムのあり方についても検討してまいりたいと考えております。地域住民がお互いに支え合い、心触れ

合う社会づくりを実現していくためには、多くの方々がごく自然にボランティア活動に参加できますように、今後とも環境づくりや条件の整備に一層努めてまいる所存でございます。

〔後略〕

**321 〔阪神淡路大震災の発生とボランティア活動〕** 1995・1・28

『朝日新聞』、1995.1.28、社説





**322 〔多様な社会参加の推進〕** 1995・12・22

『静岡新世紀創造計画 1995 - 2004 未来への挑戦 あふれる活力 輝く静岡』、  
1996・2、74 頁

第2部 基本計画

第1章 健康で心ふれあう安心社会

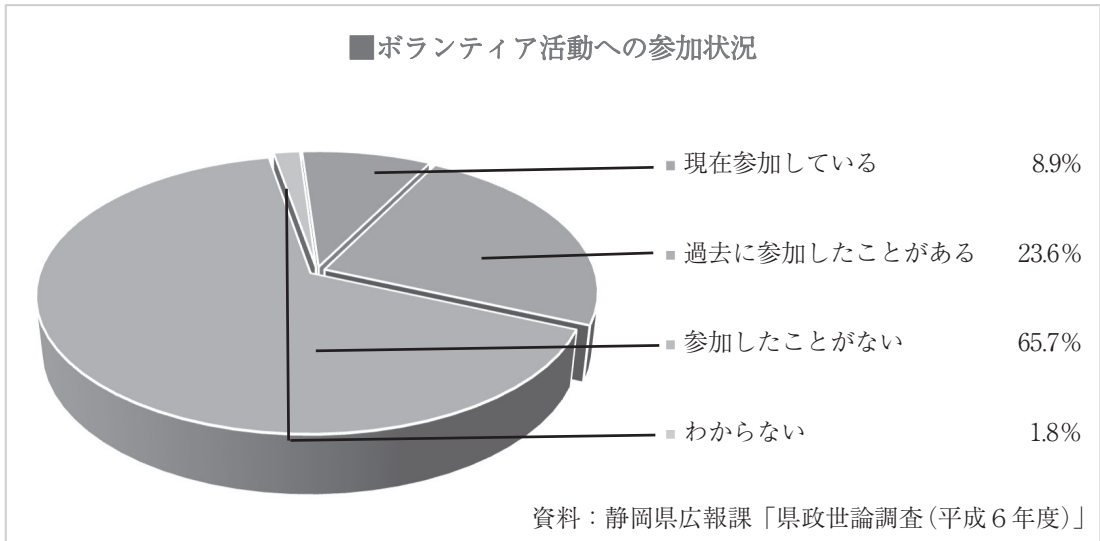
1 多様な社会参加の推進

(1) 総合的なボランティアネットワークの形成

**現状と課題**

- 価値観の多様化や心の豊かさを重視する傾向が強まり、自由時間が増大するなかで、個人の資質、能力を生かすボランティア活動への参加意欲が高まっています。
- 高齢化や少子化が進行するなかで、豊かで活力ある社会を維持するために、社会の多様な分野で、自発的な意思に基づく社会参加や社会貢献が求められています。
- ボランティア活動に参加する意向のある県民は約 64%に上っており、自然・環境保護活動や社会福祉活動、スポーツ・文化活動など、その分野も多様になっていますが、実際

の参加は約33%にとどまっています。



#### 施策の方向

●ボランティア活動を希望する県民が、いつでも、どこでも、気軽に、安心して参加できる仕組みを整備していきます。

#### 主要施策

##### ①ボランティア情報、参加機会や場の提供の推進

総合的なボランティア情報の収集と提供、情報ネットワークの整備、ボランティア活動への参加や受け入れに対する意識啓発をすすめるとともに、自然保護、社会福祉、スポーツ・文化など、多様な分野で、様々な参加機会や場を提供していきます。

##### ②ボランティア団体の連携の促進

ボランティア活動の情報交換や交流を通じて、ボランティア団体の連携を促進します。

##### ③県民交流プラザなど活動拠点の整備

災害時のボランティア活動の拠点として県民交流プラザを整備し、ボランティアや住民活動の広域的、日常的な交流拠点としての活用を図ります。

市町村レベルで、ボランティアを円滑に受入れ、登録、派遣するための体制や、相互に交流出来る活動拠点の整備を促進します。

##### ④ボランティア教育・学習の推進

思いやりと共生の心をはぐくみボランティア教育・学習を推進するとともに、指導者やコーディネーターに対する研修などを進め、ボランティア活動を担う人材を育成します。

##### ⑤参加しやすい条件整備

●ボランティア保険制度の普及促進

誰もが安心してボランティア活動に参加できるよう、ボランティア保険制度の普及を促進します。

●ボランティア休暇、ボランティア休職制度の普及促進

社会人がボランティア活動に参加しやすいよう、ボランティア休暇、ボランティア休職制度の普及を促進します。

●その他の条件整備の検討

ボランティア活動への時間貯蓄制や有償制の導入など、参加を促す条件整備について検討します。

**323 【コミュニティづくりの推進】 1995・12・22**

『静岡新世紀創造計画 1995 - 2004 未来への挑戦 あふれる活力 輝く静岡』、  
1996・2、75 頁

第2部 基本計画

第1章 健康で心ふれあう安心社会

1 多様な社会参加の推進

(2) 住民の参画による地域づくりの推進

**現状と課題**

●都市化の進展などにより近隣関係が希薄化しているなかで、災害時の相互扶助や地域文化の伝承、地域福祉活動への支援など、住民相互の協力関係が重要になっています。

●身近な地域づくりを住民自身の手で行おうとする機運が高まりつつあり、地域環境の改善など、新たな分野での自主的な地域づくり活動も行われています。

**施策の方向**

●地域環境の整備などの地域づくり活動に住民が自主的に参加できるよう、人材の育成などの支援を進めます。

●住民の自主性、主体的なコミュニティ活動を促進するための条件整備を進めます。

**主要施策**

①住民の主体的な地域づくり活動への支援

人材の育成や関連する事業の効果的な実施などにより、公園や水辺など身近な環境の改善や創造を進めるグランドワーク活動や、個性豊かなまちなみの整備を行う住民活動などを支援します。

②コミュニティ活動の促進

●活動支援対策の充実

コミュニティづくりに対する意識啓発や指導者の育成など、きめ細かなコミュニティ活動支援対策を推進します。

●活動拠点の整備促進

コミュニティセンターや地区集会所の整備など、コミュニティ活動の拠点整備を促進します。

③自主防災組織の活性化

指導者などに対する研修の充実、防災資機材の整備充実の促進、津波避難訓練や地域防災訓練への参加促進などにより、自主防災組織の活性化を促進します。

④農山村漁村における女性の地域づくり活動の推進

魅力ある地域づくりに取り組む女性リーダーや女性グループを育成するとともに、女性が地域の担い手として能力を発揮できる活動条件を整備します。

⑤県民と行政の協働の場の形成

文化振興や環境保全などを県民参加のもとに展開し、県民と行政とのパートナーシステムの形成を図るため、人材養成や活動の場の整備などを進めます。

**324 〔東部・西部地域交流プラザの設置〕 2010・2・23**

県民生活局県民生活室『東部・西部地域交流プラザ（指定を含む）』

1 目的

県民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動を支援することを目的に、東部地域交流プラザ及び西部地域交流プラザを開設している。（根拠：静岡県地域交流プラザの設置及び管理に関する条例）

## 2 施設の概要等

|                      | 東部地域交流プラザ                                                                                                                                                                                                  | 西部地域交流プラザ                                                              |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 設置場所                 | 沼津市大手町<br>沼津商連会館ビル 3階                                                                                                                                                                                      | 浜松市中区鍛冶町<br>ザザシティ浜松中央館 5階                                              |
| 専用面積                 | 2,385.20 m <sup>2</sup> のうち904.5 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                            | 2,531.10 m <sup>2</sup> のうち767.3 m <sup>2</sup>                        |
| 開設時期                 | 平成 8 年 10 月 29 日                                                                                                                                                                                           | 平成 13 年 11 月 22 日                                                      |
| 施設の概要                | 交流ロビー、インターネットコーナー、情報提供施設(無料)                                                                                                                                                                               | 交流ロビー、インターネットコーナー、情報提供施設(無料)                                           |
|                      | ミーティングルーム(5室)、スモールオフィス(5団体分)、ロッカー(有料)、作業コーナー(障害者マルチメディア情報センター10.8 m <sup>2</sup> 除く)                                                                                                                       | ミーティングルーム(4室)、ロッカー(有料)、作業コーナー(障害者マルチメディア情報センター30.25 m <sup>2</sup> 除く) |
| 事業<br>(条例4条)         | ①施設の提供、②社会貢献活動に関する情報収集・提供、③社会貢献活動団体・個人の交流機会の提供、④社会貢献活動団体の運営・活動の連絡、助言、援助、⑤その他必要な事業                                                                                                                          |                                                                        |
| 22年度予算額              | 17,000 千円(委託17,000 千円)                                                                                                                                                                                     | 17,700 千円(委託17,700 千円)                                                 |
| 21年度予算額              | 19,247 千円(委託18,700 千円)                                                                                                                                                                                     | 19,697 千円(委託19,231 千円)                                                 |
| 22年度<br>賃借料・<br>共益費等 | 26,362 千円                                                                                                                                                                                                  | 28,258 千円                                                              |
| 備考                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 17 年 4 月、所管が総務部から生活・文化部に変更</li> <li>・19 年 4 月 1 日から利用料金を改定(18 年 6 月定例議会で議決)</li> <li>・専用面積には障害者マルチメディア情報センター分を含む。</li> <li>・賃借料・共益費等は県民生活センター事業費に計上。</li> </ul> |                                                                        |

## ◎指定管理者の概要

|        | 東部地域交流プラザ                                                                                                     | 西部地域交流プラザ                   |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 団体の名称  | 特定非営利活動法人静岡県東部パレット市民活動ネットワーク                                                                                  | 特定非営利活動法人ボランティア支援ネットワークパレット |
| 代表者名   | 代表理事 野村諒子                                                                                                     | 理事長 野尻啓子                    |
| 設立年月日  | 平成 15 年 12 月 25 日                                                                                             | 平成 16 年 4 月 23 日            |
| 指定管理期間 | 〔第1期〕平成 16 年 10 月～平成 19 年 3 月 2 年 6 月<br>〔第2期〕平成 19 年 4 月～平成 22 年 3 月 3 年<br>〔第3期〕平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月 1 年 |                             |

325 【ボランティア活動の推進について】 1996・3・6

『県議会平成8年2月定例会会議録』

○九番（渥美泰一君）〔中略〕

初めに、ボランティア活動の振興の取り組みについてであります。

災害発生から、はや一年余り、さきの阪神・淡路大震災は、ボランティアの活躍とその大切さを今さらながらに私たちに認識せしめました。〔中略〕

県におかれましては、この四月に施行される静岡県福祉のまちづくり条例にも、思いやりの心づくりが大きいうたわれており、福祉に対する県の取り組みを評価するところであります。また今後、高齢化、少子化の著しい進展により社会の生産能力の減退が懸念される中、静岡県新世紀創造計画にも示されている活力にあふれる県づくりを進める上でも、県民のボランティアの力が大きな意味を持つであろうと思われます。県は今後、県民のボランティア活動の一層の振興のため、どのように取り組んでいかれるか、お伺いいたします。

〔以下略〕

○知事（石川嘉延君） 渥美議員にお答えをいたします。

初めに、ボランティア活動の推進についてのうち、振興への取り組みについてでございます。

高齢化や国際化など社会環境が変化します中で、県民一人一人が自主的、主体的にボランティア活動に参加いたしますことは、温かな活力ある地域社会を築く上で重要なことでございます。県といたしましては、福祉意識の高揚を図るための福祉を育てる県民運動を初め、福祉施設等での介護体験や、障害者の海外交流事業における介助等への参加機会の提供を行いますほか、市町村ボランティアセンターへの助成を行うなど、ボランティア活動の振興に努めているところでございます。

また、今議会に提案いたしております静岡県地震対策推進条例におきましても、災害ボランティア活動への支援に関する規定及び地域における防災ボランティア活動の中心となる地域防災技能者の育成に関する規定を盛り込んだところでございます。

近年、県民のボランティア活動への関心は、幅広い分野に広がりを見せておりますので、平成八年度におきましては、地域住民の自主的かつ広域的活動を応援し、災害時にはボランティア活動の拠点となる地域交流プラザを沼津市内にモデルとして設置することとしております。今後、この運営の実績を見た上で、少なくとも各行政センター単位に設置をするように考えていきたいと思っております。

また、ボランティア活動の円滑な運営を図るため、コーディネーターの養成や災害時の活動マニュアルを作成するほか、市町村ボランティアセンターにおきましても、モデル的



に県下五カ所において休日、夜間にも利用できるようにしたところでございます。さらに、パソコンネットワークを活用した情報提供システムやボランティアに関する相談窓口の設置を検討するなど、県民が幅広くボランティア活動に気軽に参加できる環境づくりに努めてまいります。

〔後略〕

### 326 〔災害ボランティア養成講座の開始〕 1996・9

特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会

『静岡県ボランティア協会 30 周年誌』、2008・1・21、37 頁

#### 第2部 30 年史年表

【1996（平成8）年度】

＜概況＞

東海地震など大規模災害の発生が心配されている本県において「災害時のボランティア活動体制づくり」は緊急の課題になっている。特に、大規模災害が発生した後、全国から駆けつけることが予想されるボランティアの受け入れと、被災者ニーズの掘り起こしや調整作業には、多くのボランティアコーディネーターが必要とされる。こうした災害時におけるボランティア活動について基礎知識や役割等を学ぶ「災害時におけるボランティアコーディネーター」の養成が重要となり、本協会では静岡県の委託を受け「災害時のボランティアコーディネーター養成講座」を開始した。

〔後略〕

### 327 〔ボランティア社会の構築〕 1996・7・3

『県議会平成8年6月定例会会議録』

○五十九番（秋鹿 博君）〔前略〕次に、ボランティア社会の構築について伺います。

昨年の阪神・淡路大震災を契機に、ボランティア活動に対する国民の理解は一気に深まった感があります。今やボランティア活動は、福祉、医療、環境を初め、あらゆる分野において欠くことのできない社会的資源と言っても過言ではありません。世の中には行政だけではどうにもならない課題も多く、行政とボランティアが連携し力を合わせれば、その解決に大きな力を発揮することができるはずです。いや、これからの日本の社会は、ボランティアこそ二十一世紀への活力ある市民社会へのパスポートであると私は確信しております。

ところが、現在のボランティア活動の実態は、特定の人たちに大きな負担がかかり、個

人の犠牲によって成り立っている場合が多く、継続性、安定性に欠く嫌いがなしとしません。また、日本人の意識が多分に情緒的であり、しかも民主主義の歴史が浅いこともあって、全くメリットのない活動に財政的支援を長い間継続して行うことは、必ずしもなれていない部分が多い気がいたします。

〔中略〕

そこで、県当局は、ボランティア活動をどのようにとらえ、今後どのように推進していく考えか、所見を伺います。

〔後略〕

○知事（石川嘉延君）〔前略〕

次に、ボランティア社会の構築についてであります。

〔中略〕

県におきましては、庁内関係課で組織をいたしますボランティア活動振興方策検討委員会を組織しまして、今年の三月、県民の理解と参加への機会づくり、参加のための条件づくり、整備づくり、情報の提供とネットワークづくりを柱とする「ボランティア活動の振興方策について」という考え方を一応取りまとめたところでございます。この結果を踏まえながら、今年度とりあえず新たな事業として、パソコンネットワークによる情報提供システムの検討を開始いたしますとともに、沼津市内に一つのモデル事業として、東部行政センター管内の住民の広範なボランティア活動を支援をしたり、あるいはその活動の一つの拠点になる、さらに、災害時には災害救助のためのボランティア活動の拠点になる、そういうねらいを持って、仮称でございますが、地域交流プラザを開設することといたしまして、現在準備中でございます。ことしの秋にはオープンする運びになると思います。

また、市町村のボランティアセンターにつきましても、モデル的に、県下五カ所において休日、夜間にも利用できるようにしたところでございます。今後とも、多くの県民が幅広くボランティア活動に気軽に参加できる環境づくりに向けて、施策の充実に努めてまいりたいと考えてございます。特に、ボランティア活動に従事したいが、どこでどういう活動が求められているのかよくわからないと、それさえわかればいいのだがという県民の方々の声をしばしば耳にいたしますので、現在、坂本副知事をキャップにいたしまして、幅広いボランティア活動に関する情報提供のあり方、あるいは各種のボランティア活動の活性化とか、うまいシステム化の方向、これについて、これは庁内関係部局にまたがりまして、副知事のもとでいろいろ統合して研究をして、新しい施策を打ち出すべく、今作業に取りかかったところでございます。

〔後略〕

### 328 〔ボランティア休暇制度〕

『朝日新聞』1997・2・14朝刊、静岡



### 329 〔県議会に全国初ボランティア議連〕 1997・10・2

『静岡新聞』1997・10・3朝刊、19面

#### ボランティア連 県議77人で結成 住み良い地域へ活動

県議会議員七十七人の有志が参加する「県議会ボランティア推進議員連盟」が〔平成九年十月〕二日発足し、発会総会が県庁内で開かれた。

同連盟は県内のボランティア団体を支援することで、参加型の福祉社会の構築を目指すことを目的に設立。ボランティア活動の調査・研究や団体への支援などを活動内容にしている。

総会で、会長には前県議会議長の渡辺新作県議（自民・県民クラブ）を選出した。渡辺会長は、「地域を住みよく、生きがいをもって暮らせる世の中にするために活動したい」とあいさつ。

続いて、ボランティア活動に詳しい、「市民活動研修開発研究所」の吉永宏代表が講演。「県議会でボランティア普及を目的にした議員連盟が結成されたのは、全国でも初めてではないか」と県議らにエールを送り、ボランティア活動をめぐる現状や課題について語った。

### 330 〔県が「ふれあい基金財団」を発展的に改組し、社会福祉協議会の所管へ〕

1998・3・12

『静岡新聞』、1998・3・13朝刊、29頁

県は〔平成十年三月〕十二日の県議会二月定例会環境厚生委員会で、ボランティア活動や民間の地域福祉、在宅福祉活動などを支援する「ふれあい基金財団」について、低金利下で事業展開に限界がある半面、少子・高齢化時代を迎え、非営利団体（NPO）活動などへの期待が高まっている一として発展的に改組し、県社会福祉協議会に移行させること

を明らかにした。特別会計による「ふれあい基金」として管理運営し、ふれあい基金の名称については今後も存続させる。今月末に開く同財団理事会で決定する。ふれあい基金財団は昭和五十八年三月に設立。当初の積み立て目標である十億円に対し、今年二月末現在で九億九千二百万円となり、来年度中には目標を達成できる見通しとなった。

### 331 県がNPOを後押し 窓口開設、推進委が初会合 情報公開で要望募集 1998・6

『静岡新聞』1998・6・2、朝刊 21 頁

ボランティア活動などに取り組む民間の非営利団体（NPO）に法人格を与え、活動を後押しする特定非営利活動促進法（NPO法）の十二月施行に向け、県は一日、県庁内に相談窓口を開設するとともに、県内のNPO活動促進のために設置した推進委員会の初会合を開いた。

NPO推進委員会は学識経験者やNPO・ボランティア団体関係者ら二十七人で構成する。静岡市内で開かれた初会合で、山本章県生活・文化部長が「NPO法に伴う県条例や支援策を、実際に利用するNPOやボランティア団体の方々が使いやすい内容にしていきたい」とあいさつし、委員らが意見交換した。推進委は月一回のペースで会合を開き、九月県議会に提案を予定している県条例案への提言や、県の支援策に対する提案をまとめる。

同推進委は七月三十日の次回会合から公開していくほか、会議録をインターネット・ホームページでだれでも見るようにして、情報公開に積極的に取り組む方針。公募する傍聴者は会合終了後、質問や意見を述べることもできるほか、会議録のホームページにも質問・意見コーナーを設けて県民の要望を募る。

〔略〕

### 332 静岡県がNPO活動促進図る 法人県民税減免へ 9月議会に提案

『静岡新聞』1998・9・27、朝刊 1 頁

県は十二月一日施行となるNPO法（特定非営利活動促進法）に備え、NPO法人の育成・促進を積極的に推進するため、収益事業を行わないNPO法人の法人県民税の均等割を減免措置することを決め、県議会九月定例会に県税賦課徴収条例の一部改正案を提案した。また、法人市町村民税の均等割はNPO法の内容がまだ周知徹底されていないことから九月定例会で可決後、市町村、県行政センターの職員向けに条例、規則などの説明会を開き、県としての考えを示す方針で、市町村が減免措置を取るかどうかについては、当面市町村の対応を見守る。減免するのは、均等割の中で最も低い税率（額）の年額二万円。資本金

などが一千万円以下に区分される法人の税額で、法人格を取得予定のNPO法人も、このクラスに入ると予想される。県民生活課によると、県内の市民活動団体は今年七月末現在、保健、医療、福祉、環境保全など三千九百三十四団体。このうち、法人格を取得するのは予算規模で一千万円以上の五十団体程度とみられる。

NPO法人への支援については、都道府県の大半が九月定例会に県民税均等割の軽減措置を提案し、市町村では鎌倉市（神奈川）が市町村民税だけでなく、固定資産税、軽自動車税などについても減免措置を検討しているという。

### 333 NPO法人市町村民税「減免」県内自治体の8割

『静岡新聞』1998・12・1、朝刊 28 頁

一日から施行される特定非営利活動促進法（NPO法）で、NPO（民間非営利組織）法人に対する法人市町村民税の減免措置を、条例改正などによって実施する予定の市町村が全体の八割を超える六十市町村に達していることが三十日、県の調査で分かった。法人県民税の減免を決めた県が、市町村に対しても同様な措置をとるよう要請していた。残る十四市町村も「減免措置を検討中」としていることから、最終的にはNPO法人に対する法人県民税と法人市町村民税のいずれも均等割（計七万円）を免除する優遇措置がとられることになりそうだ。

法人市町村民税均等割（五万円）の減免を市町村税条例改正によって実施する予定と答えたのは、七十四市町村のうちの半数近い三十五団体。ほとんどが市町村議会十二月定例会に改正案を提案する方針で、清水町は九月定例会で既に条例改正を終えている。条例中の規則改正による対応を予定しているのが十二市町村、減免対象にNPO法人を加える条例・規則の運用による減免を検討している市町村が十三団体ある。ただ、これらの市町村はいずれも収益事業を行わないNPO法人を減免の対象としている。

法人市町村民税だけでなく、固定資産税や都市計画税なども同様に減免しようという自治体も出てきている。榛原町では法人町民税の条例改正案を十二月七日に開会する町議会に提案するほか、固定資産税、都市計画税、軽自動車税についてもNPO法人を他の公益法人と同じ扱いとし、「申請があれば、収益事業を行わないなどの条件に合えば、減免の対象にする」（税務課）と話している。

### 334 〔総合計画（新世紀創造計画第2次実施計画）にNPOを位置づけ〕 1999・2

『静岡県新世紀創造計画 第2次実施計画』、1999・2、42、67 頁



## 基本計画

## 1 健康で心触れ合う安心社会

## &lt;実施概要&gt;

## 1 多様な社会参加の推進

高齢化や少子化などの進行に伴い、地域社会の活力低下が懸念されるなか、すべての県民が個性や能力を発揮しながら、地域の一員として、自主的に社会に参画できる条件整備を進めるとともに、ボランティアやNPOの活動を促進し、行政とのパートナーシップを築くことによって、多様な住民ニーズが充足されるとともに、温かみを感じられる地域社会を形成します。

## (1) 総合的なボランティアネットワークの形成

| 主要施策                   | 平成11～13年度の実施概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 担当部局                                                                  |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| ★ボランティア情報、参加機会や場の提供の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふじのくにNPO市民公開講座による普及啓発</li> <li>・ふじのくにNPOグランシップマネージメント養成塾の開講等によるリーダーの養成</li> <li>・通訳、美術館など文化活動におけるボランティアの養成・支援</li> <li>・ふじのくにNPO推進委員会の開催</li> <li>・NPO相談窓口の設置</li> <li>・福祉関係ボランティア活動への参加や受入れに対する意識啓発</li> <li>・県民参加の森づくりなど環境関連ボランティア活動への支援</li> <li>・河川、海岸の美化清掃活動、砂防ボランティア活動等への支援</li> </ul> | 生活・文化部<br>生活・文化部<br>生活・文化部<br>生活・文化部<br>生活・文化部<br>健康福祉部<br>環境部<br>土木部 |
| ★ボランティア団体の連携の促進        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日米草の根交流サミットNPO分科会の開催</li> <li>・ふじのくにNPO活動センターの整備・運営</li> <li>・市町村社会福祉協議会内へのボランティア連絡協議会の設置促進</li> </ul>                                                                                                                                                                                       | 生活・文化部<br>生活・文化部<br>健康福祉部                                             |
| ★県民交流プラザなど活動拠点の整備      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふじのくにNPO活動センターの整備・運営</li> <li>・東部地域交流プラザの運営</li> <li>・西部地域における県民交流プラザの整備・運営</li> <li>・指導者の育成、情報提供等を行う県ボランティアセンターへの支援</li> <li>・市町村ボランティアセンター、ボランティアビューロー等の整備及び活動への支援</li> </ul>                                                                                                              | 生活・文化部<br>総務部<br>総務部<br>健康福祉部<br>健康福祉部                                |
| ★ボランティア教育・学習の推進        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアコーディネーターの養成</li> <li>・青少年を対象とした研修会や青少年ボランティアセンターの集いの開催によるボランティア学習の推進</li> <li>・ボランティア養成講座の開設と学習成果の社会への還元</li> <li>・福祉教育実践校の指定等によるボランティア教育・学習の推進</li> </ul>                                                                                                                           | 生活・文化部<br>教育委員会<br>教育委員会<br>健康福祉部                                     |
| ★参加しやすい条件整備            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふじのくにNPO活動センターの整備・運営</li> <li>・NPO相談窓口の設置</li> <li>・住民参加型在宅福祉団体の育成、支援</li> <li>・ボランティア保険制度の普及啓発、助言、指導</li> </ul>                                                                                                                                                                             | 生活・文化部<br>生活・文化部<br>健康福祉部<br>健康福祉部                                    |



〔中略〕

## ＜目標数値＞

第1章で掲げた施策や事業は、県民それぞれが自立し、持てる能力を発揮するとともに、地域相互が様々な連携を強めるなかで、災害にも強く、健康で安全に暮らすことができる温かみのある安心社会の形成を目指しています。

この目標を着実に実現していくため、具体的な目標数値を次のとおり設定します。

※表中の現状及び目標数値は、() 書きの注釈がない限り、それぞれ平成9年度末及び平成13年度末の状況を示しています。

| 施策の方向      | 目標とする指標項目          | 現状                               | 目標                   | 備考                 | 該当頁 |
|------------|--------------------|----------------------------------|----------------------|--------------------|-----|
| 多様な社会参加の推進 | ボランティア 活動者数<br>団体数 | 83,229 人<br>1,251 団体<br>(平成9年2月) | 120,000人<br>1,700 団体 |                    | 42  |
|            | NPO法人格取得団体数        | 0 団体                             | 60 団体                |                    | 42  |
|            | NPOなどの活動拠点整備数      | 1 ケ所                             | 3 ケ所                 | 県民交流プラザ及びNPO支援センター | 42  |

〔後略〕

## 335 新世紀創造計画 第2次実施計画 1999・2

『静岡県新世紀創造計画 第2次実施計画』、1999・2、43 頁

## 基本計画

## 1 健康で心触れ合う安心社会

## ＜実施概要＞

## 1 多様な社会参加の推進

## (2) 住民の参画による地域づくりの推進

| 主要施策                | 平成11～13年度の実施概要                                                                                                                                                                                                             | 担当部局                                             |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| ★住民の主体的な地域づくり活動への支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふじのくにNPOグランシップマネージメント養成塾の開講等によるリーダーの養成</li> <li>・ふじのくにNPO推進委員会の開催等</li> <li>・災害時における円滑なボランティアの受入れ体制の整備</li> <li>・緑と水のふるさとづくり推進事業等の実施</li> <li>・良好なまちなみ形成のための協議会組織の活動の促進</li> </ul> | 生活・文化部<br><br>生活・文化部<br>生活・文化部<br>農林水産部<br>都市住宅部 |
| ★コミュニティ活動の促進        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が行うコミュニティセンター・地区集会所の整備事業への支援</li> <li>・県コミュニティづくり推進協議会が行う意識啓発、リーダーの養成、活動集団の育成等への支援</li> </ul>                                                                                   | 総務部<br><br>総務部                                   |

|                       |                                                                                                                                                                                                                     |                                        |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 自主防災組織の活性化            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練への参加の促進</li> <li>・救出救助用資機材の充実</li> <li>・地域や企業、学校との協力・連携の促進</li> <li>・避難生活計画書の作成促進</li> <li>・指導者に対する研修会の開催</li> <li>・女性リーダーの積極的育成</li> <li>・コミュニティ防災センターの活動支援</li> </ul> | 総務部<br>総務部<br>総務部<br>総務部<br>総務部<br>総務部 |
| 農山漁村における女性の地域づくり活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農山漁村ときめき女性の認定によるリーダーの育成</li> <li>・起業を志向する女性へのコンサルティング、農業経営・加工技術習得講座の開催等による資質の向上支援</li> </ul>                                                                                | 農林水産部<br>農林水産部                         |
| 県民と行政の協働の場の形成         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふじのくにNPO推進委員会による基本指針の策定等</li> <li>・ふじのくにNPO活動センターの整備・運営</li> </ul>                                                                                                          | 生活・文化部<br>生活・文化部                       |

### 336 ふじのくにNPO活動センターの概要 2009・10・1

平成21年10月1日（県民生活局県民生活室資料）

ボランティアやNPOの活動を支援するため、1999年7月ふじのくにNPO活動センターをモデル的な施設として設置した。

活動拠点として施設や設備を提供するほか、情報の受発信、広域ネットワーク、人材育成、相談業務等のソフト機能を兼ね備えた施設として運営している。

#### 1 概要

- ・場所 静岡市葵区呉服町2丁目1番地の5「5風来館（ごふくかん）」4階
- ・面積517.75m（157坪）
- ・設備機能 交流・会議コーナー、印刷・作業コーナー、展示コーナー、相談コーナー、パソコンコーナー、資料図書コーナー、情報交換ボックス、掲示板
- ・勤務 人員常時2名以上の職員の配置

#### 2 運営・利用状況

平成15年10月から管理運営業務をNPOに委託し、利用者の利便性向上を図るとともに、活動センターとしての運営方法や行政との協働についてノウハウを蓄積している。

##### (1) 委託内容

来館者対応、施設機器の管理、NPO・ボランティアへの相談・助言、市民団体の情報収集・提供（ホームページの更新、情報誌の発行）等

##### (2) 委託先（いずれも単年度契約）

- ・平成15年10月～平成19年3月 NPO協働体FJI
- ・平成19年4月～平成21年10月 特定非営利活動法人生き生きネットワーク

\*契約変更により平成22年3月末まで延長する予定。

(3) 21年度委託費 12,085,500円(21年10月まで;家賃等直接経費を含まず)

(4) 利用状況 平成19年度実績 36,858人

平成20年度実績 35,671人

平成21年度実績 12,240人(平成21年7月31日現在)

(5) 開館時間 9:15～21:45(日曜日9:15～17:00)

(6) 休館日月曜日、12/29～1/3

### 337 【NPOへの取り組みについて】 1999・12・8

『県議会平成11年12月定例会会議録』

#### ○十六番(渥美泰一君)〔前略〕

次に、NPOへの取り組みについて伺います。

〔中略〕

今後、NPOの存在意義と社会的役割がますます増加する社会情勢ではありますが、その活動の状況はといいますと、総じて資金面、人の面、情報の入手、活動場所などに共通の問題を抱え、スタッフや新規会員の不足、会員の高齢化、固定化も進行しております。したがって、一生懸命熱心に活動している特定の人たちに、過度な人的、財政的負担をかけており、まだまだ活動基盤が弱いのが現状の姿でもあります。

そこで、県がNPOにどのようにかわかり、どのように支援していくかについて、その方向性をしっかりと示すことが、市民、NPO、企業、行政が互いの信頼関係を築き、NPOが一層活躍していただくためには不可欠であると考えます。NPOの現状を踏まえ、県の今後の取り組みについてお伺いいたします。

〔後略〕

#### ○知事(石川嘉延君)〔中略〕

次に、NPOへの取り組みについてでございます。

これにつきましては、渥美議員のお話の中にもありましたように、既に本県では二十八を認証しております。こうしたNPOの存在と役割でありますけれども、将来を見通した場合には、行政や企業と並んで、社会を支える新たな担い手になるというふうに期待がされるわけでございます。しかし、そういう期待に向けまして、この存在とか活動が定着するためには、多くの課題があるわけございまして、NPOの創成期、胎動期におきます現在、行政がNPOの自主性、自立性を尊重しながら、どのように支え、支援していくのがよいか、その基本的な考え方を示すことは、大変重要なことであるというふうに私も考

えます。

県では、これまで市民活動団体のリスト作成調査とか、アンケート調査の実施、あるいはNPO活動センターの設置、あるいは、それを通してのさまざまな相談活動、あるいは県内各地域での地域会議を開催する、あるいはまたNPOを定着させるためには、NPOを運営する人材の確保が必要だということから、マネジメント講座の開催なども行っていました。

さまざまなこういう方法を通じまして、NPO活動の実態の把握と意見の集約、並びに、走りながら、そういうことをやりながらではありますけれども、NPO活動支援の事業も一部取り入れながら、やってまいったわけでございます。それらの活動を、さらにもう少し体系的に今後うまく展開するための御意見をいただく場として、ふじのくにNPO推進委員会を設置をいたして、有識者やNPO活動実践者から成るこの委員会で、いろいろ御議論をいただいております。近く、NPO、行政、企業の役割とパートナーシップ、NPO活動の問題点と活動促進方策などの点につきまして御提言をいただくことになっております。

今後は、これらの提言を踏まえまして、できますれば今年度中に、静岡県でのNPO活動に関する基本指針を取りまとめ、そのもとで具体的な施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

〔後略〕

### 338 【NPO活動に関する基本指針の策定】 2000・2

県NPO推進室「NPO活動に関する基本指針」、2000・2、はじめに

〔前略〕平成10年3月に制定された「特定非営利活動促進法（NPO法）」は、このような市民の公益活動の促進を目的として作られたものです。

このような時代の潮流を踏まえて、静岡県では、NPO法に基づく県条例〔例〕を制定するとともに、「新世紀創造計画第2次実施計画（平成11年2月策定）において、NPOを新たな社会的役割を担う民間非営利組織として位置づけ、「住民参加の促進という施策の中で、様々な分野で活動するNPOの活動を支援し、行政とのパートナーシップを築きながら、NPOとの連携を図っていくこととしています。地方分権が進み、地域からの発想により、地域の個性をつくるのがますます大切となり、加えて、行財政改革は喫緊の課題であります。まさに、これからの社会の発展は、「市民」、「NPO」、「企業」、「行政」がいかにうまく連携し協働し合うかが鍵になると考えております。

このため、県では、「市民」、「NPO」、「企業」、「行政」のそれぞれの役割を考えながら、

静岡県としてNPO活動に対してどのように関わっていったらよいか、その方途について、基本指針としてまとめました。

この基本指針は、NPO活動の有識者や実践者からなる「ふじのくにNPO推進委員会」や公開会議参加の県民からの意見や提言を踏まえて策定したものです。今後、県としては、この基本指針に基づき施策の具体化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

平成12年2月

静岡県知事 石川嘉延

### 339 【NPO活動への今後の取り組みについて】 2000・3・6

『県議会平成12年2月定例会会議録』

#### ○六十七番（佐野康輔君）〔前略〕

次に、NPO活動への今後の取り組みについて伺います。

県では、二月十五日までに、特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法に基づき三十三団体が認証を受け、さらに十三団体が申請中であると承知をしております。〔中略〕

また、活動に携っている人たちから問題点を伺ってみると、活動資金が不足している、スタッフや新規会員が集まらず会員が高齢化、固定化している、専門知識を持つ人材が不足しているなどなど、組織運営の基盤や身近な活動環境についてさまざまな課題を抱えております。このように、現状では使命感に燃えているものの、その活動基盤は極めて弱く、行政、企業に次ぐ新しい担い手として安定した活動を展開していくには、まだまだ相当の時間と支援が必要だと思います。

このような中で、知事は、本年二月にNPO活動に関する基本指針を発表されましたが、今後、NPO活動に県がどのようにかかわっていくのか、その考え方と具体的な取り組みについて伺います。

〔後略〕

○生活・文化部長（山本 章君） NPO活動への今後の取り組みについてお答えいたします。

県では、有識者やNPO活動実践者で構成するふじのくにNPO推進委員会からの提言を踏まえて、本年二月、NPO活動に関する基本指針を策定いたしました。基本的な考え方は、NPOは市民としての現場感覚を持ち、きめ細かなサービスを得意わざとする新たな社会サービスの担い手として位置づけますとともに、NPOと県はパートナーシップの関係にあるとの認識に立つものであります。今後はこの基本指針をもとにして施策を展開し、NPO活動の支援を積極的に推進してまいります。特にNPOの組織、運営の基盤

強化や、身近な活動環境の整備などに重点を置きながら、NPOの自主性、自立性や可能性を尊重し、側面的な立場からきめ細かな支援を行ってまいりたいと考えています。

来年度の具体的な取り組みといたしましては、ふじのくにNPO活動センターの設置を初めとするこれまでの施策に加え、NPO関係の情報誌の発行や人材研修事業のNPOへの一部委託化、資金確保、会計事務等に関するアドバイザーの仲介、インターネットのNPO活動情報の充実等にも重点的に取り組んでまいりたいと考えています。あわせて市町村や企業に対しましても、NPO施策への取り組みについて積極的な働きかけを行い、理解を深めてまいりたいと考えております。

## 第6節 高齢社会と少子化の進展の中の社会保障

### 340 【生活保護の状況】 2012・3

県立中央図書館所蔵

県健康福祉部福祉こども局地域福祉課『静岡県の生活保護－60年の歩み－』、3～6頁

#### 2. 保護の実施状況

保護の実施状況を端的に表わすものとして、人口千人に対する被保護人員の比率（保護率単位パーミル‰）があります。本県の保護率は、第2表〔略〕に示すとおりで、全国保護率に比較して常に低くなっており（第1図〔略〕）、昭和30年～35年、昭和46年～49年の間は全国最低の率を示していました。平成3年度は愛知県に次いで2番目に低い保護率となっていました。平成22年度は9番目に低い保護率となっています。

本県の保護率は、昭和32年度まで急激に低下しましたが、翌年狩野川台風の影響で一時的に上昇した後、再び減少し、昭和40年代はこの傾向が続いていました。昭和50年前後若干増加傾向を示しましたが、昭和55年度から平成5年度までは減少傾向をたどっており、これは全国の動向ともほぼ一致しています。平成6年度から平成19年度までは比較的緩やかな増加傾向をたどっていましたが、平成20年度から平成21年度にかけて、また平成21年度から平成22年度にかけて急激に増加しています。これは平成20年に起きたリーマン・ショックの影響により失業者が増え、生活保護受給者が増加したと考えられます。

なお、平成元年度における本県の保護率は2.47パーミルで全国平均保護率の8.9パーミルの約1/3になっていますが、平成22年度における本県の保護率は6.68パーミルで全国平均保護率の15.2パーミルの約1/2になっています。

（図表〔略〕）

#### 3. 被保護人員と保護費の動向



保護の推移をみる場合、昭和25年の現生活保護法施行をもって始期とするべきかもしれませんが、昭和26年10月福祉事務所制度が制定され、町村における保護事務は県が設置する福祉事務所に移管され、すう勢等比較検討する場合、福祉事務所発足前の資料など不十分な点があるので、昭和26年度をもって始期としてみることにします。被保護人員は、昭和26年度に5万人台でしたが昭和40年度には2万人を、昭和63年度には1万人を割り、平成5年度まで減少傾向にありましたが、平成6年度から増加に転じ、その後増加の一途をたどっており、特に平成20年度からの増加が顕著となっています。

この間において昭和33年度中頃から昭和34年度上期にかけて一時的に上昇を示しましたが（第2-2図〔略〕）、これは昭和33年9月26日に発生した狩野川台風による災害の影響により翌10月に1,156人の新規開始をみたほか、以後昭和34年3月までに約2,000人余の増加が原因となっています。また、この出来事は、本県の生活保護動向に一時的に大きな影響を与えたものとなっています。

被保護人員の減少傾向は、昭和27年、28年の好況期、昭和30年代後半から昭和40年代までの高度経済成長期、その後もオイルショックによる著しい物価上昇を伴った不況期があったものの安定的な経済成長が進み、さらには各種社会福祉諸施策が整備拡充されたことなどを反映したものとして考えることができます。平成5年度まで減少傾向にあった被保護人員ですが、平成6年度からは増加に転じ、現在まで増加し続けています。平成6年度から緩やかに増加していた被保護人員が、平成20年度から平成21年度にかけて急増しています。これは平成20年に起きたリーマン・ショックの影響により、失業者が生活保護に大量に流入したことが原因の一つと考えられています。

この60年間の被保護人員の年度別推移は、第3表〔略〕のとおりで、昭和37年度には昭和26年度の半分以下となり、平成5年度には過去最低の7,710人となっています。しかし、平成5年度を境に増加に転じ、平成22年度には25,238人となっています。

保護費は、年を追って増加しており（第3図〔略〕参照）、昭和28年及び昭和31年から32年の好景気の時期に下降したほか上昇の一途をたどり、特に昭和47年度以降急増し、昭和26年度では5億6千8百万円であったものが昭和40年度には13億5千4百万円と約2.4倍に上昇し、昭和50年度では64億8千7百万円と約11.4倍に、そして昭和57年度には127億6千4百万円と約22.5倍にもなりました。しかし、その後は減少傾向となり、平成元年度では109億1千7百万円となっており、これは昭和57年度の約86%となっています。平成3年度から再び増加傾向にあり、平成20年度まで緩やかに増加していますが、平成21年度に急激に増加し345億5千万円と、平成22年度には403億4千万円となりました。

昭和47年度まで保護費が上昇し続けた原因としては、年々改定される保護基準の増加とともに、各種加算内容の充実ならびに収入認定に伴う控除制度の拡充のほか、医療扶助、

特に精神病の入院治療に要する経費の増大が主たる原因と考えられます。

昭和48年度以降は、急激に上昇する物価に対応するため保護基準が上昇したことや医療扶助費が急激に増加したためと考えられます。

平成21年度に保護費が急激に増加した原因としては、平成20年に起きたリーマン・ショックの影響により被保護者が急激に増加したことがあげられます。

生活保護費に占める各扶助の構成率をみると（第4図〔略〕参照）、生活扶助と医療扶助で全体の80%前後を占めており、特に医療扶助費の占める割合は50%以上となっています。

医療扶助費占有率が平成20年度以降、50%を割り減少傾向にある原因としては、平成18年に施行された障害者自立支援法により、医療扶助ではなく他法である障害者自立支援法を優先したことが考えられます。また、被保護者の増加に伴い生活扶助費が増大し、相対的に医療扶助の占める割合が低下したものと考えられます。〔後略〕

### 341 「静岡県地域保健医療計画（すこやかしずおか）－日本一健康県づくり－」の策定

1991・4

県立中央図書館所蔵

『静岡県地域保健医療計画（すこやかしずおか）－日本一健康県づくり－』1991、1頁

はじめに

本県は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、全国的に見ても県民の平均寿命は長く、死亡率も低い状況にあり、健康県といわれております。

健康であることは、幸福の基本であり、すべての県民の共通の願いであります。このため本県は、日本一健康県を目指して、昭和62年10月に「日本一健康県づくり」を宣言するとともに、この目標を達成するため、昭和63年7月に「静岡県地域保健医療計画」を策定し、県民の皆さんがいつでもどこでも安心して必要な保健医療サービスを受けられるような体制の整備に取り組んできたところであります。

しかしながら、最近の保健医療に対する県民の需要の多様化、高度化をはじめ、医療技術の進歩、保健医療施設整備の進展のほか、さまざまな社会的、経済的な要因によって、本県における保健医療を取り巻く環境は急速に変化しつつあります。

こうした社会構造や県民意識の変化を踏まえ、昭和63年に策定した計画を見直し、ここに新たな「静岡県地域保健医療計画」を策定いたしました。

この計画は、平成7年に向けて本県保健医療行政を推進するための指針となるものであります。

今後は、県民の皆様をはじめ、国や市町村、また、保健・医療・福祉に関する諸団体等

の御理解、御協力を得ながら、この計画の具体的推進を図って「日本一健康県づくり」に最善を尽くして参りたいと考えております。

この健康県づくりの推進にあたって、平成3年度から「衛生部」を「保健衛生部」に改称するとともに、本庁及び出先機関の組織を充実整備いたしましたので、この推進体制により一層目標に近付くことができるものと考えております。

〔後略〕

### 342 「静岡県障害者対策行動計画（ふじのくに障害者プラン）」の策定 1993・5・25

県議会事務局『静岡県議会の業績』第12巻、1995・3、301～302頁

本県における21世紀を展望した総合的な障害者対策を推進するため、昭和57年に策定した「国際障害者年静岡県行動計画」の実施状況を踏まえ、障害者に関する新たな行動計画として本計画を策定し、〔平成5年〕5月25日に公表した。

計画策定にあたっては、リハビリテーション及びノーマライゼーションの2つを基本理念とし、障害者が主体性・自立性を発揮できる施策の推進や、ライフステージに対応した施策及び総合的な施策の展開、障害の重度化及び障害者の高齢化への対応等を基本的な視点として策定している。

#### 1 計画の期間

平成5年度から平成14年度までの10年間

#### 2 計画の内容

##### （1）ふれあい・共感づくり（啓発・広報）

- ・啓発・広報活動の推進
- ・福祉教育の推進
- ・交流・ふれあいの促進

##### （2）健やかさと安らぎの確保（保健・医療）

- ・発生予防の充実
- ・早期発見・早期療育の推進
- ・医療・リハビリテーションの充実
- ・精神保健対策の充実

##### （3）教育の充実（教育・育成）

- ・早期教育の充実
- ・障害児の就学指導
- ・教育内容の充実

- ・教育条件の整備・充実
- ・生涯学習の促進
- (4) 働く喜びの確保（雇用・就業）
  - ・職業能力の開発
  - ・雇用対策の推進
  - ・福祉的就労の支援
- (5) 生活の向上（福祉）
  - ・生活向上施策の推進
  - ・施設福祉の推進
  - ・市町村における対策の推進
  - ・防災対策の充実
- (6) ひとづくり（人材の確保）
  - ・専門職員の養成、確保
  - ・ボランティア活動の促進
  - ・研修体制の充実
- (7) まちづくり（生活環境の整備）
  - ・まちづくりの総合的推進
  - ・生活環境整備の促進
  - ・移動対策の推進
- (8) 余暇の充実（文化、スポーツ、レクリエーション）
  - ・文化・レクリエーション活動の推進
  - ・スポーツの振興
  - ・情報の確保

**343 『ふじのくに高齢者プラン 21 静岡県高齢者保健福祉計画』〔抄〕 1994・3**

県立中央図書館所蔵

県民生部・保健衛生部

『ふじのくに高齢者プラン 21 静岡県高齢者保健福祉計画』、1～3頁

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1 計画の趣旨

我が国は、いまや平均寿命 80 年という世界最長寿国になり、21 世紀には、国民の約 5 人

に1人が65歳以上の高齢社会となります。21世紀を、国民が健康で、生きがいを持ち安心して生涯を過ごせるような、活力ある豊かな社会とするには、生産年齢人口の比率が高い今世紀中に、高齢者の保健福祉の分野における公共サービスの基盤整備を進めることが必要となっています。

また、高齢化の進展とこれに伴い介護を要する高齢者が増加する一方で、ひとりぐらし世帯や夫婦のみの世帯の増加、女性の社会進出による家庭における介護力の低下などの傾向が強まるものと予想され、今後介護を要する高齢者のサービス需要は急速に高まるものと予測されています。

このため、国では、平成元年12月に「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（いわゆる「ゴールドプラン」）を策定しました。

こうしたことから、本県でも「高齢者保健福祉推進十か年戦略」を具体化するとともに、本県にふさわしい施策を推進し、人生80年時代に適応した新しい社会システムを構築するため、「静岡県高齢者保健福祉計画」（ふじのくに高齢者プラン21）を策定するものです。

この計画では住民に最も身近な市町村において、在宅保健福祉サービスと施設サービスがきめ細かく一体的に提供される体制づくりを目指します。

また、この計画は行政活動の範囲にとどまらず、民間の諸活動への期待を含むものです。

## 2 計画の性格と内容

この計画は、老人福祉法第20条の9及び老人保健法第46条の19の規定に基づき、老人福祉計画と老人保健計画を一体のものとして策定したものです。

また、県の計画は、市町村高齢者保健福祉計画の達成に資するとともに、各市町村を通じる広域的な観点から、目標年度における保健福祉サービスの提供体制の確保が図られるよう定めたものです。

さらに、静岡県地域保健医療計画、静岡県高齢化社会対策基本指針等、関連する他の計画との整合を図っており、今後策定される次期「静岡県総合計画」にも、この計画の内容を反映させます。

## 第2節 計画の基本的考え方

「活力ある豊かな高齢社会の実現」を基本理念として、要援護の高齢者に対する施策と健康な高齢者に対する施策を展開します。

### ＜要援護の高齢者に対する施策＞

要援護の高齢者に対しては、「いつでも、どこでも、だれでも」必要とする保健と福祉サービス及び在宅と施設サービスが、一体的に提供される体制の構築を目指します。

特に、マンスリー・ケア・プラン（月間サービス提供計画表）に基づく保健と福祉サービスの総合的な提供と、情報機器を使った相談窓口とサービス提供機関等のネットワーク

化の実現を目指します。

#### ＜健康な高齢者に対する施策＞

健康な高齢者に対しては、誰もが健やかに生きがいを持ち、安心して生涯を過ごすことができるよう、健康づくりや生きがいづくりなどの施策を展開します。

### 第3節 計画の期間

この計画は、平成5年度を初年度とし、平成11年度を目標年度とする7か年計画とします。

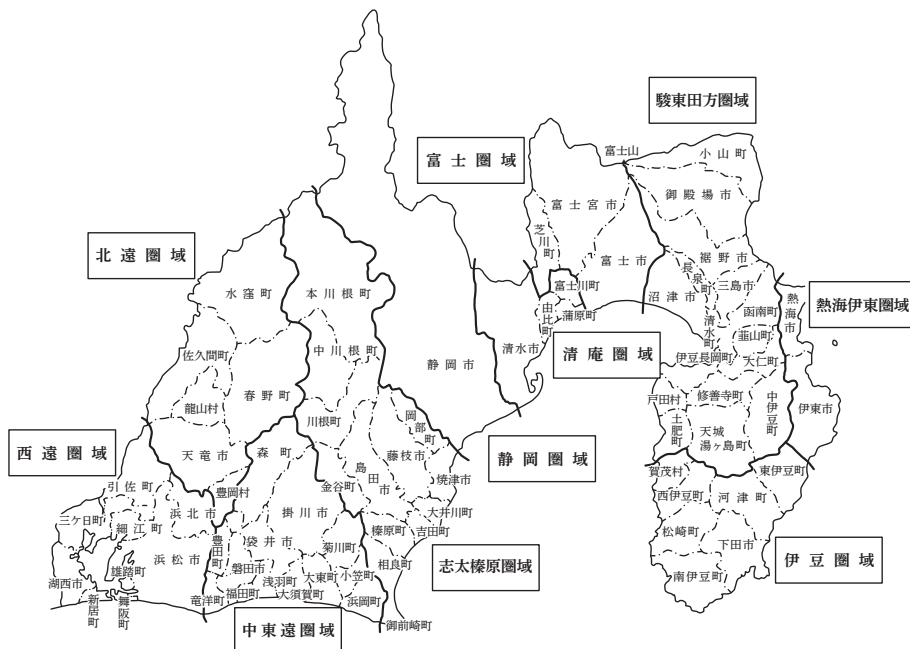
また、毎年度の進行管理を行うとともに、今後の社会情勢の変化や計画の進捗状況等に対応して、計画期間の中間点前後において必要に応じ、見直しを行うものとします。

### 第4節 高齢者保健福祉圏域の設定

老人福祉施設及び老人保健施設には、市町村の人口規模、施設の性格及び施設運営上、広域的な観点からその適正な整備量や配置等を定めることが必要なものがあります。

このため整備の目標量等を定める圏域として、伊豆圏域、熱海伊東圏域、駿東田方圏域、富士圏域、清庵圏域、静岡圏域、志太榛原圏域、中東遠圏域、北遠圏域及び西遠圏域の10圏域を設定しました。

なお、設定にあたっては保健、医療、福祉の連携を図るため、市町村や関係する保健・医療・福祉関係団体等の意見を踏まえ、2次保健医療圏と同じ圏域としました。





**344 静岡県福祉のまちづくり条例の公布** 1995・10・18

静岡県議会図書室所蔵

静岡県議会事務局『静岡県議会の業績』第13巻、1999・3、155～156頁

すべての人が個人として尊重され、等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、様々な交流やふれあいの中で生きがいを持って生活することができる社会の実現は、私たちすべての願いである。

こうした社会の実現に向け、県民一人ひとりが思いやりの心を持ってお互いを尊重しあい、障害者、高齢者等を含むだれもが自らの意思で自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用することができる住みよい福祉のまちづくりを推進するため、「静岡県福祉のまちづくり条例」が平成7年10月18日に公布された。施行は平成8年4月1日。〔後略〕

**345 〔『静岡県新世紀創造計画 1995-2004』に見る社会保障施策〕** 1995・12・22

『静岡県新世紀創造計画 1995-2004 未来への挑戦 あふれる活力 輝く静岡』、  
1996・2、84～91頁

**3 いきいきとした健康・福祉社会の実現**

(1) 生涯を通じた健康づくり

〔中略〕

主要施策

**①ふじさん運動などによるはつらつ健康県づくりの推進**

毎月1日の県民健康の日を中心とした、健康や体力づくりに関するイベントの開催などにより、はつらつ健康県づくりの普及啓発を進めるとともに、正しい食習慣<sup>ハチマルニイマル</sup>の定着、8020運動、将来の寝たきり防止のための日常的実践活動などを促進します。

〔中略〕

**④成人病予防対策の推進**

成人病予防のため、健康教育、健康診査、健康相談の充実を図るとともに、生活習慣の改善指導を進めます。予防知識の普及啓発や機能回復訓練の充実など、寝たきり予防対策を進めます。

〔中略〕

**⑦精神保健福祉対策の推進**

精神保健福祉に対するニーズの高度化、多様化に対応するため、専門家による相談指導や保健婦による訪問指導などの相談支援の充実を図るとともに、ストレス対策や心の健康づ

くり対策などの充実強化を図るため、メンタルヘルスケアの総合的中核施設の整備を推進します。

精神障害者の社会復帰や福祉の向上を図るため、援護寮やグループホームなどの生活訓練施設や、通所授産施設、福祉工場、共同作業所などの作業訓練施設や就労の場の整備などを進めます。

〔中略〕

#### ⑨保健医療供給体制の計画的整備

県民が安心して質の高い保健医療サービスが受けられるよう、「地域保健医療計画」に基づき、市町村、関係機関や団体との連携を図りながら、保健医療供給体制の計画的整備を推進します。

〔中略〕

#### （２）質の高い医療体制の整備充実

〔前略〕

主要施策

〔前略〕

#### ⑥救急医療体制の確保充実

休日や夜間などの医療を確保するため、第1次・第2次・第3次救急医療施設として体系化された医療施設の、連携や分担による救急体制の整備を進めるとともに、休日夜間救急センターや救命救急センターの整備を促進します。

救急医療についての意識啓発や、基礎的な応急手当の知識と技術の普及啓発を進めます。

#### ⑦へき地医療の確保充実

過疎地域や振興山村地域、離島、無医地区などの医療を確保するため、自治医科大学卒業医師の派遣、定期的な患者輸送や歯科巡回診療への支援、施設や設備整備への支援などを進めます。

医療画像の伝送により専門医の指導助言を受ける機能などを備えた医療情報伝送システムの普及や、県立総合病院からの代診医師の派遣などを推進します。

#### ⑧老人保健施設などの整備促進

看護・介護・リハビリ中心の医療ケアと、生活サービスを同時に提供する老人保健施設や、在宅高齢者に対する訪問看護サービスを提供する老人訪問看護ステーションの計画的な整備を促進するとともに、老人保健医療サービスの質の向上を促進します。

〔中略〕

#### ⑫安定した医療保障の推進

国民健康保険事業の財政的基盤を強化し、事業の健全化を促進します。

(3) とともに生きる福祉社会の実現

〔前略〕

主要施策

〔前略〕

②「ふじのくに高齢者プラン 21」の推進

援護が必要な高齢者に対して、保健と福祉、施設と在宅の各サービスが、きめ細かく一体的に提供される体制の整備や、健康な高齢者の健康づくりや生きがいづくりのための施策を、総合的、計画的に進めます。

③「ふじのくに障害者プラン」の推進

リハビリテーションとノーマライゼーションを基本理念に、保健、医療、福祉、教育、雇用など、様々な分野にわたる障害者対策を、総合的、計画的に推進します。

〔中略〕

⑥在宅福祉サービスの充実

●ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービスの充実

高齢者や障害者が住み慣れた家庭や地域で生活していけるよう、ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービスの拡大や充実を計画的に進めます。

●在宅介護支援センターの充実

各種保健福祉サービスを総合的に受けられるよう、情報提供や調整、在宅介護に関する総合的な相談指導などの充実を進めます。

●日常生活への支援の充実

在宅の寝たきり老人、ひとり暮らし老人、重度身体障害者などに対し、食事や入浴サービスなどの提供、特殊寝台などの日常生活用具の給付や貸与を促進するとともに、緊急通報装置の貸与などによる緊急時対応システムの整備を進めます。

地域の中で自立して生活できるよう、心身機能や介護動作などに配慮した住宅の整備を促進するとともに、住宅の改善などに対する支援や介護機器の利用普及を進めます。

〔中略〕

⑦老人福祉施設の整備充実

在宅において適切な介護を受けることが困難な高齢者のため、地域バランスなどに配慮して特別養護老人ホームの整備を促進するとともに、在宅福祉サービスや地域の福祉活動を支援する機能の充実を図ります。施設環境の向上を図るため、養護老人ホームや軽費老人ホームの改築整備などを促進するとともに、地域の特性に応じてケアハウスや高齢者生活福祉センターの整備を進めます。

老人保健施設や老人病院との機能分担に対応し、個々の高齢者の状況に応じた体系的な入

所・利用システムの整備を進めます。

ホームヘルプステーションやデイサービスセンターなど、在宅福祉サービスの供給拠点や、在宅介護支援センターの整備を促進します。

〔中略〕

#### ⑩ 児童・家庭福祉の充実

##### ● 要保護児童の自立支援

児童相談所の相談、判定、指導などの機能強化を図るとともに、情緒障害児対策やいじめ対策、福祉施設を活用した地域支援活動などを進め、家庭環境に恵まれない児童や、社会環境に適応できない児童の福祉向上と自立を支援します。

里親制度の普及と充実強化を進めます。

##### ● ひとり親家庭への支援

母子・父子家庭の自立を助長し、生活の安定と向上を図るため、母子相談員活動や自活のための技術講習などによる相談指導の充実を推進するとともに、児童扶養手当や福祉資金の貸付けなどの経済的支援を進めます。

家庭への介護人の派遣や児童の一時保護、福祉施設などを利用したショートステイなど、緊急時の援助体制の充実強化を進めます。

〔中略〕

#### ⑬ 民間サービスの育成

高齢者や障害者などを対象に、民間部門がサービスや商品を提供する、民間サービスの育成と活用を図ります。

##### （４）健やかに生み育てる環境づくり

〔前略〕

##### 主要施策

##### ① 「子育て支援総合計画」の推進

「子育て支援総合計画」に基づき、市町村、関係団体などとの連携の下に、社会全体で子育てを支援する体制の整備や意識の啓発など、総合的、計画的な施策の展開を図ります。

##### ② 相談・援助体制の充実

児童相談所などの相談・援助活動の充実強化や、子育てに関する相談機関のネットワーク化を推進するとともに、保育所などに地域子育て支援センターの整備を促進します。

##### ③ 経済的負担の軽減

子育ての経済的負担の軽減を図るため、乳児や多子世帯に対する保育料の軽減、育英奨学事業や私学助成の充実などを進めるとともに、児童手当の充実や子育てコストに対する社会的支援制度の確立を、国に要望していきます。

〔中略〕

⑤多様な保育サービスの提供

●保育所機能の充実・多機能化の推進

保育需要の多様化に対応し、長時間・延長保育、乳児などの低年齢児保育、障害児保育、緊急・一時的保育など、保育サービスの拡充を進めます。

保育所が多様な機能を果たせるよう、保母配置や施設設備の充実などを促進するとともに、地域の需要の動向に応じた計画的な整備を促進します。

●民間保育サービスなどの育成

事業所内保育施設などの整備を促進するとともに、ベビーシッターなどの民間保育サービスの育成、保母や地域の母親などによる育児相互支援組織の育成などを進めます。

●放課後児童対策（学童保育）の充実

昼間保護者のいない小学校低学年児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブ活動を促進するとともに、学校の余裕教室の活用など身近に利用できる活動拠点の拡充を進めます。

〔後略〕

346 〔ふじのくにエンゼルプラン（静岡県子育て支援総合計画）〕 1996・3・25

静岡県立中央図書館所蔵

静岡県民生部こども家庭課『ふじのくにエンゼルプラン 1995-2004

静岡県子育て支援総合計画』、1996・3、1～29頁

はじめに

近年、出生率の低下、核家族化の進行や都市化の進展、生活様式の多様化などにより、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、大きく変化してきております。

特に少子化の進行は、これからの活力ある県土の発展にとって少なからぬ影響を及ぼすものであり、21世紀を担う子どもが健やかに育ち、喜びや楽しみを持って、子どもを生み育てることのできる環境づくりが、重要な課題となっております。

このため、県では、「子どもが尊重され、子育てが大切にされる社会」を目標とする「静岡県子育て支援総合計画」（ふじのくにエンゼルプラン）を策定いたしました。

この計画は、子どもの成長と子育てを社会全体で支援することにより、子どもを生みたい人が、安心して生み育てることのできる社会を構築するための今後10年間の指針となるものであります。

県といたしましては、計画の実現に向けて最大限の努力をしまいにありますが、市町村に

おける積極的な取り組みはもとより、県民の皆様の御理解と御支援をお願いするものであります。〔以下略〕

## 第2章 子育て支援社会の構築に向けて

### 1 計画の目標

#### 子どもが尊重され、子育てが大切にされる社会

「真に豊かで活力とゆとりに満ちた個性輝く社会」を実現していくため、健やかに生み育てる環境づくりが求められています。

このため、本県では、多様な保育サービスの充実、親と子の健康と安全の確保、子どもの育つ環境の整備充実などにより、次代を担う子どもが健やかに育つとともに、喜びや楽しみをもって子どもを産み育てられる環境を整備していきます。

こうした環境を整備していく目標として、「子どもが尊重され、子育てが大切にされる社会」を設定します。

### 2 計画の基本的考え方

計画の目標を達成していく基本的な考え方は、次のとおりです。

(1) 子どもを生みたい人が安心して生み育てることのできる環境を整えていく。

子どもを生む生まないは個人の選択にゆだねられるものですが、出産や子育てについての選択を尊重しつつ、子どもを生みたい人が安心して生み育てることができる環境を整備する必要があります。

この場合、多様な生き方や価値観を尊重するとともに、一人ひとりの子どもの人格を認め、子どもにとって最善の利益が確保されるよう配慮することが大切です。

(2) 子どもの成長と子育てを社会全体で支援していく。

本来、子育てにおいては家庭が重要な役割を担います。

しかしながら、子どもを生み育てることは、現在の社会、文化などを引き継ぎ、さらに活力あふれる豊かな未来を築いていく次世代を形成する営みです。

こうした観点から、子育てを健全な次世代を形成する社会的な投資と位置づけ、家庭だけでなく学校、地域社会、企業、行政など、社会全体で子育てを支援していく必要があります。

(3) 子どもの成長や子育てにとって大切な、本県の豊かな自然と地域の文化を守り、育てていく。

私たちは、本県の有する様々な特性を生かして、豊かで住みよい地域社会を形成してきました。この社会をより良いものとし、次の世代に引き継いでいくことが、私たちに課せられた責務です。また、先人が築きあげた文化や伝統の上に、私たち一人ひとりの創造的な営みが積み重ねられることにより、豊かな感性が育ち、多彩な文化が創出されていきます。



こうした環境は、子どもの成長と子育てにとって大切なものです。  
そのため、本県の豊かな自然と地域の文化を守り、育てていく必要があります。

### 347 「静岡県地域保健医療計画～はつらつ健康県しずおか～」の策定 1996・3

静岡県立中央図書館所蔵

県保健衛生部衛生企画課『静岡県地域保健医療計画～はつらつ健康県しずおか～』、1頁

“はつらつ健康県しずおか”の実現

健康は幸福の基本であり、県民共通の願いです。

本県は、昭和63年7月に「地域保健医療計画」を、さらに平成4年4月には、2次保健医療圏ごとの「圏域保健医療計画」を策定し、国、県、市町村をはじめ医療関係団体などが一体となって、その推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、21世紀に向けて、高齢化や少子化の進行をはじめ、県民の保健医療に対するニーズの変化、医療技術の進歩などの社会の変化に柔軟に対応していくため、今回、計画の見直しを行い、新たな計画を策定いたしました。

新計画では、本格的な少子・高齢社会に対応するため、新たに制定された地域保健法の趣旨を踏まえ、保健・医療・福祉が連携した地域保健の充実に取り組むなど、住民に身近な保健・福祉サービスが一体的に提供できる体制づくりを目指しているところであります。

一方、医療の面では、がん対策の中核機関となるがんセンターの整備、周産期医療体制の構築、災害時医療体制の充実に掲げるなど、量的な拡大に加えて、質的、機能的な充実に配慮して、施策の推進に努めることとしております。

県の新しい総合計画、「新世紀創造計画」の基本目標である“未来への挑戦 あふれる活力・輝く静岡”を構築していくためには、その基盤となる県民の皆様の健康づくりが何よりも大切でありますことから、今後とも様々な施策の推進に積極的に取り組み、“はつらつ健康県しずおか”の実現に鋭意努力してまいりたいと考えております。〔後略〕

### 348 本県の高齢者在宅サービス 全国でも低水準―静岡県が公表 1997・1・17

『静岡新聞』1997・1・18朝刊、19面

県は十七日、平成七年度の高齢者に対する在宅サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ）の状況を公表した。三つのサービスの利用状況は六年度に比べ、高まっているものの、もともと本県の在宅サービスは全国的には低く、七年度（全国順位は未発表）も低水準にとどまることが予想される。このため、県高齢者対策課は、特に利

用度の低いホームヘルプサービスについて市町村ごとに個別指導を強化するとともに、稼働率も高めていきたいとしている。

三つの在宅サービスの状況は、健康な人や要援護者らを含む六十五歳以上の県民百人当たりの年間利用日数からはじき出している。本県の高齢化率（六十五歳以上人口の割合）は一四・八％で、六年度（一四・四％）よりわずかに上昇している。

ホームヘルパーの利用は四五・七日で、六年度より六・八日増加した。しかし、六年度の全国平均が八三・七日であることから、「利用は極めて低い」（県高齢者対策課）とみている。県が策定した高齢者保健福祉計画によると、十一年度目標でホームヘルパーは二千九百五十一人だが、七年度末現在千二百六十一人で充足率は四二・七％しか達成していない。また、稼働率も目標時間の二七％台と少ない。この理由について、同課は「ホームヘルパーに声が掛からないということもある」という。

このほか、デイサービスは六九・九日（六年度五八・五日）、ショートステイは三二・七日（同二九・八日）だった。

最も利用した市町村はホームヘルプサービスとデイサービスが榛原郡本川根町、ショートステイは同吉田町だった。

## 第2章 選挙と政党 一小選挙区比例代表並立制下一

### 第1節 小選挙区・比例代表並立制導入と地域の政界

#### 349 解散含み揺れる県内の政界（上）小選挙区か中選挙区が手探りの 1994・1・1

『静岡新聞』1994・1・1朝刊、5面

政治改革に明け、政治改革に暮れた昨年の政界。小選挙区制の導入を柱とした政治改革法案は、衆院で可決されながら決着を年明けに持ち越した。一時は静岡県内でも小選挙区制に向けて各陣営が動き始めたが、年末には動きも止まった。国会の審議状況によっては一月解散も噂（うわさ）される。その場合は従来の中選挙区制で再度戦うことになり、各陣営とも重心を中選挙区制に戻しかけているのが現状。先行きの見えない政治情勢の中で、手探りの県内各陣営の動きを追った。

#### ◆1区＝与党、調整の動きも

「小選挙区制になったら区割りで榛原郡が割れることもあり得る。そうなったらうかうかしてられない」と自民党の大石千八氏陣営幹部。盤石といわれる地盤分割の影響が測れないからだ。

しかし、一方で大石氏自身は「政治改革は推進しなければならないが、現在の情勢では小選挙区制がスナリ通るのは難しい。いずれにしても次の選挙はもう一回中選挙区でやるのでは」と、にわかには吹き始めた解散風に戸惑いを見せる。中選挙区制に軸足を置きつつ小選挙区にも目配りする日々が続く。

同じ自民の小島善吉氏は「政治改革法案が衆院を通った時点では、今度は小選挙区になると思った有権者も多かった。静岡市以外の支持者らに動揺もあった。とにかく早く決着をつけてほしい」と話す。「小選挙区になれば相手もはっきりして戦いやすい」とも言う。

その相手となりそうなのが日本新党の牧野聖修氏。単一選挙区が見込まれる静岡市で、連立与党同士の調整ができるかどうか。牧野氏は「各党がそれぞれに候補を担ぐ膨張主義を取ると共倒れすることがはっきりしている。連立を守る立場から（静岡市選挙区に私を）出させて頂きたい」と、既に内々に協力要請を始めている。ただ肝心の区割りがはっきりしないのと、各党の事情もあって、調整が進展するところまでいっていない。

現職の大口善徳氏を抱え、対応が最も注目される公明党は「（連立与党の）現有議席を確保することを最優先すべき」（県本部幹部）と、総論で調整の必要は認めながら「大口氏の当選には（前職の）藪仲義彦氏以来の歴史と努力がある。どこに移ってもいいというほどに簡単にはいかない」（萩山巖書記長）との声も強い。

静岡市では新生党が女性候補を出すのでは、とのうわさも出始めている。

社会党の松前仰氏は「今、選挙制度改革ができなければ二十年は駄目。とにかく国民に密着した小選挙区制にすべきだ」と強調。区割りで清水と富士宮が一緒になれば、二区の前島秀行氏との調整が必要となるが「その時はその時。既成政党の分解もあるかもしれない」と政界再編も視野に置いている。

自民の原田昇左右氏は「とにかく景気対策をやるべき。解散なんてとんでもない。政治家なんか要らない、と国民に言われますよ。選挙制度はどうなるかまだ読めない」と話す。小選挙区になれば地盤は競合しないとみられるだけに、具体的な戦略はこれからのようだ。

前回苦杯をなめた自民の戸塚進也氏は、政治改革を訴えてきただけに「政治改革法案を通すべき」ときっぱり。小選挙区制になった場合には「私を育ててくれた支援者が掛川を含む選挙区から出ろーと言えば、無所属でも出る。党の方針に従えと言えば、静岡でも東京でもどこにでも行く」と話す。

しかし「一月から三月にかけていつ解散があってもおかしくない」と、中選挙区での選挙を前提に十二月から静岡、清水両市内などで街頭演説を精力的にこなしてきた。暮れの二十二日には経済界の支援者らを集めて景気シンポジウムも開いた。

共産党は「解散は受けて立つ」（大西健一県委員会書記長）と小選挙区制の導入には真っ向から反対。中選挙区なら栗田翠氏を含めた有力候補を擁立する予定。小選挙区制反対の声をまとめれば「議席奪回も可能」と、街頭で繰り返し選挙制度改革への反対を市民に訴えている。

#### ◆2区＝鳴り潜める各陣営

今年四月の函南町長選挙をめぐって、新生党現職県議と杉山憲夫氏派の町議（自民党支部長）が衝突し、新生党にきしみが生じた。

前回選で杉山氏は、自身の根強い支持グループと公明党の支援、新党ブームの追い風でトップ当選を果たした。新生党の組織づくりも進み、地元清水町のほか三島市や長泉町でも支部組織ができた。それがここにきて揺れている。

杉山氏は「町長は町民が決める。私に中へ入って調整せよーという声もあるが、それはできない」と中立を強調。「選挙になれば自分の立場でだれかは支援する。その場合、血が流れるかもしれないが、長い目で見ればスジを通すことが大切」と同党組織に大きな影響は出ないとみる。

「選挙が終わって国会が始まると、一斉に小選挙区に向かって走りだした。地域の活動に濃淡をつけたわけではないが、新人が回る順序としては沼津から駿東、伊豆と関係の深い所から始めるしかなかった」。初当選した栗原裕康氏陣営は、年末に富士地区にあいさつ回りの背景を弁明口調で話す。

栗原氏本人も「小選挙区制は必ずしもいい制度ではない」と、次回選挙も中選挙区で行われる可能性がかなり高いとの見方に変わった。

野党に転落したとはいえ、国会内最大勢力である自民党の総務会長に就任した木部佳昭氏陣営は「党務で忙しく、本人がほとんど地元に戻ってこない。こんな状態では選挙制度の説明会も開けない」と政治改革の行方に不安を感じながらも「打つ手なし」といった状態だ。

斉藤斗志二氏陣営は「区割り案がいろいろ出るが、一体富士市がどこと一緒にいいのか分からない。本人は選挙区がどうなろうとも、富士市を含めた選挙区から出るつもりだが、とりあえず今は事務所のある富士、沼津、富士宮を中心に中選挙区でも対応できるよう準備している」と話す。

これに対して前島秀行氏陣営は政治改革法案の行方をひと際注目して見守っている。「本人は富士宮市を含む選挙区から出ると言っている」と話すが「清水市と一緒になれば松前議員との調整が必要になる」との新たな問題を抱えるからだ。また富士市の酒井邦夫県議が引退を決めるなど、党幹部が世代交代の時期に来ていることも不安のタネだ。

小選挙区制への危機感は民社党に最も強い。「連立与党というけれど、もし新生党と公明党を中心とした選挙協力ができて、杉山氏を推薦するとしても、過去のいきさつもあり私は協力できない」。民社党系の県議会内会派明政会の渡辺周県議はきっぱりと断言する。

裾野市長選挙では連合が若手候補の推薦を決めたが、この時も杉山氏系の動きが最も関心を持たれた。社会・民社系には根強い“杉山アレルギー”が存在する。

といって中選挙区制でも展望があるわけではない。二回連続敗れた近藤一視氏は、本人に出馬の意欲はあるものの、周辺はやや冷めている。民社党にとっては党の存亡をかけた戦いとなるが、現実的には連合が生殺与奪のカギを握っている。

共産党は選挙制度改革への反対をばねに、鶴谷鉄男氏が再挑戦するとみられる。

### 350 【県選管、小選挙区比例代表並立制の実施を報告】 1996・10・20

県選挙管理委員会『平成8年選挙結果調』

#### 1 選挙の概要

平成8年10月20日に第41回衆議院議員総選挙が行われた。

衆議院の選挙制度が70年ぶりに中選挙区制から小選挙区比例代表並立制に改められて初めての総選挙であり、多くの関心を集めて行われた。

小選挙区比例代表並立制の導入に伴い、選挙区が大きく変わったこと、これまでの1票制が2票制に変わったこと、政党にも選挙運動が認められたこと等々あらゆる面にわたっ



て新たな対応が求められた選挙であった。

また、解散（9月27日）から公示日（10月8日）までの間が中10日と準備期間の短い、大変厳しい状況下での選挙でもあった。

選挙啓発においては、市町村選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会と一体となり、明るい選挙の推進と投票総参加を呼び掛けたが、残念ながら投票率の低落傾向に歯止めがかからず、本県の投票率は過去最低であった前回総選挙を9.40ポイント下回る61.45%に止まった。〔以下略〕

### 351 【選挙】97 知事選きょうから選挙戦—大型プロジェクトなど争点 1997・6・19

『毎日新聞』1997・6・19 朝刊、地方版／静岡

静岡県知事選挙は19日に告示され、7月6日投票に向けて選挙戦が始まる。立候補を予定しているのは、現職で再選を目指す石川嘉延氏（56）＝自民、新進、民主、社民、太陽、公明推薦▽新人で、新日本婦人の会県本部常任委員くらし部長の板垣和子氏（53）＝共産推薦▽新人で、「空港ノー」吉田町民の会幹事代表の島野房己氏（64）の、いずれも無所属の3人。

石川氏は4年間の実績を訴える。板垣氏は膨らんだ県債など県財政の健全化を主張。島野氏は静岡空港の建設絶対反対が公約。空港建設など現県政が進める大型プロジェクトについて、新人の2陣営が批判する構図。だが、現職を共産党を除くほとんどの政党が支援。現県政に反対する陣営も二つに分かれるなど、2新人が石川氏批判をどう票に結び付けるかが焦点になりそうだ。県選管では18日、県庁に大型看板を、浜松市役所前には特大ポスターを設置するなど、投票率アップに懸命。

告示日は、石川陣営は午前9時半に静岡市相生町の選挙事務所での出陣式の後、午前11時から市内の青葉公園（市役所前）で第一声。浜松市など西部地区を回る。

板垣陣営は午前10時から静岡市鷹匠3の事務所前で第一声を兼ねた出陣式を行い、市内を中心に街宣。島野陣営は午前9時に青葉公園で第一声、焼津、大井川、吉田の中部地区を回り支持を呼び掛ける。【黒尾透】

◇各陣営が談話◇

◇4年間の実績を前面に――井上光一・石川選対本部長の話

石川さんはこの4年間、前知事の事業を継続させるとともに、道路建設など生活基盤の整備も行ってきた。バランス感覚と実行力があり、知事に最適な人だ。選挙戦ではこのことを訴えていきたい。得票数の半分を目指す、投票率3割以上を目標にしたい。県政は県民とのコミュニケーションが大事。政治に県民ももっと参加してほしい。



◇住民と対話進めてきた――梶野完治・板垣選対本部長の話

出馬表明は遅れたが、これまで全县をくまなく回り、住民との対話を進めてきた。雰囲気はよく、手応えを感じる。県民に呼び掛けたアンケートは2600通にも達する反響。福祉充実や情報公開などを求めている人がいかに多いかが分かる。1兆6000億円にも達する県の借金などから、県政への批判は多い。この願いに応えるよう、全力で戦う。

◇政策論争は負けない――吉本健一・島野選対本部長の話

現在の県政は静岡空港建設に示されるように、ムダ金が多すぎる。その現状を1人でも多くの人に知ってちらいたい。空港建設反対を訴えるのも分かりやすい政策を目指してのことだ。政策論争では負けない。東部地区でも、住民の反応は良く、現県政への批判を感じる。大きな組織に頼らない住民運動のスタイルだが、現在の県政に風穴をあけたい。[後略]

352 〔県選管、県知事選挙結果を報告〕 1997・7

県選挙管理委員会『平成9年選挙結果調』

静岡県知事選挙

1 選挙の概要

平成9年7月31日の任期満了に伴う第14回静岡県知事選挙は、平成9年6月19日に告示され、7月6日に投票が行われた。

今回の選挙は、県を取り巻く厳しい環境の中において、21世紀へ向けて県政を方向づける選挙として位置づけられ、本県知事選挙では初の女性候補を含めて3人が立候補し、静岡空港等の大規模プロジェクト、行財政改革などを争点として行われた。

県選挙管理委員会では、最近の各種選挙の投票率が低下傾向にあること、とりわけ知事選挙の投票率の低下が著しいことから、平成9年4月に投票率向上県民運動を提唱し、知事選挙の啓発においては、初めて統一メッセージ、統一キャラクターを使用し、各種の啓発媒体を連動させる手法を取った。投票日は猛暑に見舞われ、投票率への影響が懸念されたが、市町村選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会及び各種団体の協力を得て、活発な啓発活動を展開し、投票率は過去最低であった前回知事選挙を6.5%ポイント上回る41.64%となった。[以下略]

## 10 開 票 結 果

## (1) 候補者別得票数

| 当落の別      | 候補者氏名   | 得票 数        | 党 派    | 新現元別 | 男 女 別       | 年 齢         | 職 業         |
|-----------|---------|-------------|--------|------|-------------|-------------|-------------|
| 当         | 石 川 嘉 延 | 869,388     | 無 所 属  | 現    | 男           | 56          | 県 知 事       |
| 落         | 島 野 房 巳 | 156,258     | 無 所 属  | 新    | 男           | 64          | 農 業         |
| 落         | 板 垣 和 子 | 150,272     | 無 所 属  | 新    | 女           | 53          | 無 職         |
| 法 定 得 票 数 |         | 293,979,500 | 供託物没収点 |      | 117,591,800 | 選挙運動費用法定制限額 | 44,638,000円 |

**353 参院選静岡選挙区＝海野、山下氏が初当選 木宮氏、議席守れず（参議院議員選挙）**

1998・7・13

『静岡新聞』1998・7・13朝刊、1面

自民の二議席独占か、反自民勢力の一議席死守かで注目された静岡選挙区（改選数二）は、共産を除く反自民勢力を結集した無所属新人の海野徹氏がトップ当選し、自民新人の山下善彦氏も初当選を果たした。三選を目指した自民現職の木宮和彦氏は海野、山下の両新人に挟まれ守りの選挙を強いられた上に、無党派層の取り込みができず涙をのんだ。自民は山下氏を西部、木宮氏を中部（五大市と東部は競合区）とした区割りをする程度機能させたが、反自民の逆風に抗し切れなかった。また、比例代表選では民主党の躍進で名簿十一位の堀利和氏（清水市出身）も二回目の当選を果たした。今回の選挙は戦後最悪の「平成不況」に伴う景気対策が争点になり、自民党が九年ぶりに二人の公認候補を擁立したことで有権者の関心が高まり、県内の投票率は過去最低だった前回を一二・七ポイント上回る五七・四七％だった。

開票作業は午後八時半の伊豆長岡町を皮切りに、午後九時四十分までに各市町村で始まった。自民が強い郡部での開票が先行したものの、海野氏が当初から優位に立ち、都市部の票が開くに従って海野氏が山下、木宮両氏に大差をつけて早々当選を決めた。

民主、公明、社民、新党平和の推薦を受けた海野氏は連合静岡傘下の労組と、創価学会の組織票を軸に県内くまなく支持を広げ、地元の静岡市や大票田の浜松市で自民候補をリードし、草刈り場の東部でも無党派層に食い込んで順調に票を伸ばした。山下氏も地元の西部で優位な戦いを進め、競合区の東部でも木宮氏に競り勝った。

しかし、木宮氏は地元の中部である程度組織票を固めたものの、競合区の浜松市や東部でも海野、山下両氏に出遅れ、後半巻き返しを図ったが及ばなかった。

自民は昭和四十六年の参院選以降、公認候補二人を擁立し一人が当選した場合は昭和五十五年を除きすべて新人が現職を破るというジンクスが今回も続いた。

共産新人の島津幸広氏は静岡市や浜松市など大都市で躍進ムードに乗って票を伸ばし、前回の参院選で自身が獲得した八万票の三倍余りを獲得したが、無党派層が海野氏らに分散し、及ばなかった。自由党新人の井脇ノブ子氏と自由連合新人の原直子氏は、組織基盤がない上、出遅れや知名度不足もあり、静岡市などでは健闘したが、無党派層の受け皿にはなり得なかった。

◆静岡選挙区開票結果（13日午前1時5分、選管最終）

〔◎印は法定得票を得た人。当選者のカッコ数字は当選回数。％は得票率〕

|          |       |    |     |        |
|----------|-------|----|-----|--------|
| 当527,277 | 海野徹   | 無新 | (1) | 32.58% |
| 当338,863 | 山下善彦  | 自新 | (1) | 20.94% |
| ◎279,124 | 木宮和彦  | 自現 |     | 17.24% |
| ◎243,785 | 島津幸広  | 共新 |     | 15.06% |
| 132,328  | 井脇ノブ子 | 由新 |     | 8.18%  |
| 97,236   | 原直子   | 諸新 |     | 6.01%  |

354 県議選＝“政界均等”へ女性奮戦 松岡紋子さん3選の笑顔（統一地方選挙）

1999・4・12

『静岡新聞』1999・4・12朝刊、15面

▼太田京子さん初当選、佐藤成子さんは果たせず

今回の県議会議員選挙では三人の女性候補が男性候補と激しく戦った。十一日深夜までの開票の結果、松岡紋子さん（藤枝市・志太郡選挙区）が三選、太田京子さん（浜松市選挙区）が初当選を果たし、佐藤成子さん（静岡市選挙区）は夢を果たせずに終わった。男女雇用機会均等法が十三年ぶりに改正された年、女性議員を求める声が大いにもかかわらず、県議会は依然として圧倒的な「男の世界」が続いている。

「これまでの選挙では女性の反応が少なく、寂しさを感じていた。しかし、今回はみんなが手を振り、駆け寄ってきてくれた。女性が変わった」。午後十時半すぎ、勝利宣言に沸く松岡紋子さんの事務所。唯一の女性県議として「男性社会」に挑んできた松岡さんは、三度目の選挙戦に確かな変化への胎動を感じ取ったと笑顔を見せた。

これまでの実績や、福祉関係の施設に小まめに足を運び培った信頼一などを背景に戦っ

た今回選。大型事業、公共事業ではなく、「福祉」「教育」「女性行政」「地域活性化」といったソフト面の施策充実を、自信を持って訴えてきた。



公明党新人、太田京子さんの事務所（浜松市鳴江三丁目）ではテレビの選挙速報で「当確」が報じられると、支持者から大きな喜びの声がわき上がった。

イメージカラーの葉の花色に彩られた事務所の中で、五味通雄事務長や運動員、支持者らとがっちり握手。長く厳しい選挙戦の疲れも見せず「働く女性が安心して社会参加できる環境整備に全力投球したい。またダイオキシン対策を推進するほか、自然や動物と共生できる町づくりを推進したい」と語った。



特定の支持組織も地盤も持たず、静岡市で唯一の女性候補として戦った佐藤成子さん(50)。「最下位に終わったのは悔しい。でも、ほかの候補が県議や市議などを務めていた中で、何も分からないところから六千票を超して輪が広がったのはすごい」願いは届かなかったが、支援者の輪を次につなぐ意欲を示して胸を張った。

昨年末には市議選出馬を模索していたが、周囲から「(過去の)活動領域から県政へ打って出るべきだ」と推され県議選へ。仕事の傍ら二十三歳を頭に三人の子育てをしてきた経験から、子育て支援システムの構築などを公約に支援を訴えてきた。

告示後、支援者の数も二千を超す勢いがついた。知名度を上げようと、静岡まつり開催中には会場の駿府公園内を徹底して回るなど地道な戦いで支援の輪を広げた。残念ながら敗れたが「意義はあった」とさばさばした表情だった。

#### ▼過去にも2人が最多－女性県議

過去の県議選では、昭和三十八年に初めて女性県議が登場する。革新系無所属の加藤とよさん(清水市選挙区)が唯一の女性として、七十人の男性議員に交じって当選を果たした。女性が二議席を確保したのが十二年後の同五十年。六十二年、平成三年にも二人が激戦をくぐり抜けてきたが、前回七年は現職の松岡紋子さんだけだった。

日本の職場における男女均等の立場は「世界の先進国に比べてまだ周回遅れ」(樋口恵子 本社論説委員)と改正均等法下でも国際水準を大幅に下回っていることが指摘されている。政治の世界はその傾向が如実だ。県内の女性グループ「『県政に女性の目を』実行委員会」が先ごろ現職県議七十五人を対象に行ったアンケート(回収率四七%)では、七割が「女性が増えたほうが議会が活発になる」と答えている。しかし、今回選への女性候補がわずか三人だったことは、政治に関心を持つ県民が改めて考えなければならないことかもしれない。

355 県議選開票－自民、辛くも過半数 1999・4・12

『静岡新聞』1999・4・12朝刊、1面

▼民主党は橋頭堡

▼公明は躍進

統一地方選前半戦の県議会議員選挙は十一日、投票が行われ、無投票の七選挙区を除く二十二選挙区で、県民の判断が下された。即日開票の結果、十二日未明までに九十七人の候補者の中から六十八人の当選者が決まった。百七人の候補が七十八議席を争った今回選による新しい勢力図は、無投票当選の十人を含め、自民三十七、民主二、公明六、共産四、無所属二十九となった。改選前（自民四十五、民主一、公明四、共産三、社民四、無所属十八、欠員三）に比べると、自民は推薦の四人を加えても四十一人と四議席減らしたが、議会運営の最大の決め手となる過半数の四十議席以上はかろうじて維持した。党として初めての県議選を戦った民主は公認のほか、推薦した十二人の当選で、県議会に橋頭保〔ママ〕を築いた。公明は改選前を二議席上回る躍進で、全員当選を果たした。共産も、全国的な上げ潮ムードを背景に改選前より一議席増やし、健闘した。

当選者の新旧別は、現職六十人、新人十七人、元職一人。

開票は郡部の一部で八時四十五分から、市部でも九時半までに始まり、十時前から次々新しい顔触れが決まった。

自民は現職三人が涙をのんだが、全選挙区に公認・推薦合わせて五十四人を立てるなど積極的に取り組んだこともあって過半数維持につながった。公明は次期総選挙をにらんだ議席増狙いが成功、共産も四議席の確保で、県議会会派の議運メンバーの構成要件（四議席以上）に達したため、県議会の代表質問権を得るなど発言権を増すことは間違いなく、県政運営にこれまで以上の緊張感が生まれそうだ。

また、社民は推薦九人のうち、八人が当選し、意地を見せた。また、当選者のうち、連合静岡の呼び掛けで、自民に対抗する統一会派結成参加に同意しているのは二十六人。自民も無所属当選者の会派加入を求めていくとみられ、今後、無所属当選者をめぐって自民、非自民の綱引きもありそう。

十議席を十四人が争う最大の激戦区となった静岡市は、六人をそろえた自民候補の動向が注目を集めた。トップ当選の天野進吾氏らが順調に当選したほか、新人の村松忠治氏も中山間地を中心に支持を集め、初陣を飾るなど五議席を確保し、改選前の四議席を上回った。しかし、現職の堀江竜一氏は票をまとめ切れなかった。また、公明は十二年ぶりに二議席を占めた。民主も奥川宏氏が初当選し、前回選の雪辱を果たした。

富士宮市・富士郡は、連合静岡などの支持をバックに吉川雄二氏が三選を果たす一方、



新人の須藤秀忠氏が大健闘し、自民現職の秋鹿博氏とともに当選、日原氏の五選はならなかった。

### 356 〔1999年4月11日執行 県議会議員選挙結果〕

県選挙管理委員会『平成11年選挙結果調』

#### 県議会議員選挙

##### 1 選挙の概要

平成11年4月29日任期満了に伴う静岡県議会議員の一般選挙は、第14回統一地方選挙として「地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」の定めるところにより、平成11年4月2日に告示され、4月11日に投票が行われた。

29選挙区において、78議席をめぐって107人が立候補の届け出をしたが、7選挙区で無投票となり、10人が無投票当選となった。有投票となった22選挙区においては、活発な選挙運動が展開された。

投票日はくもりの天候であったが、投票率は59.76%となり、戦後最低であった前回は1.71ポイント上回り、投票率の低落に歯止めがかかったものと考えられる。

この要因としては、今回の選挙は、投票環境の向上を目的とした公職選挙法の改正後初めて行われた県議会議員選挙であり、投票時間の2時間延長、不在者投票の要件緩和によって有権者が投票しやすくなったことや県及び市町村選挙管理委員会、啓発団体、報道機関等による選挙啓発・投票参加の呼びかけの効果などが考えられる。〔中略〕

##### 10 候補の届出、当選人及び落選人

###### (4) 党派別新現元別当選人数に関する調

| 新現元別 | 自由民主党 | 民主党 | 公明党      | 自由党 | 日本共産党 | 社会民主党 | 改革クラブ | 参議院ブ | さきがけ | 第ク二ラ院ブ | 自由連合 | 諸派 | 無所属       | 合計        |
|------|-------|-----|----------|-----|-------|-------|-------|------|------|--------|------|----|-----------|-----------|
| 新    | 2     | 1   | (1)<br>3 |     | 3     |       |       |      |      |        |      |    | 8         | (1)<br>17 |
| 現    | 35    | 1   | 3        |     | 1     |       |       |      |      |        |      |    | (1)<br>20 | (1)<br>60 |
| 元    |       |     |          |     |       |       |       |      |      |        |      |    | 1         | 1         |
| 計    | 37    | 2   | (1)<br>6 |     | 4     |       |       |      |      |        |      |    | (1)<br>29 | (2)<br>78 |

※( )内書は女性の当選人数



〔中略〕

(6) 無投票当選の件数及び選挙区に関する調

| 区分                   | 選挙<br>区数 | 無選<br>票区<br>の数 | 自由<br>民主<br>党                                            | 民<br>主<br>党 | 公<br>明<br>党 | 自<br>由<br>党 | 日本<br>共産<br>党 | 社会<br>民主<br>党 | 改<br>革<br>ク<br>ラ<br>ブ | 参<br>議<br>院<br>ブ | さ<br>き<br>が<br>け | 第<br>二<br>ラ<br>院<br>ブ | 自<br>由<br>連<br>合 | 諸<br>派 | 無<br>所<br>属 | 合<br>計 |
|----------------------|----------|----------------|----------------------------------------------------------|-------------|-------------|-------------|---------------|---------------|-----------------------|------------------|------------------|-----------------------|------------------|--------|-------------|--------|
| 議員                   | 29       | 7              | 7                                                        |             |             |             |               |               |                       |                  |                  |                       |                  |        | 3           | 10     |
| 無投票の<br>選挙区名<br>及び定数 |          |                | 駿東郡 2、熱海市 1、伊東市 1、島田市 1、御殿場市 2、<br>袋井市・周智郡 2、天竜市・磐田郡北部 1 |             |             |             |               |               |                       |                  |                  |                       |                  |        |             |        |

## 第2節 政党

### 第1項 自由民主党

#### 357 〔第66回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告〕 1993・8・12

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第66回自由民主党静岡県連大会資料 平成5年度』、2～4頁

#### 党情報告

自由民主党静岡県支部連合会

幹事長 佐塚 重義

〔前略〕最初に、去る六月十四日、斉藤知事の突然の辞意表明はまさに晴天のへきれきでありました。と同時に政治家はこうあるべしとのお手本の様な潔い進退でありましたが、二十一世紀の本県のあるべき姿をデザインして出された県総合計画・中期発展プランを掲げての各種大規模プロジェクトの構想が実現に向かって着々と進みつつあることを考えると誠に残念のきわみであります。

わが党は直ちに後任候補の人選に入ることとし、役員会において①県連を分裂させない、②斉藤知事の打ち上げた大規模プロジェクトを推進する、③県議会の他会派と協調できる候補を擁立するとの方針を決定し、県議団総会、国会議員団会議、又市町村支部代表者会議や各種友好団体にもご説明申し上げるとともにご意見を賜りながら党機関による公正な選考制度に則り、最終的には六月二十八日、県連総務会において、石川嘉延君を推薦候補に決定致しました。推薦候補決定以来本人と友好支援諸団体の努力もさることながら、わが党組織の全面的活動によってご承知の通りの結果となりました。〔中略〕

次に、中央政界における新党結成や総選挙との関係で県議会における勢力分野も変化しました。総選挙前までは、わが党五十四名でしたが、二名が衆議院選に転進、十一名が離党されました。

その後補欠選挙で当選された三島市選出の瀬川芳孝君、沼津市選出の川口久一君が入会され、現在四十三名で党県議団を組織し活動しているところであります。〔後略〕

### 358 〔第 67 回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告・政務調査会活動方針〕

1994・3・30

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第 67 回自由民主党静岡県連大会資料 平成 6 年度』、2～5、14～16 頁

#### 党情報告

幹事長 渡辺 新作

〔前略〕今回の改革により、およそ七十年間も続いた中選挙区制が小選挙区比例代表並立制に変わります。これまでの制度では、候補者が四或いは五番目までに入れば当選できましたが、これからは一番にならなければ当選できません。候補者にとっては、自分自身の全人格をためられるという辛い、厳しい選挙となります。

しかし、小選挙区制のもとでは、選挙運動の実態もこれまでの個人中心の選挙から政党中心・政策本位の選挙へと変えなければなりません。この上は、党営選挙の観点から党本部と県連との連携が一層重要となり、本大会を契機に党員の結束を誓い合い、これからの難局に全力を尽くす決意であります。〔中略〕

組織・広報関係についても若干ご報告申し上げます。

県議会におけるわが党勢力であります。昨年十月福島栄君が離党し、現在四十二名で県議団を組織し、活動しているところであります。

県政を担う責任与党として、県民の負託に応えるため幅広く組織活動を展開してまいりましたが、昨年夏以降、他党の浸食による党員の離党現象が一部地域において見られ、昨年の党員数は六万九千八百八名となりました。

〔中略〕

#### 政務調査会活動方針（案）

〔前略〕さて、静岡県政についてであります。我が党は、未曾有宇の不況下で県税収入の大幅な減少が予想される中ではありますが、景気対策と県民生活の向上のために、平成六年度の当初予算編成に当って最大限の努力をしてまいりました。特に、本県経済は、長引

く景気の低迷に加え、本県の基幹産業である自動車、電気機械等の輸出関連産業は大きな打撃を受け、また、製造業の雇用調整等により、雇用情勢は依然として厳しい状況が続くなど、県民生活に不況感が重くのしかかっていますが、我が党は、このような状況を十分勘案し、景気回復対策を引き続き県政の最重点課題に据えて予算編成を行うよう強く求めてまいりました。その結果、静岡県では、我が党の要求を全面的に取り入れ、現在の経済社会状況をしっかり見極めながら、国の総合経済対策に対応して、公共投資や中小企業向け金融支援の拡大など、当面する景気対策中心に、また、二十一世紀に向けた豊かで潤いのある静岡県づくりを進めるための社会資本整備を積極的に進めることとするなど、将来の県勢発展のための芽となる施策の展開にも十分配慮された予算編成になっています。

予算規模を見ますと、県税収入が三年連続で前年度を下回ることが予測されるなど、過去に例のないほど厳しい財政状況の中で、前年度を六%上回る一兆千八百五十五億円の積極型予算となっています。

この予算の重点は、従来の県士づくりの骨格である大規模プロジェクトに大幅な予算づけを行ったということです。すなわち、静岡空港に百五億円、第二東名関連事業に五十億円、小笠山総合運動公園に九十五億円、音楽公園に二十一億円、こどもの国に九億円、東静岡地区都市拠点整備事業に二十五億円が配分されています。また、景気対策の面で見ると、公共工事の拡大をはじめ、商工業、農林水産の振興対策、中小企業向け各種融資制度の大幅拡充、貸出し金利の引き下げを行ったほか、平成九年の完成をめざした医療福祉系県立大学の新設や高度医療の充実、高齢化社会対策、特に特別養護老人施設の増設をはじめとする各種社会福祉施設の整備充実、在宅福祉の充実対策やホームヘルパーの増員・活動推進等、衛生・福祉面にも十分力点を置いた予算となったのであります。〔後略〕

**359 〔第 69 回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告・政務調査会活動方針・組織委員会活動方針〕 1995・5・12**

自由民主党静岡県支部連合会蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第 69 回自由民主党静岡県連大会資料 平成 7 年度』、2～4、17、19 頁

**党情報告**

幹事長 遠藤 榮

〔前略〕 先ず統一地方選挙についてであります。県議会議員選挙に関しては、政治改革法改正による新しい公職選挙法のもと、新進党との新たな対決を含めて、激しい選挙戦が予想されたため、必勝の決意のもと、昨年十一月候補者選考五原則を設定致しました。以来

市町村支部とも調整と協調をはかりつつ、厳格な候補者選考作業を実施し、県議会過半数の議席確保を至上命題に、わが党の候補四十八名で選挙戦に突入しましたことは、各位ご承知の通りであります。わが党候補はいたる選挙区で激戦を展開し、善戦したのでありますが、結果として目標に今一步及ばず、過半数三十九議席を一つ下廻る三十八議席となったのであります。幸い、その後二名の県議同志相寄り「自由民主党・県民クラブ県議団」として過半数を越える四十名の統一会派が結成できましたので、静岡県政においては引き続きわが党主導の県政運営ができることとなりました。〔中略〕

次に、この一年間で政治的に大きな動きがありましたことは、昨年政治改革四法が国会で可決され、衆議院選挙に中選挙区制が廃止され、小選挙区比例制が導入されたことあります。〔中略〕静岡県は九つの選挙区となり、東海ブロックで二十三人の比例候補当選となります。第一回目の選挙については、候補者は現職・元職優先で党本部に公認決定権があり、しかも新しく創設された自由民主党の機関であります選挙区支部長に就任するという制度であります。現在迄に一区・戸塚進也君、二区・原田昇左右君、三区・柳沢伯夫君、五区・斉藤斗志二君、六区・栗原裕康君、七区・木部佳昭君、八区・塩谷立君、東海ブロック比例・大石千八君が決定し、残る選挙区は新人擁立予定の四区・九区のみとなっております。早急に県内全選挙区の候補を決定し、早期に選挙体制の確立を図りたいと存じております。

〔中略〕

### 政務調査会活動方針（案）

一昨年八月、党の分裂によって下野し、約一年間の野党生活を送ったわが自由民主党は、昨年六月、社会党・新党さきがけと連立政権を組み、村山内閣を誕生させた。

この組み合わせに当初は大変な非難があったが、以後三党による政策調整が進み、社会党は国歌としての君が代、国旗としての日の丸を認め、日米安保条約・自衛隊の存続・PKO派遣・消費税UPも、この一年間で認めたのである。以前でしたら大論争が起り国会が空転するような戦後一貫しての懸案事項が次から次へとまとまり、また平成七年度の国の予算も年度内にスムーズに通過したのである。〔以下略〕

### 組織委員会活動方針（案）

〔前略〕女性部としては、新しい選挙制度に対応して、選挙区支部・市町村支部に女性部を完全設置し、女性の声を支部活動に反映させていくとともに、女性友好団体・女性職域支部との連携を強化し女性に関する施策の推進に役立てる。〔後略〕

自由民主党静岡県支部連合会

『第70回自由民主党静岡県連大会資料 平成8年度』、18～19頁

## 組織委員会活動方針（案）

〔前略〕

### 一、職域支部の育成強化

県連では、平成六年に職域支部を認めその設立に着手し今日までに大樹支部（特定郵便局）・看護連盟もくせい会・静岡県ときわ会・静岡県救世支部・静岡県宅建支部の五つの団体が設立を完了し、続いて五団体がその準備を行っている。県連では、従来からの地域支部との調整をはかりつつ職域支部の育成強化をはかっていく。

## 361 〔第72回自由民主党静岡県連大会 党情報告〕 1997・3・24

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第72回自由民主党静岡県連大会資料 平成9年度』、2～4頁

### 党情報告

幹事長 森 竹治郎

〔前略〕 先ず最初に、昨年十月に執行された衆議院総選挙についてであります。〔中略〕

本県では九選挙区のうち、第二選挙区の前田昇左右氏、第三の柳沢伯夫氏、第五の斉藤斗志二氏、第七の木部佳昭氏の四選挙区で勝利を収め、比例代表の復活で第六の栗原裕康氏が当選、純粋比例代表で杉山憲夫氏、大石秀政氏が当選し、県内計七議席を確保することができました。残念ながら一区、四区、八区、九区は涙をのみました。〔中略〕

しかしながら、今回の総選挙で、全国に九十九の空白選挙区が生じ、うち県内では一、四、八、九区の四選挙区が含まれ、現在これらの選挙区支部長は辞表を党本部に提出しているところであり、本年四月から六月を目途に、次の選挙を戦い抜ける新しい選挙区支部長を決定する方針を打ち出しております。〔後略〕

## 362 〔第74回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告〕 1998・3・30

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第74回自由民主党静岡県連大会資料 平成10年度』、2～7頁



## 党情報

幹事長 奥之山 隆

〔前略〕その職域支部も、本年一月遺族連盟支部が結成されて、県内では十三支部目となりました。職域支部が増え、党員が増えることについては喜ばしいことではありますが、ただ若干問題になる点は、党本部の党費徴収制度上、職域党員名簿や職域党費が、市町村支部や小選挙区支部に入らないことであります。市町村支部や小選挙区支部から見れば、市町村内に党員がいるのに連絡がつきにくく、支部の事業にも出席が無く、場合によっては市町村支部党員が職域支部党員にくら変えしてしまう例も見受けられます。小選挙区支部にとっても大事な衆院選の時に支援を求めようにも思うように連絡がとれず、幽霊党員扱いとなっているのが現状であります。職域支部が扱う党費徴収用紙に、市町村支部や小選挙区支部を含めるよう、そしてそれに見合った党費配分もするよう、現在党本部に改訂を求めているところであります。〔後略〕

### 363 〔第75回自由民主党静岡県連大会資料 党情報〕 1998・7・25

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第75回自由民主党静岡県連大会資料 平成10年度』、2～3頁

## 党情報

幹事長 奥之山 隆

〔前略〕次の報告は、静岡県議会にむける無所属県議会議員のわが党への入党についてであります。この参議院選挙に先立つ去る五月、三島市選出の大村雅彦君、富士市選出の植田徹君、静岡市選出の天野進吾君の三名が、それぞれ所属の自民党支部の了承も得て自民党へ入党し、県議会定数七十八名中、自民党所属県議は四十六名となりました。これを契機に全員が自民党となりましたので、県議会会派名もすっきりした方がいいということになりまして「自由民主党・県民クラブ県議団」から「自由民主党静岡県議団」に、本来の姿に名称変更致しました。〔後略〕

### 364 〔第76回自由民主党静岡県連大会資料 党情報・組織委員会活動方針〕

1999・5・17

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第76回自由民主党静岡県連大会資料 平成11年度』、2～3、19～20頁



## 党情報告

幹事長 宮田 行正

〔前略〕 先ず統一地方選挙についてであります。県議会議員選挙に関しては、新進党が崩壊していくつかの新党が出現し、この直近の選挙においては民主党が中央での野党第一党となっており、県内選挙においては、旧民社党や旧社会党系そして公明党が連合静岡を機軸に結束し、わが党との新たな対決軸となったのであります。

わが党はこうした状況のもと、自由民主党の党勢拡大、空白選挙区の解消、衆議院八区補欠選挙の支援を念頭に、市町村支部との協議の上、公認候補四十三名・推薦候補十一名の計五十四名を擁立し、選挙戦に突入しました。

わが党候補はいたる選挙区で激戦を展開し、最後迄当落の予想もつかない程の選挙戦でしたが、結果として県議会七十八議席のうち、過半数を二議席上回る四十一議席を確保しました。当選直後一名のわが党への入党県議があり、四十二名で「自由民主党静岡県議団」が発足しましたので、静岡県政においては、引き続きわが党主導の県政運営ができることとなりました。

〔中略〕

### 組織委員会活動方針（案）

我が党県連は、今年の統一地方選挙に於いて全国的に多党化が進行し自民党が過半数割れする県の続出する中で、過半数を超える議席を確保することができた。これは、我が党が徹底した自己改革を推進して、県民の信頼回復に全力を傾注してきたことと、全国の党組織の中で唯一、全県一本化した組織の整備強化に取り組んできた、党员一人ひとりの努力に他ならない。

昨年末の県連所属党员は、七万六千八百四名であるが、その内容を見ると問題点がいくつか指摘される。その一つは、市町村支部に於ける党员の減少である。県連では、最高時十一万人を越す市町村支部所属党员を持ち、活発な行動を展開していたが、職域支部の発足や、選挙区支部支部長の落選等の影響もあって、市町村支部所属の党员は四万百八名に減少している。〔後略〕

## 365 〔第77回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告・組織委員会活動方針〕

2000・3・27

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第77回自由民主党静岡県連大会資料 平成12年度』、2～4、18頁

## 党情報告

幹事長 大橋 正己

〔前略〕また県政におきましても、昨年十二月、県政クラブ県議団五名と統一会派を結成し、名実共に四十七士の団結をもって、二十一世紀の県政の創造に邁進して参る所存であります。

次は、次期衆議院選挙についてであります。

任期満了日を本年十月十九日に控え、いよいよ焦眉の急であります、われわれ県連は、全選挙区に候補者をたて必勝態勢を構築してまいります。

しかしながら、現在のところ数選挙区において厳しい問題点を抱えています。例えば一区においては、戸塚進也支部長に対抗する形で自民党籍を有する候補が出馬準備を進めているところであります。更に当該区は四党五名の立候補が噂され、いよいよ混迷の度を深めているところであります。

次に六区・七区については、六区の現職であり支部長でもある栗原裕康代議士が一月中旬、突如七区に転出・出馬する旨が声明され、六区の支部長辞任届が提出されたのであります。ご案内の通り七区には本部佳昭支部長が在職されているところであり、このまま膠着状況が進めば、自民現職同士の戦いとなる可能性があり、更に加えて、県連執行部の松本義廣政調会長も出馬の意向に有り、県連と致しましては、誠にもって頭痛の種であります。〔中略〕

一方、東海比例代表選挙についても問題を抱えているのであります。昨年末、ご案内の通り比例の議席が二十削減する法案が通過し、東海ブロックでは全体で二十三から二十一議席となります。前回選挙でわが党は東海地区で純粋比例四・惜敗比例四の八議席を獲得しておりましたが、今回この純粋比例の自民党候補に愛知では五名、岐阜一名、本県は現職の杉山憲夫・大石秀政の両代議士、及び新人の倉田雅年氏が準備しているさ中にあり、実質最大四つの席に九名が名乗りを上げ、順位について激しい攻防が予想されます。

しかし昨年の全国幹事長会議において、公認候補の決定は解散後すみやかに党本部で決定する、とのことであります。

今私達は、公認候補の決定というこの重要な選衡の場に、残念乍ら全く関与できない本部機構に、少しでもわれわれ県連の意向を斟酌いただきたく、既に選対小委員会を設置し、県連の意志を出来る限り上申して参りたいと考えているところであります。

〔中略〕

## 組織委員会活動方針（案）

〔前略〕我党県連は、昨年、六万七千五〇〇名の党員の獲得をしたが平成十年の党員数を九千三百四名下回る結果となった。県連では、この三ヶ年間その問題点として指摘される

最大のものとして、市町村支部党員の減少があげられます。県連では最高時十一万人を越す市町村支部所属黨員を持ち、活発な活動を展開していたが、職域支部の発足や、選挙区支部長の落選や移動等の影響もあって、市町村支部所属の黨員は、三万七千名に減少している。〔後略〕

## 第2項 日本社会党・社会民主党

### 366 〔日本社会党静岡県本部 第89回臨時大会議案〕 1995・11・23

静岡社会文化会館所蔵

日本社会党静岡県本部

「第89回県本部臨時大会 一九九五年十一月二三日 クーポール会館」

#### 日本社会党静岡県本部 第89回臨時大会

〔前略〕

<議題>当面の活動計画について（案）

##### 1. はじめに

私たちは、中央・地方を問わず、いま、重大な選択と決意のときを迎えています。

それは、いうまでもありませんが、新しい政治勢力の結集－新党－へ向けて決断するときに至っているからであります。また、他党と比較しても大きく立ち遅れている総選挙への取り組みを、真剣に強化すべき切実な情勢に直面しているからであります。

新しい政治勢力の結集－新党－については、中央執行委員会が、大会決定をうけ具体的にすすめていくため10月31日次のとおり決定しました。

- ① 「新しい政治勢力結集呼びかけ人会議」が新党結成準備会をつくることを了承する。
- ② 党は新党結成準備会に積極的に参加していく。
- ③ 新党さきがけやりばらルフォーラムなど諸潮流に対する誠意ある働きかけを継続し、結成準備会に席を空けておく。
- ④ 村山委員長と久保書記長が更に連携を強めてすすめていく。

それらの決定に応じ11月10日新党結成準備会が発足しました。今後は結成大会の決定を始め具体的な事項がすすめられていくものと思います。

したがって、私たちは、中央における新しい政治勢力の結集－新党－への参加によって、自民党・新進党の新旧保守政党とは違う政権を担える政党を地方で支えていくべきときになりました。それ故、私たちはその立場を選択し前進していくこととします。〔以下略〕

##### 2. 新しい政治勢力の結集－新党－づくり

- ① 中央で新党が結成されたときはその新党に参加することとします。それに向けての県内における幅広い勢力や個人の結集について最大限の努力をおこなっていくものとします。

ただし、その結果が時間的に困難であった場合、党と支持労組、支持団体を中心に新党（静岡県連合）を結成し、中央に新党に参加していくこととします。同時に幅広い勢力や個人の参加をさらに求めていくものとします。

- ② 新党への参加は、中央における結党大会後可能な限り早い段階に、県段階の結成大会の開催によっておこなうものとします。

### 3. 総選挙への取り組み〔略〕

### 4. 結び

私たち日本社会党は、1945年の結党以来、社会的公正と平和、基本的人権の確立、国際民主主義の実現を求めてきました。その憲法理念に依拠して政治・政策を追求してきた党の政治姿勢は、国の進路と政策、国民の皆さんの生活の向上に大きい役割を果たしてきました。

いま、戦後50年、社会党結党50年の節目に当たり、改めて党の50年の歴史をふりかえり、その歴史に誇りを持ち、新しい政党に継承する新たな行動を開始しなくてはなりません。

そのため、私たちは、先輩の遺産を引継ぎ、民主主義を発展させるため、民主主義・リベラルの党を結成することを鮮明にし、その実現によって、国民の皆さんの期待に応えていく決意を、ここに表明するものであります。

以上。

## 367 〔社会民主党静岡県連合 第2回臨時大会議案〕 1997・4・13

静岡社会文化会館所蔵

社会民主党静岡県連合

「社会民主党静岡県連合第二回臨時大会 一九九七年四月十三日 クーポール」

### 第3号議案

#### 当面する県連合の運動方針（案）について

#### ●社会民主党静岡県連合

##### 1. この方針の意味について

党全国連合は、4月19日・20日に第3回定期全国大会を開催し、年末までの運動方針を決定することとなっています。この方針の基本は、全党を挙げて新たな飛躍をはかることにあり、そのため党が目指す方向と具体的方針を提起しています。私達は、その方針を

補強しつつ支持する立場をふまえ、かつ、方針の実践を忠実に積極的にはかりたいと思います。

その方向をふまえるに当り、現在私達を取り巻く情勢の特徴にふれば次の通りです。

第1は、「民主党静岡」が結成され、各選挙区にも組織がつくられようとしていることです。第2は、連帯する静岡県労働組合会議が方針を転換し事実上民主党に主軸を移す方向を明らかにしたことであります。第3は、党活動は停滞し、党員の減少が続いている党内の状況であります。

それらは深刻にとらえ真剣な対応が求めら〔れ〕ているものといわなくてはなりません。したがって、全般に及ぶ本格的な方針は予定されている6月末の県連合定期大会で提起することにしますが、それまでの間の、情勢の特徴への方針を中心とした私達の取り組みをここに提起します。

## 2. 具体的方針について

①「民主党静岡」の結成に伴う私達の対応は、先に示した「静岡県連合としての当面の組織上の方針について」の通り、私達は「友好関係の保持に努める」こととしつつも、将来の社会民主主義、民主主義、リベラル勢力の大結集への核をつくる意味からも「党員の結束と党組織の活性化、党員と党組織の拡大に、手段をつくして努力していく」ことを明らかにしています。〔以下略〕

②連帯する県労組会議は、「1997年度活動方針」で社民党との関係は「定期協議」から「定期的協議」になり、「政策協議を基軸にした協力関係」とし、民主党との関係は「日常的に連帯し」「組織づくりに協力していき」「入党活動については『民主党の育成と飛躍』という立場でとりくむ」ことを明確にしました。〔以下略〕

③現在、残念ながら党内は、総じて無気力、無活動、惰性で党の存在を保持しているといっても過言ではありません。その主要な原因は、党全国連合のこれまでの新党を巡る混乱にあったといえましょう。しかし今、党全国連合も総選挙を経て、新しい方針を示す体制となってきました。

それだけに、それに呼応し、私達は党全国連合の方針に沿いつつも、その指導をまつのではなく、自主的、積極的に運動を展開していくべきであります。

〔中略〕

以上は、限られた期間での運動方針の重点として示すつもりですが、私達の取り組むべき課題はそれらに限りません。課題は多くあります。困難もつきません。

しかし、私達は、これまでの社会党時代から今日まで、日本の平和や民主主義、勤労者の権利と利益を護りたたかってきた、ただ一つの党であった誇りと自信を持ち、改めて、護憲の党、勤労者の党、庶民の党なる社会民主党へ、全党員がそれこそ一致結束し、この



方針の実践によって前進していこうではありませんか。

以上

**368 〔社会民主党静岡県連合第3回定期大会 1996年度経過報告〕 1997・6・22**

静岡社会文化会館所蔵

社会民主党静岡県連合「社会民主党静岡県連合第3回定期大会」

**1996年度経過報告**

〔前略〕

**1. さわやかネットしずおかについて**

私たちは第1回定期大会では「新しい決意、新しい出発、新しい党へ」を大会スローガンにして、新しい政治勢力の結集、新党づくり、総選挙態勢づくりを中心にして活動していくことを決定し、党規約も全面的に改定しました。また、県連合のなかに「新党準備会」を設置し、連帯する県労働組合会議などと「新党結成準備会」をつくってきました。

1996年4月17日には県内の新党準備会組織「さわやかネット・しずおか」を発足させ、党から代表委員に酒井邦夫・松岡紋子副代表、主査に寺田伊勢男幹事長が就任しました。「さわやかネット」は中央段階で新党ができた時には中央新党に合流できる組織として、社民党、自治体議員団、連帯する県労働組合会議、電機連合、金属機械や福祉団体、女性団体、県勤労者協議会などにも働きかけた幅広い結集体をめざすことになりました。

「さわやかネット」では「基本理念・地域政策部会」「党運営（党則）部会」「運動推進部会」を設置し、討論を積み重ねてきました。「基本理念・地域政策部会」では地域政策づくりに向けて各分野の専門家をリストアップし、「アドバイザー会議」への参加を働きかけてきました。また、新しい政治勢力の結集を呼かける「県民へのアピール」も8月上旬には配布できるように作業をすすめてきました。

しかし、中央段階で「民主党」の誕生や民主党をめぐる様ざまな状況の変化〔の〕なかでわが党と単産・単組との関係に亀裂が入り、新党問題は事実上棚上げ状態となり、「さわやかネット」の活動も機能停止の状態となりました。しかし、この間の取り組みは結果として実りませんでした。私たちがめざした新しい政治勢力の結集へ理解と協力が得られたことは評価しなくてはなりません。これからも政界再編への動きが出てくると思いますが、「さわやかネット」のなかでの教訓〔を〕活かし、市民と一緒に政策づくりをすすめていく必要があります。

**2. 第41回衆議院選挙について**

〔前略〕



## 2-1 新党問題と選挙情勢

鳩山、菅、岡崎氏らによる「民主党」結成の呼びかけに対して全国連合は、『「民主党創設」に対するわが党の見解』を発表し、党として民主党への合流を示唆しました。しかし、衆議院選挙候補者をめぐる「選別公認」「特定政治家の排除」などが表面化し、党は一転して「総選挙は社会民主党としてたたかう」とする新たな「見解」を発表しました。

これまで「総選挙は新党でたたかう」といつてきた方針を転換したことで主要労働組合が一斉に反発し、目前に迫った総選挙は民主党支援を基軸にしてたたかうことを決め、社民党については地域事情・組織事情によって個別に対応することを決定しました。これにより従来から続いていた党と労働組合との支持・協力関係は大きく崩れることとなりました。

## 2-2 静岡県内での動き

連帯する県労働組合会議は、中央段階の合同単産代表者会議や都道府県連帯する会代表者会議の決定を受けて選挙区・比例区とも民主党支援を基軸にしてたたかうことになり民主党公認の1区牧野聖修、6区渡辺周の両候補を推薦することになり、民主党候補者がいない5区・7区では個別対応という形でわが党の前島秀行、菊地董の各候補者を推薦してたたかうことになりました。

党は5区では現職の前島秀行氏、7区で新人の菊地董氏を公認候補として擁立、独自候補を擁立できなかった1区で民主党公認の牧野聖修氏、6区で無所属新人の桜田光雄氏を支持してたたかいました。結果は各候補者とも当選できませんでしたが、比例区選挙で前島氏が当選したことで、党は東海ブロックで唯一の議席を確保することができました。〔後略〕

## 第3項 民主党

### 369 民主党静岡県総支部連合会設立大会議案書 1998・10・23

国民民主党静岡県総支部連合会所蔵

民主党静岡県総支部連合会『民主党静岡県総支部連合会設立大会議案書』、1～5頁

〔前略〕

第1号議案 民主党静岡県総支部連合会規約

第1章 総則

<名称>

第1条 本組織は、民主党静岡県総支部連合会（略称を民主党静岡とし、以下「県連」という。）と称し、事務所を静岡市に置く。

<目的>

第2条 県連は、民主党の基本理念とそれに基づく政策の実現を図ることを目的とし、共同参画を基調とする分権型ネットワーク政党をめざす。

第2章 党員・サポーター

<党員・サポーター>

第3条 ①党員は、目的に賛同する18歳以上の個人で入党手続きを経た者とする。

②党員は、党の活動及び政策形成、決定などに参画し、討議に参加することができる。

③党員は、本規約を守り、党費を納め、党の活動に積極的に参加しなければならない。

④サポーターは、党の目的に賛同する個人・団体で、諸活動においてサポーターとして登録をおこなったものとする。

<党費>

第4条 党費は、次の各号に掲げる党員の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- |                                       |         |
|---------------------------------------|---------|
| 1) 一般党員                               | 年額千円    |
| 2) 賛助党員（党の財政運営に特別に寄与する党員をいう。）         | 年額6千円   |
| 3) 議員党員（国会議員、県議会議員又は市町村議会議員である党員をいう。） | 別に定める金額 |

〔中略〕

第4章 組織

<基本組織>

第10条 県連は、次条に基づき設置される支部の連合体であり、静岡県における政治課題を中心に、支部と協力して活動する。

<支部>

第11条 ①衆議院小選挙区ごとに小選挙区総支部をおく。

②衆議院、参議院の比例区選出議員及び参議院の選挙区選出議員は、別に総支部を設けることができる。

③市町村、その他一定の地域または職域を単位として支部をおくことができる。

<共同活動グループ>

第12条 県連および支部は、民主党の理念と政策に共鳴する市民および市民団体等によって構成される共同活動グループと協力し、ネットワークを形成して活動する。

〔以下略〕

第2号議案 民主党静岡県総支部連合会平成9・10年度活動計画

## 1. 基本方針

下記の基本理念を実現するため、党基盤を確立するとともに、統一地方選挙および衆議院総選挙の準備を進め、政権獲得を目指す。

(民主党の基本理念)

- ①透明・公平・公正なルールに基づく社会を目指す。
- ②経済社会においては市場原理を徹底する一方で、あらゆる人々に安心・安全を保障し、公平な機会の均等を保障する、共生社会の実現を目指す。
- ③中央集権的な政府を「市民へ・市場へ・地方へ」との視点で分権社会へ再構築し、共同参画社会を目指す。
- ④「国民主権・基本的人権の尊重・平和主義」という憲法の基本精神をさらに具現化する。
- ⑤地球社会の一員として、自立と共生の友愛精神に基づいた国際関係を確立し、信頼される国を目指す。

## 2. 重点事項

### 1) 組織

小選挙区総支部、市町村支部、職域支部等の支部を、できるだけ速やかに県内全域にわたって設置する。

### 2) 党員獲得・ネットワークづくり

- ① 支持組織内だけでなく、市民・女性・青年等の間に幅広く党員・サポーターを獲得する。
- ② 経済団体、労働団体、市民団体、NPO・NGO等さまざまなグループと、目的を同じくする点で協働するネットワークをつくる。
- ③ 民主党所属議員だけではなく、協力可能な地方自治体議員が幅広く参加するネットワークをつくる。地方自治体議員の政策研究と意見交換のために地方自治体議員フォーラムを開催する。〔後略〕

## 第4項 公明党

### 370 公明静岡県本部結成宣言（案） 1994・12・18

公明党静岡県本部所蔵

公明静岡県本部「第1回公明静岡県本部大会H6.12／8労政会館6F、  
第2回県本部大会H7.12／10 総合社会福祉会館6F」

一、私たちは、県議会議員、市町村議会議員を中心とする政党「公明静岡県本部」をここに結成した。公明静岡県本部は、地方政治で多彩な成果を上げた公明党三十年の歴史

と伝統を、しっかり引き継ぐものである。

- 一、私たちの前身である公明党は、地方から出発し、生活の場を原点として考え行動してきた草の根の庶民の党である。大衆とともに語り、大衆のために戦い、大衆の中に死んでいくを立党精神とし、常に庶民の側に立って、個人の幸福と社会の繁栄が一致する理想社会の建設のために戦いつづけてきた。この戦いを、私たちは全面的に継承する決意である。
- 一、私たちが政策の目標とするところは、「生活の質の向上」である。私たちが掲げる地方の党とは、単なる地元エゴの党のことではない。地球規模の政策視野と、一人の庶民を大切に作る心とを、一体に結ぶ政党のことである。私たちは、あらゆる階層の広範な県民の皆さまと手を携え、平和、人権、自由、環境を大切にする広い意味の福祉社会を建設していく上で、地方政治の中心的な力になって積極的に政策を実現していきたい。
- 一、「改革は地域から」始まる。明治維新以来百二十余年、日本は、中央主導型で社会を発展させてきた。しかし、時代は一大転機を迎えている。地域社会こそは一切の活力の源泉である。ゆえに私たちは、いわゆる三割自治を打破し、徹底した地方分権を推進することによって新しい日本を築いていく。

右、宣言する。

一九九四年十二月十八日

### 371 【第2回公明県本部大会 第一号議案】 1995・12・10

公明党静岡県本部所蔵

公明静岡県本部「第1回公明静岡県本部大会H 6. 12 / 8 労政会館 6 F,  
第2回県本部大会H 7. 12 / 10 総合社会福祉会館 6 F」

#### 第一号議案

はじめに

昨年十二月、私たちは、地方議員を中心とした草の根の党、「公明」を結成し、静岡県本部の新たな出発をいたしました。そして時を同じくして我が国の政治史上、二大政党時代への新しい展望を切り開く、新進党が誕生いたしました。〔中略〕

さて本日の県本部大会にあたり、この一年を振り返りつつ、来年度の活動について申し上げます。

本年の選挙結果

- 一 四月の統一地方選挙の結果

県議会 四名 市議会 三十七名 町村議会 十一名 合計 五十二名全員当選

二 統一外選挙の結果

市議会 七名 町議会 二名 合計 九名全員当選

三 参議院選挙静岡選挙区において、新進党公認・鈴木まさたか氏と政策協定を結んで推薦決定し、全力で支援した結果、当選を獲得、ここにあらためて、ご支援にたいしまして、御礼を申し上げます。

次に、「地域からの改革運動」の取り組みについて申し上げます。

一 意見書提出運動について

本年我が県本部は、ボランティア活動、産業の空洞化対策、新産業の育成等の緊急課題を統一テーマに選び、全県的に展開してまいりました。その結果、多くの議会で意見書の成立を見、制度実現の大きな推進力となりました。来年度も統一テーマについての推進をお願いすると共に、地域独自の課題についても積極的にテーマを発掘し、他党に先駆けて意見書の提出をお願いするものです。

二 一議会一提案運動について

今後、各議会において、定例会毎によく議論し、ユニークな提案を心がけてその実現をはかるよう、お願いいたします。

三 市民相談について

本年の御相談件数は 一〇,六六〇件

市民相談は、我が公明の伝統であり生命線でもあります。今後も真剣な姿勢で、これに取り組んでまいります。

四 公明新聞購読者拡大運動の推進

本年の年間啓蒙部数は 一,一六七部

現在、県下で 一一,一七三部のご愛読をいただいております。〔後略〕

**372 第一号議案 第三回公明党静岡県本部大会活動報告 2000・11・18**

公明党静岡県本部所蔵

公明党静岡県本部『第3回党全国大会・第3回県本部大会 2000』

一九九八年（平成十年）十一月七日、新しく公明党が結成され、一九九九年（平成十一年）十月五日自由民主党・自由党と連立政権を樹立しました。その後枠組みが自由党から保守党に変わりましたが、その体制は現在に至っております。

この間、わが静岡県本部は議員・党員の皆様の地道な活動によって数多くの実績を積み

上げてまいりました。

本日の党大会にあたりまして、この活動のご報告をさせていただきます。

#### 一、選挙の結果

##### ① 平成十一年統一地方選挙

平成十一年第十四回統一地方選挙における県議会選挙において、四選挙区に六名が立候補し全員当選。静岡市・浜松市選挙区で各一議席、合計二議席増を果たしました。

さらに十三市・十一町・一村において四十八名が立候補し全員が当選。豊田町では初の議席獲得となりました。

##### ② 平成十一年統一外地方選挙

焼津市・袋井市・伊東市・南伊豆町・大井川町の三市二町の各選挙において、九名が立候補し全員当選いたしました。

##### ③ 衆議院総選挙

平成十二年六月二十五日執行の第四十二回衆議院総選挙においては、小選挙区静岡第一区に大口善徳氏が立候補しました。結果は得票数五万五千九百七十六票、前回比七千三百二十六票増、得票率二十三・二四％を獲得しましたが、惜敗いたしました。

##### ④ 平成十二年統一外地方選挙〔後略〕

### 第5項 日本共産党

#### 373 〔日本共産党静岡県議会議員団の実績 発行にあたって〕 1999・3・15

日本共産党静岡県委員会所蔵

日本共産党静岡県議会議員団『県政資料 一九九五・六～一九九九・二 -日本共産党静岡県議会議員団の実績- 県民不在の「逆立ち政治」をただす 「住民が主人公」の県政めざして活動』

#### 発行にあたって

地方自治体の仕事の第一は、日本国憲法と共に誕生した地方自治法に明記されているように、「住民の安全、健康、福祉」を保持することです（法第二条三）。

ところが静岡県政は国に追随、分不相応な大型プロジェクトに熱中し、借金を積み重ね、来年三月の残高は二兆四百八十五億円が見込まれ、三年間の借金返済である公債費は一般会計だけでも五千二百億円に及びます（「中期財政試算」）。スーパーゼネコンへの奉仕で、



自らがつくりだした財政危機のツケを住民福祉、教育の切り下げや公共料金の値上げに転嫁するという文字通り県民犠牲、県民不在の「逆立ち政治」です。

一方、日本共産党県議会議員団は、オール与党に支えられた「逆立ち政治」に抗して、「住民が主人公」の県政をめざし、当面の重要課題として――

- ①静岡空港の建設を中止し、ゼネコン奉仕から県民生活密着型に公共事業のあり方を変えること。
- ②全国最低クラスの福祉予算を大幅に増額すること。
- ③中小企業、地場産業、観光、農林漁業等の育成と振興、中山間地対策の強化をはかること。
- ④ダイオキシン対策や自然・環境対策を充実させること。
- ⑤地震や原発、交通事故から県民の安全をまもること。
- ⑥女性の社会進出と地位向上を支援すること。
- ⑦少子化対策、高齢者対策と共に障害者に優しいまちをつくること。
- ⑧どの子もすこやかに成長できる、ゆきとどいた教育を実現すること。また耐震診断の結果に基づき、危険校舎については、早期に建替え、耐震補強を実施すること。
- ⑨県民参加と徹底した情報公開で開かれた県政をすすめること。
- ⑩東富士演習場での米海兵隊実弾射撃訓練反対と米軍基地の早期全面返還、浜松基地へのAWACS配備反対、米核搭載可能艦船の県港湾への入港反対、「非核平和」の静岡県をつくること。を掲げ奮闘してきました。

この四年間、私たちは、議会の行政に対するチェック機関としての役割を前提として①住民の目線でとらえ、②住民の要求、困難を解決して実現する努力、③産業政策など地域経済の諸問題に目をむける、④行政側の住民の利益にたいする攻撃を見逃さない、⑤国会議員、市町村議員との連携をつよめる、⑥自治体当局・職員の要望・要求も重視する、⑦他会派の議員との共同の努力、等々を堅持して、議会活動にとりくんできました。これは日本共産党の地方議員に共通する活動作風・スタイルでもあります。

地方政治における二つの対照的な流れが顕在化するなか、日本共産党県議会議員団は、多くの県民の方々と共同して、広範な分野の要求・政策課題を前進的な成果に結実させてきました。この中には全国的にも誇れる先進的な実績も少なくないと自負しています。しかし、そのめざす大業からすれば初歩的なもので、今後いっそうの努力が求められている思いでいっぱいです。それは同時に、目前の政治戦での日本共産党の躍進・議席増へのみなさんの期待に応えるべき責務でもありきびしく自覚しているところです。

この間の主な実績を「まとめ」た冊子「県政資料・号外」が、「住民が主人公」の政治を共にめざす、みなさんのよき伴侶となるよう切望するものです。

一九九九年三月十五日

日本共産党

静岡県議会議員 鈴木良治

〃 森川 健

〃 花井征二

### 第3節 東富士演習場・日米防衛協力問題

#### 374 東富士演習場使用計画（日米共同訓練関係） 1993・11・3～11・25

静岡県庁所蔵

県総務部防災計画室『平成5年度 東富士演習場週間使用計画No. 2』、1993

##### 1 射撃訓練

なし

##### 2 宿営部隊

- (1) ライフル基本射場 11月3日～11月25日 12師団 約600名（第12特科連隊基幹）
- (2) ライフル応用射場 11月3日～11月25日 12師団 約900名（第30普通科連隊基幹）
- (3) キャンプ富士 11月5日～11月25日 米 軍 約500名

##### 3 空包使用

- (1) 11月15日～18日の各日とも、0000～2400の間、自衛隊が小銃・機関銃の空包約2000発、を演習場全域において使用します。
- (2) 11月15日～18日の各日とも、0000～2400の間、米軍が小銃・機関銃の空包（数未定）を演習場全域において使用します。

##### 4 航空機使用

- (1) 11月15日～20日の各日とも0700～1700の間、4～14機（自衛隊）のヘリコプターが演習場全域において発着訓練を実施します、

|            |                         |                                                                  |
|------------|-------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 11月15日～18日 | 自衛隊 OH-6×4 (0700～1700)  | } 飛行経路は、各日とも演習場全域及びその周辺、<br>ヘリコプターの主要離発着場：米軍キャンプ、太郎坊、その他演習場内数カ所、 |
|            | 自衛隊 UH-1×4 (0700～1700)  |                                                                  |
|            | 自衛隊 CH-47×4 (0700～1700) |                                                                  |
|            | 自衛隊 AH-1×2 (0700～1700)  |                                                                  |

- (2) 11月15日～18日の各日とも4機（自衛隊×2・米軍×2）のジェット機及び1機（米軍）のプロペラ輸送機が演習場上空を飛行します。

|              |                                 |                                                                           |
|--------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| ア 11月15日     | 自衛隊F-4×2 (1500～1600)            | 飛行経路は、使用協定別図に定められた進入出路により実施。<br>航空機の主要離発着場：<br>自衛隊機、小松基地<br>米軍機、三沢基地、横田基地 |
| イ 11月15日     | 米軍F-16×2 (1500～1600)            |                                                                           |
| ウ 11月16日～18日 | 米軍C-130×1 (0600～1700)           |                                                                           |
| エ 11月17日     | 自衛隊F-4×2 (0900～1000及び1300～1400) |                                                                           |
| オ 11月17日     | 米軍F-16×2 (0900～1000及び1300～1400) |                                                                           |

## 5 主要演習

(1) 次のとおり日米共同訓練を実施します。

ア 期 間 : 11月7日～11月21日

イ 訓練実施部隊及び規模

(ア) 日本側 : 第12師団の第30普通科連隊基幹・人員約900名 車両約250両  
: 主要装備 84mm無反動砲(84RR)、105mm・155mm榴弾砲(10H・15H)、81mm・107mm迫撃砲(81M・107M)、61式戦車(61TK)、64式対戦車誘導弾(64ATM)、79式対戦車誘導弾(79HATM)、対戦車ヘリコプター(AH-1)、多用途ヘリコプター(UH-1)、輸送ヘリコプター(CH-47)、F4ファントム(ジェット戦闘機)、

(イ) 米 側 : 第25軽歩兵師団の1個歩兵大隊基幹・人員約500名 車両未定  
: 主要装備 60mm・81mm迫撃砲(60M・81M)、TOW(対戦車誘導弾)、DRAGON(対戦車誘導弾)、AT-4(バズーカ砲)、F-16(ジェット戦闘機)、C-130(プロペラ輸送機)、

ウ 訓練日程 : 11月7日 開始式  
11月8日～11月12日 機能別訓練  
11月15日～11月18日 総合訓練  
11月20日 研究会  
11月21日 終了式

## 6 演習場内への立入り制限等について

(1) 11月15日～11月19日までの間は、演習場内への立入りは出来ません、ただし、

|        |                     |             |
|--------|---------------------|-------------|
| 11月15日 | 0000～0800、          | } は立入りできます。 |
| 11月18日 | 1700～2400、          |             |
| 11月19日 | 0000～0800、1700～2400 |             |
| 11月20日 | 0000～0800           |             |

(2) 11月20日(土)、11月21日(日)の通常立入りは予定とおりです。

375 第六次東富士演習場使用協定終結に関する課題事項の協議経過書 1995・3・29

静岡県立中央図書館所蔵

東富士演習場重要文書類集編集委員会

『東富士演習場重要文書類集 第三巻』御殿場市役所、2002・12・20、434～442頁

第六次東富士演習場使用協定終結に関する課題事項の協議経過書

経過会議 自 平成6年12月20日

至 平成7年3月29日

東富士演習場第六次協定終結委員会

開催日時：平成7年3月29日14時より

開催場所：御殿場市林業会館

司 会：富士防衛施設事務所長

議 長：静岡県企画調整部長

会議の構成

国 側：防衛施設庁・横浜防衛施設局

（オブザーバー）陸上自衛隊富士学校

市 町：御殿場市 }  
裾野市 }（総称：2市1町）  
小山町 }

地 権 者：土地協定当事者

入会協会当事者

立 会 人：静岡県

東富士演習場地域農民再建連盟（略称：連盟）

〔中略〕

第1 演習場の管理・運営に関する課題

- 1 米軍東富士演習場の全面返還に関する事項〔略〕
- 2 治山治水総合対策に関する事項（治山治水対策委員会 所管）〔略〕
- 3 演習場内農林道・入会道および施設道に関する事項（農林道・入会道分科会 所管）〔略〕
- 4 演習場区域の変更・演習用新施設の構築・第三者使用その他使用協定の運用に関する事項（使用協定運用委員会 所管）
  - （1）演習場区域の変更に関する件〔略〕
  - （2）射場保安施設整備による措置の件〔略〕
  - （3）着弾地域の確定の件〔略〕

(4) 米軍キャンプ・ハンセンでの県道 104 号越え実弾砲撃演習の移設問題に関する件  
＜地元の質疑＞

在沖米海兵隊は、キャンプ・ハンセン演習場で実施している県道 104 号越え実弾砲撃演習を、経費の日本側負担を条件に、東富士演習場への演習移設を提案しているとの報道があり、これについて防衛施設庁は、関知しないと伝えられているがそのとおりか。

＜国の回答＞

○ 当局は、関知していない。

＜措置＞本件については、米軍演習場の全面返還に関する事項に含めて、重要会談事項とする。

5 核兵器・毒ガス・爆弾等の持込および使用の禁止、その他住民の身体・生命・財産の安全に関する事項（安全対策委員会所管）

(1) 核兵器等持込・禁止条項遵守の件〔略〕

(2) 住民の身体・生命・財産の安全に関する件

＜地元の提議＞

① 国は、東富士演習場空域に対する航空機の進入出路の特定・演習場外道路における特殊車両の運行その他住民の身体・生命・財産の安全にかかる措置の徹底をはかることとしているが、近来、しばしば居住地上空における航空機の飛行に因る騒音及び砲撃音の問題が発生しているので、これが対策を講ずるものとする。

② 平成 3 年 6 月 22 日、御殿場市川島田市街地において発生した不発弾爆発事件に係る平成 3 年 8 月 2 日開催、東富士演習場行政・権利協定当事者合同会議の定めるところに基づき、次の事項について確認・協議する。〔以下略〕

③ 今次協定期間中に発生した上記以外の事故の措置につき、報告を求める。

＜国の回答＞

① 航空機の進入出路については、使用協定により定められた進入出路を遵守し、騒音防止に努めているところであり、また、砲撃音による学校、学習等供用施設の防音工事について実施しているところである。

しかしながら、砲撃音による住宅防音工事については、航空機騒音と異なり環境基準が定まっておらず制度化された評価方法がないことから、東富士演習場のみならず他の演習場においても検討課題としているところであり、現在鋭意調査を進めている。

② 平成 3 年 6 月 22 日に発生した不発弾爆発事故について〔略〕

③ 今次協定期間中に発生した上記以外の事故について報告

1)：平成 4 年 4 月 6 日発生の米軍機の飛行に伴う衝撃音被害について

○ 岩国飛行場から厚木飛行場に帰還中の米海軍機の飛行に起因する衝撃音により、御

殿場市板妻及び保土沢等の民家等の窓ガラス等が破損した。〔以下略〕

2)：平成5年3月4日発生の自衛隊誤射による送電線切断事故について〔略〕

3)：平成5年5月11日発生の化学火工品（催涙球）による事故について〔略〕

4)：平成5年9月26日発生の化学火工品（訓練用模擬仕掛加工品）による事故について〔略〕

5)：平成6年6月28日発生の発射式信号筒誤射事故について〔後略〕

### 376 東富士演習場週間使用計画及び立入りについて（通知） 1996・10・2

静岡県庁所蔵

県生活・文化部渉外室「東富士演習通知」

富学演第125号

8・10・2

静岡県知事 殿

陸上自衛隊富士学校長 印

#### 東富士演習場週間使用計画及び立入りについて（通知）

標記について、平成8年10月13日から平成8年10月19日までの週間使用計画及び立入りについて別紙のとおり通知します。

添付書類：別紙第1、別紙第2

別紙第1

#### 東富士演習場週間使用計画 （8年10月13日～8年10月19日）

第41号

##### 1 射撃訓練

|                   | 危険区域                    | 使用火器                        | 時間        | 備考                        |
|-------------------|-------------------------|-----------------------------|-----------|---------------------------|
| 10月<br>14日<br>(月) | 富士学校基本射場                | 小銃                          | 0700～1700 |                           |
|                   | 縮尺射場                    | 拳銃、小銃、機関銃                   | 0700～1700 |                           |
|                   | 五本松射場から宮塚着弾地<br>(ラクダ山)へ | 小銃、機関銃、<br>バズーカ砲<br>無反動砲    | 0700～2200 | 14日15日16日17日18<br>日は米軍が使用 |
|                   | 一里松射場から宮塚着弾地<br>(ラクダ山)へ | 小銃、機関銃、<br>バズーカ砲、<br>対戦車誘導弾 | 0700～2200 | 15日16日18日は米軍<br>が使用       |



|                   |                                 |                    |           |                                      |
|-------------------|---------------------------------|--------------------|-----------|--------------------------------------|
| 10月<br>18日<br>(金) | 畑岡射場から北畑及び高畑着弾地へ                | 機関銃、戦車砲、<br>発煙弾発射筒 | 0800～2200 |                                      |
|                   | 北胎内射場から宮塚着弾地<br>(ラクダ山) 及び高畑着弾地へ | 機関銃、迫撃砲            | 0700～2200 | 17日18日は米軍                            |
|                   | 山口射場から岩山着弾地へ                    | 小銃、機関銃、<br>バズーカ砲   | 0700～2200 | 16日17日18日は米軍<br>が <sup>*</sup> 使用    |
|                   | 六郎塚陣地から宮塚着弾地<br>(ラクダ山) 及び高畑着弾地へ | 迫撃砲                | 0700～2200 | 16日17日18日は米軍<br>が <sup>*</sup> 使用    |
| 10月<br>14日<br>(月) | 須山(西村) 監的陣地から高畑<br>及び岩山着弾地へ     | 榴弾砲、迫撃砲<br>対戦車誘導弾  | 0700～2200 | 17日18日は米軍が <sup>*</sup> 使用           |
|                   | 赤松陣地から北畑及び高畑着<br>弾地へ            | 迫撃砲                | 0700～2200 | 17日18日は米軍が <sup>*</sup> 使用           |
|                   | 平塚陣地から高畑着弾地へ                    | 榴弾砲                | 0700～2200 | 15日16日17日18日は<br>米軍が <sup>*</sup> 使用 |
|                   | 五本松射場                           |                    | ～         |                                      |
|                   | 十文字陣地                           | 爆破訓練               | 0700～2200 |                                      |
|                   | 第3 爆破場                          | 爆破訓練               | 0700～1600 | 14日17日18日は米軍<br>が <sup>*</sup> 使用    |
| 10月<br>18日<br>(金) | 六郎塚陣地                           | 手榴弾                | 0700～1600 | 14日15日16日は米軍<br>が <sup>*</sup> 使用    |
| 10月<br>19日<br>(土) | 富士学校基本射場                        | 小銃                 | 0700～1200 |                                      |
|                   | 縮尺射場                            | 小銃                 | 0700～1200 |                                      |

※該当事項がない場合は、空白または\*で表示しています。

## 2 主要演習

- (1) 自衛隊が10月13日(日) 0830 から10月19日(土) 2400 の間、2 個の連隊級の部隊が演習を実施します。
- (2) 米軍が10月13日(日) 0800 から10月19日(土) 1700 の間、1 個の大隊級の部隊が演習を実施します。

## 3 空包使用

- (1) 自衛隊が10月13日(日) から10月19日(土) の各日とも、0500 ～ 2300 の間、演習場全域において空包を使用します。
- (2) 米軍が10月13日(日) から10月19日(土) の各日とも、0500 ～ 2300 の間、演習場全域において空包を使用します。

## 4 野営部隊

- (1) 板妻地先 10月13日～10月26日 800 名

|              |               |       |
|--------------|---------------|-------|
| (2) 胎内北側     | 10月14日～10月21日 | 279名  |
| (3) ライフル基本射場 | 10月15日～10月26日 | 1000名 |
| (4) ライフル応用射場 | 10月15日～10月26日 | 2000名 |
| (5) 富士学校東側   | 10月18日～10月24日 | 50名   |
| (6) 富士学校西側   | 10月15日～10月22日 | 530名  |
| (7) 基本射場跡地   | 10月15日～10月22日 | 400名  |

#### 5 航空機使用

- (1) 10月16日～10月18日の各日とも、1200～1800の間、3機（自衛隊）のジェット機が演習場上空を飛行します。
- (2) 10月16日 1200～1300の間、1機（自衛隊）のプロペラ機が演習場上空を飛行します。
- (3) 10月14日～10月19日の各日とも、0700～2030の間、2機～12機（自衛隊）のヘリコプタが演習場全域において発着訓練を実施します。
- (4) 10月13日～10月19日の各日とも、0700～2200の間、4機（米軍）のヘリコプタが演習場全域において発着訓練を実施します。〔後略〕

### 377 東富士演習場問題に関する合意議事録（東富士演習場行政・権利協定当事者合同会議）

1997・5・1

静岡県立中央図書館所蔵

東富士演習場重要文書類集編集委員会

『東富士演習場重要文書類集 第三巻』御殿場市役所、2002・12・20、713～762頁

#### 東富士演習場問題に関する合意議事録

会議名：東富士演習場行政・権利協定当事者合同会議

開催日：平成9年5月1日

開催場所：御殿場市市民会館小ホール

議長：静岡県生活・文化部長

出席者：

国側）防衛施設庁総務部施設調査官ほか

地元側）御殿場市長ほか

裾野市長ほか

小山町長ほか

東富士演習場地域農民再建連盟委員長ほか

入会地使用協定当事者代表

土地等使用協定当事者代表  
事業団体関係者代表

経過会議：〔略〕

- 1 東富士演習場第七次使用協定の課題に関する件〔略〕
- 2 沖縄県道 104 号線越え実弾射撃訓練の分散・実施に関する件

- (1) 1月14日の合同会議において、国側から「沖縄県道 104 号線越え実弾射撃訓練の分散・実施について」が提議され、権利者側から「東富士演習場使用協定の成立基盤である米軍東富士演習場全面返還の目標時期に関する件」、「負担公平の観点からする東富士演習場における米軍演習の調整に関する件」が提議され、国側提議を第7議題、権利者側提議を第8及び第9議題として採択した。

これを受けて国側から、「沖縄県道 104 号線越え実弾射撃訓練の分散・実施について」の具体的内容（別添5）の説明がなされた。

なお、同会議は、本議題審議のため、「沖縄県道 104 号線越え実弾射撃訓練の分散・実施問題特別委員会（104 特別委員会）」を設置し、これら議題を同委員会へ付託することとした。

- (2) 4月22日の合同会議において、国側から 104 特別委員会の協議経過について、「沖縄県道 104 号線越え実弾射撃訓練の分散・実施問題特別委員会協議経過書」（別添6）により報告があり了承された。

なお、行政側及び権利者側それぞれから「再開合同会議の議事要領」「104 特別委員会」の審議結果の処理」（別添7及び8）が提出され、了解事項及び重要会談判断事項に整理された。

- (3) 沖縄県道 104 号線越え実弾射撃訓練の分散・実施問題に関する重要会談の結果は、「沖縄県道 104 号線越え実弾射撃訓練の分散・実施問題に関する防衛施設庁次長重要会談協議録」（別添9）、「沖縄県道 104 号線越え実弾射撃訓練の分散・実施問題に関する防衛庁長官重要会談協議録」（別添10）のとおりである。

〔中略〕

別添5

横浜防衛施設局

沖縄県道 104 号線越え実弾射撃訓練の分散・実施について

〔前略〕

- 4 東富士演習場で分散・実施される訓練の内容

- (1) 分散・実施を行う部隊は、沖縄県に所在する第3海兵師団第12海兵連隊（砲兵）で、訓練の都度、沖縄から来て、訓練が終了すれば沖縄に帰ることとしており、米軍の部

隊移駐は考えていない。

- (2) 分散・実施を行う部隊の移動は、人員は航空機を利用して沖縄から横田又は厚木飛行場に入り、大型バスにより横田又は厚木飛行場からキャンプ富士に入り、東富士演習場において訓練を行う。
- (3) 分散・実施の訓練に使用する兵器等は、キャンプ富士に保管されている兵器等を使用し、自衛隊の兵器及び弾薬等を使用することはない。
- (4) 分散・実施の訓練は、現使用協定を遵守して行い、静岡県と山梨県の県境越え射撃は実施しない。また、東富士演習場においての国道越え及び県道越え訓練も実施しない。
- (5) 分散・実施の訓練は、155mm榴弾砲の実弾射撃訓練であるが、演習場内に野営する場合もある。しかし、訓練が終了すればキャンプ富士に集結し沖縄に帰る。
- (6) 使用協定に基づく1週間前の演習通報は、「従来から実施している訓練」と「分散・実施の訓練」が明確に判別できる内容とする。

〔中略〕

別添 10

東富士演習場における県道 104 号線越え実弾射撃訓練の

分散・実施問題に関する防衛庁長官重要会談協議録

1 日 時：平成9年4月23日（水）11時45分より

2 場 所：大臣室

3 議 長：静岡県副知事

4 出席者

国側：防衛庁長官、防衛庁経理局長、防衛施設庁長官ほか

地元：御殿場市長、同市議会議長

裾野市長、同市議会議長

小山町長、同町議会議長

東富士演習場地域農民再建連盟委員長ほか

土地等使用協定当事者代表

入会地使用協定当事者代表

民有地入会地使用協定当事者代表

富士裾野東部土地改良区理事長

（出席者名簿：別紙〔略〕）

5 議 題：平成9年4月22日東富士演習場行政・権利協定当事者合同会議で指定した次の事項

第1議題：米軍東富士演習場全面返還に関する事項

第2議題：安全保障に関する事項

第3議題：沖縄県道 104 号線越え実弾射撃訓練の分散・実施における米軍使用の調整に関する事項

第1議題：米軍東富士演習場全面返還に関する事項〔略〕

第2議題：安全保障に関する事項〔略〕

第3議題：沖縄県道 104 号線越え実弾射撃訓練の分散・実施における米軍使用の調整に関する事項

(地元の意見)

#### 1 負担公平について

(1) 移転候補地5演習場における米軍の現使用状態は、次のとおりである。

- ① 専用地があるのは東富士だけで、当該専用地は、米軍営舎地区となっており、地位協定第2条第3項による返還予定地である。
- ② 東・北富士を除く3演習場は、日米共同訓練時のみの米軍一時使用地で、現在は、米海兵隊による155ミリ榴弾砲射撃訓練が全くない。
- ③ 東・北富士演習場の米軍一時使用地では、米海兵隊による155ミリ榴弾砲射撃訓練が日常的に行われている。更に、この訓練は、北富士に比較して東富士が圧倒的に多く3～4倍となっている。
- ④ 注目すべきは、104案件でキャンプ・ハンセンから本土5演習場に移転する155ミリ榴弾砲訓練日数が約35日であるのに対し、東富士で現在実施されている同種訓練日数は過去3年平均48日で、現に沖縄のそれを大きく上廻っていることである。

(2) 104案件による本土5演習場に対する米海兵隊訓練の分散・実施による「配分」は、質量共に負担公平の観点から均衡するものでなければならないと思うが、このことについての対処策を承りたい。

#### 2 米軍東富士演習場返還路線に逆行しないことについて

- (1) 現状のまま、104案件による分散・実施分を上乗せすれば、その分だけ東富士の米軍使用質量が増大する。また、北富士演習場で104案件を受け容れれば、その分だけ東富士の営舎地区における米軍の使用質量が増大する。
- (2) 104案件に因って米軍使用質量が増大するならば、返還路線に逆行するのであって絶対にこれを認めることはできない。
- (3) 104案件が合意に達する方途は、唯一に「104案件を受け容れてもなお、米軍の使用質量は増大しない」ことを証明するにある。この場合、自衛隊の演習の大小は、米軍の演習に全く関わりはない。

「返還路線に逆行しない」ことを明確にされたい次第である。〔以下略〕

〔中略〕

別添 13

分散・実施適格5演習場に係る資料

横浜防衛施設局

矢臼別演習場〔略〕

王城寺原演習場〔略〕

東富士演習場

|                     |                    |              |                                        |           |
|---------------------|--------------------|--------------|----------------------------------------|-----------|
| 所 在 市 町 村           | 静岡県御殿場市、裾野市、駿東郡小山町 |              |                                        |           |
| 管轄防衛施設局             | 横浜防衛施設局            |              |                                        |           |
| 面 積 規 模             | 国有地                | 公有地          | 民有地                                    | 計         |
|                     | 約 3,500ha          | 約 3,400ha    | 約 1,900ha                              | 約 8,800ha |
| 自衛隊管理部隊             | 方 面 隊              | 師            | 団                                      | 部 隊       |
|                     | 東部方面隊              |              | 富士教導団                                  |           |
|                     | 駐 屯 地 名            |              | 富士学校                                   |           |
| 米軍の<br>使 用          | 地位協定上の使用形態         |              | 使 用 目 的                                | 使 用 面 積   |
|                     | 第2条第4項（b）          |              | 所要の訓練のため                               | 約 8,800ha |
| 昭和 61～平 7<br>平均年間実績 | 演 習 場<br>使用日数      | うち実弾<br>射撃日数 | 主 要 火 器                                |           |
|                     |                    |              | 81・107・120mm 迫撃砲<br>105・155・203mm 榴弾砲等 |           |
| 米 軍                 | 210 日              | 120 日        |                                        |           |
| 自 衛 隊               | 350 日              | 210 日        |                                        |           |

北富士演習場

|                     |                   |              |                                        |           |
|---------------------|-------------------|--------------|----------------------------------------|-----------|
| 所 在 市 町 村           | 山梨県富士吉田市、南都留郡山中湖村 |              |                                        |           |
| 管轄防衛施設局             | 横浜防衛施設局           |              |                                        |           |
| 面 積 規 模             | 国有地               | 公有地          | 民有地                                    | 計         |
|                     | 約 1,900ha         | 約 2,500ha    | 約 200ha                                | 約 4,600ha |
| 自衛隊管理部隊             | 方 面 隊             | 師            | 団                                      | 部 隊       |
|                     | 東部方面隊             |              | 第 1 師団                                 | 第 1 特科連隊  |
|                     | 駐 屯 地 名           |              | 北富士駐屯地（業務隊）                            |           |
| 米軍の<br>使 用          | 地位協定上の使用形態        |              | 使 用 目 的                                | 使 用 面 積   |
|                     | 第2条第4項（b）         |              | 所要の訓練のため                               | 約 4,600ha |
| 昭和 61～平 7<br>平均年間実績 | 演 習 場<br>使用日数     | うち実弾<br>射撃日数 | 主 要 火 器                                |           |
|                     |                   |              | 81・107・120mm 迫撃砲<br>105・155・203mm 榴弾砲等 |           |
| 米 軍                 | 50 日              | 40 日         |                                        |           |
| 自 衛 隊               | 300 日             | 180 日        |                                        |           |

日出生台演習場〔後略〕



**378 第七次東富士演習場使用協定終結に関する課題事項の協議経過書** 2000・3・29

静岡県立中央図書館所蔵

東富士演習場重要文書類集編集委員会

『東富士演習場重要文書類集 第三巻』御殿場市役所、2002・12・20、593～604頁

＜権利協定＞

第七次東富士演習場使用協定終結に関する課題事項の協議経過書

自 平成11年12月24日  
経過会議 至 平成12年3月29日

東富士演習場第七次協定終結処理委員会

開催日時：平成12年3月29日 13時30分より

開催場所：御殿場市高根団体会館

司 会：富士防衛施設事務所長

議 長：静岡県生活・文化部長

会議の構成

国 側…防衛施設庁・横浜防衛施設局

(オブザーバー) 陸上自衛隊富士学校

市 町…御殿場市  
裾野市  
小山町 } [総称：2市1町]

地権者…土地協定当事者

入会協定当事者

立会人…静岡県

東富士演習場地域農民再建連盟〔略称：連盟〕

〔中略〕

第1 演習場の管理・運営に関する課題

- 1 米軍東富士演習場の全面返還に関する事項【米軍営舎地区返還問題専門委員会 所管】〔略〕
- 2 治山治水総合対策に関する事項【治山治水対策委員会 所管】〔略〕
- 3 演習場内農林道・入会道および施設道に関する事項【農林道・入会道分科会 所管】〔略〕
- 4 演習場区域の変更・演習用新施設の構築・第三者使用その他使用協定の運用に関する事項【使用協定運用委員会 所管】
  - (1) 日米共同訓練等の問題に関する件〔略〕

(2) 沖縄県道 104 号線越え実弾射撃の分散・実施訓練 (104 訓練) に関する件  
 <地元の提議>

《本件に関する協議等の経過について次のとおり確認する》

1) 平成 9 年度における 104 訓練の実施について

○ 国側の報告 (平成 10 年 6 月 12 日、使用協定運用委員会)

①東富士演習場における平成 9 年度の米軍総射撃実績日数は 110 日である。

②平成 9 年度に実施された 4 演習場における 104 訓練の発射弾数は次のとおりである。

|           |                         |         |   |           |
|-----------|-------------------------|---------|---|-----------|
| 第 1 回     | 平成 9 年 7 月              | 北富士演習場  | 約 | 550 発     |
| 第 2 回     | 平成 9 年 9 月              | 矢臼別演習場  | 約 | 3,100 発   |
| 第 3 回     | 平成 9 年 11 月             | 王城寺原演習場 | 約 | 400 発     |
| 第 4 回     | 平成 10 年 2 月 9 日から 10 日間 | 東富士演習場  | 約 | 550 発     |
| 平成 9 年度総計 |                         |         |   | 約 4,600 発 |

国側の報告は、平成 10 年 1 月 23 日使用協定運用委員会拡大会議確認事項に示す数値の範囲内であると認める。

- 確認事項 -

①について

平成 9 年度における東富士演習場での 104 訓練は、平成 3 年度から同 7 年度までの東富士演習場における米軍射撃実数を上限とする。

最近数年間の東富士演習場における米軍使用実績は、次のとおりである。

<防衛施設庁提出>

| 年 度           | 平 3 | 平 4 | 平 5 | 平 6 | 平 7 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 使 用 日 数       | 210 | 220 | 190 | 220 | 210 |
| 総 射 撃 日 数     | 110 | 130 | 140 | 120 | 140 |
| 155 ミリ榴弾砲射撃日数 | 40  | 30  | 50  | 60  | 50  |

②について

キャンプハンセンにおける平成 3 年度から同 7 年度までの間の実弾射撃発射弾数を越えない範囲で実施する。

実績<防衛施設庁史料>

| 年 度     | 平 3   | 平 4   | 平 5   | 平 6   | 平 7   |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 調 練 日 数 | 29    | 35    | 33    | 33    | 30    |
| 発 射 弾 数 | 3,400 | 7,000 | 5,700 | 2,700 | 2,900 |

2) 平成 10 年度における 104 訓練の実施について

①平成 10 年度は東富士演習場において 104 訓練は実施しない。

(平成10年6月12日使用協定運用委員会) 合意

②平成10年度実施状況

| 区分 \ 演習場    | 北 富 士              | 矢 白 別             | 王 城 寺 原              | 日 出 生 台              |
|-------------|--------------------|-------------------|----------------------|----------------------|
| 人 員         | 約130名              | 約390名             | 約200名                | 約190名                |
| 車 両         | 約30両               | 約80両              | 約40両                 | 約40両                 |
| 使用砲数(輸送砲数)  | 3門(4門)             | 6門(8門)            | 3門(4門)               | 3門(4門)               |
| 射撃実施期間      | 4.9～4.21<br>の中10日間 | 9.17～9.26<br>10日間 | 11.19～11.26<br>の中7日間 | 11.24～12.12<br>の中8日間 |
| 夜間射撃(18時以降) | 6日                 | 8日                | 4日                   | 5日                   |
| 発 射 弾 数     | 約1,000発            | 約2,650発           | 約400発                | 約450発                |

※発射弾数 約4,500発・射撃日数35日

○ 平成10年度東富士演習場における米軍総射撃日数実績は100日である。

＜平成11年4月21日使用協定運用委員会国側報告＞

3) 平成11年度における104訓練の実施について

第1回 平成11年6月14日から10日間 東富士演習場  
 第2回 平成11年9月 矢白別演習場  
 第3回 平成11年11月 王城寺原演習場  
 第4回 平成12年2月 日出生台演習場

実績については未発表

4) 平成9年5月1日東富士演習場行政・権利協定当事者合同会議以降、協定協議で合意・確認した事項〔略〕

5) ガイドラインの問題について〔後略〕

379 〔生活・文化部渉外室 沼津海浜訓練場における米軍(自衛隊)訓練と共同使用化〕

2002・1

静岡県庁所蔵

交通基盤部河川砂防局河川砂防管理課

「平成11～13年度 沼津海岸自衛隊訓練関係綴り」

2 沼津海兵訓練場における米軍(自衛隊)訓練と共同使用化

(渉外室)

1 沼津海兵訓練場の概要

当該施設・区域は、陸域の「沼津海兵訓練場」及び海域の「沼津乗下船及び積込積下訓練区域」に区分され、ともに日米地位協定第2条第1項a号に基づき米軍に提供された米

軍専用区域で、兵員の上陸訓練や兵器等の積み込み、積下し訓練に使用されている。

演習期間中は、訓練場への立入り及び区域内の航行・漁業が禁止されるので、漁協を通して関係漁民に漁業制限等損失補償金等が支払われる。

## 2 地権者・権利者

### (1) 陸域（沼津市今沢字荒浜） 沼津海兵訓練場 約2ha

| 所有者                         | 面積 (㎡)    | 施設                             | 関係機関              |
|-----------------------------|-----------|--------------------------------|-------------------|
| 国（国土交通省行政財産）<br>（管理は県に法定受託） | 26,544.17 | 海浜地<br>防潮堤・陸 <sup>りっこう</sup> 閘 | 県公共用地室<br>河川砂防管理室 |
| 静岡県（防風林）                    | 1,069.70  | 第1及び第2進入路                      | 県森づくり室            |
| 三島神社                        | 52.89     | 海浜地                            |                   |
| 今沢防風林保護組合                   | 7.92      | 第2進入路                          |                   |
| 合 計                         | 27,674.64 |                                |                   |

### (2) 海域 沼津乗下及び積込積下訓練水域 1,300ha

漁業権…沼津我入道漁業協同組合、静浦漁業協同組合、内浦漁業協同組合、  
田子浦漁業協同組合

## 3 演習通報

演習が行われる場合には、安全確保及び航行・漁業の禁止周知のため、15日前までに、横浜防衛施設局長から関係機関あてに演習通報が行われる。

通報項目は①訓練場所、②種類、③期日、④時間、⑤使用者で、使用者については、平成6年9月、県が使用の実態を把握するため、国に、米軍か自衛隊か使用者を明確に記載するようにさせた。

## 4 使用状況

訓練通知による使用日数（単位：日）

（14年2月末現在）

| 年 度 | 61 | 62 | 63 | 元  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 米 軍 | 10 | 10 | 11 | 2  | 4  | 0  | 1  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 自衛隊 | 14 | 15 | 17 | 20 | 20 | 23 | 10 | 11 | 30 | 17 | 27 | 23 | 26 | 12 | 18 | 7  |
| 計   | 24 | 25 | 28 | 22 | 24 | 23 | 11 | 11 | 30 | 17 | 27 | 23 | 26 | 12 | 18 | 7  |

### (1) 米軍の使用状況

- 近年（H5から使用実績は0）、米軍が当該施設を使用していないが、これはキャンプ富士に訓練用の砲や車両が用意され、訓練のたびごとに沖縄から運搬してくる必要がなくなったからで、沼津海兵訓練場をこれからも使わないということではない。

なお、104訓練の場合は、訓練部隊の砲や車両が横浜港ノースドックに荷揚げされ、中央道経由で運ばれてくる。（輸送費用は日本側負担）

〔以下略〕

### (2) 自衛隊の使用状況

当該施設の海上自衛隊の使用は、施設区域の管理権を有している米軍の許可（日米地位協定第3条）を得て訓練を行っている。地位協定の管理権に基づき、米軍が自衛隊に一次使用させているもので、米軍が了解しておれば国内法や日米安保条約等に抵触することはない。

米軍水域を自衛隊が使用する場合であっても、漁船の操業を制限しているのは米軍であるから、米軍の水域として漁業補償を行っている。（横浜防衛施設局）

なお、県や市が防災訓練等で一時使用するときは、キャンプ富士司令官の許可を得て使用している。

## 5 返還問題

### （1）国

沼津海兵訓練場は、日米地位協定第2条第1項a号に基づき我が国が米国に提供している施設及び区域であり、日米安保条約の目的達成のため必要な施設であると承知しており、本施設の返還を求めることは考えていない。

また、日米地位協定第2条第3項により、米軍は、施設及び区域の必要性について絶えず検討すること〔と〕されており、本施設についてもこのような検討を行っているものと承知している。

なお、米軍の本施設使用計画については、米軍の運用に関するものであり、承知していない。

### （2）沼津市

1968年（S 43）、沼津市長が撤去要請書を横浜防衛施設局長へ出したこともあるが、近年は、平成11年9月議会で、「この訓練場の返還要求につきましては、日本国憲法第98条第2項の規定の遵守義務に従いつつ、今後の動向を見据えながら、判断をしてまいるべきであると考えております。」と市長が市議会において答弁している。

### （3）県

日米地位協定2条3項に「必要がなくなったときは、いつでも返還しなければならない」と規定されており、渉外知事会等を通じて返還の要請をしているが、いるが、〔ママ〕国からは「沼津海兵訓練場は、現在もなお米軍にとって必要である」との説明を受けており、県としては、今後とも、沼津市と連携を図りながら地元の意向を尊重し今後の事態の推移を見守って行くこととしている。

（H 7年12月県議会、花井県議への答弁）

「最近、米軍の使用が減少していることは承知しておりますが、国からは、「沼津海兵訓練場は、現在もなお米軍にとって必要な施設である」との説明を受けており、今後の推移を見守るとともに、地元沼津市の意向を尊重しながら対処してまいりたいと考えて

おります。』

## 6 海上自衛隊の共同使用

### (1) 米軍の要求

米軍は、〔中略〕一時使用を認めない方針であり、海上自衛隊が継続的に使用するのであれば、一時使用ではなく、同協定第2条第4項a号の共同使用施設とするよう海上自衛隊に求めてきた。

海上自衛隊は、当該施設を安定的に使用でき計画的な訓練が行えるよう共同使用施設とする手続を取ることにした。

### (2) 地権者の同意

共同使用は、海上自衛隊が米軍と同じ使用条件で施設を使用するものであり、新たな施設の設置や区域の拡張ではないが、使用者に自衛隊が加わることから所有者の利益を尊重するため地権者・権利者の同意が必要とされている。

(使用条件… 積込・積下、乗下船訓練及び海難救助訓練)

(「提供民公有財産一時使用等の細部取扱いについて(通達)」)

海上自衛隊は、当該施設の一部として県の行政財産(防風林)(環境部「森づくり室」所管)が使用されていることから、平成13年6月21日、県に同意を求めてきた。

国は、地権者等の同意を得てから共同使用への手続を開始し、日米合同委員会の決定を経て共同使用施設とされる。

(国土交通省所有地(海浜地)は、法定受託事務で県の管理となっていることから、今後、共同使用の事務手続の依頼がある。)

### (3) 県の対応

県は、関係者(県以外の権利者及び沼津市)が了解していること、使用条件が変更されるものでないこと、県有財産(防風林)の管理上問題が生じないことから平成14年1月25日に海上自衛隊の共同使用に同意した(環境部「森づくり室」)。

#### ア 地元関係者の同意

- ・ 県以外の権利者の同意(平成13年6月11日)

地権者… 三島神社、今沢防風林保護会

漁業権者… 4漁協

- ・ 地元住民は、国の説明会(平成13年12月22日)で共同使用を了解した。
- ・ 沼津市は、地元説明会の結果から共同使用を了解した。(平成13年12月27日)

#### イ 県有財産(防風林)の管理

海上自衛隊の訓練は、防潮堤を越えて行われないので県の財産を使用することはなく、財産管理上問題はない。



## 7 海上自衛隊の訓練

### (1) 輸送艦の更新

海上自衛隊は、これまで艦首部が観音開きになる輸送艦で訓練を行ってきたが、艦船の老朽化に伴い、輸送用エアークッション艇（L C A C：エルキャック）を搭載する「おおすみ」型輸送艦への更新を進めており、今後、沼津海浜訓練所でこの輸送艦・L C A Cの訓練を実施することとした。

### (2) L C A C（LCAC = Landing Craft, Air Cushion。エアークッション型揚陸艇）

L C A Cの訓練は、沖合に停泊している輸送艦と海岸との間を航行し操縦訓練するものであり、陸上自衛隊の上陸訓練が行われるものではない。

L C A Cは、年間16日間（3隻で48日間）の訓練が必要とされており、輸送艦の更新により在来型の輸送艦の訓練は減少するものの、沼津海兵訓練場の海上自衛隊の使用が現状より増大する。

国はL C A Cの運用に当たり、騒音等を懸念する沼津市の意向を受けて、地元説明会を開催した。説明会では、騒音調査を求める意見は出されたが、L C A Cの訓練に異論はなかった。

沼津市は、説明会等で地元住民の反対がなかったことからL C A Cの訓練について了解した。

### (3) 訓練計画（予定）

| 区分    | H13 | H14 | H15 | H16 | 備考                 |
|-------|-----|-----|-----|-----|--------------------|
| 在来型   | 6   | 10  | 10  | 10  | ・在来型艦も年間10日程度実施    |
| おおすみ型 | 1   | 32  | 48  | 48  | ・「おおすみ」型はH15から3艦体制 |
| 計     | 7   | 42  | 58  | 58  | ・訓練日数は最大を想定        |

〔後略〕

## 第3章 分権改革と県

### 第1節 2000年代の県計画

#### 380 『静岡県総合計画 魅力ある“しずおか”2010年戦略プランー富国有徳、しずおかの挑戦ー』〔抄〕 2002・4

『静岡県総合計画 魅力ある“しずおか”2010年戦略プランー富国有徳、しずおかの挑戦ー』、2002・4、はじめに～17頁

はじめに

〔前略〕「魅力ある“しずおか”2010年戦略プランー富国有徳、しずおかの挑戦ー」は、県民の皆様のご意見をいただきながら、静岡県総合計画審議会における検討を経てまとめた21世紀初頭の本県の新しい総合計画です。

この総合計画は、本県の基本目標（将来像）・基本方向等をまとめた「基本構想」と、分野別の目標・施策の方向等をまとめた「基本計画」の2部構成になっており、計画期間については、今日の変化の激しい時代に合わせ、平成22年度（2010年度）を目標年次にしなから、おおむね平成17年度（2005年度）ごろに見直しすることを想定しています。

今、私たちは、地球環境問題の深刻化、経済や福祉・雇用の先行き不安、東海地震の発生の切迫、犯罪や青少年非行の増加等に直面しており、21世紀前半は、まさに危機克服の時代といえます。

一方、静岡県は、豊かさを意味する“富”と、有徳の人を意味する“士”を名前とする富士山をもつ“富士の国”です。本県は、人口、経済力、技術力など、一国に匹敵する潜在的な力をもっており、それを課題や危機を克服するために活かすことが期待されます。

今回の総合計画では、県民の幸福の増進に資すると同時に、我が国や世界にも貢献するため、直面する課題や危機の克服に向けた強い関心を引き起こす基本理念として、「富国有徳」の魅力ある地域づくりを掲げたいと思います。それは、美しく雄大な富士山のように、静岡県を、物心ともに真に豊かな地域であると同時に、豊かさを有意義に活かす有徳の志を兼ね備えた魅力ある地域にしようという提案です。

この基本理念をめざして、基本目標を豊かな快適空間と有徳の志が織り成す「魅力ある“しずおか”」の実現とし、これを具体化する努力目標になる主な数値目標も設定しています。また、数値目標については、主として県が相当程度の政策手段をもって達成をめざす推進目標と、県民の皆様と呼び掛けて共にめざす誘導目標に区分して明確化しています。

施策の方向については、県の施策をすべて網羅するのではなく、世界レベルの静岡県の“魅

力”をつくり、磨き、発信するための主要施策を中心に体系化を図るとともに、県民の皆様  
に呼び掛けて共に進む方向について記述しています。

今後、県民の皆様との協働により、この計画の着実な推進に努めてまいります。

平成 14 年 4 月

静岡県知事

石川嘉延

## 【基本構想】

### 第1章 静岡県の現状・展望と課題

#### 〔前略〕

#### 1 新しい世紀の時代認識

##### （1）地球社会における時代の潮流—大交流・大競争・大共生の時代

- ・21世紀の地球社会は、グローバル化の進展、インターネットの飛躍的な普及等により、  
国境を越えて個人や企業が結びつき、人々が行き交う地球的規模の「大交流の時代」を  
迎えています。
  - ・同時に、アメリカが唯一の超大国として、グローバル・スタンダードの形成に大きな役  
割を果たすようになる中で、世界的なレベルでの各種制度やシステムの標準化が進み、  
共通の土俵の上での国際競争に拍車がかかる「大競争の時代」にもなっています。
  - ・一方では、人類全体が、地球的規模での環境問題や人口の増大（2000年の約60億人から  
2050年には90億人を突破）に伴う資源・エネルギー制約等に直面し、運命共同体とし  
て、持続可能な未来のために、これらの問題を切り抜けることが必要な「環境の世紀」  
を迎えています。
  - ・世界経済の規模は、1997年のGDP（国内総生産）で29兆4,864億ドルですが、人口で  
は世界の2割に満たない先進国が、GDPでは7割を超え、また、他方では、世界中で  
8億人を超える栄養失調・飢餓人口が存在しているといわれており、世界の国々が協力  
して発展途上国と先進国との経済格差の縮小に努めることも求められています。
  - ・これらのことは、人と自然、異なる国や民族の共生が一層重要になる新しい「大共生の  
時代」の到来を意味しています。特に地球的規模の課題や危機を克服していくために  
は、グローバル化という流れの中にあっても、それぞれの国家が、ますます重要な役割  
を果たすことが求められる時代を迎えているということもできます。
- ##### （2）我が国における時代の潮流—経済社会システムの変革の時代
- ・我が国の経済・社会も、グローバル化、情報化、高度技術化等による変化が、急速かつ  
複雑にからみあって進んでおり、また、大交流の時代を迎えると同時に、大競争と大共

生という一見相反する時代の潮流の中にありますが、世界有数の経済力・技術力をもつ我が国には、地球的規模の課題や危機を克服するために、他の国々とも協力しながら、積極的な役割を果たすことも求められます。

- ・そうした中で、我が国の人口は、2000年の1億2,693万人が、2006年に1億2,774万人に達した後、減少に転じ、2050年には1億59万人になると見込まれ、少子高齢化も急速に進み、年金・医療等の面での大きな影響が予想されます。
- ・我が国の経済は、デフレが進み、また、これまでの一貫した基調であった物やエネルギー消費等の量的拡大ないし経済成長に困難を伴う状況を迎えました。経済成長率は低下しており、2001年度のGDPは、500兆6千億円になる見通しです。中国をはじめとするアジア諸国の追い上げ等により、国際競争もますます熾烈になっており、改めて我が国が豊かな国であり続けるための構造改革が必要になっています。
- ・我が国の財政については、国・地方公共団体を合わせた政府の公債等の長期債務残高が年々増加し、2001年度末で668兆円程度、対GDP比で約133%になることが見込まれ、先進国中最大になっており、一層の行財政改革が必要になっています。
- ・国民負担率（国民所得に対する税負担と社会保障負担の比率）を見ても、2001年度で36.9%であり、1996年のイギリスの48.3%、1997年のドイツの55.9%、フランスの65.3%等と比較して低い水準になっているのに対し、政府支出の方は、世界最高水準の年金をはじめ西欧諸国に匹敵する水準になっており、国民が政府から受ける受益とそれに対する負担のバランスが崩れ、財政構造に収支ギャップが長期間生じています（日本の1999年の一般政府総収入対GDP比は31.1%であるのに対し、一般政府総支出対GDP比は38.1%）。行財政改革が進められ、国・地方公共団体の財政が豊かになるという意味での豊かな国が実現されない限り、真に豊かな国民生活にとって必要な健康福祉や教育等の充実も困難な状況になっています。
- ・一方、環境問題の深刻化を反映して過剰な消費や物の氾濫に違和感をもつ人々や、物質的な豊かさだけでなく精神的な満足を求める人々も増えており、真の豊かさの実現のためには、快適さ、美しさなど、精神的な豊かさも大切になっています。
- ・他方、近代以前の我が国は、人々の心の豊かさや民衆に至るまで浸透していた高い規範意識が、我が国を訪れた西洋の人々からも驚嘆の念をもって見られていましたが、最近の我が国は、犯罪の増加、青少年非行の増加、食品の産地表示の偽装等に表れているように、社会全体の規範意識が低下しており、今一度かつての我が国の人々が心豊かであったことを思い起こすことが必要になっています。
- ・以上のような状況の下で、我が国では、戦後の発展を支えてきた諸制度が行き詰まりを見せており、経済・財政・社会構造の見直しを迫られています。まさに我が国は、明治

維新や戦後の改革に匹敵する経済社会システムの「変革の時代」を迎えており、我が国が直面する様々な課題や危機を克服して、国民の幸福の増進を図りながら、地球的規模の課題や危機を克服して、人類の福祉にも貢献することが期待されています。

- ・そうした期待に応えるには、我が国が、中庸を得ながら、物心ともに真に豊かな国であり続けると同時に、その豊かさを国民生活の充実や世界の人々のために有意義に活用できるような有徳の志をもった国であることも求められます。
- ・このような時に、静岡県は、我が国を代表する地域として、高い理想を掲げて、今後の進むべき道を切り拓いていかなければなりません。

## 2 県民のニーズ等の現状と展望

- ・地球社会や我が国における時代の潮流は、これまで以上に直接、静岡県と県民生活のあり方に影響を与えていくと考えられます。
- ・本県には、平成12年（2000年）10月1日現在で376万7,427人（男185万6,937人、女191万490人）、128万310世帯の県民が暮らしています。これは、日本の全人口の約3%、全国10位であり、国際比較では、シンガポール、ニュージーランド、アイルランドなど、一国に匹敵します。
- ・将来を展望すると、県民の数は、平成17年（2005年）に377万4千人になり、この頃をピークに人口増加の時代を終わって、平成22年（2010年）に374万6千人、平成32年（2020年）には約358万8千人になることが予測されます。
- ・大きな変革の時代を迎えた今、本県には、時代の潮流を的確に把握し、県民の幸福にとって何が必要か、また、一国に匹敵する県であることを踏まえ、我が国や世界のために何をなすべきかを考えていくことが求められています。
- ・このため、ここでは、生活者としての県民の“暮らし”に焦点を当て、生活領域別の県民のニーズないし志向等の現状分析及び展望を行います。また、地球的視野に立ちながら、我が国や世界のために何を期待されているかという点についても、あわせて考えることにします。〔中略〕

## 3 課題や危機を克服し、活力ある美しい未来へ

- ・21世紀になり、地球的規模での大交流の時代に入るとともに、大競争と大共生という潮流が入り混じる「変革の時代」を迎えました。
- ・この変革の時代は、とりもなおさず地球環境問題や資源エネルギー問題、経済や福祉・雇用の先行き不安、東海地震の発生の切迫、犯罪や青少年非行の増加など、様々な危機を乗り越えなければならない「危機克服の時代」でもあります。
- ・このような時代を迎え、静岡県には、長期的な視点に立った「グランドデザイン」を描きつつ、自らの地域の将来への道筋を選び取っていく努力が求められています。



- ・ グランドデザインを描く上で活かすべき本県の強みと機会、対処すべき弱みと脅威については、次のように整理することができます。

|    |                                                                              |
|----|------------------------------------------------------------------------------|
| 強み | 富士山等の恵まれた自然環境と温暖な気候、有数の経済力・技術力(県民総生産全国10位、製造品出荷額等全国5位)、首都圏・中部圏との地理的な近さ等      |
| 弱み | 全国的に高速交通網の整備が進んだ現在、国内遠隔地及び海外との交通条件の面では優位とはいえないこと等                            |
| 機会 | 環境意識の高まり、真の豊かさに関する意識の変化、大交流の時代の到来、人づくりの大切さについての意識の高まり等                       |
| 脅威 | 環境の悪化、東海地震の発生 of 切迫性、犯罪の増加、重大テロの発生、アジア諸国等の競争力の向上に伴う国際競争の激化、雇用情勢の悪化、青少年非行の増加等 |

- ・ 特に本県の潜在的な力は、地球的視野で見れば、経済の面でも、人口の面でも、一国と同等の規模をもっており、本県の力を最大限に発揮していくためには、本県を日本の一地域という閉ざされた枠組みだけで捉えるのではなく、国際的な視野と位置づけの中で考えていくことが必要です。
- ・ 本県がこのような大きな潜在的な力をもっていることを自覚すれば、新たな時代の潮流の中にあっても、課題や危機を克服し、更に魅力ある地域をつくることができます。
- ・ すなわち、県民の幸福の増進に資するため、美しく恵み豊かな環境と調和しながら、物心ともに豊かさを享受でき、「住みたい、訪れたい県」の全国的なモデルになる、真に豊かな地域を実現することが可能です。
- ・ 同時に、社会全体の規範意識の低下にも歯止めを掛けながら、豊かさを県民のためだけでなく、我が国や世界のためにも有意義に活用できるような徳のある地域を実現することも可能です。
- ・ 本県は、これまで様々な改革や情報発信に取り組んできましたが、これからの大きな変革の時代、さらには、地球的規模での危機克服の時代においても、真に豊かな地域であり続けると同時に、高い理想を掲げて、課題や危機を克服し、活力ある美しい未来を拓く先駆者としての役割を果たすことが期待されるものと思われます。

## 第2章 静岡県の基本目標（将来像）

ここでは、静岡県の基本的な課題を踏まえ、21世紀初頭の本県のあり方を考えていくための基本理念を掲げながら、基本目標及び具体的な将来像を明らかにします。

### 1 基本理念－「富国徳」の魅力ある地域づくり

- ・ 第1章で明らかにしたように、私たちは、地球的視野に立って物事を考えることが必要な時代を迎えました。このため、これからの地域づくりの基本理念を考えるに当たっても、世界の中の日本のあり方を考え、その中で静岡県はいかにあるべきかを考えること



が必要です。

- ・我が国が直面する様々な課題や危機だけでなく、地球的規模の課題や危機が明らかになる中で、世界有数の経済力・技術力をもつ我が国には、国民の幸福の増進に資すると同時に、人類の福祉にも積極的に貢献することが期待されています。
- ・そのような期待に応えるためには、何よりも、我が国自身が、自ら直面する課題や危機を克服し、豊かさを維持していくとともに、さらに、世界の人々を惹きつけ、尊敬されるような魅力ある国になることが必要です。
- ・中世または幕末から明治にかけて日本を訪れた西洋人は、我が国の田園風景の美しさや高い水準の文化、それを支える物心両面の豊かさ、さらには、民衆に至るまで浸透していた高い規範意識に驚嘆しました。
- ・新たな日本の将来像が模索されている今、改めて我が国がもともと持っていたこれらの魅力を思い起こし、豊かさと有徳の志を兼ね備えるという意味の「富国有徳」を国や地域の基本理念として提案したいと思います。
- ・ここでいう「富国」とは、環境との調和に努めながら、豊かな国民生活を実現する健康福祉や教育等の充実を図り、あわせて、世界に貢献していくためにも、中庸を得て、物心ともに真に豊かな国や地域であり続けようということを意図しています。また、「有徳」とは、社会全体の規範意識の低下に歯止めを掛けながら、豊かさを我が国や世界の人々のために有意義に活用することができる有徳の志をもった国や地域を実現しようということを意図しています。
- ・静岡県は、豊かさを意味する“富”と、有徳の人を意味する“士”を名前とし、その美しさで世界に知られる富士山をもつ“富士の国”です。本県は、一国に匹敵する潜在的な力をもつ県であることを自覚し、県民の幸福の増進に資すると同時に、我が国や世界にも貢献するため、直面する課題や危機の克服に向けた強い関心を引き起こす基本理念として、「富国有徳」の魅力ある地域づくりを掲げたいと思います。
- ・それは、美しく雄大な富士山のように、静岡県を、真に豊かな地域であると同時に、豊かさを有意義に活かす有徳の志を兼ね備えた魅力ある地域にしようという提案です。

## 2 基本目標－豊かな快適空間と有徳の志が織り成す「魅力ある“しずおか”」の実現

- ・基本理念で掲げた魅力ある地域を実現するため、21世紀初頭の静岡県としては、豊かな快適空間と有徳の志が織り成す「魅力ある“しずおか”」の実現を基本目標とします。
- ・これは、一つには、真に豊かで活力に満ち、個性が輝き、住む人も訪れる人も快適と感じる“快適空間”を実現しようとするものです。例えば、美しく快適な環境に恵まれ、誰もが安心・安全に暮らせる社会基盤、豊かな生活を支える産業基盤・交流基盤等の基盤が整った地域をめざそうとするものです。

- ・ もう一つには、高い規範意識や精神文化に支えられ、豊かさを有意義に活用することのできる、“有徳の志”をもった地域を実現しようとするものです。例えば、精神的に自立し、思いやりの心をもって、何かができるような感性豊かな人々が、有徳の志をもって、産業だけでなく、福祉、教育、文化、スポーツなど、様々な分野で活躍する地域を実現しようとするものです。
- ・ この総合計画では、このように、豊かな“快適空間”を舞台にして、“有徳の志”をもった感性豊かな人々が活躍する魅力ある静岡県の実現をめざします。

|                                   |
|-----------------------------------|
| ○豊かな快適空間と有徳の志が織り成す「魅力ある“しずおか”」の内容 |
|-----------------------------------|

- |                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 美しく快適な環境に恵まれ、誰もが安心・安全な暮らしができ、能力を発揮できる元気な産業が育成され、それを支える交流の基盤が整った中で、有徳の志をもった感性豊かな人々が育ち、様々な分野で活躍し、水準の高い文化・スポーツなど、多彩な自己実現の機会があふれている魅力ある静岡県の実現をめざします。</li> </ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 3 具体的将来像—多彩な夢の実現に挑戦できる「魅力ある“しずおか”」の県民生活

- ・ この総合計画で基本目標に掲げる豊かな快適空間と有徳の志が織り成す「魅力ある“しずおか”」を実現することにより、多彩な夢の実現に挑戦できる真に豊かな県民生活の実現をめざします。
- ・ 今後の豊かさの基準は、長期的には物やエネルギーの消費等の量的な拡大に限界があることを踏まえれば、中庸を得た物心両面での質的な充実に移行すると思われます。
- ・ すなわち、豊かで快適な生活を送れるということに加え、例えば、他者との比較ではなく、それぞれの人が個性を発揮して、真善美のような高い価値を追求し、自らの夢の実現に向かって努力することによって得られる精神的な達成感の中にも、豊かさの基準を求めることになると考えられます。
- ・ おおむね平成22年（2010年）を目途にしながら、このように多彩な夢に挑戦できる県民生活の姿を、環境、安心、安全、産業（雇用）、交流、人づくり、文化・スポーツといった生活領域別に例示すると、次に掲げるとおりです。
- ・ 目標の設定に当たっては、ハードの活用やソフト面の充実に留意し、また、今後のハード整備については、県民ニーズへの対応や生産性の一層の向上に更に配慮します。

| ○多彩な夢の実現に挑戦できる「魅力ある“しずおか”」の県民生活の姿 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環<br>境                            | ○美しく恵み豊かな環境と調和し、水素エネルギー等の新エネルギーへの依存度やエネルギー効率が<br>高い、省資源・循環型の快適な生活を営むことができます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の温室効果ガス(二酸化炭素等6種類)排出量平成2年(1990年)比6%削減をめざします。</li> <li>・一般廃棄物総排出量132万t(1人1日953g)への抑制、一般廃棄物再生利用率28%以上をめざ<br/>します。</li> <li>・水素エネルギー等の新エネルギーの導入率5%以上をめざします。</li> <li>・水質、大気等の環境基準の達成率100%をめざします。</li> <li>・富士山を守る指標(自然林面積など、15の指標による富士山の環境・環境保全活動等の総合的な評<br/>価)の達成率100%をめざします。</li> <li>・公益的な観点から計画的に管理している森林の割合60%をめざします。</li> <li>・公共施設の緑化率おおむね30%をめざします。</li> </ul>                                                                                                 |
| 安<br>心                            | ○がん等の病気を予防・克服し、人生を心身ともに健康で充実したものにする健康長寿をめざしな<br>がら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重し合い、多くの活<br>躍の場をもって心豊かに生活することができます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康寿命(65歳以上の平均自立期間)全国1位をめざします。</li> <li>・壮年期(30～64歳)死亡率を全国一低くすることをめざします。</li> <li>・高齢化に対応し、自立高齢者(援護を要しない高齢者)の割合全国1位をめざします。</li> <li>・少子化に対応し、4歳以下の乳幼児の死亡率を全国一低くすること、年間を通じた保育所入所待<br/>機率を0%とすることをめざします。</li> <li>・入所施設から地域へ移行する障害のある人の割合5%増加をめざします。</li> <li>・男女共同参画社会を実現するため、固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合が55%以<br/>上になることをめざします。</li> <li>・ユニバーサルデザイン(すべての人のためのデザイン)の普及を図るため、県内企業・団体等の取<br/>組割合50%以上をめざします。</li> </ul>                                                      |
| 安<br>全                            | ○東海地震等による災害や身近な犯罪等への万全な備えがなされ、交通事故も少なくなっています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東海地震の死者数を被害想定より大幅に減少させることをめざします。</li> <li>・おおむね5年に1度発生する大雨に対する河川整備率50%をめざします。</li> <li>・交通事故による死者数を年間300人以下に抑えることをめざします。</li> <li>・犯罪率(人口千人当たり刑法犯認知件数)を現状以下に引き下げることがめざします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 産<br>業                            | ○独創性のある元気な産業への従事や、自らの能力を発揮しての起業等を通して、豊かな生活を築<br>くことができ、その意欲に応じて生涯現役で自己実現に挑戦できます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業全般では、県内総生産額15兆3,600億円～16兆7,500億円、年間開業率4.1%以上をめざし<br/>ます。</li> <li>・農林水産業では、農業粗生産額2,900億円の確保、木材生産量42万㎡、漁業生産量29万5千t<br/>をめざします。</li> <li>・製造業では、県内総生産額5兆6,100億円～6兆1,900億円、1人当たり粗付加価値額1,770万<br/>円をめざします。</li> <li>・商業では、県内総生産額1兆6,900億円～1兆8,600億円、小売店従業員1人当たり年間販売額<br/>1,800万円をめざします。</li> <li>・サービス業では、県内総生産額2兆8,200億円～3兆1,200億円をめざし、特に観光交流産業で<br/>は、観光交流客数1億4千万人以上をめざします。</li> <li>・雇用の創出では、就業者数187万8千人～193万4千人の確保、有効求人倍率1倍以上、高年齢者<br/>雇用企業割合100%をめざします。</li> </ul> |

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交<br>流                     | <p>○多くの人々が短時間で自由に国内外と活発な交流ができ、また、国内外から訪れる人々が快適に本県に滞在できる、人・もの・情報の交流の基盤が整っています。</p> <p>・国際交通では、静岡県から海外への渡航者数年間 50 万人、海外から静岡県への訪問客数年間 26 万人をめざします。</p> <p>・国内交通では、国内旅客輸送人員年間 27 億 1,200 万人をめざします。</p> <p>・陸上交通では、県内の中核都市等へ 30 分以内で移動可能な道路網による 30 分行動圏人口のカバー率 92.5%をめざします。</p> <p>・海上交通では、県内発着貨物に対する県内港湾の輸出入取扱シェア 65%、輸出入取扱シェア 70%をめざします。</p> <p>・航空交通では、静岡空港年間利用者数 160 万人以上をめざします。</p> <p>・情報通信では、インターネット利用者数 300 万人をめざします。</p> |
| 人<br>づ<br>く<br>り           | <p>○精神的に自立し、思いやりの心をもって、何かができる“意味ある人”をつくるため、地域の人と人とのつながりの中で、教育環境が整い、生涯にわたって、教養の向上や職業能力の開発のための多様な学習機会があります。</p> <p>・家庭では、子どもの朝食欠食率 0 %をめざします。</p> <p>・学校では、国語力を向上させる読書タイム・読み聞かせ等実施率 100%、理数能力を向上させる自然体験学習・宿題実施率 100%をめざするとともに、いじめ・非行・不登校等の件数を当面 1 割減、2010 年には半減に近づけます。</p> <p>・職場等では、県内職業訓練修了者の就職率 100%をめざします。</p> <p>・地域社会では、小学校区単位で人づくりを支援する地域教育推進協議会の整備率 100%、青少年声掛け運動参加者数 30 万人以上、余暇に学習等をした人の割合 40%以上をめざします。</p>           |
| 文<br>化<br>ス<br>ポ<br>ー<br>ツ | <p>○水準の高い文化・スポーツに親しむことができるなど、多彩な自己実現の機会があります。</p> <p>・1 年間に直接芸術や文化を鑑賞する人の割合 90%以上をめざします。</p> <p>・1 年間に芸術や文化の活動を行う人の割合 50%以上をめざします。</p> <p>・成人の週 1 回以上スポーツをする人の割合 50%以上をめざします。</p>                                                                                                                                                                                                                                            |

(注) 以下特に記載のない場合の目標年次は、おおむね平成 22 年(2010 年)を想定します。

## 第2節 平成大合併と政令指定都市

### 381 〔静岡市・清水市の新市グランドデザイン〕 2000・2・24

静岡市・清水市合併協議会「新市グランドデザイン」

#### 1 新市の将来見通し

〔中略〕

##### (4) 基本フレーム

新市グランドデザインの策定に当たり、その前提となる基本フレームを設定します。基本フレームとは、平成 10 年度に実施した「新市グランドデザイン策定基礎調査」によって設定された都市フレームを基本として、新市グランドデザインの策定に必要な基本的な枠組みです。

### ①対象地域

新市グランドデザインは、静岡市と清水市が共同で設置した合併協議会が策定するものであり、静岡、清水両市の市域を基本とするが、静岡、清水両市が、担っている既存の都市機能から、影響圏域は静岡県中部地域（富士川以西から大井川以東までの地域）と想定する。

### ②目標年次

新市グランドデザインは、静岡、清水両市の合併により実現できる新市の姿を分かりやすく示していくために策定するものであり、都市フレームの目標年次は平成22年を基本とするが、概ね30年から40年後の長期的視点を見据えたものとする。

### ③事業主体

新市グランドデザインは、静岡、清水両市の合併により誕生する新市の姿を具体的に明らかにするために策定するものであり、掲載する具体の事業の主体は、新市のみならず、国、県、第3セクター、民間等、新市建設に資するあらゆるものを想定する。

### ④都市フレーム

人口、経済、土地利用、財政の4要素で構成する都市フレームは、次のとおりとする。

#### A 人口フレーム

新市の平成22年における目標人口は71万人とし、その後、漸減していくものと想定する。ただし、新市グランドデザイン策定に際しては、定住人口のみならず、交流人口の増加に配慮するものとする。

#### B 経済フレーム

平成22年の産業別就業構造は、次のとおりと想定する。

| 第1次産業 | 第2次産業 | 第3次産業 |
|-------|-------|-------|
| 2.8%  | 30.4% | 66.8% |

#### C 土地利用フレーム

新市の平成22年における土地利用区分別面積は、次のとおりと想定する。

| 農用地   | 森林      | 水面・河川・水路 | 道路    | 宅地    | その他   | 合計      |
|-------|---------|----------|-------|-------|-------|---------|
| 6,213 | 105,573 | 3,833    | 3,895 | 8,223 | 9,641 | 137,378 |

(単位：ha)

なお、土地利用の基本的な骨格イメージは右のページのとおりである。〔略〕



## D 財政フレーム

①現行の財政規模（両市の一般会計の合算）による今後の見通しは次のとおりと想定する。

| 区分   | H12   | H13   | H14   | H15   | H16   | H17   | H18   | H19   | H20   | H21   | H22   |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 財政規模 | 2,439 | 2,453 | 2,458 | 2,465 | 2,476 | 2,483 | 2,521 | 2,548 | 2,575 | 2,613 | 2,650 |

（単位：億円）

②合併による増加財源及び追加財政支出額（投資額）は、次のとおりとする。

| 区分   | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 増加財源 | 46  | 38  | 39  | 39  | 39  | 39  | 39  | 40  | 40  | 40  | 37  |
| 投資額  | 80  | 80  | 80  | 80  | 80  | 80  | 80  | 80  | 80  | 80  | 18  |

（単位：億円）

なお、合併を契機として、民間活力の活用などの新たな発想による事業手法の展開を検討する。

## 2 新市の都市ビジョン

### （1）都市像構築の視点

静岡、清水両市の合計は面積で国内市の最大、人口で政令指定都市に次ぐ規模であり、伝統や文化、学術や技術、人材、清水港等の大規模社会資本、産業・経済、行政などの集積も多様かつ高度である。

このことに地理的位置、中枢拠点性、県庁所在地などの優位性を加味すると、合併により実現する新市は、我が国を代表する諸都市と並ぶ都市能力の獲得を意味し、国内はもとより世界的な拠点都市としての役割を担って行くことが期待できる。

したがって、静岡、清水両市の枠組みを基本とし、30年から40年先の分権型社会を見据え、将来政令指定都市へ移行することも展望しつつ、中枢拠点都市としての影響圏域等まで考慮して、都市像を構築する。

### （2）目指す都市像

新市を築いていく主役は市民であり、風格ある自立した市民一人ひとりが、それぞれの能力に応じた役割と責任を担い、活発な相互作用を繰り返しながら、社会経済環境の変化を的確にとらえて発展・進化する都市を、新市が目指していく都市の姿として描き、都市像として「心と自然を尊ぶ市民が築く、人間躍動都市」を掲げる。

①新市は、「受益と負担の選択」を社会運営の原則とする分権型社会の中で、心と自然を尊ぶ市民一人ひとりが、まちづくりは市民自らが行うことを自覚し、市民や団体、企業が地域づくりに積極的に参加し、それぞれの役割を担い、連携して、地域の問題を自主的な判断と責任に基づいて主体的に解決することにより、



「協働・共創して地域の可能性を最大限に引き出し、特性を発揮するまち」。

②新市は、災害に強い安全なまちづくりを推進し、配置された複数の都市核と多数の都市拠点等がそれぞれ特色ある機能を集積し、各々の核と拠点間を繋ぐネットワークの充実により市域全体が均衡ある発展を遂げると共に、自然と人間が共生し持続的な発展を可能とする、人と地球に優しく環境と調和した資源循環型社会システムを構築することにより、年齢や性別を問わず全ての人々が、

「活き活きと安全、安心、快適に、共に暮らすことができるまち」。

③新市は、恵まれた海・山・川の自然や優れた歴史、文化などを活かしたグレードの高い都市機能を備え、生涯を通じて学び人材を育む空間を提供することにより、市民一人ひとりが多様な価値観を認めあい、「住む」「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「憩う」「育む」「癒す」などの様々な局面でそれぞれの個性や能力を十分に発揮し、世界に誇れる

「多様で高次・高質なライフスタイル実現できるまち」。

④新市は、地域に伝わる伝統や技術、学術・文化機関の優れた人材、首都圏と中京圏の中間に位置する中枢拠点性、県都として厚く集積する行政や企業、清水港や第二東名、中部横断道、静岡空港等の高度に整備された大規模社会資本など、承継した地域資源を最大限に活かして、市民や団体、企業が、新世紀をリードする

「新たな文化や産業を創造し、国内外に積極的に発信するまち」。

⑤新市は、恵まれた自然や地域に伝わる伝統や技術、優れた歴史、学術・文化、人材、中枢拠点性、県都として集積する行政や企業、高次・高質な大規模社会資本、陸・海・空の結節点として一層充実した国内外との交流ネットワーク等により多くの人々が訪れ、住む人と一緒ににぎわいを創出する

「国際性豊かなヒト・モノ・情報があふれ、活発に行き交うまち」。

### （３）都市像を支える理念

目指す都市像「人間躍動都市」を築いていく主役は「心と自然を尊ぶ市民」である。

「目指す都市像を支え」、新市を協働・共創して築いていく市民と団体や企業、そして都市づくりの推進に中核的な役割を担う行政の、新市を実現するためのよりどころとする理念は、「自立と参加」、「共生と持続と循環」、「承継と創造と交流」である。

①これから我が国で築こうとしている分権型社会の中で、新市が特色ある地域として発展・進化していくためには、市民一人ひとりが、自ら決定し自ら責任を取る市民として「自立する」ことと、地域づくりにおいてそれぞれが役割と責任を担い、連携し、行動し、「参加する」ことが求められる。

②少子・高齢・成熟社会において、新市の全ての人々が様々な局面で多様かつ高次・高質なライフスタイルを実現し、良好な環境を次代に引き継いで行くためには、市民一人ひと

りが、それぞれ異なる個性や能力、多様な価値観を持つことを認めあい、異なる人々が「共に生きる」都市空間と、自然と人間が「共生し、持続的な」発展を可能にする環境と調和した「循環型」の社会システムが欠かせない。

③ 21 世紀に到来する大競争、大交流時代において、新市が競争力ある地域として他と比較して優位に存立し、将来も中枢拠点都市として発展・進化し続けるためには、自然、歴史、伝統、文化、学術、技術、人材、社会資本、交通の結節点などの地域資源を「承継し」、それらを最大限に活かして新たな文化や産業を「創造し」、発信し、ヒト・モノ・情報が活発に「交流する」ことが期待される。〔後略〕

### 382 〔静岡市・清水市合併協議会の動き〕 2000・2・24

静岡市・清水市合併協議会「静岡市・清水市合併協議会だより」創刊号、1999・3

#### <静岡市・清水市合併協議会の動き>

| 年月日        | 経 過 内 容                                                           |
|------------|-------------------------------------------------------------------|
| H 9. 2. 27 | 清水青年会議所(清水 J C)が、住民発議による「合併協議会設置」請求を行うことを決定                       |
| 8. 22      | 清水 J C、住民発議による署名活動開始                                              |
| 9. 2       | 清水市選挙管理委員会が、9月2日現在(定時登録)の有権者数(190,089 名)を告示、50 分の 1 が 3,802 名に確定  |
| 9. 21      | 清水 J C、住民発議による署名活動終了                                              |
| 9. 26      | 清水 J C、署名簿を提出(47,012 名)                                           |
| 10. 24     | 清水市選挙管理委員会審査の結果、有効署名数は 40,419 名に確定                                |
| 10. 27     | 請求代表者が、合併協議会設置請求書、署名収集証明書、請求代表者証明書及び署名簿を添えて、静岡市を合併対象市とする合併協議会設置請求 |
| 10. 29     | 清水市長が、静岡市長に合併協議会設置協議について、議会に付議するかどうかの意見照会                         |
| 12. 22     | 静岡市長が、清水市長に合併協議会設置協議について、議会に付議する旨の回答                              |
| H10. 1. 26 | 静岡市、清水市両市議会において臨時市議会開催、合併協議会設置議案を提出                               |
| 1. 27      | 静岡市は、総務委員会で審議、清水市は、広域行政問題調査特別委員会で審議                               |
| 1. 28      | 静岡市、清水市両市議会本会議において原案可決                                            |
| 2. 2       | 静岡県知事に、静岡市議会及び清水市議会の審議結果を報告<br>請求代表者に、静岡市議会及び清水市議会の審議結果を通知        |
| 4. 1       | 静岡市・清水市合併協議会設置を告示                                                 |
| 4. 21      | 「静岡市・清水市合併協議会規約に関する協議書」締結                                         |
| 5. 15      | 第 1 回静岡市・清水市合併協議会開催(静岡市内)                                         |
| 7. 4       | 第 2 回静岡市・清水市合併協議会開催(清水市内)                                         |
| 7. 28      | 第 1 回静岡市・清水市合併協議会幹事会及びワーキンググループ合同会議開催                             |
| 8. 25      | 仙台市視察調査(静岡市・清水市合併協議会委員)                                           |
| 8. 26      | 浦和市・大宮市・与野市合併推進協議会視察調査(静岡市清水市合併協議会委員)                             |

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 10. 26    | 第3回静岡市・清水市合併協議会開催(静岡市内) |
| 12. 22    | 第4回静岡市・清水市合併協議会開催(清水市内) |
| H11. 3. 6 | シンポジウム(公開セミナー)開催(予定)    |
| 3. 23     | 第5回静岡市・清水市合併協議会開催(予定)   |

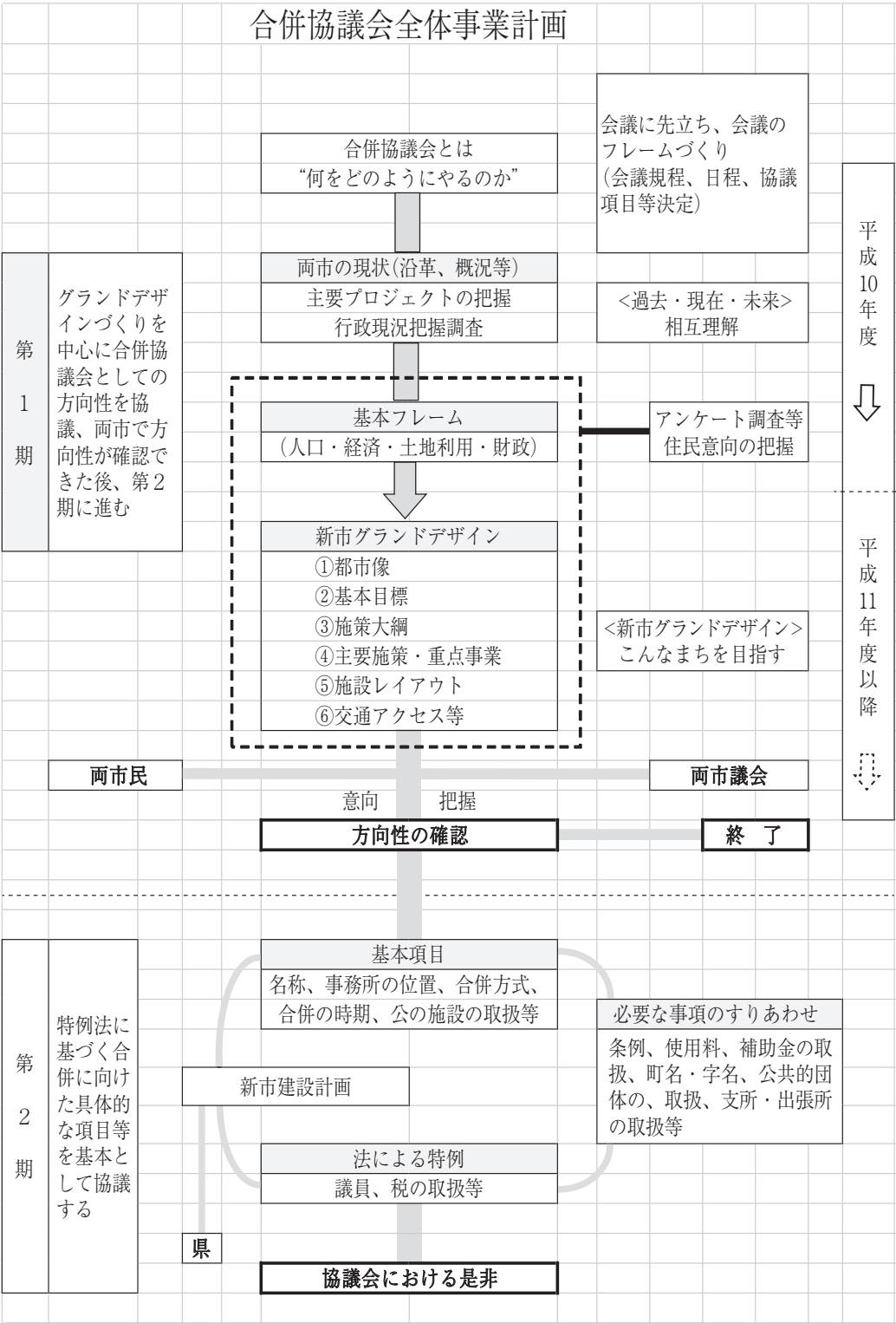
〔中略〕

#### ＜合併協議会の設置目的＞

静岡市・清水市合併問題は、時代の節々で浮かんでは消え、消えては浮かんできた歴史的課題とも言えます。

この両市合併問題について表舞台（法定設置、会議の公開等）で協議する組織として、平成10年4月1日、「静岡市・清水市合併協議会」が設置されました。

この合併協議会は、両市の都市発展の可能性を最優先に、合併の是非を含んだ合併問題に係わる様々な項目を総合的に協議する場です。言い換えれば、よりよい我がまちづくりに向けての一つの方法として、両市の合併が必要か否かを検討・研究しようとするものです。



〔後略〕

**383 〔静岡市政令市移行に対する県の役割等を質疑〕** 2004・3・19

『県議会平成16年2月定例会議事録』

○五十六番（渥美泰一君） 総務委員会における審査等の概要と結果について御報告いたします。

今回、当委員会に付託された案件は、知事提出第一号議案「平成十六年度静岡県一般会計予算」外二十八件及び議員提出第一号議案「静岡県議会議員の選挙区の特例に関する条例」一件であります。

最初に総務部及び選挙管理委員会関係から申し上げます。

まず委員から、いわゆる三位一体の改革により大変厳しい財政運営が予測される中、県及び市町村の財政への影響と対応についてただしたところ、当局から、本県の平成十六年度当初予算における国庫補助負担金改革の影響額を十五年度措置分も含めて百二十五億一千九百万円、これに対する税源移譲等国の財源措置は百三十五億円と見込んでいるが、義務的なもの以外の公共事業関係補助金等の影響額は現時点では不明である。また、地方交付税の削減に対して十六年度は基金の取り崩しにより対応したが、十七年度以降の圧縮がどの程度に及ぶか懸念される。一方、県内の市町村財政においては、国庫補助負担金改革の影響額を六十八億円程度、地方交付税改革の影響額を十六年度で普通交付税で前年度比一七・九％、百七十一億円の減、臨時財政対策債で前年度比二八・六％、二百七億円の減と見込んでいる。国庫補助負担金改革の影響額のほとんどは財源措置されるが、普通交付税、臨時財政対策債は大幅な減となり各市町村では歳出削減と基金取り崩しにより対応していると考えている。こうした状況を踏まえ今後国に対し、地方交付税の改革に当たっては法令等により求められる行政サービスの水準と財源保障のバランスを踏まえつつ、基本方針を明確にし、五年程度の中期的な見通しを立てて改革を進めるよう強く働きかけるとともに、市町村に対しては国の状況について随時情報を提供し、必要に応じて財政運営について助言をしていくとの答弁がありました。

次に、県勢の発展を図るには景気対策等も講じながら税収増を図る必要があると思うが、十六年度予算における取り組みはどうかとただしたところ、税収増に結びつく施策として短期的な観点からは、企業活動の活発化が税収や雇用の増に結びつくといった意味で、企業誘致に係る各種助成措置や中小企業を含む県内企業の体質改善と定着化のために制度融資の充実を図るとともに、苦しい財政の中、短期的な有効需要を生む上で効果が高い公共事業については削減を最小限に抑えた。一方、長期的な観点からは、法人事業税の超過課

税を充てる高規格幹線道路や第二東名のアクセス道路など高速交通体系を初め身近な生活環境、港湾、空港の整備を進め、陸・海・空のバランスのとれた形でインフラ整備をしていくことで、安定した企業活動、経済活動が行われることとなり税収増につながるものと考えたとの答弁がありました。

次に、東海地震の新しい情報体系について情報を誤解し住民がパニックに陥る可能性もあるが、これにどう対応していくのかとただしたところ、県民に観測情報、注意情報、または警戒宣言の各段階で冷静に行動してもらうために、各情報の持つ意味合いや情報が出たときの対応を自主防災新聞、ホームページ、地震防災センター等での情報提供や直接職員が出向く地震防災キャラバンの場などで周知するとともに、新しい情報体系に基づく訓練を図上訓練、総合防災訓練等で行っていくとの答弁がありました。

そのほか、市町村合併に伴う重点道路整備に対する支援、静岡市の政令指定都市移行に対する県の役割、指定管理者制度導入による効果、創薬探索研究事業について継続費を設定した理由、退職金の特別昇給に対する考え方、職員の通勤手当支給方法の変更による影響額、大規模地震対策等総合支援事業費の重点的な配分などについても質疑等がありました。〔後略〕

### 384 〔静岡市政令市移行に伴う道路及び河川移管等を質疑 建設委員会〕 2004

県議会事務局『静岡県議会の業績』第15巻、2007・3、220頁

〔平成16年〕6月23日、7月22日及び23日の3日間開催。6月23日には視察の協議を行い、7月22日から最初に土木部関係、続いて都市住宅部関係の審査を行った。

土木部関係では、集中豪雨で静岡市内が様々な被害を受けたことに関連した水害及び土砂災害対策、電子入札の導入計画及び課題と対策、国道1号有料4バイパス無料化の時期と県の費用負担、静岡市の政令指定都市移行に伴う道路及び河川の移管に関する協議、第二東名自動車道の供用開始予定時期、公共事業評価システムにおける事前評価と事後評価の意義、清水港の保安対策と憩いの場確保への取組等について質疑応答があった。

また、都市住宅部関係では、プロジェクト「TOUKAI-0」の推進に当たっての市町村との協力体制の強化、プロジェクト「TOUKAI-0」の今年度目標の達成見込み、設置が予定されている県営都市公園外部評価委員会の活動内容、県営都市公園に指定管理者制度を導入する判断時期、議案第107号に係る流域下水道工事の契約内容、県営住宅家賃滞納の実態と対策、景観法施行に伴う県の対応、公園レクリエーション世界大会in浜松及び全国都市緑化祭の準備状況、防犯まちづくり推進に向けた県営住宅や街路・公園等の整備等について質疑応答があった後、議案第100号から第104号及び第107号から第109



号は全員一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定した。

**385 「『県民暮らし満足度日本一』を旨とする総合計画後期5年計画の中での9月補正予算  
9月定例会」 2006**

県議会事務局『静岡県議会の業績』第15巻、2007・3、420～421頁

〔平成18年〕9月21日開会。会期を10月12日までの22日間と決定、知事提出議案26件並びに平成17年度一般会計決算、特別会計決算14件及び公営企業会計決算5件を一括上程し、石川知事から提案理由の説明があった。〔中略〕

次に、総合計画5年計画について、本年3月に策定した新しい総合計画は、究極の目標である「県民暮らし満足度日本一」を実現するために、計画に盛り込んだ施策の着実な推進を図っているところである、その際、全庁的な視点に立って各施策を有機的に結びつけ、めり張りをつけて効果的に実施していくことが生産性の向上にもつながるとの考えから、このたび庁内での集中的な対話により、平成19年度に向けた施策展開の戦略を構築していくこととした、このアクションを通じて、変化の激しい経済社会の中で暮らしている県民に真に生活の豊かさが感じられ、満足することができる社会を実現するための方策や方向性を提案していくとの所信を述べた。

次に、東海地震対策、ねんりんピック静岡2006、経済動向と雇用の拡大、富士山静岡空港、国内外への観光プロモーション、国際施策の戦略的展開、浜松市の政令指定都市移行、県立病院の新たな展開と地方独立行政法人化、廃棄物の不法投棄対策、海岸の侵食対策、タイ王国で開催される国際園芸博覧会への出展、全国お茶まつり、2007年ユニバーサル技能五輪国際大会、テクノスーパーライナー「希望」の処理方針等当面する県政の諸課題について説明があった。

続いて、9月補正予算について、当初予算を年間総合予算として編成したことから、9月補正については、義務的事業として、国庫補助金の内示等や法改正等に伴い補正を要する経費のほか、財源を全額確保できる経費に対応した、一般会計補正予算の規模は10億7,700万円で、これを加えた本年度予算の累計額は1兆1,413億7,700万円となった、歳出の主なものは、がん専門分野看護師育成事業などの国庫補助金内示に伴う事業費の増や国税の減額更正に伴う法人二税の還付金の増、花博基金を活用したタイ王国国際園芸博覧会出展事業に係る経費の補正を行うものであり、これらの経費を賄う財源としては、国庫支出金、繰越金などを活用するとの説明があった。〔後略〕

### 386 〔地方交付税の厳しい抑制がある中、浜松市の政令市移行により実質1.2%増の平成19年度予算 2月定例会〕 2007

県議会事務局『静岡県議会の業績』第16巻、2011・3、69～70頁

〔平成19年〕2月14日開会。会期を3月9日までの24日間と決定し、知事提出議案第1号から第100号までを一括上程し、石川知事から提案理由の説明があった。

知事は、まず我が国経済について、政府の月例経済報告から、景気は企業収益、設備投資、雇用の状況から見て消費に弱さが見られるものの回復している。こうした情勢の中で、現内閣は成長の実感を国民が肌で感じることができるよう新成長戦略を力強く推し進める方針を打ち出しており、現在開会中の通常国会での審議を通じて、実効性ある政策が実現されることを期待している。また、本県の経済については、個人消費はおおむね横ばいに推移しているが、企業の生産は全体として緩やかに増加しており、雇用情勢も有効求人倍率が12か月連続で1.2倍台となるなど景気は改善の動きを続けている。県としては、国全体の社会経済の動きに十分目を配りながら回復基調にある本県経済をより力強いものとしていくため、次世代のリーディング産業の育成や人・物・情報の交流を支える社会基盤整備を着実に進め、県民くらし満足度日本一の実現を目指して、戦略的、体系的に施策を積極的に推進していくとの所信を述べた。

続いて、平成19年度当初予算と組織定数の改正については、県民くらし満足度日本一の実現に向けた組織と予算として、昨年提示した10の満足の柱を着実に実現する施策を盛り込むことを基本に、健全財政の枠組みの堅持、新公共経営の視点からの戦略的な取組、年間総合予算としての編成の徹底、簡素で効率的な組織の構築を心掛けながら、「暮らしやすい未来のための人づくり、家庭づくり、地域づくり」と「県行政の戦略的展開を支える体制固め」に力点をおいて作業を進めた。本県の財政事情は、回復基調による県税収入の増加はあるものの、地方交付税の厳しい抑制により一般財源はほとんど増加せず、社会保障関係費等の義務的経費が大幅に増加し政策策的経費の財源が厳しく限られるという状況にあるが、需要や手法を精査し財源や人材をメリハリをつけて配分し、効果的な政策運営ができるように努めた結果、一般会計の歳出総額は1兆1,396億円で前年度当初予算比0.1%の減、浜松市の政令指定都市移行の影響を考慮すると実質1.2%の増となった。その際、18年度2月補正予算で取崩しを中止できた基金を活用し財源不足の解消を図るとともに、平成20年度以降見込まれる財政需要に活用可能な基金の額も前年度当初予算を上回る251億円を確保した。組織改正については、新しい部設置条例により大括り化された7部の部内組織を所掌事務が明確化した局で再編することにより県民に分かりやすい組織にするとともに、総合調整機能や人事、予算、法務等の共通管理機能の充実のため、部長を補佐する

部長代理や管理局あるいは企画監等の設置により、今後の組織運営を抜本的に改革するとの説明があった。〔後略〕

**387 市町村合併＝県合併推進審作業部会案－「賀茂は一つ…」で地元は複雑、新枠組み慎重論も** 2005・12・15

『静岡新聞』2005・12・16朝刊、26面

県の市町村合併推進審議会・作業部会が十五日、人口一万五千人未満の町を含む五地域について合併の枠組みを協議し、南伊豆地区は一市五町、静庵地区は由比町と静岡市とする部会案をまとめ、このほかの地区は結論を持ち越した。自主的な合併が基本としながらも、新法は県が作成する合併推進構想の対象市町に対し、知事の勧告権を持たせている。平成の大合併の第二幕に向け、対象市町は複雑な反応を見せた。

南伊豆地区は当初目指した「賀茂は一つ」の枠組みの形が再び示された。下田市の石井直樹市長は「合併に至らなかった経緯を踏まえ、各町長と慎重に意見を交わしたい」と受け止める。実現の条件として、桜井泰次河津町長は「各市町の徹底的な行財政改革が必要」と指摘し、「医療や交通インフラ整備など、県の支援策がどこまで盛り込まれるかも重要」と強調した。

一方、住民投票で単独を選んだ東伊豆と南伊豆町。片野武東伊豆町長は「一気に実現するとは考えにくい」と述べ、再度の住民投票を行う必要性も示唆。鈴木史鶴哉南伊豆町長も「住民投票時と枠組みが違うとは言え、慎重に取り組まなければならない」と語る。

賀茂郡内で唯一合併した西伊豆町は対象に含まれたことに困惑を隠せない。「次の合併を考えている住民は皆無。なぜこんなに苦しい立場に追いやられるのか」と藤井安彦町長。ただ、「人口減も予想され、取り残されるのは怖い」と苦しい心情を吐露した。

一度は破たんした組み合わせとなる静岡市と由比町。小嶋善吉市長は「由比側から話があれば圏域の仲間としてあらためて話に乗る気持ちはある。『こちらからどうぞ』という話ではない」と述べた。望月俊明町長は「同じ静庵圏域にある町の状況から見て予測の範囲」としながらも、これまでの経緯を踏まえて「町民への説明や合併の条件、時期などについて県の配慮が必要になる」と慎重な姿勢を示した。

### **第3節 分権改革下の県財政**

**388 財政健全化計画の策定** 2000・2・16

県議会事務局『静岡県議会の業績』第14巻、2003・3、247頁

長引く景気の低迷による県税収入の大幅な落ち込みに対し、人件費、公債費等の義務的経費が増加した結果、財政5基金が底をつくという、県財政はこれまでにない危機的な事態を迎えた。これを打開するために、県は事業の徹底的な見直しを行い、〔平成12年〕2月16日、財政再建に向けて更なる行財政改革を進めるための指針となる財政健全化計画を策定し、公表した。

【財政健全化計画の内容】

○財政の中期試算

- ・国の示した「財政の中期展望」や経済戦略会議で示された成長率を勘案し、1.75%～3.5%を使用して3ケースの試算を行った。

○財政健全化への対応（目標）

- ・平成16年度に収支を均衡させることを目標に、段階的に要調整額を解消する。
- ・将来の財政負担の軽減のため、県債残高は2兆円程度を上限に、県債残高を抑制する。
- ・平成16年度の数値目標を次のとおり設定する。

起債制限比率：15%台に抑制      経常収支比率 90%以下

○その他の対応策

- ・県財政の透明性をより一層高めるため、中期試算の年度別に下記指標を公表する。

①県債残高（年度末）の見込み額

②数値目標を設定した起債制限比率、経常収支比率

- ・健全化計画は毎年見直しを行い、予算発表時にその見直し内容を公表する。

**389 〔県債残高見込み1兆9,000億円 行財政対策特別委員会報告〕 2001・2・26**

『県議会平成13年2月定例会会議録』

○六十九番（内山隆司君） 当委員会に付託されました行財政対策に関する事項のうち、これまで重点的に調査を進めてまいりました県出資法人に関する事項を中心に中間報告を申し上げます。

昨今の本県の財政は、厳しい社会経済情勢の中で、一兆九千億円余りの莫大な県債残高を抱え、危機的な状況にあります。こうした状況下においては、徹底した行財政改革により、簡素で効率的な行政システムを早急に確立し、財政の健全化を図ることが、今何よりも必要なことであります。

当委員会では、こうした視点に立ちまして、行財政改革の取り組み全般について、当局側との総括質疑等を実施するなど、八月七日以降、これまで合計五回にわたり委員会を開

催し、調査等を実施してまいりました。

県出資法人に関する事項の調査に当たりましては、県が出資している百十六団体のうち、県の出資割合が高く、かつ特別法に基づく特殊法人で、知事が監督権を有している公益法人であります静岡県住宅供給公社、静岡県道路公社及び静岡県土地開発公社の三公社を対象を絞り、おのおのの公社の理事長を参考人として招請し、公社の現況と課題について調査するとともに、当局との質疑を実施してまいりました。〔中略〕

以上の審議等を踏まえ、当委員会といたしましては、次の諸点について提言を申し上げます。

第一点目としては、三公社は、県が実施すべき事業や施策を推進する組織として、県が出資して設立した団体であることから、県が負うべき責任は非常に大きい。よって、県はこれら公社の存廃も含め、今後のあり方について早急に方向づけを行うべきであります。

第二点目としては、いずれの公社も独立採算が基本でありますことから、公社の行財政改革を進めるために、公社自身も一層の経営努力をすべきであります。

第三点目として、公社の経営状況等について、県民への情報公開を一層推進すべきであります。

現在、県の行財政対策委員会におきましては、外郭団体の健全経営化を進めるため、経営指針の策定を進めていると伺っておりますが、当委員会のこれまでの審議状況等が十分反映され、行財政改革の実が上がり、実効性のある経営指針となりますよう、大いに期待しているところであります。

また、当委員会といたしましては、公社の経営改善の努力やその成果を注意深く見守るとともに、公社の改革に必要な支援を積極的に行うなど、その役割を十分に担ってまいりたいと考えております。そのほか、全体の総括質疑では、委員から、県有施設の維持管理、グランシップの評価、静岡空港の必要性、未利用県有地等の活用、財政健全化計画の考え方、行政のアカウンタビリティーなどについても質問等がありました。

なお、当委員会では、昨年九月に、積極的に行財政改革を進めております宮城県庁及び北海道庁を訪問し、その取り組みの状況について調査を行ったところであります。

以上をもちまして、行財政対策特別委員会の中間報告を終わります。

### 390 〔静岡空港の建設の是非を問う住民投票条例の請求を受けた6月定例会〕

2001・6・22

『県議会平成13年6月定例会会議録』

○知事（石川嘉延君）〔前略〕次に、当面する県政の諸課題について申し上げます。



平成十二年度の決算の状況についてであります。実質百三十億円程度の剰余金が発生したところであり、このうち八十億円につきましては、基金の取り崩しを中止し、後年度の財政運営のための財源として活用することといたしました。この結果、平成十二年度の実質収支は約五十億円の黒字が見込まれております。

また、本県におきましては、財政危機に陥る前にいち早く財政健全化への取り組みを開始し、平成十六年度の収支均衡を目標とした財政健全化計画をもとに、着実に健全化を進めてきております。計画の一年目から歳出の見直しや県債の発行の抑制に努め、今回決算で大幅な剰余金が生じたことにより、健全化計画最終年度の平成十六年度の不足額相当が解消され、県債残高や経常収支比率なども、十分目標を達成できる見込みとなるなど、このまま推移すれば、県の財政健全化計画は予定より一年早く完了するようなペースで進みつつあると確信を得たところであります。

なお、県民一人当たりの県債残高は約五十万円となりますが、これは四十七都道府県の中では少額の方から十六番目となっており、他県と比較しても必ずしも高額とは考えておりませんが、今後とも健全化計画の枠組みを堅持し、引き続き県債の抑制に努めるなど、財政健全化を着実に進めるべく全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、行財政改革の推進についてであります。

本県では、業務棚卸表を活用した全国から注目される行政評価制度を実施するなど、本県独自の目的志向型行財政運営システムを構築するとともに、本庁組織を十部から九部に、また、出先機関の数も約四分の三に再編統合し、外郭団体につきましても八つの団体を統廃合するなど、生産性の高いスリムな行政府づくりに努めてまいりました。

また、民間企業の手法を取り入れ、職員の意識変革と業務の改善、効率化を目指して、ひとり一改革運動を展開するとともに、業務の標準処理期間の見直しを行い、二百五十項目について平均約五日間の短縮を図るなどの成果を上げたほか、県民の皆様が利用しやすい行政サービスが提供できますようインターネットや電子メールによる申請手続を導入するなど、約千八百件の具体策を県民サービス向上プランとして作成し、実現に取り組んでいるところであります。

このように、全国に先駆け行政の生産性の向上を目標に数々の新たな手法に挑戦するなど、行財政改革については、全国トップクラスの取り組みを行っているとして外部から評価され、また自負もしておりますが、今後とも一層の行政の効率化と質の向上を目指し、さらに力強く行財政改革を推進してまいりたいと考えております。

〔中略〕

最後に、第百五号議案「静岡空港の建設の是非を問う住民投票条例について」であります。

地方自治法第七十四条第一項の規定により、静岡空港の建設の是非を問う住民投票条例



の制定の請求があり、これを受理いたしましたので、同条第三項の規定により意見をつけて議会に付議するものであります。

以下意見を申し上げます。

私は、知事就任以来、県民本位の開かれた県政の実現に向け、緑飲トークを初めとして県民の声に耳を傾け、豊かな発展可能性を備える本県にとって、何が最善の道かといった視点から県政の運営に全力を尽くしてまいりました。

静岡空港の建設につきましても、県政の最重要課題の一つとして位置づけ、あらゆる機会を通じまして、私の意見を申し述べ各界各層の方々から御意見を伺うことにより、多くの県民の皆様の御理解と御賛同を得ているものと判断し、毎年度、予算審議などを通じまして、県議会の御賛同を得ながら推進してまいったところであります。

しかしながら、昨今の公共事業をめぐる国民的関心の高まりの中で、静岡空港の建設につきましても、県民の皆様の間において、改めてその事業費の規模や開設後の管理運営のあり方、環境の保全、さらには、そもそもその必要性があるのかということにまでさかのぼった議論が幅広く行われており、最近の私自身の経験でも、このような根本にまでさかのぼった意見のやりとりをする機会も数多くなっております。

こうした状況を踏まえ、何らかの形でこの問題を問い直すべきだとの機運や空港建設そのものへの関心が、県民の皆様の間に大変高まってきていることを実感するに至ったところであります。

私といたしましては、静岡空港の建設が必要であるとの考えはこれまでと何ら変わるものではありませんが、その建設について、県民一人一人が主体的な意思を表明することが適切と考え、住民投票条例の制定について、賛意を表明することといたしました。

なお、本条例案につきましても、基本的事項として、「投票資格者」及び「住民投票に関する知事の義務」の点で、また、住民投票の適正かつ円滑な実施のために、「住民投票の期日」、「投票運動」などの点で、議案にお示ししたとおり課題があるものと考えております。

以上で私の説明は終わりますが、適切な御議決をお願いする次第であります。

### 391 【失業率過去最高の中での初めての県債増発を行わない9月補正予算】 2001

県議会事務局『静岡県議会の業績』第14巻、2003・3、302～303頁

〔前略〕我が国経済について、輸出、生産が大幅に減少し設備投資も減少しているほか、失業率が過去最高となり、個人消費はおおむね横ばいの状況が続いているものの一部で弱い動きが見られるなど、景気は引き続き悪化していると分析している、県内経済についても個人消費が依然として低調であるほか、企業の生産も減少し、民間設備投資も頭打ちと

なっており、雇用情勢もその影響を受け厳しくなるなど、景気は後退色を強めている、こうした中、県としては9月補正予算において、雇用機会の拡大や新しい時代を支える産業、人材の育成に努めるとともに、構造改革の進展により懸念される中小企業や雇用などへの影響を注視しつつ、今後とも適時、適切な対応を図っていききたいとの所信を述べた。

〔中略〕

続いて、9月補正予算について、限られた財源の中で緊急に対応すべき課題に積極的に取り組むとともに、今後の経済状況や平成14年度の当初予算編成も視野に置きながら、基金への100億円の積み立てを行うほか、初めて県債増発を行わない範囲内で9月補正予算を編成するなど、財政健全化計画の枠組みを堅持し、財政健全化の着実な推進を図ることを基本として編成した結果、一般会計補正予算の規模は240億4,000万円で、これを加えた本年度予算の累計額は1兆3,455億4,000万円となる、歳出の主なもの、地震防災対策の推進、雇用対策の充実、安心できる県民生活の確保等当面する県政の緊急課題への対応などであると説明があった。〔後略〕

### 392 浜北新都市開発整備事業の工事着手 2001・6・13

県議会事務局『静岡県議会の業績』第14巻、2003・3、364頁

〔平成13年〕6月13日、地域振興整備公団が平成6年度から事業調整を行ってきた浜松地域テクノポリスの中核ゾーンを形成する浜北新都市開発整備事業の起工式が行われ、本格的な造成工事に着手した。

「ものづくりの老家・本元」の実現に向け、この地域に本県の優位性を発揮する光技術等の先端的な産業の集積を促進し（フォトンバレー構想）、世界に情報発信する拠点づくりを目指していく。

#### 【事業概要】

|           |                                                                   |
|-----------|-------------------------------------------------------------------|
| 計 画 の 目 的 | 緑豊かな自然環境と優れた立地条件、交通条件を生かし、産業機能、住機能、交流機能を一体的に整備した職住接近の複合的な新しいまちづくり |
| 事 業 期 間   | 平成6年度～20年度                                                        |
| 開 発 面 積   | 約162ha（住宅用地 約57ha、誘致施設用地 約43ha など）                                |
| 計 画 人 口   | 約6,600人                                                           |
| 概 算 事 業 費 | 約700億円                                                            |

|           |                                                                |
|-----------|----------------------------------------------------------------|
| 県 関 連 事 業 | 一般国道152号「浜北～天竜バイパス」の道路整備<br>一般県道「細江浜北線」の道路整備<br>二級河川「馬込川」の河川改修 |
| 今 後 の 予 定 | 平成15年度 誘致施設用地 第1期分譲開始                                          |

### 393 浜岡原子力発電所1号機の事故 2001・11

県議会事務局『静岡県議会の業績』第14巻、2003・3、377頁

〔平成13年〕11月7日及び9日に中部電力浜岡原子力発電所1号機で配管の破断等の事故が発生した。

県は、国及び事業者に対して原因究明のための徹底した調査の実施と事故の再発防止等について要請するとともに、11月8日、職員を派遣し現地調査を行い、11月16日には関係5町と立入調査を実施した。

また、11月28日には知事が、翌29日には県議会代表らが現地を視察した。

#### 【事故の概要】

#### ○非常用炉心冷却系に関係する配管の破断

- ・11月7日、浜岡原発1号機の非常用炉心冷却装置の定期点検中、配管の屈曲部が破断し、放射能を帯びた蒸気が原子炉建屋内に漏えいしたが、外部への放射能の影響はなかった。

#### ○原子炉下部からの水漏れ

- ・11月9日、事業者が停止中の1号機を点検中、压力容器下部の制御棒駆動機構の下から水が滴下しているのを発見し、原子炉水であることが確認された。県は、事業者から県への通報の遅れを嚴重に注意した。

### 394 緊急地域雇用創出特別基金の創設 2001

県議会事務局『静岡県議会の業績』第14巻、2003・3、381頁

完全失業率が1953年の調査開始以来、過去最悪の5.4%と厳しい雇用失業情勢の中、県は、国の雇用創出特別交付金の交付を受け、雇用及び就業創出を図る事業に要する経費に充てる基金を創設した。県及び市町村が地域のニーズを踏まえて独自に創意工夫を凝らした事業を実施し、公的部門における緊急かつ臨時的な雇用及び就業機会の創出を図った。

## 【事業の概要】

## ○交付金の額及び雇用創出計画

| 国交付金<br>(計画雇用創出数)   | 県基金<br>(計画雇用創出数)  | 県・市町村配分計画        |                   |
|---------------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 3,500 億円<br>(50 万人) | 90億円<br>(12,800人) | 県<br>(計画雇用創出数)   | 45億円<br>(6,400人)  |
|                     |                   | 市町村<br>(計画雇用創出数) | 45億円<br>(6,400 人) |

○基金設置期間：平成 13 年度（公布日）から 16 年度末

○実 施 主 体：県及び市町村（市町村は県の補助事業: 補助率 10/10）

○対 象 事 業：①国の奨励事業例を参考に都道府県・市町村が企画した新たな事業

②建設・土木事業以外の事業

③雇用創出効果が高い事業

### 395 【三位一体改革の見通しが不透明な中でのマイナス県予算 2月定例会】 2003

県議会事務局『静岡県議会の業績』第 15 巻、2007・3、69～70 頁

〔平成 15 年〕2 月 13 日開会。会期を 3 月 10 日までの 26 日間と決定、知事提出議案 89 件を一括上程し、石川知事から提案理由の説明があった。

知事はまず、経済動向について、我が国経済は、景気は引き続き一部に持ち直しの動きが見られるものの、弱含みである、県内経済も、景気はおおむね横ばいとなっているが、依然として厳しい状況にある、こうした中、政府は、平成 14 年度補正予算と平成 15 年度予算を一体として切れ目なく運用することとし、構造改革をさらに加速することにより、民間需要主導の持続的な経済成長の実現を目指すこととしている、県としても、平成 14 年度 2 月補正予算に加え、平成 15 年度当初予算においても、景気対策を初めとして雇用対策、中小企業支援などを一体として推進し、雇用の維持、安定を図っていききたいとの所信を述べた。

次に、平成 15 年度当初予算については、県税収入の減収、公債費の増など大変厳しい財政状況に加え、国においては、地方行財政改革に関して国庫補助負担金、交付税、税源移譲の三位一体の見通しの方向が不透明なことなど、歳入について先行きの見通しが立てられない中での編成となった、このような中で、行政サービスの維持向上を図り、「富国徳しずおかの挑戦」を一層推進するため、ニュー・パブリック・マネジメントの手法を通じてゼロベースからの見直しを徹底し、「重点事業への戦略的な取組」、「前例にとらわれない

原点からの発想」、「県民参加による新・行革と財政健全化の推進」を基本方針に、年間総合予算として編成した、この結果、一般会計の歳出予算総額は1兆1,770億円で、前年度当初予算比1.3%の減となった、県民生活の新しい行政ニーズに素早く的確に対応するため、限られた財源を最大限有効活用して事業の重点化、優先化に取り組み、環境、健康福祉、教育施策の充実を図り、総合計画の施策目標を達成するための目的指向型の戦略予算としたとの説明があった。〔後略〕

### 396 沼津駅付近鉄道高架事業の国庫補助事業採択 2003・4

県議会事務局『静岡県議会の業績』第15巻、2007・3、148頁

県東部広域都市圏の拠点を担う沼津駅周辺地区において、魅力と活力のあるまちづくりを進めるため、県・地域振興整備公団・沼津市が一体となって、鉄道高架事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業などからなる沼津駅周辺総合整備事業を進めているが、その核となるのが県の行う沼津駅付近の東海道本線・御殿場線の鉄道高架事業（高架区間約5.3km）である。

沼津駅付近鉄道高架事業は、平成6年度に国庫補助事業に採択され、高架化に向けての調査設計を進めていたが、平成12年の「公共事業の見直し」で「関連する車両基地の用地取得に当面時間を要する」との理由で「国庫補助中止」となった。

その後、国庫補助中止となった理由の解消に努めるとともに、鉄道事業者や沼津市の協力を得て、事業を継続する上での要点であるコストの縮減に向けた計画の見直しを行い、〔平成15年〕4月に国庫補助事業に新規採択された。

この鉄道高架事業が国庫補助事業に採択されたことは、鉄道高架事業の推進だけでなく、駅周辺総合整備事業を構成する他の事業の推進にも良い影響を与え、駅周辺のまちづくりを進める上での意義は大きい。

### 397 〔三位一体改革による地方交付税等大幅削減の中の新公共経営手法による平成16年度予算 2月定例会〕 2004

県議会事務局『静岡県議会の業績』第15巻、2007・3、176～177頁

〔平成16年〕2月24日開会。会期を3月19日までの25日間と決定した後、議会運営委員会副委員長及び委員の辞任許可並びに補欠選任を行い、知事提出議案88件を一括上程し、石川知事から提案理由の説明があった。

知事はまず、経済動向について、我が国経済は、企業生産の緩やかな増加、個人消費や



雇用情勢に持ち直しの動きが見られるなど、景気は着実に回復しているとされている、一方県内経済は、景気は改善の動きを強めているが、この動きは産業全体に行き渡っているとは言えない。こうした中、政府は、構造改革の一層の強化を図るとともに、金融・資本市場の安定及びデフレ克服を目指し、日本銀行と一体となって、引き続き強力かつ総合的な取組を行うこととしている、県としても、既存企業の定着や国内外からの企業誘致を積極的に推進するとともに、中小企業者の健全経営を確保するための融資制度の充実を行い、離職者や若者に対するきめ細やかな雇用政策を展開するなど産業の活性化と雇用の維持、安定を図るとの所信を述べた。

続いて、平成16年度当初予算については、企業収益の改善に伴う県税収入の増収が見込まれる一方、国における地方税財政の三位一体改革により、地方交付税等が大幅に削減されるなど大変厳しい財政環境下での編成となった、このような中で、引き続き財政健全化を着実に推進し、限られた財源を有効活用して、富国・有徳の魅力ある“しずおか”を実現するため、本格的な新公共経営による県民満足度の向上への挑戦を徹底し、健全財政の枠組みの維持、新公共経営の視点からの戦略的な予算編成、年間総合予算としての編成、三位一体の改革、市町村合併等への的確な対応を基本方針として成果を重視する予算を編成した、この結果、一般会計の歳出予算総額は1兆1,640億円で、県営住宅事業を特別会計としたこともあり前年度当初予算比1.1%の減となったが、実質的にはほぼ前年度並の規模となった、今回の予算は、効率的で県民満足度の高い行政サービスを創出するため、本格的な新公共経営の手法を予算編成に反映させ、限られた財源を最大限に有効活用し、富国・有徳の豊かな未来づくりの基盤となる環境、健康、教育、交流のいわゆる4つのKとこれらを支える産業基盤の強化に予算を重点化した、また、県民本位の地方分権を目指して内政構造改革に取り組む一方、地方財政を取り巻く環境が大変厳しい中で、県民本位のより生産性の高い行政の展開に向け、民間活力を活用するとともに健全財政の枠組みを堅持したとの説明があった。〔後略〕

### 398 「真の『三位一体の改革』の実現のための緊急決議」を採択 2005・11・10

県議会事務局『静岡県議会の業績』第15巻、2007・3、393頁

〔平成17年〕11月10日、県内の地方六団体で構成する静岡県自治体代表者会議と静岡県地方分権推進連盟は県庁で合同会議を開き、国が進めている国庫補助負担金等に関する改革において、これまでの関係省庁の対応が地方六団体の改革案に対して前向きな取組が一切見られず、地方分権改革に逆行する危惧すべき状況であるとして、地方分権改革につながる真の「三位一体の改革」が実現するよう、以下の5項目の緊急決議を採択した。



- 1 国庫補助負担金の改革は、地方六団体の改革案を十分に尊重し、地方の自由度の拡大につながるように行うこと。また、国の関与が残る交付金化などは行わないこと。
- 2 生活保護は、国の責任において実施すべき法廷〔定〕受託事務であり、生活保護費の国庫負担率の引き下げは、地方分権に名を借りた負担転嫁に過ぎず、断じて受け入れられないこと。
- 3 義務教育費国庫負担金については、地方案に沿った廃止及び税源移譲を確実に実現すること。
- 4 所得税から住民税への3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
- 5 基本的な行政サービス水準の確保に支障が生じないように、平成18年度はもとより19年度以降についても、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。

### 399 静岡県もりづくり県民税条例の制定 2005・12・20

県議会事務局『静岡県議会の業績』第15巻、2007・3、400頁

〔平成17年〕12月20日、荒廃した森林の再生に係る施策に要する経費の財源を確保するための「森林（もり）づくり県民税」に関する条例（静岡県もりづくり県民税条例）案が、県議会12月定例会において可決され、平成18年度から導入されることとなった。

本県においては荒廃した森林の再生が喫緊の課題となっていることから、森林保全に係る新税について全国的に導入が進められていることや、森づくり百年の計委員会、森林審議会で新税導入の必要性に係る答申がなされたこと、アンケート調査の結果等を踏まえ、「森林（もり）づくり県民税」を導入することとした。

#### 【荒廃森林再生のための財政需要】

荒廃森林の再生 8,400百万円（10年間）  
（スギ、ヒノキ林の混交林化、身近な里山林や竹林等の整備等）

#### 【「森林づくり県民税」の概要】

|       |                                           |
|-------|-------------------------------------------|
| 課税方式  | 県民税均等割超過課税方式（県民税均等割の額に上乗せ課税）              |
| 納税義務者 | ・ 1月1日現在で県内に住所等を有する個人<br>・ 県内に事業所等を有する法人等 |
| 税率    | 個人…年400円、法人…標準税率の5%（1,000円～40,000円）       |
| 徴収方法  | 個人…市町が市町村民税と合わせて賦課徴収、法人…申告納付              |

|       |                                                                                                                                                                                                    |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課税期間等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人：平成18年度から平成22年度までの各年度分の個人県民税に適用</li> <li>・法人等：平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する事業年度に係る法人県民税に適用</li> </ul> （事業の全体計画は10年間であるが、課税期間は当面5年間とし、5年を経過した時点で見直しを行う。） |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 400 静岡県行財政改革大綱実施計画（集中改革プラン）の策定 2006・3

県議会事務局『静岡県議会の業績』第15巻、2007・3、475頁

市町村合併の進展と2つの政令指定都市の誕生後、県を含めたすべての地方公共団体は、より効率的な体制で、県民との協働などによる新たな価値を創造することが求められる時代を迎える。

このような「県内自治構造新時代」に対応するため、静岡県行財政改革大綱（平成15年3月改定）に示した改革の内容と新たな取組について実施計画を策定した。

##### 【静岡県行財政改革大綱実施計画（集中改革プラン）の概要】

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目 標              | 生産性の高い行政運営による県民満足度の向上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 計 画 期 間          | 平成17年度から21年度までの5年間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 改革の進め方<br>(7本の柱) | <ul style="list-style-type: none"> <li>①新公共経営（NPM）の一層の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>・新公共経営（NPM）による行政の生産性の向上</li> <li>・業務棚卸表を活用した行政評価の推進</li> <li>・全職員による業務の不断の見直し（ひとり1改革運動 等）等</li> </ul> </li> <li>②簡素で効率的な組織の構築             <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政組織の一層の効率化（本庁組織、試験研究機関 等）</li> <li>・職員数の適正な管理</li> <li>・外郭団体等の改革 等</li> </ul> </li> <li>③県民参加と民間能力の活用             <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな制度の活用（指定管理者制度、地方独立行政法人制度 等）</li> <li>・事務の集中化と民間委託の拡大 等</li> </ul> </li> <li>④県民サービスの向上             <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口サービスの利便性の向上</li> <li>・県有施設におけるサービスの充実 等</li> </ul> </li> <li>⑤市町村合併の推進と広域連合の設置             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村合併の推進</li> <li>・市町への権限移譲の推進</li> </ul> </li> </ul> |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・市町、県を通じた行政執行体制の整備（地方税一元化構想 等）等</li></ul> <p>⑥人材の育成と人事給与制度改革</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・分権時代の行政を担う人材の育成</li><li>・人事給与制度改革</li></ul> <p>⑦健全財政の枠組みの堅持</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・新公共経営（NPM）による予算編成</li><li>・歳出のスリム化と歳入の確保 等</li></ul> |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 401 「地方交付税の大幅削減の中での地方分権の推進、トライアングルリサーチクラスター形成等に向けた取組 2月定例会」 2006

県議会事務局『静岡県議会の業績』第15巻、2007・3、403～405頁

〔平成18年〕2月21日開会。会期を3月17日までの25日間と決定、知事提出議案99件を一括上程し、石川知事から提案理由の説明があった。

知事はまず、昨年末に公表された国勢調査の人口速報値で、我が国の総人口は一年前の推計人口に比べ2万人下回るものとされ戦後初めて前年よりも減少しており、少子・高齢化は急速に進行している、今後も人口の減少傾向は続くとし、今後は現在の活力を生かしながらか中長期的に人口が減少しても経済力と生活水準を持続的に向上させていくことが大きな課題であり、「富国徳 創知協働」を基本理念に掲げ県政に取り組んできた、つまり、人口減少社会にあっては創知協働として一人一人のモチベーションを生かしともに何かを生み出していく作業こそ従来のやり方を改善し効率を上げ、また新たな価値をつくり出していくものであるとし、これを生産性の向上と呼び、この活動によって生身の人間が日々の暮らしの中で満足を感じ徳目を増やしていく、すなわち富国徳であり、この点において静岡県を日本一にしたいと考えた、そこで県民くらし満足度日本一を目指して諸般の施策を積極的に実行するため予算を初めとする提案をするとの所信を述べた。

次に、経済動向について、現下の経済はさまざまな指標から企業部門の好調さが雇用や所得環境の改善を通じて家計部門にも波及してきていると見られ、政府の月例経済報告もそのような立場をとっている、また、県内経済を見ても個人消費は概ね横ばいに推移しているものの企業の生産は全体として増加を続け、雇用情勢についても平成16年5月から連続して有効求人倍率が1倍台で推移しており、景気もようやく回復の歩みを進めていると感じられる、こうした中、政府は構造改革の取組を加速、拡大し重点強化期間におけるデフレからの脱却を図ることとしている、県としても、我が国全体の動向に目を配りながら本県経済の回復を確実なものとし、さらに持続的に発展させていくために静岡トライアン

グルリサーチクラスター形成事業等、次世代のリーディング産業の育成、ビジネス経営体による農業経営など次世代の第一次産業経営の支援、将来を見越した人・物・情報の交流を支える陸・海・空の社会基盤の着実な整備など常に一步先の施策を積極的に推進すると説明があった。

続いて、平成18年度当初予算については、企業収益の改善に伴う県税収入の増収が見込まれる一方、国における地方税財政の三位一体改革における県税を含めた一般財源総額が前年度並みに据え置かれる中で、社会保障費等の義務的経費の増加が見込まれる大変厳しい財政環境下での編成となった、このような中で健全財政の枠組みの堅持、新公共経営の視点からの戦略的な取組、年間総合予算としての編成の徹底を基本方針に限られた財源を有効に活用し、県民くらし満足度日本一に挑戦する戦略予算として編成し、この結果一般会計の歳出予算総額は1兆1,403億円で、これまで6年間続いたマイナス予算に歯止めがかかる前年度と同額の規模となった、今回の予算は、第1に健康長寿、地域の暮らし、人づくり、安心・安全、自然環境など日常の生活で暮らしやすさを実感できる施策に重点化して県民満足度の向上を図るものとし、第2に、産業活力、暮らしの利便性、おもてなし、静岡ブランドなど効率の追求と新たな価値の創造を支える施策に重点化して少子・高齢化、ボーダーレス社会、流通の変化、原油高などの社会経済の変動に対応する県民の生産活動のさまざまな変革を支援するものとした、第3に、徹底した行財政改革に取り組み、県債残高の縮減等により財政の健全性の向上を図るとともに、市町村合併や三位一体の改革などが進展した後の我が国の内政構造改革を見据えた自治体経営を進めるものとした、この結果、引き続き財政健全化債の発行を回避する中で当初予算編成時における財源不足額を大きく縮減するとともに、平成19年度以降見込まれる財政需要に対し活用可能な基金の額も前年度当初予算を上回り確保することができた、また、財政健全化の数値目標である経常収支比率を90%以下、起債制限比率を15%台に抑制、県債残高2兆円程度を上限の3つについても着実に成果を上げており、引き続き健全財政の枠組みを堅持するための取組を進めていくとの説明があった。

さらに総合計画の中間検討、行財政改革の推進、地方分権の推進、医師及び看護職員の確保対策、県立病院の整備、ねんりんピック静岡2006、少子化対策、高齢社会対策、障害者自立支援法の施行、創知協働人づくり推進県民会議の参与会の開催、確かな学力の育成、県立学校の再編整備、地域における通学合宿、産業の発展を担う後継者の養成と技能の向上、東海地震対策、防犯まちづくりの推進、交通安全対策の推進、県国民保護計画の作成、建築物の構造計算書偽装問題、荒廃した森林を再生する取組、地球温暖化対策の推進、静岡トライアングルリサーチクラスター形成事業の推進、地域産業の振興、農林水産業の振興、富士山静岡空港、道路ネットワークの整備、観光交流の推進、静岡県の文化振興に関

する基本政策、浜名湖ガーデンパークを活用した情報発信、富士山の世界文化遺産登録に向けての取組、静岡茶の情報発信、民間的経営手法を導入した機動的で効率的な組織運営、テクノスーパーライナー「希望」の廃止、静岡県企業局中期経営計画の策定等当面する県政の諸課題についての報告に続いて提案理由の説明があった。〔後略〕

#### 402 静岡県社会資本整備重点計画の推進 2009・3

県議会事務局『静岡県議会の業績』第16巻、2011・8、379頁

県民のだれもが豊かで快適に暮らすことができる「魅力ある“しずおか”」の実現のため、「静岡県社会資本整備重点計画（H20～24）」を策定し、3月に公表した。

「活力・交流」、「安心・安全」、「環境・景観」の3分野で、県民にわかりやすいように達成される成果に重点をおいた16の重点目標と73の整備指標についての的確な検証・評価を行いながら、社会資本の重点的かつ効果的・効率的な整備を推進していく。

##### 【静岡県社会資本整備重点計画の概要】

- (1) 計画期間 平成20年度～24年度（5年間）
- (2) 対象事業 企画部、県民部、建設部及び空港部の所管する17事業
- (3) 計画の取組に当たっての方向性と視点
  - ア 環境への配慮と自然や景観など地域特性に調和した県土づくり
  - イ 協働による事業の展開と透明性・公平性の確保
  - ウ 社会資本ストックの有効活用と計画的な維持管理・更新の推進
  - エ 社会資本整備事業の効率性の向上
  - オ 建設生産システムの改善による品質確保の促進

##### (4) 達成度評価

毎年度、進捗状況の検証・評価を実施し、それ以降の事業・施策のあり方に反映するなど継続的な改善に取り組んでいく。また、評価結果は県民に公表する。

##### 【達成度評価（平成20年度末）】

##### (1) 達成度の総合評価

平成20年度末までの計画の達成度総合評価は、A、B＋、B－、Cの4段階の評価のうち、『B＋：順調に進捗し概ね目標の達成』であった。

##### (2) 分野別評価

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 活力・交流 | B＋：順調に進捗し概ね目標を達成    |
| 安心・安全 | B＋：順調に進捗し概ね目標を達成    |
| 環境・景観 | B－：進捗したが十分な達成ではなかった |



## (3) 今後の対応

73の整備指標の中には、目標の達成や進捗が十分でなかったと評価された項目もあったことから、今後はこれらについて目標が達成されるよう進めていく。

**403 〔駿河湾沖地震の被災者生活再建支援や災害復旧を含む9月補正予算〕 2010**

県議会事務局『静岡県議会の業績』第16巻、2011・8、434～435頁

〔平成22年〕9月15日開会。〔中略〕知事は、まず9月8日に発生した台風第9号に伴う豪雨により被災した小山町などの被災者に対するお見舞いの辞を述べるとともに、被災地の応急対策に尽力した自衛隊、国土交通省緊急災害対策派遣隊ほか関係者に感謝の辞を述べ、小山町を始め国や関係機関と連携し、早急な復旧、復興支援に全力を挙げるとの所信を述べた。

次に、総合防災訓練について、防災の日の9月1日を中心に約71万人の参加を得て県内全域で実施した。今年は伊東市を中央訓練会場とし、9月1日、菅直人内閣総理大臣を団長とする政府調査団を迎え、場所柄から観光客の避難誘導や海上輸送訓練、また、孤立予想地区の住民に対するヘリコプターによる救出・搬送訓練など、伊東市の地域性を踏まえて住民と防災関係機関が連携した臨場感のある実践的訓練を行ったとの説明があった。

〔中略〕

また、9月補正予算については、当初予算後の事情変化などにより必要となった緊急的な雇用・円高対策、危機対策、災害対策、子育て支援の充実に要する経費に絞って対応した。一般会計補正予算の規模は16億8,600万円で、これを加えた本年度予算の累計額は1兆1,281億8,600万円となる。歳出の主なものは雇用・円高対策のほか、茶の凍霜害などを踏まえた茶業経営対策や御前崎市における廃棄物不適正処理事案の代執行経費、昨年の駿河湾沖地震などの被災者生活再建支援や災害復旧、防災情報システムの更新、しずおか「富2（じ）、3（さん）っ子」応援プロジェクトの拡充等にかかる経費などであり、これらの経費を賄う財源としては繰越金、基金繰入金などを活用する。草薙総合運動場体育館建替えの設計費については、債務負担行為を設定する。また、特別会計の補正は清水港等港湾整備事業特別会計一会計であるとの説明があった。〔後略〕

**404 事業仕分けの実施 2010・9・4～5**

県議会事務局『静岡県議会の業績』第16巻、2011・8、517頁

## (1) 概要



事業の必要性ややり方などについて、第三者の視点により公開の場で見直しを行い、事業を「不要」「民間」「国」「市町村」「都道府県（民間委託）」「都道府県（要改善）」「都道府県（現行どおり）」に分けていく作業

(2) 「静岡型事業仕分け」の実施（平成22年度）

ア 静岡型事業仕分けの特徴

・業務棚卸表と組み合わせた政策的経費全般の見直し

① 事業仕分けの実施（103事業、42,870百万円）

政策的経費（文化・研究分野を除く）を含む全ての業務棚卸表の主要事業を対象

② 業務棚卸表による見直し

業務棚卸表を活用して、同じ目的を掲げる他の事業についても仕分け意見を反映させ、政策的経費全般を見直し

・有識者や県民による事業見直し

| 区 分   | 1班当たり人数（全5班） | 備 考                        |
|-------|--------------|----------------------------|
| 有 識 者 | 1名           | 中長期的な視点などによる評価             |
| 県民委員  | 3名           | 公募し、学識者により選考（応募者62人中30人選定） |
| 構想日本  | 2名           | コーディネーター1人を含む              |

・費用対効果になじまない事業は対象外

短期的な費用対効果が図りにくい文化・研究分野に関係する事業は対象外

イ 事業仕分けの実施と結果（9月4日～9月5日）

| 区分 | 仕分け結果（事業を分割して仕分ける場合があり、事業本数と一致しない） |      |      |      |       |       |       | 計      |
|----|------------------------------------|------|------|------|-------|-------|-------|--------|
|    | 不要                                 | 民間   | 国・広域 | 市町村  | 県(委託) | 県(改善) | 県(現行) |        |
| 件数 | 16                                 | 3    | 2    | 6    | 2     | 65    | 16    | 110    |
| 比率 | 14.5%                              | 2.7% | 1.8% | 5.5% | 1.8%  | 59.1% | 14.5% | 100.0% |

・傍聴者446人（県内418人、県外28人）

## 405 南海トラフ巨大地震の被害想定公表 2012・8・29

県議会事務局『静岡県議会の業績』第17巻、2015・8、270～271頁

〔平成24年〕8月29日、国（内閣府）が南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び人的・物的被害想定について発表した。

### ○震度分布

本県の富士川河口断層帯の北端付近から九州の日向灘南西方向までを想定し得る最大の震源域とし、様々なパターンで計算を行い、250mメッシュ単位で震度を推計。それぞれの

ケースごとに各市町（政令市は区）の中で最大となる震度が示された（3月31日と同様）。

| 最大震度 | 数  | 市（区）町名                                                                                       |
|------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7    | 23 | 静岡市葵区、駿河区、清水区、浜松市中区、東区、西区、南区、北区、浜北区、天竜区、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、森町 |
| 6強   | 18 | 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町               |
| 6弱   | 2  | 東伊豆町、河津町                                                                                     |

※ 長周期地震動の長大構造物に対する影響などは、引き続き検討され、結果がまとまり次第、発表される予定

#### ○津波高（10m メッシュ単位）

地震を引き起こす震源断層面の中で大きくすべる領域をどこに設けるかにより設定された11のケース毎の10m メッシュ単位で計算された津波高が示された。

各市町（政令市は区）の津波高は、下表のとおりである。

（単位：m）

| 市（区）町名 | 南海トラフの巨大地震                  |                      |     | （参考）<br>静岡県第3次地震<br>被害想定<br>の津波高 |
|--------|-----------------------------|----------------------|-----|----------------------------------|
|        | 3月31日発表<br>(50mメッシュ)<br>最大値 | 8月29日発表<br>(10mメッシュ) |     |                                  |
|        |                             | 最大値                  | 平均値 |                                  |
| 熱海市    | 5.4                         | 5                    | 4   | 3.1～3.0                          |
| 伊東市    | 7.5                         | 10                   | 5   | 3.7～3.0                          |
| 東伊豆町   | 11.8                        | 14                   | 8   | 4.0～3.0                          |
| 河津町    | 11.7                        | 13                   | 10  | 4.5～3.0                          |
| 下田市    | 25.3                        | 33                   | 15  | 5.6～2.7                          |
| 南伊豆町   | 25.3                        | 26                   | 15  | 5.4～2.5                          |
| 松崎町    | 20.7                        | 16                   | 12  | 6.0～3.1                          |
| 西伊豆町   | 13.8                        | 15                   | 9   | 6.7～3.2                          |
| 伊豆市    | 11.1                        | 11                   | 8   | 6.2～2.9                          |
| 沼津市    | 13.2                        | 10                   | 7   | 10.4～2.4                         |
| 富士市    | 6.2                         | 6                    | 6   | 3.6～2.6                          |
| 静岡市清水区 | 10.9                        | 11                   | 6   | 5.0～1.5                          |
| 静岡市駿河区 | 10.9                        | 13                   | 8   | 7.4～2.4                          |
| 焼津市    | 10.1                        | 11                   | 6   | 5.0～2.0                          |
| 吉田町    | 8.7                         | 9                    | 8   | 4.0～2.4                          |
| 牧之原市   | 12.3                        | 14                   | 11  | 7.9～3.5                          |
| 御前崎市   | 21.0                        | 19                   | 13  | 8.2～3.9                          |
| 掛川市    | 13.7                        | 14                   | 11  | 6.7～4.1                          |
| 袋井市    | 11.4                        | 10                   | 10  | 5.3～3.6                          |
| 磐田市    | 11.8                        | 12                   | 10  | 5.1～2.5                          |

|       |      |    |    |         |
|-------|------|----|----|---------|
| 浜松市南区 | 14.8 | 16 | 14 | 5.1～3.4 |
| 浜松市西区 | 14.3 | 14 | 4  | 5.6～1.5 |
| 湖西市   | 17.7 | 16 | 6  | 5.6～1.7 |

## ○人的・物的被害の概数

地震動のパターンと津波のケースにより、東海地方、近畿地方、四国地方、九州地方のそれぞれの地方が大きく被災するケースの被害想定が示された。

なお、それぞれのケースについて、季節・時間帯（冬・深夜、夏・昼、冬・夕）、風速（平均風速、風速8m／秒）、津波早期避難率の高低の変動による被害の違いが示されている。

東海地方が大きく被災するケースのうち、本県の被害が最大になるケースの人的被害・物的被害の概数は、下表のとおりである。

## (1) 物的被害（全壊数）[冬18時、風速8m／秒]

| 区 分  | 揺 れ       | 液 状 化     | 津 波                      | 急傾斜地崩壊  | 火 災       | 計                            |
|------|-----------|-----------|--------------------------|---------|-----------|------------------------------|
| 都府県計 | 627,000 棟 | 115,000 棟 | 173,000 棟<br>(157,000 棟) | 4,600 棟 | 310,000 棟 | 1,230,000 棟<br>(1,214,000 棟) |
| 静岡県  | 208,000 棟 | 4,900 棟   | 31,100 棟<br>(30,000 棟)   | 600 棟   | 75,000 棟  | 320,100 棟<br>(319,000 棟)     |

※上段は、堤防・水門の一部が機能しなかった場合

下段（ ）内は、堤防・水門が機能した場合・・・(2)についても同様

| 区 分                  | 地震動・液状化   | 人工造成地   | 津 波     | 山 崖 崩 れ | 火 災      | 計         |
|----------------------|-----------|---------|---------|---------|----------|-----------|
| 第3次想定<br>(冬18時・予知なし) | 131,183 棟 | 4,774 棟 | 2,240 棟 | 3,546 棟 | 58,402 棟 | 192,450 棟 |

※ 物的被害の計は被害要因間の重複を除外した値であり、合算値と合わない。

※ 第3次想定は、堤防、水門等の施設が機能した場合の数字である。

## (2) 人的被害（死者数）[冬深夜、風速8m／秒、早期避難率低]

| 区 分  | 建 物 倒 壊  |         | 津 波                      | 急傾斜地崩壊 | 火 災      | 計                        |
|------|----------|---------|--------------------------|--------|----------|--------------------------|
|      |          | 屋 内*    |                          |        |          |                          |
| 都府県計 | 82,000 人 | 6,200 人 | 253,000 人<br>(230,000 人) | 600 人  | 10,000 人 | 346,000 人<br>(323,000 人) |
| 静岡県  | 13,000 人 | 1,200 人 | 100,300 人<br>(95,000 人)  | 40 人   | 1,600 人  | 114,300 人<br>(109,000 人) |

※ 屋内：屋内収容物移動・転倒、屋内落下物

| 区 分                 | 建 物 倒 壊 | そ の 他 | 津 波   | 山 崖 崩 れ | 火 災   | 計       |
|---------------------|---------|-------|-------|---------|-------|---------|
| 第3次想定<br>(冬5時・予知なし) | 4,646 人 | 306 人 | 227 人 | 555 人   | 117 人 | 5,851 人 |

※ その他：屋内収容物移動・転倒、屋内落下物、ブロック塀・石塀の倒壊、道路上への落石・崩土

※ 第3次想定は、堤防、水門等の施設が機能した場合の数字である。

**406 「中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例案」を否決**

2012・10・11

県議会事務局『静岡県議会の業績』第17巻、2015・8、278頁

〔平成24年〕7月23日、中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例の制定を求め、市民団体「原発県民投票静岡」が県内市区町の選挙管理委員会に署名簿を提出し、8月21日、県選挙管理委員会は、県内市町村選挙管理委員会が確定した有効署名の数が住民投票条例制定の直接請求に必要となる有権者の50分の1（6万1,541人）を上回る16万5,127人であることを発表した。

8月27日、原発県民投票静岡は、有効署名を添えて、知事に中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例の制定を直接請求し、8月28日に受理された。

8月31日、県は、請求を受けた条例案には、投票時期や投票資格など法制度上の問題点があることを指摘。これを受け、9月3日、請求代表者が県の指摘への反論等を行った。

9月5日、県は、改めて条例案に係る法制度上の問題点等を説明し、9月10日、請求代表者は条例案の修正案を提示した。

9月19日、知事は、条例案に賛意を表するものであるが不備と見られる問題点があるとの意見を付して、条例案を9月定例会に上程し、同日、請求代表者5名が本会議で意見陳述を行った。

県議会は、10月4日、5日に総務委員会で条例案に関する集中審査を行い、採決の結果全員一致で否決すべきものと決定された。

10月11日、本会議が開催され、県議会議員11名の連名で条例の修正案が提出されたが、原案は全員一致、修正案は反対多数で否決された。

**407 リニア中央新幹線の環境影響評価 2012**

県議会事務局『静岡県議会の業績』第17巻、2015・8、477頁

平成25年9月、東海旅客鉄道（株）（JR東海）から県へ中央新幹線（東京都・名古屋市間）についての環境影響評価準備書の提出があった。3月、知事は県環境影響評価審査会の答申に基づき、JR東海へ意見書を手交した。

11月、JR東海から県へ事後調査計画書の提出があった。知事は、県中央新幹線環境保全連絡会議の意見を踏まえた県環境影響評価審査会の答申と静岡市長意見を反映させ、県環境影響評価条例に基づきJR東海に対し意見を述べた。意見書では、水環境、動物、植物など6項目について適切な調査、対策を行うとともに、報告・公表を求めた。付帯意見

として、県中央新幹線環境保全連絡会議への参画を通じて調査や環境保全措置を確実に実施し報告・公表することを求めるとともに、建設発生土の処理、資材搬入ルート、林道東俣線の補修などの事後調査計画書に示された項目以外の懸念される事項についても、適切な対応を求めた。

環境影響評価に係る経過

|               |                                          |
|---------------|------------------------------------------|
| H25. 10～26. 2 | 県環境影響評価審査会（第1回～第5回）、現地調査（山梨県）            |
| H26. 3. 7     | 県環境影響評価審査会が知事へ環境影響評価書準備書について答申           |
| H26. 3. 25    | 知事から環境影響評価書準備書に関する意見書をJ R東海へ手交           |
| H26. 4. 22    | 第1回県中央新幹線環境保全連絡会議                        |
| H26. 4. 23    | J R東海が国土交通大臣へ環境影響評価書を提出                  |
| H26. 6. 5     | 環境大臣が環境影響評価書に係る意見を国土交通大臣へ提出              |
| H26. 7. 18    | 国土交通大臣が環境影響評価書に係る意見をJ R東海へ伝達             |
| H26. 7. 28、29 | 第2回県中央新幹線環境保全連絡会議、現地調査（南アルプス）            |
| H26. 8. 26    | J R東海が補正した環境影響評価書及び工事実施計画の認可申請を国土交通大臣へ提出 |
| H26. 9. 8     | 県中央新幹線環境保全連絡会議水資源部会                      |
| H26. 10. 17   | 国土交通大臣が工事実施計画を認可                         |
| H26. 11. 4    | J R東海が県環境影響評価条例に基づく事後調査計画書を県へ提出          |
| H26. 11. 14   | 静岡市が県環境影響評価条例に基づく事後調査計画書についての意見書を県へ提出    |
| H26. 11. 18   | 第3回県中央新幹線環境保全連絡会議                        |
| H26. 11. 19   | 県環境影響評価審査会                               |
| H26. 11. 27   | 県環境影響評価審査会が知事へ事後調査計画書について答申              |
| H26. 12. 2    | 知事から事後調査計画書に関する意見書をJ R東海へ手交              |

## 408 静岡県核燃料税条例の制定 2014

県議会事務局『静岡県議会の業績』第17巻、2015・8、507頁

### 【概要】

本県の核燃料税は、法定外普通税として昭和55年度に創設し、5年ごとに総務大臣の同意（平成11年度までは許可制）を得て、課税を実施しており、環境放射線監視、温排水影響調査、漁港や漁場の整備、非常時の避難路の整備などに核燃料税を活用することで、浜岡原子力発電所周辺地域の安全と振興に大きく寄与してきた。

第7期の課税期間は平成26年度末で満了となるため、中部電力㈱の同意を得て従来の課税方式である発電用原子炉に挿入された核燃料税の価額に課税する価額割に加え、稼働しているかどうかに関わらず、発電用原子炉の熱出力に対して課税する出力割を導入し、税率にして17%に相当する課税を平成27～31年度の5年間継続する条例案を12月県議会に

上程し可決した。

その後、地方税法の規定に基づいて総務大臣への協議を行い、同意が得られたことから、平成27年4月から課税を行っている。

#### 【核燃料税の概要】

#### 1 内 容

- (1) 課税方式 価額割、出力割併用方式
- (2) 税率等 17%相当  
(価額割：8.5%、出力割：一課税期間（3か月）ごとに1,000kwにつき29,500円 価額割換算8.5%相当)
- (3) 課税期間 5年間（27～31年度）
- (4) 財政需要 UPZ（緊急時防護措置準備区域）内9市2町 338億円
- (5) 課税見込額 価額割：稼動の場合は年間12.4億円程度  
出力割：62億円程度（5年間）
- (6) 納税業務者 発電用原子炉の設置者（中部電力株式会社）

#### 2 課税期間、税率及び税収等

| 区分  | 課税期間5年間               | 税率                     | 税収(A)       | 計画(B)                          | A/B    | 上程議会 |
|-----|-----------------------|------------------------|-------------|--------------------------------|--------|------|
| 第1期 | S55. 4. 1～S60. 3. 31  | 5%                     | 2,736 百万円   | 2,658 百万円                      | 102.9% | 2 月  |
| 第2期 | S60. 4. 1～H2. 3. 31   | 7%                     | 8,039 百万円   | 9,334 百万円                      | 86.1%  | 9 月  |
| 第3期 | H2. 4. 1～H7. 3. 31    | 7%                     | 7,973 百万円   | 9,134 百万円                      | 87.3%  | 9 月  |
| 第4期 | H7. 4. 1～H12. 3. 31   | 7%                     | 7,179 百万円   | 7,496 百万円                      | 95.8%  | 9 月  |
| 第5期 | H12. 4. 1～H17. 3. 31  | 7%                     | 3,899 百万円   | 5,758 百万円                      | 67.7%  | 12 月 |
| 第6期 | H17. 4. 1～H22. 3. 31  | 10%                    | 6,254 百万円   | 9,394 百万円                      | 66.6%  | 12 月 |
| 第7期 | H22. 4. 1～H27. 3. 31  | 13%                    | (1,126) 百万円 | 16,912 百万円                     | (6.7)% | 12 月 |
| 第8期 | H27. 4. 11～H32. 3. 31 | 価額割 8.5%<br>出力割 8.5%相当 | 百万円<br>百万円  | (4,970) 百万円※1<br>(5,892) 百万円※2 |        | 12 月 |

※1 発電用原子炉が稼動した場合

※2 出力割のH31年度の第4期分は、H32年度分税収となる

## 第4節 自治体経営

### 409 【ひとり一改革運動についての県議会質疑】 2001・10・1

「県議会平成13年9月定例会会議録」

○六番（田中泰之君）〔前略〕次に、ひとり一改革運動についてお伺いいたします。

本県においては、常に行革、県民本位、ゼロベースからの再設計を基本とした行財政改



革に積極的に取り組んでおり、厳しい財政状況の中で、確実に効果を上げているものと考えております。特に職員一人一人が身近なところから改革の実践に取り組むひとり一改革運動は、平成十年度から実施されており、大きな成果を上げているとされております。確かに取り組み件数については、SDO を活用することにより取り組みがしやすくなり、平成十二年度には七千二百件と一・三倍にも増加し、職員の間に着実に定着していると六月の県議会においても答弁がございました。

職員の行財政改革に対する意識改革という点では、取り組み件数が増加することは結構なことだと思いますが、問題は内容であります。せっかく提案したのに回答がこないとか、実現に向けた努力がされてないなど、不満も聞かれるところであります。平成十三年度中には、出先機関も含めすべての職員にパソコンが配備されることと聞いております。これを活用すれば、取り組み件数はさらにふえることと期待されますが、この運動を今まで以上に実のあるものとし、職員の間に確実に定着させるためには、運動に対するやる気を出させること、取り組みの質の向上を図ること、提案を実現するための仕組みをつくることなど、さまざまな手法が必要になると思います。

また、ひとり一改革運動は単なる提案制度でなく、この運動を通じて、県民サービスの向上に役立てるという大きな効果もあると聞いております。引き続きこの効果を十分に出させるためには、提案の実現に向けた改善、工夫が必要になるのではないかと考えております。そこで、平成十三年度における取り組みの状況と提案実現のためにどのような改善、工夫をしているのかお伺いいたします。〔以下略〕

○知事（石川嘉延君） 田中議員にお答えをいたします。

初めに、行財政改革の推進についてのうち、ひとり一改革運動についてであります。

ひとり一改革運動は、職員一人一人が身近なところから改革の実践に取り組む運動であり、今年度で四年目を迎え、職員における取り組みは確実に定着してきていると考えているところであります。また、その内容につきましても、車いす利用者に配慮したカウンターを健康福祉センターなどの窓口に設置したり、災害時に難病患者の皆さんが適切な救護を受けるための手助けとなる緊急医療手帳を作成するなど、県民の利便性の向上やきめの細かいサービスの提供につながる多くの取り組みがなされております。

この運動については、今年度は出先機関を含めた一人一台パソコン体制を活用し、運動の取り組み状況を全職員に伝え理解を深めるとともに、新たに過去の成果のデータベースをつくるなど、職員が運動に取り組むやすい環境の整備に努めたところであります。また、すべての提案について、個々に処理方針を定め、それを提案者に回答するとともに、関係部局が主体となって実現に向けて取り組むという仕組みを導入したところであります。このように、ひとり一改革運動につきましては、その推進方法について、常に改善と工夫に

心がけてきたところでありますが、今後ともこの運動を通じて、職員みずからが改革の担い手であるとの意識を共有することにより、行政改革の機運を一層高め、行政の生産性の向上に努めてまいりたいと考えております。〔後略〕

#### 410 〔総務事務センター設置〕

県広報協会「平成15年版県政概要」、2003・11、19頁

##### 第2節 機構と人事

##### 1 行政機構の改革

〔中略〕

##### ウ 本庁総務事務の集中化

- ・本庁内の総務事務を効率的に執行するため、総務事務のうち旅費、報酬・報償費等の事務を集中化して行う「総務事務センター」を出納局内に設置した。
- ・平成15年度には、さらに給与及び福利厚生に係る事務へ拡大する。

〔以下略〕

#### 411 〔静岡県行財政改革大綱に関する知事提案説明要旨〕 2003・2・13

「県議会平成15年2月定例会会議録」

○知事（石川嘉延君）〔前略〕さらに、行政の生産性の向上を図るため、前例にとらわれない原点からの発想により、すべての事務事業についてゼロベースからの見直しを行い、県有施設のコスト削減の成果を踏まえて使用料の引き下げを実施すること、民間能力の活用によりコストパフォーマンスを向上させること、部局の枠を超えた総合的な取り組みにより施策の推進を図ることなど、目的指向型の施策の組み立てを行いました。

また、厳しい財政環境の中で事業を推進していくためには、これまで以上に行政の生産性向上を図ることが必要でありますことから、有識者で構成した静岡県行政改革会議からの提言を踏まえ、このたび、静岡県行財政改革大綱の改定の骨子を公表したところであります。

今後、年度内に成案をとりまとめ、これまでも増して積極的に行財政改革に取り組んでまいりたいと考えております。〔後略〕

#### 412 〔市町村合併の推進（静岡県行財政改革大綱）〕 2003・3

県「静岡県行財政改革大綱—富国・有徳ビジョンの展開と分権推進による、新・行革への挑戦—」1頁、2頁

##### 1 改革の方向

静岡県の行財政改革は、これまで「節約」型ではなく、「行政の生産性の向上」を目指して、「常に行革」、「県民本位」、「ゼロベースからの再設計」を基本姿勢に、成果を重視した「トップ（TOP）システム<sup>1</sup>（目的指向型行政運営システム）」の構築と職員の意識改革を中心に、全国に先駆けた様々な取組みに挑戦し、一定の成果を挙げてきたところである。

しかしながら、県民の意識や社会構造が変化する中で、従前のような右肩上がりの成長、拡大を前提とした仕組みでは様々な課題に対応しきれなくなっており、住民が納得するサービスと住民活力が発揮される環境を確保していくためには、市町村合併や権限の移譲など地方分権を一層推進するとともに、時代の変化に対応した新しい仕組みに転換していくことが求められている。

このため、これまでの行財政改革の取組を一過性のものとすることなく、職員個々が自律的かつ不断に、継続、反復しながら、行政の質を高めていくことが重要であり、さらに、そうした個々の能力を県の組織の体質にまで深めていくことが必要である。

さらに、行政評価に基づく不断の歳出見直しや歳入確保などを行うシステムを定着させていくことにより、財政の健全性の維持、推進を図っていく。

同時に、市町村、県、国の役割について再度整理し直し、全体を通じて、行政活動が効果的、効率的に展開できる体制を構築していく。

また、行政だけにとどまらず、住民や民間団体などと一体となって、あるいは役割分担を明確にしながら、ともに地域を構築する仕組みの展開が必要となる。

これらの改革に取り組むことで、自己決定・自己責任の原則に基づく、県民との協働による自立的で効果的な行政運営を推進し、県自らが「行政の生産性の向上」を体現するとともに、県内外に波及させていくことを目指していく。

1 トップ（TOP）システム 「県民本位の生産性の高い県政」を目指す、業務棚卸表（P11 参照〔略〕）、フラット組織（P10 脚注参照〔略〕）、戦略展開（P10 参照〔略〕）を活用した新たな行政の管理手法の本県における取組の呼称。Target Oriented Policy-Management System の略。

##### （1）市町村と県との関係

住民ニーズを把握し、必要なサービスを提供することは、最も住民に近い自治体である市町村が適格であり、その役割は、今後一層重要になる。

このため、市町村が住民に身近な業務を総合的に行えるよう、合併への支援など必要な

支援を行いながら、県の業務をできる限り市町村に移譲するとともに、市町村との連携を深め、県内行政の生産性向上を図っていく。〔以下略〕

#### 413 〔住民参加の推進〕 2003・3

県「静岡県行財政改革大綱―富国徳ビジョンの展開と分権推進による、新・行革への挑戦―」、6頁

### 3 改革の内容

〔前略〕

#### (2) 民間と県との関係の見直し―住民参加の促進と民間能力の活用―

##### ①住民参加による行政の推進

住民の意思と責任を反映した行政の実現は、情報の積極的な提供が必要であり、住民が積極的に行政に参加し、住民と行政とが協力し合いながら地域の課題に対応していけるよう、環境の整備を進める。

##### ○政策形成過程における情報公開の推進

政策立案段階における審議会の審議状況や政策案となる前の段階で作成される素案、予算調整過程の情報など、政策形成過程の情報を積極的に提供していく。

##### ○県民意見提出手続（パブリック・コメント<sup>4</sup>）の定着

県民に県の政策に関する意見を求めて、それを反映させるため、平成14年度から実施した県民意見提出手続の定着を図る。

##### ○行政評価情報の提供

政策や施策の評価結果と反映状況を住民が分かりやすく、利用しやすく公表するなど、積極的な情報提供を行う。

##### ○協働事業（パブリック・インボルブメント）による施策・事業の展開

道路や河川の整備など、事業の計画段階から地域住民やNPOの参加を得て進める協働事業の拡大、充実を行なうとともに、協働を支える人材の育成を図りながら、公共事業の推進の一つの手法として定着させていく。

4 パブリック・コメント 行政機関などの意思決定過程において、広く素案を公表し、それに対し出された意見を考慮して意思決定を行う制度。

〔後略〕

#### 414 〔市町村合併に伴う県の行政機構改革〕 2006・10

県広報協会「平成18年版県政概要」、2004・11、20頁

## 第2節 機構と人事

### 1 行政機構の改革

少子高齢化の進展と社会保障制度への不安、そして災害への備えなど、大きな環境変化への対応が求められている。県は「富国有徳」を実現する「創知協働」の新理念のもと、地方分権に向けた市町村合併への組織改革に併せて、重点施策に戦略的に取り組む新公共経営の確立により、効率的に行動できる組織づくりを進める。

#### 【テーマ1 市町村合併の進展に対応する県行政センターなどの改組】

- (1) 分権型社会に対応し、市町村との連帯を強化するための出先機関の見直し(▲110人)
- ◆合併による市町村の広域化等に対応し、行政サービスをより効果的、効率的に提供する体制を構築するため、「県行政センター」を廃止した。(▲220人)
  - ◆市町村の広域化等に対応し、地域振興、市町村合併等の推進を図るため、総務部に「地域支援局長」及び「地域支援局次長」を置き、新たに設置する「地域振興室地域支援スタッフ」とともに下田、東部、藤枝及び中遠総合庁舎に常駐し、「地域支援局」と呼称することとした。(＋33人)
    - ・賀茂、東部、中部及び西部地域支援局（通称）
  - ◆東海地震発生時等における災害応急体制を充実強化するため、防災局「緊急防災支援室」及び県行政センターの防災部門などを再編し、専任の防災組織として下田、東部、藤枝及び中遠総合庁舎に「地域防災局」を設置した。(＋52人)
    - ・賀茂、東部、中部及び西部地域防災局
  - ◆消費生活相談、労働相談、旅券発給事務等の県民サービスを効果的に提供するため、下田市、沼津市、静岡市及び浜松市の県施設に「県民生活センター」を設置するとともに、熱海、富士、藤枝、中遠及び北遠総合庁舎に県民生活センターの職員が常駐し、「県民相談室」及び「旅券センター」と呼称した。(＋56人)
    - ・賀茂、東部、中部及び西部県民生活センター
    - ・熱海、富士、藤枝、中遠及び北遠県民相談室、旅券センター（通称）
  - ◆伊豆地域における新市の名称等を踏まえ、「伊豆健康福祉センター」を「賀茂健康福祉センター」に、「伊豆農林事務所」を「賀茂農林事務所」に改めた。
  - ◆出先機関の名称の整合を図るため、「志太榛原健康福祉センター」を「中部健康福祉センター」に改めた。
  - ◆静岡市への道路管理業務等の移管に伴い、「静岡土木事務所」を11課体制から8課体制に再編した。(▲41人)
    - ・用地企画課、用地調整課→用地課（統合）
    - ・管理課、維持調査課→維持管理課（統合）



・国道150号管理課→島田土木事務所へ移管

◆県行政センターの廃止に伴い、出納局「会計指導室（駐在）」を廃止し、出先事務所の集中総務事務を行うために集中事務総室に「出納室」を附置した。（+80人）

・下田、熱海、東部、富士、静岡、藤枝、中遠及び浜松出納室

◆事務の広域化による効果的・効率的な体制を整備するため、下記の支所を廃止した。（▲7人）

- ・富士健康福祉センター富士宮支所（駐在化）
- ・志太榛原健康福祉センター榛原支所（駐在化）
- ・沼津土木事務所土肥支所（修善寺支所へ統合）
- ・富士土木事務所富士宮支所（駐在化）
- ・静岡土木事務所俵沢及び用宗支所（本所へ統合）
- ・袋井土木事務所大東支所（掛川支所へ統合）

◆平成17年7月の新浜松市への保健所業務等の移管に伴い、「北遠及び西部健康福祉センター」を廃止して「中東遠健康福祉センター」に統合し、名称を「西部健康福祉センター」に改めた。（17年7月▲63人）

（2）市町村合併への積極的な支援（+35人）

◆市町村合併を推進するため、総務部「合併支援室」を「合併推進室」に改め、職員を増員した。（+1人）

◆市町村の合併協議を支援するため、本年度に引き続き合併協議会事務局に職員を派遣した。（▲3人）

《派遣協議会》◎中川根町・本川根町合併協議会

◎相良町・榛原町合併協議会

◆静岡市の政令指定都市移行及び新浜松市が誕生することに伴い、児童相談業務、道路管理業務、保健所業務等の円滑な権限移譲を支援するため、下記のとおり職員を派遣した。

- ・静岡市（平成17年4月 27人）
- ・新浜松市（平成17年7月 10人）

〔後略〕

#### 415 〔政令県構想についての県議会質疑〕 2004・3・1

「県議会平成16年2月定例会会議録」

○四十一番（長崎国男君）〔前略〕初めに、知事の政治姿勢のうち、政令県構想について伺います。



知事の提唱する政令県構想は、政令指定都市に都道府県の多くの事務が移譲されるのと同様に、一定以上の規模、能力を備えた府県に、現在、国の地方支分部局などが行っている事務を移譲し、地域特性に応じた自己完結型の地方自治の発展を目指すこととしております。

また、知事はこの構想の実現に向けて、去る一月十五日に政府の地域再生構想の募集に対し、政令県構想を提案されました。この構想に対しては、実現を疑問視する声も若干ありますが、地域再生の担当大臣は「関係各省庁に衝撃が走った」とコメントしております。今後の都道府県制度の見直しにおける有力な案を国や他の都道府県に投げかけたもので、知事の新たな地方自治に対する構想力と国の各省庁の反発をも恐れない、その信念を大いに評価したいと思います。

しかしながら、この構想に対してのマスコミの取り上げ方などを見ますと、国と県との間の行政組織内の権限や財源の争いが中心として扱われ、住民不在の議論になってしまうおそれがあるのではないかと危惧しておるところであります。政令県構想の実現が、今後の地方自治の発展のために真に必要な改革であるというためには、自治の主役たる住民の生活との関係をよく整理しておく必要があります。政令県構想が実現し、中間的とも言える広域的な自治体である県が変化することにより、実際の住民生活にどのような恩恵をもたらすのか改めて知事の御所見を伺います。

○知事（石川嘉延君） 長崎県男議員にお答えをいたします。

初めに、私の政治姿勢についてのうち、政令県構想についてであります。

この政令県構想は、昨年十一月に私に提出された内政改革研究会報告書に基づいて、すべての府県が道に再編されるまでの過渡的な仕組みとして、一定の規模や能力を備えた特定の府県に対し、現在、国の地方支分部局などが行っている事務を、必要な人材と財源とともに法令により移譲しようとする制度として提案したものでございます。この提案が実現すれば、国と県によって行われてきた二重行政が実施段階で解消され、省庁別の縦割り行政から総合行政への転換が図られることとなります。

その結果、政令県が広域的な住民ニーズを一元的に把握し、適切な政策の展開が可能となります。例えば、地域独自の産業政策の推進や雇用の創出が可能になりますし、各種相談業務におけるワンストップサービスの提供なども行うことができるようになります。また地域の特性に応じた高等教育機能の充実、あるいは高度先端的な研究開発の振興、高度先進医療の普及、拡充なども行うことができるわけございまして、今より一層、より地域の活性化とか振興に効果的な施策展開が実現できるようになります。

また、行政サービスの受益と負担の関係がより明確になってまいるわけであります。今は同じ地域で、国と県と市町村が少しずつ役割を変えながらサービスを実行しているわけ

でありますし、一方、負担も国、県、市町村それぞれに税制があつて、それがまたさらに相互にお金のやりとりをしながら、最終的にはその地域で納めた税その他の負担とサービスの関係が非常に一元化できない、一元的に把握しにくい状態になっております。これが政令県になりますと、今よりはそれがより明確になってまいりますし、そういうことを背景に自主決定、自己責任の原則が徹底されるものと考えます。〔以下略〕

**416 〔静岡県行財政改革大綱の公表（知事説明要旨）〕 2006・2・21**

「県議会平成18年2月定例会会議録」

○知事（石川嘉延君）〔前略〕 第三に、徹底した行財政改革に取り組み、県債残高の縮減等により財政の健全性の向上を図るとともに、市町村合併や三位一体の改革などが進展した後の、我が国の内政構造改革を見据えた自治体経営を進めるものとしたところであります。

〔中略〕

次に、行財政改革の推進についてであります。

市町村合併の進展などにより地方公共団体がより効率的な体制で新たな価値を創造することが求められる時代を迎え、本県においてもこれまでの改革の実績を踏まえさらなる改革を図るため、このたび新公共経営の一層の推進や簡素で効率的な組織の構築などを柱に、生産性の高い行政運営による県民満足度の向上を目指す静岡県行財政改革大綱実施地計画（集中改革プラン）案を取りまとめ、公表いたしました。

今後、広く県民の皆様のご意見を伺いながら検討を進め今年度中に決定したいと考えております。

#### 417 静岡県行財政改革大綱計画（集中改革プラン）概要 2006・3

県「静岡県行財政改革大綱実施計画（集中改革プラン）概要」

##### 集中改革プラン

###### 位置付け

静岡県行財政改革大綱（15年3月改定）と  
新たな取組の実施計画

###### 計画期間

平成17年度から21年度までの5年間

###### 7本の柱

###### 1 新公共経営(NPM)の一層の推進

###### 2 簡素で効率的な組織の構築

###### 5 市町村合併の推進と広域連合の設置

###### 3 県民参加と民間能力の活用

###### 6 人材の育成と人事給与制度改革

###### 4 県民サービスの向上

###### 7 健全財政の枠組みの堅持

#### 418 〔指定管理者制度〕

県「静岡県行財政改革大綱実施計画（集中改革プラン）」2006・3 12頁～14頁

### 3. 県民参加と民間活力の活用

#### （2）新たな制度の活用

〔中略〕

#### ②指定管理者制度

##### ア 指定管理者制度の積極的な導入

公の施設の適正かつ効率的な運営とサービスの質の向上を図る観点から制度を積極的に活用する。（資料19〔略〕）

#### ○管理委託制度から指定管理者制度への移行

|        |      |                                                                                                                                                                                     |
|--------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成17年度 | 5施設  | 水産試験場浜名湖分場体験学習施設(ウォット)、富士山こどもの国、県立水泳場、富士水泳場、武道館                                                                                                                                     |
| 平成18年度 | 27施設 | コンベンションアーツセンター、舞台芸術公園、森林公園森の家施設、森林公園施設、県民の森施設、総合社会福祉会館、総合健康センター、浜松内陸コンテナ基地、産業経済会館、労政会館(3施設)、家畜共同育成場、漁港施設の一部(6施設)、清水港旅客施設、清水港港湾管理施設、清水港湾交流センター、草薙総合運動場、吉田公園、遠州灘海浜公園、愛鷹広域公園、小笠山総合運動公園 |

## ○県直営から指定管理者制度への移行

|          |      |                                                                        |
|----------|------|------------------------------------------------------------------------|
| 平成 16 年度 | 2 施設 | 東部地域交流プラザ、西部地域交流プラザ                                                    |
| 平成 18 年度 | 4 施設 | 伊豆医療福祉センター、婦人保護施設清流荘、<br>清水港臨港交通施設（日の出駐車場）、<br>清水港港湾環境整備施設（日の出緑地及び遊歩道） |
| 平成 19 年度 | 2 施設 | 男女共同参画センター、朝霧野外活動センター                                                  |
| その他      | 2 施設 | 富士山麓山の村（最短で平成 19 年度）<br>富士見学園（平成 20 年度目途）                              |

〔後略〕

**419 静岡県立大学の公立大学法人化** 2007・4・1

県議会事務局『静岡県議会の業績』第 16 巻、2011・8、153 頁

少子化の進行に伴う大学間競争の激化や地域ニーズの変化など大学を取り巻く環境の変化に的確に対応できる自主的、自律的かつ効率的な大学運営を確保し、教育研究活動の活性化により、魅力ある大学づくりを進める観点から、4月に県立大学を公立大学法人化した。

**【静岡県公立大学法人の概要】**

## 1 名称・所在地等

- (1) 名称 静岡県公立大学法人
- (2) 設立年月日 平成 19 年 4 月 1 日
- (3) 資本金 21,763,289,056 円  
(土地：8,395,300,000 円、建物：13,367,989,056 円)
- (4) 設立団体 静岡県
- (5) 法人所在地 静岡市駿河区小鹿二丁目 2 番 1 号  
(静岡県立大学短期大学部内)

## 2 設置する大学 静岡県立大学、静岡県立大学短期大学部

## 3 役員の規定（定款）

- (1) 理事長 知事が任命（任期 4 年）
- (2) 副理事長（学長） 学長は副理事長となる。学長選考会議の選考に基づき理事長が任命（任期は法人の規定で定める）
- (3) 理事 3 人以内で理事長が任命（任期 4 年）
- (4) 監事 2 人で知事が任命（任期 2 年）

**420 〔県立3病院の地方独立行政法人化〕** 2009・4・1

県議会事務局『静岡県議会の業績』第16巻、2011・8、381頁

**地方独立行政法人静岡県立病院機構が発足**

医療制度改革など、医療を取り巻く大きな環境の変化に迅速で柔軟に対応し、自立性、機動性、柔軟性のある病院経営を実現するため、4月1日、県立3病院（総合病院、こころの医療センター、こども病院）を地方独立行政法人静岡県立病院機構が運営する形態へと移行した。

**（1） 地方独立行政法人静岡県立病院機構の目的**

静岡県における保険医療施策として求められる高度又は特殊な医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与する。

**（2） 法人化による効果**

- ・現場に採用や予算執行の権限が移譲され、県民ニーズに迅速に対応できる。
- ・医師など医療従事者の地域の医療機関への派遣が行いやすくなる。
- ・業務実績が反映できる給与体系の導入や、柔軟な職員配置などが容易になる。
- ・評価委員会の設置など評価制度が制度化され、運営の透明性がいっそう向上するとともに、運営に外部の意見が反映されやすい形となる。

**421 〔平成19年度組織改正に関する知事説明〕** 2007・2・14

「県議会平成19年2月定例会会議録」

〔前略〕他方、組織改正につきましては新しい部設置条例により大きくくり化された七部の部内組織について、所掌事務が明確化した局で再編することにより県民に分かりやすい組織にするとともに、総合調整機能や人事、予算、法務等の共通管理機能の充実のため、部長のリーダーシップを補佐する部長代理や管理局あるいは企画監等のスタッフを設置することにより、今後の組織運営を抜本的に改革することとしております。

また、従来から計画的に行ってきた試験研究機関や出先機関等の再編につきましても着実に行うことといたしました。さらに職員定数につきましては一般行政部門で百六十八人の削減を実現しております。〔後略〕

**422 〔令和19年度行政機構改革〕** 2008・11

静岡県広報協会「平成20年版県政概要」、2008・11、18頁

## 第2節 機構と人事

### 1 行政機構の改革

2つの政令指定都市の誕生や市町村合併など、県内自治構造が大きく変化する中で、「県民くらし満足度日本一」を実現するための、簡素で効率的な、生産性の高い組織再編を行った。

#### (1) 本庁組織の再編

市町村合併などの進展に対応して、新たに県に求められる広域的課題や行政需要に的確に対応するため、本庁組織の見直しを行った。

#### ア 部の大括り化

平成10年度から、課を廃止し目的別の小規模な室を設置するなど、「フラット組織」を導入しているが、19年度からは、施策実施部門を大括り化することで、部のレベルでも目的指向型の組織に再編した。(部組織 10部→7部、職員減員数▲51人)

#### <新しい組織と理念>

#### ① 県民部

- ・「くらし」「文化」「環境」に恵まれた豊かな県民生活を築くための支援を行う。
- ・県民との「協働」を推進する。
- ・県民に対する「総合窓口機能」を担う。(県民のこえ室、県民サービスセンター)

#### ② 厚生部

- ・誰もが参画できる地域社会を目指し、保健・福祉・医療の一体的支援を行う。
- ・障害者・高齢者などの事情に応じた「安心社会」づくりを総合的に支援する。

#### ③ 産業部

- ・一次産業から三次産業まで通じた「産業活力日本一づくり」を目指して、産業全般の振興、研究開発、マーケティング等を一元的に支援する。
- ・就業支援部門の一元化による多角的な就業支援と、本県産業を支える雇用環境の創出や産業を支える担い手の育成に関する施策を推進する。

#### ④ 建設部

- ・「生活」と「産業」を支える社会基盤の整備を推進する。
- ・道路、砂防・治山、港湾等の基盤整備や、森林整備、生活排水対策を一元的に実施する。
- ・県土利用に関する企画機能を一元的に担う。

#### イ 部内の局の編成

これまで小規模な室を束ねてきた「総室」を廃止し、部の下に目的別に再編した「局」を設置した。これにより、行政課題に対する機動性を向上させるとともに、事業実施主体としての位置づけを明確化し、所掌事務を県民に分かりやすくした。



## ウ スタッフ職の活用

大括りした部の渉外機能や政策調整機能を強化するため、事業実施部門の部に「部長代理」を置いた。

また、人事、予算、法務等の共通業務の効率化及び適正化を図るとともに、全庁的な施策調整機能を充実するため、新たなスタッフ職として、総務部及び企画部に「総括企画監」「企画監」を置き、事業実施部門の部に共通して「管理局」を設置し、各管理局に「企画監」を置いた。〔以下略〕

## 423 【ひとりー改革運動の成果】

県「静岡県行財政改革大綱実施計画（集中改革プラン）」2006.3 32 頁、33 頁

## 7 主な改革事例

| 年 度<br>(取組件数)      | 主な改革事例                                                         | 取組所属          |
|--------------------|----------------------------------------------------------------|---------------|
| 10 年度<br>(5,353 件) | 診療のローテーションを見直し、患者さんの待ち時間の減少と受診可能日の増加を実現                        | 県立こども病院心臓血管外科 |
|                    | 納税者あて照会文書をデータベース化し、集計等の事務を改善                                   | 沼津財務事務所直税第2課  |
|                    | 特別地方消費税に係る特別徴収義務者登録呼出日を保健所の営業許可書交付日と同一日にし、未登録店を半減              | 富士財務事務所関税課    |
| 11 年度<br>(5,467 件) | 郵便の特別割引制度を活用し約 240 万円の郵送経費を節減                                  | 富士財務事務総務課     |
|                    | 県税高額還付金を早期還付し約 1,100 万円の還付加算金を節減                               | 税制広報室         |
|                    | QC 活動による看護サービスの向上やムダの排除、仕事の効率化（例：ゴミ袋使用量を削減し、約 21 万円の経費削減）      | 県立こども病院看護部    |
| 12 年度<br>(7,237 件) | 宅配便の一元化、巡回郵便の実施により、約 2,000 万円の発送経費を節減                          | 私学文書管理室       |
|                    | 一般競争入札を実施し、県庁の電気料金を約 1,500 万円節減                                | 庁舎管理室         |
|                    | JR 駅等に配架ラックを設置し、イベントを効果的に PR（JR 駅構内ポスター掲示料換算で約 7,000 万円分の情報発信） | 東海道 400 年祭推進室 |
| 13 年度<br>(8,005 件) | 県営住宅収入申告書の提出に関する出張相談会を開催し、申告書未提出者が約 25% 減少                     | 浜松土木事務所建築住宅課  |
|                    | 維持管理が容易な遊歩道及びトイレを整備することにより、管理経費を節減                             | 観光レクリエーション室   |
|                    | バーコード印字郵便の割引を受けられる納税通知書に変更し、約 2,000 万円の郵送料と 3,000 時間以上の処理時間を節減 | 課税室           |
| 14 年度<br>(7,848 件) | 国・県・市の協働で清水港紹介のパンフレットを製作し、効果的な見学案内を実現                          | 清水港管理局企画振興課   |
|                    | 雨量・水位データをインターネット等で県民に公開                                        | 土木防災室         |
|                    | 在住外国人向けの携帯電話等サイトを開設し、各種情報を提供                                   | 国際室           |

|                     |                                                        |                                  |
|---------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 15 年度<br>(7,110 件)  | 滅菌ガーゼ・綿球等の供給方法を変更し、約 1,600 万円の経費節減                     | 県立総合病院看護部<br>中央材料室               |
|                     | 対象世帯に調査票の記入を依頼する厚生労働統計の謝礼品をお茶などの県産品に替え、県政を PR          | 健康福祉部企画経理室                       |
|                     | 異常気象時の退去指導やゴミの分別収集等を行う港湾指導員（ボランティア）制度を創設し、港湾管理体制を強化    | 熱海土木事務所用地<br>管理課                 |
| 16 年度<br>(9,787 件)  | 大阪の女性 3 人が登場する印象に残るオレオレ詐欺 CM で 1 億円の CM 効果が発生し、被害件数が減少 | 広報室                              |
|                     | 治山工事で発生する竹を暗渠管に利用し 96%の経費節減                            | 志太榛原農林事務所<br>治山課                 |
|                     | 高齢者向けの CM の放送を時代劇再放送時間帯に移し、効果確保の上、経費半減（600万円）          | 交通安全対策室                          |
| 17 年度<br>(12,392 件) | 患者さんの治療状況を証明するカードを発行し、安心感を提供                           | 県立静岡がんセンタ<br>ー疾病管理センター           |
|                     | 2 つの工事現場の発生土を交換して活用し、処分費等を 2,300 万円節減                  | 富士農林事務所農地<br>整備課・森林整備課・<br>地域振興課 |
|                     | 渋滞緩和事業により通過時間を短縮し、その経済効果換算額が 300 億円                    | 道路企画室・道路整<br>備室・道路保全室            |

## 424 【集中改革プランの成果】 2009・9・16

「県議会平成 21 年 9 月定例会会議録」

## ○総務部長（大村慎一君）

〔前略〕行財政改革についてのうち、集中改革プランの成果についてでございます。

集中改革プランの取り組み状況につきましては、四年間で七百五項目の改革に取り組みましてほぼすべての計画が達成できる見込みでございます。主な成果といたしましては、本庁組織等の再編ですとか業務の民間委託の推進、地方独立行政法人制度の導入など民間能力の活用にも積極的に取り組みまして職員数の適正な配置に努めた、こういったことなどによりまして一般行政部門では四年間で四百五十七人を削減いたしましたほか、外郭団体につきましても四団体を廃止し、常勤役職員を二百十三人削減するなど簡素で効率的な行政運営に努めてまいりましたところでございます。

また、不断の事業見直しと改善による歳出の削減ということで取り組みまして、実質の公債費比率は全国九位、経常収支比率は全国五位ということで常に健全で効率的な財政運営となるように努めているところでございます。

さらに、ひとり一改革運動による改革、改善は十万件を超えておりまして、県から市町に権限移譲した法律数も午前中にも申し上げましたが百二十本と、全国一の取り組みということになっておりますので、いろいろとさまざまな改革を今後もやってまいりまして生

産性の高い行政運営と県民満足度の向上に積極的に取り組んでいくと、これまでもやってまいりましたし、これからも取り組んでいくというところでございます。今年度はこの集中改革プランの取り組みの最終年度となるわけでありますが、引き続き現状と成果を十分に把握してプランに基づく行財政改革の着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

## 第5節 静岡県の合併支援策と県下自治体の合併の進展

### 425 『合併提言書』1994年度〔抄〕 1994・8・26

磐田市立中央図書館所蔵

30周年実行委員会合併提言部会（広域まちづくり委員会）

『合併提言書』社団法人磐田青年会議所、1～20頁

合併しましょう！

提言

およそ40年前 形成された 現在の行政区画を 発展的な考えのもと 改め より豊かな将来の為に 磐田市 豊田町 福田町 竜洋町の 広域合併を 提言する

1994年度（社）磐田青年会議所

はじめに

21世紀を目前に控えた今、全国各地で新しいまちづくりが叫ばれています。それはどうしてでしょうか。今世紀末、テクノロジーの急激な進歩が情報化社会を促進し、今後も私達の暮らしを大きく変えていくと予測されるからです。

でも、現状はどうでしょう。こうした社会の変化に行政が対応しきれなくなっているのではないのでしょうか。皆さんが毎日暮らしている地域の中で道路、病院、公共施設など“不便だ”“おかしいな”“無駄じゃないか”と感じたことはありませんか？

これからは、もっともっと広域的な行政が必要です。時代に合った行政を望んでいくための方法論がいくつかある中で、私達はここに“合併”を提案します。

〔中略〕

#### 1. こんな現状、知っていますか？

一市三町で同じような公共施設を作ってるけど、市民・町民でないと料金が違うことも多いし、利用もしにくい。いいイベントがあっても情報が得られない。〈同規模施設が乱立？〉

競い合う行政！

一市三町で共同体体制をとっているゴミ処理場、そこに一市三町まちまちのゴミ袋（透明、半透明、黒）が回収されてくる。〈個性が光る？ゴミ袋〉

チグハグな広域行政！

ゴミ焼却場、下水処理場、火葬場、最終処分場。一番適切なところに作ればいいのに、一市三町配置分担のために却って足かせになっていない？〈これまでの広域行政、うまく行っている？〉

一市三町がそれぞれ個別のまちづくり計画を立て、予算取りをしてるから、連携のとれた大きなプロジェクトができないんじゃないの？〈一つのまちでないために〉

大きな夢が描けない！

ひとつの道がとなりまちに入ると、急に歩道が無くなったり、狭くなったりするところを見たことはない？〈できた道路は何かおかしい〉

道路に問題あり！

東名磐田原インターチェンジや 150 線バイパス道路の整備など、行政間の連携がうまくいかなくて、余計な時間がかかったそうじゃないか。〈複数の行政体を通る道路はなかなかできない。〉

〔中略〕

## 2. だから、合併！

大型プロジェクトが可能になる！  
小規模行政体では実現しなかった事業が実現する。

国からの補助金が跳ね上がる！  
いわき市は合併して新広域プロジェクトを立案し、5年後に国庫補助金が5倍になった。

国の制度が有利に使える！  
人口で決まっている国の様々な補助事業を受けられる。

【人口を基準にする補助事業の例】

- 光ファイバー優先布設（10万人以上）
- 中央卸売り市場整備（15万人以上）                      などなど

広域的な行政計画ができる！  
道路や都市計画等々、広域で考えた方が合理的なものがスムーズにできる。

首長・議員数が減る！  
議会運営費、渉外費が大幅に節約できて税金をもっと有効に使える。

それぞれの財産が共有できる！  
海も山も川も桶ヶ谷沼もジュピロもみんなのものになる。

細かな行政サービスが受けられる！  
一市三町の職員が一つになって各部署の専門化が進み、様々な分野でサービス能力が向上する。

〔中略〕

#### 7-1. 合併するとどうなるの？〈その1〉

人口・面積 磐南地域は日本のほぼ中央にあたり、東京と大阪の中間に位置します。時には県下一の都市浜松と連携し、産業と豊かな自然と温暖な気候のもとに調和のとれた発展をし続けている。

〔図表略〕

#### 合併すると

総人口 147,402 人（県下 74 市町村中）県下 6 位の都市に！

〔図表略〕

総面積 124.3 平方キロメートル（県下 21 市中）県下 13 位の広さに！〔以下略〕

#### 7-2. 合併するとどうなるの？〈その2〉

予算 現在、大きなプロジェクトが数々計画されているが、現状の予算規模ではかなり難しいものと考えられます。

〔図表略〕

#### 合併すると

436 億 5 千万円

浜松・静岡・富士・清水・沼津に次ぐ県下 6 位の都市に！（県下 74 市町村中）〔以下略〕

#### 7-3. 合併するとどうなるの？〈その3〉

産業 小規模自治体であるために、あらゆる産業に狭域というハンディキャップが課せられています。

〔図表略〕

#### 合併すると

県下でも注目度の高い地域となり、流通の拠点として活性化が期待できる

〈農業粗生産額〉

186 億 8,500 万円 県下 74 市町村中 県下 3 位

〈製造品出荷額〉

12,886 億 5,300 万円 県下 74 市町村中 県下 3 位

〈卸売業小売り業の年間販売額〉

2,641 億 2,700 万円 県下 74 市町村中 県下 9 位〔以下略〕

#### 7-4. 合併するとどうなるの？〈その4〉

生活 現在一市三町には、このような数々の施設があります。ところが、まちを越えての利用は、しにくいのが現状でしょう。

〔図表略〕

合併すると

全ての施設が自分のまちのものになる



- どこの施設も気兼ねなく利用できる
- 利用料金が一律化する
- 催し物情報が多元化する
- 同じ施設間で連携がとれ、サービスが向上する

[例えば]

図書館の本は地域内のどこでも借りられ、どこでも返せる

各地域の文化催事情報が一ヶ所で手に入る

- 今まで知らなかった人との交流も活発になる〔後略〕

#### 426 『静岡県市町村合併推進要綱』〔抄〕 2000・11

静岡県立中央図書館所蔵

県『静岡県市町村合併推進要綱』、14～26頁

### 3 市町村合併の効果や合併に際して懸念される事項への対処

#### (1) 市町村合併の効果

##### ①広域的な観点からの地域づくり・都市政策の展開ができること

広域的視点に立って、地域の個性を生かしたゾーニングなど、広域的な調整、取組等を必要とする課題に対する施策を効果的に展開できる。たとえば、広域幹線道路や都市下水道等の都市生活インフラの的確な整備や、都市的土地利用や産業立地などの広域的調整・誘導などを進めることができ、質の高い地域づくり・都市基盤の整備が推進できる。

##### ②住民の日常生活圏と市町村の行政区域との乖離を解消することができること

自動車利用等による住民の日常生活圏域の拡大や広域的な産業活動の展開に対応した施策を効果的に実施できる。

また、開発適地の拡大による広域的視点からの土地利用・施設整備が可能となる。

さらに、人口規模の拡大により、地域の存在感や自治体としての格が向上し、企業の進出や若者の定着が期待できる。

##### ③住民サービスの質的な向上を図ることができること

行政各部門の人材高度化を進めることができる。従来採用が困難または十分に確保できなかった専門職（社会福祉士、保健婦、理学療法士、土木技師、建築技師等）の増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能となる。



④行財政の運営の効率化を果たすことができること

規模の経済性を発揮させた行財政運営により、より少ない経費で行政サービスを提供することが可能になるとともに、既存設備（体育館、図書館、文化ホールなど）の広域的活用や適正配置が可能となりより合理的なサービス提供が可能となる。

⑤市町村の規模の格差を是正することができること

人口規模の小さい市町村が合併することにより、人口規模が拡大し、各市町村間の規模の格差を是正することが可能となり、基本的都市生活インフラの格差是正にもつながる。それにより、国土、県土の均衡ある発展が期待できる。

⑥新しい行政需要に的確に対応することができること

介護保険制度やダイオキシン問題、家電リサイクル法など、新しい行政サービス需要への対応が求められる中で、行財政効率の向上を果たすことにより生み出した行財政基盤のゆとりを活かして的確に対応していくことが可能となる。

⑦人口規模の拡大により、地域産業振興策を実施することができること

社会経済の発展基盤としての都市規模拡大を果たすことにより、サービス産業などの都市型産業の振興や、広域的な視野に立った独自産業の育成や観光等の振興を図ることができ、地域産業の活力を創出することが可能となる。

⑧権限移譲を活かして、行政サービスを高度化することができること

地域づくりの主体である市町村の行財政能力を充実強化することにより、国・県からの権限移譲と税財政基盤の強化などを柱とする地方分権への対応能力を高めることができ、より高度で充実した行政サービスの提供ができる。

以上のような市町村合併の効果は、市町村の合併により自動的に得られるものではなく、当然に、合併新市町村が、合併を契機としてより望ましい市町村の在り方を模索していく中で、時間をかけながら達成されていくものであるといえる。

市町村合併の効果を顕在化すべく、合併新市町村においては、合併を契機とした行財政運営や都市・地域経営の改善・向上への精力的な取組が期待される。

**（２）合併に際して懸念される事項への対処**

《合併に対する議論・取組段階での懸念》

①合併の必要性やメリットがわかりにくい場合があること

一部事務組合等の広域行政制度で問題解決が可能などとの理由で、市町村合併の必要を現状感じていない地域もあるが、全ての市町村が、中長期的な展望に立って、少子・高齢化や財政面の悪化など市町村行財政をめぐる将来的な環境変化の中での発展可能性について議論していく気運を醸成する。

また、合併推進の背景、制度、利点や課題への対応策等について、具体的で分かりや

すいパンフレット等を作成し、各地域での説明会やシンポジウムを積極的に開催する。

- ②関係市町村間の行政サービスの水準や住民負担の格差の調整が難しいこと及び、市町村によっては財政状況に著しい格差があること

手数料や使用料等の負担については、住民間の公平を保ちながら、あらかじめその取扱いについて財政の状況にも留意しつつ十分に検討し、適正な水準を確保していく。

- ③合併に伴い新しい行財政需要が生ずること

国では、市町村合併に伴った行政需要の高まりに対して合併特例債を設けている。その償還に要する経費の一部については普通交付税により措置されることとなっており、このような合併に対する支援制度を活用していく。

《合併後に対する懸念》

- ④合併後の市町村内の中心部と周辺部で地域格差が生じたり、歴史や文化への愛着や地域への連帯感が薄れるといった懸念があること

市町村建設計画策定過程で住民意見を反映し、旧市町村の発展方向を明確に位置付けた地域の将来ビジョンを作り上げていく。

- ⑤地域の個性・多様性が喪失するという懸念があること

政策決定機能を市町村行政の中核として強化するとともに、小域地域に密着したサービス運営や意見集約を通じて、住民等の主体性と小域地域の個性を発揮し、住民自治を促進するような「都市内分権」の行政運営システムの構築を模索していく。

- ⑥住民の意見の施策への反映やきめ細かなサービスの提供ができにくくなるという懸念があること

市町村合併による行政区域の拡大にともなった地域的な行政サービス密度の不均衡を解消すべく、旧市町村単位の地域審議会など振興組織の設置、行政広報の充実、機動班の設置等、専門的かつ迅速なサービス体制を強化する。

## 4 市町村の合併パターン

### (1) 本県市町村の合併パターンの基本的考え方

市町村合併は、市町村や地域住民の自主的な取組の下に進められるべきものであるが、地域における市町村合併の議論を深めるためには、具体的な合併の組合せに基づき、その効果などを検証していく必要がある。

そこで、市町村や地域において、住民、産業界、行政等が市町村合併を具体的に検討する際に活用できる一つの参考・目安としての組合せを合併パターンとして提示する。

なお、この合併パターンは、市町村において地域の実態に即して、他の組合せを検討することを妨げるものではない。

## （２）本県市町村合併の視点

実態的につながりの深い市町村が、合併を検討する際の視点は大きく次の４つに分類できる。これらの視点は、市町村合併の目的・ねらいとなるもので、それぞれの圏域において、４つの視点のうちいくつかが該当することが考えられるが、合併を想定する市町村がどの視点到重点を置くか調整し、認識を共通化する必要がある。

### ①「実態対応」の視点

行政区域内で発生する社会経済的な変化に応じて、既存の市町村の枠組みでの行政施策・事業の展開が困難となりつつある（なっていくことが見込まれる）ため、地域の実態に対応させて地域経営体制を再整備すべく市町村合併が検討されるものである。

即ち、市街地が接続し、通勤通学や買い物などの住民などの日常生活上で実態的に地域・都市としての一体性が強い市町村間で、市町村が異なることにのみ起因した行政サービスや生活基盤の整備水準の違いに対する不合理さや、各市町村単独での行財政能力の限界の発生が、住民の生活実感として認識されるようなレベルになると、こうした実態的に一体となった地域内での行政サービスの均質化を図るために市町村合併が検討されるものである。

### ②「行政負荷分散」の視点

環境・衛生・福祉・文化分野などでの、より労働集約的でコストを必要とする行政サービス需要の高まりや、大きな事業費を要する施設事業への対応、介護保険などの新たな市町村事務や地方分権への対応など、個別市町村に対する行財政負担の増大に対して、規模の経済性を適切に発揮させながら、負担の分散・軽減を図るとともに、実質的に基礎的自治体としての行財政能力の強化を推進するために市町村合併が検討されるものである。

### ③「戦略ビジョン追求」の視点

地域が保有するさまざまな資源や都市機能集積を活用しつつ、さらに単独市町村では得ることが困難な都市機能や行財政能力を獲得していくために、地域の戦略ビジョンを共有することができる市町村で、発展的に市町村合併が検討されるものである。

即ち、単独市町村でもそれぞれの地域の戦略ビジョンを目指していくことが重要ではあるが、同時に人口規模が要件となる政令市・中核市・特例市・「市」昇格など行政制度上の位置付けの引上げを目指す地域経営体としての将来ビジョンと、行政区域にまたがるプロジェクトやより高度な都市基盤整備や高次産業の集積化を狙う都市としての将来ビジョンとを相互に結びつけながら着実に地域的な発展を実現していくための戦略的な方法として、市町村合併が検討されるものである。

### ④「互助・基盤維持」の視点

関係市町村が、それぞれの行財政能力が規模的に制約されており、かつ社会的情勢と経済的情勢が相互作用的に衰退傾向を示している場合などにおいて、各種振興事業の推進や社会経済的な地域支援体制づくりに地域資源や行財政能力の重点投入・集約化を図っていくために市町村合併が検討されるものである。

特に個別の市町村の行財政規模が小さく、かつ相互に自然的条件や地域資源等が類似する場合には、相互に競合することなく、連携を図りながら総合的な地域振興施策に取り組んでいくことが重要であり、こうした取組を実質的に一元化した地域経営の観点で推進していく方法として市町村合併が検討されるものである。

### (3) 本県の合併パターン

本県では、東海道に沿って、複数の都市圏が重層的に存在し、都市圏の境界が必ずしも明確になっていないため、一つの合併パターンに絞ることが困難である。

また、地域の戦略ビジョンの観点からすると、更に多様なパターンが考えられ、しかも、地域の戦略ビジョンは、それぞれの地域が主体的に考えるべき事柄である。

このため、ここでは地域の一体性の観点に絞った4つのパターンを例示し、加えて、合併についての検討・研究が既に行われている圏域を例示する。

- ・ Aパターン…社会生活の一体性及び産業経済の一体性の観点からの合併パターン
- ・ Bパターン…Aパターンに示される圏域の中で、更に結びつきの強い圏域を内包している地域を細分化し表示
- ・ Cパターン…社会生活の一体性及び産業経済の一体性の観点からの合併パターンに広域的行政サービス体系及び政策的一体性誘導の観点を加えた合併パターン
- ・ Dパターン…Cパターンに示される圏域の中で、更に結びつきの強い圏域を内包している地域を細分化し表示
- ・ Eパターン…合併についての検討・研究が既に行われている圏域

#### 【注】

- ・ 社会生活の一体性及び産業経済の一体性の観点からの合併パターン
- ・ 広域的行政サービス体系及び政策的一体性誘導の観点を加えた合併パターン

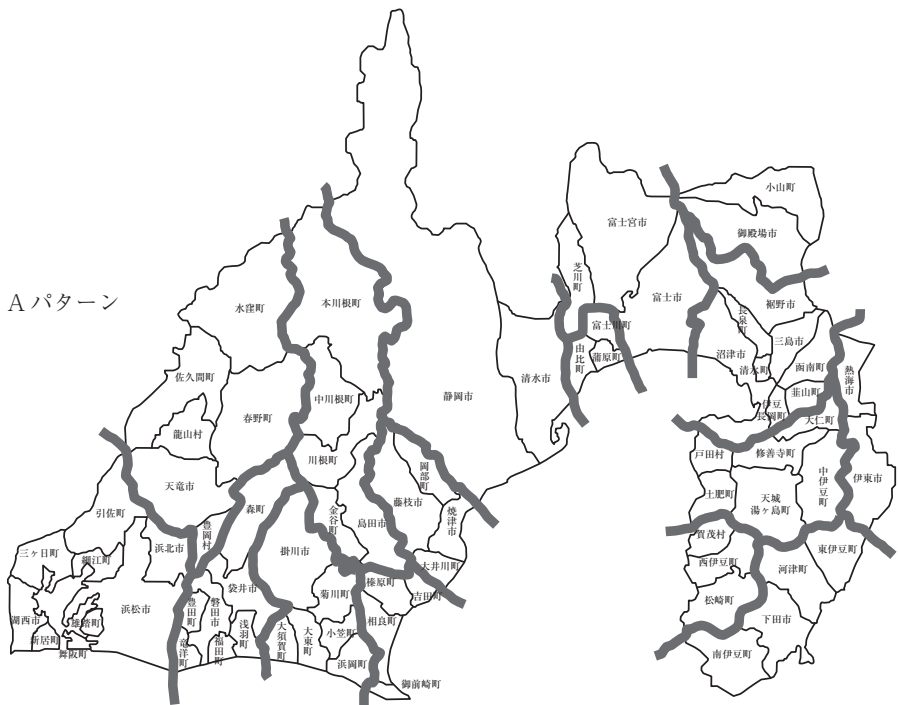
平成10年度に広域行政推進研究会が報告した地域の一体性圏域に基づく合併パターンで、その特徴は次のとおり

- ・ 客観的なデータに基づく一体性圏域であり、アンケート調査などの意識情報等は考慮されていない。
- ・ 歴史・文化、地形的制約、将来発展性などの容易に定量化できない情報は考慮されていない。

### (4) 合併が困難な地域への対応

地理的・地形的要因等により合併が困難な市町村にあつては、当面、広域行政制度等を活用するとともに、交通条件の改善や情報通信手段の整備等の環境整備により、合併の可能性を高めていく必要がある。合併を選択しない場合は、単独の自治体として、市町村に求められる行政課題に対してどのように対応していくのか自ら真剣に検討していく必要がある。

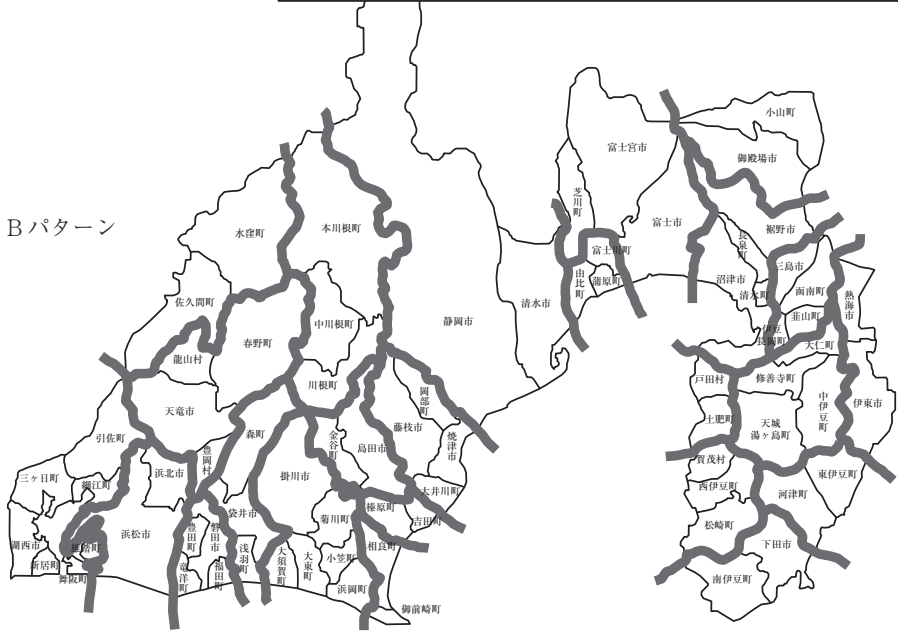
合併が困難な地域に対して、県としては、市町村への人材派遣、市町村からの事務受託、過疎代行等の手段により支援していくことが求められる。



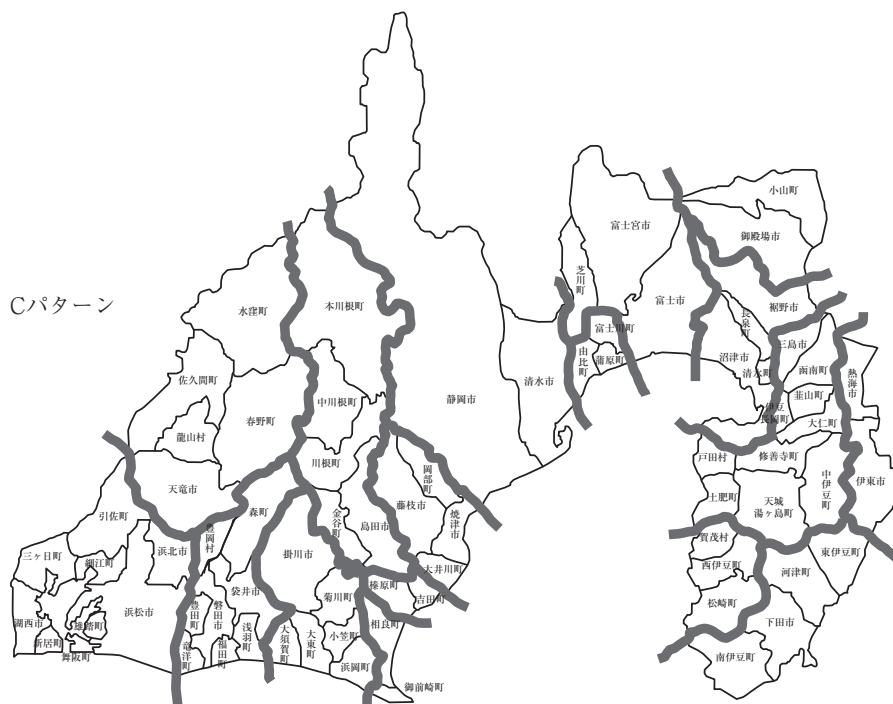
社会生活の一体性及び産業経済の一体性の観点からの合併パターン

平成10年度に広域行政推進研究会が報告した地域的一体性圏域に基づく合併パターンで、その特徴は次のとおり

- 〇客観的なデータに基づく一体性圏域であり、アンケート調査などの意識情報等は考慮されていない。
- 〇歴史・文化、地形的制約、将来発展性などの容易に定量化できない情報は考慮されていない。



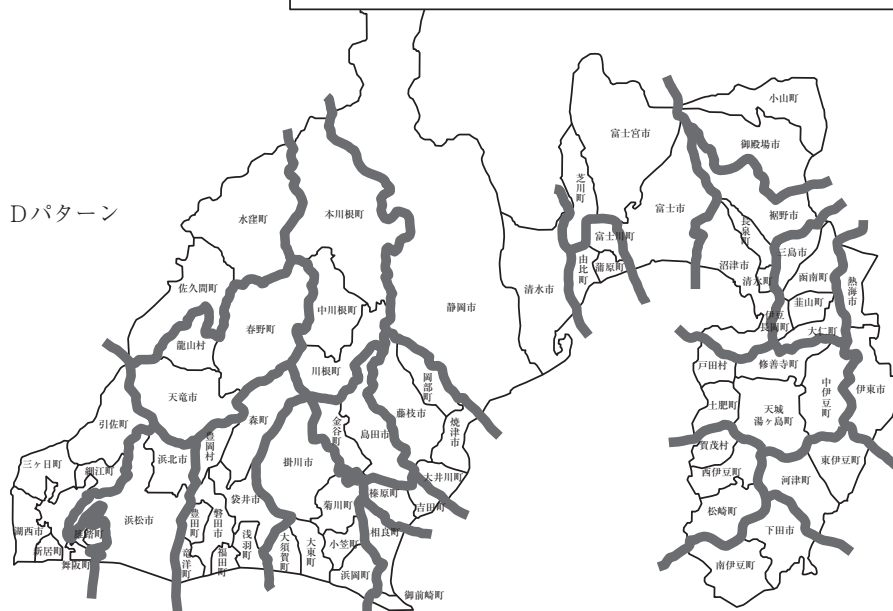




社会生活の一体性及び産業経済の一体性の観点並びにこれに広域的行政サービス体系及び政策的・一体的誘導の観点を加えた合併パターン

平成10年度に広域行政推進研究会が報告した地域的一体性圏域に基づく合併パターンで、その特徴は次のとおり

- 客観的なデータに基づく一体性圏域であり、アンケート調査などの意識情報等は考慮されていない。
- 歴史・文化、地形的制約、将来発展性などの容易に定量化できない情報は考慮されていない。



## E パターン

合併等について検討・研究を行っている圏域（例示）

| No. | 検討組織の名称             | 関係市町村                                                                |
|-----|---------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 1   | 賀茂地区の市町村合併を勉強する議員の会 | 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村                                       |
| 2   | 東部広域都市づくり研究会        | 沼津市、三島市、裾野市、函南町、清水町、長泉町、菰山町、伊豆長岡町                                    |
| 3   | 沼津市清水町中核市推進協議会      | 沼津市、清水町                                                              |
| 4   | 富士地区広域行政調査研究部会      | 富士市、富士宮市、芝川町                                                         |
| 5   | 庵原3町合併問題等調査研究会      | 富士川町、蒲原町、由比町                                                         |
| 6   | 静岡市・清水市合併協議会        | 静岡市、清水市                                                              |
| 7   | 志太地域広域都市づくり協議会      | 島田市、焼津市、藤枝市、岡部町、大井川町                                                 |
| 8   | 島田市榛北4町議会議員広域問題研究会  | 島田市、金谷町、川根町、中川根町、本川根町                                                |
| 9   | 榛南4町合併問題懇談会         | 御前崎町、相良町、榛原町、吉田町                                                     |
|     | 榛南4町議会広域行政研究会       |                                                                      |
| 10  | 東遠7町広域行政研究協議会       | 大須賀町、浜岡町、小笠町、菊川町、大東町、御前崎町、相良町                                        |
| 11  | 分権・行革・広域調査会         | 掛川市、袋井市、磐田市、大須賀町、浜岡町、小笠町、菊川町、大東町、森町、春野町、浅羽町、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村、相良町、御前崎町 |

(注)

・市町村長又は市町村議会議員を含んで、合併又は合併を視野に入れた広域行政について、組織として検討・研究している圏域を例示した。

・他に、民間団体等で、合併等について積極的に検討している圏域もある。

## 5 市町村の合併に関する国、県及び市町村の取組

## (1) 国の取組

## ①合併促進に関する支援

## ○住民発議制度

有権者の50分の1以上の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる。

また、すべての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、各関係市町村長に対し、合併協議会設置協議について、議会への付議を義務づけている。

## ○合併準備経費に対する財政措置

市町村における合併協議会設置経費等に対して特別交付税措置を行う。

また、法定合併協議会の構成市町村を対象とし、市町村建設計画の作成及びそのための準備等に要する経費を補助する（合併準備補助金）。

## ○市町村合併の支援に関する関係省庁間の連携強化

市町村合併推進のための財政措置、その他の措置について関係省庁間の連携強化等を図る。

○市町村合併に関する情報提供

合併相談コーナー、インターネット等を活用し、市町村合併の意義や必要性、メリット、合併特例法の内容、国会における市町村合併の議論等について積極的に情報提供を行う。

○広域行政アドバイザー制度

講演会、研修会などに学識経験者や自治省職員を派遣し、市町村合併について幅広くアドバイスを行う（広域行政アドバイザー設置要綱の制定）。

○市町村の議員の定数特例・在任特例

・新設合併

（定数特例）

設置選挙の際に法定定数の2倍まで定数を増加することができる。

（在任特例）

旧市町村の議員は、合併2年以内は新市町村の議員として在任できる。

・編入合併

（定数特例）

編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増員することができ、編入先の市町村の2回目の選挙まで定数増を行うことができる。

（在任特例）

編入された旧市町村の議員は、編入先の市町村の最初の選挙までその議員となることができ、さらに最初の選挙の際に、編入された旧市町村の区域で選挙区を設け、定数増を行うことができる。

○議員年金に関する特例

市町村の合併がなかったならば、議員共済年金の受給資格（在任12年以上）を満たすことになる議員については、在職年数に応じて年金が受給できる。

②合併後の市町村に対する支援

○普通交付税の算定の特例（合併算定替）

合併から10か年度は合併しなかった場合の普通交付税を全額保証し、さらにその後5か年度は激変緩和措置を行う。

○合併特例債

合併後10か年度に限り、市町村建設計画に基づいて行う一定の公共的施設の整備事業及び地域住民の連帯強化のための基金積立について、交付税措置の高い合併特例債を

充当することができる（充当率95%、元利償還金の70%を普通交付税措置）。

○合併直後の臨時的経費に対する財政措置

行政の一体化に要する経費、行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費に対して、普通交付税において包括的な財政措置を行う。

○関係市町村間の公債費負担格差是正のための財政措置

関係市町村において、起債制限比率の格差が合併の障害となると認められる場合は、全国平均起債制限比率と合併関係市町村に係る起債制限比率の差に相当する公債費のうち利子相当分を対象とし、関係市町村の財政力に応じて、特別交付税措置を行う。

○過疎地域における過疎債の特例

合併市町村が過疎地域の要件を満たさない場合であっても、過疎地域であった区域を過疎地域とみなして、過疎債を活用できる。

○災害復旧事業費の国庫負担等の特例

合併した年度とこれに続く5年以内に発生した災害等については、合併関係市町村が従前のまま存続したものと仮定した場合の財政援助の額を保障する。

○合併市町村補助金

市町村合併特例法の期限である平成17年3月末までに市町村の合併を円滑に推進するため、合併に伴い、市町村が実施するモデル事業に対し補助を行う。

○地域審議会

合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために、合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は意見を述べる地域審議会を置くことができる。

## （2）県の取組

### ①助言、情報提供、啓発

○「市町村広域行政・合併相談窓口」の設置

広く県民及び市町村等への広域行政・合併に関する情報提供、相談受付を行う。

○広域行政推進アドバイザー制度

県内の市町村及び公共的団体からの要請に基づき、講演会、研修会への講師の派遣及び助成を行う。

○パンフレット作成、シンポジウム開催

自主的な市町村合併の推進のために、県民や市町村関係者に対し、広く情報提供を行う。

### ②調査研究活動に対する支援

広域行政推進に関する検討会、調査研究、住民啓発事業を行う公共的団体に対し支援を行う。

### ③財政的支援

市町村に対する県単独の貸付金制度である市町村振興資金の新規メニューとして、市町村合併や広域化に伴い、緊急を要する施設整備への支援を行う。

・償還期限：15年以内（うち据え置き期間2年以内）

・貸付け利率：年2%（貸付け年度の財政力指数が1.0未満の市町村については年1.5%）

### （3）市町村の取組

#### ①市町村合併に関する検討

市町村においては、既に「本県の合併パターン」において例示したように、いくつかの地域において、行政や議会が中心となって、合併や合併を視野に入れた広域行政について検討や調査研究等が行われている。

#### ②住民等に対する啓発活動

市町村合併や広域行政について、地域における理解や気運の醸成を図るため、県の広域行政推進アドバイザー制度等を活用して、県下各地で講演会、研修会、シンポジウム等が行われている。

〔後略〕

## 427 「市町村合併の効果と課題」〔抄〕 2007・3

静岡県・合併市町連絡会「市町村合併の効果と課題」、1～19頁

([https://www.pref.shizuoka.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/040/212/report\\_gappei.pdf](https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/040/212/report_gappei.pdf))

### はじめに

平成11年3月末現在、本県では74（全国：3232）あった市町村が、平成18年3月末には42（全国：1821）になるなど、「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」の下で、本県、全国ともに大きく合併が進んだ。

現在、「市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）」に基づき、県が策定した合併推進構想により第2期の平成の大合併が進展しているところであるが、旧合併特例法の下で合併した14市町と県とで構成する「県・合併市町連絡会」において、当面の合併の効果と課題、さらには合併の過程で注意すべき留意点などをまとめ、今後、合併新法に基づき合併を検討している市町にも参考としてもらえるよう、現時点で整理したものである。

なお、合併の効果の検証には、本来、中長期的な観点が必要であるが、14市町中11市町（注）が平成17年度中の合併であることから、今回まとめた合併の効果については短期的な視点が中心になっていることに留意されたい。さらに、今後も中長期的な合併の効果の検証に

努めていくこととする。

(注) 平成 17 年 4 月 1 日に政令指定都市となった静岡市は、平成 15 年 4 月 1 日に旧静岡市、旧清水市が合併して誕生した市であるが、平成 18 年 3 月 31 日に旧蒲原町を編入合併して現在に至っているため、ここでは、静岡市も 17 年度中の合併市とした。

#### ■旧合併特例法の下での合併の状況

| 新市町名  | 合併関係市町村                                           | 合併年月日             | 人口規模      |
|-------|---------------------------------------------------|-------------------|-----------|
| 静岡市   | 静岡市、清水市                                           | 平成 15 年 4 月 1 日   | 700,886 人 |
| 伊豆市   | 修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町                              | 平成 16 年 4 月 1 日   | 36,627 人  |
| 御前崎市  | 御前崎町、浜岡町                                          | 平成 16 年 4 月 1 日   | 35,272 人  |
| 菊川市   | 小笠町、菊川町                                           | 平成 17 年 1 月 17 日  | 47,502 人  |
| 沼津市   | 沼津市、戸田村                                           | 平成 17 年 4 月 1 日   | 208,005 人 |
| 磐田市   | 磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村                               | 平成 17 年 4 月 1 日   | 170,899 人 |
| 掛川市   | 掛川市、大須賀町、大東町                                      | 平成 17 年 4 月 1 日   | 117,857 人 |
| 袋井市   | 袋井市、浅羽町                                           | 平成 17 年 4 月 1 日   | 82,991 人  |
| 伊豆の国市 | 伊豆長岡町、菰山町、大仁町                                     | 平成 17 年 4 月 1 日   | 50,011 人  |
| 西伊豆町  | 西伊豆町、賀茂村                                          | 平成 17 年 4 月 1 日   | 10,372 人  |
| 島田市   | 島田市、金谷町                                           | 平成 17 年 5 月 5 日   | 96,078 人  |
| 浜松市   | 浜松市、天竜市、浜北市、春野町、龍山村、佐久間町、水窪町、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町 | 平成 17 年 7 月 1 日   | 804,032 人 |
| 川根本町  | 中川根町、本川根町                                         | 平成 17 年 9 月 20 日  | 8,988 人   |
| 牧之原市  | 相良町、榛原町                                           | 平成 17 年 10 月 11 日 | 50,645 人  |
| 静岡市   | 静岡市、蒲原町                                           | 平成 18 年 3 月 31 日  | 713,723 人 |

※人口規模は、平成 17 年 10 月 1 日現在の国勢調査人口

## I 合併の効果

### ◎合併の効果として掲げられる事例

市町村合併は、地方分権の推進に対応した基礎自治体の規模・能力の向上や少子高齢社会の到来を踏まえた社会システムの変化への対応、さらには市町村の行財政基盤の強化等を図るための有力な手段となる。

ここでは、次の事例を中心に、合併の効果をまとめてみた。

- 1 住民の利便性の向上
- 2 住民サービスの向上
- 3 住民サービスの高度化
- 4 広域的視点に立ったまちづくりと施策展開
- 5 行財政の効率化
- 6 地域のイメージアップ



## 1 住民の利便性の向上

### ①利用の拡大、制度の拡大

合併して市町のエリアが拡大したことにより、設置市町の住民として利用できる公共施設数が増加した。また、旧市町の制度のうち、住民の利便性が向上する制度を新市町全域に適用した例もあった。

- ・ 保育園の選択肢が広がった。
- ・ 旧町に合わせ、不燃ごみ回収を市内全域で月1回から月2回に統一した。
- ・ 旧町の中央公民館は、講演会や音楽・芸能などの発表の場としての施設利用が拡大した。
- ・ 旧市の高齢者へのバス、タクシー券交付事業が新市全域に適用された。
- ・ 各施設において、設置した市町村の住民と他の市町村の住民では、利用料金に差があったが、合併により新市の住民すべてが合併前の設置市町村の住民と同じ料金となった。
- ・ 住民は、旧市町村のすべての図書館において図書を借りることができるようになり、また、市内の図書館なら借りた場所と違う図書館でも返却ができるようになった。

### ②公共的交通の充実

合併後、病院や学校などの公共的施設へのアクセスを見直し、新市町の住民の利便性を高めた市町もあった。

- ・ 旧町の公共施設や病院、JR駅等を結ぶ交通ネットワーク（コミュニティバス）を整備するため、実証実験を行った。
- ・ 合併前は、旧町から市立病院及び駅までの直通バスはなかったが、合併後に直通のバス路線を開設した。
- ・ 旧市町でそれぞれ運行していた自主運行バスについて、本庁舎や市民病院など公共施設へのアクセスを充実させ、利便性の向上を図った。
- ・ 今までなかった地域にスクールバスを導入し、小中学生の遠距離通学対象者の利便性が向上した。

### ③旧役場庁舎の活用

旧役場庁舎の空きスペースを住民に開放することにより、新たな施設を整備せずに住民サービスの向上を図った例もある。

ただし、旧役場庁舎の活用については、活用方策を検討している市町も多い。

- ・ 旧本会議場をホールに改修し、講演会やシンポジウムなど、地域コミュニティー活動の場として提供する。
- ・ 旧役場庁舎の空きスペースは、NPO活動や放課後児童健全育成事業や住民の集会等

に活用している。

## 2 住民サービスの向上

### ①サービス水準と負担

合併により、使用料・手数料の負担が下がったり、サービス内容が上がったりすると、住民にとっては合併効果を実感し易いことから、旧市町村間でサービスは最も高い水準に、使用料・手数料等の負担は最も低い水準に調整した市町があった。

なお、これらの市町の中には、合併後に、サービスと負担の見直しの必要性に迫られているところも見受けられる。

一方で、合併時に旧市町のサービスと負担を調整せずに当面継続した市町もあった。

- ・ 乳幼児の医療費について、一部の旧町に合わせ、県の助成額に新たに市単独補助を加えることにより、新市域全域で、完全無料化を実施した。
- ・ ごみ処理手数料が旧市に統一されたことで旧町域も無料となった。
- ・ 旧町地区に新たに消防署の出張所が設置された。

### ②窓口サービス

合併を契機に休日・夜間の窓口を開設するなど、窓口業務を充実させた例もある。

- ・ 本庁において日曜日に証明書交付サービス（8時30分～17時まで）を実施し、支所において平日時間外証明書交付サービス（水曜20時まで）と年度末証明書交付サービス（3月最終土日8時30分～17時まで）を実施した。
- ・ 第2日曜日は本庁で、第4日曜日は支所において、休日窓口サービスを実施した。また、毎週水曜日は、本庁、支所において、19時まで全庁の業務延長を行った。
- ・ 窓口業務（住民票・各種証明・福祉関係）及び図書館の開館を19時まで時間延長した（図書館については木・金曜日のみ）。

## 3 住民サービスの高度化

合併して町村から市に移行することにより福祉事務所の設置が必要になるほか、県からも多くの権限が移譲された。

さらに、静岡市に続き、浜松市も県並みの権限を持つ政令指定都市への移行が決定するなど、合併による自治能力の向上により、高度な住民サービスが可能となったが、専門的知識や技術を有する職員の確保が課題となっている。

- ・ 市になることにより必要となる生活保護の認定事務と福祉部門の充実を図るため、「社会福祉課」を設置した。
- ・ 新市の行財政改革を推進するため、部付調整室やグループ制による部署を設置、こど

もみらい課の設置等、組織・機構改革を行った。

- ・ 環境行政を充実するため、環境衛生課から「環境保全課」を分離設置した。
- ・ お茶を最大限に活かした地域振興を推進するため「お茶がんばる課」を設置した。
- ・ 各種申請等の手続きが身近な支所で可能となり、事務処理のスピードもアップし、住民の利便性が向上した。

#### 4 広域的視点に立ったまちづくりと施策展開

道路整備や環境問題への取組、防災体制など、広域的視点に立ったまちづくり施策が実施された。

- ・ 新市全域に旧市の豊富な水道水を送水することにより安定給水の強化が図られることとなった。
- ・ 環境問題や水質問題などへの広域的な調整、取組みが可能となった。
- ・ これまで地域住民の強い要望がありながら単独市町では施工が困難であった旧市街地間を結ぶ南北幹線道路整備事業について、県の合併支援事業と合併特例債を活用して実施されることとなった。
- ・ 消防団の統合により、大規模な火災、災害時には広域的な対応が可能となった。
- ・ 道路整備、拠点整備、森林整備などについては、広域的な視点で一元的な事業展開が可能となった。
- ・ 長年懸案であった旧両町を結ぶ幹線道路の整備が、合併を機に県の合併支援事業により実施されることになった。

#### 5 行財政の効率化

##### (1) 人件費削減

県内では、旧合併特例法に基づく合併により、首長、助役、収入役、議員、行政委員会関連で1,363人が削減され、これに伴う給料・報酬の削減額は、27億6,650万円となっている。

※ 原則として合併前は「合併直前」、合併後は「合併直後」の数値を用いて算出した。

## 【首町、助役、収入役、議員関連】

## ①三役（首長、助役、収入役）

単位：人、千円

| 市町名     | 関係<br>市町<br>数 | 合併前     |           | 合併後     |                |               |           |                |               |
|---------|---------------|---------|-----------|---------|----------------|---------------|-----------|----------------|---------------|
|         |               | 人数<br>a | 給料<br>総額A | 人数<br>b | 差<br>c = b - a | 削減比率<br>c / a | 給料<br>総額B | 差<br>C = B - A | 削減比率<br>C / A |
| 静岡市（清水） | 2             | 7       | 114,451   | 3       | ▲4             | ▲57.1%        | 50,049    | ▲64,402        | ▲56.3%        |
| 伊豆市     | 4             | 12      | 128,308   | 3       | ▲9             | ▲75.0%        | 34,802    | ▲93,506        | ▲72.9%        |
| 御前崎市    | 2             | 5       | 54,120    | 3       | ▲2             | ▲40.0%        | 35,752    | ▲18,368        | ▲33.9%        |
| 菊川市     | 2             | 6       | 67,063    | 3       | ▲3             | ▲50.0%        | 34,347    | ▲32,716        | ▲48.8%        |
| 沼津市     | 2             | 6       | 75,575    | 3       | ▲3             | ▲50.0%        | 44,150    | ▲31,425        | ▲41.6%        |
| 磐田市     | 5             | 15      | 171,265   | 3       | ▲12            | ▲80.0%        | 41,938    | ▲129,327       | ▲75.5%        |
| 掛川市     | 3             | 9       | 104,885   | 3       | ▲6             | ▲66.7%        | 36,477    | ▲68,408        | ▲65.2%        |
| 袋井市     | 2             | 6       | 71,191    | 3       | ▲3             | ▲50.0%        | 38,300    | ▲32,891        | ▲46.2%        |
| 伊豆の国市   | 3             | 9       | 93,956    | 3       | ▲6             | ▲66.7%        | 34,440    | ▲59,516        | ▲63.3%        |
| 西伊豆町    | 2             | 6       | 61,669    | 3       | ▲3             | ▲50.0%        | 29,173    | ▲32,496        | ▲52.7%        |
| 島田市     | 2             | 6       | 72,498    | 3       | ▲3             | ▲50.0%        | 38,112    | ▲34,386        | ▲47.4%        |
| 浜松市     | 12            | 37      | 433,173   | 4       | ▲33            | ▲89.2%        | 64,303    | ▲368,870       | ▲85.2%        |
| 川根本町    | 2             | 6       | 63,677    | 3       | ▲3             | ▲50.0%        | 31,839    | ▲31,838        | ▲50.0%        |
| 牧之原市    | 2             | 6       | 68,411    | 3       | ▲3             | ▲50.0%        | 34,802    | ▲33,609        | ▲49.1%        |
| 静岡市（蒲原） | 2             | 5       | 72,824    | 3       | ▲2             | ▲40.0%        | 50,229    | ▲22,595        | ▲31.0%        |
| 削減計     |               |         |           |         | ▲91            | ▲69.5%        |           | ▲989,951       | ▲65.8%        |

## ②議員

単位：人、千円

| 市町名     | 関係<br>市町<br>数 | 合併前     |           | 合併後     |                |               |           |                |               |
|---------|---------------|---------|-----------|---------|----------------|---------------|-----------|----------------|---------------|
|         |               | 人数<br>a | 報酬総額A     | 人数<br>b | 差<br>c = b - a | 削減比率<br>c / a | 報酬総額<br>B | 差<br>C = B - A | 削減比率<br>C / A |
| 静岡市（清水） | 2             | 78      | 819,899   | 53      | ▲25            | ▲32.1%        | 600,406   | ▲219,493       | ▲26.8%        |
| 伊豆市     | 4             | 58      | 158,863   | 22      | ▲36            | ▲62.1%        | 91,992    | ▲66,871        | ▲42.1%        |
| 御前崎市    | 2             | 29      | 104,905   | 18      | ▲11            | ▲37.9%        | 82,620    | ▲22,285        | ▲21.2%        |
| 菊川市     | 2             | 33      | 125,096   | 22      | ▲11            | ▲33.3%        | 88,980    | ▲36,116        | ▲28.9%        |
| 沼津市     | 2             | 46      | 324,638   | 34      | ▲12            | ▲26.1%        | 293,760   | ▲30,878        | ▲9.5%         |
| 磐田市     | 5             | 86      | 349,595   | 34      | ▲52            | ▲60.5%        | 231,764   | ▲117,831       | ▲33.7%        |
| 掛川市     | 3             | 54      | 249,285   | 30      | ▲24            | ▲44.4%        | 195,461   | ▲53,824        | ▲21.6%        |
| 袋井市     | 2             | 35      | 166,356   | 26      | ▲9             | ▲25.7%        | 148,744   | ▲17,612        | ▲10.6%        |
| 伊豆の国市   | 3             | 54      | 153,531   | 24      | ▲30            | ▲55.6%        | 113,826   | ▲39,705        | ▲25.9%        |
| 西伊豆町    | 2             | 21      | 61,446    | 14      | ▲7             | ▲33.3%        | 41,050    | ▲20,396        | ▲33.2%        |
| 島田市     | 2             | 39      | 199,965   | 27      | ▲12            | ▲30.8%        | 157,792   | ▲42,173        | ▲21.1%        |
| 浜松市     | 12            | 216     | 1,163,903 | 54      | ▲162           | ▲75.0%        | 587,341   | ▲576,562       | ▲49.5%        |
| 川根本町    | 2             | 22      | 66,263    | 14      | ▲8             | ▲36.4%        | 42,168    | ▲24,096        | ▲36.4%        |
| 牧之原市    | 2             | 32      | 121,306   | 22      | ▲10            | ▲31.3%        | 93,822    | ▲27,483        | ▲22.7%        |
| 静岡市（蒲原） | 2             | 65      | 640,210   | 53      | ▲12            | ▲18.5%        | 600,406   | ▲39,803        | ▲6.2%         |
| 合計      |               |         |           |         | ▲421           | ▲51.7%        |           | ▲1,335,128     | ▲32.5%        |

※ 議員に在任特例・定数特例を適用している市町については、適用終了後を合併後の数値とした。

※ 人数は「条例定数」。給料（報酬）額は期末手当を含む。

〔図表略〕

## 【一般職員関係】

## ◎集中改革プランにおける定員管理

## ○合併した市町

## ○参考（合併前の状況）

| 市町名   | H17. 4. 1<br>職員数(人) | H22. 4. 1<br>職員数(人) | H17 対 H22 |        | 合併期日                    | 合併関係<br>市町 | 合併前(*1) |       |
|-------|---------------------|---------------------|-----------|--------|-------------------------|------------|---------|-------|
|       |                     |                     | 増減数(人)    | 増減率    |                         |            | 職員数(人)  | 計(*2) |
| 静岡市   | 6,661               | 6,326               | ▲335      | ▲5.0%  | H15. 4. 1<br>H18. 3. 31 | 静岡市        | 4,562   | 6,935 |
|       |                     |                     |           |        |                         | 清水市        | 2,249   |       |
|       |                     |                     |           |        |                         | 蒲原町        | 124     |       |
| 伊豆市   | 504                 | 460                 | ▲44       | ▲8.7%  | H16. 4. 1               | 修善寺町       | 165     | 531   |
|       |                     |                     |           |        |                         | 土肥町        | 98      |       |
|       |                     |                     |           |        |                         | 天城湯ヶ島町     | 123     |       |
|       |                     |                     |           |        |                         | 中伊豆町       | 123     |       |
|       |                     |                     |           |        |                         | 一部事務組合(*3) | 22      |       |
| 御前崎市  | 677                 | 650                 | ▲27       | ▲4.0%  | H16. 4. 1               | 御前崎町       | 142     | 719   |
|       |                     |                     |           |        |                         | 浜岡町        | 558     |       |
|       |                     |                     |           |        |                         | 一部事務組合(*3) | 19      |       |
| 菊川市   | 681                 | 644                 | ▲37       | ▲5.4%  | H17. 1. 17              | 小笠町        | 142     | 689   |
|       |                     |                     |           |        |                         | 菊川町        | 217     |       |
|       |                     |                     |           |        |                         | 一部事務組合(*3) | 330     |       |
| 沼津市   | 2,139               | 2,039               | ▲100      | ▲4.7%  | H17. 4. 1               | 沼津市        | 2,069   | 2,152 |
|       |                     |                     |           |        |                         | 戸田村        | 83      |       |
| 磐田市   | 1,982               | 1,890               | ▲92       | ▲4.6%  | H17. 4. 1               | 磐田市        | 1,158   | 2,006 |
|       |                     |                     |           |        |                         | 福田町        | 147     |       |
|       |                     |                     |           |        |                         | 竜洋町        | 159     |       |
|       |                     |                     |           |        |                         | 豊田町        | 216     |       |
|       |                     |                     |           |        |                         | 豊岡村        | 127     |       |
| 掛川市   | 1,297               | 1,236               | ▲61       | ▲4.7%  | H17. 4. 1               | 一部事務組合(*3) | 199     | 1,314 |
|       |                     |                     |           |        |                         | 掛川市        | 990     |       |
|       |                     |                     |           |        |                         | 大須賀町       | 122     |       |
|       |                     |                     |           |        |                         | 大東町        | 164     |       |
|       |                     |                     |           |        |                         | 一部事務組合(*3) | 38      |       |
| 袋井市   | 997                 | 934                 | ▲63       | ▲6.3%  | H17. 4. 1               | 袋井市        | 873     | 1,009 |
|       |                     |                     |           |        |                         | 浅羽町        | 136     |       |
| 伊豆の国市 | 420                 | 398                 | ▲22       | ▲5.2%  | H17. 4. 1               | 伊豆長岡町      | 129     | 445   |
|       |                     |                     |           |        |                         | 菰山町        | 151     |       |
|       |                     |                     |           |        |                         | 大仁町        | 165     |       |
| 西伊豆町  | 156                 | 140                 | ▲16       | ▲10.3% | H17. 4. 1               | 西伊豆町       | 111     | 170   |
|       |                     |                     |           |        |                         | 賀茂村        | 59      |       |
| 島田市   | 1,338               | 1,273               | ▲65       | ▲4.9%  | H17. 5. 5               | 島田市        | 1,192   | 1,377 |
|       |                     |                     |           |        |                         | 金谷町        | 185     |       |

| 市町名  | H17. 4. 1<br>職員数(人) | H22. 4. 1<br>職員数(人) | H17 対 H22 |        | 合併期日      | 合併関係<br>市町 | 合併前 (*1) |        |
|------|---------------------|---------------------|-----------|--------|-----------|------------|----------|--------|
|      |                     |                     | 増減数(人)    | 増減率    |           |            | 職員数(人)   | 計(*2)  |
| 浜松市  | 6, 437              | 5, 849              | ▲588      | ▲9. 1% | H17. 7. 1 | 浜松市        | 4, 209   | 6, 524 |
|      |                     |                     |           |        |           | 天竜市        | 280      |        |
|      |                     |                     |           |        |           | 浜北市        | 676      |        |
|      |                     |                     |           |        |           | 春野町        | 130      |        |
|      |                     |                     |           |        |           | 龍山村        | 42       |        |
|      |                     |                     |           |        |           | 佐久間町       | 202      |        |
|      |                     |                     |           |        |           | 水窪町        | 90       |        |
|      |                     |                     |           |        |           | 舞阪町        | 123      |        |
|      |                     |                     |           |        |           | 雄踏町        | 134      |        |
|      |                     |                     |           |        |           | 細江町        | 150      |        |
|      |                     |                     |           |        |           | 引佐町        | 162      |        |
|      |                     |                     |           |        |           | 三ヶ日町       | 142      |        |
| 川根本町 | 187                 | 173                 | ▲14       | ▲7.5%  | H17.9.20  | 一部事務組合(*3) | 184      | 194    |
|      |                     |                     |           |        |           | 中川根町       | 106      |        |
| 牧之原市 | 432                 | 408                 | ▲24       | ▲5.6%  | H17.10.11 | 本川根町       | 88       | 448    |
|      |                     |                     |           |        |           | 相良町        | 242      |        |
| 計    | 23,908              | 22,420              | ▲1,488    | ▲6.2%  |           | 榛原町        | 206      | 24,513 |
|      |                     |                     |           |        |           |            |          |        |

合併前年対H17 増減率 ( ▲2.5% )

## ○合併していない28市町の計

| 市町名 | H17. 4. 1 | H22. 4. 1 | H17 対 H22 |       | H16. 4. 1 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-------|-----------|
|     | 職員数(人)    | 職員数(人)    | 増減数(人)    | 増減率   | 職員数(人)    |
| 計   | 13,848    | 12,991    | ▲857      | ▲6.2% | 14,020    |

※詳細内訳は10P〔次頁〕

H16 対 H17 増減率 ( ▲1.2% )

\* 1 合併直前年度の4月1日現在の職員数

\* 2 主に次の2つの理由により、集中改革プランの定員管理のスタートである17年4月1日の職員数とは合致しない。

①合併日時が平成17年4月1日以外の市町は、合併直前の時期と期間のずれが生じる。

②合併に伴い一部事務組合を解散した場合は、職員数が増える。

\* 3 合併により解散した主な一部事務組合で、新市の職員とした数

合併した市町は、合併により重複機能部分を整理統合することによる職員数の削減効果が表れている（合併市町▲2.5%、合併していない市町▲1.2%）面もあるが、合併により自治能力の向上した自治体になることや権限移譲等による職員数増員の必要性もあり、職員数削減の効果についても、長期的な視点が必要である。



○合併していない市町

| 市町名  | H17. 4. 1 | H22. 4. 1 | H17 対 H22 |        | H16. 4. 1 |
|------|-----------|-----------|-----------|--------|-----------|
|      | 職員数(人)    | 職員数(人)    | 増減数(人)    | 増減率    | 職員数(人)    |
| 熱海市  | 664       | 597       | ▲67       | ▲10.1% | 661       |
| 三島市  | 909       | 867       | ▲42       | ▲4.6%  | 925       |
| 富士宮市 | 1,196     | 1,107     | ▲89       | ▲7.4%  | 1,222     |
| 伊東市  | 836       | 784       | ▲52       | ▲6.2%  | 851       |
| 富士市  | 2,321     | 2,201     | ▲120      | ▲5.2%  | 2,336     |
| 焼津市  | 1,408     | 1,337     | ▲71       | ▲5.0%  | 1,411     |
| 藤枝市  | 1,556     | 1,482     | ▲74       | ▲4.8%  | 1,554     |
| 御殿場市 | 684       | 648       | ▲36       | ▲5.3%  | 688       |
| 下田市  | 297       | 269       | ▲28       | ▲9.4%  | 307       |
| 裾野市  | 457       | 435       | ▲22       | ▲4.8%  | 455       |
| 湖西市  | 339       | 321       | ▲18       | ▲5.3%  | 341       |
| 東伊豆町 | 213       | 198       | ▲15       | ▲7.0%  | 216       |
| 河津町  | 100       | 87        | ▲13       | ▲13.0% | 103       |
| 南伊豆町 | 157       | 137       | ▲20       | ▲12.7% | 161       |
| 松崎町  | 109       | 88        | ▲21       | ▲19.3% | 117       |
| 函南町  | 278       | 265       | ▲13       | ▲4.7%  | 278       |
| 清水町  | 271       | 258       | ▲13       | ▲4.8%  | 284       |
| 長泉町  | 312       | 295       | ▲17       | ▲5.4%  | 314       |
| 小山町  | 268       | 242       | ▲26       | ▲9.7%  | 274       |
| 芝川町  | 117       | 109       | ▲8        | ▲6.8%  | 126       |
| 富士川町 | 139       | 126       | ▲13       | ▲9.4%  | 139       |
| 由比町  | 101       | 89        | ▲12       | ▲11.9% | 100       |
| 岡部町  | 119       | 111       | ▲8        | ▲6.7%  | 121       |
| 大井川町 | 186       | 177       | ▲9        | ▲4.8%  | 191       |
| 吉田町  | 224       | 213       | ▲11       | ▲4.9%  | 227       |
| 川根町  | 99        | 87        | ▲12       | ▲12.1% | 104       |
| 森町   | 331       | 312       | ▲19       | ▲5.7%  | 350       |
| 新居町  | 157       | 149       | ▲8        | ▲5.1%  | 164       |
| 計    | 13,848    | 12,991    | ▲857      | ▲6.2%  | 14,020    |

( ▲1.2% )

〔中略〕

## 6 地域のイメージアップ

合併により地域資源が豊富となり、新たな地域の魅力創出に取り組む市町もある。

- ・ これまで旧町ごとに行ってきた湯治、健康食、農業体験、ウォーキングなどのウェルネス（健康）事業を体系化し、新市の魅力アップを図っている。
- ・ 旧町の歴史資源と温泉を結ぶ歴史観光シャトルバス事業の創設等、地域資源をつなぐ取組みが生まれつつある。
- ・ 旧町村間イベントも双方の町村が合併したことで県際の大きなイベントとなった。

- ・ 合併により海岸線が60km と県内で最長となったことを重要な観光資源と捉え観光プランを策定し、観光振興を図ることが可能となった。
- ・ 各市町で行っていた花火大会を一本化することにより、規模が拡大、内容も充実し、より多くの住民に楽しんでもらえるようになった。
- ・ 各市町の観光資源が集まることにより、新市としての観光PRの素材が豊富となった。
- ・ 高校生カヌー大会、お茶祭りなど旧両町の共通の特色が合わさることにより、全国的なイベントを開催することができた。
- ・ それぞれの地域のイベントに合併後の市町の住民が従来の地域を越えて参加するようになり、交流も盛んになった。

### 【参考】

#### ◎住民の声

平成17年から18年にかけて、合併に関する一般住民の声を各地域支援局で聴取したところ、以下のような意見があった。

#### 1 合併効果として感じられるもの

##### (1) 地域のまとまりと活性化

- 合併後は、地域の会合で今までより広いエリアから人が集まるようになり、いろいろな意見が聞けるようになった。また、合併前は逆に駅前と温泉地の対立もあったが、合併後は地域としてのまとまりがでてきた。
- 合併すると地元への意識が薄れると心配していたが、かえって自分の地域の歴史やよいところを見直す機会になった。
- 本庁の若手職員と商工会や観光協会等の地元団体の若手が一緒に「にぎわいプラン」や「活性化センター構想」を検討するなど、若い人が主体的に動くようになった。
- 合併前は役場への甘えがあったが、合併後は自らやらなければならないことが多くなり、住民に自立心が生まれ、地区も活性化してきた。
- 合併により旧町の観光地と連携できるようになり、距離感がなくなった。
- 合併で、旧市の人が親近感を持ってくれるようになり、旧町有林を活用した交流事業に旧市の企業が参加、支援してくれるようになった。
- 合併後は旧町のイベントへの参加者が大幅に増えた。

##### (2) サービス水準の向上

- 道路がよくなったことで特に若い人達が喜んでいる。また、バスの運行が便利になり、病院への通院が楽になったことで高齢者も喜んでいる。
- 各種講座の選択肢が増えた。体育館など公共施設の利用範囲が拡大した。人との出会

いが増え地域活動に広がりが出た。

○合併後は健康診断が無料になった。

## 2 合併のマイナスイメージと考えられるもの

### (1) 役場の手続き

○各部局が旧役場に分散し、事務手続きが不便になった。

○役場の機能が一部の機能を残して、新市に移ってしまい不便になった。

○役所の手続き、イベント、検診などが旧村から新役場に移ったため、不便になった。

○以前は旧町役場で行政手続きが全て完結していたので、不便になった。

### (2) 旧役場周辺への影響

○時代とともに生活圏も広域化しているため合併は当然と思うが、合併により庁舎が移転し、庁舎周辺の食堂等に影響はある。

○合併前に100人余りいた役場職員が、合併後は20人程度になった。合併前の旧役場は大企業であり、買い物や飲食等の波及効果が懸念される。

○旧役場が支所となってしまう、活気が低下している気がする。

### (3) 住民の声の反映

○合併前は役場に知り合いが多く気軽に相談できたが、合併後、市役所にはあまり行かなくなった。

○観光協会や商工会も行政と同時期に合併したが、旧団体の声を集約し、市長に伝える仕組みができていない。

### (4) 各地域の伝統

○商工会の合併や観光協会の合併で、旧村の団体が解体され、地区が衰退してしまうのではないかと危惧している。

○市民にも市政情報は伝わってきているが、お互い長い歴史があるので、両町の融合はなかなか進展していない。

### (5) サービス水準の低下

○合併後は、公共施設の利用料が値上げされた。

○旧村では80歳以上の長寿者に祝品が渡されていたが、合併後はなくなった。

○合併後、行政が役所主導型から住民主導型に転換し、住民に戸惑いがみられる。

○旧村では自分たちの会の行う事業は全額役場で経費を負担してくれていたのに、合併後は半額になった。

○合併前はグラウンドゴルフ大会など地域活動の事務局を旧役場が主体でやってくれていたが、合併後は事務局を農協等に依頼することが多くなった。

○合併で困っているのは、何でも気軽に役場に相談してきた高齢者達である。合併後は、

地域活動への支援も従来のような手厚さがみられなくなった。

### ◎合併のマイナスイメージと考えられる懸念に対する対処事例

住民から寄せられた合併のマイナスイメージと考えられる懸念について、一般的には次のような対策が考えられる。

#### 1 役場が遠くなって不便になるのではないか

- ① 合併後も、それまでの市役所や町役場を、新市町の支所や出張所として活用すれば、住民票の写しや印鑑証明の交付といった窓口サービスは今までと変わりなく受けられる。
- ② 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」を活用し、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本、納税証明書等の交付等の窓口サービスを郵便局でも受けられるようにすることは可能。
- ③ 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（市場化テスト法）に基づく官民競争入札等を実施し、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本、納税証明書等の交付等の窓口サービスをコンビニエンスストア等の民間機関でも受けられるようにすることは可能。
- ④ 情報通信技術の積極的な活用により、山間地等地理的に不利な条件は緩和することが可能。
- ⑤ 合併市町村基本計画においては、地域の一体性の向上に係る施策等が位置づけられることとなっており、当該計画で地域特性に応じた対応策を提示する。

#### 2 中心部だけよくなって周辺部はさびれないか

- ① 合併前に、様々な地域の住民の意見を反映させながら、合併後のまちづくりをどのように進めていくかを話し合い、周辺部にも配慮したまちづくりの計画（合併市町村基本計画）を作成する。
- ② 合併後は、旧市町村の区域ごとに作ることができる地域審議会や地域自治区、合併特例区で、地域のまちづくりに関するチェックや方向性の検討などを実施する。
- ③ 合併を契機とした住民参加のまちづくりの仕組みの構築により、住民の主体的な取組を推進する。

#### 3 住民の声が届きにくくならないか

- ① 議員1人当たりの住民の数は増えるので、議会を通じた間接民主制を補完していく仕組みは合併前以上に必要となる。

このため、地域ごとの公聴会、行政モニター、アンケートといった従来からある手法だけでなく、インターネットを活用した意見募集等も活用する。また、合併協議を通じて生まれた住民参加の動きが、合併後も定着、発展することが期待される。

- ② 住民と直接触れ合う機会が多い分野の職員については、住民とのふれあいを大切にするため、配置転換等において配慮する。
- ③ 合併後の旧市町村単位の地域の運営に関し意見具申を行うなどにより、地域住民の声を新市町の運営に反映するための制度として、地域審議会や地域自治区、合併特例区の制度があり、これらの制度を積極的に活用する。

#### 4 各地域の歴史、文化、伝統等が失われないか

- ① 合併前の地域においてそれぞれ育まれてきた歴史、文化、伝統等については、旧市町村の名称を市町内の町・字名や学校等の公共施設の名称等として残したり、合併を機に地域の史料館等を整備するなど、新市町の貴重な財産として守っていくこととする。
- ② 地域文化や伝統の継承・発展について、住民やNPOなどの民間団体が中心となって取り組み、市町はそれをサポートしていく仕組みを強化していくことが考えられる。
- ③ 旧庁舎のスペースを有効活用し、文化活動の発表の場や、住民同士の交流の場、また図書館機能等を整備することも可能となる。
- ④ 合併後の地名（町丁目、大字等）については、旧市町村名の扱い等も視野に入れ、合併協議において住民意見を踏まえながら検討する。
- ⑤ 合併新法に基づく地域自治区及び合併特例区を設置する場合は、旧市町村名を住居表示に冠することが可能。

#### 5 財政状況の良い市町に不利にならないか

- ① 合併は、市町の財政状況に関わらず、住民にとっても通勤地・通学地等を含めた生活圏の一体的整備を推進していく上での有力な方策である。
- ② 現在の財政状況が比較的良い市町においても、今後、厳しい状況となることも考えられ、あらためて地域の持続可能性についての議論を行うことは重要。また今後、行財政改革を推進していく上でも、市町村合併は有力な方策である。
- ③ 国の財政支援措置として合併市町村における旧市町村間の公債費負担の格差是正措置が講じられている。

#### 6 サービス水準が低下し負担が重くなることはないか

- ① 合併前の市町村間で住民サービスの水準が異なったり、使用料や手数料が異なることは多い。合併に際してのサービスの平準化は、合併前の市町村間で話し合って決められる。例えば、合併により事務処理の方法を合理化することによって、同じレベルのサービスをより少ない費用で行えるようにすることなども考えられる。いずれにせよ合併を契機として地域の受益と負担の在り方についての真摯な議論がなされ、サービスと負担の水準の適正化が図られることが重要。

② また、急激な変化を避け、合併後しばらくの期間は旧市町村のサービス、負担を維持することとし、その後、必要に応じ見直しを行うことも考えられる。

③ その際、行財政改革の観点や、市町が果たすべき役割の見直し、またサービスと負担の適正化等の観点から、住民に見直しの必要性を説明し、理解を得ていくことが必要。

特に、旧市町村における受益と負担の関係は適正であったのか、持続可能とはいえないのに漠然と料金の見直しをしなかっただけではないかといった議論が必要。

(図表〔略〕)

## II 合併後の課題

### ◎合併後の市町の課題

合併した市町では、大なり小なり何らかの課題を抱えているところが多い。これらの課題を現時点で整理すると、以下のようなものがある。次年度以降、その解決策について、県内他市町や全国の市町村の事例を参考に検討していくこととする。

#### 1 住民サービスの見直し

合併時のサービスと負担について、適正な水準の検証が間に合わず、合併関係市町村の中でサービス水準の高い地域や最も負担の低い地域に合わせる方法で決めた市町では、合併後の行財政改革の流れの中で、適正なサービスと負担について見直しの必要性に迫られている。

また、合併時に旧市町のサービスと負担を当面継続した市町もあったが、合併後に、新市の一体性の実現の障害となっている面もあり、早急な統一が必要となっている。

#### 2 市町の業務拡大による専門性を有する人材の確保

合併により業務が拡大し、専門的知識や技術が必要となっても、厳しい定員管理計画のなかで、多くの市町が既存の人材の活用・育成で対応しており、専門性を有する人材が不足している市町もある。

#### 3 旧役場庁舎の活用

旧役場庁舎については、支所、会議室等として活用しているところがほとんどであるが、議場に関しては、その構造上有効な活用方策が見出せておらず、地域住民の意見も取り入れながら、今後の活用方策を検討しているところが多い。

また、耐震上問題のある庁舎については、解体するか耐震補強するかの検討を要するため、活用の障害となっている。

#### 4 一部事務組合の整理統合

合併により一部事務組合が整理された事例は多数あるが（P.11～12 参照〔略〕）、依然として一部事務組合の構成員として属している合併市町も多い。

中には、合併の枠組みと一部事務組合の構成員に不整合が生じ、1市が同じ業務で複数



の一部事務組合に属している場合等、新市の一体性を確保するうえでの不都合が生じている事例もある。〔後略〕

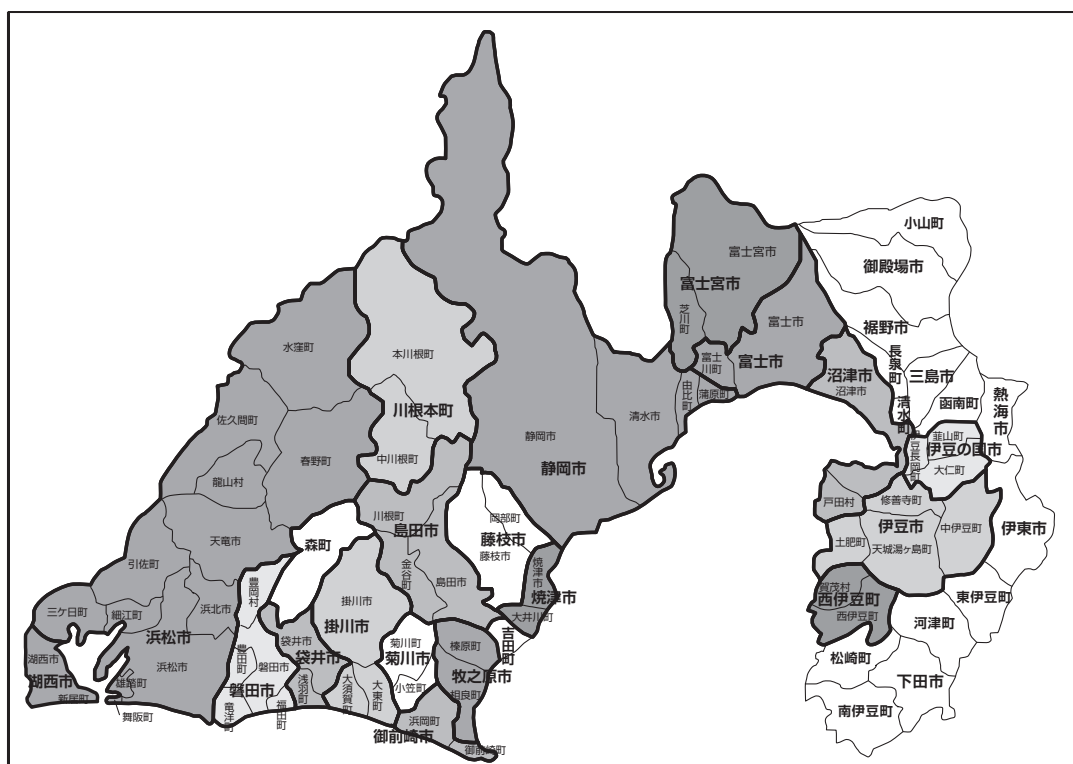
## 428 「静岡県の平成の大合併（平成 22 年 3 月 31 日）」

県経営管理部地域振興課「静岡県の平成の大合併（平成 22 年 3 月 31 日）」

(<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/chiikishinko/gappei/index.html>)

|     | [H15.3.31] | [H18.3.31] | [H22.3.31] |
|-----|------------|------------|------------|
| 政令市 | 0          | 1          | 2          |
| 中核市 | 2          | 1          | 0          |
| 特例市 | 3          | 2          | 2          |
| 一般市 | 16         | 19         | 19         |
| 町   | 49         | 19         | 12         |
| 村   | 4          | 0          | 0          |
| 合計  | 74         | 42         | 35         |

| 県内市町村数                                     |
|--------------------------------------------|
| 平成 15 年 3 月 31 日<br>74 市町村 (21 市 49 町 4 村) |
| ↓                                          |
| 平成 22 年 3 月 31 日<br>35 市町 (23 市 12 町)      |



## ■合併した地域

| 合併年月日             | 新市町名  | 関係市町村                                             | 合併形態 |
|-------------------|-------|---------------------------------------------------|------|
| 平成 15 年 4 月 1 日   | 静岡市   | 静岡市、清水市                                           | 新設   |
| 平成 16 年 4 月 1 日   | 伊豆市   | 修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町                              | 新設   |
|                   | 御前崎市  | 御前崎町、浜岡町                                          | 新設   |
| 平成 17 年 1 月 17 日  | 菊川市   | 小笠町、菊川町                                           | 新設   |
| 平成 17 年 4 月 1 日   | 沼津市   | 沼津市、戸田村                                           | 編入   |
|                   | 磐田市   | 磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村                               | 新設   |
|                   | 掛川市   | 掛川市、大須賀町、大東町                                      | 新設   |
|                   | 袋井市   | 袋井市、浅羽町                                           | 新設   |
|                   | 伊豆の国市 | 伊豆長岡町、韭山町、大仁町                                     | 新設   |
|                   | 西伊豆町  | 西伊豆町、賀茂村                                          | 新設   |
| 平成 17 年 5 月 5 日   | 島田市   | 島田市、金谷町                                           | 新設   |
| 平成 17 年 7 月 1 日   | 浜松市   | 浜松市、天竜市、浜北市、春野町、龍山村、佐久間町、水窪町、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町 | 編入   |
| 平成 17 年 9 月 20 日  | 川根本町  | 中川根町、本川根町                                         | 新設   |
| 平成 17 年 10 月 11 日 | 牧之原市  | 相良町、榛原町                                           | 新設   |
| 平成 18 年 3 月 31 日  | 静岡市   | 静岡市、蒲原町                                           | 編入   |
| 平成 20 年 4 月 1 日   | 島田市   | 島田市、川根町                                           | 編入   |
| 平成 20 年 11 月 1 日  | 静岡市   | 静岡市、由比町                                           | 編入   |
|                   | 富士市   | 富士市、富士川町                                          | 編入   |
|                   | 焼津市   | 焼津市、大井川町                                          | 編入   |
| 平成 21 年 1 月 1 日   | 藤枝市   | 藤枝市、岡部町                                           | 編入   |
| 平成 22 年 3 月 23 日  | 湖西市   | 湖西市、新居町                                           | 編入   |
|                   | 富士宮市  | 富士宮市、芝川町                                          | 編入   |

〔「合併形態」欄は編集加筆〕

## 429 〔地方分権と市町村合併に関する県議会質疑〕 1997・10・1

『県議会平成9年9月定例会会議録』

○十三番（田辺信宏君）〔前略〕さて、もとより私は、権限移譲を円滑に進めていくためには、受け手の側、つまり市町村サイドの受け皿づくり、体制整備も不可欠であると考えます。事実、このような背景の中で、先ごろ県内各地において広域行政の推進策について、特に将来の市町村合併に関して、さまざまな立場から研究や議論がされていると私は理解しているところでございます。

そこで、次に、合併後の中心部と周辺部の格差への対応について伺います。

知事は、一昨日の我が会派の中澤議員の合併市町村への支援策についての代表質問に対しまして、広域行政・合併相談窓口の設置や広域行政推進アドバイザーの派遣を行うとともに、去る七月に設置した広域行政推進研究会において、合併のあり方や懸念される課題

への対応策等の調査研究を行っている」と答弁され、県として市町村の行財政能力強化につながる動きを下支えするべく、県独自の支援策を検討していく考えを示されました。

さて、知事がそこで述べられました懸念される課題の一つが、過疎化対策、すなわち合併後の中心部と周辺部の格差への対応であると伺っています。国の地方制度調査会の市町村合併論議の参考にするため、自治省が今年六月から二カ月間かけて、全国の自治体首長と議長六千五百五十八人を対象に実施したアンケート結果によりますと、「自分の市町村の合併を検討する必要がある」と回答した市町村長と議長は、全体の約三分の二に当たる六六％に上りました。合併が必要な理由として挙げられた回答のうち最も多かったのが、「地方分権に対応できる行財政基盤の充実」で七三％、次いで「厳しい財政状況の中での財政基盤の強化」で五七％、そして「長期的視点に立った行政効率の向上」の五三％でありました。この数字を見る限り、全国市町村長や議長の多くは、合併の必要性を理解していることがうかがわれます。

一方、このアンケートを人口規模別で分類しますと、興味深い傾向がわかりました。本県でも春野町や川根町、賀茂村を初め十四町村を数えますが、全国の人口一万人未満の自治体の首長と議長の四割近くが、合併の検討が必要ないと回答していて、小規模な自治体ほど合併不要論が多いのであります。そして、小さな市町村が一様に合併の最大な障害になると指摘している理由が、合併市町村内に中心部と周辺部で地域格差が生じるおそれがあることへの不安感なのであります。現状の行政の仕組みでは、高齢化率が高く財政基盤の弱い町村が単独で、補助金なしで充実した福祉対策やまちづくりを進めることは極めて困難であります。その意味では、本来、過疎地域こそ広域行政や合併が必要なのですが、「合併に伴う地域格差の拡大を防ぐ手だてを講じないと、過疎化が一層深刻化する心配がある」という声にも真摯に耳を傾けなければなりません。

私は、合併によって、地域の個性や昔から受け継いできましたコミュニティーを壊してしまっては地方分権は台なしだと考えます。国や県から地方自治体に大きな権限と予算を移して広域の受け皿をつくる一方、地域地域のまちづくり、例えば支所などの機関を充実させることによって、むしろ地域地域のまちづくりは、狭い範囲で丁寧に住民の声を生かす行政の仕組みづくりが必要だと提案します。それはつまり、いわば行政の広域化と狭域化を並行して進めていくという手法であります。その仕組みが機能して初めて地方分権の理念と広域行政の実際のバランスが保たれ、さきのアンケートで、小規模自治体が懸念するような事態を回避する道筋が見出すことができると思うのですが、いかがでしょうか。

そこで、質問の二つ目ではありますが、知事は、現在進めている広域行政推進研究会での議論も踏まえて、将来予測され得る県内の合併市町村内の中心部と周辺部の格差への対応について、どのような考えをお持ちでしょうか、御所見をお伺いいたします。〔以下略〕

○知事（石川嘉延君） 田辺議員にお答えをいたします。〔中略〕

次に、合併後の中心部と周辺部の格差への対応についてであります。

合併は、本来、それぞれに個性を有する地域同士が相互に連携を強化し、補完機能を果たしながら発展することを目的とするものであります。このため、市町村を初め住民の皆さんが、このような基本的な考えに立って、中心部と周辺部の均衡ある発展を目指す方向で、合併についての議論が進められることを期待をしているわけでございます。そのためには、地域住民と行政との意見交換を密接にすることによって、住民のさまざまな意見を集約し、福祉の向上を図ることや、交流と連携を軸として、中心部と周辺部の個性を互いに生かし合うような地域振興策を展開することなど、合併市町村における行政運営のあり方についても、さまざまな工夫が必要となってまいるものと考えております。

しかし、このようなことは、往々にして、建前として理解はされても、実態は必ずしもそうっていないではないかと、あるいは、合併をしたところと、合併をいろんな理由からしないで、ずっと単独の自治体として存続をしてきた中山間地が、相互に合併前後のあり方をいろいろ見比べて、さらに、御指摘のような中心部と周辺部のいろいろな問題が現実にはありはしないかということで、非常に合併に当たって懸念する声が強いということも現実問題としてあることも、おっしゃるとおりだと思います。さればこそ、合併相談窓口も開設をし、いろいろ御相談にも応じたいと思っておりますし、アドバイザーの派遣もするということがございますが、なかなかこれは、懸念を抱いている方々が、本当にその話を聞いて安心したということにいかないのが現実ではないかと思えます。したがって、行政の広域化を推進すると同時に、狭域化という表現で御示唆がありましたけれども、確かにそちらの方の、よりミクロな面も見えていくということも非常に大事な御指摘だと思います。

七月にスタートいたしました広域行政推進研究会におきましても、そのような視点からいろいろ研究を進めるように、また御示唆を活用いたしたいと思えます。周辺地域の活性化策でありますとか、コミュニティーの活性化策などもテーマとして研究するという予定になっておりますので、その中で十分取り上げてまいりたいと思えますし、田辺議員はかねてからこの行政の広域化とか行政の推進について大変研究も重ねておられ、たしか共著も出されていると思いますが、今後とも、いろいろ御指導のほどお願いしたいと思います。

〔後略〕

430 〔中山間地域での市町村合併に関する県議会質疑〕 2002・10・2

『県議会平成14年9月定例会会議録』

○三十八番（岩瀬 護君）〔前略〕次に、中山間地域の市町村合併について伺います。

そもそも近代における世界覇権主義への対抗、また第二次世界大戦の戦後復興への取り組み等々、歴史的に見れば我が国における中央集権的国家運営は機能してきたと言えるかもしれません。しかし今や我が国は経済大国に成長し、国民の行政需要も多様化の一途をたどっております。ましてや、それぞれの地域の個性や特性が一層浮き彫りになってきた現在、行政構造として分権国家へ移行していくことは極めて重要であり、これからの地方自立のための市町村合併はまさに時代の要請と理解しております。

ところが、現在国が全国的に進めている市町村合併の制度的特徴は、大規模な合併ほどメリットが与えられ実績が上がらなければ憂き目に遭う。端的に言えばそんな仕組みであります。国家財政の改善だけにねらいを集約するのであればそれもわかりますが、分権によって地域独自の発展を目指そうという大義からすると、まことにちぐはぐ。私の目には次代の分権国家づくりを旧来の中央集権的思考で進めるようなものと映るのであります。

徐々に熱も上がってまいりました。本論に入りましょう。

果たして、画一性、規模主義、人口主義が色濃く一国一制度のようなシステムをもって、個性ある分権社会をつくろうとしているところに本当に問題はないのか。市町村合併を進める上で最も大切なことは、合併当事者に対して柔軟な制度、仕組みを用意することによって、どれだけ合併への自然な誘導を確保できるかということではないでしょうか。私は今、全国の実に五五％、千七百五十七自治体が存在する中山間地域における制度的理解と反応が大変気になっているのであります。

昨年のもまだ比較的早い時期のある新聞記事に目がとまりました。テーマは「夢与える市町村合併」でした。結論から申し上げて、その論調はすべて下流域の産業地域における都市合併で構成されていたのであります。山間地に当てはまらない論拠、公平を欠く偏重した論理で合併全体を夢物語のように語られることには心ないものを感じましたし、また執筆者が著名な経済評論家であったことが余計に残念でありました。未来を創造するとも言える重要な市町村合併だけに、ここで現状認識を深める意味を含め二点伺います。

まず一点目。合併特例法の期限が切迫し合併論議が急速に高まってまいりました。市町村合併に対する全国的な進捗と本県の状況はいかがか。また、特例法の期限に向け見通しは、さらに、全国で参考にすべき取り組み事例や本県における今後の進捗のポイントはいかがですか。

もう一点、私は基本的には合併推進論に立ちますが、殊中山間地域の今の合併のあり方については正直疑問を抱いております。地図の上では隣町だが物理的に交流を育てることができず、現在の自治体構成で広大な地域が守られてきた中山間地域。国や県がよく言われるように当該地域の公益機能を尊重されるのなら、人口主義に組み入れなくともそうし



た地域特性でまとまる合併があってもよいと思うし、地域の隔離性から現状のままの広域連合制をもっと機能させてもよいのではないのでしょうか。

私が疑問に思いますのは、合併制度の中になぜこうした税は生まないが公益性を重視するという支援策、育成策が見えないのかという点と、地形など物理的の一体性が育ちにくい地域の合併の必然性は何なのかということです。隣の町となぜ合併するのか住民に説明できないという中山間地域の役場職員の声もあり、ぜひわかりやすく御説明いただきたい。

また、地方制度調査会でも、中山間地域に比重を占める小規模自治体の合併について、さらなる検討がなされるとも仄聞しております。所見を伺う次第であります。

〔中略〕

○総務部長（望月圭二君） 中山間地域の市町村合併についてのうち、初めに合併の進捗度と見通しについてお答えいたします。

本年七月一日時点で、全国に三千二百十八ある市町村のうち約八割となる二千四百九十五市町村において、何らかの形で市町村合併の検討が行われ、そのうち九十五地域三百八十四市町村では法定協議会が設置をされております。本県では七十四市町村のうち七十二市町村において合併検討組織が設置され、そのうち静岡市と清水市は来々年四月一日に合併することが決定し、御前崎町と浜岡町は平成十六年三月に合併を、志太二市二町は平成十七年三月の合併を目指して、それぞれ合併協議会や任意協議会を設置して合併に向けた協議を積極的に進めているところであります。

合併を進める上で最も重要な役割を果たすのは、市町村長及び議会のリーダーシップと住民の合併機運の盛り上がりであり、兵庫県篠山市の合併に当たっても関係する四町の議会のリーダーシップが合併成功のかぎとなったと伺っております。県内におきましても、今後一年程度の間に各地域の状況を踏まえて合併の枠組みが固まり、平成十七年三月を目指して検討会等から法定の合併協議会へ進んでいくものと期待をしております。

次に、地域特性主義の考え方についてであります。

合併のあり方は合併を検討するそれぞれの地域が自主的、主体的に考えるべきであり、合併によって目指す地域の将来像や人口規模も、それぞれの地域の特性を生かした多様なものがあると考えております。また、平成十二年十一月に公表した県の合併推進要綱においても、地域的一体性を基礎とした合併パターンを提示したところであり、合併の検討に当たっては何よりも住民の生活圏などの一体性が重要であると考えております。そして、中山間地域を含め実態面で一体性が認められる地域では、合併のメリットは十分あり検討を進めていく価値があるものと考えておりますが、合併への取り組みが困難な市町村や合併後のまちづくりに不安を感じている市町村があることは理解をしております。



現在、第二十七次地方制度調査会において、合併が困難な小規模自治体のあり方や事務の補完方法等について検討しているところであり、県といたしましても、この議論を踏まえ小規模自治体への支援策を検討してまいりたいと考えております。

**431 〔合併新法下での県の合併支援に関する県議会質疑〕 2005・6・21**

『県議会平成17年6月定例会会議録』

○二十一番（豊岡武士君）〔前略〕次に、市町村合併の推進についてであります。

本県市町村では、将来の発展や安定のため、合併特例法に基づく合併に積極的に取り組んだところが多く、平成十四年に七十四あった市町村数が平成十八年三月末には四十二になります。また本年四月には静岡市が政令市になるとともに、七月一日には十二市町村が合併して新浜松市が誕生し、平成十九年四月に政令市への移行を目指しています。

しかし、このような合併に向けた動きの中で、さまざまな事情で合併協議に入らなかった地域や協議が不調に終わった地域もあることから、本県は人口七十万人を超える政令指定都市から人口六千人台の町まで、さまざまな規模の市と町が混在する状況になっております。

一方、三位一体の改革による国庫補助負担金の廃止・縮減と地方交付税の減少、また、少子・高齢化の進展による構造的な税収の減少や福祉に係る経費の増嵩など、市町村の置かれた厳しい財政状況を考えますと、自治体間の行財政能力や住民サービスとまちづくりの水準に大きな格差が生じるのではないかと懸念されるところであります。

本年四月に施行された合併新法には、市町村合併構想の策定と法定協議会に関する知事の勧告等の権限が盛り込まれ、さらに五月には、合併新法に基づく基本指針が総務大臣から示され、合併推進に関する基本的事項と合併推進構想策定の基準も示されたと聞いております。これを受け県は今後、どのように市町村合併推進構想の策定に取り組んでいくのか伺います。〔以下略〕

○知事（石川嘉延君）〔前略〕次に、市町村合併の推進についてであります。

旧合併特例法のもとで、本県は四十六市町村が十四市町に再編されまして、関係市町村における行財政基盤の一定の強化が図られることになりました。しかし、今後の地方財政の見通しや一層の少子・高齢化の進展、分権型社会への移行などを踏まえますと、なお合併を真剣に検討する必要がある地域が残っていると考えております。

県といたしましては、国から示された基本方針を踏まえて合併推進構想を策定いたしますが、構想の内容としては、県内における市町村の望ましい姿などの基本的な事項、市町村の行財政の現況と今後の見通し、構想対象市町村の組み合わせ及び合併推進のために必

要な措置を定めることとなっております。特に、構想の対象市町村としては、基本方針の中で、小規模市町村の合併は当然のことですが、それ以外に、生活圏域の一体性を踏まえた合併や政令指定都市、中核市、特例市等を目指す合併も示されております。

したがって、県におきましては人口三万人未満の未合併市町村を対象に行財政運営診断を行いますとともに、地域的一体性の観点からの組み合わせパターンの分析、関係市町村の意向調査などを実施をして、本議会に今提案しております市町村合併推進審議会において、これらの調査結果を踏まえながら検討していただいて、本年度末、来年三月末までに合併推進構想を策定し、公表したいと考えております。また、合併対象市町村が自主的に合併を推進するように、県独自の合併支援策を合併推進構想に盛り込みますとともに、必要に応じて勧告権の発動も視野に入れるなど効果的な方法によってこの構想の実現に取り組んでいく考えであります。〔後略〕

#### 432 「伊豆市」誕生から1年《上》 2005・3・29

『伊豆日日新聞』2005・3・29 日刊、1面

#### 新火葬場の計画進むが慎重な合併特例債利用

県内二番目、東部初の合併となった伊豆市が誕生して一年が経過する。伊豆の国市や西伊豆町に先駆けた伊豆市が、ここまで懸案の事業にどう取り組んできたか新たにどんな課題が生まれたか、各種団体の動きも含めて考える。

合併の「特典、の一つとされる合併特例債について市民に個別に話を聞くと、財政規模が大きくなった分これまで取り組めなかった事業を－といった意見や、少子高齢化が進む中で将来の借金が増えるため慎重に考えるべきだ－など、さまざまな考えが聞かれるが、この一年間、市民と行政がじっくりと意見を交わす場はほとんどなかった。

合併初年度、伊豆市が合併特例債を充てて行った事業は、天城北道路の設計（五千三十万円）が一件。伊豆市の合併特例債は十年間で百八十億円（事業費）の算定で、事業費の九五％が起債可能。その元利償還金の七〇％が普通交付税によって措置される。

合併特例債には合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業（地域間の連絡道路など）。〔、〕合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の総合整備事業－などの条件がある。老朽化などから新施設が望まれる火葬場、ごみ焼却場、市役所新庁舎建設に加え、修善寺駅前の周辺整備事業、土肥港の海の玄関口整備事業、天城北道路アクセス道路整備事業などが主な対象とされた。

ごみ焼却場は、建設後のメンテナンスも考えると伊豆市単独の設置は厳しい状況。伊豆の国市と二市による枠組みもあるが、伊豆の国市の市長選が近づき、話し合いは中断した。

合併特例債の事業に該当するかは事業一件ずつ国による審査がある。両市による建設となった場合に、お互いに合併特例債を持ち寄って建設できるのか、現時点では判断できない状況という。また、ごみ焼却場建設については、なるべく煙突の数を減らしたいと、県が大きな枠組みを指導してきた経緯もある。

最も条件に近く計画も進んでいるのは、基本計画がつくられた新火葬場の整備事業。日向地区で一万九千平方メートルの建設候補地が示され、ここまで地権者や日向地区、佐野地区の役員・住民を対象に説明会が聞かれた。基本計画によると、人口や年間死亡率、中豆斎場の年間火葬日数などから火葬炉の数を三基に設定した。待合室、収骨室、告別室など各室があるが、セレモニーホールは計画に含まれていない。総事業費は約十三億円で、うち約十一億円に合併特例債を充てたい考え。

合併特例債の事業について、ここまで町づくり委員会や保健福祉計画の地域懇談会で話し合われたこともあったが、専門に市民の意見を聞く場はなかった。ようやく議会と行政で審議会をつくる動きがあり、十七年度の早い時期、正式にスタートする可能性も出てきた。また合併特例債に関連して、市職員で検討を続けてきた庁舎建設検討委員会も報告書で、議会、民間の声を聞くべきだという言葉を使っている。(前田宏)

#### 433 「伊豆市」誕生から1年《中》 2005・3・30

『伊豆日日新聞』2005・3・30 日刊、1面

##### 特例債で新庁舎建設か 周辺整備で駅ビル構想も

伊豆市議会の一般質問で、新庁舎の建設はたびたび取り上げられてきた。旧修善寺役場の本庁舎が手狭なことから、伊豆市はほか三町の旧役場にも各部を分け、支所としても使う分庁、支所方式をとっている。

土木部が中伊豆支所に、上下水道部が土肥支所に置かれているが、関連する部署が離れているなどの短所と合わせて、新庁舎建設に対する考えが問われたこともあった。

大城伸彦市長は選挙時に新庁舎建設を公約に挙げた。昨年十二月定例会の一般質問では、今なら特例債を充てることが可能で、建て替えの時期を失すると大きな財政負担になる。特例債は全市民に反映されることでなければ使えず、もっと有効なものに使うとしても慎重な検討が必要―と答えた。

昨年八月、市職員による伊豆市庁舎建設検討委員会がつくられた。五回の会議を重ね、本年度末に報告書をまとめた。近い将来、三十年以上が経過した現庁舎（旧修善寺町役場）の建て替え問題が発生することから、合併特例措置を利用した建設が有利。新庁舎の建設で分庁方式と支所方式の複合型をとる現在の諸問題は多くが解決する―としながらも、直

ちにどんな庁舎を造るかという話に進まなかった。

報告書全体の四分の三で現状の課題と問題点を洗い直した。公共ネットワークによるテレビ会議、電子決済〔裁〕の活用など、分庁方式でも当面对応可能な方策も検討された。多額な資金に伴う財政的な問題や、合併前年の平成十五年に完成した中伊豆支所の有効利用などもあり、全体的に慎重なトーンとなっている。市民や有識者による検討会議設置を、今後の展開に描いている。

また本庁舎がある小立野には県東部健康福祉センター修善寺支所がある。合併直前の県議会総務委員会で、田方地区選出の小野登志子議員は、県有財産である同センターについて伊豆市による利用が可能か質問した。本庁舎に近い修善寺支所の建物、敷地を活用できるか、伊豆市の代わりに聞いたかたち。回答は、県の行政目的を妨げない範囲での活用は行政財産の使用を許可している。新市で必要があれば今後検討していきたいーという内容だった。

県有財産の利用が可能であれば、同土地へ新たな庁舎を建設して県の機関に貸し、伊豆市役所との総合庁舎という案もある。ただし、これまで県の機関が市町村の庁舎に入った例はないという。

このほか修善寺駅前の周辺整備に関連して、駅ビルを建て各商店と市役所をその中に収めてはどうかという案もあるが、規模の大きな話だけに具体化には時間がかかりそう。(前田宏)

#### 434 「伊豆市」誕生から1年《下》 2005・3・31

『伊豆日日新聞』2005・3・31 日刊、1面

##### 振興公社は22人も削減 虹の郷など厳しい経営

伊豆市内には財政面や、今後の事業方針などで悩める各種団体もある。自然公園虹の郷とだるま山キャンプ場、同山高原レストハウスを運営する伊豆市振興公社は平成十七年度、正職員を減らし六千八百万円の経費を浮かせることにした。三十一日までに二十二人が退職するが、この人数は全正職員の約四五％にあたる。

伊豆市振興公社のメイン事業となる虹の郷の入園者は、開園二年目（三年度）の九十二万人をピークに減り続け、十五年度はピーク時の約三分の一にあたる三十万人まで落ち込んだ。前の年度の実績に合わせて予算を組むが、伊豆市の一般会計から、繰り出し金（十七年度は約六千百万円）を受ける状況。固定費の削減も努力可能な範囲でほとんどやりつくし、最後は〃人、に手をつけるしかなかった。

昨年九月から希望退職者を募ったところ、正職員四十九人のうち最終的に二十代から

五十代まで二十二人が退職を決めた。残った二十七人では同園の運営が難しいため、パートによる補充やシルバー人材センターへの委託などを行う。花壇については園芸業者へ外注し対応する予定だという。

伊豆市は十八年九月から指定管理者制度の施行を目指しており、同公園も対象になる見通し。残留を決めた職員も、今後について落ち着いた環境に置かれている。

伊豆市は十年間で市の正職員を百十人削減する計画を立てた。十六年度は五百十九人から五百三人へ、十六人の減少となった。一年間の平均十一人と比べて目標を上回る人数だが、全体からすれば約三％。伊豆市振興公社とは「痛み、の大きさが異なる」という市民の声もある。

大城伸彦伊豆市長は「別の組織として伊豆市が公社に管理委託しており、市の指示ではなく公社自体が考え苦しい選択をした。辞める人も残る人も大変だが、(南伊豆町の石廊崎)ジャングルパークが閉園するなど厳しい情勢の中、今後虹の郷をどうするのか、市としても市民の納得できる方法を考えていかなければならない」と話した。

伊豆市観光協会では十七年度、伊豆市から十五、十六年度に本部へそれぞれ一千万円ずつ受けていた特別補助金がなくなった。本部への負担金を修善寺、土肥、天城、中伊豆の四支部で一千万円、プラス二百六十万円の宣伝費を用意するという。

一年目、四つの支部はこれまでの事業を継続して行っており、今後伊豆市の観光として何の事業に力を入れていくかーこれが最も大きな問題だという。温泉情緒が売りで高級旅館も目立つ修善寺、夏の家族客が多い土肥、ハイキング、文学、ウエルネスの下地がある天城、グリーン・ツーリズムに取り組んできた中伊豆など、これまで築いてきたイメージがそれぞれ異なる。また修善寺、天城など大きなブランド力を持つ温泉場もある。

大分県の湯布院、熊本県の黒川温泉など元気のある温泉場の例をみると、行政と一体となったまちづくり事業が成功しており、基本的には現在伊豆市が進めている湯治、ウエルネス事業やグリーン・ツーリズム事業を推進していきたい考え。長引く景気の低迷から、リスクをとって投資する余裕がないーという意見もあり、各温泉場のイメージに両事業をどのようにからませ、お金を生み出していくのが課題だ。(前田宏)

#### 435 伊豆市の行政組織 平成 16 年 4 月 1 日から 2004・4・1

伊豆市立天城図書館所蔵

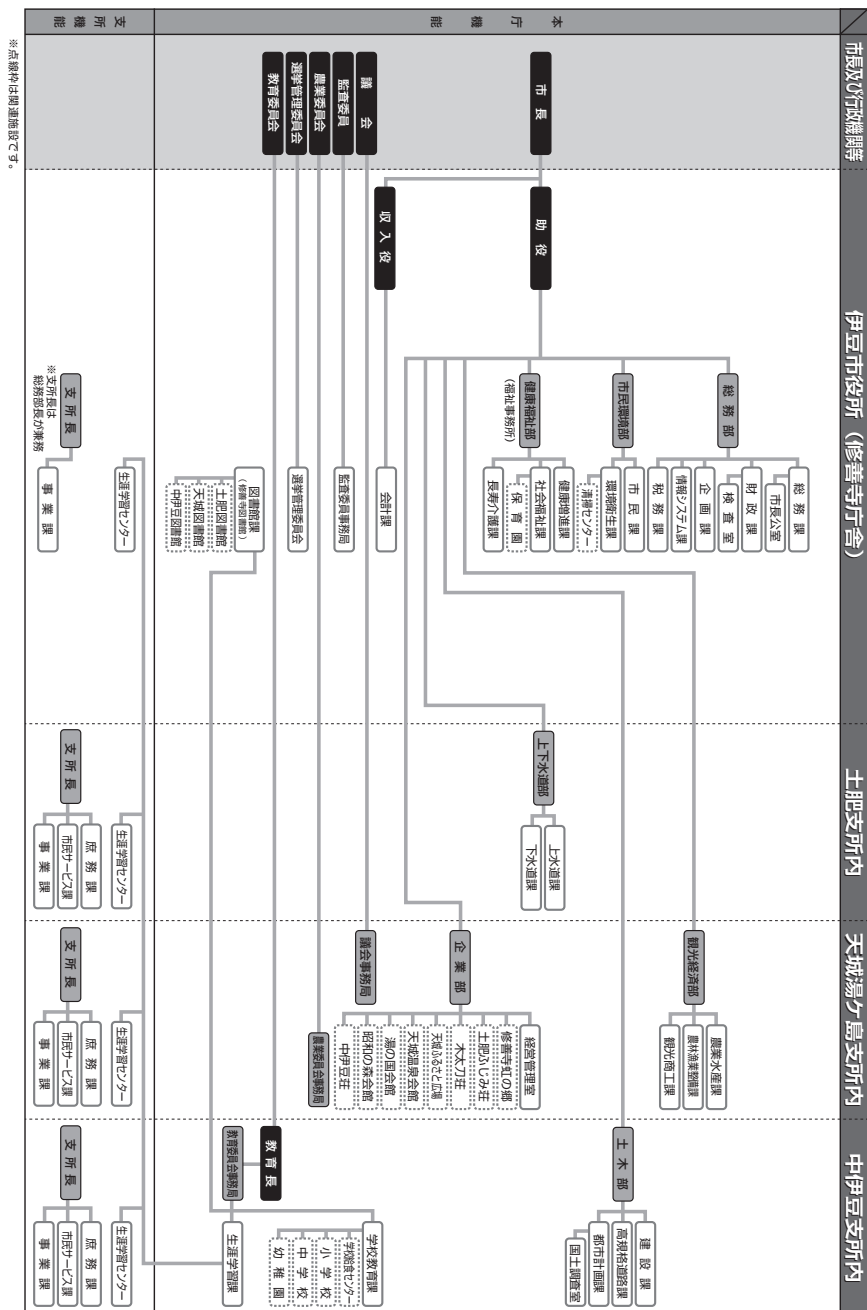
伊豆市役所『広報いず』NO.1 創刊号、4～5 頁

伊豆市誕生に伴い、4月1日から市役所は新しい組織体制となります。

新たな行政課題や様々な市民の声に即応できる施策を、総合的かつ効率的に行えるよう



な体制とするため、修善寺庁舎を伊豆市役所（本庁）とし、市民サービスをきめ細かく行うために天城湯ヶ島・中伊豆・土肥の各役場を支所として残します。支所では、窓口業務をはじめ、多くの業務を引き継いでいます。また、市役所は分庁方式をとるため、本庁業務のなかには、各支所に分散される業務もありますので、この行政機構図を参考に、市役所を訪れる際には十分にご注意下さい。





## 436 〔平成 27 年度以降の伊豆市行政組織の変化〕 2015・4

伊豆市立天城図書館所蔵

伊豆市役所総合政策部秘書室『広報いず』No.133、4～5頁

## 平成 27 年 4 月 1 日から、より効率的な行政運営を目指して市役所組織が変わります

より効率的な行政運営やスピードアップを図るため、4月1日（水）から市役所組織が変わります。ここでは、各部局の業務や電話番号などをお知らせします。

問合せ／総務課 ☎（72）1111

## ※本庁（伊豆市小立野 38-2）

| 部局名   | 課名     | 主な業務                       | 問合せ       |
|-------|--------|----------------------------|-----------|
| 総合政策部 | 総合戦略課  | 総合計画、地方創生、定住促進、男女共同参画      | ☎（72）9873 |
|       |        | 公共交通、市民協働、都市・国際交流、統計調査     | ☎（74）3066 |
|       | 秘書室    | 秘書、広報広聴、区長会                | ☎（72）1187 |
| 総務部   | 総務課    | 行政、人事、文書法規                 | ☎（72）1111 |
|       |        | 地域公共ネットワーク、地域情報化           | ☎（74）2666 |
|       | 財務課    | 財産管理、財政                    | ☎（72）1192 |
|       | 契約検査室  | 契約、検査                      | ☎（72）9866 |
|       | 防災安全室  | 防災、消防、防犯、交通安全              | ☎（72）9867 |
| 市民部   | 市民課    | 戸籍・住民記録、各種証明、パスポート         | ☎（72）9855 |
|       |        | 国民年金、市民相談、消費者保護            | ☎（72）9858 |
|       | 税務課    | 市民税・国保税・軽自動車税の賦課、税証明       | ☎（72）9854 |
|       |        | 資産税の賦課                     | ☎（72）9852 |
|       | 収納課    | 市税・後期高齢・介護保険料の収納管理・徴収・滞納対策 | ☎（72）9853 |
|       | 環境衛生課  | 一般廃棄物、環境政策                 | ☎（72）9857 |
|       | 清掃センター | 一般廃棄物の収集および処理              | ☎（72）0163 |
| 会計課   |        | 伊豆市の支払い、市税・使用料などの収納        | ☎（72）9865 |
| 議会事務局 |        | 議会、委員会                     | ☎（72）9906 |

※上記に掲載している清掃センターの所在地は、従来どおり『伊豆市柏久保 68-1』となります。

## ※生きいきプラザ（伊豆市小立野 66-1）

| 部局名   | 課名     | 主な業務                   | 問合せ       |
|-------|--------|------------------------|-----------|
| 健康福祉部 | 社会福祉課  | 高齢者・障がい者支援、地域福祉、生活保護   | ☎（72）9862 |
|       | 保険課    | 国保の資格・給付、後期高齢の資格・賦課・給付 | ☎（72）9856 |
|       |        | 介護保険の資格・賦課・給付・認定審査     | ☎（74）0150 |
|       | こども課   | 幼稚園、こども園、保育園、子育て支援     | ☎（72）9864 |
|       | 健康支援課  | 特定健診、後期高齢者検診、がん検診      | ☎（72）9861 |
|       |        | 健康づくり、医療・保健・介護などの相談    | ☎（72）9860 |
|       |        | 母子保健、歯科保健、予防接種         | ☎（72）9850 |
| 教育部   | 修善寺図書館 | 図書館事業                  | ☎（72）9868 |

## ※本庁別館（伊豆市小立野 24-1）

| 部局名   | 課名    | 主な業務                                   | 問合せ       |
|-------|-------|----------------------------------------|-----------|
| 産 業 部 | 農林水産課 | 農林水産業振興、自然保護、有害鳥獣対策、6次産業化              | ☎(72)9892 |
|       | 観 光 課 | 観光振興、観光施設管理                            | ☎(72)9911 |
|       | 産業振興課 | 商工振興、労働行政、産業力強化会議、しごとプロジェクト（創業支援、企業誘致） | ☎(72)9910 |

## ※土肥支所（伊豆市土肥 670-2）

| 部局名   | 課名      | 主な業務                | 問合せ       |
|-------|---------|---------------------|-----------|
| 総 務 部 | 土 肥 支 所 | 戸籍・住民記録、各種証明（税証明など） | ☎(98)1111 |
| 教 育 部 | 土肥図書館   | 図書館事業               | ☎(98)3109 |

## ※天城湯ヶ島支所（伊豆市市山 550）

| 部局名   | 課名      | 主な業務                | 問合せ       |
|-------|---------|---------------------|-----------|
| 総 務 部 | 天城湯ヶ島支所 | 戸籍・住民記録、各種証明（税証明など） | ☎(85)1111 |
| 教 育 部 | 天城図書館   | 図書館事業               | ☎(85)2611 |

## ※中伊豆支所（伊豆市八幡 500-1）

| 部局名   | 課名     | 主な業務                                  | 問合せ       |
|-------|--------|---------------------------------------|-----------|
| 総 務 部 | 中伊豆支所  | 戸籍・住民記録、各種証明（税証明など）                   | ☎(83)1111 |
| 建 設 部 | 用地管理課  | 市道の認定・変更、道路・河川台帳整備・占有、市営住宅、天城北道路、直轄砂防 | ☎(83)5204 |
|       |        | 国土調査                                  | ☎(83)5210 |
|       | 都市計画課  | 都市計画、都市政策、都市整備、土地利用                   | ☎(83)5206 |
|       | 建 設 課  | 一般土木、農林土木、災害復旧                        | ☎(83)5200 |
|       | 上下水道課  | 上水道事業、下水道事業、温泉事業                      | ☎(83)3901 |
|       |        | 上下水道料金お客さまセンター                        | ☎(83)3900 |
| 教 育 部 | 教育総務課  | 教育委員会運営・人事管理、学校給食<br>学校施設管理、放課後児童クラブ  | ☎(83)5470 |
|       | 学校教育課  | 学校教育、学務指導                             | ☎(83)5472 |
|       | 社会教育課  | 社会教育、生涯教育、文化振興、文化財保護、<br>スポーツ振興       | ☎(83)5476 |
|       | 中伊豆図書館 | 図書館事業                                 | ☎(83)5208 |

※中伊豆支所3階に『伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合』が開設されます。関連記事はP15〔略〕に掲載しています。

## 437 『平成16年9月森町議会臨時会会議録』（抄） 2004・9・6

森町議会事務局所蔵

森町議会『平成16年9月森町議会臨時会会議録』、1～9頁

- 1 招集日時 平成16年9月6日（月）午前9時30分  
2 招集場所 森町議会議事堂  
3 開会・開議 平成16年9月6日（月）午前9時34分

〔中略〕

10 会議に付した事件

- 陳情第1号 合併しないで森町として存続することの陳情  
陳情第2号 合併しないで森町として存続することに関する陳情  
陳情第3号 合併しないで森町として存続することに関する陳情  
陳情第4号 合併しないで森町として存続することに関する陳情  
陳情第5号 合併しないで森町として存続することに関する陳情  
陳情第6号 合併しないで森町として存続する事に関する陳情  
陳情第7号 合併しないで森町として存続することに関する陳情  
陳情第8号 合併しないで森町として存続することに関する陳情  
陳情第9号 合併しないで森町として存続することに関する陳情  
議案第33号 平成16年度森町一般会計補正予算（第3号）  
議案第34号 袋井市、周智郡森町及び磐田郡浅羽町の廃置分合について  
議案第35号 袋井市、周智郡森町及び磐田郡浅羽町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について  
議案第36号 袋井市、周智郡森町及び磐田郡浅羽町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について  
議案第37号 袋井市、周智郡森町及び磐田郡浅羽町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期等に関する協議について  
議案第38号 袋井市、周智郡森町及び磐田郡浅羽町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について  
議案第40号 袋井市・森町・浅羽町合併協議会からの脱退について

<議事の経過>

- |     |                                                                                                                                                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | （村松康彦君）出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から平成16年9月森町議会臨時会を開会します。〔中略〕<br>日程第3から日程第17までの陳情9件及び議案6件を一括審議します。<br>本件は、いずれも6月23日の6月定例会議において、合併調査研究特別委員会からの申出により、閉会中の継続審議となっております。<br>これから委員会審査の経過並びに結果について、委員長の報告を求めま |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

15 番議員

す。

特別委員長。

(鈴木泰久君) 鈴木でございます。

合併調査研究特別委員会委員長報告をいたします。

去る6月定例会において、本委員会に付託され、継続審査となっております案件について、7月30日の審査に引き続き、去る8月31日に委員会を開会し、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

当日は、委員全員出席のもと、委員会室において委員会を開会いたしました。

継続審議となっております案件は、袋井市、森町、浅羽町との1市2町の合併に関する案件であり、この合併の可否を問う住民投票の結果を踏まえての審査のため、大きな関心を持った町民をはじめ、多くの報道関係者の傍聴、取材が行われる中、進められました。

まず初めに、陳情9件を一括議題として審査に入り、委員からの意見を求めましたが、意見もなく討論に入りました。

9団体から出されている、合併しないで森町として存続するための陳情は、それぞれの団体から、いろいろな角度から持ち上がったものと思う。それぞれの立場での今後のまちづくりに対する情熱と熱意の表れであり、採択されたいという討論があり、引き続き採決に入りました。

陳情1号から陳情9号まで一括採決の結果、賛成多数により採択とすることに決しました。

次に、議案第33号「平成16年度森町一般会計補正予算（第3号）」、議案第34号「袋井市、周智郡森町及び磐田郡浅羽町の廃置分合について」、議案第35号「袋井市、周智郡森町及び磐田郡浅羽町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について」、議案第36号「袋井市、周智郡森町及び磐田郡浅羽町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について」、議案第37号「袋井市、周智郡森町及び磐田郡浅羽町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期等に関する協議について」及び議案第38号「袋井市、周智郡森町及び磐田郡浅羽町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について」、以上6件を一括議題として質疑に入りましたが、質疑もなく、同じく一括して討論・採決に入りましたが、討論もなく、採決の結果、賛成なしで議案第33号から議案第38号までの議案6件

|   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |   | については否決されました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|   |   | 以上が、去る8月31日の合併調査研究特別委員会における審査の経過と結果であります。以上で委員長報告を終わります。                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 | 長 | (村松康彦君) 以上で、合併調査研究特別委員長の報告を終わります。<br>これから討論・採決を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|   |   | 日程第3、陳情第1号から、日程第11、陳情第9号までの陳情9件の討論・採決を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|   |   | お諮りします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|   |   | この陳情9件は、討論・採決を一括して行いたいと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|   |   | ご異議ありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|   |   | (「異議なし」と言う者多数)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議 | 長 | (村松康彦君) 「異議なし」と認めます。<br>これから討論を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|   |   | 討論はありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|   |   | (発言するものなし)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議 | 長 | (村松康彦君) 「討論なし」と認めます。<br>これから、陳情第1号から陳情9号までの陳情9件を一括採決します。<br>この陳情に対する委員長の報告は採択です。                                                                                                                                                                                                                                                    |
|   |   | この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|   |   | (起立多数)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 | 長 | (村松康彦君) 起立多数。<br>したがって、陳情第1号から陳情第9号までの陳情9件は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。                                                                                                                                                                                                                                                               |
|   |   | 日程第12、議案第33号「平成16年度森町一般会計補正予算(第3号)」、<br>日程第13、議案第34号「袋井市、周智郡森町及び磐田郡浅羽町の廃置分合について」、<br>日程第14、議案第35号「袋井市、周智郡森町及び磐田郡浅羽町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について」、<br>日程第15、議案第36号「袋井市、周智郡森町及び磐田郡浅羽町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について」、<br>日程第16、議案第37号「袋井市、周智郡森町及び磐田郡浅羽町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期等に関する協議について」及び日程第17、議案第38号「袋井市、周智郡森町及び磐田郡浅羽町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する |

議 長

協議について」、以上、議案6件の討論・採決を行います。

お諮りします。

この議案6件は、討論・採決を一括して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

(村松康彦君)「異議なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番、西田彰君。

1 番議員

(西田彰君) 1 番、西田でございます。

この合併議案、住民投票という、住民自治の基本的意思が示された。これは、誠に今の政治の中で重要なことだと私は考えます。それぞれの行政が、住民にとって大きな負担とか、大きな、今後の、住民が暮らしていく上で有利になるとか、そういった全町的な問題の時に、住民一人一人の意思を問うことは重要であります。今度の住民投票は、町民の7,204人という合併反対の意思が示された。私は、条例案でも示されているように、この結果を尊重するとされている以上、議会は、これを否決すべきであります。

合併は、国の財政的窮地を、これから地方の自治体に押しつける、私はそのように思って合併に反対して参りました。一時的な特例債で地方の財政が一時的に息継ぎをさせるというようなことは、住民に負担をかけるものである。そして、一人一人が我が郷土、我が森町を、どのように今後進めていくのか、見つめていくのか、改めていくのか、守っていくのか。これは、今後のこの合併問題では、非常に一人一人が見直し、改め、そして議論の、いろいろな寄り合いの中でも議論がされていることを見聞きいたしますと、本当にこれは、私はいい選択だったと考えております。

それぞれ、賛成の方も反対の方も、それぞれの立場があるでしょう。また考え方もあるでしょう。しかし、この7,204人の意思は大変な意思表示であります。議会も行政も、そして町民一人一人が、今後の森町のために、森町の将来のために、すべての意見、すべての角度から森町をつくるために話し合っていく。ここが今度の住民投票の結果であり、そして、これからの希望にも、私は希望が見いだせると考えています。どうぞ、議員諸氏の皆さん、この合併議案に反対をしていただく、このことを申し上げまし



議 長

て、私の反対討論といたします。

(村松康彦君) 他に討論はありませんか。

8 番、山本充喜君。

8 番議員

(山本充喜君) 8 番、山本でございます。

私は、ただ今討論に付されております、議案第 33 号から第 38 号までの、この一括議題とされております合併問題、反対の立場で討論を行いたいと思います。

この合併問題につきましては、私達議員は、特別委員会の中で、その都度研究を重ね、勉強をし、そして討論を重ねて参りました。協議して参りました。そういう中で、どうも、この合併という問題については、もう合併ありきの様を呈している。確かに、議員全員で、この協議会、合併に対する協議会は立ち上げたわけでございます。今の国の情勢〔を〕考えて、どうしても避けられないんじゃないか。そういう意味で、ひとつ、大きな自治体となって、そして力強く踏み出そうという思いで取り組んだわけですが、その中身が、どうもおかしい。合併、あまりにもありきで、肝心の住民負担や、これからのいろんな細かいことを、合併してから決めるというような文言で定めてある。これでは、あまりにも住民に、町民に説明するにも説明のしようがない。やはり、こういう今日の状態を見れば将来こうなっていくんだ、いいこともあるだろうけども、こういう負担もあるんだよというようなことを、町民に知らしめる必要があるんじゃないか。こういうことで、再々申し上げたわけですが、そういうことを再協議の中になされなかった。非常に私は今もそれを残念に思っております。これからのこの森町を考えた場合に、もう少しそのへんの配慮がなされなかったのか。そんな思いであります。

そして、結果的に住民投票という道を選んだわけですが、西田議員のおっしゃるとおりに、住民の意思を尊重するということになっております。住民の意思は反対でした。反対が多数です。そういうことを考えると、確かにこれからの森町の進んでいく道は苦しくなると思う。だけど、苦しくなっても町民一人一人がこれからのまちは俺たちがつくるんだ、私たちがつくるんだという思いの中で投票されたと思います。一人一人が力を合わせて新しいまちづくり、早速始めていかななくてはならないなあと、こんなふうに全員が感じ取っているんじゃないか。中には合併賛成の方もあったでしょう。だけど、こういう結果に至っては、やはり、そのへんもよく理

|   |   |                                                                                                                                                                                                                    |
|---|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |   | 解していただきたいなあと、こんなふうを考えるわけであります。                                                                                                                                                                                     |
|   |   | 陳情に出された皆さん方の思い、貧しくとも力を合わせ、これからの森町をつくっていかうというこの思い。これらを考えたときに、私たちは、行財政改革を合併しなくても成し遂げるんだ、やるんだ、そして光り輝く町にしていくんだと、こういう思いで、今、この場で反対の討論と、訴えさせてもらっております。どうぞ、皆さん、議員の皆さん方、今度の、この件につきまして、ご賛同をお願いしたいと思います。以上で私の反対の討論とさせていただきます。 |
| 議 | 長 | (村松康彦君)他に討論はありませんか。                                                                                                                                                                                                |
|   |   | (発言する者なし)                                                                                                                                                                                                          |
| 議 | 長 | (村松康彦君)「討論なし」と認めます。                                                                                                                                                                                                |
|   |   | これから、議案第33号から議案第38号までの議案6件を一括採決します。                                                                                                                                                                                |
|   |   | 本案に対する委員長の報告は否決です。                                                                                                                                                                                                 |
|   |   | したがって、原案について採決します。                                                                                                                                                                                                 |
|   |   | 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。                                                                                                                                                                                     |
|   |   | (起立なし)                                                                                                                                                                                                             |
| 議 | 長 | (村松康彦君)「起立なし」と認めます。                                                                                                                                                                                                |
|   |   | したがって、議案第33号から議案第38号までの議案6件については、否決されました。                                                                                                                                                                          |
|   |   | しばらく休憩します。〔後略〕                                                                                                                                                                                                     |

## 第6節 人口減少・市街地縮小時代の都市計画

### 438 〔線引き都市計画の選択制の導入に関する県議会での議論①〕 2000・9・28

『県議会平成12年9月定例会会議録』

○十一番（豊岡武士君）〔前略〕次に、都市計画法の改正への対応について伺います。

地方分権が進む中、本年四月一日に改正都市計画法が施行され、都市計画決定事務が自治事務となり、また国、都道府県、市町村の役割分担が明確化され、さらに、都市計画決定に対する国または都道府県の関与が同意を要する協議に変更されました。これに引き続き本年五月、さらに都市計画法が改正され、都市計画制度全体の見直しがされましたが、

これにおいて、都市型社会に即応した新たな都市計画制度を構築するため都道府県が定める主なものとして、すべての都市計画区域において、都市計画マスタープランを策定すること及びいわゆる線引きをするか否かを判断することなど聞いているところであります。

一方、市町村の都市計画マスタープランは、既に十五市町村で策定されているとのことですが、二十一世紀の安定、成熟した都市型社会を構築するに当たり、また、快適で美しく潤いのある都市形成を図る上でも、県の都市計画マスタープランの策定は非常に重要と考えます。ついては、県のこのマスタープランの策定に当たり、線引きするか否かの判断に関する取り組み姿勢と策定スケジュール及び市町村マスタープランとの整合性に関する考え方についてお伺いいたします。

〔中略〕

○都市住宅部長（片山淳三君） 社会資本の整備推進についてのうち、都市計画法の改正への対応についてお答えいたします。

まず、線引きに係る取り組み姿勢と策定スケジュールについてであります。改正された都市計画法のもとでは、県が線引きするか否かを判断し、線引きの有無を県の都市計画マスタープランに位置づけることとされております。いわゆる線引き制度は、都市計画行政の最も基本となるもので、その有無によっては開発動向や地価の変動など社会経済に及ぼす影響は大きく、重要なものであると考えております。このことから、今後、建設省から示される政省令や線引きの有無を決める際のガイドラインを参考にするとともに、学識経験者や県、市町村などで組織する検討委員会を年内に設置し、幅広く御意見を伺い、県としての都市計画マスタープラン策定指針を定め、その中で線引きの有無についての考え方も示してまいりたいと考えております。この策定指針をもとに、農林漁業との調和を図りつつ、県民や市町村の意見を聞くなどして、平成十五年度末を目途に、各都市計画区域ごとの県の都市計画マスタープランを策定することとしております。

次に、市町村マスタープランとの整合性についてであります。市町村マスタープランは、市町村がその行政区域の中でみずからが決定する都市計画の基本方針を定めるものであり、それぞれの地域特性や自主性を尊重する必要があると考えております。このため、既に市町村マスタープランが定められている場合はその内容ができるだけ反映されるように、また、いまだ策定されていない市町村につきましても十分意見を伺うなどして、県の都市計画マスタープランを策定してまいりたいと考えております。〔後略〕

#### 439 〔線引き都市計画の選択制の導入に関する県議会での議論②〕 2001・7・2

『県議会平成13年6月定例会会議録』

○八十番（松永広次）〔前略〕最後に、都市計画法行政の点検について質問をいたします。

現都市計画法の建築制限が不適切に峻厳で家屋造作の際苦しむ県民が多く、最近の市街化調整区域の既存宅地確認の特例の廃止も理解に苦しむところであります。直ちに建築できなくても、確認だけは取っておかなければと関係者にパニックを起こさせ、申請に多額の出費を強いております。幸い、地方分権の推進で都市づくりのイニシアチブが地方に移譲されたこの際、各地方の実情に合わせて、いたずらに市民を苦しめることなく町に活気を取り戻す工夫はないものか、所信を申し上げて当局の見解を伺います。

この法律は、線引きと称する囲い込み手法をとり、既存都市中心部を市街化区域とし、きちんと街区を整備して、次に周辺の建築凍結の調整区域を順次市街化区域に編入するものとなりましたが、今日、三十年経ましても、市街化区域の十分な整備はできず、むしろ調整区域に家建ち並ぶ大変なスプロール現象を呈し、現実合わない法律が庶民から土地入手の機会を奪い地価を上げ、地方の発展を抑制しております。

本県は、総じて南進河川のつくりなすあまたの扇状地がはぐくんだ都市群から成り、かかる地形に西欧の都市づくりの持ち込みはどだい不似合いで、各河川の沿岸部は集落の発生を促し、かかる地域を中心部から離れているがゆえに調整区域とするのは、静岡県型住民の生活様式からの乖離であります。我が県のごとき地形においては、都市計画区域は各流域ごとのデルタ型でなければならず、上流部は市民の水源地、また市民リフレッシュの場であり、一たん荒れようものなら下流街区は廃墟と化す相関関係にありまして、同じ都市経営者の管理下に置くべきものであり、緑地と宅地分との混在共生を静岡県都市像とすべきであります。

〔中略〕

○都市住宅部長（佐藤侃二君）〔前略〕次に、都市計画法行政の改革についてのうち、まず市街化調整区域の見直しについてであります。

市街化区域と市街化調整区域を区分する線引き制度は、高度成長期の都市の過密化、都市の郊外への無秩序な拡散、公共施設に対する非効率な投資などの弊害を除くため、昭和四十三年、新都市計画法により導入された制度であります。その後、社会経済情勢の変化に対応するため、昨年五月に都市計画法が改正され、線引きするか否かを都道府県が選択できるようになりました。その趣旨は、地域の実情に応じて適正かつ合理的な土地利用を実現するためのものであり、無秩序な開発などの弊害を防止するためには、線引き制度自体は依然として必要なものであると考えております。

次に、静岡県都市行政についてであります。

都市計画区域は、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法の規制を及ぼす区域であります。その中で、市街化区域は既に市街地を形成している

既成市街地と、おおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として位置づけられています。市街化区域とするかどうかの判断に当たっては、議員御指摘の地形、地勢だけではなく、人口密度や開発動向等を主な基準としております。〔後略〕

#### 440 〔線引き都市計画の選択制の導入に関する県議会での議論③〕 2007・6・22

『県議会平成19年6月定例会会議録』

○六十四番（奥之山 隆君）〔前略〕また、人口減少局面に入ったのを受け、国土交通省が人口増を前提に、また市街地拡大を前提としてまいりました都市計画制度の抜本的改正を検討との報道を〔2007年〕六月四日の静岡新聞で読みました。さきのまちづくり三法との関係については触れてはおりませんが、都市機能を中心市街地に集める集約型のまちづくりと言ってますからよく言われるコンパクトシティということの制度に合わせるのが目的で、都市計画法の根幹である市街化区域の区分見直しも視野に入れております。ことしから二〇〇八年度にかけて数十市町村のまちづくりの実態調査を行い、新しい都市像を探る調査結果を踏まえ、早ければ〇九年度の改正を目指すとしております。

また、都市計画区域は全国に千二百七十一あります。本県はたしか二十四と思いましたが、市町村合併により複数のマスタープランを持つ自治体も出てきておりより広域を考慮した区域策定の方法を検討するとしております。失礼とは思いつつ、この国の土地利用は無策と申し上げました。そこで全国画一の無策に当たらぬよう幾つかの提案を含め質問いたします。

人口増を前提とした市街化区域は減少すべきであること、特に東京を初め全国の大都市はそうすべきであります。また逆に調整区域内あるいは線引きをしていないところもありますが、そういう小学校区——小学校・PTA、子供会、消防団、老人クラブ等の残されている地域には一定の割合で住宅建設を認め小学校の存続を可能にする田園立国の思想を全国に残すこと、また国土交通省でも調査、公表している集落状況調査対象となった六万二千二百七十一集落のうち六十五歳以上の高齢者が過半数を占める限界集落は一二・六％、約七千八百七十三集落に上るなど、集落の消滅は荒れ果てた山や川、田畑であり、祭りに象徴される伝統文化の消失であり、立ち消えた人と人の結びつきであり、もっと言えばふるさとの喪失は心の荒廃と国土の空洞化であります。近い将来やってくるであろう世界的な食糧の不足時代にまた大騒ぎするであろうことは想像にかたくないのであります。

このようなことから、今の段階から今後の人口減少を踏まえた市街化区域と市街化調整区域における地域の特性、環境に配慮した均衡ある土地利用対策が必要と思います。ついては静岡県における今後の土地利用のビジョンについて知事の所見をお尋ねします。〔以下



略]

○知事（石川嘉延君） 奥之山議員にお答えをいたします。〔中略〕

次に、人口減少に伴う土地利用の見直しについてであります。

県土の利用については、県土は国民の諸活動の基盤となる限られた資源であることを踏まえて人口減少、少子・高齢化、市町村合併の進行やライフスタイルの多様化など社会経済環境の激しい変化の中で、地域の発想を生かしながら広域的観点に立った地域の活力を高めていくということを基本に各種施策に取り組んでまいりました。具体的には、都市的地域においては土地利用の高度化や低未利用地の有効活用を図り広域的な都市基盤施設の整備やコンパクトでにぎわいのあるまちづくりを進める一方で、農山村地域においては農林漁業と調和した適切な土地利用の誘導により地域の活性化を図るなど、地域の特性に応じた特色ある土地利用を進め魅力ある地域づくりを推進することとしております。

まあ文字に書きますとこういうきれいごとになるわけではありますが、現実には例えば奥之山議員のお話にもありましたように、農村的な地域でも都市計画区域が設定され市街化区域、調整区域が設定され、どうもその区域設定どおりに地域を展開してもうまくいかないと。例えば調整区域などに小規模であっても住宅とか一定の居住地域を構成したいとか、いろいろな現実の問題が直面しております。

これらは個別案件ごとに全体との調和を見ながらいろいろ修正してきておりますが、修正を施しそれなりの対応をしてきておるわけではありますが、目下のところは企業立地をどういう地域に実現させるか、これで特に交通ネットワークの整備が進んできたこととの関連で従来農業を主としてやろうとしてきた農業振興地域などこういう地域で、実は工業的な利用あるいは都市的な利用をした方がいいじゃないかと思われるところも随分出てきておりますが、これが農振地域制度のもとでなかなか壁が厚いといいますか、ハードルが高いということから迅速な結論を出せないで苦慮してるというケースがあります。

これらもいろいろ包含して考えますと、国が進めております都市計画制度見直しの動向を注視して、機会をとらえて改めて全県的なあるべき土地利用についての県の構想をきちんとまとめた上で、国に対して意見を述べ、できるだけこちらの考え方が実現するように努力をしていきたいと考えております。〔後略〕

#### 441 浜松市市街化調整区域における開発区域等を定める条例 浜松市条例第33号

2004・3・23

浜松市立中央図書館所蔵

『浜松市例規集 平成16年』、1491～1495頁



(趣旨)

**第1条** この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第33条第4項、第34条第8号の3及び第8号の4並びに都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第36条第1項第3号ハの規定に基づき、市街化調整区域における開発行為及び建築等の許可の基準に関し必要な事項を定める。

(法第33条第4項の条例で定める建築物の敷地面積の最低限度等)

**第2条** 法第34条第8号の3の開発行為を行う場合において、法第33条第4項の開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度は、300平方メートルとする。

(法第34条第8号の3の条例で指定する土地の区域)

**第3条** 法第34条第8号の3の条例で指定する土地の区域は、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当し、浜松市住民協議による土地利用の推進及び調整に関する条例（平成16年浜松市条例第32号。以下「協議条例」という。）第26条又は第27条の規定による申出（廃止の申出を除く。）により、市長が指定する土地の区域とする。

(1) 協議条例第12条第5項の規定により開発許可区域に定められた土地の区域内であること。

(2) 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成している区域として規則で定めるものであること。

(3) 建築物が現存する建築敷地（市街化区域内に存するものを含む。）が、50メートル以内の間隔で50以上連たんしている区域であること。

(4) 幅員6メートル以上の道路を1本以上含む区域であり、かつ、当該道路が区域外の相当規模の道路と接続している区域であること。

(5) 区域の境界が、道路、河川その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより定められている区域であること。

2 前項の規定にかかわらず、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下「青地農地」という。）は、同項の区域に指定することができない。

3 市長は、第1項の申出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該申出に係る土地の区域を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、縦覧に供された土地の区域について意見を有する者は、同項の縦覧期間満了の日までに、その意見を記載した書面を市長に提出することができる。

5 市長は、第1項の規定により土地の区域を指定しようとするときは、第3項の規定に

よる縦覧の後、協議条例第33条の規定により設置された土地利用調整審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。

6 市長は、前項の規定により審査会の意見を聴くときは、第4項の規定により提出された意見の要旨を審査会に提出しなければならない。

7 市長は、第1項の規定により土地の区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該土地の区域を公衆の縦覧に供しなければならない。

8 市長は、土地の区域を指定することが適当でないと認めたときは、第1項の申出をしたものに対し、理由を付してその旨を書面により遅滞なく通知しなければならない。

9 第3項から前項までの規定は、協議条例第27条の規定による申出により市長が指定した土地の区域を廃止する場合に準用する。

（法第34条第8号の3の条例で定める予定建築物等の用途）

**第4条** 法第34条第8号の3の条例で定める開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途（以下「予定建築物等の用途」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）別表第2（ろ）項に掲げる建築物の用途以外の用途とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、協議条例第26条又は第27条の規定による申出があった場合は、予定建築物等の用途を別に指定することができる。

3 前条第3項から第9項までの規定は、第2項の規定により市長が予定建築物等の用途を別に指定する場合に準用する。この場合において、これらの規定中「第1項」とあるのは「第2項」と、「土地の区域」とあるのは「予定建築物等の用途」と読み替えるものとする。

（法第34条第8号の4の条例で定める開発行為）

**第5条** 法第34条第8号の4の条例で定める開発行為は、次の表の左欄に掲げる土地の区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる目的又は予定建築物等の用途に該当するものとする。

| 土地の区域                                                                                                             | 目的又は予定建築物等の用途        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 第3条第1項の規定により指定された土地の区域（当該区域内に位置する青地農地を含む。）、協議条例第30条第1項の規定により指定された第1種保全区域、第2種保全区域若しくは第3種保全区域又は法第4条第9項に規定する地区計画等の区域 | 別表第1第1号から第5号までに掲げるもの |
| 上記の区域以外の区域                                                                                                        | 別表第1第1号から第7号までに掲げるもの |

（政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築等）

**第6条** 政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物の新築、改築又は用途の変更

は、次の表の左欄に掲げる土地の区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる目的又は用途に該当するものとする。

| 土地の区域                                                                                          | 目的又は用途                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 協議条例第30条第1項の規定により指定された第1種保全区域又は第2種保全区域                                                         | 別表第2第3号から第14号までに掲げるもの |
| 第3条第1項の規定により指定された土地の区域（当該区域内に位置する青地農地を含む。）、協議条例第30条第1項の規定により指定された第3種保全区域又は法第4条第9項に規定する地区計画等の区域 | 別表第2第1号から第14号までに掲げるもの |
| 上記の区域以外の区域                                                                                     | 別表第2第1号から第21号までに掲げるもの |

（委任）

**第7条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

### 別表第1（第5条関係）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 線引き(法第7条第1項に規定する市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画の決定又は変更により市街化調整区域として新たに区分されたことをいう。以下同じ。)の日前から宅地として利用されており、かつ、建築物が現存する土地(以下「線引き前宅地」という。)において、倒産、廃業その他やむを得ない事情により、当該土地を戸建て専用住宅の建築を目的とした複数の敷地に分割することを目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの                                                                                                                          |
| (2) 次のいずれかに該当する建築物が現存する土地において、倒産、廃業その他やむを得ない事情により、当該土地を戸建て専用住宅の建築を目的とした複数の敷地に分割することを目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの<br>ア 法第29条第1項第2号又は第3号に規定する建築物<br>イ 政令第36条第1項第3号イに該当するもののうち、法第34条第1号から第8号までの規定により法第43条第1項の許可を受け建築された建築物<br>ウ 政令第36条第1項第3号ハからホまでの規定により法第43条第1項の許可を受け建築された建築物<br>エ 法第34条第1号から第8号まで、第8号の4、第9号又は第10号口の規定により法第29条第1項の許可を受けた土地において建築された建築物 |
| (3) 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)による改正前の法第43条第1項第6号口の規定による確認を受け、引き続き宅地である土地(以下「既存宅地の確認済地」という。)において、当該土地を戸建て専用住宅の建築を目的とした複数の敷地に分割することを目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの                                                                                                                                                                              |
| (4) 自治会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。以下同じ。)等が設置する地区公会堂、地区集会場等の建築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの                                                                                                                                                                                                                                         |
| (5) 農業協同組合、漁業協同組合等が設置する組合事務所等の建築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (6) 収用対象事業(土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条に規定する事業をいう。以下同じ。)の施行により移転し、又は除却する建築物の代替となる建築物の建築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの      |
| (7) 土地区画整理事業(昭和29年法律第119号)第109条第1項に規定する減価補償金が交付される土地区画整理事業に伴い移転し、又は除却する建築物の代替となる建築物の建築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの |

別表第2 (第6条関係)

|                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 線引きの日前から土地を所有する者(当該者から相続により線引きの日後に土地を取得したものを含む。)の子等が、当該土地において、自己の居住の用に供する戸建て専用住宅の建築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの                                                                                           |
| (2) 線引きの日前から土地を所有する者(当該者から相続により線引きの日後に土地を取得したものを含む。)が、当該土地において、自己の居住の用に供する戸建て専用住宅の建築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの                                                                                              |
| (3) 線引き前宅地において、倒産、廃業その他やむを得ない事情により、当該土地を複数の敷地に分割し、戸建て専用住宅の建築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの                                                                                                                      |
| (4) 別表第1第2号アからエまでに規定する建築物が現存する土地において、倒産、廃業その他やむを得ない事情により、当該土地を複数の敷地に分割し、戸建て専用住宅の建築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの                                                                                                |
| (5) 別表第1第2号アからウまでに規定する建築物が現存する土地において、倒産、廃業その他やむを得ない事情により、現存する建築物の用途を変更することを目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの                                                                                                        |
| (6) 線引き前宅地において、現存する建築物の延べ床面積を著しく上回り、現存する建築物の用途と同用途の建築物の建替えを目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの                                                                                                                        |
| (7) 線引き前宅地において、倒産、廃業その他やむを得ない事情により、現存する建築物の延べ床面積とおおむね同規模であり、かつ、別表第3の左欄に掲げる用途から同表の右欄に掲げる用途への建替えを目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの                                                                                    |
| (8) 線引きの日前から宅地として利用されており、かつ、共同住宅等の用途の建築物が現存する土地において、現存する建築物の延べ床面積とおおむね同規模で戸数の増加を伴い、かつ、現存する建築物の用途と同用途の建築物の建替えを目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの                                                                      |
| (9) 隣接する複数の線引き前宅地を併せて利用し、それぞれの土地において現存する建築物の延べ床面積の合計の面積とおおむね同規模であり、かつ、現存する建築物の用途と同用途の建築物の建替え又は別表第3の左欄に掲げる用途から同表の右欄に掲げる用途への建替えを目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの                                                     |
| (10) 線引き前宅地及び当該土地に隣接する既存宅地の確認済地を併せて利用し、当該線引き前宅地に現存する建築物の延べ床面積及び当該既存宅地の確認済地の敷地面積に10分の8を乗じた面積の合計とおおむね同規模の延べ床面積であり、かつ、線引き前宅地に現存する建築物の用途と同用途の建築物の建替え又は別表第3の左欄に掲げる用途から同表の右欄に掲げる用途への建替えを目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの |
| (11) 戸建て専用住宅又は併用住宅が現存する土地において、親族との同居その他やむを得ない事情により、隣接する土地を利用して敷地を拡大し、現存する建築物の延べ床面積とおおむね同規模であり、かつ、現存する建築物の用途と同用途の建替え又は増築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの                                                           |



|                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (12) 既存宅地の確認済地において、基準法別表第2(ろ)項に掲げる建築物の建築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの                                                                                                                                                       |
| (13) 旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)第4条の規定による認可を受けた住宅地造成事業に係る土地において、戸建て専用住宅以外の用途の建築物の新築、現存する建築物の用途の変更を伴う建替え又は敷地の分割統合を伴う建築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの                                                                         |
| (14) 収用対象事業の施行により収用された線引き前宅地の残地において、戸建て専用住宅の建築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの                                                                                                                                                 |
| (15) 自治会等が設置する地区公会堂、地区集会場等の建築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの                                                                                                                                                                  |
| (16) 農業協同組合、漁業協同組合等が設置する組合事務所等の建築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの                                                                                                                                                              |
| (17) 大規模な既存集落として市長が指定した集落(以下「指定集落」という。)において20年以上生活の本拠を有し、かつ、現に居住する者が、当該指定集落において自己の居住の用に供する戸建て専用住宅の建築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの                                                                                           |
| (18) 指定集落において20年以上生活の本拠を有し、かつ、現に居住する者の子が、当該指定集落において自己の居住の用に供する戸建て専用住宅の建築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの                                                                                                                       |
| (19) 収用対象事業の施行により移転し、又は除却する建築物の代替となる建築物の建築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの                                                                                                                                                     |
| (20) 土地区画整理法第109条第1項に規定する減価補償金が交付される土地区画整理事業に伴い移転し、又は除却する建築物の代替となる建築物の建築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの                                                                                                                       |
| (21) 次のいずれかに該当し、移転する建築物の代替となる建築物の建築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの<br>ア 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第24条第1項に規定する関連事業計画によるもの<br>イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第9条第3項の規定による勧告によるもの<br>ウ 基準法第10条第1項の規定による命令によるもの<br>エ その他市長が認めるもの |

別表第3 (第6条関係)

| 現存する建築物の用途                                                                                       | 変更可能な用途             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 複数棟の戸建て専用住宅                                                                                      | 現存する棟数と同戸数の長屋又は共同住宅 |
| 長屋、共同住宅、店舗併用住宅、事務所併用住宅、工場併用住宅、歓楽施設、宿泊施設、倉庫(法第29条第1項第2号の建築物に該当するものを除く。)<br>又はこれらに類するものとして市長が認めるもの | 戸建て専用住宅             |
| 店舗                                                                                               | 戸建て専用住宅             |
|                                                                                                  | 店舗併用住宅              |
| 事務所                                                                                              | 戸建て専用住宅             |
|                                                                                                  | 事務所併用住宅             |

|                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 工場                | 戸建て専用住宅                |
|                   | 工場併用住宅                 |
| 上記に掲げる建築物の用途の複合施設 | 当該複合施設を構成する用途の一部を除いた用途 |

備考

- 1 歓楽施設とは、基準法別表第2（ほ）項第2号、（へ）項第3号ならびに（ち）項第3号及び第4号に規定する建築物をいう。
- 2 宿泊施設とは、基準法別表第2（に）項第4号に規定する建築物をいう。

#### 442 『静岡県 都市計画区域マスタープラン策定指針』〔抄〕 2002・4・5

県立中央図書館所蔵

県都市計画協会『静岡県 都市計画区域マスタープラン策定指針』、7～28頁

### 第1編 静岡県都市計画区域マスタープランの基本的考え方

#### 1. マスタープランの必要性

##### （1）現在の経済社会状況

21世紀を迎え、都市をめぐる社会経済状況は大きく変化してきている。人口については、少子高齢化の急速な進行により、都市への人口集中は全国的には沈静化してきており、一般的には都市の外へ向かった開発圧力も小さくなってきている。また、産業の立地については、交通・通信網の整備とモータリゼーションの進展等に伴い、立地上の制約条件がなくなっている。さらに、質の高い住まい方、自然的環境や景観の保全・創出に対する国民的意識も高まっている。

##### （2）都市計画法改正（H12.5.19）の趣旨

従来の都市計画法は、昭和30年代後半からの高度成長の過程で、都市への急速な人口・諸機能の集中が進み、市街地の無秩序な外延化が全国共通の課題として深刻化していた社会経済状況を背景に制定されたものである。現在、上記（1）のような、いわば都市化の時代から安定・成熟した都市型社会への移行という状況に対応するために、平成12年5月に都市計画法は改正された。

##### （3）マスタープランの目的

都市計画は、その目的の実現には時間を要するものであることから、本来的に長期的な見通しをもって定められる必要がある。また、個々の都市計画の決定にあたっては、その必然性、妥当性が説明される必要があるが、これが総体としての都市計画の一部を構成するものである以上、将来目指すべき都市像との関係を踏まえ、総合性、一体性の観点から常に検証されなければならない。



このため、都市計画法第6条の2の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」）、法第18条の2の規定に基づく市町村の都市計画に関する基本方針（以下「市町村マスタープラン」）において、それぞれ住民に理解しやすい形であらかじめ長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしておくことが求められている。

マスタープラン（「都市計画区域マスタープラン」及び「市町村マスタープラン」）において、どのような都市をどのような方針の下に実現しようとするのかを住民と共に考え、都市づくりの方向性についての合意形成が促進されることを通じ、具体の都市計画が円滑に決定される効果も期待しうるものである。

都市計画区域マスタープランは、一体の都市としての整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全体を対象として、都道府県が1つの市町村を超える広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものである。

#### （4）本指針の意義・役割

平成12年5月の都市計画法の改正により、都市計画区域ごとにマスタープランを策定することとされたが、本県においては27の都市計画区域を有すること、区域区分（線引き）の有無については県で判断するとされたこと、都市計画区域外における制度が措置されたことなどにより、各区域ごとのマスタープランを策定するに先立ち、共通する基本的な理念を示すことにより、各マスタープランが相互に連携し、これらを合わせて一体の県土のマスタープランとなるように、県土全体を見渡しての、都市計画制度の適用についての考え方を本指針として示すこととした。

本書には、第1編として「都市計画区域マスタープランの基本的考え方」を、第2編では「都市計画区域マスタープランの策定方針」を、第3編では「都市計画制度の運用の方針」を取りまとめている。

〔中略〕

### 5. 本県における都市計画の基本的な考え方

静岡県における都市計画区域マスタープランの策定にあたっては、

- ① わが県が富士山等の自然環境や東海道の歴史的な都市景観などに恵まれていることから「環境と景観」に十分配慮するとともに、
- ② 東海地震の発生が切迫しているといわれている中で震災に強い都市づくりが強く求められていることから「防災」の観点を強く意識し、
- ③ 少子高齢化や男女共同参画社会の実現などユニバーサルデザインの先進県であることを踏まえて、誰もが住みやすい「コンパクトな都市づくり」を目指すと同時に、
- ④ 東海道沿いに中小都市が東西方向に広く分布するという特徴を活かし、自立した魅力

ある都市圏を形成していくために、都市機能の適切な分担等により都市機能の充実を実現する「都市の連携」を重視することにより、

“魅力ある「快適空間しずおか」”の実現をすすめていくこととする。

〔中略〕

本県の課題としては、『県土が東西に長く中小の都市が点在することによる一体性の不足や道路、公園、下水道といった都市基盤整備が立ち後れていること。』や『本県の住み易さは、自然環境によるところが大きく、求め易さや宅地規模といった住宅事情は必ずしも良好ではないこと。』などが、挙げられる。これらの特徴を伸ばし、課題を克服していく上で、静岡県の都市計画においては、①環境と景観、②防災、③コンパクトな都市づくり、④都市の連携の4点を、特に考慮すべき基本的なファクターとして位置づけることとする。

以下では、それぞれのファクターごとに、都市計画において、具体的に考慮すべき事項について詳述する。

#### ① 環境と景観

わが静岡県は、以上見てきたように、富士山などの美しい自然環境に恵まれるとともに、東海道を中心に古くから宿場町として栄えた歴史的な都市景観をも有しており、それが貴重な観光資源ともなっており、全国的にも有数の観光県となっている。従って、今後の本県の都市計画においても、「環境と景観」への配慮が極めて重要である。

具体的には、良好な自然環境を保全するため、線引きによる市街化調整区域や風致地区等の積極的活用を図る。また、わが県は温暖な天候の下、豊富な農産物にも恵まれ、農業的土地利用が県土全体で重要な役割を有していることから、都市計画区域内の農地についても、適切な線引き等による保全に留意する必要がある。さらに、都市計画区域外においても、準都市計画区域の活用などにより、環境保全が図られる必要がある。

また、地球温暖化対策として、平成8年に「静岡県地球温暖化防止対策地域推進計画（ふじのくにアジェンダ21）」を策定し、この中で、環境にやさしい運輸交通体系の実現を掲げている。従って、自動車から排出される温室効果ガスの排出量の低減を図るために、公共交通機関の活用と徒歩や自転車によるネットワーク化により過度に自動車交通に依存しない交通体系の確立に努めていく。

#### ② 防災

わが県では、東海地震の発生が切迫しているといわれており、震災に強い安心して暮らせる都市の実現が特に強く求められている。その意味で、都市計画においても「防災」への配慮が他の都道府県と比較しても特に強く求められるべきである。

震災に強い都市づくりのためには、しっかりとした都市基盤の整備が不可欠であり、避難路としての街路や避難場所としての公園などの適正な配置計画とその整備が肝要であ

る。具体的には、防災再開発の方針の策定により、防災再開発促進地区については、防災街区整備地区計画制度や防火・準防火地域制度などの土地利用による規制誘導と土地区画整理事業や市街地再開発事業による都市基盤の一体的整備、建築物の不燃化などを官民の協働により進める必要がある。

また、沿岸部については、津波対策として、単に防潮堤や水門等による線的な防災施設の整備に止まらず、建築物の耐浪化や高台などへの避難経路の確保などの面的な視点をもつとともに、堅固な防潮施設については、日常生活におけるアメニティを損うことがないような、景観へも配慮しつつ防災まちづくりを進める。

### ③ コンパクトな都市づくり

少子高齢化の進展や男女共同参画社会の実現などにより、高齢者や女性が社会進出する機会が増加することが予測されることから、老若男女を問わず、全ての人々が住みやすく活動しやすい（ユニバーサルデザイン）都市づくりが求められている。

わが県においては、施策全般においてユニバーサルデザインを推進しているところであるが、このような観点からは、土地利用面では、都心居住が可能となるような適度な用途の混在を認め、移動距離の少ないコンパクトな都市づくりを進めることが肝要である。

また、他方で、長期にわたる経済の停滞や近い将来に予測される人口減少などにもない、今後、社会資本に対する投資余力も限定的になっていくものと考えられることから、コンパクトな都市づくりにより、既存ストックの有効活用を図ると共に公共投資の対象を絞り、効率のよい社会資本整備を行っていくことが必要不可欠である。

具体的には、区域区分制度等の活用により都市の無秩序な拡散を防止したり、地区計画制度の活用により身近な居住環境の改善を図っていくことなどが挙げられる。また、特に、既存の商業業務系の集積があるものの賑わいを喪失しつつある中心市街地の活性化を図っていくことは、国家的課題となっている都市再生を実現していく上でも極めて重要である。

### ④ 都市の連携

本県においては旧東海道沿いに中小都市が連なり、また、山や川による地形的制約から一大拠点的な大都市は形成し難い。しかし、静岡県が自立した都市圏として県土の魅力を高めていくためには、各都市圏の連携を強化し、適切な機能分担を図ることにより、大都市圏に遜色のないような都市機能の充実を図っていく必要がある。

#### 1) 都市圏の規模（大・中・小）別機能分担

都市圏規模（大）の都市圏については、県の顔としての機能を集積させると共に、都市圏間において相互に機能の補完が図れるように連携を密にする。都市圏規模（大）の都市圏としては、静岡市を中心とする中部都市圏と浜松を中心とする西部都市圏がある。

都市圏規模（中）の都市圏は、都市圏規模（大）の都市圏の機能を補足するものとする。

都市圏規模（中）の都市圏としては、東部に、沼津市を中心とする東駿河湾都市圏と富士市を中心とする岳南都市圏があり、中部と西部の間に中東遠都市圏がある。なお、東駿河湾都市圏は、岳南都市圏との連携を強化して中部・西部並の東部都市圏の形成を図るとともに、伊豆都市圏の玄関口としての拠点的作用を担うものとする。

都市圏規模（小）の都市圏は、当該都市圏が持つ機能を高めることにより、近接の都市圏規模（中）の都市圏の機能を補足するものとする。

これらの連携が十分に行われるように、まず、東名高速道路、第2東名自動車道、国道1号など、特に東西交通の円滑性の強化と代替性の確保を図る必要がある。

## 2) 都市圏の位置（東・中・西）別機能分担

各都市圏におけるこれまでの蓄積を活かし、中部においては、商業業務機能、西部においては、工業生産機能、東部においては観光業務機能の充実を図る。また、特に東部においては富士山麓ファルマーバレー構想が、西部においては浜松フォトンバレー構想が計画されており、それぞれ医療技術及び光産業の集積を目指していく。〔後略〕

### 443 〔清水町地区計画の変更に関する町議会質疑〕 2006・3・15

清水町議会事務局「平成18年第1回定例会（第5日）」

(<http://www.town.shimizu.shizuoka.dbsr.jp/index.php/3165085?Template=doc-all-frame&VoiceType=all&DocumentID=226>)

○4番（木村寛夫君）〔前略〕まず最初に、サントムーンの北部地区の開発計画についてお尋ねします。

今回の地区計画の変更についてお聞きます。

町長は、施政方針で、「清水町北部地域のサントムーン柿田川周辺地域で地区計画の変更を行い、ソニー沼津跡地に大規模小売店舗の増床や複合映画館の建設及び住宅分譲の開発が計画されている」と述べております。この件では、去年の6月15日の全員協議会において、大東紡織株式会社の第2期開発にかかわる今後のスケジュール等についてとして、地区計画や建築条例、そして、着工から約1年でオープンする予定と説明がありました。

そこで、この地区計画の変更の概要と今までの経過について最初にお聞きます。

〔中略〕

○都市計画課長（杉山 滋君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

地区計画の変更の概要と今までの経過についてであります。地区計画の変更の概要は、平成7年に定めた伏見・玉川国道1号北部地区計画、面積約8.2ヘクタールをソニー沼津跡地を含む約19ヘクタールに拡大し、規制の緩和もしくは強化を行いながら、住宅地等との



調和を図りながら、健全で魅力ある中心的な商業地の形成を目指すものであります。

その主なものといたしましては、ソニー沼津跡地西側の区域につきましては、大規模商業施設の建設を推進する地区として映画館等の用途の緩和を行う一方、建築物の高さの制限を行います。また、その東側の区域につきましては、住宅の集積を図る地区として、工場や事務所等の用途の高さの制限、道路沿いの見通しの悪い塀の設置について制限を行うものであります。

今までの経過についてであります。地区計画の変更が国の規制緩和の方針による建築基準法の改正により、一定の手続の下、計画施設である複合映画館の設置が可能となったことを受け、大東紡織株式会社から、都市計画法 21 条の 2 の規定に基づき、区域内の土地所有者からの法定数の同意を得て都市計画の変更の提案がありました。

当該地域は、現在、工業地域として、都市計画法及び建築基準法により一定の規制をかけておりますが、清水町都市計画マスタープラン等による町の上位計画において、中心的な商業地の形成を図る地域として位置づけられていることから、工業系から商業系への土地利用転換を図り、より魅力的な商業拠点の形成を促す観点から、地区計画の変更を決めたものであります。

町では、提案に基づき、県や関係機関との協議を行いつつ、地区計画原案を作成し、地元関係地区である新宿区及び玉川区において住民説明会を 7 月に実施いたしました。以後、県との事前協議や計画案の公告、縦覧等の法定手続を経て、8 月に清水町都市計画審議会の承認をいただき、11 月に県知事の同意を受けたものであります。

この地区計画が規制緩和を伴うことから、関連する建築条例につきましては、建築基準法第 68 条の 2 第 5 項の規定により国土交通大臣の承認が必要となるため、10 月下旬に国に対して承認申請を行った結果、本年 3 月 6 日にその承認を受け、今議会に上程させていただいております。

以上です。

〔中略〕

○4 番（木村寛夫君） ただいまの答弁で過去の経緯はわかりまして、この地区を中心的な商業地として形成したいということですけども、そこで、今回の計画の具体的な内容と進捗状況についてお聞きします。

北部地域開発計画の具体的な内容についてですが、複合映画館を含む商業施設や増床計画や宅地分譲の開発計画など、現在どのように進捗しているか。それと、玉川の方の要望書等がここにありますが、この要望書についてもお尋ねします。

〔中略〕

○都市計画課長（杉山 滋君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

計画の具体的な内容と今後の状況についてであります。開発計画の具体的な内容につきましては、今後、諸手続の中で変更される可能性もありますが、現時点においての事業者の計画で、わかる範囲でお答えさせていただきます。

まず、商業施設についてであります。現在のサントムーン柿田川の商業施設増床と複合映画館が計画されており、増床面積は約2万7,700平方メートルとなります。複合映画館は、1階が商業店舗、2階から3階を映画館とし、スクリーン数は10面、座席数は約2,000席となります。駐車場は、開発区域と既設店舗の一部を立体駐車場へ改築することにより、新たに1,500台分を整備し、現施設との合計で約2,100台分が確保されます。

続きまして、東側の宅地分譲計画であります。基本的に建売り住宅として分譲されるもので、分譲戸数は74戸が予定されております。また、地区計画により建築物の高さが12メートルに制限されますが、基本的には2階建て住宅が中心になると聞いております。

なお、完成予定につきましては、宅地分譲にかかる造成は本年11月末、商業施設は来年3月末を予定として見込んでいるものと伺っております。

今後の状況であります。宅地分譲区域では、都市計画法に基づく開発行為の申請や地区計画区域内における行為の届け出等が必要となります。

また、商業施設にかかる区域につきましては、町の土地利用事業指導要綱に基づく申請、開発行為の申請、大規模小売店舗立地法に基づく届け出等が必要となります。

いずれにしても、両区域にかかる諸手続は、近隣住民への事業説明や調整等を踏まえながらの申請になりますので、町といたしましても、関係法令に基づく指導を行ってまいります。

また、玉川地区から要望書が出されておりますけれども、その関係につきましては、事業者等と調整をとりながら進めて、区域の方々の御意見をなるべく事業に反映させていただくように指導していきたいと考えております。

〔中略〕

○4番（木村寛夫君） たしか去年の6月では82戸という話で、今の説明だと74戸ということなんでしょう。分譲戸数が減った理由は、これ、道路が広くなるというふうに理解してよろしいですか。

〔中略〕

○都市計画課長（杉山 滋君） 分譲戸数が82戸ということで、当初、議会の方の全協では予定ということで報告させていただいておりましたが、今回、74戸というお話を聞いている内容につきましては、事業者の計画の見直しによるところのものでございますけれども、主な理由としては、歩行者専用道路の増設であるとか、開発区域内の住環境の確保に伴う道路計画の変更というようなことで、なお、近隣住民との協議が続いているというところ



ころでございます。

〔中略〕

○4番（木村寛夫君） 次に、この計画による活性化効果について聞きます。

今回の開発計画は、清水町にとっても、施政方針とも共感するものであります。魅力あるまちづくり、住んでみたくなるまちづくりに私はなると思っております。

そこで、今回の複合映画館を含む商業施設や宅地分譲が完売したとき、税収など町にとってどのようなメリットがあるか、また、交通機関や治安問題などでデメリットも心配されます。その点について答弁を求めます。

〔中略〕

○都市計画課長（杉山 滋君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

計画による活性化効果についてでございますけれども、まずメリットとして、町税につきましては、固定資産税、町民税等により年間約 6,000 万円の増収が見込まれる試算であります。さらに、宅地分譲による人口の増加、商業施設の充実による新たな雇用の創出、特に県下最大規模の複合映画館等による商業拠点としてのイメージアップ効果につながるものと期待されます。その他地域における文化芸術活動であるとか、教育の一環として映画鑑賞会等へのスクリーン提供、子育て支援施設等の設置について事業者の方に協力をお願いをしております。

また、交通問題や青少年に対する治安問題等のデメリットへの対応ですが、交通問題につきましては、施設内での簡易路を設けるなど周辺道路に車両が渋滞しないような措置を行わせ、渋滞発生抑制に努めさせます。

青少年に対する治安問題につきましては、施設出入り口付近に警備員室を設け、事業者自らその対応に当たるよう指導をしております。

以上です。

**444 サントムーン柿田川2期工事はシネコン核に商業施設—大東紡が計画** 2005・8・24  
『静岡新聞』2005・8・24朝刊、1面

清水町玉川の商業施設「サントムーン柿田川」を運営する大東紡織（東京都）が、同施設の二期工事として、隣接地にシネマコンプレックス（複合映画館）を核とした商業施設の建設を計画していることが二十三日、分かった。既存部分と合わせると、約八万七千平方メートルの県東部地区最大級のショッピングゾーンとなる見込み。

隣接地は約六万六千平方メートルで、大東紡織がソニー沼津から昨年度取得した。関係者によると、商業施設として計画しているのはこのうち約四万平方メートルで、残り部分

は住宅メーカーに譲渡し、約八十戸の戸建て分譲住宅地として開発される見通し。商業施設は来年度中のオープンを目指しているという。

予定地にシネコンを建設するためには、事業主などの提案に基づく町の地区計画の変更が必要で、現在手続きが進められている。町によると、計画変更に地元の意向を反映させるための地区説明会も既に行っている。

大東紡織では、「土地は（サントムーン柿田川の）増床を目的に取得したもので、確かにシネコンを中心とした施設を考えているが、その他の具体的な内容は、計画の変更が承認された後に詰めていく」としている。

#### 445 核のシネコン、県内最大級―清水の商業施設 2006・3・16

『静岡新聞』2006・3・16朝刊、23面

清水町は十五日、町議会で同町玉川のサントムーン柿田川の隣接地に建設が計画されている商業施設の現時点での計画の概要を説明した。木村寛夫議員の一般質問に答えた。

町によると、施設内の核となるシネマコンプレックス（複合映画館）は、スクリーン十面、座席約二千席で県内最大級。完成予定は来年三月末。商業施設に隣接して約七十四戸の分譲宅地も計画されている。商業施設、宅地分譲が完売した場合の町の税収のメリットとの質問に対し町は、「固定資産税など含め年間約六千万円の増収が見込まれる」とした。

#### 446 〔浜松市上島訴訟最高裁判決〕 2008・9・10

県立中央図書館所蔵

大久保規子「浜松・土地区画整理事業計画決定等取消請求事件」

『法学セミナー』2009・1 通巻649号、日本評論社、123頁

最新判例演習室〔行政法〕

#### 浜松・土地区画整理事業計画決定等取消請求事件

土地区画整理事業計画決定の処分性を認めた事例

大阪大学教授

大久保規子

**事件の概要**…… Y（浜松市）は、西遠広域都市計画事業上島駅周辺土地区画整理事業を計画し、2003年11月17日、静岡県知事から設計の概要について認可を受け、同月25日、同事業計画の決定および公告をした。これに対し、本件土地区画整理事業の施行地区内の土地所有者であるXらが、本件事業は土地区画整理法所定の事業目的を欠くものであるな

どと主張して、本件決定の取消し等を求めた。

第一審（静岡地判平17・4・14判例集未登載）および第二審（東京高判平17・9・28判例集未登載）がともに土地区画整理事業計画決定の処分性を否定して訴えを却下したため、Xらが上告したのが本件である。

●最大判平20・9・10裁時1467号1頁●

**争点** 土地区画整理事業計画決定の処分性。

**裁判所の判断** 破棄差戻し。施行地区内の宅地所有者等は、土地区画整理事業計画の決定がされることによって、建築行為等の制限の「規制を伴う土地区画整理事業の手続きに従って換地処分を受けるべき地位に立たされるもの」ということができ、その意味でその法的地位に直接的な影響が生ずるものというべきであり、事業計画の決定に伴う法的効果が一般的、抽象的なものにすぎないということとはできない」。換地処分等がされた段階で当該換地処分等を取り消した場合には、事業全体に著しい混乱をもたらしかねない。それゆえ、事情判決がされる可能性が相当程度あるのであり、「換地処分等がされた段階でこれを対象として取消訴訟を提起することができるとしても、宅地所有者等の被る権利侵害に対する救済が十分に果たされるとはいいい難い」。「事業計画の決定は、施行地区内の宅地所有者等の法的地位に変動をもたらすものであって、抗告訴訟の対象とするに足りる法的効果を有するもの」ということができ、実効的な権利救済を図るという観点から見ても、これを対象とした抗告訴訟の提起を認めるのが合理的である。したがって、上記事業計画の決定は、行政事件訴訟法3条2項にいう『行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為』に当たる」。

**解説** 1 従来の判例は、1966年のいわゆる青写真判決以来、①建築行為の制限等の効果は附随的な効果にすぎないこと、②後続の具体的処分の段階で争えば救済の目的を十分に達成でき、事件の成熟性を欠くことを理由に、土地区画整理事業計画決定ないし公告の処分性を否定してきた（最大判昭41・2・23民集20巻2号271頁、最判平4・10・6判時1439号116頁）。そのため、学説では、公法上の当事者訴訟で争う可能性や特別の計画訴訟を創設する必要性が議論されてきた。これに対し、本判決は、40年ぶりに判例を変更し、当該計画決定の処分性を肯定した点で重要な意義を有する。

2 処分性を認めるに当たり、本判決は、建築行為等の制限のみを論拠として処分性を認める考え方（本判決における涌井裁判官の意見参照）は採用していない。換地処分を受けるべき地位に立たされることを直接的・具体的な法的効果と捉えた点では、「収用されるべき地位」に着目した第2種市街地再開発事業計画決定判決（最判平4・11・26民集46巻8号2658頁）と類似性を有している。その際、これまで青写真にすぎないとしてきた事業計画について、事業施行地区全体での減歩率や公共施設等の位置・形状の変動が明らかとなり、所有者等への影響が一定限度で具体的に予測可能になると評価し、特段の事情のな

い限り当然に換地処分がされることを考慮している。さらに、実効的な権利救済の必要性をも論拠としていることに鑑みれば、処分性の拡大傾向に沿った判決といえる。

3 事業計画の違法性が換地処分等に承継されるかという問題や、取消判決に対世効が認められるかという問題は、なお未解決である。違法性の承継を認める学説も有力であるが、近藤裁判官の補足意見は、早期の紛争決着等を理由にこれを否定する。

4 従来の判例は、いわゆる完結型の土地利用計画（用途地域の指定等）について、法令制定と同様の一般的抽象的行為であるなどとして、処分性を否定してきた。完結型の計画は、建築行為の制限等の法的効果を伴う点では土地区画整理事業計画と同様であるが、2で述べた論理からすれば、本判決の射程外であるといえよう。

（おおくぼ・のりこ）

## 第7節 NPO政策の積極的多面的展開、地域協働とNPO政策の多義化と変化

### 447 〔ふじのくにNPO活動センターのあり方について〕 2000・6・29

『県議会平成12年6月定例会会議録』

#### ○五十七番（多家一彦君）〔前略〕

次に、ふじのくにNPO活動センターのあり方についてお尋ねをいたします。

ボランティアやNPO活動の支援、活動者相互のネットワークの拠点として、ふじのくにNPO活動センター「静岡パレット」が昨年七月に開設されてから、ちょうど一周年を迎えます。〔中略〕また、NPO推進室も併設され、NPOについてのさまざまな相談にも応じているところであります。

〔中略〕

そこで質問ですが、今後の同センターの運営についても、市民の主体性や創造性に基づくサービスの提供が期待できるNPOの力を取り入れていくことが必要ではないかと考えます。この点について御所見を伺いたいと思います。〔以下略〕

○生活・文化部長（望月圭二君） ふじのくにNPO活動センターのあり方についてお答えをいたします。

ふじのくにNPO活動センターは、オープンしてから一年が経過し、保健や医療、まちづくり、環境保全、地域防災などさまざまな分野の市民活動団体に利用されております。現在では、情報の発信や人材養成、相談業務など、NPOの活動拠点としての目的が着実に達成されつつあり、運営上のノウハウも徐々に蓄積されてきているところであります。このような中で、利用者相互の情報交換や交流も始まり、より使い勝手のよい活動づくり

への積極的な意見や提案も出されるようになってまいりました。

今後の当センターの運営につきましては、御提案のとおり、NPOの自主性や自立性を尊重した公設民営での運営が望ましいと考えているところであります。そのため、本年度は当センターの情報誌の制作や人材養成講座のNPOへの事業委託を行ったほか、来月中旬には当センター利用者の参加によるサロンミーティングも立ち上げ、NPOと行政とが協同してセンターを運営していくための具体的な手法や役割分担などについて検討してまいりたいと考えております。

#### 448 「〔ふじのくにNPO懇話会〕発足」 2000・6・6

「静岡新聞」2000・6・7朝刊、23面

#### 県内の団体代表らが初の「ふじのくにNPO懇話会」－静岡

県が静岡市に開設したふじのくにNPO（民間非営利組織）活動センターの活用法や人材育成に県民の意見を取り入れるための「ふじのくにNPO懇話会」の第一回会議が六日、静岡市追手町の県産業経済会館で開かれた。委員を務める県内NPO法人の代表者やNPO活動の研究者ら十七人が出席し、活発に意見交換した。

〔後略〕

#### 449 「〔NPO研究会の発足〕 2000・8・2

「静岡新聞」2000・8・3朝刊、17面

#### NPOへ事業委託を促進－県に研究会が発足 年末までに具体策

事業委託などを通じたNPO（民間非営利組織）と行政のパートナーシップを強めることを目的にした県主催の研究会が発足し、初会合が二日、静岡市呉服町の県NPO活動センターで開かれた。県内のNPO関係者と県、市町村の担当者らに専門家を加えた二十人がメンバーになって議論を重ね、年末までに事業委託促進に向けた具体策をまとめる。

一昨年十二月の特定非営利活動促進法（NPO法）施行以来、県内でもこれまでに六十三団体が法人認証を受けるなど、組織強化が進んでいる。しかし、行政側からの事業委託は国の緊急雇用対策に伴う事業を活用した県の三件や市町村の数件などにとどまるなど低調なのが現状。「行政はNPOを知る努力に欠け、事業遂行能力を認知していない」（県NPO推進室）のが理由という。

〔後略〕



## 450 〔NPO大学院の開設〕 2001・2

「静岡新聞」2001・2・7朝刊、27面

## 県が来年度「NPO大学院」を開設 3段階、初歩から理論まで

県は行政とのコラボレーション（協働）が期待されているNPO（民間非営利団体）にかかわる人材育成のため、来年度に理論的教育を目的とした「市民大学院講座」を開設する方向で検討を進めている。NPOの運営に携わる人を対象にしたマネジメント講座が三年目を迎え、一般県民向けの初歩的な地域講座も本年度から開講。大学院講座の開設で三段階の教育体制が整うことになり、県民の要望にきめ細かくこたえることが可能になりそうだ。

市民大学院講座はNPOの歴史から最新情報までを扱う概論、組織論や人材開発、資金管理などの組織運営論、法律論や問題提言の政策形成論といった専門性の高い内容で、専門家や実践者が講義・演習を行う。修了者には理論・実践的なリーダーとして活躍してもらうことを目的とする。六月に社会人や学生を対象に募集し、約三十人を選考した後、八月から講座をスタートする計画。夜間や土・日曜日を使い、年度内に十科目、四十講義程度を学ぶ。

県が十年度に開設したマネジメント養成塾には、これまでに約二百五十人が受講した。県内のNPO法人認証申請団体数は百十四団体。「このうちの八割はマネジメント養成塾生が占める」（県NPO推進室）など、同養成塾がNPO活動の促進に貢献していることを裏付けている。

一方、地域講座は本年度、沼津市、蒲原町、浜松市の三カ所で開催している。来年度にはこれを全市町村に一挙に拡大し、県民に広くNPOについての理解を深めてもらう。

マネジメント養成塾、地域講座とも来年度もNPOに事業委託する。大学院講座は県が事業運営するが、大学教授らによる企画委員会で講座内容を決める。

## 451 蒲原町議会がNPO促進条例を可決－県内初、来月1日施行 2001・3・9

「静岡新聞」2001・3・10朝刊、29面

庵原郡蒲原町議会は九日、地元のNPO（民間非営利団体）団体の活動を支援する「NPO活動促進条例」を全会一致で可決した。グループの自主性などを明記。町内のNPO団体は「町づくりに民意が直接反映される」と期待する。県内初で四月一日施行。

条例は、関係団体の連携をうたった基本理念、町の責務と住民、事業者、NPOの役割などを列挙。町の責務には、住民やNPOが自主性を持ち、地域づくりの政策形成プロセ



スに直接提言できるよう環境整備すること、関係者らの「NPO活動審議会」の設置を定義した積極性を促す内容となっている。

〔後略〕

#### 452 ふじのくにNPO連絡会の設立 2001・6・9

「中日新聞」2001・6・10朝刊、19面

##### NPO法人連絡会が発足 県内の57団体が結束 会則など議論

県内NPOの連絡組織「ふじのくにNPO法人連絡会」が九日、静岡市のふじのくにNPO活動センターで設立総会を開いた。

県東・中・西部から五十七団体の代表らが出席し、役員を選出。会則の骨子案が提示され、特に会の設立目的や会費について議論した。

骨子案では、NPO同士の連携や協力、県や市町村への政策提言を会の目的に掲げたが、参加団体の一部から「NPOへの一般理解を深めていくことも必要」といった意見が出たことから、会則などについては今後も検討を続けることにした。

総会後、石川嘉延知事を招いた意見交換会もあり、活動への支援を知事に依頼する参加団体も相次いだ。

#### 453 〔NPOの組織・運営の基盤強化への対応について〕 2001・12・6

『県議会平成13年12月定例会会議録』

##### ○四番（前林孝一良君）〔前略〕

次に、NPOの組織運営の基盤強化への対応について伺います。

現在、静岡県においては、百五十五のNPO法人が県からの認証を受け、さまざまな分野において、住民主体の新たな社会サービスを提供し始めています。〔中略〕

また、NPOは、非営利組織とはいえ公益的な事業を展開する中で、人を雇用し経費を負担して、そこから出た収益を社会へ還元していく使命を担っており、組織運営のためには会社経営の基礎的な知識の習得も必要とされます。しかし、NPOが活動する市町村の現場では、このようなNPOの基礎的な知識や高度で専門的なNPO情報を気軽に習得する講座や研修会などが、ほとんどないと言って過言ではありません。県は、NPOが自立し健全な活動が継続されるための支援策として、NPOの組織運営の基盤強化をどのように進めていくのか伺います。

〔後略〕

○知事（石川嘉延君）〔前略〕

次に、NPOの組織運営の基盤強化への対応についてであります。

（中略）NPOは、熱い思いを抱いて社会貢献活動を行っておりますものの、資金確保、人材、情報など継続的に安定した活動を支える組織運営の基盤面での共通の悩み、課題を抱えております。これらを克服していくためには、NPOみずからの組織強化のための自助努力が大切であります。県としても、持続可能で活発な活動を支えていくために、実際の活動者が組織、運営、会計などのノウハウを学ぶNPOマネジメント養成塾や問題解決型のより高度で専門性の高いNPO市民大学院など、それぞれの団体の発展段階や問題状況に応じた講座を開設をしております。将来これらの講座の修了生がNPOについての理論的、実践的な先導役となって、県内NPO全体のレベルアップが図られるものと期待をしております。

また、NPO活動を発展させていくためには、地域住民の幅広い理解と支援が大切です。ありますことから、NPOへの理解を深めるNPO地域講座を七十四の全市町村で実施をしているところでございます。これらを通じ、県民の理解も着実に広がっていくことを期待しているところでございます。今後とも、NPOのニーズに応じた実効ある支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

〔後略〕

454 【コミュニティーづくりについて】 2003・7・1

『県議会平成15年6月定例会会議録』

○六十七番（奥之山 隆君）〔前略〕

次に、コミュニティーづくりについてお尋ねいたします。

〔中略〕

国や市町村で行う行政施策やイベントがあすのコミュニティーづくりにつながる配慮が、私はユニバーサルだと思います。そういう考え方が必要だと思いますが知事の所見をお尋ねいたします。

〔後略〕

○知事（石川嘉延君）〔前略〕

それから市町村合併の問題であります。この合併の成立によりましてですね、コミュニティーの連帯意識が希薄になるんじゃないかと、それどころか、あるいはコミュニティーそのものが崩壊するんじゃないかとそういう御心配をされる方々もいらっしゃいます。

確かに、そのまま手放しですね、合併、合併ってことでやってくると、そういう心

配も確かにありますが、現在この合併を推進する中で言うなれば合併というのは大きな自治を目指そうということだと思んですが、その反面で、その大きくなった自治体の中で地域ごとの自治組織を認めよという、言うなれば小さな自治の充実、小さな自治の尊重、そういう考え方も出てきてるわけでありまして、そのような大きな自治と小さな自治、それをそれぞれうまくバランスをとって実現をする。そういう発想に立ってそれを実現することそのものが実は本来の自治そのものであります。そういうことに気づいていただくように、県としても市町村に対して情報提供とか、助言をしてまいりたいと思いますが、今後、それが単に気づいておるだけということではなくて、形にあらわれるように努力をしてまいりたいと思います。

〔中略〕

今後、防犯まちづくりとか、それから前々からやっております地震防災対策の関係の自主防災組織なども、連帯意識を醸成する上で、あるいはそれを確固としたものとして維持していく上で非常に大事なものだと思いますので、これもまたいろいろな方面からの取り組みを総合的に実施をしながらやってまいりたい。そういう際に地区集会所整備の助成も、まあ十分な助成金とは言えませんが皆さん方が集まる場所の確保も非常に重要であります。そういう面で、このコミュニティー施設への補助制度もかなり喜ばれているというか評価を受けておる制度でありますので、これ何とかまだ続けていきたいと考えて努力をしておる最中でございます。

〔後略〕

#### 455 〔広域関東圏コミュニティビジネス推進協議会の設立〕 2002・3・20

「広域関東圏コミュニティビジネス推進協議会のあゆみ」

<https://www.k-cb.net/kyougikai/index.html>

#### 広域関東圏コミュニティビジネス推進協議会のあゆみ（平成15年3月20日発足）

##### 平成14年度

- ・ 設立発起人を中心に3回の準備会を開催（14年11月25日、12月18日、15年1月29日）。協議会設立準備と「CB推進のための提言」を検討。
- ・ 平成15年3月20日、79名の登録会員にて発足。正会員（CB実施団体、CB支援団体）と準会員（自治体、商工会議所、金融機関等関連団体）のカテゴリー。
- ・ コミュニティビジネスに関わる団体・個人のプラットフォームとなることがコンセプト。
- ・ 幹事会（6名）が中心で、当面の間事務局としてCBNPO室がサポートするが、将

来的には事務局民営化を想定。

〔後略〕

#### 456 NPO等との協働の推進 2002・4

『静岡県総合計画 魅力ある“しずおか”2010年戦略プラン－富国・有徳、しずおかの挑戦－』、2002・4、28頁

#### 基本構想

#### 第4章 計画の推進のために

#### 5 NPO等との「協働」の推進

#### 〔目的・目標〕

- ・地域全体として生産性(効率性・効果性)の向上等を図るため、県民の力を地域づくりに生かすNPO・ボランティア等の市民活動の活発化をめざします。  
(NPO・ボランティア等の市民活動団体数4,500団体以上をめざします。)

#### 〔施策の方向〕

#### ○NPO等の組織・運営の基盤強化

- ・地域の人々が主体的に考え、行政と対話し、共に行動する住民参加・協働型の地方自治を進め、県、市町村、企業、NPO、ボランティアの協働を引き続き推進します。
- ・NPO等の組織・運営の基盤強化に必要な新たな参加者や専門的知識・技術をもつ人材の確保をめざし、NPO活動等に関する公開講座の開催、NPOと県民・企業・行政が出会う場づくり、参加希望者の相談受付、青少年等のNPO活動参加プログラムづくり、人材養成のための専門講師の紹介、研修会・セミナーの開催等の支援に努めます。
- ・NPO等の自立した経済基盤の確立をめざし、NPOサービス等についての県民への情報提供の充実、行政からNPO等に対する積極的な事業委託等に努めます。
- ・NPO等の情報収集・発信の機能の拡充と能力の向上をめざし、NPO等の組織・活動情報の収集・発信（例：情報のデータベース化と電子情報ネット上での情報提供）、NPO等相互の情報交換の促進と交流機会の提供に努めます。

#### ○NPO等の身近な活動環境の整備

- ・NPO等の活動に必要な身近な活動環境の整備をめざし、「ふじのくにNPO活動センター」、東部及び西部の地域交流プラザ（3施設の愛称「パレット」）をモデルケースにして、交流の場、情報の発信基地、広域的ネットワーク形成の場、相談窓口等の機能を有し、会議・作業スペースや機材の提供等ができる活動支援拠点の普及を促進します。
- ・公民館、図書館、学校、その他の公共施設等の利用規制の緩和を促進します。

### ○NPO活動等の拡大の促進

- ・NPO活動等の拡大をめざし、組織マネジメントアドバイザーの配置、法人格取得のためのアドバイスの提供及びセミナーの開催、エコマネー（相互扶助関係の形成等を目的に、特定の地域や集団内の取り決めによって流通する任意の通貨）の普及等に努めます。

### ○NPO活動等への理解の促進

- ・NPO活動等への幅広い理解を得られるよう、NPO活動等についての情報提供、調査研究、資料センターづくり、県・市町村の職員の研修等に努めます。

## 457 NPO法人“空白域”を解消へー県が28町村へ出前講座 2003・1・11

「静岡新聞」2003・1・11朝刊、27面

県内のNPO法人認証件数は制度開始以来伸び続け、十日現在、二百三十三団体に上っている。一方で、NPO法人が一体も存在しない“空白域”が二十八町村ある。県は「ボランティア団体の法人取得は地域活性化のカギにもなる」として、今後、これらの町村に出向き、法人取得のための出前講習会を積極的に開催するなど“空白域”解消に努める。

\* \* \*

認証制度開始は四年前で、県によると、これまでに法人取得を申請したのは二百六十九団体。本年度は既に過去最高の七十七団体が申請し、今春までにはほぼ全団体が認証される見通し。最も認証団体が多いのは静岡市で四十八団体。浜松市三十九、清水市十九と続く。その一方で、県北西部や伊豆半島の郡部などの二十八町村にはNPO法人がない。

県NPO推進室は「どの町村にもボランティア団体は二十から三十団体ある。NPO法人の認証を受けることで、組織だった活動を展開できる。ぜひ取得してほしい」と話す。これまでも県は法人取得のための出前講習会を各地で開いている。開催直後には申請する団体が増えるため、「講習会の効果は大きい」とみて、今後、認証団体がない町村で活動するボランティア団体を重点に、法人取得を呼び掛ける。

## 458 基礎自治体における住民自治充実や行政と住民との協働推進のための新しい仕組み

2003・11

総務省「地域自治区制度について」、2009・3・27、9頁

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/chihou\\_seido/singi/12813\\_1.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi/12813_1.html)

## 第27次地方制度調査会答申の概要（地域自治組織関連）



## 「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」(平成15年11月)(抄)

## 第1 基礎自治体のあり方

## 4 基礎自治体における住民自治充実や行政と住民との協働推進のための新しい仕組み

- 住民自治の強化を図るとともに、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在力を発揮する仕組みをつくっていくため、基礎自治体内の一定の区域を単位とする地域自治組織を基礎自治体の判断によって設置できることとすべき。
- 地域自治組織のタイプとしては、一般制度として行政区的なタイプ（法人格を有しない。）を導入すべきであるが、市町村合併に際し、合併前の旧市町村のまとまりにも特に配慮すべき事情がある場合には、合併後の一定期間、合併前の旧市町村単位に特別地方公共団体とするタイプ（法人格を有する。）を設置できることとすることが適当。
- 地域自治組織には、地域協議会（仮称）、地域自治組織の長及び事務所を置く。  
地域自治組織の長は、基礎自治体の長が選任。  
地域協議会の構成員は、原則として無報酬。
- 地域自治組織（一般制度）は、住民に身近なところで住民に身近な基礎自治体の事務を処理する機能、住民の意向を反映させる機能、さらに行政と住民等が協働して担う地域づくりの場としての機能を有する。  
区域をはじめ基本的な事項は、基礎自治体の条例で定める。  
基礎自治体の長が地域協議会の構成員を選任するに当たっては、地域を基盤とする多様な団体から推薦を受けた者や公募による住民の中から選ぶこととするなど、地域の意見が適切に反映される構成となるよう配慮する必要。

## 459 【NPO活動センター管理業務を協働体F J Iに委託】 2003・10・2

「静岡新聞」2003・10・2朝刊、21面

## 民営化スタートーふじのくにNPO活動センター

県が設置、運営していた市民団体の活動拠点「ふじのくにNPO活動センター」（静岡市呉服町）が一日、公設民営化され、委託された「NPO協働体F J I」（代表・日詰一幸静岡大教授）による管理、運営がスタートした。

同日、委託の式典が同センターで開かれ、大沢由紀子県生活・文化部長は「県民の立場で、より使いやすい施設にしてください」とあいさつし、鍵をかたどったプレートを日詰代表に手渡した。

〔中略〕同団体は、NPO法人の運営などについて助言、指導にあたる「しずおかエムエ



スオウ」と、介護福祉の向上などに取り組む「活き生きネットワーク」の両NPO法人で組織する連合体。

午前九時から午後十時（日曜日は午後五時）まで二人の職員がセンターに常駐して窓口対応などを行うほか、NPO法人設立や組織管理、人材育成の方法などあらゆる相談を受ける「NPOクリニック」を連日開催する。

一方、これまで同センターに十人いた県職員は六人になり、NPO法人の認証などの業務に特化していくという。

#### 460 【NPOとの協働について】 2004・3・4

『県議会平成16年2月定例会会議録』

○六十六番（曾根恵津広君）〔前略〕次に、NPOとの協働について伺います。

NPO法施行から五年が経過しました。NPOは当初から大きな期待を持たれ、いまだ時代の寵児であり続けております。しかし、内閣府によれば法人認証の取り消し処分も出始めたとのこと、五年を節目に当初の志と責任を再確認し今後の法人のあるべき姿、法人に期待するものは何か、しっかりと定義づけするべきと考えます。〔中略〕

一点目は、NPO法人に委託される事業と民間業者に対するものとのすみ分けは、どのようにつけるべきかであります。公園管理や清掃業務、人材派遣などについては民間サイドではかなり競争が激しいと聞いております。公共団体が民間に発注する場合は原則として競争入札に付されていますが、NPO法人には随意契約での委託であり、どのような違いで発注手段が違うのかははっきりとさせておくべきと考えますがいかがでしょうか。〔中略〕

第二点目は、既存のボランティア団体との関係についてであります。〔中略〕

さてそこで、既存の団体に加えNPO法人の結成を促し、その活動に自治体が協働の立場で進もうとしているのでありますが、ここの調整と整理が必要と考えます。どのようにされるのかお伺いをいたします。

また、各種のボランティア団体を束ねるボランティア協会、福祉団体の集合体とも言える静岡県社会福祉協議会、あるいは体育協会などの組織との兼ね合いはどう考えていくのか今後の展望をお聞かせ願います。官からの補助金の受け皿としての資格、委託事業の優先権の取得を目的に設立される法人では願い下げであります。〔以下略〕

○生活・文化部長（後藤和英君） NPOとの協働についてお答えいたします。

NPO法人への委託事業につきましては、NPOがみずから持つ地域に密着したさまざまなネットワークや経験、専門知識などの特性を生かしNPOならではの企画や活動を実践することによって、事業の効果的な実施とともに他地域への活動の波及やNPOの成長

など、副次的な効果も期待できますことから随意契約としているのが現状であります。しかし、今後事業の多様化やNPOの成長などに伴い民間事業者などとの競争が激しくなることも想定されますので、事業委託に当たりましては、その内容や規模により、プロポーザル方式の導入など、より競争性、透明性の高い方式の検討も必要であると考えております。

また、NPO法人の結成は権利や信用の担保となり、NPO活動の拡大と成長のための重要な手段の一つであります。その選択は団体自身のビジョンに基づき決められるもので、行政においては、法人格の有無にかかわらず公平かつ平等な対応が必要であると考えております。県では現在、既存のボランティア団体とNPO法人をともに協働の重要なパートナーとしてとらえ、その人材育成や情報提供などに努めておりますが今後ともそうした考えで対応してまいります。

#### 461 〔災害ボランティアの支援体制について〕 2004・10・1

『県議会平成16年9月定例会会議録』

##### ○二十二番（杉山盛雄君）〔前略〕

次に、災害ボランティアの支援体制について伺います。

〔中略〕被災県の社会福祉協議会を通じ全国に災害ボランティアを募集し、八月の六日現在ではありますが、新潟県、福井県を合わせて延べ十万人を超えるボランティアが救援活動に集まったと聞きました。本県からも静岡県ボランティア協会と災害ボランティアコーディネーター静岡県協議会が共同で県民に呼びかけ、新潟県、福井県それぞれに災害ボランティアを派遣し地元の復旧の大きな手助けになったと聞いています。

〔中略〕災害時に全国から集まる災害ボランティアが円滑に活動できるよう、県としてはどのような支援策を準備しているのかあわせて伺います。

○知事（石川嘉延君）〔前略〕次に、災害ボランティアの支援体制についてであります。

東海地震等大規模な災害が発生した場合に県では県社会福祉協議会やボランティア団体等と連携し、災害ボランティア本部・情報センターを県総合社会福祉会館に、そして災害ボランティア支援センターを県総合庁舎——県内、現状では九地区に設けておりますが、県の総合庁舎等に設置をするという考えのもとに体制を組んでおります。

問題は、その際活動のための資機材を提供するほか、ライフライン、公共交通機関の復旧状況、あるいは交通規制の状況など、ボランティア活動に必要な情報の提供を行うということも非常に重要になってくるわけであります。〔中略〕本県では今のようにならざるボランティアの受け入れに当たっても、県中央の本部組織体制とそれから地域のそれぞれまた支部組織ですね、そしてそれぞれが必要な地域情報をうまく各方面に提供する。それによっ

てボランティアの誘引といいますか、導入を図っていこうと、そういう考えで一応組んであるわけでございます。また市町村におきましても市町村社会福祉協議会等と連携をいたしまして、あらかじめ定められた施設に市町村災害ボランティア本部を設置をして、ボランティア団体等が主体となってボランティアの受け付けや活動場所のあっせん、配置調整等を行うという、そういう体制を組んでおります。なおボランティアの参加要請や募集活動、市町村の圏域を越えたボランティア活動の配置調整などは、県災害ボランティア本部等においてボランティア団体等が主体となるというふうにしております。

また災害時において、ボランティアの活動拠点の設置運営を担う人が必要になるわけがあります。そこがちゃんとしていませんと期待した機能が十分に発揮できないわけでありますので、その受け入れ調整を行う人材養成を県ではこれまでやってまいりました。既に八百十九名の災害ボランティアコーディネーターを養成し終わりました、この方々が平成十四年度——おとしから本部の立ち上げ訓練等を実施し実践的な活動レベルの向上も図っております。

さらに、発災直後からボランティア活動が円滑に行われるためには、いろんなさっき言った体制以外に物理的な各種の条件整備が必要であります。例えば電話の架設、仮設電話の設置でありますとか活動車両の燃料費などもすぐに必要になってまいりますね。そのような初動の活動経費、これをいち早くそのボランティアの受け入れ組織、機構がちゃんと調達をし活動してくださる方々に支給するなり体制を用意して使ってもらおうと、そういうことが必要になるわけでありまして、そういうお金がすぐに動かせるかどうか、これが問題になるわけです。そこで、これにこたえるために平成十四年度に全国で初めて静岡県災害ボランティア活動ファンドを設けました。これは公益信託方式により設置しているわけですが、そのファンドには、当初県が三千万円の出捐金を出しました。そしてその後、企業や県民の皆様の寄附により二千万円強がつけ加わりまして残高は五千万円余と今なっております。

今後とも災害時において全国各地から集まるボランティアの善意にこたえ、その能力が最大限に発揮されるように、これまでの被災地における活動事例を参考にしながらボランティア団体等と連携し、災害ボランティア活動への支援体制の充実に努めてまいる考えであります。〔後略〕

#### 462 〔西部地域交流プラザ指定管理体制へ移行〕 2004・10・1

「静岡新聞」2004・10・2朝刊、21面

管理運営業務をNPOに移行－浜松の交流プラザ

ボランティアやNPO団体などの活動を支援する拠点施設、県西部地域交流プラザ「パレット」(浜松市鍛冶町)の管理運営業務が一日、県からNPO法人「ボランティア支援ネットワークパレット」に移行し、同所で記念セレモニーが開かれた。

〔中略〕野尻啓子理事長は「自分たちの活動場所を自分たちの手で管理し、利用者の目線で柔軟性のある運営をしたい」と決意を述べた。〔後略〕

#### 463 〔狭義の協働から広義の協働(地域協働のはじまり)〕 2005・3

分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会『分権型社会における自治体経営の刷新戦略―新しい公共空間の形成を目指して―』2005・3、はじめに

「新しい公共空間」の形成。

今、振り返ってみるとこの言葉が、この研究会の2年にわたる活動のキーワードとなりました。そもそもの問題意識は、これからの自治体運営のあり方についての基本となる新しい考え方を設定できないかということでした。

平成12年の地方分権一括法の施行は、自治体のあり方を原理的に変更しました。国からの包括的指揮監督に従う自治体から、自ら考えて実行する自治体が変わったのです。全国の自治体はこの新しい自治体像に向かって自らのあり方を前向きに見直していくことが求められています。ところが現状を見ると、少子高齢化による人口減少や国・地方を通じた厳しい財政状況が、自治体関係者に出口のない閉塞感を与えているように思います。自治体をニューパブリックマネジメント(NPM)の考え方で改革しようとする動きが広がったのも、このような閉塞感の中でなんとか新しい自治体運営の理念を求めようとするところからなのでしょう。

この研究会の問題意識は、住民を顧客と見るNPMの考え方を超えて、自治体の行政を地域の戦略本部と位置づけ、住民やNPO、民間企業など多様な主体と協働して自治体を運営していくことができないかということです。そのために必要な条件をどのように整備していくのかということを議論していこうというのが、この研究会の出発点でした。高度成長時代以来、右肩上がりの経済や財源に慣れ、国の指揮監督の下にあったこれまでの自治体運営を、住民に開かれた別の原理に転換していかなければならないのではないかと思います。

長らく日本の繁栄を支えてきたいわゆる団塊の世代の方々の職場からの引退が目前に迫っています。この活力あふれる世代が大量にこれまでの職場から去るということは、これからの日本社会に様々な影響を与えるでしょう。自治体運営に関言えば、市役所や県庁などからこの世代が大量に退職することをどう受け止めていくか、また、地域や家庭

に帰ってくるこの世代の人々に地域の運営にどうやって参画してもらうかが、大きな問題となると思うのです。

人が生き生きとして地域社会に関わり、また、自治体運営を持続可能にしていくためには、もはや公共を行政のみによって担うという考え方から脱しなければなりません。地域の様々な主体が自治体と協働して公共を担う「新しい公共空間」の形成こそが、これからの自治体運営の基本理念となるのではないのでしょうか。

〔後略〕

#### 464 〔認証権限の静岡市への移管（全国初）〕 2005・2・9

「中日新聞」2005・2・10朝刊、6面

#### 県が静岡市に権限移譲 4月から 全国で初 NPO法人認証など

静岡市の政令市移行に伴い、県は四月一日から、同市内に事務所を置くNPO法人の認証などに関する権限を同市に移譲する。認証手続きや情報公開の窓口をより身近な市役所に移すことで、利用者の利便性の向上を図る。県によると、都道府県から政令市にNPO関係の権限が移譲されるのは全国初。県議会の二月定例会に関係条例の改正案を提出する。

県NPO推進室によると、移譲するのはNPOの認証権限のほか、活動報告書の受け付けや公開業務。対象は静岡市内だけに事務所を設置するNPOで、ほかの市町村にも事務所を置くNPOについてはこれまで通り県が所管する。一月末現在、県が認証しているNPOは四百三十九法人で、うち百二十一法人が静岡市の所管になる。

県庁に比べ、市民が日常的に利用する場である市役所を窓口にすることで、NPOについての情報入手をしやすくし、市民活動全体の発展も狙う。市は県より地域活動を詳しく把握しているため、円滑な審査や監督業務が期待できるという。

権限移譲は、二〇〇三年十月に県が策定した「県第三次権限移譲推進計画」に基づき、担当官庁の内閣府と調整を進めてきた。同室は「県と市で対応に不統一が生じないように情報交換したい」としている。（内田淳二）

#### 465 〔コミュニティビジネスの支援〕 2006・4

『静岡県総合 計画魅力ある“しずおか”2010年戦略プラン  
後期5年計画』、2006・4、183頁

基本計画

第4章 独創性のある“元気な産業”づくり



## 5 人間満足型の“サービス産業”の支援

〔施策の方向〕

### ○新たなサービス産業の創出の促進

〔中略〕

- ・生活支援サービス産業では、環境、健康、教育、交流の4つのKを中心としたこれからの生活拡充分野において、新たなサービス産業の創出を促進します。  
地域住民が主体となって、福祉、環境、まちづくりなど、地域に根差した資源をもとにビジネスを展開するコミュニティビジネスを、SOHO支援施設などを通じて支援します。

## 466 〔地域課題の解決に向けた地域コミュニティとの創知協働の取組〕 2006・4

『静岡県総合計画 魅力ある“しずおか”2010年戦略プラン  
後期5年計画』、2006・4、50頁

基本構想

### 第5章 計画推進のために

## 5 県民との創知協働による多様な社会的ニーズへの取組

### （1）地域課題の解決に向けた地域コミュニティとの創知協働の取組

〔現状・展望と課題〕

- ・地域のさまざまな問題やニーズに的確・効果的に対応するため、自治会組織等をはじめとする地域コミュニティの主体的な取組が求められています。
- ・こうした状況の中で、地域コミュニティへの参加を敬遠する住民もみられることなどから、地域の課題について住民の関心を高めていくとともに、他の地域の先進的な取組事例等に関する情報を住民相互で共有しながら、地域コミュニティとしての合意形成をはかっていくことが重要となっています。
- ・県や市町等の行政も、地域の課題に的確に対応して住みやすい暮らしの場を創出するためには、県民が主役という考え方にたって地域コミュニティとの創知協働を進めていくことが必要です。

〔目的・目標〕

#### 【目的】

地域の課題に自発的に取り組む地域コミュニティの創知協働への支援による地域課題への的確かつ効果的な取組の促進

#### 【目標】

- ・県民の地域活動への参加状況70%以上（誘導・B）



[施策の方向]

○地域コミュニティとの協働及び市町と地域コミュニティとの協働への支援

- ・防犯や防災、交通安全、地域福祉、環境美化、青少年教育等地域の課題について、地域コミュニティと知恵を出し合いながら協働して住みやすい暮らしの場づくりに取り組むとともに、市町と地域コミュニティとの協働を支援します。

○地域コミュニティの活性化に向けた支援

- ・企業や住民への情報提供や意識啓発など、住民が参加しやすい地域コミュニティの環境づくりを支援します。
- ・地域コミュニティ活動の基盤づくりを支援します。

**467 【NPO等との創知協働による多様な公共的サービスの促進】 2006・4**

『静岡県総合計画 魅力ある“しずおか” 2010年戦略プラン  
後期5年計画』、2006・4、51～52頁

基本構想

第5章 計画推進のために

5 県民との創知協働による多様な社会的ニーズへの取組

(2) NPO等との創知協働による多様な公共的サービスの促進

[現状・展望と課題] [略]

[目的・目標]

**【目的】**

多様化する社会ニーズに対応した効率的・効果的な公共的サービスの提供

**【目標】**

- ・NPO法人数1,000団体以上（誘導・B）

[施策の方向]

○NPO等との協働の推進

- ・協働のあり方・ルール、事業の進め方を取りまとめた協働の手引書をもとに、協働事業等についての情報提供、県・市町の職員の研修等を行いながら、積極的に協働を推進するための環境を整備します。
- ・NPO等からの企画提案に基づき事業化する提案型協働事業の推進に努めます。

○NPO等の事業実施能力向上への支援

- ・NPO活動等に関する講座の開催、情報誌の発行、NPOの運営助言等を実施することにより、NPO等の組織・運営の基盤強化の支援に努めます

- ・市町村設置のNPO活動支援センターとの連携を図りながら、NPO等の活動支援拠点として設置したふじのくにNPO活動センター等の中間支援機能の充実に努めるとともに、NPOを支援する中間支援型NPOの育成支援に努めます。

○NPO活動等への理解の促進

- ・NPO活動に関する情報提供等により、NPO等に対する県民の理解や関心を高め、活動への支持と参加の促進に努めます。

○ボランティア活動の支援と推進

- ・県・市町社会福祉協議会のボランティアセンターの活動を通じ、ボランティアの活動拠点の整備やボランティアの育成等、県民のボランティア活動を促進します。
- ・県が主催するイベントを始め、環境や福祉、防災・防犯、観光や人づくりなど様々な分野での県民のボランティアとしての参加を促進します。

**468 由比町長望月俊明氏——合併のデメリット緩和へ、支所は1年延長**

**(キーマン私の視点)** 2008・9・4

「日本経済新聞」2008・9・4、地方経済面 静岡、6面

469 〔NPO関係事業仕分け結果〕 2009・11・1

県民生活課「平成24年度地域交流プラザ関係」

1 日 時

平成21年11月1日（日）14:05～14:50

2 対象事業

41 NPO活動推進事業費（48,019千円）

42 地域交流プラザ運営事業費（38,944千円）

43 県民生活センター管理運営費（54,348千円）

3 結果

| 対象       | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥  | ⑦ | 結果  | 備考         |
|----------|---|---|---|---|---|----|---|-----|------------|
| 41（センター） | 2 |   |   | 1 |   | 3* |   | 要改善 | コーディネーター採決 |
| 41（推進事業） |   | 1 |   | 2 | 1 |    | 1 | 市町  |            |
| 42・43    | 1 | 1 |   |   |   | 3  |   | 要改善 |            |

①不要 ②民間が実施 ③国が実施 ④市町が実施 ⑤民間活力導入  
⑥県（要改善）⑦現状どおり継続

4 議論の概要

○3パレットについて

- ・東部のパレットは無駄なスペースが多い。
- ・東西パレットともに県が使わされているのではないかなぜ、このように超一等地の賃料が高い場所である必要があるのか。
- ・県や市町村の施設が空いているのに、民間施設を借りてやる必然性があるのか。
- ・高い賃料を払う代わりにソフト事業にかけるべき。

○指定管理者について

- ・公募で選考しているのか。特定の団体しか応募できない仕様になってはいないか。複数団体の応募があるのか。
- ・市民の目線で評価しているのか。公募委員を入れるなど、多面的視点で評価してほしい。
- ・モニタリング制度を導入すべき。

5 採決とコメント

（1）ふじのくにNPO活動センター 「要改善」

- ＊「不要」と「要改善」が同数、コーディネーター採決参加で「要改善」に。
- ・NPO施策の中心は県が担うべき。
- ・県はソフトの提供が主で、場の提供は市町でよい。

(2) NPO推進事業 「市町が実施」

- ＊質疑応答がないまま採決され、事業内容の理解がされたか不明

(3) 地域交流プラザ「要改善」

- ・場所が良すぎる。超一等地にある必要なし。  
家賃が安いところへの移転によるコスト削減の検討を。

(4) コーディネーター総括

- ・評価が分かれたこと自体、NPOに県がどうかかわり、どう支援するかの考え方が分かっている表れ。
- ・民間の独立したNPOの性格を考え、県がサポートすべき水準、市町村との役割分担を整理し、より明確な位置づけが必要。
- ・今回はNPO関係の賃借料のみを議論したが、県民生活センター全体の賃借料もかかっている。これにも県民は関心を持ってほしい。

470 【新しい公共―鳩山首相施政方針演説】 2010・1・29

「静岡新聞」2010・1・29朝刊、8面

29日の鳩山由紀夫首相の施政方針演説の全文は次の通り。

〔中略〕

(「新しい公共」によって支えられる日本)

人の幸福や地域の豊かさは、企業による社会的な貢献や政治の力だけで実現できるものではありません。

今、市民やNPOが、教育や子育て、街づくり、介護や福祉など身近な課題を解決するために活躍しています。昨年の所信表明演説でご紹介したチョーク工場の事例が多くの方々の共感を呼んだように、人を支えること、人の役に立つことは、それ自体が喜びとなり、生きがいともなります。こうした人々の力を、私たちは「新しい公共」と呼び、この力を支援することによって、自立と共生を基本とする人間らしい社会を築き、地域の絆(きずな)を再生するとともに、肥大化した「官」をスリムにすることにつなげていきたいと考えます。

一昨日、「新しい公共」円卓会議の初会合を開催しました。この会合を通じて、「新しい公共」の考え方をより多くの方と共有するための対話を深めます。こうした活動を担う組織のあり方や活動を支援するための寄付税制の拡充を含め、これまで「官」が独占してき

た領域を「公（おおやけ）」に開き、「新しい公共」の担い手を拡大する社会制度のあり方について、五月を目途に具体的な提案をまとめてまいります。

〔後略〕

#### 471 ふじのくにNPO活動センター 「苦難」越え新装開設―駿河区・静岡駅南口

2010・4・22

「静岡新聞」2010・4・23朝刊、17頁

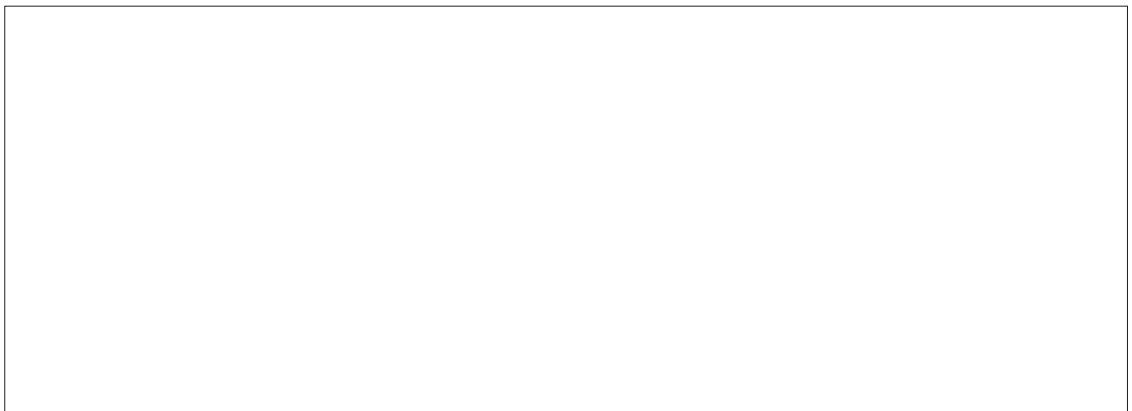
県の「ふじのくにNPO活動センター」が22日、静岡市駿河区の水の森ビル2階に移転し、新装オープンした。同センターの移転をめぐっては、利用者団体が施設規模の縮小などに反対した経緯があるが、最終的に合意してこの日を迎えた。

オープニングセレモニーには、利用するNPO団体や関係の県職員ら約50人が出席。大村慎一副知事が「開設から10年を過ぎた節目にJR静岡駅前という好立地に移転できた。次の10年のさらなる発展を期待する」とあいさつ。県がセンターの運営を委託するNPOの関係者らとともに、センター入り口の看板を除幕した。NPO法人の在り方などをテーマにしたフォーラムも行った。

新しいセンターは面積186平方メートルで、同市葵区にあった旧センターの3分の1だが、相談や情報収集、印刷作業、打ち合わせなどの機能は従来通り維持した。

#### 472 政府の雇用創出、12事業者と協力、起業家支援や人材育成。 2010・4・24

「日本経済新聞」2010・4・24朝刊、5面



## 473 〔新しい公共に対する県の取り組み方針について〕 2010・7・14

『県議会平成22年6月定例会会議録』

## ○五十五番（豊岡武士）〔前略〕

次に、新しい公共に対する県の取り組みについて伺います。

昨年十月の衆議院本会議における総理大臣の所信表明演説において、人と人々が支え合い、役に立ち合う新しい公共という概念を目指すとの表明がされました。これは、今まで官が担ってきた教育やまちづくり、防犯や防災、医療や福祉などの人を支えるという役割に、地域でかかわっている方々に参加していただきそれを社会全体で応援しようという価値観で、政治が行うことは市民の皆さんやNPOが活発な活動を始めたときに障害となる規制を取り払うなど、市民やNPOの活動を側面から支援していくことであると述べております。

私の地元三島市では市民が協力して清流を回復しホテルが飛び交うまちとなりました。現在も市民が積極的にまちづくりに参加し、美しいまちの維持保全やまちおこしに努めております。その中で、今年度から二年間地元のグラウンドワーク三島が中心となり全国のグラウンドワークを推進するNPO法人と連携し、地域社会雇用創造事業により環境保全やまちづくりに取り組むリーダー養成を行うと伺っております。この取り組みは、全国からNPO活動や社会的起業を目指す皆さんが三島市に集合し、三島市周辺の現場を教材とした実地研修を中心にNPOやボランティア団体の実務を学ぶもので、具体的には八月から本格的な研修に入るとのことです。

私は、この取り組みは地域が持つ力、まさに知事がおっしゃる場力を活用する先進的な取り組みであり、知事が目指す地域のことは地域で決める、地域自立の第一歩とも言える取り組みではないかと考えます。

そこで県は、このような新しい公共を目指す取り組みについて今後どのように支援していくのか、県の所見をお伺いいたします。

## ○知事（川勝平太）〔前略〕

続きまして、新しい公共に対する県の取り組みについてありますが、この新しい公共という概念それ自体が新しいうございますね。最近言われるようになりまして——昨年十月ですか——先ほども御紹介いただきました、これは鳩山総理ですか、人と人々が支え合い役に立ち合う新しい公共という概念ということでございますね。

これは、昨年の十二月にあすの安心と成長のための緊急経済対策において、国民一人一人が人を支えるという役割を積極的に担うことにより新たな雇用の場を創造するための一環として、内閣府に新しい公共円卓会議を設置されたということです。そしてことしの一月二十四日から六月四日までこの円卓会議が八回開催されて、最終日に新しい公共宣言が



採択された。まことに最近の出来事です。その宣言の内容を見ますと、新しい公共とは支え合いと活気のある社会をつくるための当事者たちの協働の場であると、こう書かれています。新しい公共の主役は国民であると書かれています。企業も新しい公共の重要な担い手であると書かれています。

なぜこういうことが問題になってくるのかということについて調べてみますと、政府と国民の関係のあり方を大胆に見直すことが必要であるという問題意識があります。政府が独占してきた領域を新しい公共に開いて国民が決める社会をつくるのだと、こういうことなんですね。何を今さらというふうにも思いますけれども、やはり公共部門と民間部門というのを二つに分けて、公共は公共部門、自治体や政府が担うものだという、こういう傾向を根本的に改めようということでございます。そうした中で、グラウンドワーク三島の取り組みはその担い手を育成するもので意義あるものというふうに受けとめております。

〔後略〕

#### 474 事業仕分けと東部パレットの見直し 2010・7・27

『県議会平成22年6月定例会会議録』

○二十八番（伊藤育子君） 暮らし環境委員会における審査等の概要と結果について御報告いたします。

〔中略〕

次に、昨年の事業仕分けにおいて「要改善」という指摘を受けた東部地域交流プラザ―東部パレットの見直しに対する県の考え方についてただしたところ、県ではNPO活動支援拠点のモデル的な施設として平成十一年にふじのくにNPO活動センターを開設し、現在は東部、西部地域交流プラザを含め県内三カ所のNPO活動支援センターを設置している、この間県内の各市町においてもNPO活動支援のための施設が整備されてきた、東部パレットについては、事業仕分けの指摘に限らず県はNPOの活動支援において運営相談、人材育成、市町センターに対する支援、情報収集・発信、広域的な活動に対する場の提供などソフト事業を中心に役割を担うという考え方から、現在、施設利用者と意見交換を行っている、高齢者や障害がある方から公共交通機関の利便性など立地がよいとの意見があり、そのような利用者の意見や東部パレットの会議室の利用実態、東部地域の市町における施設の整備状況などを踏まえ、現在の場所での面積の縮小を提案しているところであると答弁がありました。

なお複数の委員から、利用者の要望も多くあるため面積の縮小ではなく現状の規模での継続を強く希望するという意見がありました。

〔後略〕

#### 475 〔多様な主体による協働の推進〕 2011・2

『静岡県総合計画 富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン  
基本計画（平成22年度～25年度）』、2011・2、118～120頁

基本計画

《“ふじのくに”の豊かさの実現》

3-2 「和」を尊重する暮らしの形成

#### 6 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり

地域が抱えるさまざまな課題の解決に取り組むNPOや地域コミュニティの活動を支援し、地域における協働を推進するための環境整備に努めるとともに、性別などにかかわらず、すべての人が個性と能力を発揮して活躍できる暮らしやすい社会づくりを進め、併せて、県民の間に人権尊重意識の定着化を図る。

##### （1）多様な主体による協働の促進

多様な主体によるサービスが提供される豊かな社会を目指し、地域を支えるNPO等への支援を行うとともに、協働を推進するための様々な環境整備を行う。

##### 【目標】

NPO法人の事業費（平成20年度149億円）年間200億円

#### ○少子・高齢化社会、核家族化等に対応できる新たな協働の仕組みづくり

- ・ NPOや企業等の多様な主体と協働して、富士山をはじめとする自然環境の保全対策を推進するとともに、経済的理由等により権利者による整備が困難な荒廃した森林の整備を進める。
- ・ 県・市町社会福祉協議会活動、民生委員児童委員活動の支援強化や県民のボランティア活動の促進等により、多様な主体による地域福祉活動を推進する。
- ・ 地域における福祉活動のリーダー育成や、県民ボランティアの参加を促すことなどにより、住民参加型の地域福祉活動を促進する。
- ・ 老人クラブなど、子育てや人生経験豊かな長寿者の知恵や力を地域の子育て支援や地域支え合い活動などに役立て、長寿者が地域で活躍できる環境づくりを進める。
- ・ 認知症について正しい理解の普及を図り認知症の方やその家族を暖かく見守る「認知症サポーター」の育成を推進する。
- ・ 大規模災害発生時に迅速な対応が図れるように、民間事業者等との協定〔に〕による物資等の確保や、中学生・高校生など次世代の地域防災の担い手を育成し、地域防災力

を充実・強化する。

- ・大学と地域社会をつなぎ、大学や学生と地域社会・地域住民の多様な交流を促進するためのネットワークづくりを進める。
- ・地域における協働に関する情報提供とマッチングを行う協働情報の提供・交換システムを構築し、県民の理解や関心を高め、活動への理解と参加促進に努める。
- ・地域における協働を推進するため、協働をコーディネートする人材養成講座を開催する。

#### ○社会資本整備のための協働の仕組みづくりの推進

- ・地域住民、NPO等との意見交換会である「くるまご会」等を通じて、社会資本整備にあたっての相互理解の促進と協働ネットワークの構築・拡大に努める。
- ・事例発表会や協働のガイドライン、ホームページ等により、社会資本整備に係る協働の普及・啓発のための積極的な情報発信に取り組む。

#### ○新たな農村協働力の形成支援

- ・農村コミュニティの再生・維持を図るため、多面的機能を有する農地や農業用施設等の地域資源を農業者、土地改良区、地域住民、NPO、民間企業等、多様な主体の参加により適切に保全管理していく「ふじのくに美農里プロジェクト」等を推進する。
- ・農山村と企業等が双方の資源や人材、ネットワーク等を活かしたパートナーシップにより、農村環境保全等の協働活動に取り組む「一社一村しずおか運動」を推進する。
- ・美しい景観や豊かな生態系の保全等、多面的機能を有する棚田等の保全活動へ都市住民等の多様な人々が参加する機会を増やすため、ボランティア組織「しずおか棚田・里地くらぶ」等の活動地域の拡大や活動内容の拡充等を支援する。
- ・農業者や地域住民の農地や農業用施設に対する愛着心を醸成し、継続的な維持管理体制の確立や集落の共同体意識の醸成を促進するため、自ら簡易な工事や補修等に取り組む「直営施工」を推進する。

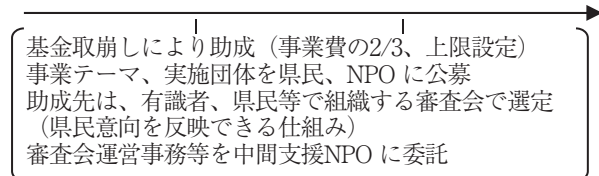
#### 【主な取組】

|                   | 22年度            | 23年度               | 24年度 | 25年度        |
|-------------------|-----------------|--------------------|------|-------------|
| ふじのくに美農里プロジェクトの推進 |                 | 地域協働活動の拡大          |      | 16,000 ha以上 |
|                   | 9,029 ha (H21)  |                    |      |             |
| 一社一村しずおか運動の推進     |                 | 農山村と企業のパートナーシップの拡大 |      | 40 協定以上     |
|                   | 21 協定 (H21)     |                    |      |             |
| しずおか棚田・里地くらぶ      |                 | 活動の充実・拡大           |      | 600 クラブ員数以上 |
|                   | 194 クラブ員数 (H21) |                    |      |             |

## ○NPO活動の環境整備

- ・新たなNPO活動に関する基本指針を策定し、市町と役割を分担するとともに、連携してNPO活動の支援を行う。
- ・NPOが県民の期待にこたえ、安定した活動やサービスの提供が継続できるよう、ふじのくにNPO活動センター、地域交流プラザや市町設置のNPO活動支援センターの中間支援機能を充実する。
- ・継続的な事業主体としてのNPO法人の組織運営力の強化を図るため、資金調達、人事労務管理、税務などの研修会を開催する。
- ・県民が寄附しやすい環境整備を行い、新たに公益事業の展開を図るNPOの資金調達を容易にし、県民、NPO、企業、行政などが協力して社会を支える仕組みを構築する。
- ・NPOが地域においてコミュニティ組織、企業、学校、行政、他の団体等と協働するために協働ガイドブックの改訂及び充実を行い、活用する。

## 【主な取組】

|                                                                                                                       | 22年度              | 23年度  | 24年度                           | 25年度 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------|--------------------------------|------|
| (仮称)ふじのくに<br>NPO活動基金の創設                                                                                               | 資金調達に係る<br>制度等の構築 | 県基金造成 | 県民、企業等からの寄附金受入<br>(ふるさと納税等の活用) |      |
|                                    |                   |       |                                |      |
| 基金取崩しにより助成（事業費の2/3、上限設定）<br>事業テーマ、実施団体を県民、NPOに公募<br>助成先は、有識者、県民等で組織する審査会で選定<br>（県民意向を反映できる仕組み）<br>審査会運営事務等を中間支援NPOに委託 |                   |       |                                |      |

〔分野別計画〕 静岡県地域福祉支援計画、静岡県経済産業ビジョン、“ふじのくに”の農山村づくり

## 476 【コミュニティビジネスの推進】 2011・2

『静岡県総合計画 富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン  
基本計画（平成22年度～25年度）』、2011・2、86～120頁

## 基本計画

《“ふじのくに”の豊かさの実現》

3-1 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造

## 3 活気ある地域産業の振興

（3）地域を支える魅力あるサービス産業と商業の振興

地域住民が主体となるコミュニティビジネスの創出を支援するとともに、サービス産業の生産性の向上や、快適で利便性の高い商業環境の整備を促進し、地域を支えるサービス産業や商業の振興を図る。

【目標】

コミュニティビジネスに新たに取り組む事業者数 平成 22 ～ 25 年度累計 100 者  
良質な商品、環境、サービスを提供する魅力ある個店の登録件数

平成 22 ～ 25 年度累計 400 件

○コミュニティビジネスの創出とサービス産業の生産性の向上

- ・地域における少子・高齢社会への対応などの課題をビジネスの手法を用いて解決するコミュニティビジネスの創出を支援する。
- ・サービス産業の生産性向上に向けたセミナー開催等による普及啓発活動の充実により、地域企業の競争力強化を図る。

【主な取組】

|                 | 22 年度                                  | 23 年度             | 24 年度                                | 25 年度            |
|-----------------|----------------------------------------|-------------------|--------------------------------------|------------------|
| コミュニティビジネスの創出支援 | コミュニティビジネス創出支援についての中間支援機関等体制及び取組について検討 | モデル地域の選定及び支援内容の検討 | モデル地域における中間支援機関設置及びコミュニティビジネス創出支援の実施 | 県内他地域への普及啓発<br>→ |

477 「ふじのくにNPO活動に関する基本指針の改訂」 2011・3

県民生活課『ふじのくにNPO活動に関する基本指針』、2011・3、1 頁

はじめに

〔前略〕

地方分権が進み、地域からの発想により、地域の個性をつくるのがますます大切となり、加えて、行財政改革はもとより、平成 23 年 2 月 23 日に公表した静岡県総合計画「富国徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」においても「誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり」を掲げ、各種の施策に取り組むこととしております。また、国では近年「新しい公共」という概念が改めて打ち出され、注目を集めています。

まさに、これからの地域社会の発展は、「市民」、「NPO」、「企業」、「行政」がいかにうまく連携し協働し合うかが鍵になると考えております。

このため、県では、「市民」、「NPO」、「企業」、「市町」、「県」のそれぞれの役割を考えたが、静岡県としてNPO活動に対してどのように関わっていったらよいか、その方途

や平成27年度までの5年間の取り組みについて、基本指針としてまとめました。

〔後略〕

#### 478 〔ふじのくにNPO活動基金の創設〕 2011・4・1

国税庁ホームページ 文書回答事例『別紙 特定のNPO法人等へ助成することを希望して支出する寄附金にかかる税務上の取扱いについて』

(<https://www.nta.go.jp/about/organization/nagoya/bunshokaito/hojin/111121/01.htm>)

#### ふじのくにNPO活動基金事業の概要

##### 1 事業目的

ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動その他の社会貢献活動を促進するための事業を行うことを目的とする。

##### 2 事業内容

ふじのくにNPO活動基金事業とは、次に掲げる事業等から成り立っている。

(1) 新しい公共支援事業及びその事業管理運営事務（県の事務）

(2) NPO活動助成事業（助成事業）及びその事業管理運営事務（県の事務）

次の①から③の事業をする者に対して助成を行う事業をいう。

###### ① 団体支援事業

寄附を申込み県民等が支援を希望した助成対象団体（下記5〔略〕参照）が企画・実施する社会貢献活動事業

###### ② テーマ指定事業

寄附を申込み県民等の希望に基づき知事が指定したテーマに関して、助成対象団体が企画・実施する社会貢献活動事業

###### ③ 自由提案型事業

助成対象団体が企画・実施する社会貢献活動事業

(3) その他のNPO支援施策（県の事業）

〔注〕〔略〕

##### 3 基金の造成

ふじのくにNPO活動基金事業を行うため、次の資金により基金を造成する。これらの資金のうち（1）及び（3）は、県の歳入（一般会計）として受け入れ、ふじのくにNPO活動基金として管理する。

(1) 県民等からの3種類の寄附金

###### ① 団体支援寄附



特定の団体の社会貢献活動への支援を希望して行う寄附金

② テーマ希望寄附

社会貢献活動の種類及び活動区域に関して具体的な支援を希望する寄附金

③ 一般寄附

静岡県内の社会貢献活動を広く支援するための寄附金

(中略)

6 基金事業の開始時期

平成23年4月1日から開始する。

**479 〔東部地域交流プラザ在り方検討委員会の報告〕 2012・9・10**

県民生活課『平成24年度 第6回地域交流プラザあり方検討会（最終）』

**地域交流プラザのあり方検討会報告**

平成24年9月10日

**1 要旨**

東西地域交流プラザのあり方について、平成22年度の検討結果を踏まえ、平成23年6月から、県及び市の役割分担に即した施設利用の促進と利用実態を踏まえた施設の見直しに関する協議を行ってきたところであり、その内容を報告するものである。

[中略]

**12 東西地域交流プラザの具体的な体制及び組織案**

上記の検討を踏まえ、東西の地域交流プラザは下記の案により体制・組織の改正を行う。

**(1) 東部地域交流プラザ**

ア 東部地域交流プラザは、東部全域のNPO施策の向上を図るため、中間支援機能の強化に主力を移した組織とする。

具体的には、中部の「ふじのくにNPO活動センター（FNC）」に準じた機能、役割を担う組織とするが、業務としては、伊豆地域を含む県東部地域での中間支援機能を強化し、市町のNPO支援センターの設置や機能強化、東部地域の市民・団体・企業・行政等の広域でのネットワークづくりの支援を行う。また、施設の名称についても、業務の内容にふさわしいものへの変更を検討する。

イ 東部地域交流プラザとしては、所在する沼津商連ビル内において、中間支援機能、広域活動支援に必要な施設の規模に集約する。

ウ 東部地域の市町では、それぞれのNPO活動センターや公民館等施設整備による団体の活動の場の提供が進んでいることから、地域の団体等への活動の場の提供業務は、

市町の施設に委ねる。

これにより、新たな東部地域交流プラザは、中間支援に当たる職員の事務所、NPOの業務の高度化等の支援に関する相談や広域での活動支援のために必要な範囲での会議・セミナー用スペースを確保する。

## (2) 西部地域交流プラザ

ア 西部地域交流プラザは、西部全域のNPO施策の向上を図るため、中間支援機能の強化に主力を移した組織とする。東部地域交流プラザ同様、中部の「ふじのくにNPO活動センター（FNC）」に準じた機能、役割を担う組織とするが、業務としては、県西部地域での中間支援機能を強化し、政令市である浜松市との協力・連携・調整を図りつつ、市町のNPO支援センターの機能強化の支援や西部地域の市民・団体・企業・行政等の広域でのネットワークづくりの支援を行う。また、施設の名称についても、業務の内容にふさわしいものへの変更を検討する。

イ 西部地域交流プラザは、浜松市の市民協働センター等と施設等の協力体制を強化し、情報の共有及び事業実施等において緊密な連携を図ることにより、西部地域のNPO・市民活動促進拠点的形成するためには、同じく「シビックコア地区<sup>※4</sup>」に所在する県浜松総合庁舎への立地が望ましいことから、同庁舎内に移転する。

ウ 浜松市等西部地域の市町では、それぞれのNPO活動センター、公民館、生涯学習センター等施設整備による団体の活動の場の提供が進んでいることから、従来、西部地域交流プラザが担ってきた、地域の団体等への活動の場の提供業務は、市町の施設に委ねる。

これにより、新たな西部地域交流プラザは、中間支援に当たる職員の事務所、NPOの業務の高度化等の支援に関する相談や広域での活動支援のために必要な範囲での会議・セミナー用スペースを確保する。

<sup>※4</sup> 浜松市都市計画において、市民の憩い・遊び・交流の場などを目指して整備された地区。

### 480 〔東部、西部地域交流プラザの機能縮小〕 2014・8・14

『静岡新聞』2014・8・15朝刊、23面

#### パレット会議室 年度内廃止 利用者、存続陳情へー沼津

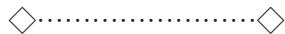
沼津市のJR沼津駅前にある沼津商連会館ビル内の市民団体向け会議室「パレット会議室」が、本年度で廃止される方針であることが14日、分かった。当初、県が設置した同会議室は県の事業仕分けで、設置者が県から民間に変わりながらも存続してきた。県内では市町が市民活動の場所を整備するケースが増えているため、利用者は沼津市に対して「市

民活動を活発化するためにも会議室を存続させてほしい」と訴えている。

パレット会議室はＪＲ沼津駅南口前の好立地。趣味や教養、難病患者のグループなど年間約 200 団体が活動の場として活用し、毎月 3 千～4 千人が利用している。

当初は県が設置していたが、2009 年の事業仕分けで「市民団体向けの会議室は市町の役割」との指摘で、県は会議室の運営を民間に移行した。運営する受け手がなくなったが、利用者の存続を求める声を受け、13 年からビル所有者の沼津商連会館が引き継いだ。しかし、採算に合わないことなどを理由に、本年度末で廃止する方針を利用者に伝えた。

利用団体は「沼津市が市民活動の場を存続させるべき」と訴えて署名活動を展開し、15 日に 70 団体約 2 千人分を栗原裕康市長らに提出する。定例会で利用する県東部のがん患者と支援者のグループ「一步一步の会」の大橋勝彦代表(55)は「視覚障害のある人もいるため、駅から近く、安心して訪れられるこの場所は必要」と強調する。中国語教室を開く沼津市日中友好協会の勝俣徳夫副会長(82)は「別の場所を借りるにも、活動回数が多く難しい。教室の存亡にも関わる」と危機感を抱く。



#### 【パレット会議室】

1996 年に県の東部地域交流プラザ（パレット）の 1 施設として開設し、2004 年からは地元の N P O が指定管理者となって運営した。会議室は 6 室。09 年に県の事業仕分けでプラザ全体の改善が必要と判断された。11～12 年度に 6 回にわたってプラザの在り方を検討する会が開かれ、県は 13 年度から会議室部分についてビル所有者の沼津商連会館との賃貸関係を解消した。13 年度は県のふじのくに東部 N P O 活動センターが会議室を管理した。本年度は沼津商連会館が直接、地元 N P O に委託し、運営している。

#### 481 風紋＝西部パレット移転－活動環境の確保も重要 2013・2・2

『静岡新聞』2013・2・2 朝刊、23 面（風紋）

浜松市中心街のザザシティ浜松中央館にある市民団体の活動拠点「西部パレット」を、県は来年度から県浜松総合庁舎に移転することを決めた。年間 2800 万円のテナント料を削り、予算を活動支援に回す狙いだが、一部利用者には反発の声が残る。県は、市民団体の活動が後退しないよう活動環境の維持・向上に努めてほしい。

移転の検討は、2009 年の県の事業仕分けで高額なテナント料が「要改善」の指摘を受けたことから始まった。県は利用団体と 3 年間協議を続けたが、昨年 9 月、賛否が割れたまま最終報告を提出。県議会が 12 月に移転案を可決し、移転が正式に決まった。

利用団体が、街中の商業ビル内の現在地にこだわるのは、幅広い市民に活動を示すこと

ができるためだ。浜松NPOネットワークセンターの井ノ上美津恵代表は「買い物や勉強に来た若者が立ち寄り、活動に興味を持って参画してくれる。活動の裾野を広げるのに絶好」と強調する。

利用者の障害者の負担増も、移転に納得できない理由だ。視覚障害者約40人を対象にパソコン講習会を開く市視覚障害者福祉協会の市川健悟会長は「利用者は、施設の様子を長時間かけて体で覚えなければならない。また新しい場所を覚えてもらうのは困難」と不安を口にする。

移転先の県総合庁舎1階に入るのはパレットの事務部門だけ。パレットの役割は、移転に伴って場所提供から、寄付金募集など中間支援や連携促進に大きく変わる。利用団体の会議や講習は、道路を挟んで向かいにある浜松市の市民協働センターなどを利用してもらうことになる。

県民生活課の塚本高士課長は「発展途上の団体に職員を派遣したり、企業と団体の連携を探ったりと、効率的に予算を使い新たな支援に挑戦していきたい」と説明する。

県内のNPO法人数は210で、10年前の5倍超。中間支援の重要性は増している。それでも、移転によって市民の参画や障害者の利便性が後退したとしたら本末転倒だ。活動環境は大切だ。環境維持のために、県は今後もしっかり利用団体と協議を続ける必要がある。

#### 482 「ふじのくに未来財団の設立」 2013・11・9

「静岡新聞」2013・11・9朝刊、1面

#### NPO支援へ市民ファンド 地域貢献文化を醸成－県内19団体、来年度創設

県内のNPOや県のNPO支援機関など19団体が連携して2014年度、市民ファンド「ふじのくに未来財団」を創設する。市民活動を資金面で支援する。県全域の市民やCSR（企業の社会的責任）活動に熱心な企業に広く協力を求め、民間主導で地域の課題解決に取り組む活動を支える仕組みをつくる。

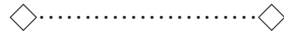
15年度で終了する県の「ふじのくにNPO活動基金」の機能を引き継ぐ形で、地域貢献に向けた市民や企業などからの寄付の受け皿を目指す。公平性、透明性を担保する運営委員会を設け、環境、教育、福祉といった地域の問題に取り組む団体などに資金の助成や融資を行う。

未来財団は財政面だけでなく、NPOの運営支援や人材育成、企業のCSR活動の相談や寄付プランの設計など中間支援機能と一体化したファンドを目指す。

既に、県がオブザーバー参加する設立準備委員会をつくり、11月下旬から財団設立寄付者を募る公聴会を各地で始める。スタート時までには700万円の基金積み上げを目標に掲げ

る。

県によると「ふじのくにNPO活動基金」の残高は4千万円強。設立間もない小規模団体などの支援要請が増えているという。設立準備委員会の千野和子代表（ふじのくにNPO活動センター）は「行政の枠組みでは対応しきれない地域課題は多い。寄付者の思いを大切にして地域貢献の文化を醸成したい」と話す。



#### 【市民ファンド】

一般的に公益的な活動のため、市民がお金を拠出して組成した基金で、営利を目的としない。代わりに寄付者は助成団体から活動報告などを受ける。行政の公金と異なり柔軟、迅速な対応が可能。地域課題解決に取り組む団体を支援する民間の仕組みとして全国で広がり、NPO支援では京都府、千葉、愛知県など20以上の地域で設立されている。

### 483 ふじのくに協働の推進に向けた基本指針

#### ～多様な主体の協働による活力ある地域づくり～ 2016・3

県くらし・環境部「ふじのくに協働の推進に向けた基本指針～多様な主体の協働による活力ある地域づくり～」2016・3、はじめに、31頁

〔前略〕今回の改定の大きな特徴は、社会経済システムの変化に伴う新たな社会的課題の発生、地方創生や共助社会の議論の高まりなどを背景に、協働の推進により重点を置いた内容となっている点です。持続可能な活力ある地域づくりを行っていくためには、地域社会を構成する様々な主体の間で新たな協力関係を築き上げ、困難な課題に立ち向かってゆかねばなりません。

その新たな協働を推進する上で、NPOには大きな役割が期待されますが、昨年度に実施した本県のNPO法人に関する実態調査からは、地域の社会的課題の解決に向けて積極的な役割を果たして行こうとする姿が見られる一方、資金や人材の面で未だ多くの課題を抱えていることが明らかとなっています。また、多様化する社会的課題に対しては、NPO法人に限らず様々な組織、団体の強みを結集していく必要がありますが、そのための環境、仕組みは十分整備されているとは言い難い状況です。

これらの問題を乗り越えて地域の多様な主体による協働を進め、新しい形での地域づくりを行っていくことが急務であり、本指針が、その拠り所となることを願っています。

〔後略〕





## 第2編 「地方分権」と地方政治の再編

巻末資料1 NPO活動推進施策の実施状況

| 年 度   |            | H10 (1998)                                                                                       | H11 (1999)                      | H12 (2000)                | H13 (2001)            | H14 (2002)                             | H15 (2003)                                        | H16 (2004)                             | H17 (2005)                               | H18 (2006)     |                            |
|-------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------|-----------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------|----------------|----------------------------|
| 位置づけ  |            | NPO草創期                                                                                           |                                 |                           |                       |                                        |                                                   | パトナッチ期                                 |                                          |                |                            |
| 施策の方向 |            | 「NPO活動に関する基本指針」策定(H12.2)<br>・法令・執行態勢の整備<br>・制度の普及・啓発<br>・活動拠点の整備<br>■施策目標:平成22年度末までに設立認証数1,000以上 |                                 |                           |                       |                                        | ・NPOによるNPO支援へのパトナッチを目指す<br>・NPOを支援する人材の育成         |                                        |                                          |                |                            |
| 実施事業  | 体制の整備・執行   | 法令制定・改正等<br>県申請窓口<br>県本庁職員数<br>※( )は非常勤職員で外数                                                     | NPO法施行<br>(H10.12.1)<br>県民生活課   | NPO推進室<br>各行政センター<br>5(3) | →                     | →                                      | →                                                 | 改正NPO法施行<br>(H15.5.1)<br>→             | NPO推進室<br>各県民生活センター<br>6                 | →              |                            |
|       | 制度の普及・啓発   | 講座等の開催<br>情報誌の発行<br>インターネットによる情報発信                                                               | NPO市民公開講座                       |                           | NPO地域講座               |                                        | パートナーシップ実践講座<br>(NPO基礎知識)<br>NPO職員・地町村対象<br>335名※ |                                        | パレットで講座開催                                |                |                            |
|       | 活動拠点の整備・運営 | (県)<br>モデル施設、活動拠点の整備・運営<br>市・町の活動拠点整備・運営<br>施設数累計                                                |                                 | ふじのくにNPO活動センター設置(H11.7)   | (西部)地域交流プラザ開設(H13.11) |                                        | ふじのくにNPO活動センター運営を業務委託(H15.10)                     | 東部・西部地域交流プラザに指定管理者制度導入(H16.10)         | 東部・西部地域交流プラザがNPO推進室所管へ                   |                |                            |
|       | 設立・運営支援    | 設立相談<br>運営アドバイザー派遣                                                                               |                                 |                           |                       | ふじのくにNPOアドバイザー制度<br>(立上、設立相談者育成 22名合格) |                                                   |                                        | NPO法人設立相談会事業(H16～)<br>(H17.18 3/パレットに委託) |                |                            |
|       | 人材育成       | NPO活動の実践者育成<br>NPO活動の支援者育成                                                                       | NPOマネジメント養成塾                    |                           |                       |                                        | NPO市民大学院講座<br>(リーダー養成92名修了)                       | NPO人材マッチング事業<br>(フォローアップ)              |                                          |                |                            |
|       | 協働の推進      | 外部組織等との意見交換<br>アイデア活用<br>提案(採用)件数<br>手引等作成<br>フォーラム・モデル実施<br>協働推進人材育成                            | NPO推進委員会                        |                           | NPO懇話会                |                                        |                                                   | NPOパートナーシップ会議<br>NPOアイデア活用協議推進事業(H13～) |                                          |                | 協働ガイドブックの作成<br>「協働のてびき」の作成 |
|       | 県・政令指すの推進  | 市町村数(年度末)<br>NPO法事務の権限移譲<br>自治体間の情報共有化                                                           | 74                              | 74                        | 74                    | 74                                     | 74                                                | 73                                     | 68                                       | 42             | 42                         |
|       | 遠隔地活性化     | 基金を原資とした事業費の助成<br>多様な寄附募集の取組の推進                                                                  |                                 |                           |                       |                                        |                                                   |                                        |                                          |                |                            |
|       | その他        | 実態調査等                                                                                            |                                 |                           |                       |                                        |                                                   |                                        |                                          |                |                            |
|       | 動向         | 静岡県                                                                                              | 認証法人数<br>認定・仮認定法人数<br>法人事業費(千円) | 0<br><br>                 | 40<br><br>            | 110<br><br>                            | 180<br><br>                                       | 267<br><br>                            | 368<br><br>                              | 466<br><br>    | 572<br><br>                |
| 全国    |            | 認証法人数<br>認定・仮認定法人数                                                                               | 23<br><br>                      | 1,724<br><br>             | 3,800<br><br>         | 6,596<br><br>                          | 10,664<br><br>                                    | 16,160<br><br>                         | 21,280<br><br>                           | 26,394<br><br> | 31,115<br><br>             |

| H19 (2007)                                                                                                                                                                                                                       | H20 (2008)                                          | H21 (2009)                        | H22 (2010)                              | H23 (2011)           | H24 (2012)                                      | H25 (2013)                          | H26 (2014)                | H27 (2015)             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------|------------------------|
| 協働推進期                                                                                                                                                                                                                            |                                                     |                                   |                                         |                      |                                                 |                                     |                           |                        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働の推進</li> <li>・県・政令市・市町間の役割分担の推進</li> <li>・活動拠点・相談窓口体制の再編</li> <li>・認定・仮認定の取得推進</li> <li>・活動資金調達の円滑化</li> </ul> ■施策目標:平成25年度のNPO法人事業費200億円→平成29年度のNPO法人事業費240億円、平成29年度の認定・仮認定NPO法人数40法人 |                                                     |                                   |                                         |                      |                                                 |                                     |                           |                        |
| NPO推進室                                                                                                                                                                                                                           | 県民生活室<br>(NPOスタッフ)                                  | →                                 | 県民生活課<br>(NPO班)                         | 県民生活課<br>(NPO班)      | 改正NPO法施行<br>(H24.4.1)仮認定制度創設<br>県民生活課<br>(NPO班) | 県民生活課<br>(NPO班)                     | 県民生活課<br>(NPO班)           | 県民生活課<br>(協働推進班)       |
| 6                                                                                                                                                                                                                                | 3. 8                                                | 3. 8                              | 4. 5                                    | 5. 5                 | 6. 5                                            | 6                                   | 5. 5                      | 5. 1                   |
| 東部30回<br>中部 6回<br>西部17回                                                                                                                                                                                                          |                                                     |                                   | (パレットで実施)                               |                      |                                                 | ふじのくにNPO活動センターで実施                   |                           |                        |
|                                                                                                                                                                                                                                  |                                                     |                                   |                                         |                      |                                                 |                                     |                           |                        |
|                                                                                                                                                                                                                                  | NPOの意、ボランティア人材バンクの開設(年度末)                           |                                   |                                         | ふじのくにNPO活動基金ホームページ開設 | ふじのくにNPOポータルサイト改修                               |                                     | NPO活動基金HPをふじのくにNPOに統合     |                        |
| 東部・西部地域交流プラザ指定管理者更新                                                                                                                                                                                                              | ・方向性検討<br>・庁内・政令市と調整開始                              | 中部パレット見直し<br>東西再指定<br>(東部1年、西部1年) | 中部・移転、ソフト機能強化<br>東部・西部:<br>23年度以降のあり方検討 |                      | 東部・西部地域交流プラザ設置条例廃止                              | 県下3カ所のふじのくにNPO活動センター体制<br>中間支援機能に特化 |                           |                        |
|                                                                                                                                                                                                                                  | 掛川市1・2(公・民)<br>御殿場市(公・民)10月<br>島田市 1が所廃止            | ・島田市(公・公)<br>・静岡市清水(公・民)10月       | (浜松市まちづくりセンターが<br>市民協働センターに)            |                      | 小山町(公・民)                                        | 焼津市(公・公)<br>裾野市(公・民)                | 富士宮市(公・民)<br>湖西市(公・民)     |                        |
| 14                                                                                                                                                                                                                               | 16                                                  | 18                                | 18                                      | 18                   | 19                                              | 21                                  | 23                        | 23                     |
| *各パレット管理業務に取り込み                                                                                                                                                                                                                  |                                                     | 相談体制、アドバイザー制度の見直し                 |                                         |                      |                                                 |                                     |                           |                        |
|                                                                                                                                                                                                                                  |                                                     |                                   |                                         |                      |                                                 |                                     |                           |                        |
|                                                                                                                                                                                                                                  |                                                     |                                   |                                         |                      |                                                 |                                     |                           |                        |
|                                                                                                                                                                                                                                  |                                                     |                                   | (パレットで実施)                               |                      |                                                 | ふじのくにNPO活動センターで実施                   |                           |                        |
|                                                                                                                                                                                                                                  |                                                     |                                   | (パレットで実施)                               |                      |                                                 | ふじのくにNPO活動センターで実施                   |                           |                        |
| (タウンミーティングの開催)                                                                                                                                                                                                                   |                                                     |                                   |                                         |                      |                                                 |                                     |                           |                        |
|                                                                                                                                                                                                                                  | 随時受付に変更。パレットも窓口。                                    |                                   |                                         |                      |                                                 |                                     |                           |                        |
| 7(1)                                                                                                                                                                                                                             | 提案を調整(2件)                                           |                                   |                                         |                      |                                                 |                                     |                           |                        |
| NPO協働推進フォーラム                                                                                                                                                                                                                     | 自治体フォーラム全国大会(11月)<br>NPO協働推進フォーラム(9～各パレット管理業務に取り込み) | NPO協働推進フォーラム(パレット)                |                                         |                      |                                                 | 「ふじのくに協働ブック」の作成                     |                           |                        |
|                                                                                                                                                                                                                                  |                                                     | 協働推進人材育成講座                        |                                         |                      |                                                 | 新しい公共フォーラム                          |                           |                        |
| 42                                                                                                                                                                                                                               | 37                                                  | 35                                | 35                                      | 35                   | 35                                              | 35                                  | 35                        | 35                     |
| 浜松市へ権限移譲                                                                                                                                                                                                                         |                                                     | 権限移譲の拡大検討                         |                                         | 沼津市へ権限移譲             | 富士市へ権限移譲                                        | 掛川市へ権限移譲                            |                           | 磐田市へ権限移譲               |
| ・市町・センター担当者会議                                                                                                                                                                                                                    |                                                     |                                   |                                         |                      |                                                 |                                     |                           |                        |
|                                                                                                                                                                                                                                  | ・全国大会を協働実施                                          | ・地域別交流会、センター空白地域への支援              |                                         |                      |                                                 |                                     |                           |                        |
|                                                                                                                                                                                                                                  |                                                     |                                   | 静岡県社会福祉活動促進基金<br>(ふじのくにNPO活動基金)創設       | 基金を原資とする事業費助成        |                                                 |                                     |                           |                        |
|                                                                                                                                                                                                                                  |                                                     |                                   |                                         |                      | 「ばばんプロジェクト」開始                                   |                                     |                           |                        |
|                                                                                                                                                                                                                                  |                                                     |                                   |                                         |                      | ・密附付き商品等の取組                                     |                                     |                           |                        |
|                                                                                                                                                                                                                                  | NPO基盤調査<br>(緊急雇用事業)                                 | NPO法人実態調査<br>(緊急雇用事業)             |                                         |                      |                                                 |                                     | NPO法人実態調査                 | NPO法人実態調査              |
| 779                                                                                                                                                                                                                              | 871                                                 | 925                               | 988                                     | 1,061                | 1,149                                           | 1,197                               | 1,250                     | 1,267<br>(27.12.31現在)  |
|                                                                                                                                                                                                                                  |                                                     |                                   | 1                                       | 2                    | 2                                               | 7                                   | 13                        | 19<br>(27.12.31現在)     |
|                                                                                                                                                                                                                                  | 14,973,201                                          | 16,081,580                        | 16,299,468                              | 18,767,282           | 20,008,826                                      | 19,751,472                          | 20,881,263<br>(28.1.31現在) | —                      |
| 34,369                                                                                                                                                                                                                           | 37,192                                              | 39,732                            | 42,385                                  | 45,138               | 47,540                                          | 48,982                              | 50,094                    | 50,641<br>(27.12.31現在) |
| 80                                                                                                                                                                                                                               | 93                                                  | 127                               | 198                                     | 244                  | 407                                             | 630                                 | 857                       | 941                    |

## 第8節 社会保障のパラダイム転換—社会福祉基礎構造改革（2000年代）

## 484 〔介護保険制度の実施状況〕 2006・12

県立中央図書館所蔵

県議会事務局『議会資料 視点』No.240、27～28頁

## 1 要介護認定の実施状況

本県の平成18年3月末現在の要介護認定者数は約113,300人で、制度施行当初と比べて約56,400人増加し、第1号被保険者に占める割合（認定率）は14.3%となっている。

また、介護サービス利用者数も約93,100人と、制度施行当初の2.4倍になっており、要介護認定者数に占める割合は約8割となっている。

(単位：人、%)

| 区分      | 第1号<br>被保険者数A | 要介護<br>認定者数B | サービス<br>利用者数C |        |        | 認定率<br>B/A     | サービス<br>利用率<br>C/B |
|---------|---------------|--------------|---------------|--------|--------|----------------|--------------------|
|         |               |              |               | 在宅     | 施設     |                |                    |
| 12年4月末D | 657,655       | 56,876       | 39,110        | 27,144 | 11,966 | 8.6<br>(8.3)   | 68.8               |
| 18年3月末E | 790,149       | 113,344      | 93,098        | 69,634 | 23,464 | 14.3<br>(13.8) | 82.1               |
| E-D     | 132,494       | 56,468       | 53,988        | 42,490 | 11,498 |                |                    |

※ 介護保険事業状況報告による（要介護認定者・サービス利用者数は第1・2号被保険者の合計）

※ 認定率：（ ）は要介護認定者数（うち第1号被保険者数）／第1号被保険者数

〔中略〕

## ●要介護認定者数の要介護区分内訳

| 区分      | 要支援    | 要介護1   | 要介護2   | 要介護3   | 要介護4   | 要介護5   | 計       |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 12年4月末A | 6,160  | 12,930 | 10,558 | 8,834  | 9,498  | 8,896  | 56,876  |
| 18年3月末B | 13,275 | 37,920 | 18,194 | 15,940 | 15,171 | 12,844 | 113,344 |
| B-A     | 7,115  | 24,990 | 7,636  | 7,106  | 5,673  | 3,948  | 56,468  |

## 2 介護サービスの利用状況

在宅サービスの利用は、サービス利用者数や利用回数等の増加に伴い、年々伸び率は低くなっているものの、全体的に増加している。17年度（年間総利用量）は、前年度に比べサービス別では、通所介護が約13%増、短期入所生活介護が約8%増となっている。

また、介護保険初年度の12年度に比べ、訪問介護が約2.4倍、通所介護が約2.5倍、短期入所生活介護が約2.7倍、短期入所療養介護が約2.7倍と大幅に増加している。

(単位：回、日／年度（月）)

| 主な在宅サービス     | 12年度<br>A | 13年度<br>B | 14年度<br>C | 15年度<br>D | 16年度<br>E | 17年度<br>F | 対前年  |      |      |      |      | 累積<br>F/A |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------|------|------|------|------|-----------|
|              |           |           |           |           |           |           | B/A  | C/B  | D/C  | E/D  | F/E  |           |
| 訪問介護(回)      | 1,347,340 | 1,889,337 | 2,440,928 | 2,820,971 | 3,057,245 | 3,204,061 | 1.40 | 1.29 | 1.16 | 1.08 | 1.05 | 2.38      |
| 訪問介護(回)      | 285,867   | 328,377   | 358,986   | 389,327   | 411,217   | 424,019   | 1.15 | 1.09 | 1.08 | 1.06 | 1.03 | 1.48      |
| 通所介護(回)      | 1,150,074 | 1,482,193 | 1,849,907 | 2,140,548 | 2,528,727 | 2,864,634 | 1.29 | 1.25 | 1.16 | 1.18 | 1.13 | 2.49      |
| 通所リハビリテーション  | 764,491   | 895,580   | 993,326   | 1,091,495 | 1,157,756 | 1,221,774 | 1.17 | 1.11 | 1.10 | 1.06 | 1.06 | 1.60      |
| 短期入所生活介護(日)  | 324,017   | 447,640   | 645,204   | 727,355   | 825,139   | 888,774   | 1.38 | 1.44 | 1.13 | 1.13 | 1.08 | 2.74      |
| 短期入所療生活介護(日) | 75,378    | 116,091   | 164,274   | 193,717   | 202,266   | 200,429   | 1.54 | 1.42 | 1.18 | 1.04 | 0.99 | 2.66      |

※静岡県国民健康保険団体連合会の事業状況報告による。

### 3 介護サービス提供事業者の状況

平成18年8月1日現在の介護サービス提供事業者の事業所数は、医療機関・薬局のみなし事業者を除き6,845で、制度施行直後の状況と比べ、5,039増加している。

| 区 分           | H12. 4. 1 現在A | H18. 8. 1 現在B | 増減 (B - A)    |
|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 在宅サービス        | 11,683(1,604) | 15,476(3,421) | 3,793(1,817)  |
| 施設サービス        | 202(202)      | 305(305)      | 103(103)      |
| 介護予防サービス      |               | 14,318(2,263) | 14,318(2,263) |
| 地域密着型サービス     |               | 383(383)      | 383(383)      |
| 介護予防地域密着型サービス |               | 473(473)      | 473(473)      |
| 計             | 11,885(1,806) | 30,955(6,845) | 19,070(5,039) |

※ ( ) は内数で、医療機関・薬局のみなし事業者を除いた数

〔後略〕

#### 485 〔静岡県内市町の介護保険料（月額）の状況（第1期～第3期）〕 2006・6

県立中央図書館所蔵

県議会事務局『議会資料 視点』No.238、36頁

静岡県内市町の介護保険料（月額）の状況

(単位：円)

| 市町村名  | 第3期保険料 (A) |       | 第2期保険料<br>(B) | 第1期保険料 | 伸び率<br>(A/B - 1) |       |
|-------|------------|-------|---------------|--------|------------------|-------|
|       | 順位         | 金額    |               |        | 順位               | 百分率   |
| 静岡市   | 13         | 3,600 | 2,900         | 3,000  | 12               | 24.1% |
| 浜松市※1 | 4          | 3,800 | 3,172         | 2,960  | 28               | 19.8% |

## 第2編 「地方分権」と地方政治の再編

|        |       |       |       |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 沼津市    | 13    | 3,600 | 3,100 | 2,899 | 34    | 16.1% |
| 熱海市    | 23    | 3,480 | 2,825 | 2,825 | 16    | 23.2% |
| 三島市    | 8     | 3,758 | 2,842 | 2,842 | 6     | 32.2% |
| 富士宮市   | 13    | 3,600 | 2,949 | 2,949 | 22    | 22.1% |
| 伊東市    | 20    | 3,500 | 2,800 | 2,800 | 10    | 25.0% |
| 島田市    | 34    | 3,200 | 2,652 | 2,521 | 25    | 20.7% |
| 富士市    | 12    | 3,625 | 2,825 | 2,950 | 8     | 28.3% |
| 磐田市    | 24    | 3,400 | 2,800 | 2,809 | 23    | 21.4% |
| 焼津市    | 10    | 3,662 | 2,960 | 2,864 | 15    | 23.7% |
| 掛川市    | 4     | 3,800 | 2,800 | 2,568 | 5     | 35.7% |
| 藤枝市    | 30    | 3,340 | 2,930 | 2,750 | 40    | 14.0% |
| 御殿場市   | 31    | 3,300 | 2,900 | 2,600 | 41    | 13.8% |
| 袋井市    | 9     | 3,700 | 2,830 | 2,685 | 7     | 30.7% |
| 下田市    | 34    | 3,200 | 2,600 | 2,800 | 17    | 23.1% |
| 裾野市    | 33    | 3,250 | 2,834 | 2,683 | 38    | 14.7% |
| 湖西市    | 34    | 3,200 | 2,800 | 2,800 | 39    | 14.3% |
| 伊豆市    | 24    | 3,400 | 2,900 | 2,815 | 30    | 17.2% |
| 御前崎市   | 3     | 3,900 | 2,800 | 2,500 | 2     | 39.3% |
| 菊川市    | 4     | 3,800 | 3,100 | 2,500 | 19    | 22.6% |
| 伊豆の国市  | 24    | 3,400 | 2,900 | 2,790 | 30    | 17.2% |
| 牧之原市   | 13    | 3,600 | 2,946 | 2,553 | 21    | 22.2% |
| 東伊豆町   | 20    | 3,500 | 3,000 | 2,800 | 32    | 16.7% |
| 河津町    | 34    | 3,200 | 2,780 | 2,663 | 37    | 15.1% |
| 南伊豆町   | 34    | 3,200 | 2,600 | 2,608 | 18    | 23.1% |
| 松崎町    | 31    | 3,300 | 2,660 | 2,660 | 14    | 24.1% |
| 西伊豆町   | 24    | 3,400 | 2,700 | 2,700 | 9     | 25.9% |
| 函南町    | 7     | 3,785 | 2,777 | 2,777 | 4     | 36.3% |
| 清水町    | 20    | 3,500 | 3,000 | 2,900 | 32    | 16.7% |
| 長泉町    | 13    | 3,600 | 3,000 | 2,850 | 27    | 20.0% |
| 小山町    | 11    | 3,650 | 2,925 | 2,725 | 11    | 24.8% |
| 芝川町    | 13    | 3,600 | 2,980 | 2,980 | 24    | 20.8% |
| 富士川町   | 39    | 3,150 | 2,730 | 2,685 | 35    | 15.4% |
| 由比町    | 13    | 3,600 | 2,900 | 2,860 | 12    | 24.1% |
| 岡部町    | 1     | 4,660 | 2,940 | 2,342 | 1     | 58.5% |
| 大井川町   | 2     | 3,980 | 2,900 | 2,448 | 3     | 37.2% |
| 吉田町    | 24    | 3,400 | 2,850 | 2,500 | 29    | 19.3% |
| 川根町    | 41    | 3,000 | 2,600 | 2,200 | 35    | 15.4% |
| 川根本町   | 40    | 3,100 | 2,536 | 2,100 | 20    | 22.2% |
| 森町     | 24    | 3,400 | 2,833 | 2,765 | 26    | 20.0% |
| 新居町    | 41    | 3,000 | 3,000 | 2,800 | 42    | —     |
| 県平均額※2 | 3,590 |       | 2,939 | 2,845 | 22.2% |       |
| 全国平均   | 4,090 |       | 3,293 | 2,911 | 24.2% |       |

※1 浜松市は、合併時の合意に基づき、18年度のみ不均一賦課（3,200円：旧浜北市、旧春野町、旧佐久間町、旧水窪町、3,600円：旧天竜市、旧三ヶ日町、3,800円：旧浜松市、旧舞阪町、旧雄踏町、旧細江町、旧引佐町、旧龍山村）

※2 県平均額は、各市町の65歳以上人口に基づく加重平均値

※ 合併市町の第1期・第2期保険料は、合併後の新保険料又は65歳以上人口に基づく加重平均値。

#### 486 【ふじのくに高齢者プラン21（第2次計画）の概要】 2000・6

静岡県立中央図書館所蔵

静岡県議会事務局『議会資料 視点』No.213、31頁

##### 1 計画の趣旨

高齢化の急速な進展、介護保険制度の施行など変革期にあって、今後5年間の静岡県における高齢者保健福祉の基本的な政策目標を設定するとともに、今後取り組むべき施策を推進するために第2次計画を策定する。

##### 2 計画の性格

老人保健法に基づく老人保健計画、老人福祉法に基づく老人福祉計画及び介護保険法に基づく介護保険事業支援計画を一体的に策定する。

市町村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の達成に資するとともに、各市町村を通じる広域的な観点から、目標年度における保健福祉サービスの提供体制の計画的な確保を図る。

##### 3 計画の基本理念

「高齢となっても快適に暮らせる静岡県づくり」を目指すこととし、そのための基本指針を次のとおりとする。

- 1 健康長寿の県づくり
- 2 利用者本位の質の高い介護サービスの提供
- 3 地域に根ざした保健・福祉サービスの展開

##### 4 計画期間

平成12年度から16年度までの5年間の計画とし、3年ごとに見直しを行う。



## 5 介護サービスの目標

| サービス区分 |               |                 | 平成10年度<br>実績 | 平成11年度<br>目標(A) | 平成16年度<br>目標(B) | B/A |
|--------|---------------|-----------------|--------------|-----------------|-----------------|-----|
| 居宅サービス | 訪問介護          | 利用時間 (千時間)      | 777          | 1,591           | 9,072           | 5.7 |
|        |               | ホームヘルパー (人)     | 2,040        | 2,951           | 14,242          | 4.8 |
|        | 訪問看護          | 利用時間 (千時間)      | 240          | 414             | 1,904           | 4.6 |
|        |               | 訪問看護ステーション (か所) | 56           | 83              | 225             | 2.7 |
|        | 通所介護          | 年間利用回数 (千回)     | 645          | 885             | 2,222           | 2.5 |
|        |               | デイサービスセンター (か所) | 224          | 262             | 373             | 1.4 |
|        | 短期入所生活介護      | 年間利用週数 (千週)     | 55           | 75              | 143             | 1.9 |
|        |               | ショートステイ専用床 (床)  | 1,505        | 1,691           | 2,912           | 1.7 |
| 施設     | 介護老人福祉施設 (床)  |                 | 6,821        | 7,401           | 10,597          | 1.4 |
|        | 介護老人保健施設 (床)  |                 | 4,637        | 5,663           | 8,418           | 1.5 |
|        | 介護療養型医療施設 (床) |                 | —            | —               | 8,349           | —   |

## 487 〔児童相談所における児童虐待相談の状況〕 2001・12

静岡県立中央図書館所蔵

静岡県議会事務局『議会資料 視点』No.219、38頁

## (1) 虐待相談処理件数の推移 (13年度は6月末) (単位：件)

|     | 6年度   | 7年度   | 8年度   | 9年度   | 10年度  | 11年度   | 12年度   | 13年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|------|
| 全 国 | 1,961 | 2,722 | 4,102 | 5,352 | 6,932 | 11,631 | 18,804 | —    |
| 静岡県 | 36    | 43    | 141   | 175   | 293   | 322    | 444    | 153  |

※12年度の全国の件数は受付件数である。

## (2) 虐待相談の種類別内訳 (13年度は6月末) (単位：件)

| 種別／年度  | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 |
|--------|-----|-----|-----|------|------|------|------|
| 身体的虐待  | 35  | 47  | 8   | 142  | 155  | 196  | 66   |
| 性的虐待   | 6   | 12  | 15  | 14   | 8    | 12   | 3    |
| 心理的虐待  | —   | 13  | 13  | 27   | 44   | 40   | 14   |
| ネグレクト  | 2   | 68  | 63  | 104  | 115  | 196  | 70   |
| (登校禁止) | —   | 1   | 3   | 6    | —    | —    | —    |
| 合 計    | 43  | 141 | 175 | 293  | 322  | 444  | 153  |

※8年度から心理的虐待と登校禁止も計上、11年度から登校禁止はネグレクトに計上

## (3) 虐待相談処理状況 (13年度は6月末) (単位：件)

| 区分／年度         | 7年 | 8年 | 9年  | 10年 | 11年 | 12年 | 13年 |
|---------------|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 助 言 指 導       | 11 | 25 | 17  | 17  | 41  | 49  | 6   |
| 継 続 指 導       | 15 | 60 | 118 | 198 | 171 | 239 | 74  |
| 他 機 関 幹 旋     | 2  | 0  | 0   | 2   | 18  | 8   | 0   |
| 児 童 福 祉 司 指 導 | 0  | 1  | 8   | 14  | 9   | 7   | 4   |

|                 |    |     |     |     |     |     |     |
|-----------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 児 童 委 員 指 導     | 0  | 0   | 2   | 0   | 3   | 0   | 0   |
| 児童家庭支援センター指導    | —  | —   | —   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 福 祉 事 務 所 送 致   | 0  | 0   | 0   | 9   | 19  | 17  | 9   |
| 訓 戒 ・ 誓 約       | 0  | 0   | 0   | 0   | 2   | 0   | 0   |
| 児 童 福 祉 施 設 入 所 | 11 | 50  | 29  | 44  | 59  | 114 | 20  |
| 施 設 通 所         | 0  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 里 親 委 託         | 0  | 0   | 0   | 1   | 0   | 7   | 0   |
| そ の 他           | 4  | 5   | 1   | 8   | 0   | 3   | 40  |
| 合 計             | 43 | 141 | 175 | 293 | 322 | 444 | 153 |

※13年度のその他の40件のうち39件は、調査中又は一時保護中などの件数である。

#### (4) 一時保護の状況 (13年度は6月末)

(単位：件)

| 区分／年度  | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 |
|--------|-----|-----|-----|------|------|------|------|
| 一時保護   | 3   | 22  | 36  | 47   | 40   | 68   | 24   |
| 一時保護委託 | 2   | 14  | 14  | 36   | 37   | 57   | 30   |
| 合 計    | 5   | 36  | 50  | 83   | 77   | 125  | 54   |

※一時保護委託とは児童福祉施設、里親、警察などに委託した数

### 488 『しずおかエンゼルプラン 21 2000-2004』〔抄〕 2001・3

県立中央図書館所蔵

『しずおかエンゼルプラン 21』、24-25 頁

## 1 計画の目標

### 子どもが尊重され、子育てが大切にされる社会

真に豊かで活力に満ちた個性輝く「快適空間しずおか」の実現に向けて、健やかに生み育てる環境づくりが求められています。

このため、本県では、多様な保育サービスの充実、家庭での子育てを支援する体制の充実、子どもが健やかに育つ環境の整備充実などにより、21世紀の静岡県を担う子どもが健やかに育つとともに、喜びや楽しみ、夢を持って子どもを生み育てられる環境を整備していきます。

こうした環境を整備していく目標として、「子どもが尊重され、子育てが大切にされる社会」を設定します。

## 2 計画の基本的考え方

計画の目標を達成していく基本的な考え方は、次のとおりです。

### (1) 子どもを生みたい人が安心して生み育てることのできる環境を整えていく。

子どもを生む生まないは個人の選択にゆだねられるものですが、出産や子育てについての選択を尊重しつつ、子どもを生みたい人が安心して生み育てることができる環

境を整備する必要があります。

この場合、多様な生き方や価値観を尊重するとともに、一人ひとりの子どもの人格を認め、子どもにとって最善の利益が確保されるよう配慮することが大切です。

- (2) 男女がともに子育てに関われる環境を整えるとともに、子育てを社会全体で支援していく。

本来、子育てにおいては家庭の役割が何より大切であり基本です。このため、バランスのとれた職業生活と家庭生活を送り、男女がともに子育てに関わることができるよう環境を整備する必要があります。

また、子どもを生み育てることは、現在の社会、文化などを引き継ぎ、さらに活力あふれる豊かな未来を築いていく次世代を形成する営みです。

こうした観点から、子育てを社会的な投資と位置づけ、子どもが心豊かでたくましく育つよう、家庭だけでなく、学校、地域社会、企業、行政など、社会全体で子育てを支援していく必要があります。

- (3) 子ども自身が「夢」を持ち、心身ともに健やかに育つことができる環境を整えていく。

次代を担う子どもが、個性豊かでたくましく思いやりのある人間として成長し、自立して生きていくことができるよう、子どもの健やかな成長を支援していきます。

子どもにとって、自発的、創造的、冒険的な遊びは、生活そのものであり、心身の健やかな成長を図るうえで必要、不可欠のものです。

また、子どもの豊かな感性や優しさ、思いやりの心などを育むために、子ども同士や高齢者などとの地域社会におけるふれあいや自然、スポーツ、芸術、文化などにふれる機会を充実し、子ども自身が「夢」を持ち、心身ともに健やかに育つことができる環境を整備していく必要があります。

#### 489 ハンセン病問題の早期解決に関する決議（案） 2001・7・10

『県議会平成13年6月定例会会議録』

##### ハンセン病問題の早期解決に関する決議（案）

先般、国はハンセン病国家賠償請求訴訟に係る熊本地裁判決に対して控訴しないことを決定し、判決が確定した。

政府は正式に謝罪し、国会もハンセン病問題に関する国会決議を行うとともに、補償金の支給や名誉回復を内容とする「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を可決した。本県には、国立駿河療養所及び財団法人神山復生病院の2か所のハンセン病療養所があり、今も多くの方々が療養生活を送られており、また、県外の療養

所にも多くの本県出身者が入所している。

もとよりハンセン病は感染力が弱く、医学の進歩により、既に治癒する病気となっていたにもかかわらず、「らい予防法」に基づき長年にわたり、強制収容、外出制限などの隔離政策が行われた。

本県議会は、この事実を認めた地裁判決を重く受け止め、多くの患者・元患者の方々が受けた筆舌に尽くしがたい御労苦に対し、深く反省し、おわびするとともに、多くの苦しみと無念の中で亡くなられた方々に深甚なる哀悼の意をささげるものである。

静岡県議会は、患者・元患者の方々が高齢であることを踏まえ、速やかに名誉と基本的人権を回復するため、福祉の増進、ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発など必要な措置が講ぜられ、ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決が図られるよう、全力を尽くすことを固く決意する。

以上、決議する。

平成13年7月10日

静岡県議会

#### 490 【認定こども園の概要】 2006・10・1

静岡県立中央図書館所蔵

静岡県議会事務局『議会資料 視点』No.241、2007・2、37～38頁

### 1 概要

小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進することを目的に、幼稚園と保育所等を一体化した施設「認定こども園」を整備するため、「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が平成18年6月15日公布され、平成18年10月1日施行された。

県は、職員配置等の具体的な認定基準を文部科学・厚生労働大臣が定めた指針を参酌して条例で定める必要があるため、関係者等から意見を聴取しながら、子育て支援室を窓口として、私学振興室及び義務教育課の三課室が一体となり条例案の作成を進め、12月議会で可決された。

### 2 認定

- (1) 幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものは、都道府県知事から「認定こども園」としての認定を受けることができる。

・教育及び保育を一体的に提供

(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)

- ・地域における子育て支援の実施

(相談や親子の集いの場の提供等)

- (2) 認定施設に対し「認定こども園」の表示を義務付けるとともに認定施設以外の施設による名称の使用を制限する。

### 3 類型

- (1) 幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

- (2) 幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。

- (3) 保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。

- (4) 地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない認可外保育施設が認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。

### 4 特例措置

- (1) 財政措置（幼保連携型のみ）

- ・既存の幼稚園、保育所に対する助成制度を拡充し、設置者が学校法人、社会福祉法人のいずれであっても、運営費及び施設整備費を助成する。
- ・認定施設となる場合の保育所定員の特例として10人でも認可し、運営費等の助成対象とする。

- (2) 利用手続き・利用料

認定施設と利用者間の直接契約とし、利用料は基本的に認定施設で決定する。

### 5 法施行期日 平成18年10月1日

〔後略〕

## 491 〔静岡県の後期高齢者医療の実績〕 2012

静岡県後期高齢者医療広域連合ホームページ

静岡県後期高齢者医療広域連合「静岡県後期高齢者医療広域連合 第二次広域計画」

### 1 制度開始後の状況

平成20年4月から施行された後期高齢者医療制度は、当初、制度の周知不足等により、制度に対する問い合わせや意見が数多く寄せられました。

そのため、国、県、広域連合及び関係市町が相互に連携し、制度の説明会の実施や広報の充実を図り、制度への理解が得られるよう努めてきました。

また、国においては、制度移行の前後で負担が過大とならないよう制度開始後も保険料負担額の軽減等、順次制度の見直しを行ってきました。

広域連合においても、国の動向を踏まえ、制度の安定運営に努めてきたところです。

○実績（平成20年度～平成22年度）

|                       | 平成20年度                      | 平成21年度         | 平成22年度                      |
|-----------------------|-----------------------------|----------------|-----------------------------|
| 年 間 平 均<br>被 保 険 者 数  | 409,736 人                   | 421,851 人      | 434,704 人                   |
| 医 療 給 付 費             | 247,464,318千円               | 286,867,665 千円 | 304,518,536 千円              |
| 1 人 当 たり<br>医 療 給 付 費 | 604 千円                      | 680 千円         | 701 千円                      |
| 保 険 料 率               | 均等割額 36,000 円<br>所得割率 6.84% |                | 均等割額 36,400 円<br>所得割率 7.11% |
| 保 険 料 収 納 率           | 98.71%                      | 98.86%         | 99.06%                      |

※年間平均被保険者数は、3月から翌年2月までの各月末時点の被保険者数の合計12で除した数（平成20年度は、4月から翌年2月までの各月末時点の被保険者数の合計を11で除した数）

※医療給付費には葬祭費を含みません。

※平成20年度の医療給付費は11箇月分（平成20年4月～平成21年2月分）

#### 492 【年金問題に関する意見書】 2007・7・3

『県議会平成19年6月定例会会議録』

平成19年7月3日

衆議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣

参議院議長 総 務 大 臣 社会保険庁長官 あて

静岡県議会議長 佐野 康輔

#### 年金問題に関する意見書（案）

公的年金は、国民の高齢期等における生活を支える重要な制度であるが、5,000万件に及ぶ不明な年金記録が明らかになり、多くの国民は年金制度への不安と不信を抱いている。

この問題の責任は、国民ではなく、10年前に基礎年金番号を導入した時点で、統合できない膨大な保険料納付記録の存在を把握していたにもかかわらず、抜本的な対策を取ってこなかった国にあることは明らかである。



年金時効撤廃特例法によっても、保険料を納めたにもかかわらず、証拠が明確でないために「納付記録の訂正」ができない人は補償の対象とされず、また、納付記録が正確に復元できなければ補償につながらない。

よって国においては、国民がこれまで納付した保険料に見合った年金を確実に受給できるよう、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 納付の実績が正確に入力・管理されるよう調査を徹底するとともに、加入者に納付記録を送付し情報の提供に努めること。
- 2 完全に納付記録が消失してしまった加入者については、加入者の証言を最大限に尊重して補償すること。
- 3 相談窓口を全市町村に開設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 第4章 選挙と政党 一分権改革と地域政治組織

### 第1節 総選挙、参議院選挙、知事選挙、県議会選挙

493 総選挙しずおか2000＝女性グループが候補者の政策見極め 2000・6・23

『静岡新聞』2000・6・23夕刊、2面

▼選挙カー、ポスターだけでは決められない

▼介護保険見直しは／子どものための施策は

名前を連呼する選挙カーやスローガンだけのポスターではだれに投票してよいか決められない。候補者の政策や人柄をとらえようと、アンケートを実施した女性市民グループが、投票日を目前に控え、集計作業に追われている。今回の総選挙では、候補者の政見を直接聞く「公開討論会」が各地で開かれるなど、自分たちの考えに合った政策の候補者を見極めようという市民側の積極的な姿勢がうかがえる。

静岡市のアイセル21で昨年十月から一年間にわたり法律、経済、女性問題、地方自治などをテーマに学んでいるアイセル女性カレッジ第四期受講生は、今回の総選挙で初めて候補者アンケートを試みた。六月上旬、自分たちが暮らす静岡1区の候補者対象に質問状を郵送した。

「介護保険制度の早期見直しについてどう考えるか」「育児・介護休業法を男性も取得しやすくするための対策は」「子どものストレスを取り除くためにはどんな施策が望ましいか」など、メンバー二十二人が出し合った案から四項目に絞って質問した。

メンバーの一人、静岡市国吉田の主婦久保田さきのさん(35)は「子育てや介護中の主婦は、外出もままならない。選挙カーは名前を連呼しているだけで、わたしたちのほしい情報が得られない。何を基準に投票してよいか分からなかった」と質問状送付に至ったいきさつを説明する。回答は送付した全員から返ってきた。欄びっしりに書かれた返答に「やっただけのことはあった」と手ごたえを感じている。集計し、投票日に間に合うようにメンバーに送る。

日本婦人有権者同盟静岡支部(左近司信子支部長)は、小選挙区と比例代表の県内全候補者を対象にアンケートを行った。しかし、今回返信があったのは、約半分の二十通。「事務所がごたついていて質問状をなくした」と言われ、がっかりすることもある。

同支部ではこれまでも県議選や総選挙で聞き取り調査や、候補者を招いて「聞く会」など実施してきた。左近司支部長は「広報や新聞に載っていない情報が直接聞ける」とアンケートの効果を指摘しながら、「今回1、6、8区などで行われた公開討論会は準備が大

変だが、候補者の意外な反応をみることもでき、今後定着していくのでは」と話している。

#### 494 自民6、民主6、無所属1－県内の衆院選挙開票結果 2000・6・26

『静岡新聞』2000・6・26朝刊、1面

県内小選挙区では自民党が現有議席を二つ減らして四議席に後退し、民主党が二つ増やして四議席に躍進した。静岡1区で無所属新人の上川陽子氏が初当選し、唯一の議席死守に全力を挙げた公明党が議席を失った。民主は全選挙区に候補を擁立。前職とともに新人も各選挙区で健闘し、自公保連立政権への批判票に支えられて細野豪志氏（7区）、鈴木康友氏（8区）が初当選を飾った。自民は7、1区での保守系候補乱立が響いた。投票率は六六・〇四%で、戦後最低の前回を四・五九ポイント上回った。

一方、比例代表東海ブロックは自民が前職の杉山憲夫氏と新人の倉田雅年氏が当選し、民主は重複立候補した1区の元職の牧野聖修氏、2区の新人の津川祥吾氏が惜敗率で復活当選した。小選挙区と比例区を合わせた議席数は自民、民主ともに六議席となった。共産党は8区で前職の平賀高成氏が法定得票数に達しなかったために比例復活が不可能となり、議席を失った。社民、保守党も現有一議席を守れなかった。

有力五人が大接戦を繰り広げた1区は上川氏が土壇場で飛び出して初当選した。民主元職の牧野氏も自公批判票を取り込んで健闘し、僅差で次点となった。前回、自民分裂に乗じて議席を獲得した公明前職の大口善徳氏は固い組織票に加え、保守層にも食い込む選挙戦を展開したが、再選は果たせなかった。

2区は自民前職の原田昇左右氏が民主新人の津川祥吾氏の急追を振り切って九回目の当選を果たした。公示直前に比例区からくら替えした自民前職の大石秀政氏は準備不足が否めなかった。3区は初代金融再生相を務めた自民前職のベテラン、柳沢伯夫氏が厚い保守地盤に支えられ、連合静岡をバックにした民主新人、鈴木泰氏を寄せ付けなかった。4区でも自民前職の望月義夫氏が企業・団体など幅広い支援体制に支えられ、二期目を手にした。

5区は自民前職の斉藤斗志二氏が組織力を生かし、労組票に加えて無党派層に支持を広げて食い下がる民主新人の和泉昭子氏を振り切った。前回、無所属出馬した桜田光雄氏が自民公認を得て民主前職の渡辺周氏に挑んだ6区は、労組票とともに幅広い浮動票を集めた渡辺氏が圧倒した。7区は前職の木部佳昭氏ら自民系三氏が票を食い合う間隙をつき、若者や女性らの幅広い支持を集めた民主新人の細野豪志氏が抜け出した。

8区は自民前職の塩谷立氏が公明推薦を受けて自公の協力体制を固めたが、連合静岡、企業を中心にした民主新人の鈴木康友氏が衆院補選の雪辱を果たした。

9区は民主前職で党幹事長代理の熊谷弘氏が、急追した自民新人の鈴井慎一氏の再挑戦を

跳ね返した。

**495 〔県選管、参議院議員通常選挙結果を報告〕 2001・7・29**

静岡県選挙管理委員会『平成13年選挙結果調』、2002・1、1、105頁

1 選挙の概要

平成13年7月22日に任期が満了する第19回参議院議員通常選挙は、静岡県知事選挙と同日に執行され、平成13年7月12日に公示、7月29日に投票が行われた。

早くから通常選挙の時期がいつになるか注目されていたが、通常国会の召集日との関係から平成13年1月には7月29日投票が確定的と報道された。

今回の参議院議員通常選挙は21世紀最初の国政選挙であり、4月には小泉内閣が発足し、景気低迷の長引く厳しい経済情勢の中にあって、今後のわが国の進路を方向づける極めて重要な意義を有する選挙として注目された。

投票日の天候はくもり時々雨であったが、投票率は61.64%（選挙区）と、前回は4.17ポイント上回った。

公職選挙法の改正が平成12年11月に行われ、比例代表選挙が非拘束名簿方式に改正されて初めての選挙であることから即日開票の実施が危ぶまれたが、市町村選挙管理委員会の協力により即日開票を実施した。しかし、投開票確定時間が予定より大きく遅れるなど、非拘束名簿式への今後の対応について様々な課題を残した。なお、今回の選挙で初めて県と市町村選挙管理委員会をオンラインで結ぶ投開票速報システムを導入したが、各般の尽力により、おおむね順調に運用された。〔中略〕

## 11 開票結果

## (1) 候補者別(政党別)得票数

## (ア) 選挙区

| 当落の別  | 候補者氏名              | 得票数         | 男女別    | 年齢 | 党派          | 新元前別          | 職業           |
|-------|--------------------|-------------|--------|----|-------------|---------------|--------------|
| 当     | 竹山 ゆたか<br>(竹山 裕)   | 552,894     | 男      | 67 | 自由民主党       | 前             | 無 職          |
| 当     | しんば 賀津也<br>(榛葉賀津也) | 478,508     | 男      | 34 | 民 主 党       | 新             | 有限会社アゴラ代表取締役 |
| 落     | 鈴木 まさたか<br>(鈴木 正孝) | 385,440.001 | 男      | 61 | 自由民主党       | 前             | 無 職          |
| 落     | しまづ 幸 広<br>(島津 幸広) | 143,889     | 男      | 44 | 日本共産党       | 新             | 政 党 役 員      |
| 落     | 鈴 木 弘 子            | 96,482.926  | 女      | 43 | 女 性 党       | 新             | 嘱 託 社 員      |
| 落     | 原 直 子              | 84,325      | 女      | 37 | 自由連合        | 新             | 会 社 役 員      |
| 法定得票数 |                    | 145,128.250 | 供託物没収点 |    | 108,846.187 | 選挙運動<br>法定費用額 | 53,861,800 円 |

## (イ) 比例代表

11時05分現在 確定  
静岡県選挙管理委員会  
開票率 100.00%

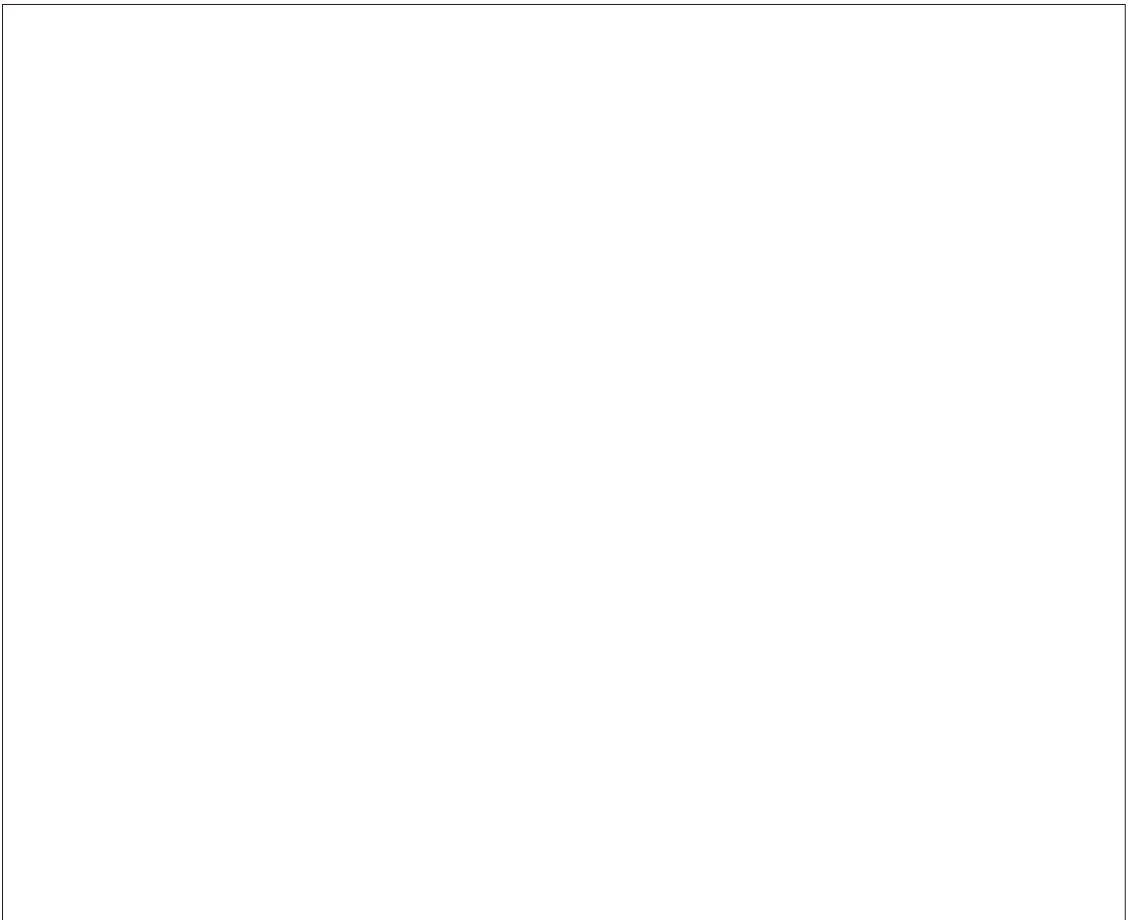
平成13年7月29日 執行 参議院比例代表選出議員選挙 開票結果(総括表)

| 届出<br>番号 | 政党等の名称   | 得票総数<br>[ア+イ] | 得票率   | 政党等の得票総数<br>[ア] | 名簿登載者の得票総数<br>[イ] |
|----------|----------|---------------|-------|-----------------|-------------------|
|          |          |               |       |                 |                   |
| 1        | 日本共産党    | 110,042.775   | 6.28  | 105,287         | 4,755.775         |
| 2        | 第二院クラブ   | 35,283.251    | 2.01  | 19,246          | 16,037.251        |
| 3        | 維新政党・新風  | 1,748         | 0.10  | 1,150           | 598               |
| 4        | 女性党      | 23,299.858    | 1.33  | 19,122          | 4,177.858         |
| 5        | 無所属の会    | 4,223         | 0.24  | 3,471           | 752               |
| 6        | 保守党      | 38,318.020    | 2.19  | 19,587          | 18,731.020        |
| 7        | 民主党      | 330,026.986   | 18.83 | 231,545         | 98,481.986        |
| 8        | 新社会党     | 7,948.209     | 0.45  | 6,021           | 1,927.209         |
| 9        | 自由連合     | 21,324.088    | 1.22  | 11,569          | 9,755.088         |
| 10       | 公明党      | 219,096.821   | 12.50 | 54,450          | 164,646.821       |
| 11       | 自由民主党    | 730,651.337   | 41.67 | 575,586         | 155,065.337       |
| 12       | 社会民主党    | 95,261.709    | 5.43  | 62,457          | 32,804.709        |
| 13       | 自由党      | 119,021.232   | 6.79  | 108,049         | 10,972.232        |
| 14       | 新党・自由と希望 | 16,743.168    | 0.96  | 2,881           | 13,862.168        |
|          |          |               |       |                 |                   |
|          |          |               |       |                 |                   |
|          | 合 計      | 1,752,988.454 |       | 1,220,421       | 532,567.454       |

| 開 票 内 訳                  | 票 数            |
|--------------------------|----------------|
| (A) 得票総数[(a)+(b)]        | 1,752,988 .454 |
| (a) 政党等の得票総数             | 1,220,421      |
| (b) 名簿登載者の得票総数           | 532,567 .454   |
| (B) 按分の際、切り捨てた票数         | 0 .546         |
| (C) 何れの政党等・名簿登載者にも属さない票数 | 22             |
| (D) 有効投票数[(A)+(B)+(C)]   | 1,753,011      |
| (E) 無効投票数                | 92,134         |
| (F) 投票総数[(D)+(E)]        | 1,845,145      |
| 無効投票率[(E)/(F)×100]       | 4.99           |
| (G) 持ち帰りその他              | 167            |
| 投票者総数[(F)+(G)]           | 1,845,312      |

**496 参院選、連立の枠組み焦点 知事選、石川氏が3選目指す** 2001・1・1

『朝日新聞』2001・1・1朝刊、静岡1面





**497 静岡知事選に水野誠一参院議員が出馬へ 無所属の会** 2001・5・9

『朝日新聞』2001・5・9朝刊、3面

**498 住民投票には静岡・石川嘉延知事、賛成 空港建設の是非問う** 2001・5・19

『朝日新聞』2001・5・19朝刊、37面

**499 [選挙] 知事選 石川嘉延氏が圧勝で3選一夢持てる県政、託す** 2001・7・30

毎日新聞 2001・7・30朝刊、17面

◇エコパ、空港に期待感——水野氏の政策、県民と遊離

静岡県知事選挙は29日投・開票され、現職で自民・公明・保守推薦の石川喜延氏が圧勝

し、3選を果たした。石川氏は産業の振興や地震対策など県政全般の実績を訴えて県内全域から安定した支持を得た。静岡空港など大型公共工事を批判した水野誠一氏は敗北した。最大の争点の空港問題で、建設推進の石川氏が支持されたことは、住民投票条例案の県議会審議に複雑な影響を与えよう。投票率は62・15%で、前回は20・51ポイント上回り、関心の高さを示した。

#### ◆勝因

##### ◇争点巧みにかわす——石川氏、危機感バネに組織固め

長野や千葉で無党派知事が誕生した流れを受けた水野氏の立候補。このため石川陣営が深刻な危機感を持ったことが最大の勝因だろう。自民、公明、保守が推薦。県議76人の70人をほぼ掌握した。連合静岡の支援も取り付けたうえ、農協や漁協、経済界など幅広い団体の支持があった。負けるはずがない選挙。会体をまとめることができるかどうかが問われた中で、危機感がバネになって組織固めが順調に進んだといえよう。

しかし、裏の勝因は、他候補が争点にしようとした静岡空港建設の是非を、巧みにかわした選挙戦術にあるのではないか。石川陣営は街頭演説の際には、空港をPRする法定ビラを配布して他候補に反論。しかし、本人の口からはほとんど触れず、県政全般、2期8年の実績をアピールした。県民の関心が空港問題だけではないという現実の姿をうまくとらえ、空港を起点に逆風が起きることを防いだ。住民投票条例の制定を求める直接請求に、石川氏が賛意を示したことも、「独善約な県政運営」と他候補が批判するのを封じ込めることに効果があったと思う。【丸山進】〔中略〕

#### ◆敗因

##### ◇建設反対、共感広がらず——水野氏、小泉人気で風向き一変

大きな組織を持たない水野氏は、田中康夫・長野県知事、堂本暁子・千葉県知事ら著名人を呼び、風頼みの選挙をしようとした。しかし、両県で吹いた無党派旋風は起きなかった。なぜか、同氏が立候補表明する1カ月前の4月下旬、8割という驚異的な支持率を誇る小泉内閣が発足。これで、トレンドだった反自民の無党派旋風の風向きは180度変わってしまった。陣営は、空港建設反対など公共事業批判を繰り返し訴え、反石川色を鮮明にしたが、すでに情勢を読み間違えていたといえる。

水野氏が、県外出身者で田中氏や堂本氏のように知名度がなかったことも、各層に浸透しきれなかった理由だ。陣営関係者は「あと1カ月立候補表明が早ければ、もっと浸透できた」と語る。長野・千葉県知事選にならって、政党や団体の推薦を受けず、「勝手連」中心に運動を展開したが、その中核は選挙運動のノウハウがない市民団体や主婦ら。空港建設反対にも共感が広がらず、ぜい弱な組織を補う原動力にはならなかった。【斎藤良太】〔中略〕

◇石川県政8年、全体を評価

知事選の結果をどう見るか。結論を言えば、県民は石川県政が提示してきた夢を支持し、逆に水野氏の政策・主張は県民の心から遊離していた。

水野氏は大型の箱モノ行政を「無駄遣い」と批判した。まず、エコパだが、新潟、茨城、大分のワールドカップ（W杯）に向け立派なスタジアムを建設する時に、サッカー王国の静岡県で「造りません」という選択は不可能だったろう。「造れ」と県民は怒る。5月の静岡ダービーは超満員だったし、トトも人気だ。来年のW杯を県民の多くが楽しみにしている時、静岡県人ではない候補者に「無駄遣い」と言われたら、釈然としない。

水野氏はグラシシップにも否定的だ。県文化政策室によると、00年度の稼働率は大ホール（4600人）が67%、中ホール（1209人）は72%、ギャラリーは90%だ。入館者は2年間で延べ200万人余に達した。県人口の半分以上だ。少しおしゃれしてコンサートを楽しみ、ついでに記念写真を撮った人には、なぜ無駄遣いなのか、分かりにくい。

空港建設にも反対した。静岡の製造業も工場を海外に移転させつつあるが、中国の直営工場に指導・監督のため1カ月交代で10人の社員を派遣している会社があれば、成田空港と静岡の往復に1人約2万円、年240万円かかる。社長、役員の出張を加算すると300万円だ。空港ができればほぼ全額を削減でき、10年で3000万円の新たな投資も可能だ。ある経営者は「水野さんは経済人だったのになぜ反対するのか」といぶかった。不況風に苦しむホテル・旅館など観光業界も期待を寄せている。

エコパもグランシップも空港も、なにがしかの夢なのである。

家庭でも「無駄だ、無駄だ」と言っても何も買わなければ、将来に夢がない。県政も同じだ。しかも静岡県は製造品の出荷額が大阪や東京に次いで全国5位。県民が夢を持つのに十分豊かだ。

有権者の心情に立ち入って言えば、ささやかでも夢を持てる県政を今後も続けてほしいとの希望を、県民は石川氏に託したのだと思う。

水野氏は大型公共工事反対で風を起こそうとしたが、開票結果は県民の思いから離れていたことを示した。

県の財政は厳しいが、健全化計画を県民の多くは信頼した。ユニバーサル・デザインへの熱心な取り組みや、静岡文化芸術大学の設立などを含め、石川県政の過去8年を了とした、といえる。

今回、特異な現象は石川氏の支持者にも空港反対の人が相当数いることだ。県はメンツにこだわらず謙虚に県民の意見に耳を傾け、対話する姿勢がますます重要になっている。【白井研一】

◇知事選、投票率は62.15%——前回は大きく上回る

知事選の投票率は、62・15%で前回の41・64%を大きく上回る高投票率となった。参院選と同日選となったことに加え、小泉内閣誕生を機に政治的関心が高まっていることとあいまって、高投票率につながったものとみられる。

投票率は、74年の81・04%を最後に、低迷。78～86年の3回は50%台、90年には40%台まで落ち込み、石川氏が初当選した93年は35・14%の過去最低を記録した。

78年以降の知事選では、候補者の数は3人が最高で、いずれも自民党が推薦した候補が圧勝している。これに対し、今回は史上最多の5人が立候補。中でも、長野、千葉両県知事選に続き、無党派の風に乗ろうとする水野氏が立候補したことも関心を集めた理由だ。

また、98年の改正公職選挙法の施行で、投票時間が2時間延長され、不在者投票が簡略化されてから初めての知事選となったことも一因となった。

一方、参院選でも、静岡選挙区が改選される選挙区の中で唯一、自民党が2議席保有する選挙区。同党が現有議席を確保できるか、民主党の榛葉氏が一角を崩せるかどうかが目され、関心が高まった。

参院静岡選挙区の投票率は61・64%（前回57・47%）だった。〔後略〕

## 500 〔県選管、県知事選挙結果を報告〕 2001・7

静岡県選挙管理委員会『平成13年選挙結果調』、2004・3、207・234頁

## 第二編 静岡県知事選挙 平成13年7月29日執行

### 静岡県知事選挙

#### 10 開票結果

##### （1）候補者別得票数

| 当落の別  | 候補者氏名              | 得票数         | 男女別    | 年齢 | 党派          | 新現前元別     | 職業                                 |
|-------|--------------------|-------------|--------|----|-------------|-----------|------------------------------------|
| 当     | 石川 よしのぶ<br>(石川 喜延) | 1,024,604   | 男      | 60 | 無所属         | 現         | 県知事                                |
| 落     | 水野 せいいち<br>(水野 誠一) | 568,008     | 男      | 55 | 無所属         | 新         | 株式会社インスティテュート・オブ・マーケティング・アーキテクチャ代表 |
| 落     | 鈴木 良治              | 95,461      | 男      | 70 | 無所属         | 新         | 団体役員                               |
| 落     | 岡崎 けい子<br>(岡崎 湊子)  | 63,482      | 女      | 55 | 無所属         | 新         | 歴史研究家                              |
| 落     | 山本 康夫              | 49,754      | 男      | 37 | 無所属         | 新         | 会社員                                |
| 法定得票数 |                    | 450,327,250 | 供託物没収点 |    | 180,130,900 | 選挙運動法定費用額 | 45,313,300円                        |

## 501 選択・衆院選しずおか／争点を追う（上）＝構造改革－緩む規制、揺れる業界

2003・10・29

『静岡新聞』2003・10・29 朝刊、27 面

衆院選が二十八日に公示され、選挙戦もいよいよ本番入りした。争点の中でも注目の構造改革、年金改革、三位一体改革に、各党、各候補者がどう取り組むのか。争点を洗う。

＊

＊

■特区認定で税関 24 時間化－「少しだが前進」

■効果限定、新産業生むか

通常業務が終わった午後五時すぎの清水税関支署興津出張所。同僚たちの「お先に」の声を背に、パソコン画面前には四人の審査官が残った。

清水港は四月、構造改革「特区」の認定を受け、輸出入申告を処理する審査官の常駐時間を二時間延長した。土曜日でも午前八時半から午後五時まで常駐。時間外通関手数料は半額となり、時間外申請が月二十件から四十件程度に倍増した。

これが特区認定による「税関の貨物取り扱い二十四時間化」で今回認められた特例措置の「ほとんど唯一」（県担当者の一人）の目に見える内容だ。

「地方や民間の知恵と工夫の競争による活性化」をスローガンに昨年七月、小泉首相を長とする特区推進本部が発足。地方に規制緩和の具体的な提案を求めた。

期限は同八月末まで一カ月。話を振られた地方自治体はあわてた。「何か規制で困っていることはありませんか」。県は各担当が関係団体に呼び掛け、夏休み返上で四地区二十一項目の提案をまとめた。先端健康産業集積、光技術産業集積、国際港湾交流…。特区の名称は勇ましかった。

しかし省庁との調整の結果、これまで認められた具体的項目は「二十四時間化」のほか両産業集積特区の「外国人研究者の在留期間延長」などのみ。清水港利用者からは「少しずつだが前進」と一定の評価を受けるが、在留期間延長では「滞在期間や在留申請で不便したことはない」という研究者のそっけない声も聞こえる。

総選挙で自民党は、引き続き特区推進を掲げ、民主党もマニフェストで事業規制の原則撤廃の基本方針を定めた法律案を「平成十七年中に国会提出する」とうたう。

ただ構造改革に向けては、省庁の厚い壁とは別に、急速な規制緩和を嫌う業界の抵抗もある。

九月から始まった酒類販売の規制緩和では、一年間実施を猶予する「逆特区」に静岡市など県内二十六市町が指定された。「大店法以来、なしくずしに規制緩和が行われすぎた。一年では大手に対応しきれず、廃業する店も出るだろう」＝静岡市内の酒販店主（49）＝

と漏らす。

「規制緩和で果たして新産業が生まれるのか。構造改革に伴う痛みはいつまで続くのか一」。特区の県提案づくりに協力した清水港利用促進協会の望月聰会長（70）は一層の規制緩和に期待しつつ、こう指摘した。（衆院選取材班）

## 502 選択・衆院選しずおか＝票の行方・思い切実一衆院選、火ぶた 景気、年金…

安心求める有権者 2003・10・28

『静岡新聞』2003・10・28 夕刊、3面

「政権選択」を最大の争点とする衆院選が二十八日公示された。所により小雨が交じる中、朝から県内各地で行われた出陣式は、肌寒さにもかかわらず熱気に包まれた。景気対策、年金問題はー。各候補が張り上げた第一声は、有権者の耳にどう届いたのか。

＊

＊

■第一声に期待、注文

◆政権交代

「高速道路無料化など、不可能なことを公約する党を支持することはできない」。浜松市の与党陣営出陣式に駆けつけた鈴木寛二さん（67）＝無職、浜松市＝はこう強調した。一方、大物経済人と労組関係者が入り乱れた同市内の野党陣営で、鈴木雅太郎さん（36）＝会社役員、浜松市＝は「日本のこれからを決める時期、政権交代は不可欠。価値観を一度リセットし、新しいものを作り上げるプロセスが必要だ」と主張する。

5区の野党候補出陣式に参加した大高英子さん（62）＝三島市＝も「政権交代には若い人たちの力が必要。利権やしがらみに関係のない若い人が国会に行き、活躍することから始まると思う」と力を込めた。これに対し、藤枝市の農協本所前で与党候補の第一声を聞いた杉山祐子さん（46）＝主婦、藤枝市＝は「政権交代などあり得ない。それを争点にするなんて、向こうの作戦だ」と切り捨てた。

◆景気

野党候補を支持する横山寛さん（62）＝精肉店経営、静岡市＝は、「中堅スーパーが次々に閉鎖している。大型店しか生き残れないような政府のやり方に疑問が残る」と怒り交じりに話す。大倉準治さん（61）＝農業、小笠郡大東町＝も「このままでは離農者は増えるばかり。自由化に負けない国内農業の振興策を求めたい」とマイクを握る候補者に希望を託した。

大竹正夫さん（71）＝鳶職組合代表、沼津市＝は保守系候補の出陣式に顔を見せたが、「構造改革なんて難しいことは分からない。とにかく商売をやりやすくして」と訴えた。



◆年金

保守系候補の第一声に耳を傾けた原山雅光さん（46）＝会社役員、静岡市＝は「国が老後の保障を明確に打ち出さないと国民は安心できない」と注文を付けた。野党候補を応援する三上美信さん（62）＝左官、静岡市＝は「一番頑張らなくてはならない三十代、四十代が不安を持ってしまう」と現行の年金制度を批判した。

年金の将来に不安を抱く若者は多い。女性候補の出陣式に駆けつけた小林亜実さん（24）＝アルバイト、浜松市＝は「税金を財源に充てるのは基本的に賛成。消費税アップはきついけど、仕方がないと思う」と話した。

**503 衆院選03しずおか・揺れる集票マシン（上）＝建設業界－受注減、“縛り”利かず**

2003・10・30

静岡新聞 2003・10・30 夕刊、1面

与野党から「集票マシン」として重宝がられてきた各種業界や労働組合と、政治、選挙との関係が変わりつつある。利権と直結した「ぐるみ選挙」に対する世間の批判とともに、労働組合でも価値観の多様化で上部機関の締め付けが利かなくなったという事情がある。各業界、団体は新たな関係を模索しながら十一月九日投票の総選挙に臨む。

「建設会社の名前が入った花なんか、事務所に飾っておくことはできません」一。二〇〇〇年の前回総選挙直後、当選祝いのランを代議士の後援会事務所に届けた大手ゼネコンの県内営業所長は、事務所の女性にこう言って追い返された。

国、地方を問わず各種選挙で「集票マシン」の一つに位置づけられてきた建設業界。しかし政治との密着度は建設不況、競争激化の波にさらされ薄らいでいる。

集票力、動員力はかつて各陣営に頼られていた。中選挙区時代は水面下で陣営同士の引っ張り合いが続き、建設会社の色分けが票読みの有力な材料ともなった。

だが公共事業の受注が減り、「動員力の源だった協力業者への縛りが利かなくなっている」（静岡市内の中堅ゼネコン役員）。業界の集票力も〇一年の参院選では業界挙げて応援したはずの比例候補の県内得票が、「以前の十分の一程度」（県建設業協会幹部）の五千票台にとどまり弱体化をあらわにした。

そんな流れの中で、無党派層の目を気にする政治家たちも表面的には建設業界から一步距離を置き始めている。

代議士事務所にランを届けようとした元営業所長は「建設業界のイメージは、そこまで悪いのか」とつぶやく。

ただ他の業界に比べれば「仕事上、さまざまな利害関係が絡む」（中堅ゼネコン役員）だ

けに個別企業と選挙との縁が切れたわけではない。

民主党の前職、自民党公認の元職、無所属新人らが激しい戦いを繰り広げる6区。国土交通官僚出身の無所属新人は、自民党の古賀誠元幹事長の応援を受けている。

元国土交通官僚と“道路族のドン”とされる古賀元幹事長の組み合わせは、公共工事に密接にかかわる建設・土木業界には「無視できない」（業界関係者）存在だ。古賀元幹事長が駆けつけ、沼津市内で開かれた元官僚の集会には作業着姿の関係者の姿も目立った。

「自民党候補とともに、頼まれれば両方応援するしかない」。沼津市内の建設関連会社社長はねじれに困惑しながら、こう漏らした。（衆院選取材班）

#### 504 県内自・民が激戦＝衆院選開票 小選挙区票はどう動いた 2003・11・10

静岡新聞 2003・11・10 朝刊、4面

##### ▼1区＝牧野氏、無党派に浸透

民主前職の牧野聖修氏（58）がマニフェスト（政権公約）に関心を持つ無党派層に食い込んで票を伸ばし、三回目の当選を果たした。自民前職の上川陽子氏（50）は農協組織を使って市内全域に支援の輪を広げたが、保守層の分裂と終盤での上滑りが響いた。自民党を離党した無所属新人の田辺信宏氏（42）は終盤、激しく追い上げたが、政党公認候補の壁を崩せなかった。

連合静岡の支援を受けた牧野氏は、政権交代を目指す党組織と市議、県議時代からの後援会をフルに使い、小集会を重ねて手堅く票を固めた。党の菅代表、鳩山前代表らの支援を受け、合併した旧自由党を含む党支持層全体に浸透。労組は中電、NTT、県教組などが引き締めた。新たに加わった市民運動グループの活動も票の上積みにつながった。

上川氏は一期三年四カ月の間に開いた国政報告会を通じて市内全域に支持者を広げ、選挙戦では小泉首相らの応援などで自民票の底固めを図った。しかし自民分裂の痛手を回復することはできなかった。

田辺氏は最後まで出遅れが響いた。中田宏横浜市長の協力を得て若さと行動力を前面に押し出す選挙戦を展開。自民党のほか公明党支持層の一部にも浸透したが、“無所属の限界”の壁は厚かった。

共産新人の河瀬幸代氏（52）は市議の経験を生かしながら消費税の増税反対と護憲の立場を訴えたが伸び悩んだ。社民新人の石塚聡氏（45）は準備不足がそのまま票に表れた。

##### ▼2区＝原田氏、満遍なく集票

自民新人の原田令嗣氏（51）は手堅く保守層を固めるなど満遍なく票を集め、政権交代を訴えた民主前職の津川祥吾氏（31）の猛追を振り切った。

原田氏は引退した父親の原田昇左右元建設相の後援会を引き継ぎ、自民の候補一本化で農協、漁協、商工団体、建設業界など幅広い支持を得た。元NHK部長の経歴をアピールし、若年層や女性層の一部にも食い込んだ。藤枝市では苦戦したが、地元の焼津市や榛原郡では自民支持者の大半をまとめ、安定した選挙戦を展開した。

津川氏は連合静岡の労組票を固め、一期目に培った人脈を生かした草の根運動で市部を中心に無党派層にも浸透を図った。藤枝、島田市で健闘したが、郡部では町議が活発に動いた相良町など一部を除き、自民の厚い組織力に阻まれた。

共産新人の岡崎平作氏（51）は消費税の増税反対などを訴えたが、準備期間の短さが響き、票を伸ばせなかった。

#### ▼3区＝柳沢氏、安定した戦い

自民前職の柳沢伯夫氏（68）が厚い保守地盤に支えられ、選挙区内全域で集票し七回目の当選を果たした。民主新人の鈴木泰氏（43）は、連合静岡中遠、東遠地域協議会の支援を受けて追いつけたが前職の厚い壁を崩せなかった。共産新人の早崎末浩氏（58）は、二大政党制を批判し支持を訴えたが及ばなかった。

柳沢氏は各地の自民党支部、農協、商工団体、後援会組織が着実に票固めを進めて終始、安定した戦いを展開した。抜群の知名度と六期の実績で、中高齢者だけでなく若年層の票も取り込み二新人を圧倒した。

鈴木氏は、連合の組合員、後援会員らが草の根の選挙戦を展開。地道な運動で知名度アップを図ったが、浸透しきれなかった。特に郡部では終始、苦戦が続き、都市部でも思うように票を伸ばせなかった。

早崎氏は、街頭演説を精力的にこなし無党派層への食い込みを図ったが実らなかった。

#### ▼4区望月氏、保守票固める

自民前職の望月義夫氏（56）が都市、郡部の企業や農協など保守基盤を手堅くまとめて、民主新人の田村謙治氏（35）、共産新人の西谷英俊氏（61）を抑え、三選を果たした。

望月氏は清水地区で、二期の実績を掲げて港湾、木材、運送など三百以上の企業・団体の推薦を獲得。公明支持層も固めて、安定した戦いを展開した。区割り変更で新たに入った富士宮市では、斉藤斗志二氏（5区）への配慮から後援会作りが遅れ田村氏に先行を許したが、農協の組織的協力などで盛り返した。

田村氏は連合静岡清水地協、富士富士宮地協の労組、若者中心の後援会を基盤に終盤、懸命に追いつけを図ったが、及ばなかった。民主党支持層には比較的浸透したものの、反自民票や無党派層の票を思うように取り込めなかった。

西谷氏は街頭演説などで「消費税増税反対」「少子化傾向の克服」など身近な問題を訴えたが、広く波及しなかった。

▼5区＝細野氏、前職対決制す

民主前職の細野豪志氏（32）が連合系労組票に加え、自民支持層の一部を切り崩し、浮動層の支持も得て、区割り変更に伴い前職同士の対決となった激戦を制した。自民前職の斉藤斗志二氏（58）は支援組織を懸命に引き締め六選を目指したが、新たに選挙区となった三島地区などで浸透しきれず、一步及ばなかった。

細野氏は拠点の三島市で保守票も取り込み、青年会議所や女性、若者の支持による支援の広がりなどで終始安定した戦いを展開、リードを保った。有権者の四割を占め、斉藤氏の地盤である富士市では当初知名度不足に苦しんだが、連合がフル回転で陣営を支える一方、地道な陣営の活動などでじわじわと浸透、現状に不満を持つ保守層、浮動層の支援もあり、斉藤氏に迫った。

斉藤氏は細野氏の攻勢に危機感を強め、富士市や御殿場市では製紙、運輸業界、農協、各種スポーツ団体など幅広い支援組織を引き締め、票固めを進め底力を発揮したが、その他の地域では票をまとめきれなかった。三島市での出遅れも響いた。

共産新人の杉田保雄氏（56）は党勢拡大に向け、精力的に街頭演説を展開したが及ばなかった。

▼6区＝渡辺氏、伊豆も手堅く

民主前職の渡辺周氏（41）が区割り変更で新たに選挙区となった伊豆地域の保守地盤を切り裂き、自民元職の栗原裕康氏（54）の追い上げを振り切った。

渡辺氏は地盤である沼津地域で二期の実績を発揮した。連合静岡の全面的支援の上に、無党派層と保守層の一部を取り込み、幅広い年代の多様な層から支持を得た。周到な準備を整えて選挙戦に臨んだことが大量得票につながった。伊豆では労組を機軸に東海岸で手堅く集票。田方北部でも栗原氏を抑えた。青年会議所など同世代の企業経営者、観光関係者らの支援で票を上乗せした。

栗原氏は党支部内の情勢の混迷で出遅れた。終盤、危機感をばねに各市町村支部や農協など支援団体の組織力で巻き返したが、及ばなかった。無所属新人の平田純一氏（41）との保守票分裂も響いた。党の比例代表定年制で前職杉山憲夫氏（73）が政界引退したのは不測の事態だった。前回選での旧7区への“国替え”のしこりを解消しきれなかったことも票固めをもたつかせた。

平田氏は与党ビッグネームを後ろ盾にしたが、知名度不足。公明票への期待も届かなかった。共産新人鈴木和彦氏（60）への支持は一定範囲にとどまった。

▼7区＝城内氏、自民票生かす

無所属新人の城内実氏（38）が、初挑戦ながら、保守新党代表のベテラン熊谷弘氏（63）を圧倒した。城内氏は連立与党の候補者調整で自民公認に漏れたが、選挙区支部長として“公



認以上”の全面支援を受け、一気に抜け出た。七期を目指した熊谷氏は民主党からくら替えて支持を失い、民主新人の樋口美智子氏（48）が追い上げた。

城内氏は無所属出馬をバネにし、地元県議らを中心にした支援態勢もまとまって自民票を手堅く固めた。前回まで熊谷氏支持の有力者だったスズキの鈴木修会長の支持も大きな推進力となり、若さも強調して支持が広がった。

熊谷氏は「連立与党の要」として自民、公明の推薦を受け、支持組織の“熊谷党”もフル回転した。だが、与党への転身で民主系支持者の多くが離れ、期待した公明票も見込みほどではなかった。

樋口氏は出遅れたが、マニフェスト（政権公約）を前面に出して民主系票を掘り起こした。県連推薦には漏れたが、民主党参議院議員や元自由党党首の小沢一郎氏らの応援も受けて、支持を広げた。政策を繰り返す着実な訴えが一部無党派にも浸透した。

共産新人の森島倫生氏（54）は個性も打ち出しながら支持拡大を図った。

#### ▼8区＝塩谷氏、公明票上積み

自民元職の塩谷立氏（53）と民主前職の鈴木康友氏（46）が最後まで激しい選挙戦を展開したが、塩谷氏が従来の自民支持層に公明・創価学会の堅い組織票を上積みし、連合の全面支援を受けて食いつかる鈴木氏を振り切った。塩谷氏は前回選の雪辱を果たし、民主党を中心とした非自民勢力が強い県西部で議席を奪還した。

一方、鈴木氏の惜敗により、民主党は小選挙区で、従来からの牙城（がじょう）とされる県西部の地盤を失った。

塩谷氏は前回選での落選から三年四カ月、こまめに集会を繰り返し、基礎票の核となる地域固めに専心した。また、浜松ホトニクス、トヨタなど大企業の支援を関連業界まで徹底。さらに、区内に二万―三万票といわれる公明・創価学会票も取り込み、勝負をつけた。

対する鈴木氏は連合の全面支援を軸にスズキなど大企業の票もまとめ、地域にも広く浸透した。また、序盤から若手支援者と自転車で走り回り、無党派層にも訴えたが、前回投票率を下回った分、塩谷氏の組織力との差が響いた。

共産元職の平賀高成氏（49）は街頭演説中心に活動し、保守勢力への批判票取り込みを狙ったが、自民、民主の二大政党論の中で埋没した。

### 505 〔県選管、衆議院議員総選挙結果を報告〕 2003・11

静岡県選挙管理委員会『平成14年・平成15年選挙結果調』、2004・3、1頁

第一編 衆議院議員総選挙 平成15年11月9日執行

衆議院議員総選挙

## 1 選挙の概要

第43回衆議院議員総選挙は、平成15年10月28日に公示され、11月9日に投票が行われた。

衆議院議員の任期は平成16年6月24日までであったが、参議院議員の任期満了日（平成16年7月25日）と近接しており、衆議院が任期満了選挙となった場合、衆・参同日選挙となる可能性があること等から、比較的早い時期から、総選挙の時期について多くの報道がなされていた。

こうした中で、9月26日に召集された第157回臨時国会において、テロ対策特別措置法の改正法等が成立した後、10月10日に衆議院が解散された。また、解散と同日に行われた臨時閣議において、公示日は10月28日、選挙期日は11月9日と決定された。

今回の総選挙は、平成12年の国勢調査による小選挙区の区割り改定が行われてから初めての選挙であり、また、新たに選挙運動にマニフェスト（政権公約）の頒布が認められ、いわゆる政権選択選挙との報道がなされるなど多くの注目を集めた。〔中略〕

11月9日の投票日は、曇りのち雨とぐずつき気味の天候になったこともあって、投票率は伸び悩み、本県における投票率は、前回総選挙を2.49ポイント下回る63.55%（小選挙区）にとどまり、衆議院総選挙としては過去2番目に低い数値となった。〔後略〕

## 506 揺れる組織票－04 参院選しずおか（上）＝農協－政策重視 “自立”を模索

2004・06・27

『静岡新聞』2004・6・27朝刊、1面

静岡市農協と清水農協の両組合長が二十三日、小嶋善吉静岡市長を訪ねた。両者の挟むテーブルには、書類が積み上げられた。同市の政令指定都市移行に伴う市街化区域内農地の宅地並み課税の導入見直しを求める組合員ら三万三千二百六人分の署名簿だ。

両農協は、宅地並み課税を導入されると、生産農業所得を上回る税負担になり、都市農業は継続できず崩壊すると訴えた。同行した農協幹部は昨年八月に浮上したこの問題を「今一番の政治課題」と認める。「相談したら、法律だから仕方がないと言う議員もいた。それなら、政治家とは何かと問いたい」

農協組織の政治団体、県農政対策協議会は五月、今回の参院選で自民党が擁立した坂本由紀子、山下善彦両候補の二人推薦を決めた。農対協関係者は「自民党が地区割りしない以上、等距離外交をやっていくしかない」と言うが、各農協の温度はまちまちだ。

「東部から自民党国会議員を」とJ A南駿の庄司睦組合長は、旗幟（きし）鮮明に坂本候補を支持する。沼津市内の各界各層でつくる支援組織の世話人代表も引き受けた。

坂本陣営に要請され、東部地域の各農協に一本化を呼び掛けた。既に昨年後半に山下候



補を推薦済みの農協や、推薦を出す直前だった組合もあったが「事実上一本化した」（庄司組合長）とみる。

ただ、一方で各支店には、同じポスターを並べて張るなど自民色、坂本色を出しすぎないようクギを刺してある。「農協支店が前線本部化する時代ではない。店舗には無党派の人、非自民の人、信用、共済事業で競争力を高めることが重要。農協は農業者団体の枠を超え、経済団体として成長しなければならない」と力説する。

県西部には今回、双方とも推薦を出していない農協もある。「農家は一人ひとりが経営者としての意識を持ち始めている。特定の政治家が利益誘導で大きな施設を建てても、経営できなければ負担になるだけ。これから必要なのは政策に精通した政治家だ」。幹部の一人は「農家の政治的自立」と表現した。



参院選がスタートした。一票に何を託すか、時代の変化とともに確実に変わり始めた組織票の行方を見つめた。（参院選取材班）

## 507 【県選管、参議院議員通常選挙を報告】 2004・7・11

静岡県選挙管理委員会『平成16年選挙結果調』、2005・1、1、95頁

### 第一編 参議院議員通常選挙 平成16年7月11日執行

#### 参議院議員通常選挙

##### 1 選挙の概要

平成16年7月25日の任期満了に伴う第20回参議院議員通常選挙は、平成16年6月24日に公示され、7月11日に投票が行われた。

選挙日程については、比較的早い時期から7月11日投票との報道がなされていたが、最終的な閣議決定から公示日の期間がわずかに8日間となったため、有権者への選挙期日の周知に苦慮した。

今回の通常選挙は、期日前投票制度の創設並びに在外選挙制度及び郵便等投票制度の改正が行われ、全国を通じて初めて実施された選挙として大変注目を集めた。

投票日は終日晴れの天候であったが、本県の投票率は57.94%（選挙区選挙）となり、静岡県知事選挙と同日に執行された前回の通常選挙を3.70ポイント下回った。

前回の通常選挙では、比例代表選挙が非拘束名簿式に改められて初めての選挙であったことから開票結果の確定時刻が予定より大幅に遅れるなど、非拘束名簿方式への対応について様々な課題を残したが、今回は市町村選挙管理委員会の協力により、予定よりも早く開票結果を確定することができた。〔中略〕

## 11 開票結果

(1) 候補者別（政党等別）得票数

(ア) 選挙区

| 当落<br>の別 | 候補者氏名                 | 得票数           | 男女<br>別 | 年齢 | 党 派           | 新現元<br>別         | 職 業            |
|----------|-----------------------|---------------|---------|----|---------------|------------------|----------------|
| 当        | 坂 本 ゆきこ<br>(坂 本 由紀子)  | 501, 618. 000 | 女       | 55 | 自由民主党         | 新                | 無 職            |
| 当        | 藤 本 ゆうじ<br>(藤 本 祐 司)  | 369, 573. 000 | 男       | 47 | 民 主 党         | 新                | 無 職            |
| 落        | 海 野 とおる<br>(海 野 徹)    | 361, 938. 000 | 男       | 55 | 民 主 党         | 現                | 参 議 院 議 員      |
| 落        | 山 下 よしひこ<br>(山 下 善 彦) | 343, 368. 000 | 男       | 58 | 自由民主党         | 現                | 参 議 院 議 員      |
| 落        | しまづ 幸 広<br>(島 津 幸 広)  | 132, 972. 000 | 男       | 47 | 日本共産党         | 新                | 政 党 役 員        |
| 法定得票数    |                       | 142, 455. 750 | 供託物没収点  |    | 106, 841. 812 | 選 挙 運 動<br>法定費用額 | 54, 158, 000 円 |

(イ) 比例代表

6時05分現在 確定  
静岡県選挙管理委員会  
開票率 100.00%

平成16年7月11日 執行 参議院比例代表選出議員選挙 開票結果(総括表)

[illegible]

| 開 票 内 訳                      | 票 数            |
|------------------------------|----------------|
| (A) 得票総数[(a)+(b)]            | 1,694,202 .721 |
| (a) 政党等の得票総数                 | 1,202,496      |
| (b) 名簿登載者の得票総数               | 491,708 .721   |
| (B) 按分の際、切り捨てた票数             | 0 .279         |
| (C) 何れの政党等・名簿登載者<br>にも属さない票数 | 3              |
| (D) 有効投票数[(A)+(B)+(C)]       | 1,694,206      |
| (E) 無効投票数                    | 63,226         |
| (F) 投票総数[(D)+(E)]            | 1,757,432      |
| 無効投票率[(E)/(F)×100]           | 3.60           |
| (G) 持ち帰りその他                  | 96             |
| 投票者総数[(F)+(G)]               | 1,757,528      |

## 508 石川知事が4選—吉田氏に30万票差 2005・7・25

『静岡新聞』2005・7・25朝刊、1面

任期満了に伴う知事選は二十四日、投票が行われ、即日開票の結果、無所属で現職の石川嘉延氏(64)＝自民、公明推薦＝が無所属新人の吉田寿昭氏(51)＝共産推薦＝を破り、四回目の当選を果たした。石川氏は八十二万四千四百九十二票を獲得した。吉田氏は五十万二千九百十九票。投票は繰り上げ投票の熱海市初島を除いて県内千二百五十カ所の投票所で午前七時から午後八時まで行われた。投票率は44・49%で、参院選とのダブル選だった前回は17・66ポイント下回ったが、前々回を2・85ポイント上回った。

### ◆知事選開票結果

当 821,492 石川嘉延無現

502,919 吉田寿昭無新

石川氏は三期十二年の実績を強調するとともに、「県民くらし満足度日本一宣言」のスローガンに基づく十項目の公約を掲げた。自民、公明党をはじめ、商工、農林水産、連合静岡など各種団体の推薦や、県議会からも自民、平成21など四会派が支援する万全の態勢で選挙戦を優位に展開した。

都市部の一部で吉田氏の食い込みを許したものの、組織票を手堅くまとめたほか、県内全域で満遍なく得票し、安定した戦いぶりを見せた。

石川氏の出馬表明は国土交通省による静岡空港の土地収用事業認定作業が長引いたことで六月上旬にずれ込んだ。このため、陣営は異例の短期決戦を迫られたが、大車輪の運動の展開で乗り切った。告示直前の土地収用認定によって県政最大課題の静岡空港の平成二十一年春の開港に道筋がつき、追い風にもなった。

戦後の県内の四選知事は、昭和二十六年から連続四期務めた故斎藤寿夫氏以来となる。

吉田氏は民主党の牧野聖修衆院議員（静岡1区）が五月下旬に擁立した。「空港はいらない県民の会」などの市民グループの支援に加え、反現職の候補者一本化を実現させて共産党の推薦も受けた。多選批判を前面に打ち出し、県政刷新を訴えたほか、ローカルマニフェストを作成し、静岡空港の住民投票実施などを提示したが、知名度不足もあって広い支持を得るまでには至らなかった。〔後略〕

## 509 〔県選管、県知事選挙結果を報告〕 2005・7

静岡県選挙管理委員会『平成17年選挙結果調』、2006・1、236頁

### 第三編 静岡県知事選挙 平成17年7月24日執行

#### 静岡県知事選挙

##### 1 選挙の概要

〔前略〕今回の選挙は、地方分権が進む中で、今後の静岡県の進路を選択する極めて重要な意義を有する選挙として注目され、2人が立候補した。

県選挙管理委員会では、最近の各種選挙の投票率が低下傾向にあること、とりわけ若年層の投票率の低下が著しいことから、磐田市出身の女優・長澤まさみさんをイメージキャラクターに起用するなど、これまでにない斬新な有権者啓発キャンペーンを展開し、投票率の低い若年世代を中心に有権者各世代に投票を呼び掛けた。

7月24日の投票日は曇り一時雨の天候になったが、投票率は44.49%と、参議院通常選挙と同日に執行された前回の選挙を17.66ポイント下回ったものの、平成2年以降に単独で行われた県知事選挙では最も高い数値となった。

一方、選挙の管理執行においては、期日前投票制度が導入されて初めての県知事選挙であったが、特に大きな問題もなく、無事に終了することができた。〔後略〕

## 510 07 参院選しずおか―争点の現場（1）＝年金問題―「国は安心」裏切られ

2007・6・18

静岡新聞 2007・6・18 朝刊、1面

参院選は国会の会期延長によって当初予定の七月二十二日からずれ込む可能性を強めながらも、一日一日と近づいている。年金、医師不足問題など、浮かび上がってきた主要な争点の現場を県内に探った。（参院選取材班）「未納なんてあり得ない。ちゃんと調べて」。今月上旬、県中部の社会保険事務所。ロビーは年金保険料の納付記録を確認しようと詰め

かけた人で込み合っていた。

元会社員の夫と窓口を訪れた専業主婦清水節子さん（62）＝仮名＝の抗議を受け、窓口職員がプリントアウトした清水さんの国民年金の被保険者記録には、専業主婦として任意加入していた期間のうち、昭和五十七年四月から六十一年三月までの未納を示す「／」マークが四十八個。このままでは六十三歳から受けるつもりだった給付が満額とならない。

窓口職員「ご自分から（国民年金への加入を）おやめになると申し出たはずですよ」

清水さん「そんな覚えはない。やめる理由なんかない」

納付記録の読み仮名を「キヨミズ・セツコ」まで広げて照会したが確認できず、事務所と清水さん夫婦との話し合いは堂々巡り。事務所側は再調査の上、協議するとしたが、解決の糸口は見つかっていない。

社会保険庁の年金記録不備問題は世論の強い反発を招き、年金問題を参院選の争点トップに浮上させた。

年金への不信感から県内社会保険事務所に詰め掛ける相談者が急増している。土日も開庁した今月四―十日の週の来訪相談件数は県内九事務所で九千八百六十件。五月の最終週と比べ倍増した。

静岡社会保険事務局によると、問題が大きくなる前の今年三月までの半年間の調査では「99・4%が窓口で記録確認ができた」という。だが、清水さんのように本人の主張と記録が食い違い、再調査を要するケースも「ゼロではない」（榛葉雅雄年金課長）。

清水さんは、怒りを込めて語る。「私たちの世代は、年金は国がやることだからと安心して任せきっていた。何度も値上がりした保険料もまじめに払い続けた。なんでこうなったのか」

「五千万件の記録が宙に」「さらに千四百万件」―と数字が躍る納付記録騒ぎの陰で、深刻さを増しているのが低迷する保険料の納付率だ。

県内の平成十七年度納付率は72%。六万三千人が二年間にわたり納めていない。「払った分が戻ってくるとは思えない」（二十代の店員）と若者の意識から「年金離れ」が進む。

年金相談を日々受け付ける県社会保険労務士会の海野要三会長は「年金問題は本来、政争の具とすべきでない。だが、政治が信頼できるかどうかで国民の年金に対する意識は変わってくる」とみる。

## 511 07 参院選しずおか―争点の現場（2）＝医師不足―病院維持「崖っぷち」

2007・6・19

静岡新聞 2007・6・19 朝刊、1面

「現場は今、崖（がけ）っぷち。ギリギリの状態で行っている。これ以上一人でも減れば、残った医師に過重な負担が掛かり、総崩れになる」。以前六十人いた医師が今は三十八人に減り、小児、産婦人、泌尿器科の入院を休止している袋井市民病院。小早川雅洋院長（52）は苦しい実情を打ち明ける。

建て替え時期を迎えた同病院には医師不足を背景に、掛川市立病院との統合案が出ている。医師が減ったことで現場の労働環境は悪化し、八人いる内科医の中には週に三回、四回の当直勤務を強いられる医師も。医師の疲労はたまる一方だ。

日本病院会の調査では、全国の勤務医の約六割が一カ月に三回以上の当直勤務を行い、九割が当直勤務の翌日に通常勤務をこなしているという。県東部の内科勤務医（35）は「勤務がきついため、大学時代の仲間の中には待遇の良い大病院へ移る者や、開業する者もいる。地方勤務医は過酷な労働に対する対価を得ていない。正直、僕も疲れた」と苦笑する。

医師不足が顕在化したのは二〇〇四年の新医師臨床研修制度導入以降。大都市の病院に研修医が集中し、人手不足の大学病院は各地の病院に出していた人材を引き上げた。結果として地方は医師不足に陥った。榛原総合病院の茂庭将彦院長（52）は「大都市圏は学会も多くあるが、地方病院勤務は勉強する環境に乏しい。専門医の資格も取れない。若者は地方を敬遠する」と嘆く。

政府・与党は（1）国主導で緊急に不足地域に医師を派遣（2）出産などで離職した女性医師の復職支援（3）医師の過重労働解消一などの対策を取る方針だ。県も県立病院の医師派遣や奨学金制度を打ち出したが、「即効薬はない。依然として厳しい」（医療室）という。

本県は人口十万人当たりの医師数が四十七都道府県中、三十九番目。厚生労働省の「総医師数は増えている」との見解に対し、「大都市偏在の解消を」「国と現場の認識のギャップを埋めてほしい」という県内の第一線の医師の声は日増しに大きくなっている。

〇四年八月に五人いた産婦人科医がゼロになり、産科再開のために新たな医師を求めて奔走した島田市民病院の西村善彦院長（68）は「医師不足解決に短期的な対策はない」と力説する。「本県は浜松医大一校のみで、人口規模からも、もう一つ医師養成機関があっても当然。医学部定員を増やし、卒業者を各病院が指導する体制づくりが必要だ」と訴える。

## 512 07 参院選しずおか－争点の現場（4）＝教育改革－ほんろうされる地方

2007・6・21

静岡新聞 2007・6・21 朝刊、1面

安倍首相が国会で「保護者の信頼感も増す」と説明した有効期限十年の教員免許更新制を盛り込んだ教育改革関連三法案が参院文教科学委員会で審査されていた十九日午後。静



岡市役所清水庁舎では、これまでの勤務評定に代わる新たな「教職員評価制度」を話し合う市教委の検討委員会の議論が熱を帯びていた。

評価制度の基本的考え方をめぐり、土屋滋委員（市立高松中校長）が発した一言に、民間委員も大きくうなづく場面があった。「現場にミニマム（最低限）の仕事をされたら学校は成り立たない。教職員のプラスアルファの部分（努力と工夫）で学校経営は行われている」

教育改革関連三法の成立で、問題ありとされた教諭に指導改善研修が義務づけられた。成果がなければ免職もある。市教委の検討委が協議する教職員評価制度は問題教諭の判断の基準にも成り得る。だが、これまでの話し合いは「マイナス評価をたてに教職員を叱責する評価制度では教育現場の士気は地に落ちる」（市教委）との流れ。「評価とは、評価対象の育成に携わった人の指導を見直す手段でもある。いかに優れた教職員を育成できるかに尽きる」（角替弘志座長）との視点でまとめられる見通しだ。

政府の教育再生会議は先に、「授業時間数 10%増」を掲げた。教育基本法に続く矢継ぎ早の法改正を目の当たりにし、県内でも「いずれ土曜日の授業が始まるのだろう」との声が出始めた。だが、県西部の中学校で教務主任を務めている教諭（50）は「ゆとり教育の功罪をしっかりと総括しないと、保護者に説明ができない」と困惑した。

教職員評価の協議と並行し、静岡市は「授業日数の増加」を各校の校長に課している。「授業時間数 10%増」と似た対応に見えるが、そこに込めた理念は正反対だ。

総授業時間（単位数）は学習指導要領で定められているが、市教委は年間の授業日数は各校の判断に委ねられていることに着目。「授業日数を一日増やすことができれば、六時限の日課としている日を五日分、五時限に戻すことができる。地域や保護者に理解を求めている」と指示した。静岡市は、周辺市町をけん引する政令市として学力向上策も待ったなしの状況。それでも「学校教育の活性化には、子供と教諭がゆとりを持って向き合う時間こそ必要」と判断した。

政府の“教育改革”に地方の声はどこまで届いているのか。「誰に、どの政党に一票を投じれば教育改革が正しい方向に進むのか。選択肢が見えない」（清水区内の元校長）と、教育現場も保護者も、もどかしさは募るばかりだ。

### 513 民主、得票率4割超 自民を11・75ポイント上回るー県内比例代表 2007・7・30

静岡新聞 2007・7・30 夕刊、1面

県内の参院選比例代表の開票は三十日未明までに確定し、民主躍進、自民大敗の全国的な流れと同様に、二〇〇四年の前回参院選から連続で民主党がトップとなった。民主党の得票率は40・93%と四割を超え、29・18%と三割を割り込んだ自民党の得票率を11・75ポ

イント上回った。得票率の差は前回参院選の7・28ポイントからさらに拡大した。

民主党は前回は四万八千票上回る七十一万二千票を獲得。静岡、浜松の両政令市で自民党に計九万三千票の差を付けるなど都市部で強さが目立った。両市を含めた二十三市のうち御殿場、御前崎、牧之原を除く二十市で自民を上回り、自民支持層への食い込みもうかがえる。

一方、自民党の得票は五十万七千票にとどまり、前回の五十四万票から減少した。市部のほか保守基盤が強い郡部でも一万票近く民主を下回った。自民党が大勝した〇五年の衆院選比例代表東海ブロックで獲得した八十二万二千票（得票率40・1%）からは三十一万三千票近く減らした。

公明党は二十万四千票で前回の二十四万票から15%減。共産党は十一万七千票で十一万二千票だった前回はやや上回った。社民党は前回の七万票から六万二千票に目減りした。

候補者の県内個人票をみると、民主党は池口修次氏が一万八千票、神本美恵子氏も一万二千票など前職組が上位。自民党では県内農協組織も全面支援した元全国農業協同組合中央会専務の山田俊男氏が一万五千票を集めてトップ。舛添要一参院政審会長の一万二千票などが続いた。

#### 514 静岡は榛葉氏、牧野氏一参院選 2007・7・30

静岡新聞 2007・7・30 朝刊、1面

静岡選挙区（改選数二）は二十九日、投開票が行われ、民主党前職の榛葉賀津也氏（40）が八十万票を超える得票で再選、自民党新人の牧野京夫氏（48）＝公明党推薦＝も五十四万票を得て初当選を果たした。自民、民主が一議席ずつ分け合い、現状を維持した。民主候補のトップ当選は初。榛葉氏の得票は、補選を除き参院選で過去最高。前回参院選で民主党二候補が獲得した七十三万票も上回った。無所属新人の木部一氏（42）、共産党新人の平賀高成氏（53）、無所属新人の土田博和氏（57）は支持の広がりに欠けた。投票率は58・41%で、前回（57・94%）を0・47ポイント上回った。

榛葉氏は民主党への追い風に加え、前職の強みを生かして優位に選挙戦を展開。時間をかけて労組などの支援組織を固め、公示後は街頭演説中心の露出戦術に徹した。十七日間で二百回以上の街頭演説を繰り広げるなど県内をくまなく回り、年金問題などによる政府・与党批判票の取り込みに成功した。

牧野氏は自民党県議三期の実績をバックに昨春、出馬表明し、自民党公認をいち早く獲得。百八十団体の推薦を受け、当選圏内には早々と入った。だが、支援団体の動きは自民二人が出馬した前回に比べて鈍く、年金不信に対する逆風も響き、榛葉氏に大きく水をあ

けられた。

本部氏は地元の東部のほか、中心市街地の街頭で重ねた「十二時間個人演説」で浮動票を狙ったが当選圏に迫ることはできなかった。平賀氏は年金や憲法問題、増税反対を訴え、浮動票や他党支持層の食い込みを図ったが党勢拡大はできなかった。土田氏は地元・御殿場のほか関係する中小企業経営者団体の関係者らを通し、支持の広がりを目指したが、出遅れが最後まで響いた。〔後略〕

## 515 【県選管、参議院議員通常選挙結果を報告】 2007・7

静岡県選挙管理委員会『平成18年・平成19年選挙結果調』、2008・3、1、95頁

### 第一編 参議院議員通常選挙 平成19年7月29日執行

#### 参議院議員通常選挙

##### 1 選挙の概要

〔前略〕当初、選挙日程については、第166通常国会の会期末が6月23日のため、会期延長がなければ選挙期日は7月22日と想定されていたが、6月22日の衆議院本会議において7月5日までの12日間の会期延長が決定し、6月26日の閣議決定により選挙期日は7月29日となった。これにより、全国的に投・開票所の変更や選挙資料の再作成などが生じ、本県においても影響があった。

今回の通常選挙は、在外選挙が選挙区選挙においてはじめて実施されたが、統一地方選挙と同じ年に執行される亥年の参議院議員通常選挙は投票率が低いというジンクスも話題となった。

投票日は概ね良好な天気であり、本県の投票率は58.41%（選挙区選挙）と前回は0.47ポイント上回った。しかし、今回の選挙は年金や国会議員の政治資金を巡る問題などにより国民の関心が高まっていたことも影響し、全国平均の投票率も58.64%と前回は2.07%上回り、本県の投票率は全国平均を0.33ポイント下回る結果となった。〔以下略〕

##### 11 開票結果

###### （1）候補者別（政党等別）得票数

###### （ア）選挙区

| 当落の別 | 候補者氏名                | 得票数         | 男女別 | 年齢 | 党派    | 新現元別 | 職業    |
|------|----------------------|-------------|-----|----|-------|------|-------|
| 当    | しんば 賀津也<br>(榛 葉 賀津也) | 823,184.000 | 男   | 40 | 民主党   | 現    | 参議院議員 |
| 当    | 牧 野 たかお<br>(牧 野 京 夫) | 549,375.000 | 男   | 48 | 自由民主党 | 新    | 農 林 業 |

|       |                       |             |             |               |              |   |         |
|-------|-----------------------|-------------|-------------|---------------|--------------|---|---------|
| 落     | き べ い ち<br>(木 部 い ち)  | 150,306.000 | 男           | 42            | 無 所 属        | 新 | 会 社 経 営 |
| 落     | ひらが 高 成<br>(平 賀 高 成)  | 137,627.000 | 男           | 53            | 日本共産党        | 新 | 政 党 役 員 |
| 落     | 土 田 ひろかず<br>(土 田 博 和) | 86,354.000  | 男           | 57            | 無 所 属        | 新 | 医 師     |
| 法定得票数 | 145,570.500           | 供託物没収点      | 109,177.875 | 選挙運動<br>法定費用額 | 54,572,900 円 |   |         |

(イ) 比例代表

平成19年7月29日 執行 参議院比例代表選出議員選挙 開票結果(総括表) 5時05分現在 確定  
静岡県選挙管理委員会 開票率 100.00%

| 届出<br>番号 | 政党等の名称  | 得票総数<br>[ア+イ] | 得票率   | 政党等の得票総数<br>[ア] | 名簿登載者の得票総数<br>[イ] |
|----------|---------|---------------|-------|-----------------|-------------------|
| 1        | 維新政党・新風 | 4,787.121     | 0.28  | 4,190           | 597.121           |
| 2        | 社会民主党   | 61,816.056    | 3.55  | 53,694          | 8,122.056         |
| 3        | 公明党     | 204,787.721   | 11.77 | 90,997          | 113,790.721       |
| 4        | 9条ネット   | 7,691.844     | 0.44  | 5,038           | 2,653.844         |
| 5        | 共生新党    | 4,534.125     | 0.26  | 1,985           | 2,549.125         |
| 6        | 日本共産党   | 117,176.699   | 6.73  | 107,621         | 9,555.699         |
| 7        | 国民新党    | 26,742.456    | 1.54  | 16,286          | 10,456.456        |
| 8        | 自由民主党   | 507,879.238   | 29.18 | 358,980         | 148,899.238       |
| 9        | 民主党     | 712,377.110   | 40.93 | 588,690         | 123,687.110       |
| 10       | 新党日本    | 57,016.915    | 3.28  | 39,244          | 17,772.915        |
| 11       | 女性党     | 35,555.329    | 2.04  | 27,667          | 7,888.329         |
|          |         |               |       |                 |                   |
|          |         |               |       |                 |                   |
|          |         |               |       |                 |                   |
|          |         |               |       |                 |                   |
|          |         |               |       |                 |                   |
|          | 合 計     | 1,740,364.614 |       | 1,294,392       | 445,972.614       |

| 開 票 内 訳                      | 票 数           |
|------------------------------|---------------|
| (A) 得票総数[(a)+(b)]            | 1,740,364.614 |
| (a) 政党等の得票総数                 | 1,294.392     |
| (b) 名簿登載者の得票総数               | 445,972.614   |
| (B) 按分の際、切り捨てた票数             | 0.386         |
| (C) 何れの政党等・名簿登載者<br>にも属さない票数 |               |
| (D) 有効投票数[(A)+(B)+(C)]       | 1,740,365     |
| (E) 無効投票数                    | 50,674        |
| (F) 投票総数[(D)+(E)]            | 1,791,039     |
| 無効投票率[(E)/(F)×100]           | 2.83          |
| (G) 持ち帰りその他                  | 55            |
| 投票者総数[(F)+(G)]               | 1,791,094     |

|       |
|-------|
| 確定市区町 |
| 50/50 |

**516 石川知事が辞表提出 7月5日投開票が濃厚 きょう知事選の日程決定** 2009・5・20  
『東京新聞』2009・5・20朝刊、20面

県が整備する静岡空港（島田市、牧之原市）の開港延期問題をめぐり、石川嘉延知事（68）が十九日、浜井卓男県議会議長に辞表を提出したことを受け、県選挙管理委員会は二十日、次期知事選の日程を決定する。

公選法は、通知後五十日以内に選挙を行うよう定めている。告示までに、立候補予定者説明会や各市町選管との打ち合わせなど、準備期間が必要なことから、六月十八日告示、七月五日投開票の日程が濃厚とみられる。

石川知事は十九日午前十時に議長室を訪れ、辞表を提出。浜井議長は議会事務局を通じ、県選管に辞表を通知した。

失職は地方自治法の規定で、辞表提出の三十日後の六月十八日午前零時、空港開港は知事として迎え、同県知事の在職日数としては戦後最長となる。

石川知事は三月二十五日、滑走路の延長線にある立ち木などが完全運用の障害となっていた問題の打開を図るためとして、辞任を表明。立ち木などの除去後の測量で、問題のないことが確認されたため辞表を出した。

石川知事は一九六四年に自治省（現総務省）入省。静岡県総務部長、自治省公務員部長などを経て、九三年八月の知事選で初当選し、現在四期目。〔後略〕

**517 知事選 川勝氏が出馬表明 三つどもえ構図ほぼ固まる** 2009・6・6  
『東京新聞』2009・6・6朝刊、22面

石川嘉延知事の辞任に伴う知事選で、民主党県連や連合静岡などでつくる「夢あるしずおか創造会議」が立候補を要請していた前静岡文化芸術大学長で経済学者の川勝平太氏（60）は五日、静岡市内で記者会見し、無所属での立候補を表明した。民主党県は同日、川勝氏の推薦を決定し、党本部に推薦を上申した。党本部は九日の常任幹事会で推薦を決める見通し。

知事選には、元民主党参院議員の海野徹氏（60）と、自民党県連推薦の坂本由紀子参院議員（60）＝静岡選挙区＝がいずれも無所属での出馬を既に表明。自・民の二大政党が推す二氏と、知名度のある有力候補による三つどもえの構図がほぼ固まった。

川勝氏は「県民と二人三脚で、地域の自立に向けて、ポスト東京時代の日本の理想を、静岡県で実現したい」と決意を述べた。政策の柱として行政、教育、農政の改革を挙げ、「弱い人たちのために暮らしを充実させ、ものづくり、インフラ整備を充実させたい」との方



針を示した。

また、施策については「一期四年でできなければ何もできない」として、二期目以降を視野にいれず、一期目に全精力を注ぐ考えを語った。

川勝氏は京都府出身、専攻は比較経済史、早稲田大教授、国際日本文化研究センター教授などを経て二〇〇七年四月から静岡文化芸術大学長で、五日、出馬表明前に学長を辞任した。著書には「『美の国』日本をつくる」「富国有徳論」などがある。

知事選では、共産党も独自候補の擁立を模索している。(広瀬和実)

## 518 変革 川勝知事誕生 (上) 唯一の争点 対決前面、選択迫る 2009・7・7

『東京新聞』2009・7・7朝刊、20面

選挙戦序盤の六月二十五日。午後四時すぎ、静岡市葵区の青葉公園に民主党の鳩山由紀夫代表が姿を見せると、詰め掛けた約千五百人の聴衆から『総理』と歓声が上がった。周囲のビルの窓から身を乗り出し、手を振る人の姿も。鳩山代表とともに川勝平太氏が演台を降りると、握手を求める人の輪ができた。

「平日の夕方であまり動員を掛けられなかったのに、こんなに集まってくれた。民主への期待だと思った」。民主県連の岡本護幹事長は振り返る。

「これでは自民が締め付けてもダメだな」。県東部の農協の集会では、あいさつに立った民主県議が、参加者の反応の良さに驚いた。農協は自民の集票組織で、東部は板本由紀子氏の地盤。しかし、民主の政策にうなずく人や、小さく手を振る人の姿が後を絶たない。

「民主の風が吹いている」。川勝氏への追い風を感じた。

自民系候補が敗れるという県政初の事態をもたらした今回の知事選。しかし、民主の候補者選びは当初、迷走を重ねた。昨年十二月に独自候補の擁立を明言しながら、なかなか候補が決まらない。五月中旬には榛葉賀津也参院議員の擁立が不調に終わり、「不戦敗」もささやかれた。そんな中、登場した川勝氏はまさに“救世主”だった。

「変えるかどうか、これが唯一の争点だ」。浜松市内で応援演説に立った岡田克也幹事長の訴えが、選挙戦を象徴していた。鳩山由紀夫代表、菅直人代表代行、前原誠司副代表…。党幹部が続々と来県し、有権者に「民主か、自民か」の選択を迫る戦略で、知名度不足を一気に補った。

五日深夜、静岡市葵区の選挙事務所で当選のあいさつに立った川勝氏、民主関係者ら支持者に囲まれ「戦いは終わった。県政は三百八十万人一人一人のためにある。静岡が日本の理想郷になれるよう、心身をささげる」と、党派を超えた全県民への献身を誓った。



## 519 〔県選管、川勝平太知事誕生を報告〕 2009・7・5

静岡県選挙管理委員会『平成20年・21年選挙結果調』、2010・3、459、526頁

### 第四編 静岡県知事選挙 平成21年7月5日執行

#### 静岡県知事選挙

##### 1 選挙の概要

知事の退職を受けて行う第17回静岡県知事選挙は、平成21年6月18日に告示され、7月5日に投票が行われた。

3月末に突然知事の辞意表明があり、静岡空港開港に当たっての支障物件除去問題との関連で退職時期が不透明な状況が続いたが、5月19日に知事が県議会議長へ辞表を提出し、翌20日に選挙管理委員会を開催し選挙期日を決定したものである。

今回の選挙は、現職知事が出馬しないこと、また、厳しい経済情勢の中、地方分権が進む中で、今後の静岡県の進路を選択する極めて重要な意義を有する選挙として注目され、4人の新人が立候補した。

選挙管理委員会では、最近の各種選挙の投票率が低下傾向にあること、とりわけ若年層の投票率の低下が著しいことから、投票率の低い若年世代を中心に有権者各世代に投票を呼び掛けた。

投票日の天候は曇りで、投票率は61.06%と、前回の選挙を16.57ポイント上回り、平成に入ってから単独で行われた県知事選挙では最も高い数値となった。また、期日前投票が導入されて2度目の県知事選挙であったが、期日前投票者数は前回選挙の2.07倍となった。

制度面では、本県知事選挙では初めて選挙運動用ビラの頒布が行われたが、選挙の管理執行上特に大きな問題もなく、無事に終了することができた。〔中略〕

#### 10 開票結果

##### (1) 候補者別得票数

| 当落の別  | 候補者氏名                    | 得票数     | 男女別         | 年齢            | 党派           | 新現元別 | 職業       |
|-------|--------------------------|---------|-------------|---------------|--------------|------|----------|
| 当     | 川 勝 平 太                  | 728,706 | 男           | 60            | 無 所 属        | 新    | 経 済 学 者  |
| 落     | 坂 本 ゆ き こ<br>(坂 本 由 紀 子) | 713,654 | 女           | 60            | 無 所 属        | 新    | 無 職      |
| 落     | 海 野 と お る<br>(海 野 徹)     | 332,952 | 男           | 60            | 無 所 属        | 新    | NPO法人理事長 |
| 落     | 平 野 定 義                  | 65,669  | 男           | 59            | 日本共産党        | 新    | 政 党 役 員  |
| 法定得票数 | 460,245,250              | 供託物没収点  | 184,098,100 | 選挙運動<br>法定費用額 | 45,794,700 円 |      |          |

## 520 民主圧勝 政権交代 民主 新政権人事に着手 官房長官 菅、岡田氏が軸

2009・8・31

静岡新聞 2009・8・31 朝刊、1面

民主党の鳩山由紀夫代表は30日夜、政権獲得が確定したことを受け小沢一郎、菅直人両代表代行らと会談し、人事を含め新政権への移行準備に着手した。要となる官房長官は、菅氏、岡田克也幹事長の2人を軸に調整が進むとみられる。財務相、外相など重要閣僚や党幹事長から固めていきたい意向。31日にも幹事長を通じ社民、国民新両党に連立政権樹立へ向けた協議を呼び掛ける。

鳩山氏は31日未明の記者会見で「政官業（癒着）の利権にまみれた古い政治にさようならし、新しい市民中心の政治をつくり出す」と決意表明した。

鳩山氏は人事に関し「性急に決める環境にはない。腹案は考えているが、まだ確定はしていない」と指摘。当初は官房長官などを先行して内定して「政権移行チーム」を立ち上げ組閣人事に入る想定だったが、当面、党三役などで人選を進めることとした。政策立案の中心として新設する「国家戦略局」に担当相を充てることを明らかにした上、党政調会長などに兼務させる考えを示した。

麻生政権に対しては早急に引き継ぎの協議に応じるよう申し入れる。

小沢氏は来年の参院選に向け、選挙対策の責任者を続けることについて「鳩山代表の指示に従う」と述べ、前向きな姿勢を表明した。

## 521 衆院選しずおか 民9自1の波紋3 民主に重い責任 期待…問われる実行力

2009・9・3

静岡新聞 2009・9・3 朝刊、1面

「正直、自民党が1人も出席しない付与式は想像できなかった。それだけすごい選挙だったと実感した」

民主党が圧勝した衆院選から2日後の1日、県庁であった小選挙区の当選証書付与式。自民党関係者が1人もいない会場で、民主党当選者の秘書の1人が感慨深げに漏らした。

比例代表を含め、県内候補9人全員の当選に、民主党関係者の間には高揚感が漂う。「選挙カーで住宅地に入ると、多くの人が窓から手を振り、出てきてくれた。期待の大きさを感じた」と県連の岡本護幹事長。ほかの同党系県議も「今までにない有権者の反応があった」と口をそろえる。

ただ、実際に政権を担う今後のこととなると、楽観論ばかりではない。選挙中、高らか

に掲げたマニフェスト（政権公約）の実行と重い責任を負ったからだ。

既に民主党優勢の情勢が報じられていた8月24日、沼津市内であった渡辺周氏（47）＝6区＝の決起集会。渡辺氏は約2千人を前に「マニフェストに関する多くの質問が寄せられている」と切り出した。

目玉施策の子ども手当について、配偶者控除廃止の場合の子どもがいない家庭への対策が「不完全」と指摘。高速道路完全無料化も交通渋滞などに懸念を示し、「マニフェストを何が何でも100%断行するのは蛮行に近いかもしれない」と述べた。

マニフェスト批判とも取れる発言だったが、渡辺氏は「こういう問題をきちんとやらなければ、党はすぐに信頼を失う。ごまかしがあれば、期待は一気に失望に変わる」と強調した。

民主党県連幹部の1人は「党内には『4年後の選挙（での反動）が怖い』と言う者もいるが、実績を挙げられなければ、4年後どころか、来年夏の参院選の時に風がどう変わっているかも分からない」と危惧（きぐ）する。

自民党に比べて見劣りする地方組織の強化も民主党の課題だ。投開票日翌日、比例代表で当選した新人の小林正枝氏（37）が記者会見し、「政治経験はまったくないが、有権者の声を確実に国政に届けたい」と緊張した面持ちで語った。今回選で誕生したいわゆる小沢チルドレンについて、「小沢チルドレンとは全く違う」としたが、党所属でない小林氏が党本部主導で県連の頭越しに比例名簿に登載されたことは、組織の在り方の象徴でもある。

自民党のベテラン県議は「労組に支えられた民主党に地方組織はないに等しい。われわれは多様な団体を通じて声を集約し、くみ上げてきたが、民主党はどうするのか」と指摘する。

県内の民主党党员・サポーターは7763人。前年度と同数で足踏み状態だけに、党関係者は今回選が党勢拡大の弾みになると期待する。5区の細野豪志氏（38）を支援した桜町宏毅県議（富士市）は「今までは『細野氏個人は支援するが、民主党は別』という支持者も多かった。今回選で候補者と党への支持が一致したと感じた」と話す。

岡田克也党幹事長は公示前、本紙の取材に対し、「組織政党は21世紀型ではない」としつつも、地方議員を増やす必要性を認めた。岡本幹事長は県議会の民主系会派平成21の勢力が自民党の約半数という現状から、「党员を増やし、県議も再来年の選挙で倍増させたい」と力を込めた。（衆院選取材班）

## 522 〔県選管、2009年8月衆議院議員総選挙結果報告〕 2009・8・30

静岡県選挙管理委員会『平成20年・21年選挙結果調』、2010・3、1頁

## 第一編 衆議院議員総選挙 平成21年8月30日執行

### 衆議院議員総選挙

#### 1 選挙の概要

第45回衆議院議員総選挙は、平成21年8月18日に公示され、8月30日に投票が行われた。

前年秋に解散総選挙の気運が高まり全国の選挙管理委員会では選挙準備に取り掛かったところであるが、米国に端を発した未曾有の経済危機への対応のため解散が先送りされた。一方参議院では、平成19年執行選挙の結果民主党が多数を占めるといういわゆるねじれ現象が生じており、いつ解散があってもおかしくない状態の中で、結局、任期満了（平成21年9月10日）を目前に控えた7月中旬に、首相が、7月21日解散、8月18日公示、同30日投票との日程を表明した。

今回の選挙は、解散の予告、解散から投票まで40日と過去最長、戦後初めての8月選挙と過去に例のないことが多く、また、マニフェストが非常に注目され政権交代が現実味を持って論じられた選挙であった。

また、衆議院議員総選挙では初めて小選挙区選挙に在外投票が導入されたこと、新型インフルエンザの流行、公示日1週間前に県内で最大震度5弱の地震が発生するなど、不安材料を抱えた状態で選挙に臨んだ。

投票日は夏休み最後の日曜日であり、天候は曇りのち晴れであったが、小選挙区選挙の投票率は70.81%と前回選挙を2%上回り、小選挙区比例代表並立制となってから最も高いものとなった。また、期日前投票者数は制度創設以来最高の362,989人で投票総数に占める割合は、16.7%と高く、期日前投票が周知されていることが伺える。

選挙の管理執行面においては、複数の小選挙区を有する期日前投票所で誤誘導や投票用紙の二重交付といった誤りがあったものの、全体としては大きな問題もなく、無事に終了することができた。

#### 523 「医療改革 声上げる時」 民主・土田氏が正式出馬表明－参院補選 2009・9・29

静岡新聞 2009・9・29 朝刊、25面

御殿場市の医師で医療法人理事長の土田博和氏（59）が28日、県庁で記者会見し、参院静岡選挙区補欠選（10月25日投開票）に民主党公認で出馬すると正式に表明した。29日に党本部が公認を決定する。

土田氏は出馬の理由について「日本の医療はWHO（世界保健機関）に世界一と評価されているのに、医師が現場から立ち去る現象が起きている。医療改革に声を上げなければならない時だと考えた」と語った。民主党から出馬する理由を「さまざまな記事やマニフェ

ストを読み、自分の考えに一番近いと思った」と述べた。

政策については、「医者は医療法と健康保険法に縛られている。二つの鎖につながれた医療にどういう弊害が生まれるかを国民に知ってほしい」と強調。医師・看護師不足への対応や、大卒者らを4年間で医師に育成するメディカルスクールの制度化などを主な政策として挙げた。

土田氏は石川県生まれ。沼津東高、関西医大卒業後、1982年に御殿場市で整形外科病院を開業した。2007年の参院選に無所属で出馬し落選した。

参院補選には、自民党が富士常葉大非常勤講師岩井茂樹氏（41）を擁立。共産党県常任委員の元衆院議員平賀高成氏（55）も立候補を表明している。

## **524 静岡は土田氏が初当選 神奈川は金子氏一参院補選、民主2勝 県内投票率 35・64%、国政選挙過去最低 2009・10・26**

静岡新聞 2009・10・26 朝刊、1面

政権交代後初の国政選挙となった参院統一補欠選挙は25日、投開票され、静岡選挙区は医療法人理事長の土田博和氏（59）、神奈川はエコノミスト金子洋一氏（47）＝いずれも国民新党推薦＝の民主党2新人が自民党候補らを破り当選した。民主党は参院会派が過半数まであと1議席となり、来夏の参院選で目指す単独過半数へ前進。発足後1カ月余の鳩山政権は、結果を追い風に行政の無駄排除などを推進する方針だ。谷垣禎一総裁の新体制で党再生に踏み出した自民党は衆院選に続く敗北で、選挙態勢の見直しを迫られる。＝関連記事2、3、5、24面へ〔略〕

静岡選挙区では、土田氏が民主支持層を手堅く固め、無党派や自民支持層の一部を取り込んで優位に戦いを進めた。公募で選ばれた自民党の岩井茂樹氏（41）は、野党転落による企業の自民離れや公明党の自主投票が響き、伸び悩んだ。共産党の元衆院議員平賀高成氏（55）は「建設的野党」を訴えたが届かず、政治団体「幸福実現党」の矢内筆勝氏（48）は支持が広がらなかった。

明確な争点がなかったなどから有権者の関心は低く、投票率は35・64%で、2007年の前回参院選を22・77ポイント下回り、県内の国政選挙としては過去最低となった。

両選挙区勝利で民主党の参院議員は115人となり、民主党単独での過半数122（定数242）獲得まであと7議席。民主党系会派「民主党・新緑風会・国民新・日本」は議席数120となり、江田五月議長を除く採決時の過半数121まではあと1議席に迫った。

民主会派に加わっていない一部無所属議員の協力を得れば、連立相手の社民党の同意がなくても法案を可決できる可能性が高まった。米軍普天間飛行場移設問題などで社民党と



意見対立した場合、民主党が連立与党の枠を超えた国会運営に踏み出す展開も想定される。

静岡選挙区補選は自民党の坂本由紀子氏の知事選立候補、神奈川選挙区は民主党参院議員だった浅尾慶一郎氏（現・みんなの党）が衆院選に立候補したことを受け、実施された。

〔以下略〕

## 525 〔県選管、参議院静岡県選出議員補欠選挙を報告〕 2009・8・30

静岡県選挙管理委員会『平成20年・21年選挙結果調』、2010・1、325～400頁

### 第三編 参議院静岡県選出議員補欠選挙 平成21年10月25日執行

〔中略〕

#### 11 開票結果

##### （1）候補者別（政党等別）得票数

| 当落の別  | 候補者氏名            | 得票数         | 男女別 | 年齢         | 党派            | 新現元別 | 職業              |
|-------|------------------|-------------|-----|------------|---------------|------|-----------------|
| 当     | 土田ひろかず<br>(土田博和) | 567,374.000 | 男   | 59         | 民主党           | 新    | 医師              |
| 落     | 岩井しげき<br>(岩井茂樹)  | 404,763.000 | 男   | 41         | 自由民主党         | 新    | 富士常葉大学<br>非常勤講師 |
| 落     | ひらが高成<br>(平賀高成)  | 97,631.000  | 男   | 55         | 日本共産党         | 新    | 政党役員            |
| 落     | やない筆勝<br>(矢内孝昌)  | 12,106.000  | 男   | 48         | 幸福実現党         | 新    | 団体職員            |
| 法定得票数 | 90,156.166       | 供託物没収点      |     | 67,617.125 | 選挙運動<br>法定費用額 |      | 54,562,400円     |

## 第2節 政党

### 第1項 自由民主党

## 526 〔第79回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告〕 2001・5・21

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第79回自由民主党静岡県連大会資料 平成13年度』、2～6頁

#### 党情報告

幹事長 曾根 恵津広



〔前略〕最初は、ついこの四月に行なわれた自民党総裁選挙関連と、小泉純一郎新政権発足についてであります。

皆様ご承知の通り、森喜朗前首相は、小渕恵三首相が脳梗塞で突然倒れ、そのあとを受け昨年四月に急拠誕生したものであります。その森首相のもと、昨年六月に衆議院総選挙が執行され、結果として自由民主党は大敗北を喫し、県内でも九選挙区のうち四選挙区しか取れなかったことは記憶に新しいところであります。この選挙の結果、自民党は衆・参両院で議席が過半数を割ったため、自公保連立継続のもとに政権を維持してきているのが現況であります。衆院選の反省は只一つ「出直しの党改革の断行」でありました。わが党に対して国民の厳しい目が注がれている中であって、その後も森首相のたび重なる失言や、KSD事件、外交機密費の問題等もあって、この四月に首相辞任を本人が声明する事態に到ったのであります。同時に、自民党に対する国民の信頼も失われ、このままでは自民党は全くダメになってしまうという世評でありました。

従って、今般の自民党総裁選については「聞かれた総裁選にせよ、それには党員投票を断固実施すべし」という一般党員や市町村議員の声がわき上がってきました。我々県連役員も全く同感でありました。全国各県の幹事長とも連絡を取り合い、党本部に「こんな時だからこそ党員投票を実施すべし」と強行に迫りましたが、受け入れられませんでした。回答は総裁本選挙の各県持ち票を、従来の一票から三票に増やすことだけであります。

従って静岡県連では、県連独自で党員投票実施を決め、平成十二年度の党員六七、二三名に向けての党員投票の往復はがきを急拠印刷し、先般実施したところであります。全国の県連も想いは同じで、すべての県で続々と実施の運びとなりました。

静岡県の開票結果は、小泉純一郎二九、九三五票、橋本龍太郎一二、一五九票、麻生太郎一、七三三、亀井静香一、六三九票であり、党本部で聞かれた総裁本選挙においては、静岡県連の持ち票、三票をすべて小泉候補に投票しました。自民党しっかりせよ、という国民の声を全国の自民党員がしっかりと受けとめ、かろうじて党員個々の意志が総裁選挙に反映したものと自負するものであります。〔中略〕

次に、本年七月に執行される静岡県知事選挙についてであります。

〔中略〕昨年十二月県議会において、石川知事はわが党の代表質問にこたえるかたちで、県民に向かって三選出馬の表明を致しました。

その後、知事との話し合いを持ち、「静岡県民に未来発展の夢を持たせること」「快適空間・静岡をつくること」「行財政改革の推進と民間活力の導入」等の政策合意を済ませ、本年一月の県連総務会において「自民党推薦」を決定しました。

〔中略〕尚、この知事選挙には、公明党県議団・民主党や社民党の県議も所属する平成21県議団・及び連合静岡も推薦していることを申し添えておきます。〔中略〕

尚、参議院比例代表選挙については、比例候補者の個人得票の多い順に当選する仕組みに、選挙制度が変わりました。従ってここにおられる職域団体の皆さんや、県内の各種支援団体をまきこんで、激的な比例個人票の獲得運動が県下に展開されることとなります。この比例選においても、市町村支部の皆さんの絶大な側面協力をお願いする次第であります。〔後略〕

## 527 〔第 80 回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告・組織委員会活動方針〕

2002・5・13

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第 80 回自由民主党静岡県連大会資料 平成 14 年度』、2～3、18 頁

### 党情報告

幹事長 天野 一

〔前略〕この参議院選挙と全く同時告示・同時投票で静岡県知事選挙が施行されました。私共自民党が推薦する石川嘉延現知事が3選を目指し、これに対抗して静岡空港反対派を中心とする勢力が水野誠一という新人をたてました。時あたかも空港反対派による住民投票実施運動が全県下で展開され、県政に大混乱が生じていた時であります。県連としてもこの異常事態に、もしこの県知事選挙に負けたり、票が接近した場合には、県政の永年の夢であります空港実現が壊れてしまう心配があり、一大決意でこの選挙戦に臨みました。幸い、県下市町村支部や県内各種団体の大いなる協力があり、県民の懸命な理解もあって、この知事選挙は対立候補の2倍の票、しかも100万票を越えるという大勝利に終わりました。本日まで参集の皆様にも心から感謝申し上げる次第であります。

知事選が終り、8月から9月にかけて、空港の住民投票を実施するか否かの条例案は、大変多くの委員会審議日時を経て、最終的に9月12日臨時県議会を開いて、否決と決定しました。その後空港反対運動も下火となり、本年度予算では国でも静岡空港予算がつき、県でも年次計画に従って着々と事業を進め、平成18年には開港の運びとなります。〔中略〕

### 組織委員会活動方針（案）

#### 1、新規党員獲得と継続党員の定着化を図る

わが県連は平成13年度、51,189名の党員を獲得したが、平成12年度の党員を、16,000名余り下回る結果となった。

大きく減った理由は、昨年執行された参議院議員選挙制度が変わり、参議院比例候補の全国2万人の職域党員確保の義務が無くなった事によって、職域支部が約13,000名の減に

なった。

市町村支部党员も目減りをしている現況にある。〔後略〕

## 528 〔第81回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告・政務調査会活動方針〕

2003・5・13

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第81回自由民主党静岡県連大会資料 平成15年度』、2～4、15～16頁

### 党情報告

幹事長 内山 隆司

〔前略〕昨年8月の法律改正により本県の衆議院選挙区は区割りの見直しによる5増5減の影響を受け、9選挙区から8選挙区に減員区となりました。先ず、第9選挙区支部が同第7選挙区支部と名称が変更になり、倦土重来を期して活動をしておりました鈴木慎一支部長が志半ばで昨年夏、突然ご逝去されましたことは痛恨の極みでありました。後任の新7区支部長には2名の希望者が名乗りを挙げたため、第7選挙区支部内の13市町村支部による連絡協議会を設置して選考方法を協議した結果、投票で選出することが決定されました。12月4日、7区内の関係国会議員、県議会議員、市町村支部の代表者による投票が実施され、外務省出身であります城内 実氏を選出致した次第であります。

次に旧第7区についてであります。この選挙区も市町村の区割りの大幅な変更とともに、名称も第6区となりました。前回の総選挙では保守系候補の乱立によりわが党候補が議席を失うという残念な結果となっていました。次回も5人の候補者による立候補が予想されたため、前回の轍は踏むまいとの思いから、わが党の議席奪回を最大の悲願として、これまた19市町村支部が連絡協議会を設置して候補者の一本化を最優先に協議が重ねられました。その結果、わが県連では初めての19市町村支部所属の全党员参加による党员予備選挙が実施されることになり、最終的に4人の立候補者によつての予備選挙が実施され、元衆院議員の栗原裕康氏が当選致しました。〔以下略〕

### 政務調査会活動方針（案）

〔前略〕予算編成にあたり、わが党としては、昨年夏に恒例となっている県下74市町村支部政調会長会議を県下12会場で開催し、地域住民が抱えている切実な要望を誠意をもって聴取したが、要望事項の7割方が生活道路や河川の改良など身近な公共事業の充実であり、県民が今、一番求めているのは社会資本の整備である事が圧倒的であった。よつてわが党は厳しい財政環境を考慮しながらも、県単独生活環境整備事業費は320億円を確保。

また県単独生活環境整備事業費とは別枠で、前年度と同様に「交通円滑化緊急対策事業費（25億円）」、「緊急輸送路等安全確保特別対策事業（30億円）」を盛り込み、実質的な県単独生活環境整備事業費は総額 375 億円となり、国の地方財政計画が前年比 5.5%減としたのに対して、14 年度当初（385 億円）比、2.6%減にとどめさせた。〔後略〕

**529 〔第 82 回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告〕 2004・6・19**

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第 82 回自由民主党静岡県連大会資料 平成 16 年度』、2～3 頁

**党情報告**

幹事長 浜井 卓男

〔前略〕140 万人余の党員・党友が参加した今回の総裁選は、構造改革路線の推進を掲げた小泉純一郎総裁に対抗して、亀井静香元政務調査会長、高村正彦元外務大臣、藤井孝男元運輸大臣の 3 人が立候補し、選挙期間中、メディアを通じて 4 人がそれぞれ行った積極的な政策論争は、多くの国民に自由民主党の政策の幅広さ、政権担当能力の高さを再認識させる格好の舞台になりました。〔中略〕

投票日当日は、静岡中央ビルに開票場を設置し、県内マスコミ各社が注目する中で開票作業を実施した結果、本県においては小泉候補が圧倒的な票を獲得し、全国的にも小泉候補が圧勝する中で、当県連は大きな貢献を果たしたことになります。

昨年 11 月には、再選された小泉総裁は、永田町の常識を破って安倍晋三幹事長を抜擢、新たな構造改革推進内閣と三役体制のもと、衆議院解散総選挙に打って出ました。

政権公約を掲げて戦う初めてのマニフェスト選挙で、我が党は小泉総裁と安倍幹事長の国民的人気の「二枚看板」を押し立て、本県においては 8 つの小選挙区と東海比例区に党公認並びに県連推薦候補を擁立し、大激戦の末、本県は解散前議席より 1 名増、東海比例候補者を含めて 8 名の当選を勝ち取ることができました。〔後略〕

**530 〔第 83 回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告〕 2005・5・30**

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第 83 回自由民主党静岡県連大会資料 平成 17 年度』、2～4 頁

**党情報告**

幹事長 多家 一彦

〔前略〕さて「市町村合併と自由民主党市町村支部のあり方」である。

平成の大合併に伴い県下の各市町村の合併が促進されている。わが党としては、従来の支部活動や地域の要望を吸い上げること、また、各種国政選挙においてキメ細かな活動を実施するためには、既存の支部はそのまま存続する。また、その際の支部名称は新市名に合わせた名称に統一するとする事で確認された。

市町村支部においては、以上の理由を理解された上、今後ともご協力の程、お願い申し上げるものである。

次に衆議院第六選挙区支部長（候補者）についてである。同支部では現在県下8選挙区中唯一支部長が不在の空白区となっている。よって新支部長は開かれた自民党をアピールする事を基本に、国・県議会議員、関係市町村支部そして安倍晋三党改革推進本部長とも数度の協議を重ねた結果、公募方式を採用することを決定した。

公募による支部長の選任方法は、諸会議における協議経過の中で、「予備選挙方式」及び「選考委員会（による指名）方式」の二方式を検討した結果、最終的に「選考委員会（による指名）方式」に決定された。〔中略〕

次に、恒例になっている「黨員・党友の集い」も昨年秋に県下3箇所、滞りなく開催され、広く薄く浄財を募るという当初の目的が黨員・党友はもとより各界各層にご理解頂いて定着していることは感謝に耐えない。引き続き開催に当たってご協力を賜りたい。〔後略〕

### 531 〔第84回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告・組織委員会活動方針〕

2006・5・15

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第84回自由民主党静岡県連大会資料 平成18年度』、2～4、15頁

### 党情報告

幹事長 前沢 侑

〔前略〕次に9月に執行された第44回衆議院総選挙についてである。

小泉改革の本丸である郵政民営化の是非を国民に直接問いかけた「第44回衆議院議員総選挙」が9月に行われ、わが党は、公示前の212議席を大きく上回る296議席（小選挙区219議席、比例代表区77議席）を獲得し、単独過半数をはるかに超える議席を得て、圧勝した。

本県においても県下8選挙区に候補を擁立した結果、比例復活を含め、公認候補者全員が当選するという快挙を達成することができた。一方、今回の解散総選挙は異例づくめの



状況の中で行われ、候補者擁立に際しては党本部と地方県連の間に多くの教訓を残した選挙となった。本県においても特に党员、党友には大変ご心配をお掛けし、尚且つ苦渋の決断をされた事、感謝申し上げる次第である。〔中略〕

昨年11月わが党は立党50周年を迎えた。昭和30年11月15日、日本民主党と自由党は小異を捨てて保守合同により大同団結し、「政治は国民のもの」という立党宣言を発して、自由民主党が誕生した。

当静岡県においても、これに呼応して、全国のトップを切って同11月26日、自由民主党静岡県支部連合会を結成した。初代の県連会長が後に総理大臣となった石橋湛山先生であった。爾来、責任と誇りをもって県勢の発展に寄与してきたところである。今後も県民の声を真摯に受けとめながら、党勢の拡大に邁進していきたい。〔以下略〕

#### 組織委員会活動方針（案）

我が県連は平成17年、37,572名の党员を獲得したが、平成16年の党员を、5,000名余下回る結果となった。〔後略〕

### 532 〔第85回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告〕 2007・5・14

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第85回自由民主党静岡県連大会資料 平成19年度』、2頁

#### 党情報告

幹事長 大場 勝男

〔前略〕 先ず、第16回統一地方選挙についてである。

統一地方選挙の先陣を切って実施された県議会議員選挙は、平成大合併による選挙区の再編と県議会の定数減という厳しい状況の中、また本年夏の参院選挙や来るべき衆院総選挙を見据えて、地域活性化を最優先課題に地域経済の再生と地方自治改革を力強く進めるための安定した政治基盤を築く重要な選挙であった。わが党はこうした状況のもと、市町支部との協議の上、公認43名、推薦5名の計48名の候補を擁立し、必勝をかけての選挙戦を展開した。

わが党候補は県下全域で激戦を展開し、善戦した結果、36名が当選致した。当選直後、4名の入党県議があり、県議会74議席中、40名と過半数を獲得した結果、「自由民主党静岡県議団」が発足したので、引き続きわが党主導の県政運営ができることとなった。〔後略〕



533 〔第89回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告〕 2009・12・28

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第89回自由民主党静岡県連大会資料 平成21年度』

党情報告

筆頭副幹事長 赤堀佐代子

〔前略〕さて、知事選、衆議院選であります。それぞれの選挙において自民党に対する風は厳しく、知事選は、前参議院議員の坂本由紀子候補を推薦し戦いましたが、惜敗いたしました。また、衆議院選では小選挙区で全敗し、八区の塩谷立候補だけが東海比例ブロックで当選されました。この結果、県内選出自民党国会議員は、衆議院議員が1人、参議院議員は牧野たかお議員1人の、合わせて2人だけとなってしまいました。また、全国的にも衆議院選挙は惨敗し、自民党は政権交代に迫いやられることになり、誠に残念の極みであります。その後、落選された斉藤斗志二県連会長の辞意の表明を受けて、9月29日の臨時県連大会において、塩谷立衆議院議員を新たな県連会長に選出し、再スタートいたしました。

次に参議院補欠選挙であります。参議院補選においては、公募により、40人の中から選ばれた岩井茂樹候補を擁立いたしました。しかし精力的に支部の皆様の力強い応援を頂いたにもかかわらず、当選を果たすことができませんでした。

また、県議会運営において空港部の廃止条例案が提出され、県議会の中で激しい議論が交わされました。自民党県議団としては、三役を中心にして一つの結論にまとめる努力がなされ、最終的に否決の方向で党議拘束をかけることになりました。しかしながら県議団としての決定に反し、最終的に賛否が分れる結果となりました。その後、一連の選挙の結果とともにこの事態の責任を取り、幹事長以下三役が辞表を出し、今日まで2カ月余りの三役不在の空白期間を生み出し、黨員・党友の皆様にご迷惑とご心配をかけてしまったことを大変申し訳なく県連役員一同心からお詫び申し上げます。

さらに、これまで自民党県議団として一つの会派であった党の県議団はこの採決結果を契機に県政運営について意見が分れることになり、11月末新たに「自民改革会議」の会派がつくられました。

この事態を受けて、塩谷県連会長、牧野県連副会長と筆頭副幹事長の私、赤堀佐代子らが相談して、早期に三役選出の方法を協議し、併行して二つの会派の役員と話し合いを進めてまいりました。そして今月4日、両会派から3人ずつ選考委員を出し、選考を行いました。この結果、幹事長には、遠藤榮（自民党県議団）、総務会長・多家一彦（自民党県

議団)、政務調査会長・田島秀雄(自民改革会議)がそれぞれ内定者として選出されました。

県議会自民党は二つの会派に分かれはしましたが、自民党県連所属の県議会議員として、自民党県連の運営については、これまで以上の結束と努力を確認したところであります。〔後略〕

**534 〔第90回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告〕 2010・5・17**

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第90回自由民主党静岡県連大会資料 平成22年度』、2～3頁

**党情報告**

幹事長 遠藤 榮

〔前略〕次に衆議院の選挙区支部長の選任についてご報告申し上げます。

まず最初に衆議院静岡県第三選挙区支部長であります、平成21年12月1日から12月31日の間で公募による募集をさせて頂き、平成22年1月17日に自民党静岡県連及び第三選挙区選考委員会で、1次書類審査、1月29日に2次面接審査を行い、宮澤博行氏を支部長候補者に内定し、2月7日、3区支部代表者会議に報告・了承を得て、2月8日に党本部に上申し、2月9日付けで、第三選挙区支部長に選任されました。〔後略〕

**535 〔第91回自由民主党静岡県連大会資料 党情報告・組織委員会活動方針〕**

2011・5・23

自由民主党静岡県支部連合会所蔵

自由民主党静岡県支部連合会

『第91回自由民主党静岡県連大会資料 平成23年度』、2～3、16～17頁

**党情報告**

幹事長 植田 徹

〔前略〕次に本年4月に行われた、第17回統一地方選挙についてであります。〔中略〕

わが党はこうした状況のもと、地域支部との協議の上、公認39名、推薦3名の計42名の候補を擁立し、選挙戦を展開致しました。わが党候補は県下全域で激戦を展開し、善戦した結果、37名が当選致しました。当選直後、1名の入党県議があり、県議会69議席中、38議席と過半数を獲得した結果、県議会自民党会派「自民改革会議」が発足し、引き続きわが党主導の県政運営ができることとなりました。

〔中略〕

## 平成23年度 組織委員会活動方針（案）

〔前略〕

### 1、新規党員獲得と継続党員の定着化を図る

わが党県連は昨年、23,064名の党員の獲得をしたが、わが党県連を支える磐石な党組織を確立するために、継続党員の定着化と合わせて、女性部・青年部・青年局が若年層等の無党派層に対して、入党促進運動を強化し、更に新規入党促進運動を継続し、党勢の拡大を図る。〔後略〕

## 第2項 民主党

### 536 〔民主党静岡県総支部連合会 第3回定期大会 活動報告〕 2001・9・30

国民民主党静岡県総支部連合会所蔵

民主党広報委員会『民主』

#### ■第1号議案【活動報告】

1999年11月第2回民主党静岡県連総会以後、衆議院選挙・参議院選挙そして党内基盤の強化に追われ、本日まで意志統一の場が設定できませんでした。

これまでの活動は常任幹事会でその都度、総括をして次の課題に取り組んできました。以下4点について報告します。

#### ●第42回衆議院選挙

県内9選挙区全てに候補者擁立を果たし善戦健闘し、躍進しました。6・7・8・9区の小選挙区での当選、1・2区候補の比例区当選は県民の大きな期待の表われでした。

#### ●第19回参議院議員選挙

公募方式を取り入れ新人発掘をし、森から小泉政権への交代による旋風が吹く厳しい選挙を戦い、議席を獲得しました。比例区の実績や小選挙区での活動に今後の課題がありました。

#### ●静岡県知事選挙

県連内では県政検証チームによる検証を行い議論を積み上げましたが、まとまらずに自主投票となりました。

#### ●組織強化活動

所属県議の行政区支部が静岡市・浜松市・三島市に設立されました。

夏の合宿を2回開催。県内視察を2泊3日で1回開催しました。

常任幹事会は通算で32回を数えました。〔後略〕

**537 〔民主党静岡県総支部連合会 第5回定期大会 活動報告〕 2003・6・7**

国民民主党静岡県総支部連合会所蔵

民主党広報・宣伝委員会『民主』

**第2号議案 活動報告**

第4回大会以降の活動は以下のとおり

- 9・11 テロ後の観光不況にあえぐ沖縄県への支援要請を受けて、「県連沖縄応援ツアー」を開催。県内の総支部および後援会から137名が参加。
- 党員・サポーター拡大の取り組みを行い、各総支部が勢力的に取り組み県内で党員1,383名、サポーター22,129名を登録した。
- 第3回政策研修会を開催。地震防災・企業家支援及び地方財政について研鑽をした。
- 民主党代表選が行われ、代表選最終盤の立合演説会に4名の候補が来静し、広く県民に訴えた。
- 第3回県内視察を行い、県西部を中心に第2東名現場・太田川ダム・ロックフィールド静岡ファクトリーの施設を訪問した。
- 空席となっていた第4区総支部長選考会議を聞き、財務省出身の田村謙治氏が決定された。
- 熊谷弘（旧7区総支部長）氏の新党結成による混乱に付いて政治不信と失望感を与えたことにお詫びし、熊谷氏を除籍処分とした。
- 統一地方選に向けた連合静岡との合同会議が行われ、県連は公認候補4名推薦候補14名の擁立を決定した。〔後略〕

**538 〔民主党静岡県総支部連合会 第7回臨時大会 第20回参議院議員選挙結果について〕 2004・8・29**

国民民主党静岡県総支部連合会所蔵

民主党静岡県総支部連合会『民主党静岡県総支部連合会 第7回臨時大会』

**【報告事項】 第20回参議院議員選挙結果について**

民主党静岡県連は今次参議院選挙を、昨年の衆院選の結果を受け止めつつ、次期総選挙での政権交代に向けたステップとなる重要な選挙と位置付け、党内論議と諸活動を進めてきました。

具体的には、政権獲得のための党勢拡大を目標に、選挙区には党公認候補二名を擁立しその必勝を期して、党本部並びに支援団体等との連携を図りながら総力を挙げて取り組んできました。

その結果、比例区では自民党を約12万票上回り第一党となったことは評価できるものの、選挙区では新人のみの当選で二議席独占はならず、力不足を痛感せざるをえませんでした。

以上の経過と結果を踏まえ、以下に若干の総括意見と今後の課題について報告します。

#### 1. 党の主体的力量の強化

民主・自民両党における比例区票と選挙区票の逆転状況は、我が党の日常活動や組織体制の弱さを物語っています。政権交代を果たすに相応しい組織とするために、各総支部等の活動態勢の強化や党员・サポーターの拡大等に一層取り組むことが必要といえます。

また、最も住民に身近な存在である地方自治体議員の組織化は県連発足以来の課題であり、入党促進とともに候補者発掘・擁立に努めることが求められます。

|            | 民主党      | 自民党      |
|------------|----------|----------|
| 比例区<br>得票数 | 664, 413 | 540, 934 |
| 比例区<br>得票率 | 39. 2    | 31. 9    |
| 選挙区<br>得票数 | 731, 511 | 844, 986 |
| 選挙区<br>得票率 | 42. 8    | 49. 4    |

#### 2. 次期衆議院総選挙態勢の確立

今次参院選の得票実績を衆議院小選挙区別に概観すると、比例区は全勝であるにもかかわらず、選挙区では1区以外はリードを許す結果となっています。

これは、選挙協力があったとはいえ、政権交代の正念場を迎える次期衆議院総選挙を展望した時、大きな課題を残しているといわざるをえません。したがって自民党への批判票や民主党への期待票から、候補者本人への信任票へと進化させる活動の強化が重要です。〔後略〕

### 539 【民主党静岡県総支部連合会 第10回定期大会 活動報告】 2007・6・3

国民民主党静岡県総支部連合会所蔵

民主党プレス民主編集部『民主』

#### 第2号議案 活動報告（2006・1～2007・4）

1. 東海ブロック自治体議員セミナー及び東海州議会を浜松市にて約100名参加のもと開催し、地方議会の在り方等についての論議した。
2. 党员・サポーターの拡大運動に取り組み、党员417名・サポーター6,559名の登録を

達成した。

3. 第7区総支部長阿部卓也氏が県議選、第8区総支部長鈴木康友氏が浜松市長選のため転出のため、辞任表明があり、県連および関係機関との協議の結果承認した。
4. 統一地方選においては、県議選では公認候補13名推薦候補11名、市町議選では公認候補4名推薦候補5名を擁立し、県議21名、市町議は全員の当選を果たした。

〔後略〕

#### 540 〔民主党静岡県総支部連合会 第11回定期大会 活動報告〕 2008・4・13

国民民主党静岡県総支部連合会所蔵

民主党プレス民主編集部『民主』

#### 第1号議案 活動報告（2007・5～2008・3）

1. 参議院選挙においては、2期目の榛葉賀津也候補が補選を除き参院選では過去最高の823,184票を獲得し、民主党候補としては初めてのトップ当選を果たした。  
又、比例票も712,377票と自民党の507,879票を大きく引き離した。
2. 空白であった第3区に小山展弘氏、第7区に斉木武志氏、第8区に斉藤進氏が衆議院公認内定者として総支部長に就任し、1区から8区の全候補予定者が決まった。
3. 党員・サポーターの拡大運動の取り組みについては、総支部長の空白区がありながら5,843名の登録を達成した。
4. オレンジミーティング（講演会）の開催に続き、オレンジスクール（政治学校）が35名の受講生を迎え開校した。
5. 道路特定財源の一般財源化とそれに伴うガソリン税等の暫定税率の廃止に向けた各種の活動を実施した。具体的には、第一回オレンジミーティングにおいては、党本部から政調会長を迎え、ご講演を頂いた。また、3月には暫定税率廃止に向けた署名活動を静岡市の青葉公園で実施するとともに、各総支部単位で請願の署名を集めた。4月以降も同様の署名活動を続けていく。〔後略〕

#### 541 〔民主党静岡県総支部連合会 第13回定期大会 活動報告〕 2010・2・20

国民民主党静岡県総支部連合会所蔵

民主党プレス民主編集部『民主』

#### 第1号議案 活動報告（2009・1～2009・12）

1. 政権交代を賭けた衆議院総選挙では有権者の圧倒的な支持を受けて民主党308議席



を獲得し政権交代を実現し、静岡県も全員の当選を果たしました。

又、10月の参議院補欠選挙でも土田博和氏が見事当選し国会に活動の場を得ました。

2. 国政選挙の前哨戦とうたわれた県知事選挙では、連合静岡、県議会会派平成21民主党・無所属クラブと連携し、川勝平太氏を擁立して民間人出身の初めての知事を誕生させました。又、地方自治体選挙においても公認・推薦候補の当選を勝ち取りました。
3. 政治主導による陳情・要望の新たなしくみとして地方発の”改善”や”提案”をより多く為せるよう静岡県連地域主権タスクフォースを組織し、各級議員が受付窓口となり東・中・西の各ブロックの精査会を経て県連精査会から党本部幹事長室に提出するという新たな仕組みをつくりました。
4. 党員・サポーターの取り組みについては、過去最高だった昨年と同人数の7,748名を達成しました。
5. 第2期オレンジスクールは浜岡原子力発電所の視察を始めとして4回開催しましたが、選挙の連続で卒業は今年度にくりこしました。
6. 青年局は東・中・西部の支部を設立し会合をもつとともに、35才以下を対象とした青年部を設置し、11月には総会を開催しました。
7. 浜松市東区支部、富士宮市支部、下田市支部に続き浜松市浜北区支部が4番目の行政区支部として設立されました。〔後略〕

### 第3項 公明党

#### 542 〔第4回公明党静岡県本部大会活動報告〕 2003・5・18

公明党静岡県本部所蔵

公明党静岡県本部『第4回県本部大会 2003』

#### 第1号議案

##### 第4回公明党静岡県本部大会活動報告（案）

平成15年5月18日

昨年は11月2日に行われた第3回公明党全国大会を受けて、11月10日に第3回静岡県代表者会議を開催し、公明党静岡県本部大会といたしました。この第3回大会は、焼津市議選と統一地方選挙大勝利を目指して、勇躍スタートを切った大会でありました。よって本大会の活動報告は、この間の選挙結果をもってご報告といたします。

まず本年2月2日投票日の焼津市議選は、合計得票数8,220票、前回比389票増の過去最高得票で、全員当選し現有3議席を確保いたしました。本年の初戦に大勝利できたことは、

次の統一地方選挙の戦いに向けて大きな弾みになりました。

4月13日投開票の統一地方選挙前半戦、県議会議員選挙は現有6議席から1議席増を目指した戦いでした。その結果、富士市選挙区において初の議席を獲得し、公明党静岡県議会は県内5選挙区から候補者7名が全員当選し、過去最多タイとなる大前進でありました。この戦いは、他党の現職がことごとく落選する中で、全員が上位で入る圧倒的な大勝利となりました。4名から6名に躍進した、前回の県議会議員選挙の総得票数が104,076票。それが今回は141,440票となり、候補者を増やしたとはいえ37,364票の得票増、すべての選挙区で大幅な得票増となりました。〔中略〕

次に4月27日投開票の後半戦、市議選・町議選では6市・町議選が無投票となり、7名の当選者を出すことができました。その後の選挙戦は、残る15市・町議選で33名全員が激戦を勝ち抜き、合計40名全員当選という大勝利の結果となりました。なかでも、浜松市・島田市・下田市においては議席増を勝ち取り、これで静岡県本部所属議員は合計81名の陣容となりました。おめでとうございます。〔中略〕

また、今回の戦いで、たいへん大きな力となったことのひとつに、女性の会と党女性局が推進してきました『女性専門外来』の設置を求める要望書の署名活動がありました。署名数は、最終517,880名にのぼり、県内においては前代未聞のものとなりました。既に1月20日には、これらの署名簿を携え、石川知事に申し入れを済ませ、また代表質問でもその必要性を訴えてきましたが、今後さらに知事、県当局、病院側との交渉を確実にすすめて、県立総合病院への設置を必ず実現してまいります。あらためて、ご尽力くださった女性の会の皆さまをはじめ関係者の方々に心より感謝申し上げます。〔後略〕

#### 第4項 日本共産党

##### 543 〔議会運営改善に関する申入れ〕 2010・6・21

日本共産党静岡県委員会所蔵

日本共産党静岡県議会議員団『静岡県県政資料 2010年5月臨時会から  
2011年2月議会まで 静岡県議会議員 花井征二』、資料編

2010年6月21日

静岡県議会議長 天野進吾様

日本共産党静岡県議会議員団  
花井 征二

議会運営改善に関する申入れ

天野議長、岩瀬副議長には、公平・公正で民主的な議会運営を期待しております。

県民生活が一層深刻化している今日、県民の県政への期待が高まり、県議会にも『言論の府』・牽制機関としてのその役割が十二分に発揮されることが期待されているだけに、昨年に引き続き議会運営の一層の改善を申し入れます。

静岡県政務調査費の交付に関する条例第2条では「政務調査費は、静岡県議会の会派（所属議員が一人の場合を含む）に対し交付する」と一人でも「会派」とみなされているのに、現実には、「2人以上をもって会派を組織できる」という議運内規が優先され、しかも「会派に属さない議員」には差別的扱いが多々あり、例えば議員にとって一番大事な権限であり義務でもある議案審議権（議案質疑）は、時間を5分と制限の上、9月と2月の定例会のみ認めるということになって、今回の6月議会のように16本の議案提案があっても議案質疑が認められず、12月議会でも認められていません。

また議会の申し合わせ機関である各派代表者会議の参加はおろか、議会運営委員会への委員外議員としての参加さえも認められておらず傍聴しか許されていません。このようなことは、「議会は議員全員で構成するとの原則」や「議員平等の原則」に反します。

一昨々年の議会事務局の調べでも、議会運営委員会への参加は、「一人議員」が存在しない21府県を除く26都道府県のうち13道県で「一人議員」を委員外議員としての参加を認めており、本県でも元々認めていたことは、私が「一人議員」だった当時、一緒に議会運営委員として活躍されていたので、議長も御承知のはずであります。

そこで、議員としての権利は、議長も一議員も同じという「議員平等の原則」や「議会は議員全員で構成するという原則」に則って議会運営の改善を図られるよう、以下の点を是非ご検討、ご配慮をお願い申し上げます。

#### 記

- 1、議会運営委員会の内規を変更し、静岡県政務調査費の交付に関する条例に合わせ、一人会派を認めること。ただし各派代表者会議への参加は2名以上の会派でも結構ですが、傍聴を認めること。
- 2、6月、12月定例会についても、本会議における議案質疑の機会を保障し、質疑時間も従来通り「おおむね10分」にしていきたいこと。
- 3、（議案質疑保障の上）、本会議での質問時間を最低でも年間45分、年2回の質問機会を確保いただきたいこと。
- 4、議会運営委員会への委員外議員としての参加と本年度の決算特別委員会への参加、議長諮問の各種協議・検討会への参加を保障していただきたいこと。
- 5、議会運営委員会の『申し合わせ』（昭61.9.22議運）では、「会派を構成していない議員から提出された意見書案、決議案は、枠外で事務局預かりとして議会運営委員会に報

告する。この場合、1会派でも賛同会派があれば正式に受理し、小委員会に付託して審議する」となっていますが、申し合わせを行った当時の考え方は、「賛同会派」というのは「小委員会での議論対象とすることに賛同」というものだったはずで、この元の考え方に立ち、「提案者に代わって責任を持つことが賛同の意味」といった賛同会派に過大な負担を負わせる現在のやり方を改め、できるだけ全党・全会派の提案を生かして議会意思を形成していく方向に改善されること。

## 第5項 社会民主党

### 544 〔社会民主党静岡県連合第6回定期大会 一般活動経過報告〕 2000・9・3

静岡社会文化会館所蔵  
社会民主党静岡県連合『社会民主党 第六回定期大会』

#### 社会民主党静岡県連合第6回定期大会

〔前略〕

#### 一般活動経過報告

〔前略〕

##### 1. 組織対策について

1. 第5回定期大会以降、残念ながら地域支部・職域支部とも党員数の減少が続いています。その原因が党員が所属する労働組合が民主党支持に移行したことで、労組指導部から離党勧告などによって集団離党する状況もあり深刻にとらえ〔る〕べきものであります。

一方、ある職場では社民党支持グループによる党員の拡大運動や、地域支部においても労組OBをリストアップして入党への働きかけや『社会新報』の拡大運動を行うなど一定の成果が出てきています。

2. 現時点の党員の年齢構成は65歳以上が党員の全体の41.6%を占めています。各年齢区分では20歳～29歳が0.4%、30歳～39歳が2.8%、40歳～49歳が7.9%、50歳～59歳が26.6%、60歳以上が52.3%で平均年齢は55.6歳と高齢化しており、この状況を深刻に考えていかなければ〔ママ〕なりません。(2000年8月8日現在)
3. 第5回定期大会時点の『社会新報』は、1,174部でしたが、現在は948部に減少しています。紙誌代の滞納月数も県平均で3.5カ月となり県総局への還元金が停止しています。その原因が特定分局の長期滞納にありますので、長期滞納分局への指導をさらに強めていく必要があります。〔後略〕

## 545 社会民主党静岡県連合第8回定期大会 2002年・2003年度活動経過報告

2004・2・7

静岡社会文化会館所蔵

社会民主党静岡県連合『社会民主党静岡県連合第8回定期大会  
二〇〇四年二月七日 静岡市・クーポール会館』

〔前略〕

### 3. 支持労組代表者会議の開催について

党再建委員会〔ママ〕の方針を受け2002年3月30日に静岡市内で「第1回支持労組（単産・単組・グループ）代表者会議を開催しました。会議には労組側から全通・全農林・全造船・県教組・県職・富士市職・横浜ゴムに所属している党員役員が出席し、党側からは県連合三役や労組担当の幹事が出席しました。会議では党側から労組内での党員拡大をはじめ「社民党支持労組・支持グループ懇談会（略称・労組関係懇談会）」の設置や「社民党・支える会」への協力要請を行い、意見を交換しました。

労組側からは「県段階では執行権がない。個人的にどこまで協力できるのかどうか」（全通〔ママ〕）「連合との関係が中央段階と比べると弱い。定期的な意見交換をする必要ではないか」（県職）「中央では民主党、県によっては社民党といったねじれがある。今後は憲法問題や教育基本法の扱いがポイント」（県教組）「中央では民主党だが県段階では社民党で対応している。今後は公務員制度改革などが焦点になる」（全農林）といった意見など各単産・単組の事情が報告されたが、労組関係懇談会の設置などについては了承されました。〔後略〕

## 第3節 東富士演習場問題

### 546 ＜権利協定＞第八次東富士演習場使用協定終結に関する課題事項の協議経過書

2005・3・29

東富士演習場地域農民再建連盟

『第九次東富士演習場使用協定文書類集』、2005・6・1、69～76頁

会議経過 自：平成16年12月22日

至：平成17年3月29日

第八次東富士演習場使用協定終結処理委員会

開催日時：平成17年3月29日（火）13時30分より

開催場所 : 御殿場市高根団体会館

司 会 : 富士防衛施設事務所長

議 長 : 静岡県生活・文化部長

会議の構成 : 国 側 … 防衛施設庁・横浜防衛施設局

陸上自衛隊富士学校（オブザーバー）

行 政 側 … 御殿場市

裾野市

小山町

権利者側 … 土地協定当事者

入会協定当事者

立 会 人 … 静岡県

東富士演習場地域農民再建連盟

〔中略〕

#### 第1 演習場の管理・運営に関する課題

##### 1 米軍東富士演習場の全面返還に関する事項【米軍営舎地区返還問題専門委員会所管】

〔中略〕

##### 2 治山治水総合対策に関する事項 【治山治水対策委員会所管】

〔中略〕

##### 3 演習場内農林道・入会道及び施設道路に関する事項【農林道・入会道分科会所管】

〔中略〕

##### 4 演習場区域の変更、演習用新施設の構築、第三者使用その他使用協定の運用に関する事項 【使用協定運用委員会所管】

###### （1）日米共同訓練等の問題の件

〔中略〕

###### （2）沖縄県道104号線越え米軍実弾射撃訓練の分散・実施訓練（以下「104訓練」）に関する件

###### <地元の意見>

- ① 第八次協定期間中に東・北富士演習場において実施した104訓練は、次のとおりであるが、平成16年度実績の検証は未済となっているので、実績の報告を求める。



| 区分<br>年度       | 東富士演習場                                            | 北富士演習場                       | 矢臼別演習場                     | 王城寺原演習場                  | 日出生台演習場                    |
|----------------|---------------------------------------------------|------------------------------|----------------------------|--------------------------|----------------------------|
| 平成<br>12<br>年度 | 12年9月10日間<br>発射弾数2528発<br>米軍総射撃実績日数90日            | 12年11月<br>9日間<br>発射弾数448発    | 12年6月<br>8日間<br>発射弾数548発   | 訓練なし                     | 13年2月<br>8日間<br>発射弾数366発   |
| 平成<br>13<br>年度 | 13年9月10日間<br>発射弾数1117発<br>米軍総射撃実績日数79日            | 13年11月<br>9日間<br>発射弾数356発    | 訓練なし                       | 13年7月<br>8日間<br>発射弾数376発 | 14年2月<br>8日間<br>発射弾数360発   |
| 平成<br>14<br>年度 | 15年1～2月9日間<br>発射弾数420発<br>米軍総射撃実績日数117日           | 14年11～12月<br>8日間<br>発射弾数334発 | 14年9月<br>10日間<br>発射弾数2148発 | 14年7月<br>8日間<br>発射弾数544発 | 訓練なし                       |
| 平成<br>15<br>年度 | 訓練なし<br>米軍総射撃実績日数97日                              | 15年11～12月<br>8日間<br>発射弾数330発 | 15年9月<br>10日間<br>発射弾数1791発 | 15年7月<br>8日間<br>発射弾数496発 | 16年1～2月<br>9日間<br>発射弾数350発 |
| 平成<br>16<br>年度 | 16年9月10日間<br>発射弾数1060発（非公式）<br>米軍総射撃実績日数<br>（未発表） | 訓練なし                         | 未発表                        | 未発表                      | 未発表                        |

〔後略〕

#### 547 第九次東富士演習場使用協定終結に関する課題事項の協議経過書 2010・3・29

東富士演習場地域農民再建連盟

『第十次富士演習場使用協定文書類集』、2010・5、75～81頁

日程経過 自：平成21年12月17日

至：平成22年3月29日

第九次東富士演習場使用協定終結処理委員会

開催日時：平成22年3月29日（月）13時30分より

開催場所：玉穂報徳会館区民ホール

司 会：富士防衛事務所長

議 長：静岡県県民部長

会議の構成：国 側…防衛省

南関東防衛局

富士防衛事務所

陸上自衛隊富士学校

行政側…御殿場市

裾野市

小山町  
 権利者側 … 土地協定当事者  
 入会協定当事者  
 事業団体  
 立 会 人 … 静岡県  
 東富士演習場地域農民再建連盟

〔中略〕

# 第1 演習場の管理・運営に関する課題

## 1 米軍東富士演習場の全面返還に関する事項

【米軍営舎地区返還問題専門委員会所管】

- (1) 米軍営舎地区の解消及び返還促進について〔略〕
- (2) 沖縄の基地負担軽減策と東富士演習場への影響について〔略〕
- (3) 米軍営舎地区における提供施設整備について

〔中略〕

## 4 演習場区域の変更、演習用新施設の構築、第三者使用その他使用協定の運用に関する事項 【使用協定運用委員会所管】

- (1) 日米共同訓練等の問題について〔略〕
- (2) 沖縄県道 104 号線越え米軍実弾射撃訓練の分散・実施訓練（略称「104 訓練」）について

<地元の意見>

- ① 第九次使用協定期間中に、東・北富士演習場ほか3演習場において実施した 104 訓練の実績は、次のとおりであるが、同協定の最終年度である平成 21 年度実績の検証は未済となっているので、実績の報告を求める。

| 区分<br>年度       | 東富士演習場                                                     | 北富士演習場                                    | 矢臼別演習場                                    | 王城寺原演習場                                  | 日出生台演習場                                 |
|----------------|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 平成<br>17<br>年度 | 7. 15～7. 22 8 日間(夜 4 日)<br>発射弾数 264 発<br>米軍総射撃実績日数 83 日    | 11. 4～11. 12<br>9 日間(夜 0 日)<br>発射弾数 520 発 | 9. 5～9. 15<br>10 日間(夜 6 日)<br>発射弾数 687 発  | 訓練なし                                     | 1. 30～2. 7<br>8 日間(夜 3 日)<br>発射弾数 600 発 |
| 平成<br>18<br>年度 | 9. 16～9. 25 10 日間(夜 8 日)<br>発射弾数 2108 発<br>米軍総射撃実績日数 104 日 | 11. 25～12. 6<br>9 日間(夜 5 日)<br>発射弾数 600 発 | 訓練なし                                      | 7. 19～7. 27<br>8 日間(夜 4 日)<br>発射弾数 320 発 | 訓練中止                                    |
| 平成<br>19<br>年度 | 訓練中止<br>米軍総射撃実績日数 65 日                                     | 訓練中止                                      | 9. 18～9. 27<br>10 日間(夜 8 日)<br>発射弾数 972 発 | 訓練中止                                     | 訓練なし                                    |

|                |                            |                                         |                                             |      |       |
|----------------|----------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------|------|-------|
| 平成<br>20<br>年度 | 訓練なし<br>米軍総射撃実績日数 80 日     | 訓練中止                                    | 11. 20～11. 29<br>10 日間(夜 5 日)<br>発射弾数 531 発 | 訓練なし | 訓練中止  |
| 平成<br>21<br>年度 | 訓練中止<br>米軍総射撃実績日数<br>(未発表) | 11. 2～11. 11<br>10 日間(未発表)<br>発射弾数(未発表) | 訓練中止                                        | 訓練なし | 未 発 表 |

☆各年度合計      平成 17 年度 … 35 日・2,071 発  
                          平成 18 年度 … 27 日・3,028 発  
                          平成 19 年度 … 10 日・ 972 発  
                          平成 20 年度 … 10 日・ 531 発  
                          平成 21 年度 … 未発表〔後略〕

#### 548 第十次東富士演習場使用協定終結に関する課題事項の協議経過書 2015・3・27

東富士演習場地域農民再建連盟

『第十一次富士演習場使用協定文書類集』、2015・5、83～96 頁

日程経過            自:平成 26 年 12 月 17 日

                         至:平成 27 年 3 月 27 日

第十次東富士演習場使用協定終結処理委員会

○開 催 日 時：平成 27 年 3 月 27 日（金） 13 時 30 分より

○開 催 場 所：玉穂報徳会館 区民ホール

○司            会：富士防衛事務所長

○議            長：静岡県くらし・環境部長

○会議の構成：国        側 … 防衛省

                         南関東防衛局

                         富士防衛事務所

                         陸上自衛隊富士学校

行 政 側 … 御殿場市

                         裾野市

                         小山町

権利者側 … 土地協定当事者

                         入会協定当事者

                         事業団体

立 会 人 … 静岡県

東富士演習場地域農民再建連盟

第1 演習場の管理・運営に関する課題

1 米軍東富士演習場の全面返還に関する事項

【米軍営舎地区返還問題専門委員会所管】〔略〕

2. 治山治水総合対策に関する事項 【治山治水対策委員会所管】〔略〕

3. 農林道・入会道及び施設道路に関する事項 【農林道・入会道分科会所管】〔略〕

4. 使用協定の運用に関する事項 【使用協定運用委員会所管】

(1) 日米共同訓練等の問題について〔略〕

(2) 104 移転訓練について

<地元の意見>

- ① 第十次使用協定期間中に実施された、各年度における沖縄県道 104 号線越え米軍実弾射撃訓練の分散・実施訓練（略称「104 移転訓練」）の実績は、次のとおりであり、この実績については、各年度終了後、使用協定運用委員会において検証してきたところであるが、同協定の最終年度である平成 26 年度実績の検証は未済となっており、当該年度に限っては、同協定期間の満了までに検証を済ませる必要がある。併せて、同協定期間中における 104 移転訓練の総合検証をしなければならない。

よって、平成 26 年度に実施した 104 移転訓練の実績を報告されたい。

第十次使用協定期間中における 104 移転訓練実績

| 区分<br>年度       | 東富士演習場                                                                                  | 北富士演習場                                                                        | 矢白別演習場                                                                     | 王城寺原演習場                                                                  | 日出生台演習場                                                               |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 平成<br>22<br>年度 | 大隊 砲 12 門<br>9. 10～9. 19<br>10 日間<br>小火器 1 日間 夜間 7 日間<br>発射弾数 1,760 発<br>米軍総射撃日数実績 96 日 | 訓練休止                                                                          | 大隊 砲 12 門<br>5. 28～6. 8<br>うち 10 日間<br>小火器 1 日間<br>夜間 9 日間<br>発射弾数 1,799 発 | 中隊 砲 6 門<br>11. 22～12. 1<br>10 日間<br>小火器 2 日間<br>夜間 2 日間<br>発射弾数 1,095 発 | 中隊 砲 4 門<br>2. 7～2. 11<br>5 日間<br>小火器 1 日間<br>夜間 3 日間<br>発射弾数 500 発   |
| 平成<br>23<br>年度 | 大隊 砲 12 門<br>6. 18～6. 27<br>10 日間<br>小火器 2 日間 夜間 8 日間<br>発射弾数 3,105 発<br>米軍総射撃日数実績 87 日 | 大隊 砲 12 門<br>11. 11～11. 22<br>うち 10 日間<br>小火器 4 日間<br>夜間 7 日間<br>発射弾数 2,098 発 | 訓練休止                                                                       | 訓練休止                                                                     | 中隊 砲 6 門<br>2. 10～2. 19<br>10 日間<br>小火器 2 日間<br>夜間 7 日間<br>発射弾数 720 発 |

|                |                                                                                     |                                                                  |                                                                  |                                                               |      |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|------|
| 平成<br>24<br>年度 | 中隊 砲6門 (予備2門)<br>9.9～9.18<br>10日間<br>小火器7日間 夜間7日間<br>発射弾数 1,900 発<br>米軍総射撃日数実績 96 日 | 中隊 砲6門<br>11.10～11.19<br>10日間<br>小火器2日間<br>夜間5日間<br>発射弾数 995 発   | 大隊 砲12門<br>6.13～6.21<br>9日間<br>小火器2日間<br>夜間6日間<br>発射弾数 1,833 発   | 中隊 砲6門<br>2.18～2.25<br>うち6日間<br>小火器2日間<br>夜間3日間<br>発射弾数 540 発 | 訓練休止 |
| 平成<br>25<br>年度 | 中隊 砲6門<br>10.1～10.4<br>うち3日間<br>小火器1日間 夜間2日間<br>発射弾数 451 発<br>米軍総射撃日数実績 98 日        | 大隊 砲12門<br>1.19～1.31<br>うち9日間<br>小火器3日間<br>夜間5日間<br>発射弾数 1,740 発 | 大隊 砲12門<br>6.10～6.21<br>うち9日間<br>小火器0日間<br>夜間6日間<br>発射弾数 2,082 発 | 中隊 砲6門<br>9.4～9.7<br>4日間<br>小火器1日間<br>夜間3日間<br>発射弾数 700 発     | 訓練休止 |
| 平成<br>26<br>年度 | 訓練中止<br>米軍総射撃日数実績<br>(未公表)                                                          | 未発表                                                              | 未発表                                                              | 未発表                                                           | 未発表  |

☆各年度合計 平成22年度…35日間(小火器5日間)、5,154 発  
平成23年度…30日間(小火器8日間)、5,923 発  
平成24年度…35日間(小火器13日間)、5,268 発  
平成25年度…25日間(小火器5日間)、4,973 発  
平成26年度…未公表

〔以下略〕

### (3) オスプレイの運用について

#### <地元の意見>

- ① 第十次使用協定期間中に実施された、東富士演習場及びキャンプ富士における米海兵隊垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイの飛行訓練等の実績(目的・期日・場所・騒音測定結果・飛来及び帰投ルート)を整理されたい。
- ② 東富士演習場等におけるオスプレイの運用に関して、国は、従前から行っている運用の範囲内で行うものであると説明している。当該運用の範囲内であることの判断基準を説明されたい。
- ③ 東富士演習場及びキャンプ富士におけるオスプレイの飛行訓練等を恒常化せず、日米合同委員会合意等の安全対策を徹底されたい。
- ④ 陸上自衛隊は、平成27年度からティルト・ローター機(V-22)を導入する計画であるが、当該導入計画を具体的に説明されたい。また、日本国内のどこに配備するのか、東富士演習場において飛行訓練等の計画があるのか、説明されたい。

#### <国の回答>

- ①について：第十次使用協定期間中に実施された、東富士演習場及びキャンプ富士におけるMV-22 オスプレイの飛行訓練等の実績(目的・期日・場所・騒音測定結果・飛来

及び帰投ルート)については、次のとおりである。

第十次使用協定期間中におけるMV-22 オスプレイの飛行訓練等の実績

| 期 日       | 場 所    | 目 的           | 騒音測定結果                                                              | 飛来及び帰投ルート                                                                                                                                                            |
|-----------|--------|---------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 26. 7. 15 | キャンプ富士 | 人員輸送          | ①滝ヶ原駐屯地内<br>87.6 デシベル<br>②玉穂支所<br>61.0 デシベル<br>③駒門駐屯地内<br>－ (注2)    | 飛来ルート<br>1 機がキャンプ富士の北東、小山町方向の山沿いから飛来。                                                                                                                                |
| 26. 7. 18 | キャンプ富士 | 人員輸送          | ①滝ヶ原駐屯地内<br>70.1 デシベル<br>②玉穂支所<br>67.0 デシベル<br>③駒門駐屯地内<br>－ (注2)    | 帰投ルート<br>1 機がキャンプ富士を南方向に離陸し、演習場上空を北方向へ旋回、足柄方向へ飛行。                                                                                                                    |
| 26. 8. 19 | 東富士演習場 | 離発着訓練<br>(注3) | ①滝ヶ原駐屯地内<br>56.0 デシベル<br>②玉穂支所<br>62.5 デシベル<br>③駒門駐屯地内<br>－ (注2)    | 飛来ルート<br>2 機が玉穂支所上空を南西方向から北東の小山町方向へ飛行。その後、東富士演習場の南西方向から飛来。うち1機は北富士演習場方向へ飛行。                                                                                          |
|           |        |               |                                                                     | 帰投ルート<br>1 機が東富士演習場内の大日堂付近上空で旋回、南西方向へ飛行。                                                                                                                             |
| 26. 8. 20 | 東富士演習場 | 離発着訓練         | ①滝ヶ原駐屯地内<br>60.5 デシベル<br>②玉穂支所<br>62.5 デシベル<br>③駒門駐屯地内<br>57.0 デシベル | 飛来ルート<br>2 機が富士学校上空付近に飛来。<br>東富士演習場の大日堂付近上空で旋回、うち1機は北富士演習場方向へ飛行。<br>帰投ルート<br>北富士演習場方向から飛来した1機が、東富士演習場内の須走付近で旋回、東富士演習場で訓練していた1機と合流、南方向へ飛行。<br>2 機が駒門駐屯地の南側を西から東方向へ飛行。 |

注1. 表中の騒音測定結果並びに飛来及び帰投ルートは、南関東防衛局職員の日視等による調査結果による。

2. 表中の騒音測定結果の－は、オスプレイとの距離が遠く、測定できなかったもの。

3. 視界不良のため訓練実施せず。

〔後略〕



